EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO
3 1761 03148 8216

昭和八年四月二十日印刷
昭和八年四月二十五日發行
昭和十四年八月二十五日再版發行

【定價 金一圓五十錢】

國譯一切經 [illegible]部 二十

不許複製

印刷者 [illegible]
印刷所 [illegible]

發行所 株式會社 大東出版社
東京市芝區芝公園七號地
電話 芝（[illegible]）〇[illegible]〇番
振替 東京[illegible]九四七番

昭和八年四月十五日印刷
昭和八年四月二十日發行
昭和十四年八月十五日再版發行

不許複製

國譯一切經 律部二十

【定價 金一圓五十錢】

編輯兼發行者 岩野眞雄
東京市芝區芝公園地七號地十番

印刷者 長尾文雄
東京市芝區芝浦二丁目三番地

印刷所 日進舍
東京市芝區芝浦二丁目三番地

發行所
東京市芝區芝公園地七號地十番
株式會社 大東出版社
振替東京一九四七一番
電話芝（三九四四番
　　　　三〇四〇番

製本所 兩角製本所

索　　引

（頁數は通頁を表す）

―ア―

阿瑜率漫 271
安隱 283
安居坐夏 29
庵沒羅樹 9
闇林 48

―イ―

遺子 141
一形 313
一切成太子 16
一指 93
一肘 94
一百口の房 270
一褒灑陀界 1
因起施惡 216
絪 186

―ウ―

有支 39
有尋有伺 22
鄔曇蓬斯 191
溫泉林 178

―エ―

衣利 138
廻轉進趣、執鉤、執索 191
琰摩獄卒 277
瞻部影像 247

―オ―

王因 247
應受生者 40
音息 197
飲食と細末 166

―カ―

珂但尼食 132
過午時 243
迦栗底迦賊 154
枴行 181
開遮 292
畫石 318
羯恥那衣 9
羯播死迦 34
羯刺㒵 287

祈成 82
間隔を爲す 169
歡喜 16
歡喜園 129
鹼鹽 349

―キ―

期尅 131
喜力 16
喜樂定 22
蟣 93
吉祥印 319
給苑 333
恭侍 318
教授苾芻尼七法具足 291
行 64
行雨婆羅門 72
行雨夫人 62
行雨夫人並剎帝利 139
行苾芻 243
金鋌 108

―ク―

拘盧舍 94
鳩槃茶 219
鵂鶹 282
齲齒 181
愚路至愚至鈍本生譚 308
愚路得道本生譚 310
瞿比迦 29
屈路陀林 19
隅中時 243
蚼 194
君持 5, 260

―ケ―

下行 246
夏衣 149,329
魁膾 42
隙遊塵 93
乾砂潭 309
賢雨河 1
賢善 27
元心 66

現在苾芻 251

―コ―

故二尼 329
五衣 51
五嚼食 327
五種正食 327
五種別人 205
五年會 10
五百釋種苾芻離食本生譚 39
五輪 293
江猘海豬 314
高世耶 81
高詰薄迦 34
廣額 213
廣嚴城獼猴池側高閣堂 217
穬麥 283
曠野 283
喬答彌 95
極微 93
金塵 93

―サ―

坐枯 242
西尼迦窟 1, 190
三啓經 147. 225
三尊 68
三驛 322
三轉 16
三木枑 152
三輪 13
三漏 287

―シ―

四護世 147
四種窟 83
四諍 204
四念住 287
四分黑毛 84
四明、八術 174
祠薪 295
自性施惡 216
侍縛迦 315
侍縛迦王子本生譚 318

時景 271
軾處 7
七菴婆羅樹界 242
七種有事福業 161, 277
七樹 242
七樹間 9
七多羅樹 22
七菩提 287
悉談章
出息 108
濕泥墼 281
蝨 93
捨墮法第二離三衣學處 1
捨墮法第三月望衣戒 9
捨墮法第四使非親尼浣故學處 13
捨墮法第五從非親尼取衣學處 34
捨墮法第六從非親居士乞衣學處 55
捨墮法第七過量乞衣學處 61
捨墮法第八知俗人共許與衣就乞學處 66
捨墮法第九知俗人別許與衣就乞學處 71
捨墮法第十過限索衣學處 72
捨墮法第十一用野蠶絲作敷具學處 81
捨墮法第十二用純黑羊毛作敷具學處 83
捨墮法第十三過分數作敷學處 83
捨墮法第十四作減六年敷具學處 84
捨墮法第十五作新敷具不𢩀壞色學處 87
捨墮法第十六自擔負羊毛學處 90
捨墮法第十七使非親尼治羊毛學處 94
捨墮法第十八捉金銀等學處 98
捨墮法第十九出納求利學處 104
捨墮法第二十販賣學處 110
捨墮法第二十一得長鉢過十日不分別學處 111
捨墮法第二十二乞鉢學處 113
捨墮法第二十三自乞縷使非親族織師織作衣學處 120
捨墮法第二十四勸織師學處 128
捨墮法第二十五奪衣學處 133
捨墮法第二十六急難施衣學處 137
捨墮法第二十七阿蘭若六夜學處 152
捨墮法第二十八預前求過後用雨浴衣學處 158
捨墮第二十九迴衆物入已學處 159
捨墮法第三十服過七日藥學處 166
車輾 7
賒 69
奢搦迦 34
釋迦處服革人聚落 159
赤節病 215
主人 242
主人苾芻 1
朱荼半託迦 294
取食苾芻 238
種子有情村 226
種姓婆羅門 294
受食人 50
十受事苾芻 225
執事人 78
執杖神王 147
衆合獄 41
十二衆苾芻尼 53
十二衆苾芻尼本生譚 305
十二肘人 231
十二肘梯 4
十六事處 223
十八種差別 158
住位了教憍陳如 30
淮陀 283
稃 252
初食 50
諸小座安水器物 140
小軍 35
小食時 243
小隨小戒 222
小路 290
少力 283
少力苾芻尼裔答彌 283
生門婆羅門 9, 242
正學女 245
正修讀誦作意 83
松幹 213
商搉 95
青衣、白衣 228
青稊 182
唱令家 275
聖方國法 197
廠廡 182
廠處 65
將衣者 131
將行の利養 90
勝慧河 217
勝義諦 236
勝軍王 143
勝軍聚落 16
淨人 78
信心羅刹 77
針線作 249
新瞿昧耶 212
深摩舍那 42

—ス—

芻摩迦 34
永塵 93

—セ—

施主衣 341
青旗海賊 314
制底 137
歳年會 10
勢分 3
說過苾芻行法 214
仙藥 295
仙人服闍 171
陀達言惱他本生譚 236
闡陀比丘本生譚 281
膽病所須 262
善牙 199
善行 283
善行男子 16

善劍 143
善生夫人 30
善施長者 237
善詞 199

—ソ—

疎堂 266
草稕 252
澡豆 246
僧脚崎 156
僧祇 154
俗流婆羅門 225
尊者圓滿 215
尊者俱恥羅 215
尊者賢善 215
尊者高勝 21
尊者善實 215
尊者大迦多演那 215
尊者大准陀 215
尊者無勝 215

—タ—

特兙拏呪願 225
墮負 174
墮法第一故妄語學處 170
墮法第二毀呰語學處 181
墮法第三離間語學處 195
墮法第四發舉學處 204
墮法第五獨與女人說法過五六語學處 205
墮法第六本圓具人同句讀誦學處 210
墮法第七向未圓具人說麁罪學處 212
墮法第八實得上人法向未圓具人說學處 217
墮法第九謗迴衆利物學處 220
墮法第十輕呵戒學處 222
墮法第十一壞生種學處 224
墮法第十二嫌毀輕賤學處 229
墮法第十三違惱言教學處 232
墮法第十四在露地安僧敷學處 287
墮法第十五不舉草敷具學處 252
墮法第十六强牽苾芻出僧房學處 260
墮法第十七强惱觸他學處 267
墮法第十八故放身坐臥脫脚牀學處 270
墮法第十九用蟲水學處 273
墮法第二十造大寺限學處 274
墮法第二十一衆不差教授苾芻尼學處 283
墮法第二十二教授苾芻尼至日暮學處 324
墮法第二十三謗他爲飲食故教授苾芻尼學處 327
墮法第二十四與非親苾芻尼作衣學處 328
墮法第二十五與非親苾芻尼作衣學處 331
墮法第二十六與苾芻尼同道行學處 333
墮法第二十七與苾芻尼同乘一船學處 336
墮法第二十八獨與女人在屏生學處 338
墮法第二十九與苾芻尼屏處坐學處 340
墮法第三十知苾芻尼讚歎得食學處 341
墮落罪 219
大衣 283
大世主 95, 283
大世主喬答彌 30
大路 290
第五護世 186
達磨陀那苾芻尼 95
健稙織師 122
咀吔揭多 37
痰癊傷寒 266

—チ—

知辱 228
竹林聚落 217
中宮 149
晝日閑林 139
貯擣 82
長者仙授・故舊 30
長淨事 155
頂髻會 10
陳稻 184

—ト—

杜多行 344
兎毛塵 83
都城語 291
覩史天 13
東園鹿子母 341
東宮太子 322
童子迦攝波 33
禿角 183
獨孤洛迦 34

—ナ—

諾佉鉢奢彌 235
內眼處 284
納婆鉢奢彌 236
難 329
難渡河 337
難鐸迦 283

—ニ—

二十見齒 95
二十身見 27
汝家女廁如獄停旃荼羅 343
泥波羅國 90
泥婆珊 65
日角時 247
日晡後 48
日暮時 244
時溺屈路施樹 226
如理作意 36
忍寒 85

—ネ—

嬭母棄衣 12
念誦 250

—ハ—

波逸底迦 178
波逸底迦法 170
波怛羅 59, 156
破納 13
頗胝色 22
八支道 287
八尊重法 291
八他勝法 291
八日直 138
鉢吒 128
半々拘盧舍 94
半爾 84

畔睇 84
般支迦葉叉大將 147

—ヒ—

非時衣 9
非時俱物頭會 323
卑箄迦 301
陂池 236
毘伽多 138
毘盧宅家 250
畢麗多 219
白鴿聚落 337
白氈林 16
瓶魚文字盤屈等 206
貧人行 63

—フ—

不應作 213
不堅濕處 227
不觸不見 33
不離僧伽胝羯磨 2
布羅 94
晡後時 244
晡時 243
蛗螽 226
複僧伽胝衣 331
佛世尊の端嚴教 116
分別 113
文學 394
糞掃鬼 219

—ヘ—

吠陀羅 275
遍往 212

—ホ—

方言
法手苾芻 174
褒灑陀 290
逢石 185
蓬瓮 294

寶髻 98
寶洲 314
傍生趣嫌毀呰因緣譚の一 182
傍生趣嫌毀呰因緣譚の二 187
犯捨物 2
餅汁 227
梵天此世界主 147
梵摩達多 318

—マ—

末臘婆 283
摩那鞞 212
摩納縛迦 174
磨石 96
莫訶半託迦 293
滿々拘盧舍 94

—ミ—

未近圓人 210
微塵 93
密伽闍 29
密護 14
明相出時 3
妙高 300
妙相 342
鳴鶴羅刹 314
民陀 283

—ム—

無遮 323
無常經 142
無量罪 137

—メ—

明月 283
滅盡定 48

—モ—

母嫁時 240
網輪具足 253
木釜 276
問答法門 284

—ヤ—

耶輸陀羅 29
野干離間二獸因緣譚の一 196
野干離間二獸因緣譚の二 199

—ユ—

踰繕那 94
雄黃 91

—ヨ—

羊毛塵 93
容暇 95
欲 290
欲午時 243
欲漏 287

—ラ—

羅所得 273
樂觸 286
攬取 131

—リ—

略教授法 304
臨中 250
輪廻有支 39

—レ—

蓮華色 283
蓮華色尼本生譚 326

—ロ—

盧呬多河 21
露形拔髮 105
老叟 138
六詰問 86
六牛竹車 4
六作業 293
六十迦利沙波拏 112
六十賢部 3
六到彼岸 29
六年會 10

— 律部二十索引終 —

國譯一切經

大東出版社藏版

國譯一切經

大東出版社藏版

LIBRARY
MAY 27 1993
UNIVERSITY OF TORONTO

CHENG YU TUNG
EAST ASIAN LIBRARY
UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARY
130 St. George Street
8th FLOOR
TORONTO, CANADA M5S 1A5

律部二十

西本龍山譯

目次

（本　丁）　（通頁）

根本説一切有部毘奈耶（全五十卷 自卷第十七 至卷第三十三）〔三〇四―六五三〕……一

卷の第十七……〔三〇四―三二〇〕……一

離三衣學處第二……一

一月衣學處第三……九

使非親尼浣故衣學處第四の一……一三

卷の第十八……〔三二一―三四一〕……一八

使非親尼浣故衣學處第四の二……一八

從非親尼取衣學處第五の一……三四

卷の第十九……〔三四二―三六三〕……三九

從非親尼取衣學處第五の二……三九

從非親居乞衣學處第六……五五

卷の第二十……〔三六四―三八五〕……六一

過重乞衣學處第七……六一

知俗人共許與衣就乞學處第八……六六

知俗人別許與衣就乞學處第九……七一

過限索衣學處第十……七三
用野蠶絲作敷具學處第十一……八一
卷の第二十一……〔三八六——四〇六〕……八三
用純黑羊毛作敷具學處第十二……八三
過分數作敷具學處第十三……八三
作減六年敷具學處第十四……八四
作新敷具不爲壞色學處第十五……八七
自擔負羊毛學處第十六……九〇
使非親尼治羊毛學處第十七……九四
捉金銀等學處第十八……九八
卷の第二十二……〔四〇七——四三一〕……一〇四
出納求利學處第十九……一〇四
販賣學處第二十……一一〇
得長鉢過十日不分別學處第二十一……一一二
乞鉢學第二十二……一一三
自乞縷使非親族織師織作衣學處第二十三……一二〇
卷の第二十三……〔四三二——四五四〕……一二八
勸織師學處第二十四……一二八

奪衣學處第二十五……一三三
急難施衣學處第二十六……一三七
卷の第二十四……〔四五五―四七二〕……一五二
阿蘭若六夜學處第二十七……一五三
預前求過後用雨浴衣學處第二十八……一五八
廻衆物入己學處第二十九……一五九
服過七日藥學處第三十……一六六
卷の第二十五……〔四七三―四九二〕……一七〇
九十波逸底迦法……一七〇
故妄語學處第一……一七〇
毀呰語學處第二……一八一
卷の第二十六……〔四九三―五一四〕……一九〇
毀呰語學處第二の餘……一九〇
離間語學處第三……一九五
發擧學處第四……二〇四
獨與女人說法五六語學處第五……二〇五
與未圓具人同句讀誦學處第六……二一〇
卷の第二十七……〔五一五―五三二〕……二一七

向未圓具人說麁罪學處第七……二二三
實得上人法向未圓具人說學處第八……二二七
謗𢌞衆利物學處第九……二三〇
輕呵戒學處第十……二三〇
壞生種學處第十一……二三四
卷の第二十八……〔五三二——五五二〕……二三九
嫌毀輕賤學處第十二……二三九
違惱言教學處第十三……二四三
在露地安僧敷具學處第十四の一……二四七
卷の第二十九……〔五五三——五九二〕……二五〇
不擧草敷具學處第十四の餘……二五〇
不擧草敷具學處第十五……二五二
强牽苾芻出僧房學處第十六……二六〇
强惱觸地學處第十七……二六三
卷の第三十……〔五七三——五九二〕……二七〇
故放身坐脫脚牀學處第十八……二七〇
用蟲水學處第十九……二七三
造大寺過限學處第二十……二七四

衆不差輒教授苾芻尼學處第二十一の一……二八二

卷の第三十一……〔五九三――六一二〕……二九〇

衆不差輒教授苾芻尼學處第二十一の二……二九〇

卷の第三十二……〔六一三――六三三〕……三一〇

衆不差輒教授苾芻尼學處第二十一の三……三一〇

教授苾芻至日暮學處第二十二……三一四

誘他爲飲食故教授苾芻尼學處第二十三……三一七

與非親苾芻尼衣學處第二十四……三一八

卷の第三十三……〔六三四――六五三〕……三二一

與非親苾芻尼作衣學處第二十五……三二一

與苾芻尼各道行學處第二十六……三二三

與苾芻尼同乘一般學處第二十七……三二三

獨與女人在屏處坐學處第二十八……三二八

與苾芻尼屏處坐學處第二十九……三四〇

知苾芻尼讃歎得食學處第三十……三四一

◇　◇

索引……卷末

〔根本説一切有部毘奈耶〕巻の第十七

離三衣學處第二(一)

爾の時薄伽梵、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。時に諸苾芻は多く三衣を畜へ、安居處所得の衣財に隨ひて浣ひ染め刺し已りて衣帒中に内れ、繫縛牢からしめて　主人苾芻(二)に寄ね、便ち上下二衣を著して人間に遊行せり。旣にして去れるの後、主人苾芻は彼が爲に藏擧し曝曬し開張して多く作務あり、遂に讀誦・攝念・思惟・省事を廢しければ、苾芻便ち嫌賤を生じて咸是語を作さく、「如何が苾芻、多く長衣を畜へて他の正業を妨ぐるぞや」。時に諸苾芻は此因緣を以て具に世尊に白すに、世尊は此因緣を以て苾芻衆を集め、諸苾芻の爲に少欲杜多正行を讃歎して諸苾芻に告げたまはく、『我れ十利を觀じて……廣く說けること前の如し……諸苾芻の爲に其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻、作衣已に竟り、羯耻那衣復出さんに、三衣中に於て一々衣を離れて界外に宿すること下、一夜に至らんには泥薩祇波逸底迦なり」と』。

佛、王舍城竹林中に在りて住したまひき。是時具壽大迦攝波も亦此城の　西尼迦窟(三)に住せり。此時僧伽は　一褒灑陀界(四)を同じくせり。時に諸苾芻は十五日褒灑陀時に至り、並に皆現集して唯大迦攝波を待てり。時に大迦攝波は窟より發ち來り路に　賢雨河(五)を經たるに、河瀑漲せるに遇ひて水を渡るの時大衣被濕せり。便ち緩いて水を去り曬曝して乾くを待ちしに、遂に便ち晩く至りて褒灑陀處に往き、大衆中に於て座に就て坐せり。時に諸苾芻は迦攝波に白して曰さく、「我等諸人は褒灑陀日に至り並に已に詳集して唯尊者を待てり、何の故にか晩く來れる」。時に具壽大迦攝波は大衆中に對して具に前事を述べて(曰はく)「我迦攝波は年邁いて衰老し、大衣厚重にして擎負せんこと誠に難し、斯が爲に來ること晩かりしなり、我今其事の如何を知らず」。時に諸苾芻は此因緣を以て

【一】捨墮法第二離三衣學處。

【二】主人苾芻。藏律には「そこに住する比丘」とせり。客比丘に對する語なれば舊住比丘なるが如きも、舊住比丘は先住比丘(先に住せる比丘)の意なれば主人苾芻の語に相應せず。恐らくは寺主(vihāra-svāmin)の義なるべし。

【三】西尼迦窟。先尼迦窟なり、前註(一四の三三)鷲窟の下參照。

【四】一褒灑陀界。一布薩結界、卽ち半月半月の布薩會に來集すべき限界地域、これ攝僧大界なり。

【五】賢雨河。藏律にも夏賢有河に相當する語あるも、梵名明かならず。

具に世尊に白すに、佛言はく、『汝、諸苾芻、應に大迦攝波苾芻の年邁い衰老せる(者)の與に、[六]不離僧伽胝羯磨を作すべし。若し更に餘に是の如きの流類あらんには、應に是の如くに與ふべし。犍稚を鳴らし集衆し已りて下、四人に至らんに、作法を爲すを得ん。時に迦攝波苾芻は其大小に隨ひて敬事を爲し已り、上座前に在りて蹲踞して住し、合掌して是の如きの白を作せ、「大德僧伽聽きたまへ、我は迦攝波苾芻なり、年邁い衰老したれば、今衆僧に從うて不離僧伽胝法を乞ふ、唯願はくば僧伽、我迦攝波苾芻の年邁い衰老せる(者)に、不離僧伽胝法を與へたまはんことを、慈愍の故に」。是の如く三說せんに、時に諸苾芻は應に白羯磨を作すべきなり[七](廣くは百一羯磨中に具に述ぶるが如し)。若し其僧伽にして彼苾芻の與に不離僧伽胝法を作し已らんに、應に上下二衣を著して人間に遊行すべく、疑惑を致すこと勿れ』。是時舍利子も亦此會坐に在り、便ち諸苾芻に白して曰さく、「我に風患あり、僧伽胝重くして擔荷すること能はず、其如何せんと欲すべき」。諸苾芻聞き已りて佛に白すに、佛言はく、「汝等應に與に舍利子風患ありと爲んには、不離僧伽胝法を作すべし、若し更に餘に是の如きの流類あらんに、常の如くに集衆して乃し四人に至らんに、應に衆に入りて乞ふべし、迦攝波の乞法及び羯磨に准じて應に作すべし。既にして法を得已らんに、前に同じて遊行せよ」。爾の時世尊は持戒・少欲知足・杜多功德の最も端嚴たるを讃歎して諸苾芻に告げて曰はく、『前は是れ創制、後は是れ隨開なり。諸苾芻の爲に其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻にして作衣已に竟り、羯恥那衣復出さんに、三衣中に於て一一衣を離れて界外に宿すること下、一夜に至らんに、衆の作法せるを除き泥薩祇波逸底迦なり」』と。

「衣已に竟り、羯恥那衣復出さんに」とは、四句差別あり、廣く前に說けるが如し。「一々衣を離れて」と言へるは、僧伽胝・嗢呾羅僧伽・安呾婆娑の三衣の中の一々衣を離れて、異界にして宿して乃し明相出に至らんに、僧の羯磨せるを除きて泥薩耆波逸底迦なり。此[八]犯捨物は前に同じて作

【六】不離僧伽胝羯磨。律部十三、註(四の三七)不失衣羯磨參照。

【七】百一羯磨第三。(寒五、四七右)なり。

【八】犯捨物。捨墮罪を犯したる衣。

法するなり。

此中の犯相、其事云何。頌に攝して曰はく、

「一・二・多舍村と　　牆・籬・壍にて圍遶せると
伎樂・外道舍と　　鋪・店及び樓・場と
堂・車・船・林・樹とに　　皆四の不同あり
四威儀の中に於て　　護衣せんこと應に善く識るべし」。

一舍村・二舍村・多舍村・牆圍村・籬圍村・壍圍村あり、一村に一勢分あり多勢分あり、多村に一勢分あり多勢分あり、一家に一勢分あり多勢分あり、多家に一勢分あり多勢分あり、是の如く應に知るべし。若しは伎樂家・外道家、若しは鋪・店・樓及び場・堂・車・船・林・樹にも皆一多勢分ありて四種不同なり。

云何が一舍村なる。謂はく、山野人同じく一舍に居せるなり。此幾何を齊りて是其の勢分なる。謂はく、盡舍內と外に一尋あり、又復其の舂擣し炒磨し飡噉し飲食し聚會するの處を齊りて亦勢分と名く。若し苾芻、衣を舍中に在きて身は勢分に居り、或は衣を勢分に居きて身は舍中に在らんに、[一〇]明相出時にも此れ犯あることなし。若し衣を舍內及び勢分中に置きて身は異處に居らんに、乃し明相未出に至る已來は惡作罪を得、明相出時には泥薩祇波逸底迦を得ん。一舍既にして爾り、二舍も亦然り。云何が多舍村なる。謂はく、村內人家の門に次第なく撩亂して住せるなり。此れ幾何を齊りて名けて勢分と爲し、異(界)と爲し同(界)と爲すや。答ふ、此村に勢分なく、異ありて同なし、離衣の分齊は家に據りて准と爲すなり。云何が牆圍村なる。謂はく、村の四面に牆を以て圍遶せるなり。此れ幾何を齊りて名けて勢分となすや。謂はく、盡牆內と外に一尋あり、又復其雞飛びて墜つる處を齊り、又慚愧を懷ける人の便利するの處を齊りて是其勢分なり、餘は前說の如し。云何が

【九】勢分。藏律に「近く境をされたる範圍」とあり、即ち境界に近き範圍なり。例へば聚落及び聚落界等の如く、聚落を一界とするに、其聚落の勢力、聚落自體の氣分の、外に及ぼす範圍を聚落界といふ。されば聚落の內界を(sīmā)とし、聚落の勢分界を(upacāra)とする。律部八、註(八の一〇七・三の二八・三六)參照。その勢分範圍は場合によりて種々の相違がある。藏律の一例を出さば、「その勢分は如何といへば、內一切(盡舍內)と外一尋か、又は凡そ走り來る羊が跡にて擧げたる塵埃の達する範圍、及び有慚愧の人の、糞尿地へ行くに達する間がその勢分である」とある如きである。有部律には本文の如くに種々の勢分規定がありて舊律より興味がある。

【一〇】明相出時。律部八、註(八の一一五)參照。

籬園村なる。謂はく、村の四面に籬を以て園遶せるなり。此幾何を齊りて名けて勢分と爲すや。謂はく、盡籬內と外に一尋あり、又復其[二]十二肘梯の所及の處を齊り、又[三]六牛竹車の廻轉するの處を齊りて是れ其勢分なり。云何が塹園村なる。謂はく、村の四面に塹を以て園遶せるなり。此幾何を齊りて名けて勢分と爲すや。謂はく、盡塹內と外に一尋あり、又復其牛羊足塵の所及の處を齊り、又糞掃を棄つる時、龐大なる塼石の所及の處を齊りて是れ其勢分なり。云何が一村に一勢分ありや。謂はく、此村に於て一園林・一神廟の衆集するの處あらんに、是を一村に一勢分ありと謂ふなり。此に幾何を齊りて名けて勢分と爲すや。謂はく、盡園林と外に一尋あり、又復其の舂擣し炒磨し飡啜し飲食し聚會するの處を齊りて是れ其勢分なり。云何が一村に多勢分ありや。謂はく、此村に於て多園林・多神廟の衆集處あらんに、是を一村に多勢分ありと謂ふなり。此幾何を齊りて名けて勢分と爲し、異と爲し同と爲すや。答ふ、此に勢分なし、但、室中を齊りて說くなり。云何が多村にて一勢分ありや。謂はく、此多村に一園林・一神廟の衆集處あらんに、是を多村に一勢分ありと謂ふなり。此幾何を齊りて名けて勢分と爲すや。村中並に是外各一尋なり、又復其舂擣し炒磨し飡啜し飲食し聚會するの處を齊りて亦勢分と名く。云何が多村に多勢分ありや。謂はく、此多村に多園林・多神廟の衆集處あらんに、是を多村に多勢分ありと謂ふなり。此幾何を齊りて名けて勢分と爲して異と爲し同と爲すや。答ふ、此に勢分なし、餘は並に前の如し。云何が一家に一勢分ありや。謂はく、此家中に唯一家長にして兄弟分たざるを、是を一家に一勢分ありと謂ひ、事並に前の一舍村に說けるが如し。云何が一家に多勢分ありや。謂はく、此家中に多家長ありて兄弟分別せんに、是を一家に多勢分ありと謂ふなり。此幾何を齊りて名けて勢分と爲すや。謂はく、門より來を齊りて更に勢分なし。云何が多家に一勢分ありや。謂はく、諸家中唯一家長にして兄弟分たざるを、是を多家に一勢分ありと謂ふ。云何が多家に多勢分ありや。謂はく、此諸家に多家長ありて兄弟分

【二】十二肘梯。有部律の一肘は一尺八寸なり、十二肘梯は二丈一尺六寸の梯なり。
【三】六牛竹車。元・明本に六牛竹草とせるも今改めず。藏律には「六頭の牛をつけたる車に竹を載せたるものが到達し住する」範圍とせり。

別せるなり。此幾何を齊りて名けて勢分と爲し、何が共じ何が別なる。答ふ、此に勢分なし。云何が一伎樂家に一勢分ありや。謂はく、此家中に一家長ありて兄弟分たざるを、是を一家に一勢分ありと謂ふなり。此幾何を齊りて名けて勢分と爲すや。宅中の總と是外に一尋あり、又復其の竿・鼓・琵琶・簫笛・料理供具を安置し聚會し飲食するの處より來を齊りて亦是れ勢分なり。云何が一伎樂家に多勢分ありや。謂はく、此家中に多家長ありて兄弟分別せんに、是を一家に多勢分ありと謂ふなり。此幾何を齊りて名けて勢分と爲し、何が共じ何が別なる。別とは謂はく彼兄弟所居の分齊に據り、共とは謂はく幡竿を安置する處より來なり。云何が多伎樂家に一勢分ありや。謂はく此諸家に唯一家長(あり)て兄弟分たざるを、是を多家に一勢分ありと謂ふなり。此幾何を齊りて名けて勢分と爲すや。宅中の總と是外に一尋あり、又復其竿等を安置するを齊りて並に勢分と名く。云何が多伎樂家に多勢分ありや。謂はく、此諸家に多家長ありて兄弟分別せるなり。此幾何を齊りて名けて勢分と爲し、何が共じ何が別なる。答ふ、此に勢分なし。云何が一外道家に一勢分ありや。謂はく、此家中同一見解にして別意趣なからんに、此の勢分は宅中の總と是外に一尋あり。又牛糞を曬曝し、[一三]柴薪・皮服・[一四]君持・[一五]祠祀の箄・杓・火爐呪祭を安置し、舂擣し飲食し聚會する處より來を齊るなり。云何が一外道家に多勢分ありや。謂はく、此家中に多見解ありて意趣不同なるなり。此の勢分、何が共じ何が別なる。謂はく天祠を齊るなり。云何が多外道家にして一勢分ありや。謂はく、諸家中、同一見解にして別の意趣なからんに、此の勢分は宅中の總と是外に一尋あり、又牛糞を曬曝する等の處を齊るなり。云何が多外道家にして多勢分ありや。謂はく、此諸家に多見解ありて意趣不同なるなり。此の勢分何が共じ何が別なる。答ふ、此に勢分なきなり。云何が一鋪に一勢分ありや。謂はく、此鋪中に一家長ありて兄弟分たざるなり。此の勢分は中間の總と是外に一尋あり、又貨物を安置し計稱量度し交易するの處を齊るなり。云何が一鋪に多勢分ありや。謂はく、此鋪中に

【一三】本文に及服とあるも宋・元・明・宮本によりて皮服と改めたり。又、藏律にも「羚羊の皮の敷物、樹皮……」とあれば皮服とすべきなり。

【一四】君持。軍持とも君稚迦(kuṇḍikā)とも音寫す、水瓶なり。

【一五】祠祀箄杓等。藏律には「(護摩を焚く時に用ふる)小匙と、同じく大匙と、火を盛なしむるものと、焚く木を燃えしむるもの……」とあり。即ち祠祀用の箄杓、火爐及び呪祭(具)の意。

多家長ありて兄弟分別せるなり。此の勢分何が共じ何が別なる。謂はく、交易する坐牀を(齊る)なり。云何が多鋪にして一勢分ありや。謂はく、此諸鋪に唯一家長ありて兄弟分たざるなり。此の勢分は、中間の總と是外に一尋あり、叉貨物を安置する等の處を齊るなり。云何が多鋪にして多勢分ありや。謂はく此諸鋪に多家長あり、或は兄弟分別せるなり。此幾何を齊りて其勢分なりや、何が共じ何が別なる。答ふ、此に勢分なきなり。云何が一店に一勢分ありや。謂はく、此店中に一家長ありて兄弟分たざるなり。此の勢分は中間の總と是外に一尋あり、叉小麥・大麥・油麻・小豆・粟米・粳米・劫貝・絲綿・衣裳等の物を安置し、計稱量度し交易するの處を齊るなり。云何が一店に多勢分ありや。謂はく、此店中に多店主あり、或は兄弟分別せるなり。此幾何を齊りて是其勢分なりや、何が共じ何が別なる。謂はく、物・板・牀を著ける處なり。云何が多店にして一勢分ありや。謂はく此諸店に唯一店主ありて兄弟分たざるなり。此の勢分は、中間の總と是外に一尋あり、叉麥豆等の物を安置するを齊るなり。云何が多店に多勢分ありや。謂はく、此諸店に多店主あり、或は兄弟分別せるなり。此幾何を齊りて是れ其勢分なりや、何が共じ何が別なる。答ふ、此に勢分なきなり。云何が一樓に一勢分ありや。謂はく、此樓中に一樓主ありて兄弟分たざるなり。此の勢分は、中間の總と是外に一尋あり、叉聚會し飲食するの處より來を齊るなり。云何が一樓にして多勢分ありや。謂はく、此樓中に多樓主あり、或は兄弟分別せるなり。此幾何を齊りて是其勢分なる、何が共じ何が別なる。謂はく、梯を安置する處を(齊る)なり。云何が多樓に一勢分ありや。謂はく、此諸樓に一樓主ありて兄弟分たざるなり。此の勢分は、中間の總と是外に一尋あり、(叉)聚會し飲食するの(處より來を齊る)なり。云何が多樓にして多勢分ありや。謂はく、此諸樓に多樓主あり、或は兄弟分別せるなり。此幾何を齊りて是其勢分なりや、何が共じ何が別なる。答ふ、此に勢分なきなり。云何が一場にして一勢分ありや。謂はく、此場中に一場主ありて兄弟分たざるなり。此勢分は、中

間の總と是外に一尋あり、(又)穀麥・筐斗を安置するの處を(齊る)なり。云何が一場に多勢分ありや。謂はく、此場中に多場主あり、或は兄弟分別せるなり。此幾何を齊りて是其勢分なりや、何が共じ何が別なる。謂はく、場界の畔なり。云何が多場にして一勢分ありや。謂はく、此諸場に一場主ありて兄弟分たざるなり。此が勢分は、中間の總と是外に一尋あり、(又)穀麥を安置する(處を齊る)なり。云何が多場にして多勢分ありや。謂はく、此諸場に多場主あり、或は兄弟分別せるなり。此幾何を齊りて是れ其勢分なりや、何が共じ何が別なる。答ふ、此に勢分なきなり。云何が一堂に一勢分ありや。謂はく、此堂中に一堂主ありて兄弟分たざるなり。此が勢分は、中間の總と是外に一尋あり、(又)牛馬を繫ぐ處・草を剉り・糞を棄てゝ及ぶ所の處を謂ふなり。云何一堂に多勢分ありや。謂はく、此堂中に多堂主あり、或は兄弟分別せるなり。此れ幾何を齊りて是其勢分なる。謂はく、門に到る內なり。云何が多堂に一勢分ありや。謂はく、此諸堂に一堂主ありて兄弟分たざるなり。此が勢分は、中間の總と是外に一尋あり、(又)牛馬を繫ぎ・草を剉り・糞を棄てゝ及ぶ所の處を謂ふなり。云何が多堂にして多勢分ありや。謂はく、此諸堂に多堂主あり、或は兄弟分別せるなり。此幾何を齊りて是其勢分なる、何が共じ何が別なる。答ふ、此に勢分なきなり。云何が一車に一勢分ありや。謂はく、此一車に一車主ありて兄弟分たざるなり。此が勢分は、鴐車行住する中間の總と是外に一尋あり、(又)湌噉し飲食し、牛を繫ぎ、草を剉り、糞を棄てゝ及ぶ處とを謂ふなり。云何が一車にして多勢分ありや。謂はく、此一車に多車主あり、或は兄弟分別せるなり。此幾何を齊りて是其勢分なりや。謂はく、[一六]車軛を齊るなり。何が共じ何が別なる。共(界)とは謂はく、[一七]軾處なり。云何が多車にして一勢分ありや。謂はく、此諸車に一車主ありて兄弟分たざるなり。此が勢分は、謂はく、鴐車の行處なり。云何が多車にして多勢分ありや。謂はく、此諸車に多車主あり、或は兄弟分別せるなり。此れ幾何を齊りて是其勢分なりや、何が共じ何が別なる。答ふ、此に勢分

【一六】車軛。轅(ナガエ)の先の横木。
【一七】軾處。車の輪(ハコ)の前にある横木、シキミなり。

なきなり。云何が一船に一勢分ありや。謂はく、此一船に一船主ありて兄弟分たざるなり。此が勢分とは、謂はく、船の行住する中間の總と是外に一尋あり、(又)謂はく、船を繫がん處にて飡噉し飲食する(處を齊る)なり。此幾何を齊りて是其勢分なりや。謂はく、此一船に多船主あり、或は兄弟分別せるなり。此幾何を齊りて是其勢分なりや。謂はく船邊を齊るなり。云何が多船にして一勢分ありや。謂はく、此諸船に一船主ありて、兄弟分たざるなり。此が勢分とは、謂はく、船の行住するを(齊る)なり。云何が多船にして多勢分ありや。謂はく、此諸船に多船主あり、或は兄弟分別せるなり。此幾何を齊りて是其勢分なりや、何が共じ何が別なる。答ふ、此に勢分なきなり。云何が一林に一勢分ありや。謂はく、此林中に一林主ありて兄弟分たざるなり。此が勢分は、謂はく此林内中間の總と是外に一尋あり、又復其採花の處・飡噉し飲食するの(處)を齊るなり。云何が一林に多勢分ありや。謂はく、此一林に多林主あり、或は兄弟分別せるなり。此れ幾何を齊りて是其勢分なる。[一八]謂はく、林より來を齊るなり。云何が多林にして一勢分ありや。謂はく、此諸林に一林主ありて兄弟分たざるなり。此が勢分は、中間の總と是外に一尋あり、(又)花を採りて及ぶ處を(齊る)なり。云何が多林にして多勢分ありや。謂はく、此諸林に多林主あり、或は兄弟分別せるなり。此幾何を齊りて是其勢分なりや、何が共じ何が別なる。此に勢分なきなり。云何が一樹に一勢分ありや。謂はく、枝葉交密して及ぶ所の處の中間の總と是外に一尋あり、又五月日正中する時に於て樹影の及ぶ處、若しは無風時に花葉果子の墮落するの處、及び天雨時に水滞の及ぶ處を(齊る)なり。云何が一樹に多勢分ありや。謂はく、樹の枝葉疎散して交らざるなり。此幾何を齊りて是其勢分なりや、何が共じ何が別なる。謂はく、是れ樹根を齊るなり。云何が多樹に一勢分ありや。謂はく此諸樹の枝葉相交覆して及ぶ所の處の中間の總是なり。云何が多樹に多勢分ありや。謂はく、此諸樹の各々相離れて枝葉交らざるなり。此れ幾何を齊りて是れ其勢分なりや、何が共じ何が別なる。(此に

【一八】本文に謂齊丼來とあり。元本に井の字を丼とし、明本に林となす。今、明本によりて改む。

勢分なきなり)。苾芻は有犯と無犯となり。爾の時具壽鄔波離、佛に白して言さく、「世尊大德、若し芻苾、行住坐臥の時、幾許より來を齊りて是れ離衣の勢分なりや」。佛言はく、「生聞婆羅門[19]の、庵沒羅樹[20]を種うるに相離るゝこと七尋にして花果茂盛せんが如し。[21]此七樹の間に四十九尋あり、此已來を齊りて是れ行、苾芻の不失衣分齊とし、此を過ぎんに便ち失するなり。若し住・坐・臥の時には但一尋內なり。若し二界の中間に臥せん時、衣角にして身を離れざる來は是れ其勢分なり。若し苾芻、離衣宿せんに、(犯衣は)應に三事を作すべく、犯と不犯との文は並に前に說けるが如し。

一月衣學處第三[1]

佛、室羅伐城給孤獨園に在しき。時に諸苾芻は多く衣を畜へ、青衣を得るありしに卽ちに作衣せず、但知り擧め畜へて更に餘者を望むらく、「若し是の如きの相似の物を得んに我當に作衣すべし」と。青既に然るが如く、黃赤白衣及び厚薄を得んに亦皆貯畜せり。時に少欲苾芻は共に嫌賤を生ずらく、「云何が苾芻、多く衣物を畜へ、積みて貯畜して肯へて作衣せざる」。時に諸苾芻は此因緣を以て具に世尊に白し、佛は此緣を以て具に諸苾芻に問ひたまふに、諸苾芻言さく、「實に爾り」。世尊は呵責して……廣く說けること前の如し……『我れ十利を觀じて諸の聲聞弟子の爲に、毘奈耶に於て其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻、作衣已に竟り、羯恥那衣復出せるに[2]非時衣を得んには、須ゐんと欲せんには應に受くべし、受け已りて當に疾く衣を成ずべし。若し望處ありて滿ち足らしめんことを求めんに、若し足らざらんには一月を畜へ經ることを得ん、若し過ぎんには泥薩祇波逸底迦なり」』と。

「若し復苾芻、衣已に竟り、羯恥那衣已に出せるに」とは、四句あること廣く前に說けるが如し。「非時衣を得んに」と言へるは、何が是時にして何が非時なる。若し住處に[3]羯恥那衣を張らざらん

【一九】生聞婆羅門。藏律の語は(āmra)に相當せり。
【二〇】庵沒羅樹(śrona)。まんごう樹なり。
【二一】七樹間。にては四十二尋なるが如きも今四十九尋とせるは兩端に左の如くに三尋半づゝを取れるなり。
-〇-〇-〇-〇-〇-〇-〇-
律部八、註(八の一九二)七菴婆羅樹界の下參照。

【一】捨墮法第三月望衣戒。

【二】非時衣。時とは二種あり、迦絺那衣を受けざるには八月十六日より九月十五日までの一月、迦絺那衣を受けたるには八月十六日より正月十五日までの五ケ月間をいふ。此間に得たる衣を時衣といひ、其他に得たる衣を非時衣といふ。有部律にては時非時を述ぶるに、他律よりは一月づゝ相違せり。律部八、註(八の二〇四)參照。
【三】羯恥那衣を張る。とは、藏律にもひろげる意なり、これ衆僧の羯磨を得て迦絺那衣を張り作るなり。羯恥那衣事に此儀式詳し。

には、一月なり、謂はく八月十六日より九月十五日に至るなり。若し住處に羯恥那衣を張らんには、五月なり、謂はく八月十六日より正月十五日に至るなり、是を時と名け、餘は非時と名く。「若し望處ありて」とは、謂はく、衣少くして更に求むるなり。「一月を畜ふるを得ん」とは、望處ありて「父母兄弟姉妹師主等の處より當に我に衣を與ふべし、若しは五年會、若しは六年會、若しは頂髻會、若しは盛年會に我當に衣を得べし」と謂ふなり。若し足らんには善し、若し三衣の隨一にして足らざらんには一月を齊るを得、若し過ぎて畜へんには泥薩祇波逸底迦なり。……廣く前に說けるが如し。

此中の犯相、其事云何。頌に攝して曰はく、

「有望・無望處と　望斷は同ぜざると、衣の
新と故と糞掃との殊と　條數と肘量等なり」。

若し苾芻、月の一日に少しく青色衣を得て未だ作らずして畜へ、希望處ありて(是念を作さく)、「若し是の如き同色の衣を得ん時我當に作衣すべし」。卽ち是日に於て同色の衣を得んに、彼苾芻は十日內に於て作衣して應に持すべく、應に捨すべく、應に作法すべきなり。若し持せず、捨せず、作法せずして十一日明相出に至らんには、泥薩耆波逸底迦なり。若し苾芻、一日に餘衣を得ずして二日に方に衣を得、三日に衣を得……乃至、十日に衣を得んに、彼苾芻は十日內に於て作衣して應に持すべく、應に捨すべく、應に作法すべし。若し持せず、捨せず、作法せずして十一日明相出に至らんに、泥薩祇波逸底迦なり。若し苾芻十日に餘衣を得ず、十一日に得ず、十二日に得ず、……乃至、十九日に衣を得ずして二十日に方に餘衣を得んに、卽ち應に前の如くに作法すべく、若し作法せざらんには捨墮を犯す。若し苾芻、二十一日に餘衣を得ず……乃至、二十九日に餘衣を得んに、三十日內に作衣して應に持すべく、應に捨すべく、應に分別を作すべし。若し持せず、捨せず、分

【四】 五年會(pañcavārṣika-maha)律部八、註(三の一八八)の般闍于瑟大會卽ち無遮會とは相違す。有部尼陀那卷五(寒五・一九左)に無遮大會佛生日大會、五歲除頂髻大會、六歲重立頂髻大會、佛陀大會とあれば、今の五年會は佛が太子たりし時五歲にて頂髻を除きたまへるを記念し祝せんが爲の大會なり。

【五】 六年會(ṣaḍvārṣikamaha)。これ佛が太子たりし時重ねて頂髻を立てたまへるを記念し祝せんが爲の節會日なり。藏律には「六年の節會の時」とあり。

【六】 頂髻會(cūḍāmaha)。十誦律卷五(張三・三二右)に般闍婆瑟會、沙婆婆瑟會、二月會、入舍會とあり。藏律には「頂髻を剪る節會の時」とあり。これ五年會に類するが如きも、五年會は佛陀に就て、頂髻會は一般民衆に就ていへるにあらざるか。

【七】 盛年會。これも六年會に相當するが如きも一般民衆の盛年式をいへるものなるべし。藏律には「住房の節會の時」とありて今とは相違せり。

別を作さゞらんに、三十一日明相出(時)には泥薩祇波逸底迦なり、前に得たる衣、相染積するに由りての故なり。青色衣を得んに既にして爾るが如く、餘色衣を得んにも事皆此に同ず。若し苾芻、一日に青色衣を得て作らずして畜へ、別望處なくして便ち是念を作さく、「若し是の如きの同色衣を得んには、我當に作衣すべし」。卽ち是日に於て同類衣を得んに、時に苾芻は十日內に於て作衣して應に持すべく、應に捨すべく、應に分別を作すべし。若し作法せざらんには、十一日明相出時に至らんに泥薩祇波逸底迦なり。若し一日に餘衣を得ずして二日に衣を得、……乃至、三十日に衣を得んに、廣く前に說けるが如し。青色衣を得んに既にして爾るが如く、餘色衣等を得んに事皆此に同ず。若し苾芻、一日に青色衣を得て作らずして畜へ、希望處あるも然も希望處の時節長遠にして、所求に稱はず力の能く得るなからんに、或は是日に於て青色衣を得なば十日內に於て應に作衣すべし。……是の如く廣く說き……乃至、三十日に方に餘色衣を得んに、事、前說に同ず。若し苾芻、一日に青色衣を得て作らずして畜へて希望處あり、其所望處に、未だ衣を得ずと雖、心に斷絕せざらんに、或は是日に於て青色衣を得なば……前に廣く說けるが如し。若し苾芻、一日に青色衣を得て作らずして畜へ、情に希望するあるも若し所望處皆斷絕せんには、彼苾芻所得の衣は十日內に於て應に持すべく、應に捨すべきなり……前に廣く說けるが如し。爾の時具壽鄔波離は佛に白して言さく、「大德、幾種の衣ありや」。佛言はく、「二種あり、一は新、二は故なり。新とは謂はく新に織り、故とは謂はく曾て四月を經て著用せるなり。鄔波離、復五種衣あり、一に有施主衣、二に無施主衣、三に往還衣、四に死人衣、五に糞掃衣なり。云何が有施主衣なる。謂はく、女・男・半擇迦ありて其が施主と爲るなり。云何が無施主衣なる。謂はく、女・男・半擇迦の、其が施主と爲ることなきなり。云何が往還衣なる。如し死人あり、眷屬哀念して衣を以て贈送して屍上に置き、送りて燒處に至り旣にして焚葬し已るに、還りて此衣を持して僧衆に奉施するなり。云何が死人衣なる。屍林中に於

て死なんには、餘衣は主なければ攝受するなり。云何が糞掃衣なる。此に五種あり。云何が五と爲す。一に道路棄衣、二に糞掃處衣、三に河邊棄衣、四に蟻所穿衣、五に破碎衣なり。復五種あり、一に火燒衣、二に水所漬衣、三に鼠嚙衣、四に牛嚼衣、[八]五に嬭母棄衣なり。若し苾芻、新衣を得て作衣せんと欲せんには、應に浣染裁縫して、兩重は僧伽胝と爲し、兩重は尼師壇と爲し、一重は嗢呾羅僧伽と爲し、一重は安呾婆娑と爲すべし。若し苾芻、二重に僧伽胝を爲さん時、若し更に第三重を著せんと欲せんには、貼時に惡作罪を得て、十一日明相出時に至らんに便ち捨墮を犯ぜん。若し苾芻、新僧伽胝に於て、舊裏を摘み去りて將つて別用に擬せんには、摘む時惡作罪を得て、十一日明相出に至らんに便ち捨墮を犯ぜん。若し苾芻、新僧伽胝より其裏を摘み去りて浣染縫治し、還此に安かんと欲せんには無犯、十一日明相出時に至りて安き了らざらんには泥薩耆を得ん。僧伽胝、既に然るが如く、尼師壇に於ても事皆此に同ず。若し苾芻、新嗢呾羅僧伽あり貼りて第二重とせんに、貼る時惡作を得、十一日明相出時に至りて便ち捨墮を犯ぜん。安呾婆娑と亦復是の如し。若し苾芻、故衣を得て作衣せんと欲せんには、應に浣染裁縫して、四重に僧伽胝と爲し、四重に尼師壇と爲し、兩重に嗢呾羅僧伽及び安呾婆娑と爲すべきなり。若し苾芻、二重嗢呾羅僧伽及び安呾婆娑に於て、若し更に第三重を著せんと欲せんには、貼る時に惡作罪を得て、十一日明相出時に捨墮罪を犯ぜん。若し苾芻、此重衣より若しは摘み去らんと欲し、……或は安くと安かざると有犯と無犯とは廣く上に說けるが如し。若し苾芻。有主衣・無主衣・往還衣・死人衣を得んに、其新故に准じて重數は應に知るべし。若し糞掃衣ならんには、時に意に隨ひて重數して作さんに齊限なきなり」。爾の時具壽鄔波離は佛に白して言さく、「大德、僧伽胝に幾種ありて條數は云何」。佛、鄔波離に告げたまはく、「九種の別あり。云何が九と爲す。謂はく、九條、十一條、十三條、十五條、十七條、十九條、二十一條、二十三條、二十五條なり。鄔波離、初の三種衣は二長一短、次の三種衣は三長一短、

【八】嬭母棄衣。藏律になし。四種嬭母(乳母)あり、抱持母、乳哺母、澡浴母、歡戲母なり。此等が棄てたる衣なり。

衣の三種衣は四長一短に應に作すべく、應に持すべく、此已上を過ぎんには便ち破納[九]を成す」。鄔波離、佛に白して言さく、「大德、衣の大小に幾の差別ありや」。佛言はく、「僧伽胝に三あり、謂はく、上中下なり。上とは竪三肘、横五肘なり。下とは竪二肘半、横四肘半なり、二(者)の內を中と名く。若し嗢呾羅僧伽及び安呾婆娑には亦三種あり、謂はく、上中下なり、量は僧伽胝に說けるが如し。鄔波離、復二種の安呾婆娑あり、竪二、横五なると竪二、横四なるとなり。若し極下の安呾婆娑は但三輪[一〇]を蓋ふなり、是れ持衣の中にては最小なり。若し泥薩耆衣の最極小なるは、但縱横一肘を齊るなり」。若し苾芻、捨墮を犯ぜんには、應に三事を爲すべし……廣く上に說けるが如し。又、無犯とは最初犯の人、或は癡狂と心亂と痛惱所纏となり。

使非親尼浣故衣學處第四[一一]

爾の時菩薩は覩史天[一二]より下りて劫比羅城淨飯王家に託生したまへり。時に四方に大名稱ありて云はく、『釋迦族に太子を生じて雪山の邊、分弥河[一三]側なる劫比羅仙人所住の處に在り。斯を去ること遠からざるに婆羅門仙人あり、阿私多と名け善く占相を解せり。王召して觀察せ(しめ)しに授記すらく、「二種瑞あり、若し家に在らんには轉輪王と爲りて四天下を化し、大聖主と爲りて七寶具足し、所謂、輪寶・象寶・馬寶・珠寶・女寶・主藏臣寶・主兵臣寶なり、千子圓滿して大威力あり、勇健雙なくして能く怨敵を降し、斯大地を盡して四海の邊を窮め、諸の盜賊なく亦酷罰なし、法を以て人を理めて安隱にして住せん。若し出家せんには鬚髮を剃除し、正信心を以て家より非家に至り、當に佛應正遍知を得て名は十方に聞えて弘く群品を濟ふべし」と』。是時所有諸國大王は皆悉く、「釋迦太子、雪山に生在し……乃至、名は十方に聞えて弘く群臣を濟ふべし」と聞知して各是念を作さく、「我今宜しく往いて太子に承事すべし、當に後時に於て其福祿を受くべけん」。又是念を作さく、

【九】破納。藏律に「優波離よ、それより以上はつゞくれるものなり」とあり。思ふに納衣(bhinnapaṭa)はつゞくりたるもの、破れつゞくれるもの、條數を置くことは居士施衣にも糞掃衣(pāṃsukūla)にも通ずるが破納衣は條數を置き得ざるつゞくりである。今、二十五條四長一短以上の衣は破納衣を成ずとの意なるべし。

【一〇】三輪。三曼陀羅ともいふ、兩膝と臍となり。律部九、註(二〇の二一一)參照。

【一一】捨墮法第四使非親尼浣故衣學處。親族ならざる尼をして故衣を浣はしむるを制す。故二即ち出家前に妻たりしものにして、苾芻尼となりたる場合にも非親尼なり。

【一二】覩史天(Tuṣita)。兜率天なり、內院と外院とあり、內院は後身の菩薩中に於て敎化し、外院は天衆の欲樂處なり。欲界第四天なり。

【一三】分弥河。本文に分鹽河とせるも、宋・元・明・宮本によりて改む。律部十四、註(一五の八)傍耆羅河の下參照。

一今我れ能く太子に見ゆるに緣なし、若し我れ淨飯王に承事せんには、卽ち太子が身に承事すと爲すなり」。時に諸の國王は咸く皆使を遣して、幷に國信を持して淨飯王所に至れり。後の時菩薩は深宮に養在して年漸く長大せるに、老病死を見るに由りての故に心に憂惱を懷き、遂に林中に往いて人事を屛棄せり。時に諸の國王は是事を聞き已りて咸く斯念を作さく、「我今淨飯王に事ふる所以は意太子に事へんとてなり、而るに今太子は既に林中に往いて情に出離を求めぬ、我今何の事にて徒に費損を爲さんや」。是に於て使人及び諸の國信悉く皆斷絕せり。時に憍薩羅國勝光大王は、淨飯王と國界隣近しければ信物絕えたりと雖使尙ほ往還し、時々の間に於て使を遣して相問へり。所遣の使人は是れ國の大臣にして名けて密護[四]と曰へり。是時密護は淨飯王所に至り國事を論べ已りて、便ち大臣鄔陀夷の舍に於てして停止を爲せり。若し淨飯王、使を遣して往いて勝光王を問はん時は、便ち大臣鄔陀夷をして往かしめぬ。時に鄔陀夷は室羅伐城に至り、勝光王に見えて王事を論べ已るに、密護の舍に於てして停止を爲せり。時に密護に婦あり名けて笈多と曰ひ、顏貌端嚴にして人の見んことを樂ふ所なりき。是時鄔陀夷は便ち笈多と共に非法を行ぜり。時に彼密護は婦と鄔陀夷と私に交密ありと聞いて便ち是念を作さく、「此の二惡人、當に其命を斷すべし」。後に更に思念すらく、「我若し殺さんには王城を擾亂して大驚怖を爲さん、如何ぞ此の罪過婦女の爲に婆羅門を殺さんや」。卽ち便ち捨てゝ問はざりき。後に異時に於て密護は身死りしに、時に勝光王は子なきを以ての故に所有資財は收めて王庫に入れぬ。時に鄔陀夷は斯事を聞き已りて便ち是念を作さく、「我今は存在しつゝ如何が彼笈多をして憑託する所なからしめんや」。便ち夜中に於て利害事を思ひ、曉に便ち往いて淨飯王所に詣りて是の如きの白を作さく、「王と勝光王とは國界隣接せり、是の如きの不隱便事あるを見んには、應に使人を遣して彼に往いて籌度せしむべし、若し問はさらんには當に禍敗を招くべし」。王便ち報じて曰はく、「若し是の如きには卿當に使と爲り彼に往いて商量すべし」。時

【四】密護。藏律の語は（Gö-[illegible]）に（藏）相當せり。かくす意なり。

に鄔陀夷即ち便ち往いて室羅伐城に詣りて是の如きの念を作さく、「我今當に先に大王に見ゆべしとやせん、先に臣に見ゆべしとやせん」。是念を作し已りて復更に思量すらく、「求事の法は理として下より起る」。即ち便ち往いて國の大臣所に至り、其本意を陳べて云はく、「我れ王に啓して笈多を取めんと欲す、幸に願はくは仁恩みて我を 助けて言及せんことを」。大臣聞き已りて其事を然可せり。時に鄔陀夷は即ち便ち勝光王の所に詣り、共に國事を論べて即ち王に白して曰さく、「幸に願はくは大王賜ひて停處を與へたまはんことを」。王曰はく、「卿已に曾て來りて何處に停止せりや」。白して言さく、「我先に密護の舍に停在せり」。王曰はく、「今者宜しく應に還彼處に停まるべし」。便ち王に白して曰さく、「密護は身死りぬ」。王曰はく、「家主死にたりと雖宅豈に死なんや」。鄔陀夷曰はく、「宅は死なずと雖産業皆無ければ」。王、臣に命じて曰はく、「可しく停處を覓めて鄔陀夷を安くべし」。鄔陀夷出で已るに臣、王に白して曰さく、「豈に鄔陀夷に更に停處なからんや、然り彼先に笈多と交通せり、本意、斯に緣りて啓白を爲さんと欲せるなり。王今若し能く此人を攝受せんには、即ち是れ淨飯王を攝受するなり」。時に勝光王は即ちに使者をして鄔陀夷を命びて至らしめ、便ち之に告げて曰はく、「鄔陀夷、我實には卿が笈多と先に交密ありしを知らざりき、今笈多を以て卿が婦と爲すことを與さん、宅及び財物も亦並に相供へん」。時に鄔陀夷は拜謝して去りぬ。是時笈多は鄔陀夷來りて其舍に詣ると聞き、即ち出でゝ門に當ひて大聲に啼哭せり。鄔陀夷、門に至り笈多に問うて曰はく、「何の意にてか啼泣せる」。笈多報じて曰はく、「我が所愛の夫主は身亡りぬ、仁豈に今に於て亦當に我を棄つべけんや」。鄔陀夷曰はく、「我本相爲ひて此に來至し、已に王に白し訖りて汝及び家資は悉く皆相與へられぬ、汝此に住すとやせん、劫比羅城に向ふとやせん」。笈多自ら念ずらく、「我今若し劫比羅に往かんには、婆羅門が婦は我命を存せじ、我今宜しく應に此に於て其本宅に住すべし」。是時鄔陀夷に便ち兩宅ありき、一は劫比羅に在り、一は室羅伐城に在りき。爾

の時菩薩は六年中に於て一も所有なかりければ、苦行を修し已りて後便ち意に隨ひて上妙の飲食を受けんと欲し、即ち飲食を以ひ及び諸の蘇・油もて遍く身體に塗り、暖湯水を以てして沐浴を爲し、遂に便ち往いて[五]勝軍聚落の二牧牛女の所に詣り……一は[六]歡喜と名け、二は[七]喜力と名けぬ……十六倍の乳糜を受けて飽足して食し已り、復[八]善行男子の所に詣りて吉祥草を取めたまひ……時に黑龍王は菩薩を讚歎せり……菩提樹下に向ひて手づから自ら草を布いて[九]撩亂せしめず、跏趺して坐して端身正意にして心念口言したまはく、「若し我れ諸漏未だ斷盡せざらんには、我終に此の跏趺坐を解かじ」。是時菩薩は未だ跏趺を解かざるに衆惑皆盡きぬ。爾の時世尊は三十六億の魔の軍兵を降伏し已りて一切智を證し、梵王の請を受けて婆羅痆斯に往き、[一〇]三轉十二行法輪もて五苾芻及以[一一]隨五苾芻を度し已り、即ち便ち行いて[一二]白氎林中に詣りて[一三]六十賢部を度して見諦に住せしめ、又勝軍聚落に至りて二牧牛女を度して亦見諦せしめ、又烏盧頻螺林側に至りて千外道を度して出家受具し、又迦耶山頂に至り三神變を現じて教化して安隱涅槃に住せしめ、又杖林に至り摩揭陀主頻毘娑羅王をして見諦に住せしめ、并に八十百千の諸來天衆・無量百千の摩揭陀國婆羅門等を度し、次いで王舍城に至りて竹林精舍を受け、亦身子・目連に出家受具を與へ、次いで室羅伐城に往いて逝多林給孤獨園を受け、次いで憍薩羅に至りて少年經を說いて勝光王をして見諦を得せしめ已りて逝多林に住したまへり。時に勝光王は使を遣して書を持し淨飯王所に往いて大王に白言すらく、「王今慶喜せよ、太子已に無上正覺を證し、亦有情をして同じく甘露を飡はしめ、今現在して逝多林中に住したまへり」。時に淨飯王は此信を聞き已りて手を以て頰を支へ憂を懷いて歎ずらく、「往日、[一四]一切義成太子が苦行を修せる時は、我常に使を遣して其安不を問はしめ、使者尋いで還りて我住處に報ぜしに、比使をして問はしむるも竟に一も還るなかりき。今者逝多林內に來れりと云へり、其事如何ぞや」。時に大臣鄔陀夷は前んで王所に詣り便ち王に白して曰さく、「大王、何の故にか手を以

【五】勝軍聚落。明本・宮本に勝光聚落とせり、今改めず。嗢鞞羅斯那聚落、又は嗢鞞羅大將聚落（uruvilvā-senānī-grāma）なり。
【六】歡喜（Nandā）。
【七】喜力（Nandabalā）。
【八】善行男子。藏律に此語なし。五分律十五に吉安（Svastika）とせり。
【九】本文に聊亂とあるも明本によりて撩亂と改む。みだれあふ貌。
【一〇】三轉十二行法輪。律部十四、註（一五の九三・九四）の本文參照。
【一一】隨五苾芻。五苾芻隨從者。
【一二】白氎林。藏律には（karpāsa）の語に相當せり。即ち劫貝樹林なり。
【一三】六十賢部。有部破僧事卷六（寒三・二七右）に六十賢部出家因緣を記せり。律部十四、註（一五の一二九）の本文に、六十人の語あり。
【一四】一切義成太子。梵音（Sarvārthasiddha）（薩婆曷剌他悉陀）の譯、悉達多（シッタダ）とせるは舊譯なり。釋尊の太子時代の名。

て頰を支へ憂を懷いて住せる」。王曰はく、『我今豈に憂を懷かざるを得んや、往日、一切義成太子が苦行を修せる時は、我常に使を遣して其安不を問はしめ、使者尋いで還りて我に報ぜしに、比使をして問はしむるも竟に一も還るなかりき。今信ありて云はく、「一切義成太子は無上正覺を證し、亦有情をして同じく甘露を飡はしめて逝多林に來れり」と。寧ぞ憂へざらんや』。時に鄔陀夷は卽ち王に白して曰さく、「若し是の如きには臣爲に使して去き、信を持して還歸せん」。王曰はく、「卿今去らんに、還彼に於て住して亦歸來せざらん」。鄔陀夷曰はく、「大王が命を奉ぜり、臣必らず重ねて來らん」。時に淨飯王は自ら書を裁して曰はく、

「始め受胎せるより後　我れ世尊を養みぬ
煩惱の火恒に燒くに　常に最勝の樹を希へり
今旣に長成し已り　徒衆の數邊なし
餘人安樂を受くるに　唯吾獨辛苦せんとは」。

書了り印し訖りて鄔陀夷に與へぬ。時に鄔陀夷は王の勅書を持して室羅伐に往き、世尊所に至りて勅書を奉上せるに、世尊は書を受け便ち自ら披讀したまへり。時に鄔陀夷は世尊に白して曰さく、「世尊は能く劫比羅城に向ひたまふや不や」。佛、鄔陀夷に告げたまはく、「我れ汝と共に去かん」。時に鄔陀夷は昔太子が城を踰えて出家し、父王頻りに召せるに竟に國に還りたまはざりしを憶して、重ねて佛に白して言さく、「必らず若し世尊が歸るを肯んじたまはざらんには、我今有力なれば自ら强ひて將ゐ去らん」。爾の時世尊は斯語を聞き已りて、卽ち伽他を說いて鄔陀夷に報じて曰はく、

「生死の愛網若し全て除かんに　此卽ち誠に將導する者無けん
世尊の威力は處所なし　汝何が方便してか能く將ゐ去らん。
一五 生死の愛網若し全て除かんに　此卽ち誠に將導する者なけん
世尊の境界は處所なし　汝何が方便してか能く將ゐ去らん。

【一五】此第二偈は宮本に缺く。

卷の第十八

使非親尼浣故衣學處第四の二

爾の時鄔陀夷は佛世尊の伽他を說きたまへるを聞き已りて、佛足を頂禮して佛に白して言さく、「世尊、我れ宮に還り父王に白して知ら(しめ)まつらんと欲す」。佛、鄔陀夷に告げたまはく、「佛の使たらん者、理應に然るべからず」。鄔陀夷、佛に白して言さく、「佛の使たらん者、其事如何」。佛、鄔陀夷に告げたまはく、「凡そ出家したらん者、方に佛の使たり」。鄔陀夷言さく、「我願はくは出家せん、然れども要契を爲しぬれば、事須らく還りて淨飯大王に報ずべし、我今且らく去らん」。佛言はく、「出家するを待ち已りて方に前信を報ぜよ」。鄔陀夷言さく、「善い哉、我今出家せん」。然り而して世尊が菩薩たりし時、生々の處に二師二親及び尊重の類に於て、如法に敎令するあらんに曾て違逆したまはざりければ、此因緣に由りて、言はんには違する者なきなり。時に鄔陀夷は佛に白して言さく、「我今出家せん」。佛、舍利子に告げたまはく、「汝、鄔陀夷に出家を與へ、其をして長夜に永く利益を得せしめよ」。舍利子言さく、「是の如し、世尊」。便ち出家を與へ幷に圓具を受け、所有行法は略並に告知せり。時に鄔陀夷は既にして敎誡を受け、舍利子を禮し已りて世尊所に詣り、佛の雙足を禮して佛に白して言さく、「世尊、我已に出家せり」。佛言はく、『汝今可しく去るべし、然り而して造次に王宮に入ること勿れ、宜しく其門に至り立ちて告げて曰ふべし、「釋迦苾芻、今門外に至れり」。若し喚び入れんには即ち應に隨うて入るべし。彼若し問うて「更に諸餘の釋迦苾芻ありや不や」と言はんに、答へて言へ、「更に有り」。若し「一切義成太子も亦是の如きの形狀を作せりや」と問はゞ、答へて言へ、「亦是の如きの形狀を作せり」。汝亦應に王宮內に宿るべからず。若し「一切義成太子は王宮に宿りたまふや不や」と問はんに、答へて言へ、「宿りたまはじ」。「何處に宿止し

たまふや」と問はんに、答へて言へ、「或は阿蘭若、或は毘訶羅に」。若し「一切義成太子は此に來らんと欲するや不や」と問はんに、答へて言へ、「來らんと欲す」。若し「何の時に來らんと欲するや」と言はんに、答へて言へ、「七日を過ぎて後に方に此に來至せん」と』。時に鄔陀夷は佛を禮して去りしに、爾の時世尊は神力もて加被して、鄔陀夷をして臂を申ばすが如き頃に卽ちに劫比羅城に至らしめたまひ、王の門外に立ちて守門者に告げて曰はく、『我が爲に王に白せ、「釋迦苾芻今門外に在り」と』。門人問うて曰はく、「更に諸餘の釋迦苾芻ありや不や」。報じて言はく、「更に有り」。門人卽ち便ち入りて王に白して曰さく、「大王、釋迦苾芻來りて門外に在り、入らしむるを得るや不や」。王言はく、「喚び入れよ、我れ釋迦苾芻の其狀如何かを觀ん」。門人引き入れ既にして王所に至るに、王は顏狀を識りて問うて言はく、「鄔陀夷、汝今出家せりや」。報じて言さく、「我已に出家せり」。王便ち問うて曰はく、「一切義成太子も亦是の如きの形狀を作せりや」。答へて言さく、「大王、亦此狀に同ぜり」。時に淨飯王は無始劫來、恩愛の情重かりければ、是語を聞き已るに、卽ち便ち悶絕して身を投じて地に躃れ、冷水を以て灑ぎて良久しくして乃し穌り、地より起き已りて鄔陀夷に問うて曰はく、「一切義成太子は此に來らんと欲するや不や」。答へて言さく、「來らんと欲す」。「何の時に來らんと欲するや」。「七日を過ぎ已るに方に此に來至せん」。時に王は卽ち便ち諸臣に命じて曰はく、「一切義成太子は七日を過ぎ已らんに故居に歸らんと欲せり、卿等應に可しく城隍を修飾し道路を莊嚴すべし、宮中內人にも亦灑掃せしめよ、太子來らんと欲すれば」。鄔陀夷言はく、「世尊は王家及び內宮裏に住したまはじ」。王曰はく、「何處に居停するぞや」。答へて曰さく、「或は阿蘭若、或は毘訶羅なり」。王、諸臣に告げて曰はく、「[一]卿等、阿蘭若處※屈路陀林に往いて、逝多林に同じて一住處に十六大院ありて院に六十房あるを造れ」。是時諸臣は王命を奉じ已りて、遂に阿蘭若屈路陀林に往き、逝多林をに同じて十六大院ありて院に六十房あるを造れり。然り、大王が敕令、言に隨ひて

【一】本文に卿等往二阿蘭若處屈路陀林同逝多林一造二一住處一有二十六大院一院六十房とあり。縮藏・大正藏の加點新藏の訓點かくの如し、今相違す。

※ 屈路陀林は藏律によるに尼屈路陀(nyagrodha)の略、榕樹なり。

即ちに成じ、諸の勝天人は心を擧げて事辯し、相應の定力もて意念皆此城中に就るに、街衢巷陌は諸穢を屏除し、栴檀香水を以てして遍く之に灑ぎ、處々に皆殊妙の香供あり、衆の繒綵を懸け幢幡を建立し香花を布列して、誠に愛樂すべきこと猶し帝釋の歡喜園の如くなりき。時に諸大衆は、各渇仰を懷き、世尊を瞻望し企想して住せり。

爾の時世尊は逝多林に在して大目連に命じて曰はく、『汝今宜しく往いて諸苾芻に告ぐべし、「如來は劫比羅城に向はんと欲したまへり、若し諸具壽にして情に樂うて父子相遇ふを見んと欲せんには、應に衣鉢を持すべし」と』。時に大目連は佛の教を受け已りて諸苾芻に告げて曰はく、「諸具壽、世尊は劫比羅城に向はんと欲したまへり、若し諸具壽にして情に樂うて父子相遇ひたまふを見んと欲せんには、應に衣鉢を持して世尊に隨從すべし」。時に諸苾芻は既にして告を承け已りて俱に來りて佛に從へり。

爾の時世尊は自ら調伏したまへるが故に調伏に圍遶せられ、自ら寂靜の故に寂靜に圍遶せられ、解脫……解脫に圍遶せられ、安隱……安隱に圍遶せられ、善順……善順に圍遶せられ、離欲……離欲に圍遶せられ、阿羅漢……阿羅漢に圍遶せられ、端嚴……端嚴に圍遶せらるゝこと、栴檀林の栴檀に圍遶せらるゝが如く、猶し象王の象子に圍遶せらるゝが如く、師子王の師子に圍遶せらるゝが如く、大牛王の諸牛に圍遶せらるゝが如く、猶し鵝王の諸鵝に圍遶せらるゝが如く、妙翅王の妙翅鳥に圍遶せらるゝが如く、婆羅門の學徒に圍遶せらるゝが如く、猶し大醫の病者に圍遶せらるゝが如く、大軍將の兵衆に圍遶せらるゝが如く、猶し導師の行旅に圍遶せらるゝが如く、猶し商主の商客に圍遶せらるゝが如く、大長者の人衆に圍遶せらるゝが如く、諸の國王の大臣に圍遶せらるゝが如く、猶し明月の衆星に圍遶せらるゝが如く、猶し日輪の千光に圍遶せらるゝが如く、持國天王の乾闥婆に圍遶せらるゝが如く、增長天王の鳩槃荼に圍遶せらるゝが如く、醜目天王の龍衆に圍遶せ

らるゝが如く、多聞天王の薬叉衆に圍遶せらるゝが如く、淨妙王の阿蘇羅衆に圍遶せらるゝが如く、猶し帝釋の三十三天に圍遶せらるゝが如く、梵天王の梵衆に圍遶せらるゝが如く、猶し大海湛然として安住せるが如く、猶し大雲靉靆として垂布せるが如く、猶し象王の狂醉を屏息せるが如くに、諸根を調伏して威儀寂靜に、三十二相もて而ち莊飾を爲し、八十種好以て自ら嚴身し、圓光一尋にして朗なること千日に逾ぎ、安かに歩みて進むこと寶山を移すが如く、十力・四無畏・大悲三念住の無量功德皆悉く圓滿して、諸大聲聞・尊者・阿窨若憍陳如・尊者高勝・尊者婆瑟波・尊者大名・尊者無滅・尊者舍利子・尊者大目連・尊者迦攝波・尊者名稱・尊者圓滿等の諸大聲聞及び餘人衆と（共に）劫比羅に往かんとて、漸次にして行いて盧呬多河に至りたまへり。時に諸苾芻は或は手足を洗濯し、或は齒木を嚼み、或は淨水を濾し、或は時に澡浴せるありき。是時劫比羅城の所有人衆は、一切義成太子今來至せんと欲すと聞いて皆大に歡喜し、競ひて共に奔走して屈路陀林に往けり。時に淨飯王は寬廣處に於て牀座を敷設して以て太子を待てり。是時乃し無量百千大衆ありて雲集し、或は先世の善根にて共に相警覺せるあり、或は情に喜樂を生じて是の如きの念を作せるありき、『父、子を禮すとやせん、子、父を拜すとやせん』と。時に佛世尊は便ち是念を作したまはく、『我若し足歩して城中に入らんには、諸釋迦子は各慢情を起して共に不信を生じて是の如きの議を作さん、「一切成義太子は大に失ふ所あり、昔時去れる日には百千天衆は空中に隨從して劫比羅城より圍遶して去りしに、今者無上妙智を獲得しつゝ更に乃し足歩して還れり」と。諸人をして輕慢心を息めしめんと欲するが故に、我今應に神變を以てして劫比羅城に入るべし』。爾の時世尊は心の所念に隨ひて三摩地に入り、既にして定に入り已りて座よりして現ぜず、諸苾芻と共に踊りて虛空に在り、猶し滿月の共に相圍遶せらるゝが如く、亦鵝王の翼を舒べて住するが如くにして、行住坐臥の四威儀中に廣く神變を現じたまへり。爾の時世尊は、先に東方に於て火光定に入りて種々の焔・青・黃・赤・白・

【二】阿窨。阿愼なり、窨は愼の古文なり。阿若とも音寫し了教と譯す。

【三】尊者高勝。藏律には「時にすぐれたる」とありて次に三迦葉、舍利弗、目連の名を出せり。馬勝の寫誤にあらざるかとも考へらるゝが、藏律により、正しく五比丘の一人なる跋陀羅(Bhadraka)の譯なること明かなり。最勝とも大賢とも譯す。

【四】盧呬多河(Rohiṇi)。有部破僧事第三（寒三・一一左）に劫比羅城と天示城との間に一大河あり盧奚多と名くとあり。天示城は拘利族の首都にして摩耶夫人の生地なり。

紅・頗胝[五]色を現じ、或は神通を現變して身上より水を出して身下より火を出し、身上より火を出して身下より水を出したまへり。東方にて既に然りしが如くに、南西北方にも亦復是の如くにし、次いで神通を攝めたまひて虛空中に於て高きこと[六]七多羅樹なりしに、時に諸苾芻は但高きこと六樹に、世尊高きこと六(樹)なるには苾芻は高さ五に、佛五なるには衆四に、佛四なるには衆三に、佛三なるには衆二、佛二なるには衆一に、佛一(樹)なるには衆は六人と等しかりき。佛六(人)なるには衆五、佛五なるには衆四、佛四なるには衆三、佛三なるには衆二、佛二なるには衆一、佛一なるには衆は便ち地に居せり。世尊は地を去ること高さ一人を踰ぎて空を行いて去り、幷に無量百千俱胝の人天大衆の與に圍遶せられて去いて劫比羅城に至りたまへり。時に淨飯王は既にして佛に見え已りて頭面に禮足し、伽他を說いて曰はく、

「佛初生の時大地動けると　贍部樹影の身を離れざりしと
今是に第三に圓智を禮す　魔怨を降伏して正覺を成じたまへば」。

時に諸釋迦及び餘の大衆は、淨飯王が佛足を禮せるを見已りて、情に不忍を生じて共に相唱へて言はく、「云何が尊父にして子の足を禮せる」。時に淨飯王は諸釋子に告げて曰はく、『汝等應に是の如きの語を作すべからず。當時菩薩初生の日に大地震動し、大光明を放ちて普く世界を照し、其色晃曜して三十三天に過ぎ、世界中間黑闇の處日月威光の及ばざる所に於ても、爾の時に當りては並に光曜を蒙り、彼處の所有舊住の有情は光曜を蒙り已りて互に相見ゆるを得て共に是語を作さく、「仁等有情も亦此處に居りしか」と。爾の時我れ希有事を見已りて便ち佛足を禮せり。又復菩薩曾て田中に往いて諸の產業を觀たりしに、贍部樹影に於て結跏して坐し、欲界の惡不善法を遠離し、有[七]尋有伺に[八]喜・樂定を得て初靜慮に入りしに、日已に午を過ぎて其餘の諸樹影は悉く東に垂れたるも、唯贍部樹影のみは獨移らずして菩薩の身を蔭へり。爾の時我れ希有事を見已りて復佛足を禮せ

【五】 頗胝色。後に蘇頗胝迦(Sphaṭika)とあり、頗胝は其音略なり。水精なり。

【六】 七多羅樹。多羅樹(Tāla)は形椶櫚の如く、極高なるは七八十尺、果熟せんに赤くして大石榴の如し。七多羅樹の高さ、約五百尺の上空なり。

【七】 有尋有伺。三三摩地即ち三定の一、所對の境を觀察する麤想を尋といひ、細想を伺といふ。舊に覺・觀といへり。色界・無色界に屬する諸定を尋伺の有無によりて三種に分つなり。今、有尋有伺定とは、定心に尋伺共にあるもの、初禪天の根本定及びその加行定をいふ。

【八】 喜樂定。初禪に入りたるものは分段食を要せざる故に鼻舌の二識なく、唯眼耳身意の四識にして、喜受ありて意識と相應し、樂受ありて三識と相應する故に喜・樂定といへるなり。

り。此は是れ第三に世尊の足を禮せるなり」。爾の時世尊は、苾芻衆中に於て諸大衆と及に座に就いて坐したまひしに、時に淨飯王は復佛足を禮して一面にして坐せり、此は是れ第四に世尊の足を禮せるなり。時に諸釋迦は屈路陀林中の殊妙の處に於て勝座を敷設し、幷に供養を上り、以て世尊及び苾芻衆を待ちぬ。爾の時世尊は彼林所に詣り、大衆中に於て座に就いて坐したまへり。時に淨飯王は卽ち種々に盡世微妙殊勝の供養を以て佛・僧に供へ已るに、時に淨飯王・白飯王・斛飯王・甘露飯王及び餘の百千諸來大衆は、佛足を禮し已りて一面に在りて坐し、或は諸人あり但合掌を爲し、復諸人ありて遙に世尊を望みて默然して坐せり。時に淨飯王は卽ち伽他を以てして佛に問うて曰はく、

「佛昔王宮に在りしには　出づるに象馬輿に乘ぜしに
云何が雙足を以てして　棘刺中に遊べる」。

世尊報じて曰はく、

「我れ神足通を以てして　自在に空に乘じて去り
周く大地を行いて盡すに　煩惱の刺も傷くるなし」。

王復問うて曰はく、

「昔は上妙の服を衣て　容色、光彩多かりしに
今麤弊衣を著せり　如何ぞ堪忍するを得ん」。

世尊報じて曰はく、

「慚愧を上服と爲す　披著せんに甚だ端嚴なり
見る者歡心を起し　寂靜にして林野に居せり」。

王復問うて曰はく、

【九】淨飯王……等。律部十四、註（一四—一八）の本文參照。

「昔は香稻の飯を湌ひ　盛るに勝金の盤を以てせるに
乞匃して蟲跡を噉ふ　云何が充濟するを得ん」。

世尊報じて曰はく、

「我は微妙の法を湌ひ　味は定と相應して
飲食の貪を蠲除せり　物を愍むが故に哀受せんのみ」。

王復問うて曰はく、

「昔は妙樓殿に昇り　隨時に以て自ら安んぜしに
比山林中に在り　云何ぞ驚怖せざらん」。

世尊報じて曰はく、

「我れ怖の根本を斷ち　煩惱悉く蠲除せり
林野の中に處せりと雖　永く諸の憂懼を絕てり」。

王復問うて曰はく、

「昔は王宮內に在りて　沐浴せんに香湯を以てせり
比林野の中に居せんに　牟尼、以て何が浴せん」。

世尊報じて曰はく、

「法池は福德の津なり　清淨人の歎ずる所
智者中に於て浴せんに　垢を去りて身を霑さじ」。

王復問うて曰はく、

「昔日王宮に在りしには　金缾もて水を灌ぎて浴せり
比江池處に在らんに　何の器にてか以て身に澆がん」。

世尊報じて曰はく、

「我れ淨戒の水に浴し　　灌ぐに妙法の器を以てす
智者共に欽讃し　　能く身心の垢を淨む」。

爾の時世尊は妙伽他を以て淨飯王に答へ已り、次いで大衆の意樂・隨眠・界性・差別を觀じたまひて、彼根機を稱りて爲に法を說きたまひしに、其聽法せる者、所謂、白飯王・斛飯王・甘露飯王・及び餘の百千諸來大衆は、同じく妙法を聞いて預流果を得、或は一來果を得、或は不還果を得、或は出家して諸の煩惱を斷じて阿羅漢果を證せるあり、或は獨覺菩提の心を發し、或は無上菩提の心を發起せるあり、自餘の諸衆は皆三寶に歸依して正信の中に住せしに、時に淨飯王は極歡喜に由りての故に未だ見諦を得ざりき。淨飯王は諸大衆と及に佛足を禮し已りて恭敬して去りしに、其淨飯王は便ち夜中に於て是の如きの念を作さく、「唯我が一子のみ此威德ありて餘の及ぶ者なし」。爾の時世尊は淨飯王が心の所念を知らめし、家宗の慢を降伏せしめんと欲しての故に、天曉に至り已りて便ち大目連に命じて曰はく、「汝當に觀察して父王を愍念すべし」。目連、佛に白して言さく、「唯然り、世尊」。即ち便ち衣鉢を執持して淨飯王所に詣りぬ。時に王既にして目連の來至せるを見て、便ち「善來」と唱へて之に命じて座に就か(しめ)ぬ。是時目連即ち所念の如くに三摩地に入り、既にして定に入り已るに身を座より隱して空中に踊現せり。時に大目連は先に東方に於て火光定に入りて種々の焰・青・黃・赤・白・紅色・頗胝迦色を現じ、或は神通を變じて身上より水を出して身下より火を出し、身上より火を出して身下より水を出せり。東方既に然りしが如くに、南西北方にても亦復是の如くし、次いで神通を攝めて本座に現ぜり。時に淨飯王は大目連に白して曰さく、「世尊の弟子にして更に是の如きの大威德の類ありて尊者の如くなる(あり)や不や」。時に大目連は即ち父王の爲に伽他を說いて曰はく、

「牟尼の聖弟子は　皆大威德ありて
三明及び六通　具足せざる者なし」。

時に淨飯王は便ち是念を作さく、「唯に我子のみ大威德あるには非じ、餘に於ても亦是の如きの苾芻の大神力を具せるあり」。前に起せる慢心は卽ち便ち除斷せり。是時淨飯王は、復是念を作さく、「今者世尊には唯人のみ供養して諸天を見ず」。時に大目連は王念を知り已りて便ち王に白して曰さく、「大王、我今還りて世尊所に往かんと欲す」。白して言はく、「意に隨へ」。時に淨飯王も亦佛所に詣れり。爾の時世尊は父王が念を知しめして、卽ちに屈路陀林に於て悉く皆化して蘇頗脈迦と作したまへり。時に淨飯王は東門より入らんと欲せるに、門人報じて曰はく、「大王、入ること勿れ」。王曰はく、「何の意なりや」。門人報じて曰はく、「佛は今純ら諸天の爲に法を說きたまへばなり」。王、門人に問うて曰はく、「賢首、汝は是れ何人なりや」。門人答へて曰はく、「大王、我は是れ東方持國天王なり」。時に淨飯王便ち南門に往いて世尊に見えんと欲せるに、門人白して言さく、「大王、入ること勿れ」。王問ふらく、「何の意なりや」。門人報じて曰はく、「佛は今純ら諸天の爲に法を說きたまへばなり」。王、門人に問うて曰はく、「賢首、汝は是れ何人なりや」。答へて曰はく、「我は是れ南方增長天王なり」。時に淨飯王は便ち西門に往いて世尊に見えんと欲せるに、門人白して言さく、「大王、入ること勿れ」。王問ふらく、「何の意なりや」。門人報じて曰はく、「佛は今純ら諸天の爲に法を說きたまへばなり」。王、門人に問うて曰はく、「賢首、汝は是れ何人なりや」。門人答へて曰はく、「我は是れ西方醜目天王なり」。時に淨飯王は便ち北門に往いて世尊に見えんと欲せるに、門人白して言さく、「大王、入ること勿れ」。王問ふらく、「何の意なりや」。門人報じて曰はく、「佛は今純ら諸天の爲に法を說きたまへばなり」。王、門人に問うて曰はく、「賢首、汝は是れ何人なりや」。門人答へて曰はく、「我は是れ北方多聞天王なり」。爾の時世尊は便ち神力を以て淨飯王に加被して、門外より佛世

尊が諸天衆に於て微妙の法を説くを見せしめたまへり。時に淨飯王は是事を見已りて便ち斯念を作さく、「今、佛世尊は唯に人衆の供養する所たるのみには非じ、亦爲に諸天而ち來りて親奉せり」。淨飯王の慢心をして息めしめ已りければ、便ち神變を攝めたまへり。時に大目連は淨飯王を引いて入りて世尊に見え(しむ)るに、既にして佛所に至り佛足を禮し已りて一面に在りて坐せり。爾の時世尊は淨飯王及び餘の諸衆の意樂・隨眠・界性・差別に隨、其根機に隨うて爲に法を説きたまひ、淨飯王をして智金剛の杵を以て〔一〇〕二十身見の高山を摧破して預流果を得せしめたまへり。既にして果を證し已るに佛に白して言さく、「世尊、我今の所證は高祖の所作に非ず、亦父母の所作に非ず、王に非ず、天に非ず、沙門・婆羅門に非ず、諸の宗親の能く作せる所にも非じ。我れ世尊善知識に依りての故に方に斯事を獲、捺落迦・傍生・餓鬼の三惡道中より拔濟して出さしめて人天に安置し、能く未來生死の邊際を盡し、血涙の巨海を乾渇し白骨の大山を越度し、無始より已來曾て積集せる所の身見の窟宅は、今並に除棄して斯妙果を證せり。大德、生死の流より我今出づるを得たり、我今佛法僧寶に歸依して鄔波索迦と爲らん、唯願はくは世尊、慈悲もて鑒察したまはんことを。我今日より乃し盡形に至るまで、有情の命を斷たず……乃至、諸酒を飲まず、世尊所制の學處を頂受せん」。時に淨飯王は佛を禮して去り、便ち白飯王の所に詣りて報じて言はく、「太子、可しく王位を受くべし」。彼便ち報じて曰はく、「何の意ありてなりや」。王曰はく、「我今見諦したれば王たること能はじ」。問うて言はく、「何の日なりや」。報じて言はく、「今日なり」。彼便ち報じて曰はく、「我れ世尊初來の日に於て、即ち彼時に於て我れ見諦を得たり」。次いで斛飯王に往き、後に甘露飯王の所に往いて王位に稱はんことを冀ひしに、彼悉く自ら云はく、「我已に見諦せり」。淨飯王曰はく、「若し是の如くならんには、我今誰の頂に灌ぎて王位を受けしめんと欲すべき」。彼便ち報じて曰はく、「釋迦童子の名けて〔一一〕賢善と曰へるは、可しく王位に稱ふべし」。時に淨飯王は卽ち便ち灌頂して、

【一〇】二十身見。五取蘊を緣じて我・我所ありと計するについて、我見に五、我所見に十五、合せて二十種身見を成ずるをいふ。發智論卷一(大正藏二六・九一九上)に此「の二十句薩迦耶見は幾か我見にして幾か我所見なりや。答ふ五は我見なり、謂はく等しく色は是れ我なり、受・想・行・識は是れ我なりと隨觀するなり。十五は我所見なり、謂はく等しく我に色あり、色は是れ我所なり、我は色中に在り。我に受・想・行・識あり、受・想・行・識は是れ我所なり、我は受想行識中に在りと隨觀するなり」とあり。大毘婆沙論卷八(大正藏二七・三六上)も同じ。

【一一】賢善。跋提の譯なり、無滅卽ち阿那律に促がされて出家せる王、五分律には甘露飯王の子とせるも、有部律破僧事及び智度論には白飯王の子とせり。これ林中快哉を唱へたる跋提なり、律部十三、註(三の七三)參照。

其王位を以て賢善に授與せり。

爾の時世尊及び苾芻僧衆は、日々の中に於て王宮內に入りて其供養を受けぬ。時に淨飯王は是の如きの念を作さく、「今、佛弟子外道千人は心端正なりと雖身は嚴好に非じ、昔身を苦しめたるに由り形容瘦悴せり、云何がせん　世尊の門徒をして、容儀愛すべく相を觀て善を生ぜしむるを得べき。若し釋種をして世尊に陪隨せしめんに、方に是れ端嚴なれば人共に尊重せん」。時に淨飯王は諸釋種を集めて之に告げて曰はく、「諸君當に知るべし、一切義成太子にして若し出家せざりしならんには、當に何の所作をかすべき」。彼皆報じて曰はく、「轉輪王と作らん」。又問うて曰はく、「君等は何をか作す」。報じて言はく、「我等は臣を稱して皆從者たらん」。王復告げて曰はく、「今、一切義成太子は甘露法を證して、亦有情をして同じく斯味を湌はしめたまへるに、仁等何に因りてか隨從を爲さゞる」。彼皆報じて曰はく、「我今出家せん」。王曰はく、「各汝が意は隨へ」。諸釋子曰はく、「全家並に去くとやせん、家別に一人を當つるとやせん」。王曰はく、「家別に一人とせよ」。時に淨飯王は卽ち便ち鐘を撾ちて宣令して普く告ぐらく、「諸釋種中、家別に一人づゝ出家して佛に奉ぜよ、若し肯んぜざらんには必らず咎責を招かん」。卽ち是時に於て釋種の中、賢善・無滅等の五百釋子は悉く皆出家せり。世尊說きたまへるが如し、「若し貴族を捨てて出家せんには多く利養を獲ん」と。時に五百釋子苾芻は極めて利養を招けり。爾の時世尊は便ち是念を作したまへり、「此の諸釋子は本解脫の爲に而ち出家を求めしに、今少欲を捨てゝ財利に耽著せり」と。世尊は利養を絕たしめんと欲したまへるが故に、卽ち便ち旋りて室羅伐城に往き、逝多林に在りて昔の如くに安住したまへり。時に具壽優陀夷は日の初分に於て衣鉢を執持し、室羅伐城に入りて次第に乞食し、遂に故二笈多の宅に至り門に在りて立てり。是時笈多は遙に鄔陀夷の來るを見て、其顏狀を瞻て是れ故二なるを知り、卽ち便ち手を以て胸を撾ちて之に告げて曰はく、「鄔陀夷、仁は今何の意にしてか我を棄てゝ家出せる」。

鄔陀夷曰はく、「賢首、我が世尊の如きは菩薩になりし時、便ち寶女耶輸陀羅[一二]（特稱亦は具稱と云へり）、瞿比迦[一三]（密語なり）、密伽闍[一四]（鹿子なり）等と六萬の婇女とを捨てゝ爲に俗を出でたまへるに、誰か能く汝塵垢の面と共にして沈溺せんや」。笈多報じて言はく、「鄔陀夷、若し是の如くならんには我も亦出家せん」。鄔陀夷答へて曰はく、「善い哉」。笈多報じて言はく、「我今家業を收斂して尋いで當に出家すべし」。鄔陀夷曰はく、「宜しく疾くすべし、遲るゝこと勿れ」とて、遂に捨てゝ去りぬ。然も鄔陀夷は時々中に於て數來りて看問して笈多に告げて曰はく、「汝未だ出家せざるか」。彼便ち報じて曰はく、「我が家業尚ほ未だ收斂せざるなり」。鄔陀夷曰はく、「要らず憍薩羅國の煨燼せん後を待たんに、汝が家業方に了すべきか」。笈多報じて言はく、「今卽ち收斂して明當に出家すべし」。時に鄔陀夷は便ち是念を作さく、『我れ今時に於ても昔の俗累に由りて尙ほ黑鉢同梵行者に輕んぜらる、況んや復彼をして出家せしめんには更に譏議を招いて云はん、「六衆苾芻は苾芻尼を度せり」と』。便ち追悔を生じ、天曉に至り已りて衣鉢を執持して王舍城に往き、既にして彼に至り已りて安居坐夏[一五]せり。是時笈多は家業を付し已りて、便ち他日に於て逝多林に往き諸苾芻に問うて曰はく、「彼は何處に向ひしや」。苾芻問うて曰はく、「彼とは是誰なりや」。報じて言はく、「聖者鄔陀夷なり」。諸苾芻報じて曰はく、「彼は以に遠く王舍大城に趣けり」。彼既にして聞き已りて卽ち便ち啼泣せり。苾芻問うて言はく、「笈多、何の意にてか啼泣せる」。報じて言はく、「聖者鄔陀夷は我をして俗を棄てしめて出家を與ふるを許ひければ、我既にして家產を付屬せるに、彼便ち遠く捨てゝ去れり。我今俗舍に居らず復出家に非されば、寧ぞ憂惱せざらんや」。人あり報じて曰はく、「剃刀の爲の故に彼は王城に向ひ、新刀を取めて汝が新髮を剃らんと欲してならん」。時に苾芻尼衆は教授を請ぜんが爲に、逝多林に來りしに、彼笈多の行啼憂悒せるを見て問うて言はく、「笈多、何の意にてか啼泣せる」。笈多具に前事を以て苾芻尼に告げしに、諸尼報じて曰はく、「汝誠に識るなし、豈に戒獨にして苾芻尼を度するあら

【一二】 耶輸陀羅。梵音（yaśodhara）にして持稱・具稱と譯す、太子の妃、羅怙羅の母なり。

【一三】 瞿比迦。有部破僧事三（寒三・一三左）に菩薩三夫人として喬比迦とせり。梵音（Gopikā）して瞿夷・瞿波とも音寫し、密語と譯す。明本には細註の文なし。宮本には密語を密護となす。

【一四】 密伽闍。梵音（mṛgaja）にして鹿子と譯す。有部破僧事卷十二（寒三・五二左）に彌離迦遮とせり。佛の三夫人の一。破僧事卷三（寒三・十二左）には鹿王とし、太子が夫人となるの因緣を記せり。

【一五】 安居坐夏。安居卽ち坐夏なり。夏中靜修する故に安居とも夏安居とも云ひ、又夏中に坐する故に坐夏とも夏坐ともいふ。

んや、還れ、尼衆をして汝を度して出家せしめん、可しく我に隨ひ來るべし、[一六]大世主喬答彌の處に至り、汝を度して出家せ(しめ)ん」。時に諸尼衆は便ち笈多を將ゐ大世主の處に至りて白して言さく、「聖者、此の笈多は情に出家を願へり」。時に大世主は卽ちに出家を與へぬ。時に鄔陀夷は王舍城に在りて是の如きの念を作さく、「我れ諸の黑鉢者を護惜せるが爲の故に、笈多に出家を與へざりしも、我多く腰絛・雜物・資身の具を喪失せり、若し餘の黑鉢にして笈多を度して出家せ(しめ)んには……乃至、暫く我に見えんと欲すとも亦得るに由なけん」とて、安居を及げりと雖情常に樂しまざりき。時に摩訶羅苾芻あり、室羅伐城より夏安居已りて王城に來至せり。時に鄔陀夷は竹林精舍外なる大道に近き邊に於て瞻望して住せるに、遂に遙に彼老苾芻の來れるを見たり。髮は狄花の若くにして眉は長く下に覆ひ、肩を傴め臂を垂れ徐歩して行れり。時に鄔陀夷は便ち是念を作さく、「此の來者は何の上座なる」。既にして相近づき已りて告げて言はく、「善來・善來・上座」。老苾芻云はく、「阿遮利耶に敬禮す、鄔波駄耶に敬禮す」と。時に鄔陀夷は軌則なく二師を識らざるを見て、卽ち知るらく、「定んで是れ摩訶羅なり」。遂に將ゐて寺に入り問うて言はく、「爾は何より來りしや」。報じて言はく、「室羅伐より來れり」。時に鄔陀夷は便ち是念を生ずらく、「若し我先に笈多の消息を問はんに聞く者は譏醜せん、我應に次第して問ふべし」。「汝、摩訶羅、既に彼より來りしならんには知るを得ん、世尊は病少く惱少く起居輕利にして安樂行したまへりや不や、室羅伐城に在りて夏安居を爲したまへりや(不や)を」。彼便ち報じて言はく、「世尊は無病安樂にして彼に在りて安居したまへり」。又問ふらく、「苾芻・苾芻尼・鄔波索迦・鄔波斯迦衆は並に無病安樂なるを得て常の所居の如くなりや、時々の中に於て世尊を覲奉りて正法を聽けりや不や」。答へて言はく、「所問の人は並に安隱なるを得、亦時々の中に來りて正法を聞けり」。又問ふ、「[一七]住位了教憍陳如・住位迦攝波・住位舍利子・大目連等の諸の餘の尊宿・大世主喬答彌及び勝光王・[一八]長者仙授・故舊・鹿母毗舍佉・[一九]善生夫人は

【一六】大世主喬答彌。大世主は mahāprajāpatī の譯、摩訶波闍波提と音寫し、大愛道とも譯す。摩耶夫人の妹、夫人の死後淨飯王妃と爲る。喬答彌(Gotamī)はその別名にして、比丘尼僧伽の最初の長老尼なり。

【一七】住位了教憍陳如。住位と恐らくは住者宿位の略なるべし(張九・二五右)。而して本律第十一卷には上座阿若憍陳如……最爲上首耆年宿德……とあるに照合して住位とは上座にして卽ち共に sthavira(悉他薛攞)の譯語なりと推し得る。南海寄歸傳(大正藏五四・二二〇上)には悉他薛攞は滿十夏以上にして依止を離るゝを得たるをいふとし、授戒以後九夏までを鐸曷攞(dahra)と譯して小師となすと記せり。了教は阿若又は阿若若の譯なり。

【一八】長者仙授・故舊。前註(八の一七・一八)に仙授世主とあるに相應す。

【一九】善生夫人(Sujātā)。給孤獨長者の子の婦なり。

悉く無病安樂にして住するを得たりや不や」。答へて言はく、「並に安樂にして住せり」。又問ふ、「汝、長者婦笈多を識れりや不や」。答へて言はく、「我識れり、彼は是れ大德鄔陀夷が昔日の妻なり」。鄔陀夷曰はく、「彼豈に今時も尙ほ長者が婦たりや」。答へて曰はく、「已に出家し訖れり」。鄔陀夷問うて曰はく、「誰が出家を與へしや」。報じて言はく、「是は大世主なり」。鄔陀夷便ち斯念を作さく、「既に是れ出家せんには、或は再面すべけん」。卽ち便ち喚びて言はく、「摩訶羅、且らく來りて足を濯げ」。時に鄔陀夷は彼が衣鉢を取りて掛けて極高の象牙杙上に在き、遂に多く油を與へて手足に塗らしめ、報じて言はく、「今此房中には食あり利あり、宜しく當に安隱に歡意して住すべし」。彼便ち報じて言はく、「我れ住するを樂はじ」。時に鄔陀夷は便ち鎖鑰を持して之に付與して告げて言はく、『世尊說きたまへるが如し、「苾芻は應に住處を空棄して之を捨てゝ去るべからず」』と。摩訶羅、此は是れ鎖鑰なり、汝自ら當に知るべし』。是語を說き已るに、卽ち便ち路を涉りて漸(々)に室羅伐城逝多林內に至り、房宇を灑掃し軟牛糞を以て塗拭し已り、便ち半扇を掩ひて牀上に偃臥し、歌詠聲を作して正法を誦せり。時に苾芻尼あり、敎授を請ぜんが爲に而ち此に來至せるに、諸尼は此諷誦の聲を聞いて其響韻を識り、卽ち便ち共に鄔陀夷の所に往いて問うて言はく、「大德、往時走げ去りしに比何處より來りしや」。答へて言はく、「我れ前に須らく王舍城中に往くべかりしなり」。尼問うて知り已り、卽ち便ち寺に歸りて笈多に告げて曰はく、「汝今喜滿せよ、阿遮利耶は現已に來至せり」。笈多問うて曰はく、「若箇の阿遮利耶なりや」。報じて言はく、「是れ鄔陀夷なり」。笈多曰はく、「何に因りてか是我が軌範師なる、我豈に彼よりして學業を受たりとせんや」。諸尼報じて曰はく、「汝は無識の人なり、多く諸尼ありて大苾芻と共に相繫屬せり、汝今宜しく往いて其安不を問ふべし」。彼卽ち具に屑香及び油・澡浴の物を持ちて、往いて彼房に詣り門を扣いて喚べり。鄔陀夷問うて曰はく、「門を扣く者は誰ぞ」。報じて曰はく、「我は是れ笈多なり」。鄔陀夷曰はく、「善來善來、長者婦よ、意に隨

うて當に進むべし」。是時笈多は入りて告げ曰はく、「大德、我今豈に是れ長者婦ならんや。我已に出家せり」。問うて言はく、「誰ぞ復汝が爲に而ち出家を爲せるは」。報じて言はく、「聖者大世主は我に出家を與へぬ」。鄔陀夷曰はく、「我れ他事ありて須らく王城に向ふべかりしなり。汝復何に緣りてか急ぎ離俗を求めたる」。彼便ち報じて曰はく、『豈に大德は前に斯語を作せるに非ざらんや、「汝當に家業を收斂すべし、我れ汝を度して出家せ(しめ)ん」と。我れ斯教に依ひて家産を付囑せるに、大德は我を棄てゝ遠く王城に向ひしなり。若し大世主、我を度せざりせば、我誠に俗に非ず亦出家にも非ざりしなり』。鄔陀夷曰はく、〔二〇〕「我豈に當時自ら重擔を貽しつゝ、許ひて汝に敎へんと言はんや。今且に可しく坐すべし、汝が爲に法を說かん」。禮し已りて便ち坐し心を端して聽法せるに、時に鄔陀夷は卽ち爲に法を說けり。法を說くの時卽ち便ち昔時の所有歡笑の事を追念しければ、笈多に問うて曰はく、「汝憶せりや、往時に某園林天祠の處に在りて是の如きの美妙の飯食を飡噉せしを」。談話の時欲意便ち起り、欲心既にして起るに情多く錯亂せり。凡そ智慧女人には五不共事ありて、男女の欲盛心あると欲盛心なきとを知るなり。笈多は鄔陀夷の欲心熾盛なるを覺知して告げて言はく、「聖者、我暫らく須らく出づべし、時了りて還り來らん」。鄔陀夷は是の如きの念を作さく、「此れ便利せんとて出でんと欲せるなりや」とて、遂に暫らく出さしめぬ。笈多出で已るに裙衣を擄擧して急走して去りしに、時に鄔陀夷は其走聲を聞いて卽ち便ち外に出で、後に隨うて去いて喚んで言はく、「禿沙門女、何處に走げ向はんとするや」。復更に急ぎ趁ひしに、生支、髀に觸れて其精遂に泄れ、欲心既にして歇みければ徘徊して住せり。笈多知り已りて亦復還り來りて報じて言はく、「聖者、我若し許したらんには我は苾芻尼に非ず、仁は苾芻に非ざりしならん」。鄔陀夷曰はく、『姉妹、世尊說きたまへるが如し、「若し自ら護らんには卽ち是れ他を護り、若し他を護らんには便ち自ら護ることを成ずるなり」と。云何が自ら護るは卽ち是れ他を護るなりや。自ら能く修習し多く修習す

〔二〇〕本文に我豈當時自貽重擔許言敎汝今且可坐爲汝說法とあり。

るが故に證悟する所あり、斯の由りて自ら護るは即ち是れ他を護るなり。云何が他を護らんに便ち自ら護ることを成ずるや。惱まさず恚らず怨害の心なく、常に慈悲を起して物を愍念せんに、是を他を護らんに便ち自ら護ることを成ずと名くるなり」。笈多報じて曰はく、「聖者、可しく裙を脱ぎ來るべし、我當に爲に洗ふべし」。時に鄔陀夷は即ち衣を以て付へしに、〔二二〕是時笈多は衣精を見已りて便ち悔心を生じ、即ち便ち自ら念ずらく、「我が身分未だ聖者鄔陀夷が觸るゝ所、見る所あらざりしに、我れ彼に順はざりしは實には善事に非ざりき」。是念を作し已るに倍染心を發せり。佛、經中に伽他を說いて曰へるが如し。

「諸有耽欲の人は　義・利を見ず
亦善法を觀せずして　常に黑闇中に行ず」。

時に彼笈多は欲心もて亂れしが故に、精の一渧を取りて口中に置れ、復一渧を取りて女根内に投ぜしに、有情の業力事は不思議なり、時に〔二三〕中蘊有情あり、是れ最後生にして來りて依託せり。笈多、寺に至り便ち爲に衣を浣ふに、諸尼見て問ひ、笈多具に其事を答ふるに、諸尼便ち問ふらく、「我汝は勝法を求めん爲に大德處に往けりと言謂ひしに、寧ぞ知らん、更に此惡事あらんとは」。笈多報じて曰はく、「彼の大德は是れ持戒者なり、自ら出家せる後は我が身分に曾て重觸せることあらじ」。諸尼報びて曰はく、「身分に觸れざるに尙ほ斯事ありとせんには、如し其觸著せんには汝如何せんと欲するや」。諸苾芻尼は其事を知り已りて往いて苾芻に白し、諸苾芻は佛に白すに、佛は諸苾芻に告げたまはく、「彼尼は波羅市迦を犯ずるなし。既にして其娠あらんに、應に屏室に安じて食を與へ、供給して事に闕かしむることなかるべし。當生の其子は〔二四〕童子迦攝波と名け、我法中に於て而ち出家を爲し、諸の有漏を斷じて阿羅漢を成じ、我弟子中、辯才巧妙にして善く能く宣傳せんこと最も第一たらん」。爾の時世尊は遂に是念を作したまはく、「若し苾芻ありて非親族苾芻尼をして故衣を

〔二二〕本文に是時笈多見衣精已便生悔心即便自念我之身分未有聖者鄔陀夷不觸不見我不順彼實非善事……とあり。不觸不見の四字を宋・元・明・宮本によりて所觸所見と改めたり。

〔二三〕中蘊有情。本律卷一の註（七一）食香現前に同じ。

〔二四〕童子迦攝波（Kumāra-Kāśyapa）。鳩摩羅迦葉とも音寫す。僧祇律卷十九（律部九、註一九の九二）本文には八歲出家して阿羅漢を成ずとせり。鄔陀夷と笈多との子なりとする本律の記と大に相違せるは注意すべし。

浣はしめんには、斯の過失あらん」。世尊は此因緣を以て……前に廣く說けるが如し……乃至、「我今諸弟子の爲に毗奈耶に於て其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻にして、非親苾芻尼をして故衣を浣ひ、染め、打たしめんには、泥薩祇波逸底迦なり」と』。

「若し復苾芻」とは「謂はく、迦留陀夷なり、若しは更に餘に是の如き流類あるなり。「親族」と言へるは、謂はく、七祖父母兩人より已來は皆是れ親族にして、此を過ぎたるは便ち非(親族)なり。「苾芻尼」とは、謂はく、是れ笈多なり。「故衣」とは、七種衣中にて隨うて是一數なり。云何が七と爲す、一には毛、二には[二四]芻麻迦(此方に無し)、三には[二五]奢搦迦(此方に無し)、四には[二六]羯播死迦(白疊なり)、五には[二七]獨孤洛迦(紵布なり)、六には[二八]高詀薄迦(是れ上毛緂にして此方に無きなり)、七には[二九]阿般蘭得迦(是れ此方の地名なり、其處に此衣あればなり、亦釋して云へるあり、即ち是れ絁絹の衣なるのみ)なり。「浣ふ」と言へるは、下水に浸すに至るなり。「染む」とは、下一たび色に入るゝに至るなり。「打つ」とは、下手づから一打するに至るなり、「泥薩祇波逸底迦」とは、廣く說けること前の如し。

此中の犯相、其事云何。若し苾芻にして非親族尼なるを知りて非親族想を作して、故衣を浣はしめんには捨墮を犯す。染・打にも亦是の如し。三事中に於て、或は三事をして俱に作さしめ、或は二を作さしめ、或は一を作さしめ、又三の中の隨一に於て初と爲して、非親尼をして(浣・染・打)せしめんに皆本罪を得ん。若し非親尼なりやとの疑にも亦捨墮罪なり。若し是れ親尼に非親想を作せるには、惡作罪を得ん。若し是れ親尼なるに而も疑心を起さんに、惡作罪を得ん。又、無犯とは、謂はく最初犯の人、或は癡狂と心亂と痛惱所纒となり。

[三〇]從非親尼取衣學處第五の一

爾の時世尊は室羅伐城逝多林中に在しき。佛所說の如し、「若し貴族を捨てゝ出家せんには多く利

【二四】芻麻迦 Kṣaumaka の音寫、野麻衣なり。
【二五】奢搦迦。śāṇaka の音寫、粗布衣なり。
【二六】羯播死迦。Karpāsaka の音寫、綿衣(白氎)なり。藏律には七種衣中、此衣に相當する處を mandurakā(布衣)とせり。
【二七】獨孤洛迦。dukūlaka の音寫、紵布なり。
【二八】高詀薄迦。宋・元・明・宮本には詀の字を詁と爲す。今改む。Koṭambaka の音寫、上毛緂なり。
【二九】阿般蘭得迦。aparāntaka の音寫、絁絹衣なり。
【三〇】捨墮法第五從非親尼取衣學處。親族ならざる苾芻尼より衣を取るを制す。

養を獲ん」と。然り、諸釋種は既にして出家し已るに利養豐多なりければ、彼れ衣服に於て常に撩理を事とし、長衣・長鉢・絡囊・腰條並に多く貯畜せり。世尊は知しめし已りて是の如き念を作したまはく、「此の諸釋子は本解脫を求めんとて而ち出家を爲せるに、出離の因に於ては悉く皆棄捨し、善品を修せずして財利に耽著せり、我今應に爲に法を說きて財利を捨てしむべし」。世尊時々に其が爲に法を說きたまひしも、彼の諸釋子は見諦すること能はざりければ、世尊復念じたまはく、「何の因緣の故に釋子は出家しつゝも見諦すること能はざる。皆財利・資生・雜物に耽著するに由りてなり。我今若し呵責治罰を作さんには、釋子苾芻は開解するに由なけん、應に諸佛の正覺調伏・善巧化度の儀を示すべし」。爾の時世尊は諸苾芻に告げて曰はく、「汝等當に知るべし、我れ此に於て夏安居して三月の內宴默して住せんと欲すれば、苾芻をして輙ちに來りて我に見えしむること勿れ、一苾芻の我が爲に食を請ずる者を除き、長淨日を除く」。時に諸苾芻は謹んで佛の敎を受け、衆にて共に制を立つらく、「此夏安居內に於て苾芻は輙ちに世尊に見ゆるを得ざれ、一苾芻の佛の爲に食を請ぜん者と及び長淨日を除く。若し制に違せんには、我等は其をして、波逸底迦罪說悔を作さしめん」。爾の時世尊は三月內に於て宴默して住したまひしに、一苾芻も輙ちに佛に見ゆるを得るなく、請食人と及び長淨日とを除けり」。時に苾芻あり、名けて小軍〔三一〕と曰ひ、王舍城に於て前三月安居を作せり。佛は室羅伐城に於て後月安居を作したまひしなり。是時小軍は三月滿じ已り、隨意事了りて幷に作衣し竟るに、衣鉢を執持し杜多行に順ひて、諸門徒と與に端嚴整肅にして室羅伐城に往けり。既にして彼に至り已るに、小軍苾芻は衣鉢を安置し手足を洗ひ已りて世尊所に詣れり。時に六衆苾芻は遙に小軍苾芻の世尊所に來れるを見て共に是說を作さく、「此の客苾芻は僧伽の制を破れり」。復、說いて云へるあり、「我當に波逸底迦罪說悔を作さしむべし」。時に小軍苾芻は世尊所に詣りて徐に門扇を扣くに、佛與に門を開きたまへり。小軍入り已りて世尊の足を禮し、一面に在りて坐せり。

【三二】小軍。世尊が頭陀行を稱揚したまふ時は優波斯那を代表せしめたまふこと多し。されば此の小軍なる語もUpase-na の譯と見るべきであらう。律部十三、註（四の六〇）參照。

世尊の常法として客苾芻の來れるを見ては歡言もて慰問したまふなり、「汝は何より至れる、何處にて安居せりや」と。佛、小軍を見て歡言もて慰問したまふらく、「汝は何より至れる、何處にて安居せりや」。小軍白して言さく、「大德、我れ王舍城より來れり、彼に於て安居せり」。世尊問うて曰はく、「王城の苾芻は已に[32]隨意を作せりや」。白して言さく、「已に作せり」。世尊問うて曰はく、「小軍、何の意にて汝自ら端嚴にして端嚴に[33]圍遶(或は隨遶と云ひ、或は隨從と云ひ、或は眷屬と云ふ、皆一義なり)せらるゝや」。小軍白して言さく、『大德、若し人あり來り見えて我に求めて其家せんと欲せんには、我便ち報じて言はく、「汝、善男子、當に阿蘭若に住し、常乞食・但三衣・糞掃衣・樹上坐すべし」と。我れ爲に是の如き等の事を讃歎して、若し「能くす」と言はんには我れ度して出家せ(しめ)、若し「能くせず」と言はんには意に隨うて去らしめたり。若し圓具を受けんと欲せるあり、或は依止を求め、或は讀誦を求め、或は[34]如理作意・寂念思惟を學せんとて來りて我に來めんには、皆前の如くに報じて、若し「能くす」と言はんには彼が所求の圓具等の事に隨ひ、若し「能くせず」と言はんには意に隨うて去らしめければ、此緣に由りての故に我身端嚴にして門徒亦爾るなり』。世尊告げて曰はく、「善い哉善い哉、小軍、汝能く誓うて無量の人天を度し、無邊の諸有情類を利益し、來りて法を求めんには安樂を得せしめん。小軍當に知るべし、若し能く杜多功德を讃歎せんには、則ち我身を讃歎すると異なしと爲す。若し杜多功德を毀訾する者あらんに、即ち是れ我身を毀訾するなり。何を以ての故に。小軍、我れ長夜に於て讃歎して斯の如きの出要たる杜多功德を稱揚すればなり。然れども汝應に僧の制令に違ふべからず」。小軍、佛に白して言さく、「我實に此處の僧伽にては何の制令を作せるかを知らず」。世尊告げて曰はく、『小軍、我れ安居時に苾芻に告げて曰へり、「汝等當に知るべし、我れ此に於て夏安居して三月の內宴默して住せんと欲すれば、苾芻をして輙ちに來りて我に見えしむる勿れ、一苾芻の我が爲に請食せん者と及び長淨日とを除く」と。時に諸苾芻は我敎を受け已りて叉共に制を立て

【三二】隨意。自恣式事なり。律部八、註(四の二四八)參照。

【三三】明本に細註を缺く。

【三四】如理作意。如理とは「胎の如くに」(yoniśme)の義、理の如くに作意すること。

り、「此夏安居内に於ては苾芻は輙ちに世尊に見ゆることを得ざれ、一苾芻の佛の爲に請食せん者と幷に長淨日とを除く。若し制に違はんには、我等應に波逸底迦罪説悔を作さしむべし」と』。小軍、佛に白して言さく、「大德、我身は是れ客にして彼は是れ主人なり、自ら制令を立てんとも豈に我に及ばんや」。佛、小軍に告げたまはく、『「客主を問ふことなく、僧伽の制令は咸須らく遵奉すべし。然り、我今より客苾芻の爲に其行法を制せん。凡そ客苾芻にして入寺せん時は、即ち應に先に舊住苾芻に問うて曰ふべし、「具壽、今、此寺中僧伽に何の制令ありや」と。若し問はんには善し、若し問はざらんには惡作罪を得ん。若し主人にして報ぜんには善し、若し報ぜざらんには亦惡作罪なり」と』。佛、小軍に告げたまはく、「然れども阿蘭若苾芻には、其が饒益の與に僧制に依ふことを免さん。若し阿蘭若人にして我に見えんと欲せん者は、時節を問ふことなく意に隨うて來り見えよ、幷に十三[三五]杜多功德と相應せん者も亦意に隨うて來り見えよ、若しは糞掃衣人・但三衣人（此二は衣と相應す）と、常乞食人・次第乞食人・一坐食人・鉢乞食人・不重受食人（此五は食と相應す）と、住阿蘭若人・樹下居人・露處住人・隨處住人・屍林住人（此五は處と相應す）と、常坐人（此一は策進と相應す）となり。小軍當に知るべし、斯等の諸人は情に隨うて我に見ゆるを（得ん）」。是時小軍苾芻は佛說を聞き已りて歡喜奉行し、佛を禮して退りぬ。時に六衆苾芻は即ち便ち往いて小軍の所に詣りて白して言さく、「具壽、可しく容許せらるべし、我れ詰問せんと欲するを」。小軍報じて曰はく、「具壽、五部罪中、意に隨うて當に詰むべし」。報じて言はく、「汝は波逸底迦罪を犯ぜり、須らく如法に說悔すべし」。小軍答へて言はく、「具壽、我れ罪を見じ」。報じて云はく、「汝豈に僧制を破せるを見ざらんや」。答へて曰はく、「僧伽に何の制令ありや」。……即ち前の所制の如くに具に以て之に告ぐるに、小軍曰はく、『具壽、世尊は我に告げて云へり、「小軍、我れ蘭若苾芻の與に其が饒益を作して僧制に依ふことを免さん、意に隨うて入りて[三六]咀他掲多に見えよ」と』。時に彼釋種の諸出家は斯說を聞き已りて各是念を生ずらく、「諸仁當に知るべし、

【三五】十三杜多。律部十三、註（四の六五）參照。

【三六】咀他掲多。梵音 Tathāgata にして多陀阿伽陀と音寫す、佛十號の一、如來なり。

具壽小軍は王舍城に在りて夏安居し了り、來りて世尊に見えて卽ちに承事するを得て親しく共に言談せるに、我等は此に在りつゝ而も親奉し承事するを得ること能はず。此意、卽ち是れ多貪なるを見て、我を擯斥したまふに由りてなり。我等宜しく長衣鉢物に於て、之を觀ること病の如く癰の如く箭の如くして當に之を棄除すべし」。時に諸釋子苾芻は咸是念を作さく、「我等宜しく所有長衣鉢等を將つて具壽阿難陀の所に向ふべし、言敎あるに隨うて我等奉行せん」。時に諸釋子苾芻は各々自ら長衣・長鉢・絡囊・腰絛の諸資具物を持し、阿難陀の所に至りて是の如きの語を作さく、「善い哉、大德、我等に此長衣鉢等の資生の具あり、願はくは爲に哀受したまはんことを」。時に具壽阿難陀は諸釋子苾芻に報じて曰はく、「仁等且らく住待せよ、我當に爲に世尊に白して知ら(しめ)まつるべし」。時に具壽阿難陀は便ち佛所に詣り、雙足を禮し已りて一面に在りて立ち、具に其事を以てして世尊に白すに、佛、阿難陀に告げたまはく、『可しく爲に受取して一大房にに置くべし、幷に諸苾芻に語げよ、「若し資具に闕乏せる者あらんには意に隨って取用せよ」と』。時に具壽阿難陀は「唯然り」とて敎を受け、卽ちに還りて彼の諸釋子處に詣り、其の所有長衣鉢等を受け大房中に置きて以て一聚と爲し、諸苾芻に告げて曰はく、「若し闕乏せん者は意に隨うて此に於て其衣鉢を取めよ」。時に諸釋子は彼長衣に於て、視ること癰・箭の如くにして、既にして棄捨し已るに多求を遠離して少欲を樂修せり。卽ち便ち共に往いて世尊所に詣り、佛足を禮し已りて一面に在りて坐しぬ。

卷の第十九

従非親尼取衣學處第五の二

爾の時薄伽梵は小軍苾芻に由りての故に、諸釋種の意樂・隨眠・根性差別を觀じて、爲に機に當りて微妙の法を説いて、彼五百の釋種苾芻をして即ちに座上に於て自ら圓滿を證せしめたまふに、無明の殼を破り三界の惑を斷じて阿羅漢を成じ、三明六通八解(脫)成就して「我生は已に盡きぬ、梵行は已に立し、所作已に辦じ、後有を受けず」との如實知を得、心に障礙なきこと手もて空を揮ふが如く、刀割香塗にも愛憎起らず、金と土とを觀ぜんにも等しくして異あることなく、諸の名利に於て棄捨せざるなく、釋梵諸天も悉く皆恭敬せり。時に諸苾芻は各疑念を生じて佛に白して言さく、「希有なり、世尊、何の因緣ありてか小軍苾芻に由りての故に、遂に五百釋種苾芻をして多貪を遠離し、少欲行を求めて殊勝の果を得せしめ、生死海を度りて涅槃の岸に昇り、究竟して安隱の處に住せしめたまへる」。[一]世尊告げて曰はく、『汝、諸苾芻、我今時に於て欲・瞋・癡を離れ、愛なく取なく、諸の我慢に於て悉く皆除遣し、諸の有支[二]を脫して一切種智を得て無上覺を證し、小軍に由りての故に少欲を讃歎して、五百釋種をして生死海を出でゝ大涅槃を證せしめたるは、此れ未だ希有ならじ。汝、諸苾芻、我が如きは往昔に欲瞋癡を具し、愛あり取あり、諸の我慢・生死病死・憂悲苦惱に於て皆遣除せず、輪廻有支[三]未だ解脫するを得ず一切智に非ざりしなり。亦我れ小軍の爲に少欲を讃歎して多貪を呵責せるに由りて、此五百人をして五通具足するを得せしめたるは、此が因緣、汝等當に聽くべし。過去時に於て婆羅痆斯國に王あり、梵摩達多と名け、大法王たりき。時に世豐樂にして人物熾盛に、諸の鬪戰干戈征罰邪僞惡人の共に相侵害するなく、亦災橫及び諸の病苦なく、稻蔗牛羊は在處に充足し、兆庶を等觀すること猶し一子の如くなりき。時に王夫人は名けて妙梵と

【一】五百釋種苾芻離貪本生譚。
【二】有支。無明等の十二因緣を十二支ともいふ。有支とは十二支中の一にして迷の生死を受くるに至る業、即ち三界生死の業因をいふ。
【三】輪廻有支。生死輪廻を招く業因。

曰ひ、此城中に一大池ありて亦妙梵と名けぬ。時に王に子なかりければ、子を求めんが爲の故に世間一切諸神及び同生天に祈禱して後嗣を希望せり。世俗皆云へり「乞求に由りての故に子息を獲得せんとは此誠に虛妄なり。若し乞求に由りて子息を得んには、一々人に於て咸く千子ありて轉輪王の如くならん。此事既にして無し、故に知んぬ是妄なることを。但三事現前に由りて方に子息あり。云何が三と爲す。一には父母に染心あり、二には其母腹淨にして應に娠あるに合ふべく、三には應受生者の中に現前するあり、此三緣を具して方に男女あり」。其王一心に子を求めて住せり。時に一有情あり、無上菩提に於て誓願修證して、地獄より出で、娠を妙梵夫人に託せり。諸慧女人は五別智あり……廣く說けること上の如し……。時に彼王妃、娠ありしを覺り已りて情に歡悅を生じ、遂に王に白して曰さく、「大王、當に知るべし、我懷孕せる所あるを。必らず是大王が國位を光顯せん、今我娠ありて現に右脅に居せり、此相狀を觀ずるに是男なるとこ疑はじ」。時に王聞き已りて卽ち大に歡慶し……廣く說けること上の如し……乃至、胎成じて常に適悅せしめき。時に大夫人は是の如きの念を發せり、「善い哉、我れ城の東門に於て廣く福施を行ぜんと欲す。……是の如くして南西北門及以城內に普く福施を行じ、獄囚繫閉も咸く皆放捨せん。時に大夫人は事を以て王に白すに、王是を聞き已りて皆所願の如くし、四城門と內とに廣く無遮を施し、所有獄囚並に皆釋放せるに、夫人既にして所求を遂げて此念便ち息みぬ。夫人復是念を生ずらく、「我今花苑林泉に往いて暫く遊觀を爲さんと欲す」。王隨うて出で觀ぜ（しむ）るに、此念便ち息みぬ。復是念を生ずらく、「我今妙梵池中の名花遍布せるに往いて、諸の婇女と共に船に乘りて遊ばんと欲す」。王に白し、（王）知り已りて爲に輕舟を作りて池內に置き、卽ち夫人並に諸婇女に命じて船に乘じて遊翫せ（しめ）しに、既にして船所に至りて便ち一男を誕めり。宿命智を得て顏貌端正なりければ見る者歡喜し、身色は金の如く……廣く說けること上の如し……乃至、「此兒今者當に何の字をか立つべき」。

【四】應受生者。應に生を受くべき者卽ち中有(antarabhava)をいふ。而して欲界に生ずべき中有は香を以て食とする故に乾闥婆卽ち尋香ともいふ。

【五】無遮。無遮會なり、律部八、註(三の一八八)般闍于瑟大會參照。

諸親議して曰はく、「今此孩子は水中に生在したれば、應に與に字を立てゝ名けて水生と曰ふべし」。時に王卽ち太子を以て八乳母に授け……廣く說けること上の如し……乃至、蓮の池より出づるが如くなりき。是時水生太子既にして長成し已りて是の如きの念を作さく、「我れ何處に死して　衆合獄[六]に在りし。曾て何の業をか作せる。我れ昔人趣に於ての六十年の中、曾て太子と爲りて種々に諸惡業を作せるに由りての故に地獄中に墮せり、今人道に處して王家に生在せるも此れ善處に非じ、若し王たるを得んとも還地獄に墮せん」。遂に便ち詭りて方便を設け、身起行せずして攣躄の相を現ぜり。水生太子當誕の日に五百の大臣は悉く皆子を生ぜしに、各當時の瑞應を取りて立名を爲せり。既にして漸く童年となり能く入出に堪へたれば、大臣は並に將ゐて屢王所に至れり。時に諸童子は王歡戲せしめしに共に跳躑を爲しければ、王既にして見已りて便ち是念を作さく、「水生太子若し躄ならざらんには、亦此中に在りて共に跳戲を爲さんに。今我太子は跛躄なるを知れりと雖終に立てゝ王と爲さん」。爾の時水生は斯語を聞き已りて便ち是念を作さく、「王今事なきに苦に恩逼せらる、今我復應に瘂として語らざるべし」。後に異時に於て五百童子漸く言說を能くせるに、俱に王所に至れり。王復念を生ずらく、「我が太子若し瘂ならざらんには亦言說するを能くせんに」。先時に名けて水生太子と作せるも、既にして瘂にして復躄たれば、因りて卽ち喚んで瘂躄太子と爲し、水生の號は人復稱へざりき。王は異時に於て掌を以て頰を支へ、長歎して住せるに、諸臣見已りて俱に王に白して曰さく、「大王、何の故にか掌を以て頰を支へて憂懷を帶ぶるに似たる」。王曰はく、「我今時に於て寧ぞ憂歎せざらん、我既にして王と爲り富盛自在にして尊を海內に稱せるも男女俱に無し、一兒ありと雖身殘けて瘂躄たり」。時に大臣各醫人に命じ、俱に一處に會して、太子が何の病に中てられたるかを觀ぜしめぬ。時に諸醫人共に太子を觀ずるに別に病狀なかりければ、來りて王に白して曰さく、「大王、我等詳に太子を觀ぜるも諸根明利にして更に病狀なし、此恐らくは多く

【六】衆合獄（saṃghāta）。八熱地獄の第三、衆多の苦具俱に來りて身に逼り相害する故に衆合と名く。

是れ情に憂懼ありて言はざる所以ならくのみ」。時に梵授王は醫說を聞き已りて、遂に方便を設けて起行せしめ復其をして語らしめんと欲し、卽ち[七]魁膾に命じて屛私處に於て之に告げて曰はく、「我が此瘂聾太子を大衆前に於て汝を遣して將ゐて殺さしむれば、汝可しく將へ去るべし、應に卽ちに殺すべからず」。膾者曰はく、「謹みて王命を奉ず」。時に王は衆人の前に對ひて、卽ち太子を以て彼膾者に付し、遣はして法に依らしめぬ。是時膾者は便ち太子を抱へて寶車上に置き、城中より出でて屠膾所に詣れり。時に瘂聾太子は城中を四顧し、其富盛なるを見て言を發して曰はく、「今此城中、空荒にして物なしとやせん、人の居するありとやせん」。是時膾者は是語を聞き已るに、尋いで太子を將ゐて還りて大王に付し、白して言さく、「今此太子は是の如きの說を作せり」。時に王便ち瘂聾太子を抱き懷中に置在して告げて曰はく、「誰か是汝が讎なる、我れ爲に擯殺せん。誰か是汝が友なる、我當に之に惠むべし」。是時太子は是語を聞き已るに、瘂して答へざりき。時に王復膾者に命じて還將ゐて殺却せ(しめ)しに、膾者命を奉じて前に同じく將へ去れり。太子時に一死屍の四人して舁き去れるを見て言を發して曰はく、「[八]此れ死にて而して更に死にたりとやせん、活きて而して死にたりとやせん」。是時膾者は斯語を聞き已るに、還りて將ゐて王に付せり。王復前に同じく懷中に置在して次第して問へるに、太子亦復瘂して對へざりき。王復前に同じく彼に付して殺さしめければ、將ゐて王城を出でしに、是時太子は大穀聚を見て是の如きの說を作さく、「此は大穀聚なり、若し先に根本を食はざりしならんには」。是時膾者は是語を聞き已るに、還りて將ゐて王に付せり。王復前に同じくして次第して問へるに、太子亦復瘂して言はざりき。王復前に同じく彼に付して殺さしめんとて膾者に命じて曰はく、「汝可しく疾く去いて彼屍林に往き、宜しく太子を以て坑穿に埋むべし」。時に彼膾者は前に同じく將去りて[九]深摩舍那に向ひ、地を掘りて穽を爲せり。是時太子は伽他を說いて曰はく、

【七】魁膾。律部八、註(四の九五)參照。

【八】本文に發言曰、此爲死而更死爲活爲死耶とあり。爲の字を宋・元・明・宮本によりて而に改めたり。

【九】深摩舍那(śmaśāna)。死屍を棄つる處、塚間なり。

「何の意にて御車者は　此に於て疾く坑を穿つや
　我聞かん當に速かに答ふべし　坑を穿ちて何の爲す所ぞ」。

膾者報じて曰はく、

「大王、一子を生ぜるも　口瘂にして行くこと能はず
　此が爲に遣はして坑を穿たしめ　無益の子を埋めんと欲す」。

是時瘂聾太子は是の如きの念を作さく、「此魁膾者は情に[一〇]墋毒を懐き、手に利劍を持して唯人を殺さんと欲し、他の命根を斷じて以て治業と爲せり」とて、心に便ち驚怖すらく、「或は我を以て塡めて深坑に棄つべけん」。是の如く思ひ已りて膾者に告げて曰はく、「若し其父王にして我願に隨はんには、我當に口語し足歩して城に還るべし」。是時膾人は心に希有を生じ馳走して王に白すに、王曰はく、「若し太子にして王位を須めんには我卽ち之に與へん、況んや餘の所求にして其意に隨はざらんや」。時に大王は大喜充滿して諸臣に告げて曰はく、「卿等卽ち宜しく街衢を治掃し香華遍く布き、繒幡蓋を懸けて極めて嚴好ならしむべし」。言ありて曰へるが如し、

「國主所出の言　或は復諸天の類
　及び諸の證定者は　意に隨うて事皆成ず」。

時に諸臣等は卽ちに王教を奉じ、城郭を莊嚴して悉く妙好ならしめぬ。時に無量百千人衆は街衢に雲集し、太子が歩みて城邑に還るを企望せり。是時瘂聾太子は足歩して城に還り、大王所に至り父王の足を禮し、伽他を說いて曰はく、

「大王今當に知るべし　我は瘂聾者に非ず
　亦愚騃の類にも非じ　苦を畏れての故に須らく然るべかりしなり
　我に足ありて能く行き　口ありて分明に語るも

【一〇】墋毒。宋・元・明・宮本には磣とせり。孰れも慘毒の同音寫ならん。

悪道に入るの苦を恐れて　故に是の如きの事を作せるのみ」。

王曰はく、「愛子、若し是の如からんには何ぞ言說し足歩して行かざりし、怖懼してとの言に何の意趣ありや」。太子白して言さく、

「願はくは王當に善く聽くべし　我爲に因緣を說かん
我前世の時に於て　曾て六十歳を經たり
王太子たるな得て　具に五欲の樂を受け
斯に由りて[一]六十歳　墮して泥黎中に在り
備に諸苦惱を受くること　言說を以てすべからじ
業盡きて方に出づるを得　重ねて人身を獲たり
我是の如きの事を憶して　地獄中に墮せんことを恐る
定んで王と爲るを願はず　我を林野に放たんことを」。

王曰はく、「愛子、本祠祀を作し及び勝行を修し、諸の施會を設け仙人に供養して、子息を得て以て王位を紹がんことを冀へるに、汝今何の故にか捨てゝ出家せんとはする」。太子曰はく、

「我れ受欲を求めず　怨諍是に由りて生ず
願はくは眞梵行を修せん　斯ち能く怨敵を壞すればなり。
我れ受欲を求めず　猶し毒果に於けるが如し
願はくは眞梵行を修せん　常に甘露の藥を飡へばなり」。

王曰はく、

「世間に愛樂せらるゝこと　唯王是極尊なり
何の故にか汝今時に　之を捨てゝ離俗を求むる」。

【一】六十歳。本文に六千歳とせるも宋・元・明三本によりて今改む。

太子曰はく、

「終に能く苦を生ぜんには　此を名けて樂と爲さじ
要らず眞樂の處を求めんに　能く苦をして皆盡さしめん
願はくは王今我を放て　俗を捨てゝ林中に往かん』。

王曰はく、「愛子、汝今身は樓觀に處して香華郁烈なり、牀褥は柔軟にして寢息に安寧なり、絲竹の音聲、而ち爲に賞翫し、上妙の衣服は披著するに時を以てし、甘美の餚饌は情に隨うて食せん。若し出家せんには山林に住止し、枯葉に寢臥し、狐狼虎豹は吼叫して相驚かし、皮草を衣と爲し根果を食に充て、水は皆熱濁して飮まんと欲すとも由なけん。汝今何の意にてか尊榮を棄捨して、樂うて林野に居らんとはする』。太子曰はく、

「寧ろ林野に住して鹿皮衣もて　虎豹と同居して根果を食せんとも
國王と作りて恒に殺罰して　來世の善果共に相違ふことをせじ
願はくは王、我を放て、山林に隱れ　畢相して涅槃の路を勤修せん』。

王曰はく、『愛子、先に當に我が爲に彼の三疑を斷ずべし、(然して)後に出家せんと欲せんに未だ難と爲さじ。汝、城中の所有富盛を見て是の如きの語を作せり、「今此城中は空荒にして物なしとやせん、人ありて居せりとやせん」と。汝、何の密意にてか是の如きの語を作せる』。太子曰さく、「大王、當に聽くべし、王今事なきに人をして我を殺さしめたるに、竟に一人として理を稱して說けるはなかりき。王今何爲ぞ斯太子を殺さんとせる、我れ此意に緣りての故に斯語を作せり」。王曰はく、『善い哉。汝又第二に死人を輿けるを見て便ち是說を作すらく、「死にて而して更に死にたりとやせん、活きて而して死にたりとやせん」と。汝、何の密意にてか復斯語を作せる』。太子曰さく、『大王、當に聽くべし、若し人自ら惡行を作して身死にたらんには、此を「死にて而して更に死に

たり」と謂へるなり。若し人自ら善行を爲して身死にたらんには、此を「活きて而して身死にたり」と謂へるなり。我れ此意に緣りての故に斯語を作せり』。王曰はく、『此亦善い哉。汝は又第三に大穀聚を見て復斯說を作すらく、「若し先に根本を食はざりしならんには」と。汝、何の密意にてか復斯說を作せる』。太子曰さく、『大王、善く聽きたまへ、彼諸の耕人は他よりして穀を貸りて食ひて作業したれば、後の時穀熟せんに積みて大聚を成ずとも、債主來り索めんに多く並に他に還すなり。若し先の時に如りて他物を食はざりしならんには、便ち大聚を成ぜしならんに。人亦是の如し、十善を行ぜるに由りて方に人身を獲たるも、若し更に惡を造りて善を修せざらんに、前世の善根即ち便ち銷盡し、善根盡くるが故に善道を亡失す。此と相違せんに即ち亡失せざるなり。我れ此意に緣りて故に斯語を作せり』。王は語を聞き已りて告げて言はく、『愛子、此更に善い哉』。時に王は即ち太子を抱持し哽噎流淚して告げて言はく、「汝已に意を決して志移すべからず、今汝が情に隨うて善業を修行せよ、我亦後に於て隨うて山林に至らん」。時に梵授王は諸臣に命じて曰はく、「若し我が太子にして出家せざらんには、當に是何の人たるべき」。諸臣報じて曰はく、「當に國王たるべし」。「卿等諸子は復是何の人たるべき」。報じて言さく、「是れ隨從者たり」。王曰はく、「太子今旣にして出家せんとす、卿等諸子何ぞ隨從せざる」。諸臣白して言さく、「謹みて王命を奉ずれば、其をして出家せしめたまへ」。城を去ること遠からざるに、一靜處ありて五通仙人あり、稟性慈悲にして一切を哀憐せり。是時太子は五百人と與に婆羅痆斯を出で、諸の侍從を將ゐ仙人所に至りて出家を求哀せり。時に彼仙人並に其願に隨ひ、旣にして出家せる後勤めて要法を敎へしに、太子久しからずして五通を獲得せり。後の時仙人命過せるに、太子便ち喪禮に依ひ其屍を焚葬せり。是時瘂躄太子は五百人に於て躬ら爲に訓導せるに、瘂躄太子の其名は遂に隱れて、瘂躄大師の勝號は彰著せり。時に瘂躄大師は是の如きの念を作さく、「何の意にてか、五百弟子は五通を得ざる。豈に彼多く鹿皮樹皮

を畜へ、廣く祭器水器を停め、雜菜根果もて繁以て自に供ふれば、[二三]四體常に勞して五通證し難きに由らざらんや。我今若し呵責治罰を作さんには、彼五百人は開解するに由なけん、宜しく其菩提薩埵の無上善巧化度の儀を示すべし」。爾の時大師は諸の摩納薄迦に告げて曰はく、「汝等當に知るべし、我れ此夏三月內に於て宴默して住せんと欲すれば、一人たりとも輙ちに來りて我に見えしむること勿れ、唯一の根果を取る人並に月の十四日長淨の晨とを除く」。時に諸弟子は其敎を奉受して衆共に制を立てり、「三月內に於て一人たりとも輙ちに大師に見ゆるを得ざれ、唯一の果菜を供ふる人並に長淨日とを除く。若し制に違するあらんに、我等は其をして波逸底迦罪說悔を作さしめん」。其師、三月內に於て宴默して住せるに、一人の輙ちに入りて見ゆるを得るあることなかりき、唯採果及び長淨日とを除けり。爾の時大師は其住處に於て一飛鳥を見たるに報じて言はく、「善來、飛鳥、我今汝が所作と相似たり、汝が食を覓むる所は唯滿腹を求めて知足の意を生ぜり、我が食を求むる所も亦唯滿腹して知足の心を作せり」。次いで一鹿を見たれば報じて言はく、「善來、野鹿、我今汝が所作と相似たり、汝が食を覓むる所は唯滿腹を求めて知足の意を生ぜり、我が食を覓むる所も亦唯滿腹して知足の心を作せり」。時に諸弟子は師が鳥鹿と與に言說せるを聞いて各是念を生ずらく、「豈に大師は默然禁を捨せるには非ざらんや」。咸く師所に詣り禮し已りて倶に坐せるに、彼師は默然して其語を共にせざりき。時に諸弟子復是念を生ずらく、「豈に我大師は傍生と共に語りて人と與に言はざらんや」とて、卽ち便ち捨て去らんとせり。復更に一婆羅門の子あり、名けて能施と曰へるが、過此に來至せるに、仙人遙に見て告げて曰はく、「我今汝が所作と相似たり、汝唯一鹿皮衣と一祭器とを持せり、我も亦爾に同じ。汝が食を覓むる所は唯滿腹を求めて知足の意を生ぜり、我が食を覓むる所も亦唯滿腹して知足の心を作せり。此處に更に餘類ありて多く皮衣を畜へ、廣く雜器を停め、諸の果菜を貯へて疲勞を求覓せるには同ぜじ」。時に諸弟子は是說を聞き已りて各斯念を生ず

【二三】四體。宋・元・明三本には支體となす。今改めず。

らく、「今我が大師は少欲を讃歎して多求を毀訾したまへり。此意趣を觀ずるに、便ち是れ多貪を見るに由りて我を擯斥せらるゝなり、我等宜しく應に諸の盈長の皮衣雜器に於て、之を觀ずること病の如く、箭の如く、癰の如くして之を河内に棄つべく、宜しく一鹿皮衣を著し、雜器は各一なるべきなり」。衆共に許可して各雜物を以て彼河中に棄て、唯一を身に供へて倶に師所に詣りしに、師は根器を觀じて爲に法を說き、皆五通を證せり』。爾の時世尊は諸苾芻に告げたまはく、「異念を生ずること勿れ、往時の痖躄五通仙人とは即ち我身是なり、菩薩の行を以て諸有情を化せり。往時の五百弟子とは即ち五百の釋種苾芻是なり。往時の能施とは即ち小軍是なり。我れ往時に於て能施に由りての故に、五百人をして多貪を捨離し、少欲行を修して五通を獲得せしめぬ。今時小軍に由りての故に、五百の釋種苾芻をして貪求を捨棄して知足行に遵ひ、六通を具足して阿羅漢を成じ、究竟して寂滅城中に安住せしめぬ。汝等應に知るべし、純黑業を作さんには純黑の異熟を得、純白業を作さんには純白の異熟を得、雜業を作さんには雜異熟を得ん。是故に汝等應に純黑及以雜業を棄つべく、當に精勤して純白業を修すべし。此因緣を觀じて汝當に修學すべし」と。此は是れ緣起なり、然れども佛世尊は未だ苾芻の與に其學處を制したまはざりき。

爾の時佛、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。未だ苾芻尼に阿蘭若に住するを遮したまはざりければ、時に諸尼あり靜林中に往いて靜慮を修習して勝定樂を受けぬ。時に蓮華色苾芻尼は其徒衆五百人と倶に〔一三〕闇林中に往いて、一樹下に在りて半跏して坐して〔一四〕滅盡定に入れり。是時餘尼は〔一五〕日晡後に至りければ、各還りて室羅伐城に向はんと欲して、是言を作せるありき、「聖者蓮華色は我喚びて起たしめん」。復說いて言へるありき、「聖者は大威神力を具せり、或は前に在りて寺に入るべけん」。便ち喚起せずして各自ら歸還せり。時に蓮華色は日暮時に至りて出定し、遍く諸尼を觀ぜしに盡く去りければ便ち是念を作さく、「我れ城に入るべしとやせん、當に此に住まるべしとやせん」。

【一三】闇林。開眼林なり、律部八、註（一の一二八）參照。

【一四】滅盡定（nirodhasamāpatti）。滅受想定とも名け、六識の心心所を滅盡して起らしめざる禪定、不還果以上の聖者が假に涅槃に入る想をなして此定に入るなり。これ聖人が心の勞慮を息ひて暫し心識を滅せんが爲なり。

【一五】日晡後。日、晡後に至るなり、晡後は晡時の後、午後四時過ぎ、夕暮近きなり。

即ち便ち入定せるに、時に五百群賊あり劫盗を行じ已りて此林邊に至り、諸賊議して曰はく、「半人は物を分ち、半は防守を爲せ」。遂に林内に於て入定尼を見たるに、「是れ木なり」と云へるあり、「是れ人なり」と云へるあり、「苾芻なり」と云へるありき。時に彼賊中に還俗せる人ありて報じて言はく、「是れ苾芻尼にして苾芻に非ざるなり」。餘人問うて曰はく、「爾何がして知るを得るや」。報じて言はく、「苾芻は全跏し尼は則ち半跏す、此既にして半跏すれば明かに知んぬ、是れ尼なるを」。時に諸賊徒は希有心を生ずらく、「君等當に知るべし、斯の如きの畏るべき大闇林中に、一苾芻尼にして能く此に宿れるを」。即ち便ち往いて賊將軍の所に詣るに、將軍問うて曰はく、「仁、林内に於て頗し希奇の事を見たりや不や」。答へて言はく、「見たり、斯の如きの畏るべき大闇林中に、一苾芻尼にして能く此に宿せるあるを」。將軍聞き已りて防守人に告げて曰はく、「我試に之を看ん」。便ち苾芻尼を見るに顏容端正にして人の樂觀する所、寂定の威儀なりければ親て深く敬ひ、歎じて曰はく、「今此林中に二可愛あり、所謂、朗月の光明と及び苾逸尼の容彩となり」。將軍曰はく、「宜しく應に喚起すべし、我れ其に食を奉ぜん」。彼の還俗人報じて曰はく、「此は非時食せず」。將軍曰はく、「林中苾芻尼に二可愛あり、所謂、容儀端正なると非時食せざるとなり。將軍曰はく、「其をして飲酒せしめよ」。彼還報じて曰はく、「此は飲酒せず」。將軍曰はく、「此林中に於て復二種の可愛あり、所謂、苾芻尼の顏容端正なると諸酒を飲まざるとなり」。將軍曰はく、「今我幸に會上福田に遇ひつゝ而も竟に一飡食を施さんことをも果さゞらんとは」。便ち貴價の氎衣を以て上妙の食を裹みて、樹枝に掛けて是の如きの說を作さく、「即ち聖者の如くに容儀寂定なるには覺らさる所なく知らざる所なけん、我今此衣食を留むれば幸に願はくは慈悲もて當に爲に受用したまふべし」。是語を作し已るに之を捨てゝ去りぬ。時に蓮華色尼は天明に至り已りて定よりして起ちしに、便ち大衆行跡の處を見たりければ、便ち入定して觀じて彼五百賊徒の此に至りて去れるを見ぬ。復我に於

て醜惡事なかりしや不やを觀じて過あることなきを知り、復食を裹みて樹に掛けたるを見て便ち是念を作さく、「此れ淨心に由りて敬信の致す所なり」。復是念を作さく、『若し更に餘の投食せん者を待たんに、恐らくは禽獸來りて其淨施を壞せん、我今宜しく此上食を持して僧伽に奉施すべし。然り佛に敎あり、「若し尼惡觸せんとも苾芻には是淨なり、苾芻惡觸せんとも尼には亦是淨なり」』と。遂に卽ち自ら手づから持し去りて逝多林に詣れり。六衆の常法として每に一二人は門首に鎭居せり。時に鄔波難陀は寺門の前に在りて經行して住せるに、遙に苾芻尼の來れるを見て問うて言はく、「大妹、豈に天未だ曉ならざるに城門已に開かんや」。尼言はく、「大德、我れ城宿せるに非ず、闇林より來れるなり」。報じて言はく、「大妹、我曾て晝日に彼林中に入りしに怖畏心を起して身毛皆竪てるに、大妹如何がして獨彼に住せる、手づから持てる所の者は是何物なりや」。時に苾芻尼は具に緣を以て告ぐらく、「……此時賊徒は淨心もて留與せしなり」。鄔波難陀曰はく、「大妹、汝の威儀に由りて賊敬愛を生じて此物を獲得せるなり、彼若し我を見たらんに必らず當に杖を與へて物を負ひ去らしめたるべけん」。鄔波難陀告げて言はく、「大妹、若し此新好の白氎を得るありて刺して兩重僧伽胝衣と作し、少欲にして住して諸の善品を修せんには誠に亦佳ならん」。尼言はく、「聖者、此衣を須うるや」。答へて曰はく、「必らず若し餘あらんには情に隨うて處分せよ」。答へて言はく、「且らく住せよ、我れ[一六]初食を持して僧伽に奉施し、廻りて此に來至し衣を以て相施さん」。鄔波難陀是の如きの念を作さく、「若し更に餘の黑鉢ありて見んには、必らず此衣を乞うて我得るに由なけん」。報じて言はく、「大姉、可しく此に住すべし、我當に爲に初食を受くる人を喚ぶべし」。尼便ち許可せるに、時に鄔波難陀は卽ちに寺中に入り、[一七]受食人、事なくして住せるを見て報じて言はく、「具壽、施主、門に在りて食を擔ひて辛苦せり、汝今事なくして房中に閑住すれば、宜しく急ぎ行いて其施食を受くべし」。彼便ち器を持して往いて寺門に詣り、苾芻尼に就て受けて初食を取りしに、尼は食

【一六】初食。其日の最初に得たる食を比丘に施し、第二第三に得たる食を以て自らを養ひ、若し第二第三食を得ざらんには其日は食を絕つなり。

【一七】受食人。受食の知事人。卽ち食の配分を典知する比丘をいふ。

を與へ已りて白氎衣を展べて施與せり。鄔波難陀既にして衣を得已るに、喜びて呪願して曰はく、「汝が所施の物は是れ心の瓔珞たり、心の資助たり、定慧莊嚴して人天の道を得ん。情に隨ひて勝妙の衣服を受用しては終に無上安隱の涅槃に至らん」。卽ち便ち捨て去りぬ。時に蓮華色苾芻尼便ち是念を作さく、「我今本處に向ふとやせん、世尊を禮すとやせん。我今より已來、當に佛足を禮すべし」。便ち佛所に詣り、世尊を禮し已りて一面に在りて坐せり。時に苾芻尼の[一八]五衣破碎せるに、世尊見已りて阿難陀に告げて曰はく、「苾芻尼衆は安居時に於て利養に足せりや不や」。阿難陀、佛に白して言さく、「足せり」。佛言はく、「何の意にてか蓮華色尼の五衣は破碎せる」。阿難陀曰さく、「大德、此苾芻尼は深信堅固にして意樂淳善なれば、其所得の物は三寶の中に於て咸く皆喜捨し、來りて從ひ乞はんには其意に逆らはざるなり。今日も此尼は好大の氎を得たるに、尊者鄔波難陀に施與せり」。佛、阿難陀に告げたまはく、「苾芻にして非親族尼處より衣を受取せりや」。阿難陀曰さく、「苾芻受衣せり」。佛、阿難陀に告げたまはく、『然り、非親苾芻は「此苾芻尼は五衣を具せりや不や」と、是念を生ぜずして所與の時に隨うて悉く皆受取せんも、若し親苾芻ならんには則ち是の如くならずして、其闕乏せるを見て肯へて受衣せざらん』。爾の時世尊は阿難陀に告げて曰はく、「大房中貯衣の處より應に五衣を取りて蓮華色苾芻尼に與ふべし」。時に阿難陀は佛の敎を奉じ已りて、便ち五衣を取りて蓮華色に授與せり。爾の時世尊は此因緣を以て諸苾芻に告げたまはく、『……廣く說きたまひ……乃至、毘奈耶に於て其學處を制せん、當に是の如くに說くべし、「若し復苾芻にして非親苾芻尼より衣を取らんには、泥薩祇波逸底迦なり」と』。

世尊は諸苾芻の爲に其學處を制したまひき。已にして室羅伐城に一長者あり、大富多財にして受用豐足し、所有家產は毘沙門王の如くなりき。便ち同望族に於て女を娶りて妻と爲し、久しく共居せりと雖竟に男女なかりければ、情に憂悒を懷きて是の如きの念を作さく、「我今舍內に多く珍財あ

【一八】五衣。僧伽胝・嗢怛羅僧伽・安怛婆娑・厥蘇洛迦・僧脚崎なり。餘律の五衣は律部十、註（三〇の六八）參照。

るも一も紹繼するなし、我死せる後所有資產は子なきを以ての故に王家に沒入し、來世の路粮又未だ修集せず』と。手を以て頰を支へ長歎して住せるに、其妻問うて曰はく「何の故にか情に憂悒を懷きて頰を支へて住せる」。報じて言はく、「賢首、我今寧ぞ憂へざるを得ん」とて具に其事を述ぶるに、妻曰はく、「云何ぞ、來世の資糧を修習すとは」。報じて言はく、「賢首、若し能く好飮食を以て佛及び僧に供養し、食し已りて人々に各一雙の上好の白氎を奉ぜんに、是を來世の路粮を修習して預め前に安置すと謂ふなり」。妻言はく、「何の故にか爲さゞる」。是時長者は佛所に往詣し、佛足を禮し已りて一面に在りて坐せるに、世尊は爾の時卽ち長者の爲に妙法を演說し、示敎利喜して默然して住したまへり。是時長者は坐よりして起ち、衣を一肩に整へ十指掌を合して、佛に白して言さく、「世尊、唯願はくは哀愍して苾芻僧伽と幷に、明、宅中に當いて我が微供を受けたまはんことを」。世尊默然して之を受けたまふに、長者は佛爲に哀受したまへるを知り已りて足を禮して去りぬ。時に彼長者は其夜中に於て具に種々に上妙の飮食を辦じ、且つ座席を敷き幷に水器を安じ、使をして往いて世尊に「時到れり」と白さしむるに、世尊は日の初分に於て衣を著し鉢を持して、苾芻衆と與に隨從して去き、彼長者の設食の處に至りて、座に就いて坐したまへり。長者既にして佛僧の如法に坐し已れるを覩て、便ち上妙の飮食を以て手づから自ら供養して極めて飽滿せしめ、既にして澡漱し已るに佛及び僧に人各に一雙の上妙の白氎を奉ぜり。時に彼長者は卑小の席を取りて、世尊の前に於て妙法を聽受し、佛は根性に隨ひて示教利喜して爲に妙法を說き、呪願の頌を〔作し〕已りて座よりして去りたまへり。是時長者は佛に隨うて出で已り、旋遶三匝し禮足して退き、高樓上に於て捨施念を修して其妻に告げて曰はく、「賢首、應に極喜を生ずべし、我已に多く來世の資粮を作せり」。妻便ち報じて曰はく、「仁今作せりと雖我未だ修營せず」。長者報じて曰はく、「今修せる所の福は豈に共有に非ざらんや」。妻曰はく、『共有なるを知れりと雖、然も我れ情に願へり、

「大世主及び苾芻尼僧伽を請じて、宅に就いて食し已るに人に一雙の上好の白氎を施さんことを。此卽ち是れ我が來世の資粮なり」と』。長者告げて曰はく、「善い哉善い哉、汝が意に隨うて作せ」。時に長者婦は卽ち便ち往いて大世主苾芻尼の所に詣り、雙足を頂禮して一面に在りて坐し、妙法を聽き已るに座よりして起ちて白して言さく、「聖者及び苾芻尼衆、唯願はくは哀愍して明、我家に就いて……廣く前に說けるが如し……乃至、淨澡漱し已るに、時に長者婦は便ち大箱を以て妙白氎を盛り、上座前に在りて之を開いて住せり。時に大世主是の如きの念を作さく、『世尊は制戒したまへり、「苾芻尼は上妙の衣服を受くるを許さず」と。我今若し受けんには便ち學處に違せん、若し受けざらんには施主の福を障へ、諸苾芻尼は其利養を失はん』。尼衆各念ずらく、「若し大世主にして此衣を受けんには誠に亦善い哉」。時に大世主は衆心を知りて已りて是の如きの念を作さく、「世尊も亦應に此事に緣りての故に、好衣を受くるを聽したまふべし」。時に大世主は總じて爲に衣を受け、長者婦の爲に呪願の伽他を作し已りて座よりして去りて世尊所に詣り、常の威儀の如くして具に前事を以て世尊に白すに、佛、大世主に告げたまはく、「善い哉、善い哉、我未だ許さゞりし者なるも汝已に時を知れり、今より已去、苾芻尼は貴價衣を受け、苾芻邊に於て共に換易を爲すを聽す」。時に大世主は佛の教を奉じ已りて禮足して去り、尼の住處に至りて上衣を分與して報じて言はく、『世尊に教あり、「苾芻尼は貴價衣を受け、苾芻邊に於て易へて麁者を取り、意に隨うて受用するを聽す」と』。時に苾芻尼は衣を受得し已りて逝多林に往き、諸苾芻と共に換易を爲さんと欲せり。時に十[一九]二衆苾芻尼は便ち貴衣を持して六衆所に至りて報じて言はく、『聖者、世尊に教あり、「苾芻尼は貴價衣を受け、苾芻邊に於て共に換易を爲すを聽す」と。今者宜しく此好衣を取りて我に麁者を與ふべし』。六衆報じて曰はく、「姊妹、直爾に持して施さんに我尙ほ受けず、況んや復爾愚昧無識不自由の者と共に換易を爲さんをや」。諸の餘尼衆は各自意に隨ひて所得の衣を持して老苾芻の所に詣り、

【一九】十二衆苾芻尼。有部律中に其名を列ねず、餘律は六衆苾芻尼となせるも亦其名を示さず。

上の如きの事を述べて衣を以て共に易へんとせるに、老苾芻言はく、「姉妹、且らく住まれ、我當に佛に問ふべし」。時に彼苾芻は佛所に往詣して佛に白して言さく、「大德、苾芻尼あり好衣財を持して、我所に來至して麁者に換へんことを求めぬ、知らず如何せんかを」。佛言はく、「我れ苾芻に、尼より衣を受けんには換易するを除くを聽せり、換衣せん時苾芻尼をして歡喜して恨むことなからしめよ」。爾の時世尊は持戒少欲知足を讃歎して諸苾芻に告げて曰はく、『前は是れ創制、此は是れ隨開なり、當に是の如くに說くべし、「若し復苾芻、非親苾芻尼より衣を取らんには、貿易するを除き、泥薩祇波逸底迦なり」と』。

「若し復苾芻」とは、謂はく、鄔波難陀なり、餘義は上の如し。「親・非親」の義と「衣」に七種あること〻は、廣く上に說けるが如し。「貿易を除く」とは、易へ得んには無罪なり。「泥薩祇」の義と捨悔の法とは、並に上に說けるが如し。

此中の罪相とは、其事云何。若し苾芻にして非親尼に於て非親想を作し、或は復疑を生じつ〻、彼より衣を取らんに捨墮罪を得ん。若し苾芻にして親族尼に於て、非親想を作し、或は復疑を生じたらんには惡作罪を得ん。又無犯とは、若し苾芻尼にして衣を將ちて僧に施し、或は爲に法を說けるが故に施し、或は爲に圓具を受けたる時に施し、或は賊を被れるを見たるが故に施し、或は時に買得し、或は換易して得んには、此皆無犯なり。若し苾芻尼にして、衆人も共に多く利養を獲たるを識らんに、便ち衣物を持して苾芻前に到り、衣を以て地に置きて是の如きの語を作さく、「聖者、我今多く是の如きの財物あり、幸に願はくは慈悲もて我が爲に納受したまはんことを」と。是語を作し已りて之を棄て〻去らんには、取るも亦無犯なり。又無犯とは、謂はく初犯の人、或は癡狂と心亂と痛惱所纏となり。

從非親居士乞衣學處第六

爾の時佛、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。此城中に於て一長者あり、妻を娶りて未だ久しからざるに告げて曰はく、「賢首、我れ諸貨物を持して他方に往詣し、交易經求して冀くは家業を存せんと欲す」。妻曰はく、「年少の時は宜しく欲樂を受くべく、衰老の日に方に財を求むべし」。夫曰はく、「賢首、少壯の時能く辛苦を忍び寒暑を凌冒して正しく財を求め、老年に至り衰へんに坐して受用すべきなり」。妻是念を作さく、「我れ勸爲せずとも而も自ら求め作さん、當に其意に隨ふべし」。報じて言はく、「自ら經求するに任さん」。便ち卽ち爲に所須の路糧を辦へ、周く資を給して彼をして貨物を持して他處に往詣せしめぬ。其妻後に於て是の如きの念を作さく、「我が夫主は辛苦して經求し諸の寒熱飢渴等の苦を受くること、皆是れ我が爲に財物を求覓するなり、我今應に端坐して住すべからず」。便ち市中に往いて好劫貝を買ひ、撚りて上縷と爲し、織りて妙氎を成し、種々に香熏して篋內に置きぬ。時に彼長者は經求して利を獲て本居に還來せるに、其妻は好き香湯を作りて夫をして洗沐せしめ、箱を開き氎を取りて之に授與せり。長者見已りて是の如きの念を作さく、「我先に留めたる所の飲食の直は、縱令全賣せんとも亦未だ此衣を得ざらんに」。問うて曰はく、「賢首、汝は何處より此上衣を得たりや」。答へて言はく、「且に宜しく之を著すべし」。彼便ち爲に著して更に問うて曰はく、「何處にて衣を得たりや」。妻曰はく、「且に當に先に食すべし」。食し已りて還問ふらく、「何處にて衣を得たりや」。妻遂に緣を以て具に告ぐるに、夫曰はく、「善い哉、賢首、我は求覓人と作り、汝は守護者と爲りて善く家業を營まんに、斯の如くして久しからずして舍內の資財必らず當に豐贍すべし」。妻曰はく、「此衣は是れ我辛苦して營得せるなれば、但自ら披著して餘人に與ふる勿れ」。答へて言はく、「爾るべし」。時に彼長者は信心淳善なりければ、逝多林に往いて世

【一】捨墮法第六從非親居士乞衣學處。非親の居士より衣を乞ふを制す。

尊の足を禮せり。城より出づる時守門人見て便ち是念を作さく、「此長者所著の上衣を觀るに、今日定んで當に多く財利を獲たるなるべし」。是時六衆多く寺門に住せるに、時に鄔波難陀は長者の來れるを見て、其衣服を觀じて是の如きの念を作さく、「此長者を看るに好衣服を著せり、求むる所の財利は必らず隨情を得たらん、我今若し此衣を留め得ざらんには、我更に鄔波難陀とは名けじ」。即ち便ち唱へて言はく、「善來、長者、仁何處よりか來れる、猶し初月の久しくして方に現はれたらんが如し」。報じて言はく、「聖者、我比興易せんとて遠く他方に詣り、近始めて歸還せるが故に來りて佛を禮せるなり」。問うて言はく、「長者、多く利を獲たりや不や」。答へて言はく、「時に隨うて多少あり、且らく空歸を免れたり」。報じて言はく、「長者、我已に先より知れり、池流出せるを見んに水の澄深せるを表はす、目に好衣を覩んに多く利を獲たるを知る。然り、汝比來常に貪心ありて經紀して歇むことなく、曾て來世の資糧を修造せず、汝且に可しく來るべし、當に爲に法を說くべし」。是時長者は聽法の爲の故に一面に在りて坐せり。鄔波難陀凡そ法を說かん時、若し持戒の因緣を說かんには其聽法者は皆自身に即ちに天上に生ぜんと謂ひ、若し布施の因緣を說かんには其聽法者は乃し自ら身肉を割きて持して以て奉施せんとするに至り、若し罪業の因緣を說かんには其聽法者は即ちに自身に現に惡道に墮せんかと謂へり。鄔波難陀は彼長者の爲に施相應法を說けるに、彼れ淨信を生じて問うて言はく、「聖者、我幸に是の如きの妙法を聞くを得たれば、一雙の白疊あり當に以て奉施すべし」。鄔波難陀即ちに呪願を爲すらく、「汝が所施の物、是れ心資たり等……廣く說けること上の如し……」。既にして呪願し已りて即ち從うて衣を索むるに、長者曰はく、「衣は宅內に在り、明日持し來らん」。報じて言はく、『賢首、世尊說きたまへるが如し、

「福を修せんには宜しく應に速かなるべし　寧ぞ明日存するを知らん
終に死王の軍と　必定して相遭遇せん」」と』。

鄔波難陀曰はく、「長者、汝が所著の衣は極好の白氎なり、應に持して我に施すべし、我當に刺して兩重の新僧伽胝と作し、少欲にして住して諸の善品を修すべし、福常に汝を資けん」。長者答へて曰はく、『惜みて與へざるには非ず、然り而して我妻は先に要契を爲せり、「衣は但自ら著して必らず人に與ふること莫れ」と』。鄔波難陀曰はく、「長者、我曾て汝は賢善淨信にして是れ大丈夫なりと聞けるに、寧ぞ知らん汝今更に婦語に隨はんとは」。遂に即ち近づき前んで强ひて一氎を抽き、得已りて細に觀じ手を返して面を搗へり。問うて言はく、「聖者、何の意にてか此の如くせる」。答へて言はく、「汝に施福あるも受用の福なく、空しく架上に壞して衣用を成ずるなけん。我若し更に彼一隻の氎の、此と相似せる者を得て用ひて僧伽胝と作さんには、汝が福は圓滿せん」。長者曰はく、「豈に我れ露形にして歸らんや」。報じて言はく、「長者、何ぞ外儀を假りて將つて容飾を爲めんとはする、但、性として鄙悋を袪り慚愧あるを以て衣と爲す、慚愧なからんには衣裳を著せりと雖露體と別なけん。汝に襯衣ありや不や」。長者言はく、「有り」。「若し是の如くならんには今此城中の諸長者等は身に襯衣を著し手に麁杖を持し、牛畜を放牧して日暮れて歸れば、汝今亦可しく身に襯衣を著し手中に杖を執りて、他の牛後に隨ひて以て城中に入るべし、諸人見ん時全べて怪しむ者なけん」。即ちに强ひて下氎を取り、但襯衣を著し一杖を授與し牛を逐うて入ら(しめ)ぬ。門人問うて言はく、「長者、向に出城するを見たるに好白氎を著せり、今還るに露體なり、豈に賊に遭ひたらんや」。長者曰はく、「餘賊に遭はざるも、但聖者鄔波難陀が我が爲に法を說きて、强ひて衣を奪ひ將られしなり」。門人聞き已るに極めて譏嫌を生ぜり。時に給孤獨園長者は日日中に於て、恒に五百の從人を將ゐて佛の雙足並に諸大德耆宿苾芻を禮せり。既にして城門に至るに、門人告げて曰はく、「長者、復諸僕從多しと雖然も須らく意を在くべし、賊に偷まるゝこと勿れ」。長者報じて曰はく、「豈に給園に往く中間に賊あらんや」。報じて言はく、「長者、路に賊なしと雖園中に之あり」。長者

曰はく、「咄、男子、汝稟性惡なること黑羊毛の如くにして廻改すべからず、今此路中は佛及び僧衆常に遊履するの所なり、多載を經と雖汝は變白せざらん」。門人報じて言はく、「長者、世尊善逝及び苾芻僧衆の足に履みたまふ所の塵をも、我れ觀んに頂載して敢へて敬せざらんや。然れども昨日晨朝に一長者あり、上衣服を著して給園に往かんと欲せるに、時に鄔波難陀は其が爲に法を說いて强ひて奪ひて將ち去り、襯衣をのみ著して牛に隨うて入らしめければ、口に譏罵を陳べて人皆共に知れり」。長者聞き已りて便ち是念を作さく、「我れ今日に於て此を以て緣と爲さん」とて、便ち給園に往くに、時に鄔波難陀は見て告げて曰はく、「善來、長者」。報じて曰はく、「我は善來ならじ」。鄔波難陀曰はく、「汝先に烟ありしに今時は火發れり」。長者報じて曰はく、「如何ぞ我をして火發らざらしめんや、餘の出家は咸く貪を捨てんことを欲せるに、大德が所爲は貪更に增長せり」。鄔波難陀曰はく、「我れ何事をか作せる」。長者報じて曰はく、「豈に昨日人あり來りて佛に見えんと欲せるに、仁爲に法を說き强ひて其衣を奪ひ、襯衣を著せしめて牛に隨うて入らしめたるに非ずや」。鄔波難陀曰はく、『世に言へり、「諸天は施を喜び、餓鬼は便ち遮す」と』。長者報じて曰はく、「豈に彼人金瓶に水を澍ぎ、持して以て相施すべけんや」。鄔波難陀曰はく、「長者、多言を作すこと勿れ、若し(佛)、忍受したまはざらんに情に隨うて制戒したまはん」。長者曰はく、「我豈に之を捨てんや、宜しく應に且らく住むべし」。鄔波難陀は默然して住せり。時に給孤獨長者は世尊の所に往き頭面に禮足して一面に在りて坐し、佛に白して言さく、「世尊、今此聖衆にして非親居士・居士婦より衣を乞へるあり、唯願はくは世尊、諸の聖衆の爲に憶念事を作して、非親居士・居士婦より衣を乞ふこと勿ら(しめ)たまはんことを」。爾の時世尊は長者の語を聞いて默然して之を許ひたまふに、長者知り已りて佛を禮して去りぬ。世尊は此因緣を以て苾芻僧を集め……廣く上に說けるが如し……鄔波難陀に問うて曰はく、「汝實に非親居士・居士婦より衣を乞ひたりや」。答へて言さく、「實に爾

り」。時に世尊は種々に鄔波難陀を呵責し已りて諸苾芻に告げたまはく、『……廣く說けること前の如し……乃至、毘奈耶に於て諸苾芻の爲に其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻、非親居士・居士婦より衣を乞はんに、泥薩祇波逸底迦なり」と』。

爾の時世尊は諸苾芻の爲に初めて學處を制したまひき。佛、逝多林に在しき。時に四十苾芻あり。人間に遊行して賊に劫奪せられて衣服あることなかりき。時に諸苾芻は共に是議を作さく、「世尊の制したまへるが如くんば、非親族居士若しは居士婦より衣を乞ふを許したまはず。我れ此處に於て親族あることなければ、宜しく還りて室羅伐城に向ひ、同梵行者の邊に於て從うて衣服を覓むべけんも、我等如何がしてか露形にして去らん」。議して曰はく、「夜は道行に在りて晝當に潛伏すべし」。是の如くして漸々に夜に寺門に至れり。時に彼の苾芻は初夜後夜に警覺思惟せるに、門を扣くの聲を聞いて出でて形露せるを見たりければ、告げて曰はく、「無衣外道よ、汝が住處には非じ」。彼言はく、「具壽、我は外道に非じ」。「汝は是れ何人なりや」。「我は是れ苾芻なり」。「何處に是の如きの苾芻あることを得ん」。「我れ賊に劫はれ、遣はさんと欲せるも如何せん」。問うて言はく、「汝が名は何等なりや」。「我は是れ四十乞食苾芻なり」。報じて言はく、「善來、具壽」とて、便ち爲に門を開けり。時に諸苾芻は競ひて相供濟し、或は僧伽胝、或は嗢呾羅僧伽、或は安呾婆娑、或は僧脚崎、泥婆珊那、波呾羅[二]、濾水羅を與へき。天明に至り已りて時に諸苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「此緣に由りての故に應に餘時を除くべし。餘時とは、若し苾芻にして衣を奪はれ、衣を失ひ、衣を燒かれ、衣を吹かれ、衣を漂はされたるなり、此は是れ時なり」。爾の時世尊は持戒を讚歎し……乃至廣く說きて……諸苾芻に告げたまはく、『前時は創制、今は更に隨開して諸苾芻の爲に其學處を制せん、「若し復苾芻、非親居士・居士婦より衣を乞はんに、餘時を除きて、泥薩祇波逸底迦なり。餘時とは奪衣・失衣・燒衣・吹衣・漂衣なり、此は是れ時なり」と』。

【二】波呾羅(Pātra)。音寫、鉢なり。

「若し復苾芻」とは、鄔波難陀なり。……乃至「衣」の義並に上に說けるが如し。「乞ふ」とは、謂はく、彼に從うて乞ひ求むるなり。「奪衣」と言へるは、謂はく、賊に奪はれたるなり。「失衣」とは、謂はく、自ら衣を失へるなり。「燒衣」とは、謂はく、火に燒かれたるなり。「吹衣」とは、謂はく、風に吹き去られしなり。「漂衣」とは、謂はく、水に漂はされしなり。此難緣あらんには、乞ふも便ち無犯なり。若し此に異らんには、得ん時に捨墮を犯ずるなり。

此中の犯相、其事云何。事に三種あり、謂はく、價と色と量となり。價とは、若し苾芻、難緣の爲ならざるに非親より一迦利沙波拏直の衣を乞ひ（迦利沙波拏の義は已に上の不與取戒中に辯じ訖れるが如し）、若し還一迦利沙波拏直の衣を得んには、乞ふ時は惡作にして、得んには便ち捨墮なり。是の如く增數して乃し五十迦利沙波拏等に至りて、隨うて乞ひ、隨うて得んに、罪の輕重は上に准じて應に知るべし。若し苾芻、非親より一迦利沙波拏直の衣を乞うて、二迦利沙波拏直の衣を得んに、乞ふ時惡作にして、得ん時は無犯なり。是の如くして乃し五十迦利沙波拏等に至らんに、乞ふこと少くして得ること多からんに、有犯・無犯は亦准ぜんこと應に知るべし。色とは、若し苾芻、他より青色衣を乞ひ、還青衣を得んに、乞ふ時は惡作を得、得ん時は捨墮を招かん。青既にして爾るが如く、黃・赤・白色及以厚・薄にも、應に知るべし亦然るを。若し苾芻、青色衣を乞うて黃色なるを得んには、乞ふ時に惡作にして、得ん時は無犯なり。是の如く餘色・厚・薄も更に互に相望めて、應に知るべし亦爾るを。量とは、若し苾芻、他より五肘衣を乞ひて還五肘を得んに、乞ふ時惡作にして、得ん時捨墮なり。或は五を乞ひて十を得、乃し五十等に至らんにも上に准じて應に知るべし。是を三事と名く。若し縷纊を乞うて便ち小片を得、若しは小片を乞うて他が寬衣を與へんには皆無犯なり。又無犯とは、謂はく、初犯の人、或は癡狂と心亂と痛惱所纒となり。

【三】縷纊。緒餘なり。

巻の第二十

過量乞衣學處第七【一】

爾の時薄伽梵は室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。時に鄔波難陀は是の如きの念を作さく、「我等が所有經求するの處は、皆給孤獨長者の啓請に由りて世尊は其學處を制したまひたれば、我等假に狹小の布巾を乞求せんと欲せんにも尙ほ得るに由なし、況んや寬大なるをや。然れども佛世尊は或は少欲苾芻の衣服を乏きたるに因りての故に別に開聽したまへるあり、我今宜しく應に少欲者を覓めて共に相憑附すべし、或は彼に緣りての故に少しく獲る所あらん」。卽ち便ち隨處に其人を求覓して復周旋せりと雖而も未だ見ゆること能はざりき。人あり報じて云はく、「阿蘭若中に四十衆苾芻あり、少欲にして住せり」。卽ち往いて彼寂靜林中に詣りしに、四十衆苾芻の、破衣を縫補して極めて勞苦を生ぜるを見ぬ。時に鄔波難陀は諸苾芻に報じて曰はく、「具壽、我が所聞の事と見たるとは同じからず、比謂へらく、仁等四十衆苾芻は阿蘭若中に在りて、諸の靜慮・解脫の勝樂を受けつゝありと。寧ぞ知らん、此に在りて唯破衣を補ひて艱辛し亂意せんとは」。諸苾芻曰はく、「大德、我れ賊に劫はれたればなり」。鄔波難陀曰はく、「此は不善事なり、極めて辛苦を受けたらん」。諸苾芻曰はく、「大德、何の故に憂へらるゝや」。鄔波難陀曰はく、『我れ仁を憂へず、彼盜者の、貪心の爲の故に枉げて劫奪を行じ、捨身の後當に地獄に墮すべく、設ひ人と爲るを得んとも貧窮の報を受けんを愍むのみ。諸具壽、世尊說きたまへるが如し、「汝等苾芻、若し人偸盜を行ぜんに數習力に由りての故に、命終の後當に地獄に生じて諸苦惱を受くべく、設ひ人と爲るを得んとも衣食闕乏せん」と。此事に緣りての故に、我れ憂言を出せるのみ。然り、諸具壽、徒に艱苦を勞して此破衣を縫はんよりは、新好の氈布を何ぞ乞はれざる』。諸人報じて曰はく、「三寶勝妙の福田には捨てんも、誰

【一】捨墮法第七過量乞衣學處。

か我が貧人に於て輒ち相施すことを肯ぜん」。報じて言はく、「具壽、世尊は毎に處々に於て仁等の少欲知足を讃歎したまへり、信心あらん者は皆樂うて供養せん、何ぞ求め乞はざる」。答へて曰はく、「我れ何處に衣を求め乞はんと欲すべきや」。鄔波難陀曰はく、「若し乞ふ處なからんに、何ぞ勸化の人を請ひ覓めざる、彼能く汝か爲に衣服を易へ得んに」。答へて曰はく、「何處に衆に共に識られたる大德苾芻ありて、自の善品を捨てゝ我が爲に求覓するを得んや」。鄔波難陀曰はく、「我等六衆苾芻には各九弟子ありて六十人を成ずれば、共に汝等が爲に衣物を求覓せん。汝若し違ふなくして我意に隨はんには、我等が門人は此に因みて亦多少の衣服を得ん」。答へて曰はく、「共に衣服を得んに、我に於て何か違はん」。鄔波難陀曰はく、「我等豈に能く自ら乞食を行じつゝ衣を覓むることを復びせんや。若し辛苦せずして飽食するを得んには可しく爲に衣を覓むべし」。諸人報じて曰はく、「此亦善い哉」。時に鄔波難陀は寺に還り至り已りて足を洗ひて進み、既にして房中に至りて思惟すらく、「何の方便を作してか此城中に於て總じて能く勸化すべき、唯給孤獨長者を除いて其舍に入らじ、彼若し我を見んに常に忿怒を懷けばなり。我今宜しく先に貧家に往いて次いで富舍に行き、後に勝光王宅及び行雨夫人幷に勝鬘夫人・仙授長者・故舊居士・毘舍佉母・善生夫婦に往き、是の如く次第して彼より乞求せん」。時に長者あり佛及び僧を請じて、家中に食を設けぬ。鄔波難陀見已りて念を生じて諸弟子に告げて曰はく、「具壽、明日汝等設し寺衆ありて差して作務せしめんに皆須らく受くべからず。報じて言へ、「我が二師は少しく驅使するあれば」と。既にして明日に至りて一弟子をして往いて四十衆苾芻を喚ばしむらく、「仁等可しく來るべし、我れ爲に衣を求めん」。使者彼に到りて諸苾芻を見るに悉く皆入定せりければ、使者便ち念ずらく、「誰か能く此に於て龜獵の心を作し、後世を觀ぜずして定者に觸語して其をして驚覺せしめん。卽ち便ち還りて鄔波難陀の所に至り、報じて言はく、「阿遮利耶、彼は皆入定せり、誰か能く驚覺せんや」。時に鄔波難陀怒りて告げて曰は

【三】行雨夫人。波斯匿王の二大夫人の一、有部雜事卷七（寒一・二五左）に詳し。

く、「癡人、無智なり、汝今此の至誠を作さんとも、豈に卽ちに諸煩惱を盡さんや」。遂に便ち自ら往いて靜慮堂に至り、脚を以て門を蹋りて堂皆振動せしめしに、彼定より起ちて問うて言はく、「大德、何の意にてか此の如くせる」。報じて言はく、「汝四十人、衣服を求めんと欲しつゝも、何の故にか省事して此に坐せる、來りて可しく共に去くべし」。彼便ち報じて曰はく、「且に少時住して齒木を嚼むを待て」。鄔波難陀曰はく、「可しく來るべし、半路にて當に嚼むべし」。四十苾芻卽ち隨うて去きしに、鄔波難陀は便ち門人と共に議を爲して曰はく、「諸具壽、我等六衆は猶し白象の如し、所至の處に人皆競ひ集まれば、我等應に老少の次に依りて衆に群りて去くべからず、應に可しく間雜して前後に別行すべし」。卽ち議に隨うて前進し、既にして行いて半路にて齒木を嚼み已りて室羅伐市中に入り、貧人[三]行内に叢聚して住せり。鋪主問うて曰はく、「聖者、今日憂惱事ありや」。報じて云はく、「我れ憂事あり、汝等頗し四十衆苾芻ありて佛、處々に於て少欲知足を讚歎稱揚したまへるを聞けりや不や」。報じて言はく、「我聞けり」。鄔波難陀曰はく、「此は卽ち其人なり、悉く皆賊に衣服を劫奪せられしなり」。鋪人聞き已りて各相告語すらく、「諸君悉く可しく諸の弓刀[四]牌矟の類を持して共に群賊を執ふべし」。六衆告げて曰はく、「劫を被りてより已に久しければ賊は他方に散ぜり」。諸人告げて曰はく、「我何をか作さんと欲すべき」。六衆報じて曰はく、「可しく衣を施與すべし」。時に彼諸人は卽ち便ち新故の氎衣を收斂して持して以て相施せり。是時六衆は束ねて大擔を成じ、諸の少年をして荷將して寺に歸らしめぬ。次いで富人行中に至り共に聚まりて立てるに、……彼は前に同じくして問ひ、此は前の如くして答へしに……諸人は各各貴價衣を將ちて持して以て相施せり。彼復還寺內に送歸せしめぬ。次いで勝光王の所に往いて攢集して住せるに、時に王見て……問答の事前に同じ…王便ち彼の毘盧宅迦に命じて曰はく、「汝今宜しく應に諸將帥を總べて、卽ちに急き去いて彼賊軍を擒ふべし」。六衆白して言さく、「劫に遭へること已に久しくして賊は他邦に散ぜり」。王

【三】貧人行。貧人の並居せる商鋪。次の富人行は富人の並居せる商鋪なり。

【四】牌矟。盾と長矛。

曰はく、「若し爾らば聖者よ、何の所作をか欲すべき」。六衆報じて曰はく、「可しく衣を施與すべし」。時に勝光王は卽ち便ち人別に各十三資具と勝妙の衣服とを與へぬ。是時六衆は卽ち弟子をして前に同じく擔ぎ去らしめぬ。是時四十衆苾芻は鄔波難陀に告げて曰はく、「大德、所得の衣を計するに我等周足せり、復更に乞ふこと勿れ」。鄔波難陀報じて曰はく、『具壽、汝等は皆是れ嬾墮の人、豈に我と共に先に誠言ありしにはあらざらんや、「若し仁等に於て違ふことあることなからんには、我亦斯に因みて諸弟子の爲に少しく衣服を覓めん」と。何の故にか自ら足したればとて、更に背へて求めざる』。時に諸苾芻は聞いて皆默然せり。爾の時六衆苾芻は遂に便ち將ゐて行雨夫人・勝鬘夫人・仙授・故舊・毘舍佉母・善生夫妻の處に至り……各々の問答は具に上述の如くせり……時に彼皆十三資具と上妙の衣服を與へしに、所得の衣處にて皆弟子をして擔ぎて寺中に向はしめぬ。是時六衆は諸人に報じて曰はく、「世尊は昨日諸苾芻と與に他請食を受けたまへり、若し食處に於て百人を少かんには、[五]行便ち空缺して施主の怪しむ所と爲らん、汝等當に去りて彼の食行を滿すべく、亦當に我が爲に其鉢食を送るべし」。時に彼六衆は諸人を遣し已るに、自ら寺中に往いて上衣を選取して之を一處に置き、其故破せる者は四十分と爲せり。時に四十人は請食に赴き已りて寺中に還來せるに、六衆食し了りて弟子に告げて曰はく、「汝可しく四十少欲人を喚び來るべし」。彼皆來至せるに、鄔波難陀曰はく、「具壽、我は是れ汝等が守衣人ならんや、宜しく各衣を取るべし」。彼は破衣を見て共に相瞻視せるに、六衆告げて曰はく、「汝等何の故にか兩兩相看れる」。彼便ち報じて曰はく、「何に因りてか皆破碎衣物を與へたる」。鄔波難陀曰はく、「此は用ひて重疊して僧伽胝と作し、此は縫うて嗢多羅僧伽及び安呾婆娑・僧脚崎等と作さんに、足して充濟するを得ん、何の嫌ふ所ぞや。若し意に滿たざらんには、相隨へて更に乞へ」。答へて曰はく、「且に充足するを得れば、更に餘を求むること勿れ」。便ち各此の破碎衣を將ちて蘭若中に往き、事に隨うて縫ひ補へり。其城邑に於ては衆皆普く聞けり、

【五】行。次第序次なり。

「四十衆苾芻は王及び諸人の七處にて、皆十三資具を得たり」と。時に苾芻あり、蘭若中に至りしに、諸苾芻が各自ら劬勞して破衣服を補へるを見て告げて言はく、「諸具壽、我が所聞の事と見たるとは同じからず」。林中苾芻問うて曰はく、「言ふ所は何の義ぞや」。報じて曰はく、『我聞けり、「仁等は七處にて皆十三資具を得たり」と。何の意にてか今時還りて破物を縫へる』。諸苾芻報じて曰はく、「仁は但耳に聞けるのみならんも、我は自ら肩に負へり」。「若し爾らば何處にて此破碎衣裳を得たりや」。時に諸苾芻は具に緣を以て報ぜしに、苾芻聞き已りて極めて嫌賤を生じ、遂に住處に至りて諸苾芻に白し、諸苾芻は緣を以て佛に白すに、佛、諸苾芻に告げたまひ……乃至、四十衆苾芻に問うて曰はく、「汝等實に爾く他の施物を受けて知足せざりしや」。「實に爾り、世尊」。爾の時世尊は種々に正理に順ぜず心調寂ならざるを呵責して、順理調善を讚歎稱揚したまひ……廣く說きて……乃至、「諸苾芻の爲に毘奈耶に於て其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻にして奪衣・失衣・燒衣・吹衣・漂衣して、非親居士・居士婦に從うて衣を乞ひ、彼多く衣を施さんに、苾芻若し須ゐんには應に上下二衣を受くべし、若し過ぎて受けんには泥薩祇波逸底迦なり」と』。

「奪衣等」と言へるは、文並に上の如し。「應に上下二衣を受くべし」とは、二種の上下衣あり、一は苾芻の上下衣、二は俗人の上下衣なり。苾芻の上下とは、若し是れ新衣ならんに兩疊に僧伽胝を作りて竪三・横五なると、若しは泥婆珊[六]にして竪二・横五なり。俗人の上下とは、上衣は長十二肘[七]・闊三肘にして、下衣は長七肘・闊二肘なり。「應に受くべし」とは、謂はく、作心して領受するなり。「若し過ぎて受くる」とは、謂はく、前數を過ぐるなり。乞うて衣を得たる時便ち捨墮を犯ず。釋名と捨悔とは廣く前に說けるが如し。

此中の犯相、其事云何。若し苾芻他に從うて俗人の上下衣を乞はん時、量に依りて得つゝも、若し更に乞はん時は惡作罪を得、得んには便ち捨墮なり。若し苾芻の上下衣を乞はん時、事亦此に同

【六】泥婆珊。泥婆珊那(nivāsana)の略、[illegible]衣即ち下裙なり。
【七】長十二肘。宋・元・明・宮本には長十一肘とせり。今改めず。

じ。若し他に從うて俗人の上下衣を乞はん時、縱にして減俗量なりとも應に更に乞ふべからず、若し長あらんに主に却還せざれ。若し他に從うて苾芻の上下衣を乞はん時、若し少けて苾芻衣量に充たさらんに、應に更に從ひ乞ふべく、若し長あらんには應に主に却還すべし。若しは俗衣少けたりとて更に乞ひ、若しは苾芻衣長ありて還さゞらんに、得罪の輕重は事に准じて應に識るべし。若し〔八〕元心に擬りて過ぎて乞はんには、乞ふ時惡作罪を得、物を得んに捨墮を犯す。捨墮を犯じ已りて更に餘物を得んに、悉く皆同じく犯ず……廣く說けること前の如し。又無犯とは、最初犯の人、或は癡狂と心亂と痛惱所纏となり。

〔九〕知俗人共許與衣就乞學處第八

佛、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。此城中に於て一長者あり、先に自妻あるに復邪行を行じければ、其妻告げて曰はく、「仁者應に此邪行の事を作すべからず」。其妻屢諫むるも夫は語に隨はざりければ、婦は瞋嫉を起して餘の男子と共に亦私合を爲せり。其夫每に家物を以て彼私婦に贈りしに、其妻も亦家物を以て彼邪夫に遺り、夫婦兩人して財物を破產して幾ど將に略盡せんとせり。長者は稟性暴惡にして其婢使を打ち、常に弊衣惡食を與へしに、告げて言はく、「汝に由りて我家財を散せり」。婢曰はく、「我實に久しく破散の所以を知れり、然り而して二倶に家主なれば敢へて斥言せじ」。時に彼夫婦は婢の譏刺を知り、倶に慚愧を懷きて並に默して言なかりき。時に鄔波難陀は是事を知り已りて、便ち往いて彼長者の宅中に詣り、彼夫婦の爲に破戒を毀訾し持戒を讃歎して告げて言はく、『善男子・善女人よ、佛所說の如し、「邪行の人は命終の後當に地獄に墮すべく、若し人と爲るを得んとも妻は貞謹ならず夫は邪念あらん。若し邪行を離れんには命終の後天上に生ずるを得、若し人趣に生ぜんには妻室貞良にして夫邪念ならざらん」と』。伽他を說いて曰はく、

【八】元心。宋・元・明・宮本には無心とす。今改めず。何々の衣を乞はんとて最初に思ひ立てる心なり。

【九】捨墮法第八知俗人共許與衣就乞學處。俗家によりて比丘に衣を與へんとするを聞き知りて、更に就いて增與せんことを乞ふを制す。

「聴くに由りて能く法を知り　　法を聞かんに衆過を離れ
法を聞かんに悪友を捨て　　法を聞かんに涅槃を得ん」。

時に彼夫婦は既にして法を聞き已りて倶に邪行を捨てぬ。時に鄔波難陀は復夫婦の爲に、廣く歸敬の殊勝功徳を述べんとて報じて言はく、「汝等二人、更に應に善く聴くべし。佛所説の如し、

「若し佛陀に歸せんには　　悪趣に墮せず
人身を捨離せんに　　當に天上に生ずるを得べし。
若し達磨に歸せんには　　悪趣に墮せず
人身を捨離せんに　　當に天上に生ずるを得べし。
若し僧伽に歸せんには　　悪趣に墮せず
人身を捨離せんに　　當に天上に生ずるを得べし」と』。

時に彼二人は法を聞いて歡喜し、深く淨信を生じて即ちに便ち三寶に歸依せり。復爲に五戒の功徳を讃歎すらく、「汝等善く聴け、佛説きたまへるが如くんば五種の大施あり。何をか謂ひて五と爲す。若し殺生・偸盗・欲邪行・妄語・飲酒を離れんに、是を五種の大施と爲す。何の故にか此五事を離れんに名けて大施と爲す。五を離るゝに由りての故に、畏るゝ所なく、諸の怨結なく、妻室貞良に、言はんに則ち信受し、常に驕逸ならざるを得、此五に由りての故に無量の樂を感じて常に人天に處せん、故に大施と名くるなり」。時に彼二人は此法を聞き已りて倍深信を生じて、五學處を受け、鄔波難陀は彼二人をして住めて歸戒せしめ已るに之を捨てゝ去りぬ。時に彼長者は復他日に於て更に苦楚を以てして其婢を打ちければ、妻曰はく、「仁者、我先に未だ業果を識らざりし時は常に苦楚を行ぜるも、今は聖者鄔波難陀善知識に由りての故に、我をして業異熟を識らしめたれば、應に更に苦楚を行ずべからず。然り諸の世人は自ら業報を受けて貴賤恒なければ、誰か是れ奴婢とせ

ん、今より已往は杖木を行ずること勿れ」。夫言はく、「賢首、善い哉此說や」とて、其婢に命じて曰はく、「小女、汝可しく澡浴すべし、賜ふに新衣を以てせん」。告げて曰はく、「應に家業を勤むべし、汝に無畏を施さん」。婢、是念を作さく、「此二家長先には皆叉仁にして、好みて楚罰を行じて我を苦惱し、弊衣惡食も尙ほ軀に充たざりしに、今者恩慈なること、事父母に同ぜり」。復更に思念すらく、「自ら聖者鄔波難陀が此舍に入りしより後、仁心もて撫育して更に我を打たず、我今何物を將つて聖者の恩に報ぜんと欲すべき。若し家中に於て少物を偷竊して將つて恩に報ぜんには、家主若し知らんに前に同じく苦楚せん」。既にして得處なかりければ、但愧心を懷きぬ。後に異時に於て鄔波難陀來りて夫婦の爲に法を說いて去りしに、時に長者婦は其夫に告げて曰はく、「仁豈に知らざらんや、聖者鄔波難陀は是れ我等が善友にして、惡業を捨てゝ善品中住し、三尊【一〇】に歸敬して五學處を受けしめ、復能く時々に法を以て相授けたるを。我等宜しく應に多少を奉施すべし」。長者問うて曰はく、「何の事をか作さんと欲すべき」。妻曰はく、「一の白氎帔を施さん」。其婢之を聞いて便ち是念を作さく、「我れ此言を以て持して聖者に報ぜん」。時に鄔波難陀は旦に城中に入り次第に乞食して長者の家に至りしに、婢見て禮足して告げて言はく、「聖者、我に善言あり、以て相報ぜんと欲す」。問うて言はく、「何の事なる」。婢曰はく、「我家の長者及以夫人は上衣を將つて持して大德に奉らんと欲せり」。鄔波難陀聞き已りて念を生ずらく、「世間の所有食養(い)人と我當に一數なるべきか、今利を獲ると聞いて實に本心に稱へり。然り、此婢子に此言ありと雖、我更に窮詰せん」。便ち瞋色を帶びて報じて言はく、「小女、汝何の緣を以てして輒ちに我を弄するぞや」。報じて言はく、「聖者、豈に敢へて相弄せんや」。鄔波難陀報じて言はく、「小女、若し實を言はんには家長設瞋らんに我れ容恕を勸めんも、若し其虛ならんには多く汝に杖を與ふること還昔日に同ぜ(しめ)ん」。報じて言はく、「聖者、何の事もて疑を須ふるぞや、但宅中に入れ、自ら當に知るべけん」。時に鄔波難陀即ち其舍

【一〇】三尊。三寶なり。

に入りしに、彼二夫妻は見て「善來」と唱し座を敷いて坐せしめ、既にして禮足し已りて便ち卑座を取り跪いて聽法せるに、爲に法を說き已りて告げて言はく、「長者は大氎を與へんことを許へりと、我今見んと欲す」。時に彼夫妻は互に相瞻視せるに、鄔波難陀は見て問うて曰はく、「何の故に仁等は更互に相看るぞや」。彼に答へて曰はく、「聖者、此は是れ我等が私屛の言なるのみ、誰か當に汝に告ぐべき、豈に復聖者は他心を了せりとせんや」。鄔波難陀曰はく、「我れ少より來鉢を持し乞食して齒落ち髮白くなれり、斯の小事に於て汝信ぜざらんや」。時に彼長者は便ち衣を授與せるに、鄔波難陀は其衣を受け已りて周遍く觀察し、卽ち便ち手を翻して面に憂相を帶びぬ。長者問うて曰はく、「聖者、何の意にてか此の如くせる」。報じて言はく、「長者、汝に捨福あるも受用の福なく、唯履を拂ふに堪へ、或は簾窻に用ひ、桁竿に置在して自然に破壞せんのみ」。長者問うて曰はく、「何の所爲をか欲せる」。報じて曰はく、「更に好者を求めて施さんに我れ衣と作さん」。答へて言はく、「聖者、更に得べきなし」。報じて言はく、「可しく買うて我に與ふべし」。答へて曰はく、「我に價直なし」。報じて曰はく、「且に[二]賖を爲して買ひ、後に當に價を還すべし」。是時長者は復妻の面を看たるに、妻曰はく、「聖者鄔波難陀は我等が處に於て誠に大恩あれば、可しく爲に衣を買うて希望せらるゝ所を遂ぐべし」。時に彼長者は卽ち鄔波難陀を將ゐて往いて市中に至り一鋪所に詣りしに、鄔波難陀便ち是念を作さく、「我れ鋪主をして高心を發動して上衣服を出さしめん」。長者に報じて曰はく、「略此鋪を觀ずるに多く是れ貧人なれば、寧ぞ上好の白氎あるを得べき、應に餘處に向うて別に之を求むべし」。是時鋪主は此語を聞き已るに、便ち高心を起し好上の氎を出して報じて言はく、「聖者、何の故にか相輕んぜる、試に此氎を看よ」。鄔波難陀曰はく、「實に誠に好物なり、其價は如何」。商人報じて曰はく、「直五十迦利沙波拏なり」。鄔波難陀曰はく、「三十とせんには當に取るべし」。商人曰はく、「誰か當に價を還すべき」。報じて言はく、「長者は相還さん」。長者に問うて曰はく、「何の時に

【二】賖。價を拂はずして物を買ふなり。

か當に與ふべき」。長者言はく、「某時に當に與ふべし」。商人曰はく、「善し、意に隨うて將ち去れ」。長者即ち便ち鄔波難陀に付與せるに、時に鄔波難陀報じて言はく、「長者、無病長壽ならんことを。今、所施の物是れ心の瓔珞たり、是れ心の資助たり、定慧莊嚴して人天の道を得ん……乃至、廣く說けり……」。鄔波難陀便ち此氎を持して逝多林に往きぬ。長者の家貧にして時に依ひて、其氎價を還すこと能はざりければ、商人遂に長者を赫日中に立てゝ其去るを聽さゞりしに、知識あり見て問うて言はく、「何の意にてか日中に住立せる、瘧病ありとやせん、酥を服せりとやせん」。報じて言はく、「我は瘧病にも非ず亦酥をも服せじ、債久しく還さゞれば此に立たせられしなり」。問うて言はく、「何の時にか負債せる、豈に汝が祖父は他債を負へりとせんや」。報じて言はく、「我れ釋迦子に於て敬信心を生じ衣を以て見に施せるも、嫌惡し受けずして好者を貿はしめたるに由り、此難辛に置てり」。時に彼知友は此事を聞き已りて便ち譏嫌を起せるらく、「沙門釋子は貪求して厭くことなし」。諸苾芻聞き已りて具に其事を以て往いて世尊に白すに、世尊は此因緣を以て苾芻衆を集め……廣く說きて……乃至、佛、鄔波難陀に告げて曰はく、「汝實に是の如きの不端嚴事を作し、他の所施に隨うて知足の心なく、更に好物を求めて彼をして辛苦せしめたりや」。白して言さく、「實に然り」。世尊は前の如くに種々に呵責して諸苾芻に告げたまはく、「我今諸弟子の爲に毘奈耶に於て其學處を制せん、應に是の如くに說くべし」、『若し復苾芻、非親居士・居士婦ありて共に衣價を辦ふく、「當に是の如きの清淨衣を貿うて某甲苾芻に與ふべし、時に及びて應に用ふべければ」。此苾芻先に請を受けざるに、他の告知に因りて便ち彼家に詣り、「善い哉、仁者我が爲に辦ふる所の衣價にて可しく是の如きの清淨衣を貿ひ、時に及びて我に與ふべし、好の爲の故に」と是の如きの語を作して、若し衣を得んには泥薩祇波逸底迦なり』。

「若し苾芻」とは、謂はく、鄔波難陀なり。親・非親等の義は上に說けるが如し。「衣價」と言へる

は、謂はく、金・銀・貝齒等なり。「辦ふ」とは、貯畜するなり。「是の如きの衣」とは、謂はく、七種なること上の如し。「買ふ」とは、謂はく、他より買ふなり。「清淨」と言へるは、謂はく、是の如きの受用に堪ふる衣を得ることなり。「與ふ」とは、謂はく、施衣時なり。「某甲」とは、謂はく、鄔波難陀なり。「請を受けざるに」とは、先に未だ許へることを言はざるなり。「他の告知に因りて等」とは、他に陳說せられて彼に往いて衣を求め、强いて其價を索めて好の爲の故にし、若し衣を得ん時には便ち捨墮を犯ずるなり。

此中の犯相、其事云何。事に三種あり、謂はく、價と色と量となり。云何をか價と爲す。若し苾芻にして非親人より五迦利沙波拏直の衣を得て受けん時は無犯なるも、此衣を受けずして更に過ぎて索めんには、索むる時に惡作を犯じ、得ん時捨墮を犯ず。是の如く乃し五十迦利沙波拏等に至り、隨うて覓めて隨うて得んに、輕重は上に准じて應に知るべし。是を謂ひて價と爲す。云何をか色と爲す。苾芻にして青色衣を得て受けん時は無犯なるも、此衣を受けずして更に過ぎて索めんには、索むる時惡作を得、得ん時捨墮を犯ず。青旣に爾るが如く……乃至、餘色も此に准じて應に知るべし。是を謂ひて色と爲す。云何をか量と爲す。若し苾芻にして五肘衣を得ん時は受取せんに無犯なるも、此衣を受けずして更に過ぎて索めんには、前に同じて得罪す。是の如く乃至、多肘ならんに、罪の輕重は事並に前に同ず。是を謂ひて量と爲す。此の泥薩祇衣の捨衣方法は、事亦前に同ず。無犯とは、若しは縷繢を乞うて便ち小片を得、若しは小片を乞うて他が大衣を與へんに、此皆無犯なり。又無犯とは、謂はく、初犯の人、或は癡狂と心亂と痛惱所纏となり。

[三] 知俗人別許與衣就乞學處第九

佛、逝多林に在しき。時に鄔波難陀苾芻の起犯の因緣と長者及び婦の各外人と私通し因みて爲に

【三】捨墮法第九知俗人別許與衣就乞學處。二俗家によりて別々に衣を施さんとするを聞知して、就いて更に增さんことを乞ふを制す。

法を說きて惡を捨て丶善を修せ(しめ)たると、事並に前に同じ。但二人各して衣價を辨へ(しめ)たるを以て異と爲し、彼二價をして共に一衣を爲さしめ、長者をして大辛苦を受けしむるを致せり。苾芻は緣を以て佛に白し……乃至、「……爲に學處を制せん、應に是の如くに說くべし」、『若し復苾芻にして、非親居士・居士婦ありて各苾芻の爲に衣價を辨へて是の如きの淸淨の衣を買うて某甲苾芻に與へんとせるに、此苾芻先に請を受けず他の告知に因りて便ち彼家に詣り、「善い哉、仁者可しく共に是の如きの淸淨衣を買ひ、時に及びて我に與ふべし、好の爲の故に」と、是の如きの語を作さんに、若し衣を得んには、泥薩祇波逸底迦なり』。此中の犯相、三種不同なること並に前に說けるが如し。

〔一三〕過限索衣學處第十

佛、王舍城竹林園中に在しき。時に鄔波難陀は是の如きの念を作さく、「我等が所有經求するの處は、皆給孤獨長者の啓請に由りて、世尊は其學處を制したまひたれば、我等假に狹小の布巾を乞求せんと欲すとも尙ほ得るに由なし、況んや寬大なるをや。然り我れ昔時に〔一四〕行雨婆羅門と共に同一學堂にて師より業を受けたれば、我宜しく往いて見ゆべし、或は我に多少の衣物を與ふべけん」。便ち彼宅に就るに門人之を止むらく、「聖者、進むこと勿れ」。報じて言はく、『賢首、世尊は「五處に行かされ」と制戒したまへり、唱令家・婬女家・酒家・王家・屠膾家なり、此家豈に是五處ならんや』。門人報じて曰はく、「聖者、何が多く譏罵を作すことを須うるや、斯れ唱令・婬女等の家に非じ、然り是れ婆羅門行雨の宅なり」。守門人に報じて曰はく、『男子、汝宜しく舍に入りて婆羅門に報じて云ふべし、「大德鄔波難陀は今門外に在り、須らく相見えんと欲す」と』。門人曰はく、「斯意氣を觀ずるに勝光王の斷事處より來れるに似たり」。報じて曰はく、「癡人、爲に報ぜんには善し、若し更に遲延せ

〔一三〕捨墮法第十過限索衣學處。衣の求め方に就いて限を過ゆを制す。

〔一四〕行雨婆羅門。Varṣākāra の譯、禹舍とて雨行とも音寫す、阿闍世王の大臣なり。

んに必らず當に汝をして大杖罰を招かしむべし」。門人自ら念ずらく、「此形勢を看るに全く怖懼なく、餘者に同じからず、必らず所由あらん、當に爲に報知して其辱を受くること勿るべし」。即ち便ち入りて報ずらく、『大德鄔波難陀は今門外に在りて云はく、「須らく相見えんとす」と』。婆羅門曰はく、「大德を喚び入れよ、誰か復相遮せん」。門人聞き已りて便ち是念を作さく、「此緣に由りての故に豪望の沙門全く怖意なかりしなり」。即ち便ち喚び入るゝに、婆羅門見て遙に「善來」と唱へ、座を敷いて坐せしめぬ。既にして坐に定んじ已るに、美妙の音を發して施門の殊勝功德を讚歎せり。若し鄔波難陀が喜悅心を發して布施を讚ぜんには、諸有信心の婆羅門等は聽法するの時の如きの念を作せり、「善い哉妙法や、我等宜しく應に肉を割いて持し施すべし」。時に婆羅門は法を聞いて歡喜し、是の如きの語を作さく、「大德、坐夏了る日に我當に六十金錢を奉施すべし」。鄔波難陀曰はく、「賢首・無病長壽ならんことを」。即ちに爲に呪願すらく、「今施せる所の物、是れ心の瓔珞たり、……乃し安隱涅槃に至らん」とて、即ちに辭して去れり。時に二苾芻あり室羅伐より王舍城に至り、佛を禮せんが爲の故に竹林中に詣りしに、是時世尊は具壽阿難陀に命じて曰はく、『汝今宜しく往いて諸苾芻に告ぐべし、「如來は憍薩羅國に往いて人間に遊行せんと欲したまへり、若し情に隨從して行かんことを願ふ者あらんには可しく衣服を料理すべし」と』。時に阿難陀は敎を受けて去り、諸苾芻に告げて世尊の敎を宣べぬ。時に二の新來苾芻は是語を聞き已りて、憂心もて住せるに、鄔波難陀問うて曰はく、「汝二少年、何の意にてか憂を懷ける」。彼二答へて曰はく、『具壽阿難陀は諸苾芻に語ぐらく、「如來は憍薩羅國に往いて人間に遊行せんと欲したまへり、若し去ることを願ふ者は當に衣服を料理すべし」と。大德、我れ適しく來至して猶ほ未だ解息せず、如何が更に室羅伐城に往かんや』。時に鄔波難陀聞き已りて憂惱して是の如きの念を作さく、「我れ多時を經て纔に少施を蒙けしのみ、寧ぞ知らん更に障礙事の生ずるあらんとは」。明旦に至り已るに即ち便ち往いて婆羅門家に詣り、到

り已りて座に就て坐するや、憂悒の聲を作して施の功德を說けり。時に婆羅門問うて言はく、「大德、前來法を說いて美妙の音聲なりしに、今者憂色を帶ぶるが似くに其聲卑下せり、願はくは其故を聞かん」。鄔波難陀曰はく、「賢首、我れ多時を經て纔に相見ゆるを得たるに、今時久しからずして即ち別離せんと欲すれば」。是語を作し已りて憂を懷いて住せり。世に言ふありて曰はく、

「[一五]摩揭陀人は聲を聞いて解し　憍薩羅は形を覩て知り
五王城は半字に便ち了し　餘の邊國は言を待ちて方に解す」。

時に行雨婆羅門は鄔波難陀の所說を聞いて便ち是念を作さく、「此は我と離別するに爲りて憂を生ぜるには非じ、但六十金錢の爲に而ち愁惱を起せるのみ」。報じて言はく、「大德、仁が何處なりとも安居を作し了るに隨うて、我れ當に六十金錢を奉送すべし」。鄔波難陀曰はく、「賢首、無病長壽ならんことを。善い哉、施心始終堅固にして、爲せる所の福利は當に勝果を招くべけん」とて、即ちに辭して去れり。爾の時世尊は大衆圍遶して……餘に廣く說けるが如し……憍薩羅に至りて室羅伐に往き逝林に住したまへり。時に商客ありて此城より出で、諸貨物を將ゐて王舍城に詣れり。然り、王舍城は古昔よりの常法として、若し他處より大商旅ありて其國に至らんには、王自ら稅するに看み或は行雨大臣に令せり。是時行雨は看みて其物に稅せしに、商客に報じて曰はく、「汝若し室羅伐に還歸せんには、當に我に報じて知ら(しむ)べし」。答へて言はく、「爾り」。商人交易既にして了りければ、大臣所に詣りて報じて言はく、「我れ歸國せんと欲す」。即ち便ち六十金錢を付與して告げて言はく、「此物、汝可しく將ちて大德鄔波難陀に與ふべし」。彼れ物を受け已るに是の如きの念を作さく、「若し行雨大臣と先に相識れるには、彼定んで必らず是れ衆に知識せらるゝ大德苾芻ならん。我當に彼に於て少しく利潤を爲して、彼をして喜を生ぜしむべし。可しく細氎を買うて將ちて彼城に向ふべし」。竹林中に往いて苾芻に問うて曰はく、「何者の疑衣ならんに苾芻著するに堪へたりや」。苾芻

【一五】本文に摩揭陀人聞聲解、憍薩羅國視形知、半字便ち五王城、待言方解餘邊國とあり。藏律には「マガダ人は端によりて了解す、コーサラ人は言ふによりて知る、パンチャラ人は半字により、西人は言はず知らず」とあり。これにより五王城とはパンチャラ國(人)をいへるなり。

報じて曰はく、「賢首、汝今豈に僧に衣を施さんと欲するならんや」。報じて言はく、「我れ施すに暇なきも、然も行雨大臣は我に六十金錢を附して大德鄔波難陀に與へければ、我今金錢を以て氎を買ひ、將ち去りて彼心に稱はんことを望まんと欲してなり」。諸苾芻曰はく、「汝今定んで其白氎を輸すに當りて幷に金錢を索めん」。商人念じて曰はく、「今此苾芻は或は彼と釁隙あらん」。即ち便ち更に餘苾芻の處に詣りて具に前事を述ぶるに、苾芻報じて曰はく、「汝若し金錢に印せずして將ち去らんには、彼定んで利を索めん」。商人便ち念ずらく、「彼此の語同じ、事須らく防慮すべし」。大臣所に往いて其をして印署せしめんとせるに、大臣曰はく、「我今汝を信ず、豈に勞はしく印するを須ゐんや」。商人曰はく、「相委信せりと雖、商人の法は事須らく詳審なるべし」。時に大臣便ち印署せるに、商人持して室羅伐城に往き、逝多林に至りて苾芻に問うて曰はく、「聖者鄔波難陀の房は何處に在りや」。時に諸苾芻は其住處を示せるに、彼往いて見えざりければ苾芻に問うて曰はく、「大德鄔波難陀は今何處に向へりや」。報じて言はく、「暫らく寺外閑靜の處に向へり」。商人報じて曰はく、「此金錢は是れ王舍大臣行雨の寄せたる所、可しく爲に領收して彼來らんに當に與ふべし」。苾芻報じて曰はく、「賢首、汝頗し曾て炬火の焰を發せるを見んに頭を以て之に觸れんや」。商人即ち念ずらく、「此必らず彼と先に釁隙あらん」。即ち餘苾芻の處に詣りて白して言さく、「大德、此金錢は是れ王舍大臣行雨の寄せたる所、鄔波難陀に與へんとす、可しく爲に受取して彼來らんに當に付ふべし」。諸苾芻曰はく、「若し其印せずして將來せんには、彼必らず定んで當に汝より利を索むべし、誰か能く彼が爲に輙ちに此物を受けんや、汝自ら面に付へよ」。商人念じて曰はく、「言ふ所相似たり、此定んで是れ難からん。我れ家中に在りて彼苾芻の自ら辨するを待ちて應に答ふべし」。苾芻に報じて曰はく、『若し鄔波難陀此に還り至らんには、可しく爲に報知すべし、「我れ某處に在り、必らず物を須ゐんには來りて之を取るべし」と』。言ひ已りて捨て去りぬ。鄔波難陀は後に寺内に來りければ、苾

芻告げて曰はく、『大德鄔波難陀、善い哉、世尊に是の如きの說あり、「若し戒行を具し意清淨ならんには、心の所願に隨うて皆成就するを得ん」と。仁者今日意を林中に息めしに、卽ち便ち六十金錢の遠來の供養を獲得せり」と』。鄔波難陀告げて言はく、「具壽、何處に施主ありて佛及び大衆千二百五十の各に六十金錢を與ふることを得たりや」。苾芻報じて曰はく、「唯仁獨得て衆僧に遍からざるなり」。鄔波難陀曰はく、「誰か能く我に六十金錢を惠みしや」。報じて曰はく、「是れ王舍城行雨大臣より寄ね來りて奉施せるなり」。報じて曰はく、「彼は是れ我が舊知識たり、先に已に心ありて我に此物を與へしなり、誰か爲に之を受けたりや、好く觀察せりや不や、措損及以破落せらるゝこと勿りしや、是れ私鑄物ならんには受用に堪へざらん」。報じて言はく、「人爲に受くるなかりき」。鄔波難陀曰はく、「我比惡友の中に住在すれば、誰か爲に受くるを肯んぜん」。是語を作せる時餘人報じて曰はく、『大德、何の事にてか憂惱せる、商人は留語せり、「我れ某處に住せり、若し須ゐんには可しく來りて之を取るべし」と』。時に鄔波難陀は是語を聞き已るに、卽ちに僧伽胝を取り疾く行いて去りて彼家中に往けり。時に彼商人は遙に見て急歩し、卽ち自ら念言すらく、「此形勢を看るに定んで是れ豪族の沙門ならん」。問うて言はく、「仁は是れ鄔波難陀なりや」。答へて言はく、「是なり」。卽ち便ち錢を取りて報じて言はく、「此は是れ大臣行雨の寄ねし所、可しく之を領取すべし」、卽ち爲に廣く呪願を作せるに、商人曰はく、「此は我財に非ざれば我が爲に呪を爲すこと勿れ、願はくは應に可しく彼行雨大臣の爲にすべきなり」。鄔波難陀曰はく、「汝を損けて何事かせん、汝亦我に於て大に功勞あり、遠く他方より物を持して來至したれば。一小兒を借せ、錢を持せ(しめ)將ゐ去りて市店所に到らんに卽ち歸來せしめん」。聖者、我に小兒なし」。報じて言はく、「癡人、遠く王舍よりして尙ほ爲に持ち來れるに、[一六〇]跬步の間をも送り去ることを肯んぜざらんとは」。卽ち小兒に命じて錢を送り去らしめ、小兒に語げて曰はく、「當に後に隨うて去くべし、餘行するを得されれ。若し其汝に餅

【一六〇】跬步。跬は片足をあぐる間、卽ち三尺ばかり、步は六尺なり。

果の直を與へんに、必らず應に取るべからず」。是時小兒は錢を持して隨ひ去り、一店上に至りて報じて言はく、「聖者、此處に錢を安かん」。鄔波難陀便ち是念を作さく、「彼は興生の人なれば、此童子をして我に隨はしめざらん」。卽ち鋪主に報じて曰はく、「賢首、此金錢、且らく爲に收擧せよ」。復更に報じて言はく、「聖者、我に家長あれば」。鄔波難陀曰はく、「願はくは、汝常に自由ならざれ」。復更に一賣香童子處に向ひ告げて言はく、「賢首、暫らく此錢を寄ねん」。報じて言はく、「我が尊人外に出でて在らざるなり」。鄔波難陀曰はく、「願はくは汝が家長は更に重ねて來ること勿れ」。復更に一賣香童子の創めて信心を發せるに詣りて報じて曰はく、「賢首、暫らく此錢を寄ねん」。報じて言はく、「我に大人あれば敢へて寄を受けじ」。鄔波難陀曰はく、「我れ汝少しく信心ありと言謂へるに、寧ぞ知らん、更に是れ[七]信心羅刹ならんとは。若し汝元少許の信なかりせば、苾芻の足を捉へて門外に倒曳せしならん」。彼遂に語なくして報じて言はく、「聖者、可しく此處に安くべし」。鄔波難陀遂に便ち寺に歸れり。時に諸の商人先に制令ありき、「若し日出に至りて普く集まらざらんには金錢六十文を罰せん」。母、童子に告げて曰はく、「汝當に早く去くべし、他をして罰せしむること勿れ」。時に鄔波難陀は夜に便ち念を生じて追悔心を起すらく、「賣香童子は初めて信心を發せるも、或は我より所寄物を諱すべけん」。既にして天曉に至り、一小兒を將ゐて彼店所に往けるに、時に彼店主は門を閉ぢて出でんと欲しければ、鄔波難陀報じて言はく、「賢首、我に金錢を還せ」。答へて言はく、『聖者、此處の商人に先に制令ありき、「若し日出に至りて方に來集せんには金錢六十文を罰せん」と。少時且に住せよ、赴集して方に還らん』。鄔波難陀曰はく、「癡人、我は汝が僕使に非じ、自ら己が錢を取めんとて誰か能く脚疼して此に久しく立たんや。若し我に還さずして便ち去らんには、勝光王の敎に違すれば更に當に汝に六十金錢を罰すべし」。彼れ是語を聞いて卽ち便ち瞋罵し、其錢裹を捉りて之を地に擲ちしに、泥印便ち破れぬ。鄔波難陀曰はく、「汝當に且らく住まるべし、我試みに觧い

【七】信心羅刹。羅刹(rākṣasa)は惡鬼、信心あるが如くに装へる惡鬼の意。

て、[一八]揩缺ならざるや否や、私鑄に非ざるや不やを看ん」。鋪主報じて曰はく、「仁豈に撿看して我に付せるならんや」。鄔波難陀曰はく、「我れ看ざりしと雖何の故にか印破れたる」。時に彼鋪主は恨を銜んで默せり。既にして天曉に至り集期便ち過ぎぬ。時に諸商人は家中に來り就り、彼より六十金錢物を將ち去りければ、其母報じて曰はく、「汝何の事を作してか他の衆制に違して、汝に六十金錢を罰せ(しめ)たる」。子、母に報じて曰はく、「釋子と共に親友と爲れるに由りて、初めて信芽を發せるに卽ちに摧折せしめぬ」。便ち嫌罵を起せるに、苾芻聞き已りて具に世尊に白せり。世尊は此因緣を以て苾芻衆を集め……乃至廣く說きて……鄔波難陀に問うて曰はく、「汝實に是の如きの不端嚴事を作せりや」。「實に爾り、大德」。佛は種々を以て呵責したまひ……乃至、「我今諸弟子の爲に毘奈耶に於て其學處を制せん、應に是の如くに說くべし」、『若し復苾芻、若しは王若しは大臣・婆羅門・居士等にして使を遣して苾芻の爲に衣價を送り、彼使衣價を持して苾芻所に至りて白して言さく、「大德、此物は是れ某甲王・大臣・婆羅門・居士等の我を遣して送り來らしめたるなり、大德哀愍して爲に受けよ」と。是苾芻は彼使に語げて言はん、「仁者、此衣價は我應に受くべからず、若し時に順へる清淨衣を得んに應に受くべし」。彼使白して言さく、「大德、[一九]執事人ありや否や」。苾芻言はく、「有り、若しは僧の[二〇]淨人若しは鄔波索迦、此は是れ苾芻の執事人なり」。彼使、執事人所に往いて衣價を與へ已りて語げて言はく、「汝可しく此衣價を以て時に順へる清淨衣を買ひ、某甲苾芻に與へて其をして披服せしめよ」。彼使善く執事人に敎へ已りて苾芻所に還り至りて白して言さく、「大德、所示の執事人に我已に衣價を與へたれば、清淨衣を得んとせんには應に受くべし」。苾芻にして衣を須めんには、應に執事人所に往いて、若しくは二たび若しは三たび彼をして憶念せしめんとて告げて言ふべし、「我れ衣を須む」と。若し得んには善し、若し得ざらんには乃し四五六返に至り、彼に往き默然して隨處に住せよ。若し四五六返して衣を得んには善し、若し衣を得ざらんに是を過ぎて求めて衣を

【一八】揩缺。すりかけたるなり。

【一九】執事人。律部八、註(九の九九)參照。

【二〇】淨人。律部八、註(五の九五)參照。

得んには、泥薩祇波逸底迦なり。若し竟に衣を得ざらんには、是苾芻は應に彼の衣價を送れる處に隨いて、若しは自ら往き若しは可信人を遣し、往いて報じて言ふべし、「仁、某甲苾芻の爲に衣價を送れるも、彼苾芻竟に衣を得ざれば、仁應に知りて失せしむること勿るべし」と、[三二]此は是れ時なり』。

「苾芻」と言へるは、謂はく、鄔波難陀なり。「王」とは、若しは男、若しは女、或は復餘人にして、王法を以て灌頂せる者は悉く名けて王と爲す。「大臣」とは、王の政事を執りて相依ひて立てるなり。「婆羅門」とは、貴種にして多聞なるなり。「居士」とは、謂はく、在家にして富贍なるなり。「等」とは、諸種の雜類なり。「使を遣す」とは、謂はく、女・男・黃門なり。「衣價を送る」とは、謂はく、金・銀・錢等なり。「彼使衣價を持して等」とは、謂はく、衣價を持して苾芻所に到りて白言するなり。「大德」とは、謂はく、前人を命ぶなり。「此物是れ某甲等」とは、謂はく、來處を述べて爲に納受せんことを願ふなり。「是苾芻等」とは、應に受くべからざるを報ずるなり。「時に順へる清淨(衣)とは、謂はく、理に稱うて得るなり。「彼使、苾芻に語ぐる等」とは、謂はく、執事人ありやを問ふなり。『苾芻言はく、「有り」……』とは、其人を指すなり。「若しは僧の淨人」とは、謂はく、大衆の淨人なり」。「若しは鄔波索迦」とは、謂はく、三寶に歸依し五學處を受けたるなり。「彼使等」とは、使意を明すなり。「買ふ」とは、或は買ひ或は織るなり。「某甲苾芻に與ふ」とは、所與の人を指せるなり。「清淨」と言へるは、謂はく、受用に堪ふるなり。「善く敎へ已りて」とは、謂はく、善く敎示し、具に苾芻に報ずるなり。「若しは二たび若しは三たびして等」とは、出言往返するの數にして彼をして憶念せしむるなり。「得んには善し」とは、謂はく、求心に稱ふなり。「若し得ざらんには乃し四五六返に至り、默然して隨處に住せよ」とは、默住するの數を出せるなり。「隨處」と言へるは、四處あり、一に[三三]廠處、二に舍處、三に田處、四に店處なり。廠とは、謂はく瓦器等を作り或は剃髮するの處

【三二】此は是れ時なりとは、是事法爾たりとの意、律部八、註(九の一〇二)參照。

【三三】廠處。本文及び宋・元・宮本には敞處とせるも、今明本によりて改めたり。

なり。舍とは、謂はく、居宅なり。田とは、謂はく稻蔗等の田なり。店とは、謂はく、賣貨處なり。〔三〕六詰問あり、彼六言を見んに事に隨うて應に詰むべし。云何が六と爲す。若し彼問うて「仁今何の緣にて至るを得たる」と云はんに、苾芻答へて云へ、「彼事の爲に來れり」と。若し「仁極善來せり、此處に應に坐すべし」と云はんに、答へて云へ、「彼事の爲に來れり」と。若し「飯を食するや」と云はんに、答へて云へ、「彼事の爲に來れり」と。若し「餠を噉ふや」と云はんに、答へて云へ、「彼事の爲に來れり」と。若し「水を飲むや」と云はんに、答へて云へ、「彼事の爲に來れり」と。若し此六種隨一の事中に於て他語を見ん時、聲に尋いで卽ち報じて徐に緩かに答へず、彼前人をして餘言を作すに暇あらざらしめんには、是則ち圓滿善好の六種詰問とは名けざるなり。若し隨一の事中にて他語を見ん時、聲に尋いで未だ道はず、徐徐に緩かに答へ、彼前人をして餘語を作すの暇を容るゝ有るを得んには、是則ち名けて圓滿善好の六種詰問と爲すなり。若し是の如きを作して求めん時、衣を得んには善し、若し衣を得ずして是を過ぎて求めて衣を得んには泥薩祇波逸底迦なり。「過ぎて」とは、謂はく、三語六默を過ぎて更に往いて、得んことを求むるなり。若し竟に衣を得ざらんに、衣の來れる處に從ひて或は自ら去き、或は可信人をして去かしむるなり。「可信」と言へるは、謂はく、弟子門人の是れ委信すべきをして彼に報じて知らしめ、其をして收取して虛しく失せしむること勿らしむるなり。此は是れ還報の法式なり。若し苾芻にして使を遣して報じ已るに、彼執事人來りて苾芻所に至りて是の如きの語を作さん、「聖者、可しく此衣價を受くべし」。苾芻應に彼に報じて曰ふべし、「此衣價は我已に捨し訖れり、汝當に彼の衣を送り來れる處に還すべし」。是の如く報ぜんには善きも、若し衣を取らんには捨墮を犯ずるなり。若し執事人にして是の如きの語を作さん、「聖者、仁可しく此衣價を受くべし、彼の施主は我共に平章して其心をして喜ばしめん」。若し是の如きには衣を取るも無犯なり。苾芻にして若し是の如きの次第を作さずして衣を受けんには、皆捨墮を犯ず

【三】六詰問。こゝに五詰問あるのみ、遺失せるか。或は「仁極善來せり、此處に應に坐すべし」とあるを二詰問とすべきか。

るなり。既にして犯罪し已らんに、捨悔の法は……廣く說けること前の如し。
此中の犯相、其事云何。若し人、施主と爲り、人、使者と爲り、人給事と爲りて如法に衣を得んには無犯なるも、斯に異らんには捨墮なり。若し人、施主と爲り、人使者と爲り、非人、給事と爲りて如法に衣を得んには無犯なるも、斯に異らんには惡作なり。若し人、施主と爲り、非人、使者と爲り、非人、給事と爲りて……前に同じく惡作なり。若し人、施主と爲り、非人、使者と爲り、人、給事と爲りて……前に同じく捨墮なり。若し非人、施主と爲り。非人、使者と爲り、非人、給事と爲りて……前に同じく惡作なり。若し非人、施主と爲り、非人、使者と爲り。人、給事と爲りて……前に同じく捨墮なり。若し非人、施主と爲り、人、使者と爲り、人、給事と爲りて……前に同じく捨墮なり。若し非人・施主と爲なり、人、使者と爲り、非人、給事と爲りて……前に同じく惡作なり。若し苾芻にして非人より衣價を乞はん時は惡作罪を得、得んに便ち捨墮なり。龍より衣價を乞はん時は惡作罪を得、得んに便ち捨墮なり。若し苾芻にして使をして往かしめ、或は書印を以てして乞はん時は惡作、得んに便ち捨墮なり。又無犯とは……廣く說けること前の如し。

[二四] 用野蠶絲作敷具學處第十一

頌に攝して曰はく、

[二五]「高世耶と純黑と　分と六と尼師壇と
擔毛と浣と金・銀と　納質幷に買賣となり」。

佛、逝多林給孤獨園に在しき。時に諸苾芻は新野蠶絲の臥具を作り、若しは自ら作り若しは人をして作らしめしに、此物得難かりければ復是れ貴價なりき。時に諸苾芻は營造の爲の故に諸の事業多くして、正修・讀誦・作意を妨廢し、數々彼婆羅門・居士等より野蠶絲を乞へり。諸外道輩は見て

【二四】捨墮法第十一用野蠶絲作敷具學處。野蠶絲を用ひて敷具を作るを制す。道宣師は此戒を蠶綿袈裟戒として法衣に絹を用ふるを制せるが如くに說けるも、義淨三藏はこれ袈裟にあらず敷具なりとして宣師の獨斷を大に難ぜり。
【二五】高世耶 (Kauśeya)。野蠶絲なり。

嫌賤して是の如きの語を作さく、「諸人當に知るべし、此沙門釋子は是れ殺生者にして害業を捨せず、自ら使人と作りて新野蠶絲を用つて臥具を作れり。若し此を用ひんには多く有情を殺すなり。如何ぞ好衣食を以てして、彼禿人の、物命を斷ずる者に施せる」。時に諸苾芻は是語を聞き已りて往いて世尊に白すに、世尊は此因緣を以て苾芻衆を集め、諸苾芻に問うて曰はく、「汝等實に新野蠶絲を用つて臥具を作れりや」。「實に爾り、世尊」。佛言はく、「汝等は滿ち難く養ひ難し、少欲知足の行に順ぜじ」。種々に呵責して杜多功德と少欲知足とを讚歎したまひ、……乃至『我今諸弟子の爲に毘奈耶に於て其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻にして新高世耶絲綿を用つて敷具を作らんには、泥薩祇波逸底迦なり」と』。

「若し復苾芻」とは、謂はく、此法中の人なり。「新」とは二種あり、一には新作、二には新得なり。此中の新とは、謂はく、新作なり。「高世耶にて敷具を作る」とは、其二種あり、一には[二六]貯褥と、二には[二七]衦成とにして、此の敷具とは二種皆取るを言へるなり。「作る」とは、謂はく、自ら作り、人をして得せしむるなり、捨墮罪を得ん。捨悔等の法は廣く說けること前の如し。

此中の犯相、其事云何。苾芻にして高世耶を料理せん時、若しは一繭に於て、若しは小團に於て、若しは大聚に於て、或は拔き或は擘き或は弓を以て彈いて敷具を作らんに、作す時惡作を得、竟る時に捨墮を得ん。若し苾芻、高世耶を乞ふ時、及び料理する時は皆惡作にして、成ぜんには捨墮を犯す。若し先に已に成じ、或は舊用ひし物、或は是れ舊物の更に新に料理せるを得て受用せんには、並に皆無犯なり。又無犯とは、謂はく、初犯の人、或は癡狂と心亂と痛惱所纏となり。

【二六】貯褥。宋・元・宮本には褚褥とし、明本には楮褥とす。褚は囊なり、裝なり、衣を製して褥と作す意なり。今改めず。貯も楮も褚の同音寫なるべし。藏律には「敷具に二種あり……」として一は Nan-Tshan-cenにして二は Bllin-pa(辭典になし)とあり。一は「內が柔かなるもの」の義なり。囊形の褥とすれば、中に柔かなるものを入れたる敷具なるべし。

【二七】衦成。衦は字書に摩展衣なりとあり。或は衦(音ウ)(大披衣なり)の寫誤と見るべきか。前註の如く、藏律によるも分明ならず。

卷の第二十一

[一]用純黑羊毛作敷具學處第十二

爾の時薄伽梵、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。時に諸苾芻は純黑の羊毛を用ひて、自ら敷具を作り或は復人をして(作ら)しめしに、其得難きに由りて復是れ貴價なりき。時に諸芻苾は營造の爲の故に諸の事業多く、[二]正修・讀誦・作意を妨廢し、數々他の婆羅門居士等より黑羊毛を乞へり。時に諸の少欲苾芻は共に嫌賤を生じ、此因緣を以て具に世尊に白すに……廣く說けること前の如し……乃至、『諸弟子の爲に毘奈耶に於て其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻にして純黑羊毛を用ひて新敷具を作らんには、泥薩祇波逸底迦なり」と』。

「若し復苾芻」とは、謂はく、此法中の人なり。「純黑」とは、[三]四種黑あり、一に性黑色、二に性靑色、三に泥色、四に牤色なり。「羊毛」とは、餘毛に非ざるなり。「新」とは、二種の新あり、謂はく、新作と新得とにして、此中の意は新作を取るなり。「作る」とは、謂はく、自ら作り人をして作らしむるなり。「敷具」とは二種あり、謂はく、貯褥と及び衦成とにして、此中の意は衦成を取るなり。「捨墮罪を得ん」とは、捨悔等の法廣く說けること前の如し。此中の犯相、其事云何。苾芻にして羊毛を撩理せん時、若しは一片に於て、若しは小團に於て、若しは大衆に於て、或は拔き或は擘き或は弓を以て彈いて敷具を作らんに、作る時には惡作罪、竟れる時には捨墮を得ん。若し先に已に成ぜる者、或は舊用ひたる物、或は是れ舊物にして更に新に撩理せるを得んには無犯なり。又無犯とは、最初犯の人、或は癡狂と心亂と痛惱所纏となり。

[四]過分數作敷具學處第十三

【一】捨墮法第十二用純黑羊毛作敷具學處。純黑の羊毛を用ひて敷具を作るを制す。

【二】正修讀誦作意。十誦律には讀經坐禪行道とし、藏律には「修習(瑜伽)と作意と內心の寂住とを棄て……」とせり。

【三】四種黑。十誦律卷七(張三・四四右)には生黑・藍染黑・泥染黑・木皮染黑の四種とせり。牤色は暗褐色なり。律部八、註(九の一五七)參照。

【四】捨墮法第十三過分數作敷具學處。一定の分てる數量を過ぎて敷具を作るを制す。

佛、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。佛は諸苾芻に純黑羊毛を用ひて新敷具を作すを得ざれと制したまひければ、時に諸苾芻は[五]四分黑毛を用ひて、少許の餘色雜毛を隨著して新敷具を作りしに、少欲苾芻は便ち共に譏嫌して往いて世尊に白せり。世尊は此因緣を以て苾芻衆を集めたまひ……問答訶責は廣く前に說けるが如し……『我今諸弟子の爲に毘奈耶に於て其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻にして新・羊毛敷具を作らんに、應に二分は純黑、第三分は白、第四分は麁を用ふべし。若し苾芻にして二分純黑、第三分白、第四分麁を用ひずして新敷具を作らんには、泥薩祇波逸底迦なり」と』。

「苾芻」の義は上の如し。「新」に二種あり、敷具に二種あり、……乃至、此中の意は衦成を取ること、並に上に說けるが如し。「純黑」と言へるは、四種黑あり、已に上に說けるが如し。「白」と言へるは、謂はく、脇傍・脊上及び頂邊の毛なり。「麁」とは、謂はく、頭・足・腹の毛なり。「二分等」と言へるは、其數量を出せるなり。且らく十斤の毛褥を作らんと欲せんに、五斤は純黑、二斤半は白、二斤半は麁とするが如し。自餘の增減は此に准じて應に知るべし。黑の中に兩を分つが故に四分を成ず。「若し此に異りて」とは、後の二の中に於て、或は[六]半兩を減じて或は純黑を用ひんに、作る時には惡作を得、成ぜんに便ち捨墮を得るなり。若しは已の爲ならず。或は先に成ぜるを得、或は黑は得易く餘は求め難くして兩數增減せんには、並に皆無犯なり。又無犯とは、謂はく、最初犯の人、或は癡狂と心亂と痛惱所纏となり。

[七]作減六年敷具學處第十四

佛、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。時に諸苾芻は多く敷具を畜へ、共に相謂ひて曰はく、「大德、此褥は太だ長し」とて、即ち便ち棄却して更に餘者を作れり。「此褥は太だ短し」、「此は太だ小

【五】四分黑毛。純黑毛の義なり、藏律には「少しばかりの白色と雜色とを入れて羊の純黑毛の新しき敷具を造れり」とあり。

【六】半兩。十誦律卷七（張三・四四左）に一波羅者此四兩也とあり。

【七】捨墮法第十四作減六年敷具學處。六年を經ざるに更に敷具を作るを制す。

なり」、「此は太だ寛なり」、「此は總べて破碎したれば撩理に堪へじ」とて、並に故を棄てゝ新を造れり。彼れ褥を作り事務繁重せるに由りて……過を生ぜること前に同じ……諸の少欲者は共に嫌賤を生じ、具に上事を以て世尊に白すに、世尊は衆を集めたまひ……問答呵責は廣く說けること前の如し……乃至、『……應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻にして新敷具を作らんに、縱ひ心に樂はざらんにも應に六年持つべし。若し減六年なるに故を捨せずして更に新を作らんには、泥薩祇波逸底迦なり」と』。此は是れ世尊初めて爲に其學處を制したまひしなり。

佛、曠野林住處に在しき。是時嚴風勁急にして苾芻は寒を患ひ、知事諸人は所有臥具皆六年持せんとて、制戒に由りての故に敢へて新を造らず、[八]忍寒に由りての故に所有營作は悉く皆停息せり。爾の時世尊は知りて故に具壽阿難陀に問うて曰はく、「何の故にか知事苾芻は營作を停息せる」。阿難陀は佛に白して言さく、『佛、諸苾芻の爲に「六年に滿たざるには更に新敷具を作すを得ざれ」と、其學處を制したまへるに由りて、時に營作苾芻は敷具久冷にして寒苦に堪へず、此が爲に營功並に皆停息せるなり』。佛、阿難陀に告げたまはく、『凡そ諸の知事營作苾芻にして其敷具を畜ふること未だ六年に滿たずと雖、寒を免れざらんには、彼苾芻は應に僧伽に從うて六年內に更に敷具を作らんことを乞ふべし。應に是の如くに乞ふべし。常に如く集僧し已らんに、其知事苾芻は往いて衆中に至り、僧足を禮し已りて上座前に在り、蹲踞合掌して是の如きの白を作せ、「大德僧伽聽きたまへ、我は某甲營作苾芻なり、六年中に於ては應に更に敷具を作るべからざるも、我苾芻某甲は六年內に於て、僧伽に從うて乞ひて新敷具を作らんと欲す。願はくは大德僧伽よ、我苾芻某甲に六年內に於て更に新敷具を作らんことを與したまはんことを、[九]是能愍者よ、願はくは慈愍の故に」と。第二第三に亦是の如くに說かんに、若し其僧伽にして體しく彼人を知りて是可信ならんには卽ちに其法を與へ、或は舊敷具を持して僧中に來至せしめ、若し太だ長きには卽ちに應に截却すべく、若

【八】忍寒。むごきさむさ、寒苦なり。

【九】本文に是能愍者願慈愍故とあり。藏律には「大慈悲ある大德僧伽よ、大慈悲の故に……」とせり。

し太だ短きには毛を以て之に添へ、太だ寛く・太だ狹きには時に准じて撩理せよ。若し破處あらんに應に毛を將つて補ふべく、若し皆破碎して修補に堪へざるには、僧伽は應に其法を與へて一苾芻をして白羯磨を作さしむべし。應に是の如くに作すべし、「……廣く[一〇]百一羯磨中に說けるが如し……」。若し知事苾芻にして僧伽が法を與へんに、六年內に於て意に隨うて當に作すべし、疑惑を致すこと勿れ』。爾の時世尊は戒を持ち戒を恭敬する者を讃歎し、隨順說法して諸苾芻に告げて曰はく、『前は是れ創制、此は是れ隨開なり、……乃至、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻、新敷具を作らんに、縱ひ心に樂はずとも應に六年持つべし。若し減六年にして故を捨てずして更に新を作らんには、衆法を得たるを除きて、泥薩祇波逸底迦なり」と』。

「苾芻」の義は上の如し。「新」とは二種あり、廣く說けること前の如し。……乃至、此は衦成を取るなり。「情に樂はずと雖應に六年持つべし」とは、要らず須らく六年を滿じて持つべく、若し年不滿なるには或は捨し・捨せざらんとも更に新者を作らんには捨墮罪を得ん。捨悔等の法、事並に前に同ず。

此中の犯相、其事云何。若し苾芻にして此年中に於て新敷具を作りつゝ、卽ち此歲に於て更に復餘を造らんに、第二を造らん時は惡作罪を得、成ぜんに捨墮を犯す。初に造れるは無犯なり。同年に非ずと雖第二歲に於て更に餘褥を作らんに、……是の如く三四より乃し五年に至りて更に新者を造らんに、得罪は前に同ず。其最初の褥は無犯なり。若し苾芻、先に敷具ありつゝ卽ち此年に於て更に餘者を造らんに、當年に若し了らんに捨墮罪を得ん。若し當年に了らずして、乃し五年に至りて方に始めて了せんには捨墮罪を得ん。若し苾芻、此年中に於て新敷具を造り、未だ了らざるに更に復餘を造らんに、若し俱に了らん時に「我れ前を持して後を捨棄せん」と云ひ、或は「可しく後を持して前を捨棄すべし」と（云はんに）、後は捨墮を犯じ、先に造れるは無犯なり。若し初作未だ

【一〇】百一羯磨（寒五・五八左）に與管作苾芻六年敷具白二とせるもの是なり。

了らず、第二年より乃し三四五年に至りて若し俱に了らん時、「我れ前を持し、我當に後を捨すべし」と云はんに……廣く上に說けるが如し。若し苾芻已に一褥を造り、卽ち此年に於て更に一褥を造りて未だ了らざるに便ち休み、第二年に於て復更に一を造り亦未だ了らざるに休み、第三第四第五年にも亦是の如くせんに、其未だ了らざる者には五惡作罪を得て、初作は無犯なり。若し苾芻已に一褥を造り、卽ち其年に於て更に褥を造らず、乃し第五年に至りて亦褥を作らず、然して六年に至りて方に更に造らんには無犯なり。又無犯とは、謂はく、最初犯の人と、癡狂と心亂と痛惱所纏となり。

作新敷具不爲壞色學處第十五[二]

佛、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。爾の時世尊は無上智を得たまひ已るに、其四方に於て大名稱ありて皆聞えぬ、「中國に佛ありて世に出でたまへり」と。時に北方商人は「佛世に出でたまへり、若し人ありて能く供養を興さんには大果報を得、大利益を得、名稱遠く聞えて資財巨富ならん」と聞き、斯事を聞き已りて是の如きの念を作さく、「我今宜しく應に諸貨物を持して室羅伐城に往くべし、一には利潤を求むるを得、二には世尊に禮觀しまつるを得ん」。是念を作し已るに、便ち五百商人と與に北方貨物を將ゐて中國に往趣せり。時に諸商人は室羅伐に至り、貨物を安じ已りて卽ち便ち往いて給孤獨長者の所に詣り、是の如きの言を作さく、「長者當に知るべし、我等今世尊に禮觀しまつらんと欲するを」。長者答へて曰はく、「善い哉善い哉、能く妙意を生ぜり、如來應正遍知は是應に禮敬すべきなり、實に會遇し難く、時に乃し一たび現じたまふこと、烏曇跋羅華の如くなり」。是語を作し已るに長者は卽ち便ち彼五百商人を將ゐて佛所に往詣し、佛足を頂禮して一面に在りて坐せり。爾の時世尊は卽ち長者及び五百商人の爲に法要を宣說し、示敎利喜して信樂せ

【二】捨墮法第十五作新敷具不爲壞色學處。新しく敷具を造りて壞色を作さゞるを制す。

しめ已るに默然して住したまへり。時に諸商人は法を聞いて歡喜し佛を禮して退き、即ち便ち耆宿苾芻に往詣して禮敬を申べ、復遍く房舍及び大衆苾芻を觀んと欲せり。時に給孤獨長者は諸商人を將ゐて周遍して觀看せ(しめ)しに、時に彼商人は諸苾芻の、床褥上に於ける尼師但那の中間穿破せるを見て長者に問うて曰はく、「何の意にてか諸大耆宿苾芻の尼師但那の中間穿破せる」。長者報じて曰はく、「諸の尊宿苾芻は夜に多く端坐して乃し天明に至れば、此因緣に由りて並に多く穿壞せり」。時に諸商客は極めて敬重を生じ、便ち五百の妙氈を將つて衆僧に奉施せり。時に諸苾芻は既にして氈を得已りて新尼師但那を作り、所有故者は一舊房に近き露地に安在して總じて一聚と爲せり。爾の時一長者あり、佛及び僧に家に就いて供を設けんことを請ぜり。時に諸苾芻は時至りて皆去きしに、唯佛世尊のみ獨留まりて寺に在し、人をして食を取めしめたまへり。然り佛世尊は五因緣あらんに、諸處に赴きたまはず。云何が五と爲す。一に宴默して居せんが爲に、二に諸天に說法せんが爲に、三に病者を觀察せんが爲に、四に諸臥具を看らんが爲に、五に苾芻の爲に其學處を制せんとてなり。此中、世尊は意に其臥具を看らんと欲し、並に諸苾芻の爲に其學處を制せんと欲して諸家に赴きたまはざりしなり。爾の時世尊は苾芻の出後未だ久しからざるの頃に、便ち戶鑰を持して隨處に經行し、周遍して觀察して一舊房に詣りたまふに、諸苾芻の、故き尼師但那を以て之を一處に聚め、糞掃和雜して狼籍して地に在るを見たまへり。世尊は見已りて是の如きの念を作したまはく、「諸有施主は深心信敬し、己が血肉の如きをも割いて以て相供へて諸の福業を修せるに、然も諸苾芻は故敷具を捨して非量に受用し、愛護心なくして隨處に棄擲せんとは」。爾の時世尊は故敷具を取り、翻轉し抖擻して架上に安在し、便ち房外に於て手を洗ひ足を濯ぎて房中に端坐したまへり。時に取食苾芻は食を持して來至して世尊所に往けり。世尊の法爾として、取食苾芻と共に歡喜して言問したまはく、「諸苾芻衆は飲食好なりしや不や、飽滿するを得たりや不や」。取食苾芻白

して言さく、「世尊、大衆は皆飲食飽滿するを得たり」。世尊食し已りて手を洗ひ足を濯ぎて、還房中に入り寂默して住したまへり。世尊は晡時に定より起ち已り、大衆中に往いて座に就いて坐して諸苾芻に告げて曰はく、「汝等去りて後未だ久しからざるの頃に、我れ戶鑰を持して隨處に經行し、周遍して觀察して一舊房に詣りしに、諸苾芻の、故き尼師但那を以て之を一處に聚め、糞掃和雜して狼籍して地に在けるを見たりければ、我れ時に見已りて是の如きの念を作せり、「諸有施主は深心淨信もて、己が血肉の如きをも割いて以て相供へて諸の福業を修せるに、然も汝苾芻は故敷具に於て非量に受用し、愛護心なくして隨處に棄擲せんこと、此れ善事に非じ。汝諸苾芻、若し他の信心施物に於て、量を稱りて愛護し、時に順じて知足して受用せんには、斯を善哉と曰ふなり」。爾の時世尊は愛護して時に順じて知足して信施を受用することを讚歎し已りて諸苾芻に告げたまはく、『……廣く說いて……乃至、其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻にして新尼師但那を作らんに、應に故者の堅處、縱廣佛の一張手を取りて新者の上に帖るべし、壞色の爲の故に。若し苾芻にして新尼師但那を作らんに、壞色の爲の故に故者を以て新者の上に帖らざらんには、泥薩祇波逸底迦なり」』と」。

「苾芻」の義は上の如し。「新」に二種あり、一に謂はく新作、二に謂はく新得なり。此中にては意に新作を取るなり。「尼師但那」とは、謂はく是れ敷具なり。「作る」とは、謂はく、自ら作り或を他をして(作ら)しむるなり。「故尼師但那の一邊」と言へるは、謂はく、舊尼師但那より一邊の堅好なる處を割き取るなり。「佛の一張手」[二]とは、謂はく、大師なり。其一張手は中人の一肘半に當るなり。「新者の上に帖る」とは、謂はく、刺して新者の上に在くなり。「壞色の爲の故に」とは、其をして堅牢なるを得せしめんと欲するが爲の故にして、若し帖らざらんには泥薩祇波逸底迦を得るなり。其捨悔の法式は並に上に說けるが如し。

【二】佛の一張手。律部一九の註(一二の一四)參照。

此中の犯相、其事云何。若し苾芻、故き尼師但那の、佛の一張手の如きを以てして之に帖著せん時、若し一指半指を減ぜんには亦泥薩祇波逸底迦を得ん。無犯とは、若しは故者を以て遍く新者を覆ひ、或は總べて破碎して新尼師但那に補帖するに堪へざらんには無犯なり。又無犯とは、最初犯の人、或は癡狂と心亂と痛惱所纒となり。

[一三]自擔負羊毛學處第十六

佛、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。時に六衆苾芻は共に相議りて曰はく、「難陀・鄔波難陀よ、彼の諸黑鉢者は獼猴の脂を以て用ひて其足に塗り、凡そ去らんと欲する時は[一四]將行の利養を得、遠行して初めて至りては復供給を得て、多人愛敬し衆に識知せらる。然り而して我等は喩ふるに井蛙の若くにして、曾て遊行せざれば何の所獲をか欲むべき、我等亦可しく四出して遊行すべし」。餘伴問うて曰はく、「當に何所に之くべきや」。鄔波難陀曰はく、「我今暫らく出でゝ商旅を求覓せん」。復是念を作さく、「我等衆徒にして若し俱に去らんには、我が所有門徒眷屬の施食せん家は、悉く諸餘の黑鉢に侵奪せらるれば、宜しく一人を留めて餘は意に隨うて去るべきなり」。復共に籌議すらく、「誰か當に此に住まるべき。大德鄔陀夷をして其をして看守せしめ、所得の利は廻還して共に分たん」。鄔陀夷答へて曰はく、「我れ此に住まらん、自餘の五人は出でゝ商旅を求めよ」。多人あり[一五]泥波羅國に向ふを見たりければ、苾芻問うて曰はく、「汝等何にか之く」。答へて言はく、「我等は泥波羅國に向はんと欲す」。苾芻曰はく、「我等も亦隨ひ行かんと欲す」。商客曰はく、「聖者、泥波羅國は地多く磽确にして駱駝の脊の如くなれば、仁等未だ必らずしも彼に樂住せざらん」。苾芻曰はく、「我且に共に去いて彼土を試み觀ん」。「聖者、若し是の如きには可しく共に隨行すべし」。即ち商人と與に路に隨うて去りぬ。時に彼苾芻は既にして彼國に至りしに皆愛樂するなく、便ち他日に

【一三】捨墮法第十六自擔負羊毛學處。自ら羊毛を擔ふこと三踰繕那を超ゆるを制す。

【一四】將行の利養。將に去らんとする時の送別供養なり。藏律には「行くには足を獲てこすり、發足する利養を成就し、到りては又客來（忽然に到る）の利養を成就し……」とあり。

【一五】泥波羅國(Nepala)。北方雪山の麓。

於て往て鄔中に至り諸商客に問ふらく、「君等は何の時に本國に歸らんと欲するや」。商人曰はく、「豈に復聖者は情に樂はざらんや」。苾芻曰はく、「我初めて來り到りしに、卽ち是日より情に歡愛なかりしなり」。報じて言はく、「聖者、我等が貨物尙ほ未だ交易せざれば言に歸るに及ばざるも、我に親知ありて中國に還らんと欲すれば、當に爲に彼に囑すべし、可しく共に同行すべし」。苾芻答へて言はく、「斯誠に善事なり」。然り、泥波羅國には兩種の賤貨あり、謂はく、羊毛と雄黄[一六]となり。時に諸商客は多く羊毛を買うて車載して去りしに、諸苾芻衆も亦與に同行せり。然れども六衆苾芻は性、塵坌を畏れければ、或は前に在りて去り、或は後に在りて行けり。時に六衆苾芻は徐行して後に在りき。商旅内に於て一毛車あり忽然として軸折れぬ。時に諸商人共に相議して曰はく、「我等今時若し軸を撩理せんには、其聲遠く聞えて必らず賊の至るありて先に當に我を殺し後に財物を將るべし、我等宜しく應に其精貨を持し載を棄てゝ行くべし」。是議を作せる時 六衆便ち至りて 問うて言はく、「仁等何の意にてか憂を懷いて進まずして住せる」。報じて言はく、「聖者、我が車軸折れ……」と、具に前事を以てして並に告知せり。六衆問うて曰はく、「豈に羊毛を棄つべけんや」。報じて言はく、「棄て去るなり」。六衆報じて曰はく、「若し其れ君等にして容許せられんには、我れ帽を作り、或は鞾・氈を作り、或は立幡を作らんが爲に、我當に力に隨うて盡く少多を持すべし」。商人報じて曰はく、「意に隨うて皆取れ、我に於ては用なければ」。時に難陀・鄔波難陀共に相議して曰はく、「今者糞掃の物に豐饒なり」。時に彼五人の所有衣鉢は一人をして負はしめ、其餘の四人は草を接ぎて索と爲し、束ねて四擔と爲し路に隨うて持し行れり。時に諸商人は見て報じて曰はく、「聖者、我れ人を雇ひ來りて其毛を取めんと欲せるに、今時聖者は並に悉く將ち至れり、我れ酬價して還其毛を取めんと欲す」。苾芻報じて曰はく、「汝、無識の物よ、我等豈に是客作人ならんや、汝若し是の如くせんには我當に棄却すべし」。商人報じて曰はく、「我等は戲言せるのみ、幸に責めらるゝなく、可

【一六】雄黄（manahśilā）。黄色の顔料。

しく持して去るべし」。時に商旅内に外道の同行せるありて六衆を調りて曰はく、「此の重擔、何處にて當に解き、幾の利潤をか得べき」。六衆聞き已り忿りて報じて曰はく、「汝が腹内を破し汝の頭上を蹋みて我が擔は方に解き、兼ねては其利を收めん」。彼便ち口を緘し、默して對ふるなかりき。六衆議して曰はく、「我等若し商侶中に在りて行かんに多く譏調を招かん、我等應に可しく前に在りて去るべし」。一聚落處に至らんとせるに、多く賊盜なりければ彼の村隅にて人をして遠望せしめしに、遙に六衆の擔ぎ來れるを見て普く相告げて曰はく、「仁等當に知るべし、象軍至れるあり」。諸人見已りて咸く皆驚怖し、其家宅を棄てゝ走げて林中に入り、諸の强壯を留めて村邑を防守せしめたるに、共に相告げて曰はく、「彼は象軍には非じ、是れ駱駝なり」。又曰はく、「彼は駱駝には非じ、應に是れ牛馱なり」。又云はく、「彼は牛馱には非じ、是れ人の、物を擔げるなり」。既にして村に近づき已るに是れ苾芻なりと知りて告げて言はく、「聖者、奇特なり、大に擔ぎて常人に異るあり、能く村坊をして並に皆走散せしめたり」。六衆報じて曰はく、「汝、無識の者よ、擔ぎ來れるあるを見て怖れて「是れ賊なり」と云はんに、賊若し知らんには當に來りて劫掠すべけん。汝驚走するを鎭めて、所有家業並に悉く持將せよ」。彼聞いて默爾せり。時に六衆は是事を見已りて便ち相調ひて曰はく、「難陀・鄔波難陀、我等若し路に隨うて行かんに多く譏調を招かん、可しく荒野よりして直を望みて行くべし」。即ち便ち道を棄てゝ去りぬ。時に稅關人は隨處に看守し、既にして擔ひ至れるを見て之に告げて曰はく、「君等商人は屢偷稅を爲し、稅直を輸さずして路を竊みて行けり」。六衆報じて曰はく、「無智の者、汝將に我は是れ偷稅商人なりとせんとするや」。問うて云はく、「仁等は是何」。答へて云はく、「我は是れ六衆苾芻なり」。彼即ち報じて云はく、「聖者、去るに隨さん」。復相議して曰はく、「我等若し逝多門に至らんには、諸の黑鉢類は共に我を調弄せん、宜しく小門を取めて持擔して入るべし」。既にして小門より入るに、摩訶羅あり見て問うて曰はく、「汝、客擔人よ、

何に因りてか籠を破して寺内に入れる」。報じて言はく、「老臾、汝將に我は是れ客擔人なりとせんとするや」。問うて言はく、「仁等は是何」。答へて云はく、「我は是れ苾芻なり」。問うて云はく、「聖者は是れ六衆なりや」。報じて言はく、「我は是なり」。卽ち云はく、「善來善來、大德」。時に彼既にして入り、諸の毛擔を以て總べて寺中に置いて悉く積みて山の如くせるに、見る者異を稱して問うて言はく、「具壽、仁等能く斯の如きの重擔を持せるも、豈に彼世俗の譏嫌を畏れざらんや」。卽ち便ち報じて曰はく、「我には豈に唯食を噉ふのみならんや、調弄する者ありしも三倍して之を弄べり」。時に少欲苾芻は共に譏議を生じて是の如きの語を作さく、「云何が苾芻にして是重擔を持し、應に恥づべき所の事に更に以て能と爲して高慢を起せる」。時に諸苾芻は此因緣を以て具に世尊に白すに、世尊は爾の時苾芻衆を集めたまひ……廣く說けること前の如し、『……其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻、行路中にて羊毛を得んに、須ゐんと欲せんには應に取るべし。若し人の持つなきには、自ら持つこと三踰繕那に至るを得ん、若し過ぎんには泥薩祇波逸底迦なり」と』。

「苾芻」とは、謂はく、是れ六衆なり、若しは更に是の如きの流類あるなり。「行路」とは、謂はく、道中に在るなり。「羊毛を得る」とは、謂はく、是れ他物なり。「須ゐんと欲す」とは、謂はく、所作あるなり。「應に取るべし」とは、謂はく、意に隨うて持ち取るなり。「三踰繕那に至る」とは、其里數を指すなり。謂はく、別人なくして此を過ぎて持ち去らんには捨墮を犯す。捨墮の法は廣く前に說けるが如し。

此中の犯相、其事如何。謂はく、[一七]七極微は一[一八]微塵を成じ、此七は[一九]金塵を成じ、此七は[二〇]水塵を成じ、此七は[二一]兎毛塵を成じ、此七は[二二]羊毛塵を成じ、此七は[二三]牛毛塵を成じ、此七は[二四]隙遊塵を成じ、此七は[二五]蟣を成じ、此七は[二六]蝨を成じ、此七は[二七]穬麥を成じ、此七は[二八]一指を成じ、二十

【一七】極微(paramāṇu)。色(物質)の極少にして分つべからざるものをいふ。眼見所得の現量體には非ず、
【一八】微塵(aṇu)。眼見上の最極點なり。
【一九】金塵(loharaja)。本文には銅塵とせるも宋・元・明・宮本に由りて今改む。藏律には鐵塵とせり。金塵とは金中に於て往來して障へざるものとの義なり。
【二〇】水塵(abraja)。水中の空隙を往來して障へざるものとの義なり。
【二一】兎毛塵(śaśaraja)。兎毛の端に等しきもの。
【二二】羊毛塵(aviraja)。羊毛の尖に止まる小塵の量。
【二三】牛毛塵(goraja)。牛毛の先に住する微塵なり。
【二四】隙遊塵(vātāyanacchidraraja)。日光塵ともいふ。空中に飛散して僅かに肉眼に認め得る程の塵なり。
【二五】蟣(likṣā)。蝨の子。
【二六】蝨(yūka)。
【二七】穬麥(yava)。
【二八】一指(aṅgulīparva)。

四指は[29]一肘を成じ、三肘半は一人を成じ、四肘は一弓を成じ、五百弓にて一[30]拘盧舍と爲し、八拘盧舍にて一[31]踰繕那と爲すなり。若し七村あり、一々村間は一拘盧舍あらんに、毛を持して去らん時、行いて半路に至らば皆惡作罪を得、若し村に至らん時は皆捨墮罪を得ん。若し村處より曠野に往かん時は、[32]半半拘盧舍に惡作罪を得、[33]滿滿拘盧舍に捨墮罪を得ん。若し曠野處に在りては、三踰繕那を齊りて無犯、此を過ぎんに捨墮を犯す。若し帽を作り、及び[34]布羅或は立幡等を作らんが爲に、密かに而ち持ち去らんには無犯なり。又無犯とは、謂はく最初犯の人、或は癡狂と心亂と痛惱所纏となり。

[35]使非親尼治羊毛學處第十七

佛、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。時に六衆苾芻共に相告げて曰はく、「我今宜しく所持の毛を分つべし」。難陀問うて曰はく、「可しく幾分と爲すべきや。其大德鄔陀夷は此に留住せるも亦分を與ふべきや不や」。時に鄔陀夷は斯語を聞き已りて便ち是念を作さく、「我が徒侶は多く利養を獲たり、何の方便を作してか彼分を得べき」。問うて言はく、「仁等、何の籌量する所ぞ、其所得は各還自らに入れよ、仁は仁が分を得、我は我が分を得ん」。鄔波難陀は斯語を聞き已りて是の如きの念を作さく、「世尊法主は今此に住したまひたれば、諸の來れる利養は必らず是れ多く得たらん、此が爲に鄔陀夷は是の如きの語を作せるなり。我等昔より來常に是六衆たり、豈に今日五衆と爲すべけんや。應に六分と爲して平等に之に與ふべし」。難陀曰はく、「誰をか分者と作す」。闡陀報じて曰はく、「大德鄔陀夷は久しく此に息へり、宜しく彼をして我が爲に分張せしむべし」。衆皆「善し」と稱せり。時に鄔陀夷は總じて六分と爲し、便ち己物を將ちて自の房中に安けるに、阿說迦曰はく、「大德鄔陀夷、此にて得たる所の物は將來して分を共にせよ」。鄔陀夷曰はく、「具壽、汝等去りてよ

【二九】一肘(hasta)。二十四指なり。
【三〇】拘盧舍(krośa)。五百弓の間、即ち二千肘なり。
【三一】踰繕那(yojana)。八拘盧舍とす。本律第二十四卷註(一〇)には四拘盧舍とせり。
【三二】半々拘盧舍。半拘盧舍每に惡作罪なりとの意。
【三三】滿々拘盧舍。一拘盧舍に滿つる每にとの意。
【三四】布羅。富羅なり、律部十四、註(二一の九一)參照。
【三五】捨墮法第十七使非親尼治羊毛學處。非親尼をして羊毛を治せしむるを制す。

り來、〔三六〕二十貝齒も亦曾て得ざりき。若し信ぜざらんには、大衆現在及び同梵行者に何ぞ之を問はざる」。補捺伐素曰はく、「豈に知らんや、鄔陀夷は我等を欺弄せんとは」。鄔陀夷曰はく、「若し多物を得つゝ分を共にせざらんには斯ち欺弄せりと爲んも、我れ少貝齒をも尙ほ曾て得ざりければ、何ぞ欺弄を成ぜんや」。時に彼五人聞き已りて皆默せり。時に鄔陀夷は是念を作さく、「我今多く羊毛を得たるも誰をして捺理せしむべき。若し作家に與へんに彼は是れ信じ難し、戒行なきが故に或は倶に失すべけん。若し十二衆尼に與へんに彼亦信じ難し、人と爲り細算にして將つて比來の餅果の直に充てん。其〔三七〕達磨陀那苾芻尼は善く經藏を持ち、所有眷屬も亦復經を持して讀誦し勤心して諸の善品を修すれば、我れ毛を與へんには多時を經歷すとも事訖ること能はざらん。其〔三八〕喬答彌は善く律藏を持ち、所有門徒も亦皆律を持ちて持犯を思量し重輕を〔三九〕商搉すれば、我若し毛を付へんに亦得ること能はじ。其〔四〇〕大世主は靜慮もて心を爲め、所有門人皆寂定を修せるも稍〔四一〕容暇あれば治毛を請ふを得ん」。是念を作し已るに、時に大世主來りて世尊を禮しければ、鄔陀夷見て問うて曰はく、「喬答彌、世尊說きたまへるが如し、『禁戒を具せん者は心の所念に隨ひて事皆成ずるを得ん、淨戒力に由りて果を獲んこと是の如し』と。斯ち善說なる由、何を以てか知るを得る。我適〻念を生ぜり、『善い哉、大世主喬答彌にして若し來らんには大に好し』と。今者來るを得たり、深く我願を遂げん」。問うて曰はく、「大德、何の所爲をか欲せる」。答へて曰はく、「我に少許の羊毛ありて事須らく捺理すべきなり、能く爲に作すや不や」。彼便ち答へて曰はく、「聖者、我本故來れるは世尊の足を禮せんとなり、若し佛に見え已らんに、當に二尼をして房に就りて相見えしむべければ、捺理せん所の物は付與して將ち來ら（しめ）よ」。時に鄔陀夷は所有羊毛を繫りて兩束と爲し房門の後に安けり。時に喬答彌は世尊を禮し已り尼寺に還らんと欲して、便ち二尼を遣はし房に就りて物を取めて白言せしむらく、「大德、聖者喬答彌は遣はして羊毛を取めしめぬ」。報じて云はく、「門扇の

【三六】二十貝齒。一磨灑の四分の一なり。磨灑は磨沙迦(māṣaka)の略。

【三七】達磨陀那苾芻尼(Dharmadinnā)。

【三八】喬答彌。宋・元・明・宮・聖本には瘦喬答彌とせり。されば此の喬答彌はKṛśāgautamī（キサゴータミー）なり。即ち瘦とは翅舍伽、翅舍、吉離舍、積梨舍の譯にして喬答彌は名なり。舍衞城の貧家に生まれ、瘦せたるが故にキサゴータミーと云はる。

【三九】商搉。引きくらべて考へさだむるなり。

【四〇】大世主(mahāprajāpatī)。摩訶鉢剌闍鉢底の譯、大愛道瞿曇彌比丘尼なり。

【四一】容暇。いとまある義なり、藏律にも「彼は心一點に注げる故に毛を抜くに害せず……」とあり。

後に於て兩束の毛あり、可しく持して將ち去るべし」。彼即ち門に入り毛を持して去らんと欲し、手を以て牽挽せるも尙ほ動かすこと能はざりければ、彼二尼報じて言はく、「聖者、毛中に豈に磨[四二]石あらんや」。鄔陀夷曰はく、「汝等は少年なり、豈に脊折るべけんや」。時に鄔陀夷は手の小指を以て一束を擎げて一の頭上に著き、復一束を以て一の腰間に著きぬ。時に彼二尼は頭痛み腰疼みて辛苦して寺に至り、既にして寺に至り已りて之を地に棄て、委臥して牀に在りき。餘苾芻尼見て問うて曰はく、「汝等二人豈に脊折れたらんや、少年毛を將つて大疲苦を現ぜんとは」。諸尼に報じて曰はく、「若し我より壯からんには試に擎げて起し看よ」。彼便ち擧げんと欲せるも竟に動かすこと能はざりければ、諸尼報じて曰はく、「此毛束の內に磨石あるならんや」。二尼息定まりて便ち毛束を開きしに、遂に大聚を成じければ、諸尼見已り聲を揚げて大笑せり。時に大世主は其笑聲を聞いて問うて曰はく、「汝、諸具壽、豈に顚倒したらんや、頭髮剃却しつゝ腋下に髭生ぜりや、今時に至りても寂靜なる能はざらんとは、何事をか諠笑せる」。諸尼報じて曰はく、「聖者、大德鄔陀夷は少許の羊毛と云へるに尙ほ是の如きを到せり、若し多きを言はんには其如何をか欲せん」。大世主曰はく、「諸妹、彼は惡行を行じて佛の敎の中に於て常に毀壞を作せること、好河岸を崩して墮落せしむるが如くなり。然れども佛所說に二善人あり、一は謂はく其事を許はざると、二は謂はく許ひ已りて與へしむるとなり。此既にして許ひ言へり、事須らく周畢すべし。汝等若し能く共に揀理せんには、隨うて多少を取りて事了らんに送還せよ」。其毛既にして多くして卒に事畢り難かりき。時に鄔陀夷は是念を作さく、「其大世主は常に寂靜を樂へるも、而も諸尼をして將つて餅價に充さしむること勿らんや」とて、思歎して住せり。時に二尼あり毛を揀理し訖り、鄔陀夷に送與して報じて云はく、「聖者、我れ毛を送り來れり、何處にか著かんと欲する」。鄔陀夷曰はく、「汝等は尙ほ餘心ありて我物を還すに擬せり」。便ち尼に報じて曰はく、「大妹、可しく房中に著くべし」。彼れ房內に置

【四二】磨石。磨礱石、ひきうすなり。

きて之を捨てゝ去り、餘毛は治し訖るに亦皆送り至れり。其大世主は爲に毛を撩理して手皆赤色なること染緋師の如くして、便ち佛所に詣り佛足を禮し已りて一面に在りて坐せり。爾の時世尊は其手の赤きを見て問うて言はく、「喬答彌、何に因りてか手赤きこと客染師の如くなる」。佛に白して言さく、「大德、佛所言の如し、應に作すべきを作さず、翻りて餘事を作して今我れ之を爲せり」。佛言はく、「大世主、作せる所は何の事なりや」。時に喬答彌具に其事を以てして世尊に白すに、佛、阿難陀に告げて曰はく、「諸苾芻は非親尼をして羊毛を治せしめたりや」。阿難陀曰さく、「大德、諸苾芻は彼をして撩理せしめぬ」。爾の時世尊は此因緣を以て苾芻衆を集め、鄔陀夷に問うて言はく、「汝實に非親尼をして羊毛を撩理せしめたりや」。白して言さく、「實に爾り」。爾の時世尊は種々に鄔陀夷を呵責し已り……廣く說けること上の如し……乃至、『……我今其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻にして非親苾芻尼をして、羊毛を浣・染・擘せしめんには、泥薩耆波逸底迦なり」と』。

「若し復苾芻」とは、謂はく、鄔陀夷なり。「非親尼をして」とは、親・非親の義、上に說けるが如し。「羊毛」とは、餘毛に非ざるなり。「浣」とは、乃し一たび水に入るゝに至るなり。「染」とは、乃し一たび染汁に入るゝに至るなり。「擘」とは、乃し一片に至るなり。「泥薩祇波逸底迦」とは、廣く上に說けるが如し。

此中の犯相とは。苾芻にして非親尼に於て非親想を作し、或は復疑を生じつゝ、羊毛を浣ひ或は染め或は擘かしめんに、並に捨墮を犯す。或は浣ひ染めて擘かす、或は浣ひ擘きて染めず、或は染めて浣ひ擘かざらんにも亦捨墮を犯す。若し親尼に於て非親想を作し、或は復疑を生じつゝ、三事を作して羊毛を撩理せしめんに並に惡作を得ん。餘は上に說けるが如し。若し親に親想せんに無犯なり。」又無犯とは、謂はく、初犯の人、或は癡狂と心亂と痛惱所纏となり。

【四三】捉金銀等學處第十八

佛、王舍城竹林中に在しき。時に聚落主居士あり、名けて【四四】寶髻と曰ひ、佛所に來詣して佛足を頂禮し、一面に在りて坐して佛に白して言さく、『世尊、曾て近日に於て大衆中に在り、王及び諸臣並に皆集會して是問を作せるありき、「仁等頗し沙門釋子にして、金銀を受捉するを得るやを知れりや不や」と。人あり說いて言はく、「苾芻は捉るを得ん」。復說いて言ふあり、「苾芻は(捉る)合からず」。此二の陳ぶる所は、誰か理に稱ひて誰か理に稱はずと爲すや、誰か是法言にして誰か非法言なる、誰か是れ謗佛にして誰か不謗たりや、誰か是れ勝人の恥づる所にして誰か勝人の恥づる所に非ざる』。世尊答へて曰はく、『居士よ、若し彼說いて「沙門釋子は金銀を受捉するを得ん」と言はんには、斯れ理に稱はず、斯れ非法の言なり、斯れ我を謗ると爲し、是れ勝人の恥づる所にして、斯に異れるを善と名く。何を以ての故に。居士、然り實に苾芻は金銀物を受捉するを得ざればなり。若し苾芻ありて金銀を受捉せざらんには、是れ沙門の法、是れ釋迦子、是れ純善の法なりと、第二第三に我れ是の如くに說けり。若し受捉せんには斯れ沙門に非ず、釋迦子に非ず、純善の法に非じと、第二第三に我れ是の如くに說けり』。居士言さく、『大德、我意も是の如くなりき、「若し苾芻にして金銀物を受捉せざらんには、斯れ眞沙門にして善釋迦子なり。若し受捉せんには、眞沙門に非ず釋迦子に非じ」と』。世尊告げて曰はく、『善い哉善い哉、居士よ、汝が意に解せる如きは是れ善分別なり』。時に寶髻居士は佛說を聞き已りて、歡喜信受し佛を禮して退りぬ。爾の時阿難陀は佛の背後に住して佛の爲に扇涼せるに、居士纔かに去るや阿難陀に命じて曰はく、『汝今宜しく去いて此に近き所有諸苾芻衆をして悉く皆常食堂中に集めしむべし』。時に阿難陀は佛の敎を奉じ已りて悉く皆衆を喚び、還りて佛所に詣りて佛足を禮し已り、一面に在りて立ちて佛に白して言さく、『世尊、

【四三】捨墮法第十八捉金銀等學處。金銀等を受捉するを制す。

【四四】寶髻(maṇicūḍaka)。律部十四、註(三〇の六五)の本文參照。

我れ佛の教を奉じ此に近き苾芻を悉く皆喚び集めて食堂中に在けり、唯佛、時を知しめさんことを』。爾の時世尊は食堂中に詣り、大衆前に在りて座に就て坐して諸苾芻に告げて曰はく、『聚落主あり、名けて寶髻と曰へるが我所に來至し、我足下を禮して一面に在りて坐して是の如きの白を作せり、「……廣く說けること上の如し」……乃至、我を辭して退れり。汝、諸苾芻よ、彼聚落主は王衆中に於て師子吼を作し、決定して說けり、「沙門釋子は金銀錢等を受捉すべからず」と。我も亦說いて言へり、「沙門釋子は應に金銀錢等を受捉すべからず」と。是故に諸苾芻よ、若し房舍等を修營する事の爲には、應に草木・車乘・人功を求むべし。然れども應に金銀錢等を求むべからず。我に方便ありて諸苾芻をして金等を畜捉するを得んとは說言せじ』。此は是れ緣起にして尙ほ未だ制戒したまはざりき。

佛、逝多林給孤獨園に在しき。時に六衆苾芻は自ら手づから金銀錢を捉へ、或は他をして捉へしめて房舍を造作し、或は牀座上に置けり。時に外道見て賤嫌を生じて言はく、「此沙門釋子は自ら手づから金銀錢等を執捉し、或は他をして捉へしめて……廣く說けること上の如し……。諸餘の俗人も亦皆是の如し、斯れ我等と何の別處かあらん。云何が他の婆羅門居士等をして、深く敬信を生じて諸飮食を持して此禿人に惠ましめんや」。時に諸苾芻は是說を聞き已り、此因緣を以て具に世尊に白すに、世尊は此因緣を以て苾芻衆を集め、……廣く說けること前の如し……六衆に問うて曰はく、「汝實に自ら捉へ、或は人をして金銀錢等を捉へしめたりや」。答へて言さく、「實に爾り」。世尊上の如く種々に呵責し已りて乃至、『……其學處を制せん、應に是の如くに說くべきなり、「若し復苾芻にして自ら手づから金銀錢等を捉へ、若しは他をして捉へしめんに、泥薩耆波逸底迦なり」と』。

「若し復苾芻」とは、謂はく、六衆の類なり。「自ら手づから」とは、謂はく、手を以て捉ふるなり。「金銀」とは、謂はく、金銀及び貝齒なり。「錢」とは、金等の錢なり。人をして（捉へ）しむるにも亦

爾り、皆捨墮を犯す。捨悔の法は廣く說けること上の如し。

此中の犯相、其事如何。若し他をして取らしめん時、其事の不同に十八種ありて咸く其犯を成ず。(十八種とは)、謂はく、彼に告げて云ふなり。

「汝此物を取れ、　汝此より取れ、　汝此の爾許を取れ、
汝此物を將れ、　汝此より將れ、　汝此の爾許を將れ、
汝此物を置け、　汝此に於て置け、　汝此の爾許を置け、
汝彼物を取れ、　汝彼より取れ、　汝彼の爾許を取れ、
汝彼物を將れ、　汝彼より將れ、　汝彼の爾許を將れ、
汝彼物を置け、　汝彼に於て置け、　汝彼の爾許を置け」。

「汝此物を取れ」と言ふは、謂はく金銀等にして可見處に於て他をして取らしめんに惡作罪を得、捉擧するの時捨墮罪を犯す。「汝此より取れ」と言ふは、謂はく諸帒及び鐵木等の箱器の中より他をして物を取らしめんに、得罪は前に同ず。「汝此の爾許を取れ」と言ふは、謂はく百千億等より他をして物を取らしめんに、得罪は前に同ず。「汝此物を將れ」と言ふは、謂はく金銀等の物にして他をして將來せしめんに、得罪は前に同ず。「汝此より將れ」と言ふは、謂はく、帒等箱器の中より他をして物を取らしめんに、得罪は前に同ず。「汝此の爾許を將れ」と言ふは、謂はく、百千億等より他をして取らしめん時、得罪は前に同ず。「汝此物を置け」と言ふは、謂はく、金銀等にして他をして置かしめん時、得罪は前に同ず。「汝此に於て置け」と言ふは、謂はく、箱器等の中に於て之を安置せ(しめ)んに、得罪は前に同ず。「此の爾許を置け」とは、謂はく、百千億等より他をして置かしめん時、得罪は前に同ず。此九は皆可見の處に據りて、他をして作さしむるなり。「汝彼物を取れ」と言ふは、謂はく、金銀等にして不見處に於て他をして物を取らしめんに惡作罪を得、捉擧せん時

捨墮罪を犯す。「汝彼より取れ」と言ふは、謂はく、諸帑及び鐵木等の箱器の中より他をして物を取らしめんに、得罪は前に同ず。「汝彼の爾許を取れ」と言ふは、謂はく、百千億等より他をして物を取らしめんに、得罪は前に同ず。「汝彼物を将れ」と言ふは、謂はく、金銀等の物にして他をして将來せしめんに、得罪は前に同ず。「汝彼より将れ」と言ふは、謂はく、帑等箱器の中より他をして物を取らしめんに、得罪は前に同ず。「汝彼の爾許を将れ」と言ふは、謂はく、百千億等より他をして取らしめん時、得罪は前に同ず。「汝彼物を置け」と言ふは、謂はく、金銀等にして他をして置かしめん時、得罪は前に同ず。「汝彼に於て置け」と言ふは、謂はく、箱器等の中に於て（之を安置せしめんに）、得罪は前に同ず。「汝彼の爾許を置け」とは、謂はく、百千億等より他をして置かしめん時、得罪は前に同ず。此九は皆不可見處に據りて、他をして作さしむるなり。若し苾芻にして自ら金銀錢貝齒を捉へんには捨墮を犯す。若し苾芻にして成未成の金銀を捉へんには捨墮を犯す。苾芻にして文相成就せる金銀錢貝齒を捉へんには捨墮を犯す。苾芻にして末尼寶・璧琉璃寶に觸れんには捨墮を犯す。苾芻にして方國にて共に用ふる所の錢を捉へんには捨墮を犯す。若し方國に用ふる所の錢に非ざらんには惡作罪を得ん。若し赤銅・鍮石・銅・鐵・鉛・錫を捉へんには無犯なり。

是の如くに世尊は諸の聲聞の爲に學處を制したまひ已れり。佛、逝多林に在しき。時に占波國に一長者あり、此城に在りて住し深信純善にして、上妙の物を以てして惠施を行ぜり。時に彼長者は佛及僧の爲に住處を造立し、門戸窻牖欄楯交飾し殊妙莊嚴して、人をして樂見して生天の路を爲めしめ、多く諸の僧衆は此に在りて安居せり。既にして安居了り隨意事訖るに長者に白して曰さく、「我等今室羅伐城に向ひ、大師の足及び諸の耆宿尊老の苾芻を禮せんと欲するも、現に衣服を闕きぬれば時に當に施さるべし」。長者報じて言はく、『聖者、此處の人には上妙の衣氈なし、今聞く、「商旅將到來にせんと欲す」と。來至する時を待ちて買うて以て相惠まん』。苾芻言はく、「長者、若し好

物なければ麁惡者を與へよ」。長者答へて曰はく、「聖者、我が立性として常に好物を施せり、云何が今に於て惡物を以て與へん、若し待たざらんには衣直の錢、可しく將りて持ち去るべし」。答へて言はく、「長者、世尊は制戒して我に錢を捉ふることを遮したまへり」。長者報じて曰はく、「若し、是の如くならんには我寧ろ施さゞらん、惡物を以てして人に惠むこと能はざれば」。時に諸苾芻は竟に獲る所なくして之を捨てゝ去り、路に隨うて進みて室羅伐城に至りしに、諸苾芻見て之に告げて曰はく、「善來善來、具壽、豈に汝等は安居處に於て多く衣服を得たるには非ざらんや、云何が此麁破衣服を著して此に至れる」。彼便ち答へて曰はく、「衣の得べきなかりき」。苾芻曰はく、「仁何處に在りてか安居を作せる」。答へて曰はく、「占波國に在りて」。又問ふ、「誰に依りてか住せる」。答へて曰はく、「某甲長者なり」。諸苾芻曰はく、「聞くならく彼長者は好みて上衣を施すと、豈に施さざらんや」。答へて曰はく、「祇此に緣りての故に我れ衣を得ざりき」。苾芻問うて曰はく、「何の所以かありし」。時に彼苾芻具に其事を陳べ、諸苾芻聞き已りて佛に白すに、佛は是念を作したまはく、「諸有敬信の婆羅門長者居士等にして歡喜して苾芻に衣價を施さんと欲せんには、我が諸弟子にして情に衣を得んと欲せんに、我應に作法して諸苾芻をして廢闕なきを得せしむべし」。諸苾芻に告げて曰はく、「若し他にして衣價を施すあらんに、須ゐんと欲せんに便ち受け、受け已りて卽ちに彼人の物なりとの心を作して之を持畜せよ。然り諸苾芻は應に可しく執事人を求覓すべし」。苾芻は何の人を覓めんと欲すべきかを知らざりき。佛言はく、『應に寺家人或は鄔波索迦を求むべし。寺家人とは謂はく是淨人、鄔波索迦とは謂はく三歸五戒を受けたるなり。應に彼に問うて云ふべし、「汝能く我が爲に施主と作るや不や」。若し「能くす」と言はんには、卽ち此人に委寄するの心を作して其物を畜へ、應に人をして持たしむべく、應に自ら捉るべからず』。時に苾芻あり他方處に向ひしに、是の如きの念を作さく、「我今此に至りしも未だ施主あらじ」と。追悔心を起して事を以て佛に

白すに、佛言はく、「縦令遠く去らんとも、但彼人をして命存する已來は常に是れ施主たらしめよ」。時に苾芻あり、未だ施主を求得せざりければ、他の施與物をも苾芻疑惑して敢へて之を受けざりき。事を以て佛に白すに、佛言はく、『應に受くべし、受け已りて物を持して一苾芻に對ひて是の如きの語を作せ、「具壽、存念せよ、我は苾芻某甲にして此不淨物を得たり、我當に此不淨物を持して換へて淨財を取むべし」と。是の如く三說せんに、情に隨うて受用せよ、疑心を致すこと勿れ』。時に施主あり、邊隅處に於て寺を造りて僧に施せるに、時々に賊あり來りて相驚怖せりければ、彼の諸苾芻は寺を空しくして去りしに、便ち賊ありて來りて寺家の物を取れり。佛言はく、「若しは僧伽物若しは窣覩波物なる所有金銀錢寶等は、應に牢く藏擧して方に移去すべし」。佛は「藏せしめよ」と言へるも、苾芻は誰をして藏せしめんと欲すべきかを知らざりき。佛言はく、「若しは淨人、若しは鄔波索迦をして其をして藏擧せしめよ」。彼の藏擧者は便ち其物を偷めり。佛言はく、「深信なる鄔波索迦あらんに其をして藏擧せしめよ。若し深信なからんには、應に求寂をして（藏せ）しむべし。求寂若し無からんには、苾芻は自ら手づから應に爲に藏擧すべし」。苾芻は若爲が藏擧すべきかを知らざりき。佛言はく、「應に可しく坑を穿つべし」。誰をして（穿た）しむべきかを知らざりき。佛言はく、「應に淨人若しは鄔波索迦をして（穿た）しむべく、彼便ち物を偷まんには應に信者をして（穿た）しむべく、此若し無からんには應に求寂をして（穿た）しむべく、求寂若し無からんには應に自ら穿掘すべし。賊去りての後には、應に可しく前の如くにして其物を取りて僧伽に還與すべし」。佛言はく、「我れ難の爲に開せる所の事の如きは、難去りての後は則ち應に行ずべからず。若し當に行ぜんには惡作罪を得ん」。又無犯とは、謂はく、初犯の人、或は癡狂と心亂と痛惱所纏となり。[四五]

【四五】聖本には此下に光明皇后の願文あり。

卷の第二十二

出納求利學處第十九[一]

爾の時薄伽梵、室羅伐城逝多林給孤獨園に在せしに、遠近に皆聞ゆらく、「中國に佛ありて世に出現したまひ、彼諸の聲聞弟子は大神通ありて諸の變化を作し……廣く說けること上の如し。……若し人ありて能く彼弟子に於て供養を作さんには、大果報を得て饒益し增廣せん」。是時北方に諸商客あり、此聲譽を聞いて自ら相謂ひて曰はく、「諸君當に知るべし、我等宜しく中國に往いて興易すべし、一には則ち多く利潤を得、二には乃し三寶に供養せんとてなり」。時に諸商人は遂に卽ち多く北方貨物を齎し、中國に往趣して漸くに室羅伐に至れり、此城中に於て一露形外道あり、善く天文を識り算記に妙閑なるが、「商客あり北方より來れり」と聞いて是の如きの念を作さく、「我今試みに往いて商人を觀問せん、或は彼に於て少しく所獲あるべけん」。卽ち相書を取りて前事を占察し、商主が父母の名字及び所持の貨の、利を得るの多少を觀知して便ち商主の所に詣りて告げて言はく、「善來善來、某甲商主、汝が父の名は某甲、母の名は某甲なり、是の如きの貨を將つて此方に來詣し、某日に爾許の利を得ん」。商主聞き已りて是の如きの念を作さく、『我れ比曾て聞けり、「世尊弟子は大に神變ありて煙を騰げ雨を注ぐ」と。此卽ち其人ならん』。商主既にして敬信を生じ、便ち北方朱色の[二]毛毯並に北方の奇果の器中に盛滿せるを以てして手づから自ら持して奉ぜり。彼既にして得已りて卽ち便ち毯を披て同徒の處に往きしに、彼伴は見已りて問うて曰はく、「汝何處よりして此貴價の上好物を得來れる」。報じて言はく、「北方商客なり、我れ往いて之を看、僞に父母の名字を說きしに、彼心に信敬して我に惠みしなり」。同徒告げて曰はく、『仁者、我等は常に沙門釋子のために輕蔑せられ、每に我に告げて曰へり、「汝等は曾て貴勝好人に親近せず、但唯傭力賤品の旃荼羅

【一】捨墮法第十九出納求利學處。

【二】毛毯。明本に毛毬となす。

類に狎習せり」と。仁今宜しく此貴服を披て、往いて沙門釋子の處に詣りて彼が心智を刺すべし」。答へて曰はく、「是の如し」。時に露形外道は卽ち毛毯を披て逝多林に往きぬ。時に鄔波難陀は逝多林門に於て經行遊適せしに、遙かに彼の來るを見て便ち是念を作さく、「外道の披たるは是れ好貴物たり、我若し此物を得ること能はざらんには、復更に鄔波難陀とは名けじ」。既にして漸く相近づきたれば問うて言はく、「外道、汝今豈に新に俗に歸るべけんや」。答へて言はく、「我れ俗に歸らず」。「若し是の如くならんには、何ぞ此衣を披たる」。報じて言はく、「北方商容は、我れ爲に彼が眷屬の名字を說けるに、既にして敬重を懷きて此を用つて相施せるなり」。鄔波難陀曰はく、「此は善事に非じ、此は善事に非じ、豈に年邁い衰朽せんとも破戒を爲すべけんや、宜しく應に暫らく坐して聊か法要を聽くべし」。時に彼外道は言に隨うて卽ちに坐せるに、時に鄔波難陀は歡喜心を以て其が爲に法を說けり。若し鄔波難陀にして他の爲に捨施の法を宣說せん時は、彼婆羅門・諸居士等は皆自の身肉を割き、持して以て相施さんと欲せり。鄔波難陀は因みて法を說き、次いで之に告げて曰はく、「外道、汝が大師は性麁弊を愛し、汝門徒をして[三]露形拔髮して多く行いて少しく住し常に地に臥せしめたり。若し汝が大師にして情に好衣食を愛樂せんには、當に汝に價直千萬の上妙の衣を著し、百味の飲食は意に隨うて餐噉し、所住の房舍は價五千に當るを許すべけんも、彼が狹情に由りて容許せられざるなり。我が大師は情懷廣大にして、我弟子に萬價の衣を著し、百味の食を餐ひ、所居の房舍は數五千に直するを許せり。若し汝にして此貴價の好服を披て乞食を行ぜんには、信敬の人は「今此外道は身に破戒を行ぜり」と、是の如きの念を作して飲食に於て以て身に供ふること難きに至らん。汝、此上衣は宜しく應に我に與ふべきなり。我に毛毯あれば持して以て相換へん、我當に披著して家を巡りて乞食すべし。若し淨信の人來りて我に「大德、何處にて此上衣を獲たりや」と問はんに、我當に彼に答ふべし、「露形人あり、姓名は某甲なり、[四]纔めて已つて相施せり」と。

【三】露形拔髮。宋・元・明・宮本には露形披髮とせり。今改めず。

【四】藏律には「露形者によりて與へられたりと云ふべし」とあるのみ。

彼便ち汝は是れ深信の人なりと知り、汝乞食せん時彼若し見えんには、當に酒糟を以て銅器に盛滿して汝に供養すべけん」。時に彼露形は是語を聞き已るに便ち信喜を生じて是の如きの言を作さく、「大德鄔波難陀、若し是の如くならんには可しく此衣を取るべし」。鄔波難陀即ち呪願して曰はく、「無病長壽ならんことを。然れども汝が徒黨は貧苦是れ常なれば、汝が施せるを聞かん時は還相奪はしめん」。彼言はく、「大德、此の毛毯は豈に彼が物ならんや、是れ我が自由なり、幸に慮らるゝなからんことを」。鄔波難陀曰はく、「若し是の如くならんには我當に爲に受くべし」。既にして受得し已りて即ち便ち一の麤𩋾毛毯を與へぬ。時に彼外道は之を披て去いて同梵行邊に至りしに、彼便ち問うて曰はく、「仁者、何處にて更に此衣を得たりや」。即ち彼に報じて曰はく、「他と我と換へしなり」。問うて言はく、「是れ誰なりや」。答ふらく、「大德鄔波難陀は、我と共に廻易せるなり」。彼聞いて皆怒り、報じて曰はく、「仁者、此の釋子は常に我を殺さんことを思へり、餘は欺くと雖六衆には同じからじ、六人の內にては鄔波難陀に越ゆるなし。仁若し餘の大德に施與せしならんには我亦隨喜せんと、鄔波難陀は我血をも飲まんと欲せるに、衣を將つて彼に施せること誰か堪忍せん、即ち宜しく往いて索むべし。若し得んには善し、若し得ざらんには我同じく汝を擯して汝が坐處を移し、汝が食器を覆して相共に語らざらん」。彼便ち怕怖して鄔波難陀の所に往くに、鄔波難陀は既にして遙かに來るを見て即ち是念を作さく、「此外道の擧動形勢を看るに、必らず當に我が上好の毛毯を奪ふべけん」。便ち急ぎ房に入り戶を閉ぢて住せり。外道既にして至り門を扣いて相喚ぶに、鄔波難陀は默然して對へざりければ、諸苾芻見て問うて言はく、「外道よ、汝何が鄔波難陀に見えんことを須むるや」。報じて言はく、「我が毛毯を將りたれば、故に來りて相覓むるなり」。苾芻報じて曰はく、「汝若し舊毛毯を得んと欲せんには、世尊所に往いて求哀歸向せよ」。時に彼外道は佛所に往詣せるに、爾の時世尊は遙かに外道の來るを見て諸苾芻に告げて曰はく、「汝等は彼外道の來るを見た

りや不や」。佛に白して言さく、「見たり」。佛言はく、「彼は毛緂の爲の故に來れり、若し索め得んには善きも、若し得ざらんには便ち熱血を歐きて命終するを致さん」。外道來りて佛所に至り是の如きの言を作さく、「大德鄔波難陀は我が毛緂を取れり、唯願はくは世尊、慈悲哀愍して彼をして我に還さしめたまはんことを。若し還さゞらんには、我等が同梵行者は我を擯斥し……前に具に說けるが如し……」。爾の時世尊は具壽阿難陀に告げて曰はく、『汝自ら往いて鄔波難陀に告げよ、「願はくは汝無病ならんことを」と。仍ほ之に告げて曰へ、「汝當に彼外道の毛緂を還すべし、若し還さざらんには、此外道は當に熱血を歐きて命終を取るべけん」と』時に具壽阿難陀は佛の敎を奉じ已りて鄔波難陀の所に往くに、時に彼遙かに見て是の如きの念を作さく、「此外道を看るに佛の侍者を將ゐて以て使人と爲せり、必らず當に我が毛緂を奪ふべけん」。時に具壽阿難陀は鄔波難陀に報じて曰はく、『具壽、世尊(言へり)、「願はくは汝無病ならんことを」と』。鄔波難陀は是語を聞き已るに即ちに座より起ちて報じて言はく、「我今無上世尊を敬禮しまつる」。阿難陀曰はく、『世尊に敎あり、「宜しく當に外道の毛緂を還すべし。若し能く還さんには斯ち善哉と曰はん、若し還さゞらんには此の外道は當に熱血を歐いて命終を取るべけん」と』。鄔波難陀曰はく、「敬んで佛の敎を奉ぜん、豈に敢へて違あらんや。若し佛の敎に非ずして我をして還さしめんには、汝が外道をして贍部洲に滿たさしめて、數、竹葦甘蔗の如くし、皆熱血を歐いて一時に命終せんとも、我れ鄔波難陀は一毛をも動ぜじ。具壽阿難陀よ、可しく去るべし、我當に彼に還すべければ」。便ち外道に語げて曰はく、「汝が大師は先に妄語を行じて世間を欺誑せり、彼れ命終し已らんに無間大地獄中に墮在し、彼が舌上に在いて五百の犁ありて晝夜に耕墾せん。汝今妄語せるは更に彼に倍せり、當に千の犁ありて常に汝が舌(上)に耕すべし」。鄔波難陀曰はく、「汝已に我が毛緂を著せるも我は曾て用ひざりき」。外道答へて言はく、「我も亦著せざりき」。時に鄔波難陀は彼が毛緂を取りて其結處を解き、攝

して四疊と爲して左手中に安き、右手にて撥拍して遂に其毯をして悉く皆碎破し、外道に報じて曰はく、「汝、兩手を舒べよ」。便ち毛毯を以て頭を連ねて總じて搭け、遂に便ち地に倒し便ち其脊を蹴りて語言すらく、「外道、急ぎ去れ急ぎ去れ、糞穢をして我住處を汚さしむる勿れ」。外道報じて言はく、「大德、我今命存して出で去るを得んには、更に敢へて逝多園林に入らじ」。此は是れ緣起なり、然れども佛世尊は尙ほ未だ制戒したまはざりき。

爾の時六衆苾芻は種々に出息[五]せんとて或は取り或は與へ、或は生じ或は質して、成を以て成を取り、未成を以て成を取り、成を以て未成を取り、未成を以て未成を取れり。「取る」とは、謂はく、卽ち他方愛樂の所有貨物を收取して載運して將ち去り、防守人に覓めて諸の劵契を立つるなり、是を名けて、「取る」と爲す。「與ふ」と言ふは、謂はく、他に物を與へて八日十日等に而ち契證を立つるなり、是を名けて「與ふ」と爲す。「生ず」と言ふは、謂はく、是れ利を生ずるなり、他に少物を與へて多く穀麥を取り、或は五を、或は一倍二倍等を加へ、升斗を貯畜して其劵契を立つるなり、是を名けて「生ず」と爲す。「質」と言ふは、謂はく、寶珠等を取りて前に同じく契を立て、好保證を求めて其財物を與ふるなり、是を名けて「質」と爲す。「成を以て成を取る」と言ふは、謂はく、金銀等の器を以て他の成器を取るなり。「未成を以て成を取る」とは、謂はく、金鋌[六]を以て他の金器を取るなり。「成を以て未成を取る」と言ふは、謂はく、金器を以て他の金鋌を取るなり。「未成を以て未成を取る」と言ふは、謂はく、金鋌を以て他の碎金を取るなり。苾芻是の如くに交易して以て其利を求めしに、時に諸外道は是事を見已りて皆嫌賤を生ずらく、「云何が沙門釋子なる、物を出して利を求むること、俗と何ぞ殊らん、誰か能く彼に衣食を與へて相供給せん」。諸苾芻聞いて具に以て佛に白すに、佛言はく、『……廣く說けること上の如し……乃至、其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻にして種々に出納求利せんには、泥薩祇波逸底迦なり」と』。「苾芻」と言

【五】出息。利を生み出だすなり。藏律には「種々なる行をなして、普く合せしめ、よく合せしめ、貨金の利得を發せしめ、利益を發せしめて…」とあり。

【六】金鋌。金棒なり。

へるは、謂はく、是れ六衆なり。「種々」と言へるは、謂はく、一事のみには非ざるなり。「出納求利」とは、謂はく、取與を作し貪を生じて利潤を覓むるなり。「捨墮罪を得ん」とは、作法は廣く說けること上の如し。

此中の犯相とは。若し苾芻求利の爲の故に貨物を收聚して諸の方便を作し、車乘を驅馳して他方に往詣し、契保人を立て輸稅物を持たんに……乃至未だ利を得ざる來は但惡作罪にして、若し利を得ん時は便ち捨墮を招くなり。若し苾芻、求利の爲の故に諸財貨金銀等の物を以て、他人に出與して共に契保を立てんに……乃至、得罪は前に廣く說けるが如し。若し苾芻、生利を求めんが爲に、諸財穀を將つて擧りて他人に與へ、升斗校量して共に契證を立てんに……乃至、得罪は前に廣く說けるが如し。若し苾芻、利を求めんが爲の故に、珍寶眞珠貝玉を納取して時を計りて利を取めんに、利を得ると得ざるとには亦上に說けるが如し。若し苾芻、利の爲の故に已衣を以て他衣に換へんに、之を換へんことを求むる時に惡作罪を得、得んに捨墮を犯ず。

又復世尊は廣嚴城獼猴池側重閣堂中に在しき。此城中に於て栗姑毘等は自の所住の宅皆高さ六重七重なりければ、諸苾芻所居の卑下なるを見て卽ち便ち爲に高さ六七重の嚴好の房舍を造りしに、其舍久しきを經て多く並に隤壞せり。施主見已りて咸是念を作さく、「我等現存してすら寺皆破壞せり、命過の後は其如何せんと欲すべき、我等宜しく應に無盡物を施して其をして營造せしむべし」。便ち施物を持して苾芻所に到り、報じて言はく、「聖者、此は是れ無盡施物にして修補に擬せんが爲なり、當に可しく之を受くべし」。諸苾芻報じて曰はく、「世尊は戒を制したまひたれば、我れ受く合からず」。時に諸苾芻は緣を以て佛に白すに、佛、諸苾芻に告げたまはく、「若し僧伽の爲に營造する所あらんには無盡物を受けよ。然り、苾芻毘訶羅は應に三重作すべく、若し苾芻尼には應に兩重作すべし」。時に諸苾芻は無盡物を得て房庫中に置けるに、時に施主來り問うて言はく、「聖者、

何の意にてか毘訶羅は仍ほ修補せざる」。苾芻報じて言はく、「賢首、錢物なきが爲なり」。主曰はく、「我豈に無盡物を施さゞりしならんや」。報じて言はく、「其無盡物、我豈に之を食はんや、僧庫中に安きで今皆現在せり」。施主報じて曰はく、「其無盡物は是の如くすべからず、我が家中豈に安處なからんや、何ぞ廻易して生利を求めざる」。苾芻報じて曰はく、「佛は我等を遮して利を求むるを許したまはじ」。時に諸苾芻は此因緣を以て具に世尊に白すに、世尊告げて曰はく、「若し僧伽の爲には應に利潤を求むべし」。佛語を聞き已るに諸有信心の婆羅門居士等は、佛法僧の爲の故に無盡物を施せり。此三寶物は亦應に廻轉して利を求むべかりければ、所得の利物は還三寶に於て供養を作せり。時に諸苾芻は還此物を將つて彼施主に與へしに、利を索むるの時多く與に諍競して便ち是語を作さく、「聖者、豈に我れ已物もて鬪諍を生ぜんや」。時に諸苾芻は此因緣を以て具に世尊に白すに、世尊告げて曰はく、「應に彼と共に而ち出息を作すべからず」。復、富貴者と共に而ち出息を作せるに、物を索むるの時官勢を恃みて故に相還すを肯んせざりき。佛言はく、「應に此と共に而ち交易を作すべからず」。復、貧人と共に而ち出息を爲せるに、索むる時に物なかりき。佛言はく、「若し物を與ふる時應に分明に兩倍して質を納れ、其券契を書き、並に保證を立て其年月を記し、上座の名及び授事人の字を安くべし。假令信心鄔波索迦の五學處を受けたらんにも、亦應に兩倍して其質を納るべきなり又」。無犯とは、謂はく最初犯の人、或は癡狂と心亂と痛惱所纏となり。

[七]販賣學處第二十

佛、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。時に六衆苾芻は種々に交易して取與買賣せり。時に諸外道は各嫌賤を起すらく、「此諸沙門釋子は厭離を生ぜずして今者に於て交易事を爲して取與賣買せり、此の禿沙門、諸の俗人と何の異處かあらん、誰か復能く此の禿人處沙門釋子に於て、諸飲食を

【七】捨墮法第二十販賣學處。

以てして供養を與さん」。時に諸苾芻は此因緣を以て具に世尊に白すに、世尊は此因緣を以て苾芻僧を集めて六衆を呵責したまひ、『……廣く說けること前の如し……乃至、我今其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻、種々に賣買せんには、泥薩耆波逸底迦なり」と』。

「若し復苾芻」とは、謂はく六衆なり。「種々」とは、謂はく、一事に非ざるなり。「取與賣買」とは、取とは謂はく餘處の物賤く此處の物貴からんに卽ち彼より取り來るなり、與とは謂はく此處に賤く餘處に貴からんに卽ちに此より持ち去るなり、(買とは)豐時に買ひ取り、(賣とは)儉時に賣るに當つるなり。「泥薩祇」とは、廣く前に說けるが如し。

此中の犯とは。苾芻にして利の爲の故に而ち賣買を作さん時は惡作、賣る時は捨墮なり。若し利の爲の故に買ひて利の爲にせずして賣らんに、買ふ時は惡作にして賣る時は無犯なり。若し利の爲にせずして買ひ利の爲の故に賣らんに、買ふ時は無犯にして賣る時は捨墮なり。利の爲にせずして買ひ利の爲にせずして賣らんに、二倶に無犯なり。若し餘方に向ひ物を買うて去らんに、元、利を求めずして到るの處にて賣らん時、復利を得ると雖犯あることなし。又無犯とは、謂はく初犯の人、或は癡狂と心亂と痛惱所纏となり。

第三に頌に攝して曰はく、

「二鉢と二織師と　　奪衣並に急施と
阿蘭若と雨衣と　　廻僧と七日藥となり」。

[八]得長鉢過十日不分別學處第二十一

佛、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。時に鄔波難陀は是の如きの念を作さく、「所有我等が求利の處は佛悉く制戒したまひたれば、遂に我等をして求覓するに由なからしめ、所有利養は斯に因り

【八】捨墮法第二十一得長鉢過十日不分別學處。餘分の鉢を得んに、十日を過ぎても淨施作法をせざるを制す。

て斷絶せり」とて、憂愁して住せり。時に六十人あり園觀に出遊して讌會を爲さんと欲せり。時に鄔波難陀は見て念を生ずらく、「若し此輩に於て財物を獲ざらんには、我更に鄔波難陀とは名けじ」。卽ち便ち一好鉢の圓滿光淨にして受用に堪へたる者を取り、帒を以て之に盛り腋下に置いて讌會所に詣り、彼一人に對して其が爲に法を說いて深信を生ぜしめ、彼既にして信じ已るに問うて言はく、「聖者、何の意にてか此に至れる」。鄔波難陀曰はく、「賢首、我れ鉢の爲に來れり」。報じて言はく、「我に今鉢なし、若し買處あらんに買うて以て相施さん」。時に鄔波難陀便ち腋下より其鉢を抽出して之に呈示せるに、問うて曰はく、「此の如きの鉢は價直幾多なりや」。答へて曰はく、「直六十迦利沙波拏なり」。彼言はく、「我れ六十迦利沙波拏を與ふれば仁當に自ら買ふべし」。鄔波難陀報じて曰はく、「賢首、願はくは汝長命無病ならんことを。今此施物は爲に心を莊嚴し、是れ心の資助たり、是れ定の資粮たり、勝上の果を得、人天中に於て常に法器たらん」。是の如くして六十人に人別に各六十迦利沙波拏を乞うて便ち捨てゝ去りぬ。時に彼諸人は各讌會し已りて詳く一處に集まりしに、時に一人ありて諸人に告げて曰はく、「君等隨喜せよ、我れ向に聖者鄔波難陀釋種出家の大法將たり善く三藏に閑にして無礙辯才なるに見えければ、我れ六十迦利沙波拏を以て用ひて鉢價に充てぬ」。時に彼諸人は此語を聞き已りて咸言はく、「我も亦彼に六十迦利沙波拏を施せり」。便ち共に議して曰はく、「君等頗し知れりや、若し一苾芻は幾鉢を須うべきかを」。各云はく、「知らず」。時に苾芻あり此よりして過りしに、諸人問うて言はく、「聖者、若し一苾芻は幾鉢を須うべきや」。答へて曰はく、「唯一鉢を須う」。時に彼聞き已りて共に嫌賤を生ずらく、「沙門釋子は多く利養を貪れり」。此は是れ緣起にして尙ほ未だ制戒したまはざりき。

時に六衆苾芻は多く長鉢を得たるも、自ら受用せず、亦復諸餘の苾芻に與へざりければ、少欲苾芻見已りて嫌賤すらく、「云何が苾芻にして多く長鉢を畜へつゝ自ら受用せず亦人に與へざる」。此

【九】六十迦利沙波拏。律部十九、註(二の四二)五磨灑參照。一磨灑は八十貝、一迦利沙波拏は千六百貝、六十迦利沙波拏は九萬六千貝、又千二百磨灑なり。

因縁を以て具に世尊に白すに、佛は此縁を以て苾芻衆を集めて六衆苾芻を呵責したまはく、「云何が汝等多く長鉢を畜へつゝ……廣く說けること上の如し……乃至、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻、長鉢を畜へ、十日を過ぐるも【〇】分別せざらんには、泥薩祇波逸底迦なり」と。「苾芻」とは、謂はく、六衆等なり。「十日を過ぎて」とは、謂はく十夜を過ぐるなり。「長鉢」とは、守持の鉢を除ける餘は長と名く。「畜ふ」とは、已に屬するの心を作すなり。若し更に畜へんには捨墮罪を得、捨するの法式は上に廣く說けるが如し。

此中の犯相、其事如何。若し苾芻、月の一日に鉢を得んに、十日內に於て應に持すべく、應に分別すべく、應に捨すべく、應に他に與ふべきなり。是の如きの次第及以間を超えんに、初の衣戒の中に廣く其事を說けるが如し。乃至、捨するの法式も皆悉く前に同じ。若しは小、若しは白色、或は爲に受戒せんと欲する人に與ふるに擬せんには無犯なり。又無犯とは、謂はく初犯の人、或は癡狂と心亂と痛惱所纏となり。

【一】乞鉢學處第二十二

佛、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。此城中に於て一賣香童子あり、一好鉢の圓滿光淨にして受用するを得るに堪へたるを有せり。乞食苾芻あり、日の初分に於て城に入り乞食して市中に巡至せるに、賣香童子見て告げて曰はく、「聖者、我に好鉢あり、受用するを得るに堪へたり、必らず若し須ゐんには意に隨うて持ち將れ」。苾芻報じて曰はく、「我に現に鉢あり」。童子曰はく、「若し餘苾芻にして鉢を須うるあらんには、幸に可しく遣はし來らしむべし」。答へて言はく、「爾るべし」。時に彼苾芻は食を乞得し已りて逝多林に還り、食し訖りて器を洗ひ諸苾芻に告げて曰はく、「具壽、某處鋪上に賣香人ありて一好鉢あり、若し鉢を須ゐんには可しく往いて之を取むべし」。時に鄔波難

【〇】分別。律部十九、註(一六の三八)參照。

【一】捨墮法第二十二乞鉢學處。受持せる鉢破壞せる時、新鉢を求むるに就いての制限を制す。

陀は斯を去ること遠からざるに此語聲を聞いて便ち是念を作さく、「我れ宜しく彼乞食苾芻を呵して更に傳へ說くこと莫く、黒鉢の徒をして斯語を聞き已るに跳走して去かしむること勿るべし」。便ち乞食者に告げて曰はく、「具壽、信心食を食せんに更に別言すること無れ、但、貪心を肆にして唯衣鉢を論ぜんとは」。乞食の人是の如きの念を作さく、「世間多求にして常に貪覓せんこと、鄔波難陀は即ち是れ一數なるに、此すら我語を聞いて尙ほ譏訶を致せり、若し更に餘の耆年宿德ありて我が此言を聞かんに更に重ねて訶叱せん」。即ち便ち默爾として復敢へて言はざりき。時に鄔波難陀は乞食者に告げて曰はく、「具壽、汝が親教師は是れ我が知識なり、此緣に由りての故に我遂に見に呵せり、悒恨を懷くこと勿れ」。彼便ち答へて曰はく、「大德、我若し更に言はんには願はくは重ねて呵責したまはんことを」。鄔波難陀曰はく、「具壽、我向に未だ善く審聽せざりき、如何が說いて鉢と非鉢とを云へる」。「大德、若し未だ曉了せざらんに何に因りてか責められたる」。「然りと雖汝可しく更に爲に彼童子何處に住在せるかを說くべし」。報じて言はく、『彼人は某鋪に住在せり、一好鉢ありて極めて受用に堪へたり、彼れ我に囑して云はく、「若し鉢を須うる苾芻あらば、當に遣はして來り買はしむべし」と』。鄔波難陀曰はく、「我れ此言を聽けるも猶ほ未だ詳審せざりしなり」。是語を作し已るに即ちに僧伽胝を著し、疾行して去いて彼市中に詣れり。時に彼童子は遙かに急ぎ行れるを見て是の如きの念を作さく、「我今彼豪俠苾芻の威勢麁猛なるを觀るに、必らず此に來至して我鉢を奪ひ將らん」。即ち便ち鉢を取りて深く牀下に置きぬ。時に鄔波難陀は遙かに藏擧せるを見て報じて言はく、「賢首、何の故に鉢を藏するや」。即ち便ち手を展べて自ら其鉢を取りて呪願して曰はく、「願はくは汝無病長壽ならんことを……廣く說けること前の如し……」。童子報じて曰はく、「聖者、我は興易人にして利を以て活命す、虛言を以てしては即ち相與へじ、可しく價を酬いて將ち去るべし」。報じて曰はく、「汝今豈に仙人の器を賣るべけんや」。伽他を說いて曰はく、

「若し人瓦器を施さんに　當に金鉢を獲べけん
此報定んで虚しからず　何の故にか憂苦を生ぜん」。

童子曰はく、「聖者、縦ひ多言を出さんとも價に非ずんば可ならじ」。鄔波難陀曰はく、「汝今此鉢を慳惜せんに、當來には必らず大癭鬼(二二)中に墮すべけん」。惡語せる時に當りて一長者あり、其所に來至して口に云へり、「大德鄔波難陀を敬禮す」。時に鄔波難陀は即ち便ち報じて曰はく、「賢首、誰か當に汝が空しき禮拜を須うべきや」。長者答へて曰はく、「何んが曾て聖者が出せる所の言教、我れ依隨せざりしならんや」。告げて曰はく、「若し是の如くならんには可しく此鉢を買うて持して以て我に施すべし」。長者即ち便ち童子に問うて曰はく、「此鉢の價直は幾多なりや」。答へて言はく、「爾許なり」。長者曰はく、「所論の價直は我後に當に還すべし」。是時童子は即ち便ち鉢を以て長者に授與し、長者は鉢を取りて鄔波難陀に奉施せるに、鄔波難陀は即ち其鉢を受けて呪願して云はく、「願はくは長命無病なるを得んことを……乃至、人天中に於て常に法器たらん」と、廣く說けること上の如し。長者便ち去るに、鄔波難陀は童子に報じて曰はく、「癡人、汝は我れ鄔波難陀は少許の鉢價をも乞得すること能はずと言謂へりや。汝今此の鉢を慳惜せるに由りての故に、必らず當に定んで大癭鬼中に墮すべけん」。童子曰はく、「何ぞ(二三)誇誕を須うるや、仁且に鉢を得、我今價を獲たり、宜しく當に疾く去るべし、豈に多言を假らんや」。時に鄔波難陀は便ち此鉢を持して逝多林に入り、便ち其鉢を以て諸苾芻に示して告げて言はく、「具壽、此鉢何如」。時に少年苾芻あり鄔波難陀に問うて曰はく、「大德、更に餘鉢ありや不や」。報じて言はく、「有り」。「若し是の如くならんには、現に一鉢あるに更に餘を求むべけんや」。鄔波難陀曰はく、「我れ脚を以て怨家が頂上を蹋みて更に餘鉢を畜へん」。少年問うて曰はく、「大德、豈に怨家あるべけんや」。鄔波難陀曰はく、「汝は即ち是れ我が第一の怨家なり、汝我に二鉢を畜ふるを許さゞるに由りてなり」。少欲苾芻是語を聞き已り

【二二】大癭鬼。藏律に「疣をもてる餓鬼」とせり。

【二三】誇誕。大げさなるそらごと。

て共に嫌賤を生ずらく、「云何が苾芻にして現に一鉢あるに而も更に餘を求めんとは」。卽ち此事を以て具に世尊に白すに、世尊は此因緣を以て諸苾芻を集めて鄔波難陀に問ひたまひ……廣く說けること前の如し……種々に訶責し已りて諸苾芻に告げたまはく、「今より已去、苾芻若し現に鉢あらんには、更に應に求むべからず」。時に乞食苾芻ありて其鉢に孔ありき。便ち此鉢を持し城に入りて乞食し、人あり麨を施せるに卽ち鉢帒を以て之に盛り、次に[一四]濕餅を得て鉢を以て受けしに、孔中より漿出でて便ち其麨を濕し復鉢囊を汚し、多くの蒼蠅ありて遍く皆附遶せり。諸の小男女は隨逐して行いて告げて言はく、「聖者は曾て多眷屬業を修せりや、大商主長者貴人の、多く諸の徒衆に圍遶せらるゝが如くに、蒼蠅眷屬も亦復是の如きは」。時に給孤獨長者は諸童子を見て報じて言はく、「汝等は何の故に聖者を調弄するぞや」童子答へて曰はく、「我等豈に敢へて輙ち調弄を爲さんや、然れども此聖者は昔日曾て多眷屬業を修したれば、譬へば商主長者貴人の、衆に圍遶せらるゝが如くに、隨從の蒼蠅も亦復是の如くなればなり」。長者聞き已りて苾芻に告げて曰はく、「聖者、[一五]佛世尊の端嚴教中に於てして出家を爲しつゝ、何に因りてか此羞恥の事を作せる」。苾芻報じて曰はく、『何の恥辱をか作せる。然り佛世尊は諸苾芻に制したまへり、「現に一鉢あらんに更に應に求むべからず」と』。長者曰はく、「聖者、豈に唯此の如きの穿壞せる鉢を畜ふべけんや」。諸苾芻聞いて事を以て佛に白すに、佛、諸苾芻に言はく、「若し鉢に孔あらんに應に補治すべし」。時に諸苾芻は便ち[一六]五種鎔瀉物を以てせるに……謂はく黑糖・黃臘・紫礦・鉛・錫なり……熱物を著るゝ時卽ち便ち脫落せり。時に諸苾芻は事を以て佛に白すに、佛言はく、「應に此を用ひて九鉢を綴るべからず、此五種鎔瀉の物を除きて、應に五種乾綴を作すべし」。苾芻は何者が五たるかを知らざりき。佛言はく、「孔の大小を看て應に釘を以て釘つべく、或は孔內に於て鐵鍱を安きて之を打ち、或は鐵鍱を安きて四邊に釘にて釘ち、或は[一七]摩竭魚齒を作り、或は屑末を安するなり」。苾芻は何の屑末を用ふるかを知らざ

【一四】濕餅。水氣多き麥製のもの、藏律には麥粉とせり。

【一五】佛世尊の端嚴敎。藏律には「世尊の誠に美しき敎」とあり。

【一六】五種鎔瀉物。藏律には「柔かき五種のくつつけるもの、糖蜜、シエラツク（shel-lac）の粉、蜂蜜臘、鉛、錫」とあり。本文に黃臘とあるは蜂蜜臘なるべし。

【一七】摩竭魚齒。摩竭魚（ma-kara）の齒の如き形を作るなり。

りき。佛言はく、「二種屑末あり、謂はく、鐵末と石末とにして、鐵鉢瓦鉢には次での如くに應に用ふべし」。苾芻は水を以て末を研り鉢孔中に安けるに、尋いで便ち墮落せり。佛言はく、「應に油を用ひて研りて其孔内に安くべし」。諸苾芻は教に依りて作し已り、猛火を以て燒きしに亦還墮落し、或は火太だ微なりしにも亦復還墮ちぬ。佛言はく、「應に中に處して燒くべし」。燒き已りて澁韈せり。佛言はく、「應に物を以て揩摩すべし」。苾芻、水を以て揩摩せるに、補物墮落せり。佛言はく、「油にて拭ひて方に揩せよ。若し鉢に細孔あらんに、沙糖を以て泥に和して遍く孔處に塗り法に准じて之を燒き、若し鉢に璺あらんに應に鑽りて孔を作り鋦[一八]を以て之を綴るべし」。是を綴鉢法と名く。佛は苾芻をして五種もて鉢を綴らしめたまへり。時に乞食苾芻あり手を失して鉢を墮し、便ち五片と爲せり。時に彼苾芻は多く鑽りて孔と爲し、細繩を以て連綴し持して將つて乞食せり。佛言へり、「凡そ是鉢は當に須らく淨洗すべし」と。彼便ち綴を解きて繩を洗ひ、淨し已りて還復繫綴せるに、遂に終日を致して善品を修するを廢せり。餘苾芻見て告げて言はく、「具壽、汝但此を以て解いて復綴り、盂器を疎洗して善品なりと爲すや」。(更に)報じて言はく、「具壽、佛所制の如し、若し鉢破れんには應に五種乾綴を爲すべし」と。時に諸苾芻は事を以て佛に白すに、佛言はく、「若し鉢得難きには意に隨うて修理せよ、若し得易き處にては應に之を棄てゝ更に好者を覓むべし」。爾の時世尊は持戒を讃歎したまひ、「……廣く說けること前の如し……乃至、諸苾芻の爲に其學處を制せん、應に是の如くに說くべし」、『若し復苾芻、鉢あり減五綴にして受用するを得るに堪へんに、好の爲の故に更に餘鉢を求めて得んには、泥薩祇波逸底迦なり。[一九]彼苾芻は當に衆中に於て此鉢を捨すべし。衆中の最下鉢を取りて彼苾芻に與へて報じて言へ、「此鉢は還汝應に守持すべからず、應に分別すべからず、亦人に施さゞれ、應に自ら審詳して徐々に受用すべし、乃し破るゝに至るまで來、應に護持すべし、此は是れ其法なり」と』。

【一八】鋦。白金の古文音キョク、鐵製の縛る物をいふ。

【一九】受持鉢と護持鉢。本文に彼苾芻當下於二衆中一捨中此鉢上取二衆中最下鉢一與二彼苾芻一報言。此鉢還汝不レ應二守持一不レ應二分別一亦不レ施レ人。應二自審詳徐々受用一乃至破來應二護持とあり、今不應守持とは、受持作法すべからずとの意、これ減五綴の受用に堪うる受持鉢あればなり。又罰の爲に乞食時にも二鉢を持たしむるが故に、分別すべからず人に施すべからずとせるならん。又護持すべしとは、受持せる鉢と共に護持せよとの意なるべし。藏律には不應守持を「好意をよせかけるべからず」とし、應護持を「用ふべし」とせり。

「若し復苾芻」とは、謂はく、六衆なり、餘の義は上の如し。「減五綴」とは、謂はく、五綴に滿たざるなり。「受用するに堪ふ」とは、謂はく、守持するを得るなり。「好の爲の故に更に餘鉢を求む」とは、好を貪らんと欲せんが爲に更に第二鉢を求むるなり。好とは、謂はく勝妙なるなり。「得んには」とは、謂はく入手するを得んことを求むるなり。「泥薩祇」とは、廣く說けること上の如し。「彼苾芻」とは、謂はく、是れ犯人なり。「彼苾芻應に衆中に於て此鉢を捨すべし」とは、當に衆中に於て應に一苾芻を差して、[10]有犯鉢を行ぜしむべきなり。若し五德なきには應に差すべからず、若し差せんには應に作さしむべからず。云何が五と爲す、愛・恚・怖・癡あると行ぜると行ぜざるとを知へざるとなり。若し五德を具せんに、未だ差せざるには應に差すべく、差し已らんには作さしめよ。云何が五と爲す、上に反するなり、應に知るべし。應に是の如くに差すべし、犍稚を鳴らし衆僧を集めて先に能不を問ふなり、「汝某甲、僧伽の與に有犯鉢を行ずることを能くするや不や」と。彼答へて「能くす」と言はんに、次に一苾芻は白羯磨を作すなり。是の如くに應に作すべし、……[11]廣くは百一羯磨の如し。佛言はく、『有犯鉢を行ずる苾芻の所有行法は我今之を說かん。其苾芻は應に和合衆中に在りて是の如きの白を作すべし、「大德、我は苾芻某甲なり、當に有犯鉢を行ずべし。諸具壽、明日各各自ら己鉢を持して來りて僧中に至れ」。旣にして明日に至りて行鉢苾芻は座を敷き犍稚を鳴らさんに、諸苾芻は各己鉢を持して往いて僧中に至るなり。時に行鉢苾芻は應に其鉢を持して上座の前に向うて立ち其鉢を讃歎すらく、「上座、此鉢は淸淨圓滿にして受用するを得るに堪へたり、若し得んと欲せんには意に隨うて應に取るべし」。若し其上座にして此鉢を取らんには、行鉢の人は應に上座の舊鉢を取りて轉じて[12]第二に與ふべし。上座若し取らざらんには轉じて第三に與へ、第三にして取らんとする時、(第二)上座にして更に索めんに、初索に應に與ふべからず、第二索にも亦應に與ふべからず、第三索せんに應に與ふべきも、上座は越法罪を得れば如法に應に悔すべきなり。是

【一〇】有犯鉢。泥薩祇波逸底迦罪を犯せる鉢。行ずるとは、僧衆をめぐりて其鉢を施與するの作法をいふ。藏律には「關係なき鉢を分配する……」とあり。

【一一】百一羯磨第十卷（寒五・七六左）に行有犯鉢白二の語あるも、其作法を記せず。

【一二】第二とは第二上座なり。

の如くして乃し大衆の〔二三〕行末最小者に至りて此鉢を取らん時、行末にして第三に方に鉢を索めんには、其法は上座と相似たり。乃し行了に至りて得たる所の一鉢は、行鉢苾芻應に此鉢を持して彼苾芻に付へて是の如きの語を作すべし、『苾芻、此鉢は應に守持すべからず、應に分別すべからず、亦人に與へざれ、詳審して徐徐に法の如くして用ひよ、乃し破壞するに至るまで、此は是れ其法なり』。若し行鉢苾芻にして法に依りて行ぜざらんには越法罪を得ん』。佛言はく、「得鉢苾芻の所有行法は我今當に制すべし。應に二の鉢帒を畜ふべく、好者には應に長鉢を安き、不好者には應に舊鉢を安くべし。若し乞食せん時は應に〔二四〕二鉢を將つべく、乾餅を得んには長鉢中に著れ、若し濕餅を得んには舊鉢中に著れ、住處に至り已るに〔二五〕曼荼羅を作りて二鉢を安置し、應に舊鉢中に於て食すべく、已にして應に先に長鉢を洗ひ、次いで舊鉢を洗ひ、是の如くして乃し曬曝し安置するにも皆長鉢を以て先と爲すべし。若し內れて龕に安き及び火熏時にも、皆好處に於て先に長鉢を安くなり。若し道行せん時は舊鉢は人をして持たしめ、長鉢は當に自ら持すべく、人の、爲に擎ぐる者なからんに、長鉢を左肩に安住し、舊鉢は應に右畔に安きて自ら持して去るべし。若し得鉢苾芻にして此行法に於て、依行せざらんには越法罪を得ん。此が治罰は乃し盡形に至り、或は破るゝに至る來まで、應に好く守護すべきなり」。「泥薩祇」を得るとは、廣く上に說けるが如し。

此中の犯相、其事云何。若し苾芻の鉢破れて一綴を爲すに堪へんには、未だ綴を安かずと雖倘ほ受用するを得れば、更に餘鉢を求めんには求むる時惡作を犯じ、得んに便ち捨墮なり。若し苾芻の鉢破れて二綴を爲すに堪へんには、未だ綴を安かずと雖倘ほ受用するを得れば、更に餘鉢を求めんに得罪は前に同ず。是の如く三綴四綴せんにも事亦前の如し。苾芻の鉢破れて一綴を爲すに堪へんに、一綴を安じ已らば現に受用するを得れば、更に餘鉢を求めんに求むる時惡作にして、得んに便ち捨墮なり。是の如く乃し四綴に至れるにも得罪は亦爾り。若し鉢にして五綴を爲すに堪へんに、

【二三】行末最小者。僧衆ならびつらなれる中の最下座をいふ。最小とは夏數最も少きをいふ。

【二四】乞食時に二鉢を持つて出づるは、行事上不審なり、これ後文によるに、治罰の爲にして生涯又は破るゝまで二鉢を持たしむるものならん。

【二五】曼荼羅。壇なり。

綴・不綴或は堪用・不堪用に隨せて更に餘鉢を求めんには無犯なり。若しは買得し、或は施得せんに、此亦無犯なり。又無犯とは最初犯の人、或は癡狂と心亂と痛惱所纏となり。

二六　自乞縷使非親族織師織作衣學處第二十三

佛、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。時に鄔波難陀は是念を作さく、「皆給孤獨長者に由りて諸の學處を制したまひたれば、更に餅果の直を勸化せんと欲すとも亦得ること能はず。我今宜しく大城中に入るべし、或は教化せんに少しく所得あるべけん」。即ち晨朝に於て衣を著し鉢を持し城に入りて乞食せるに、芳林處に於て五百女人ありて白氎の線を撚りければ、見已りて便ち念ずらく、「斯等女人は皆自業に由り、晝夜を問ふことなくして常に白氎を執り、辛苦勞勤して官に課税を輸せり」。鄔波難陀卽ち便ち彼に就り總じて之に告げて曰はく、「諸妹、願はくは汝皆無病長壽なるを得んことを」。時に女默然として竟に一も對ふるなかりければ、鄔波難陀告げて曰はく、「諸妹、當に一法あり久しからずして來り至るべし、是れ衆多人の愛樂せざる所にして皆心に稱はざるなり、之を名けて死と爲す、爾の時に當りて汝語らんと欲し說くを求むと雖由なけん」。時に白色女人ありて卽ち座より起ち、座を以て鄔波難陀に授與せり。時に鄔波難陀は座に就いて坐し已るに、女便ち禮拜して前に當りて坐せり。鄔波難陀告げて曰はく、「諸妹、汝等頗し曾て少善事を修せりや不や」。報じて言はく、「我未だ曾て作さゞりき」。告げて曰はく、「汝等は應に善業を爲さゞるべからず、此一女人は具に二種善根に於て增長を得せしめたり。一は能く我所に於て淨信心を生じ端正業を植ゑて增長することを得せしめ、二は我來るを見ては便ち起ちて座を設け、禮拜恭敬して當來世に於て貴族に生ずるの業を增長することを得せしめたり。若し更に能く少許の物を施さんには、當に珍財を獲て受用豐足すべけん。汝等諸妹、作さんとする所は何ぞや」。彼皆報じて曰はく、「我等は但線を撚る

【二六】捨墮法第二十三自乞縷使非親族織師識作衣學處。自ら縷を乞うて非親族の織師をして織りて衣を作さしむる制す。

ことを知るのみ、何ぞ餘を作すに暇あらん」。鄔波難陀曰はく、「汝等頗し曾て少しく當來の道路の粮を作せりや不や」。答へて言はく、「皆未だ曾て作さゞりき」。鄔波難陀曰はく、「斯をも亦善くせざらんとは」。彼便ち問うて言はく、「聖者、何ぞ嗟歎せらるゝや」。報じて言はく、「諸妹、汝は先世に於て福業を修せざりければ、賊のために劫はれてより今に辛苦を受け、人と爲るを得たりと雖、更に福を修せざれば賊のために劫ひ去られぬ」。諸女問うて言はく、「若し爾らば聖者、我等今時何の業をか作さんと欲せんに、能く遠く當來の路粮と作さしむべき」。鄔波難陀曰はく、「諸妹、汝等若し能く衆議同心して一大齋を造り、釋種內にして俗を棄てゝ出家して三藏に倶に閑に、是れ大法將にして辯才滯りなく衆に共に知られたる者に奉ぜんには、斯に卽ち是れ汝預じめ來世の道路資糧を作すとするなり」。諸女答へて曰はく、「聖者、我等は何處に能く大齋を得て、復何處に於てか是の如きの勝上の福田に逢遇せん」。鄔波難陀曰はく、『汝豈に知らざらんや、我は是れ釋種にして俗を棄てゝ出家し、三藏に倶に閑にして大法將たり、辯才滯りなくして衆に識知せらるゝことを。汝が「我何處に能く大齋を得ん」と言へるは、汝豈に知らざらんや、

小施を輕じて　以て福なしと爲すこと莫れ
水滴微なりと雖　終に大器に盈たん
諸の有智者は　小福も常に
勝田中に修して　能く大果を招くを。

諸妹、汝豈に一兩の縷をも施すこと能はざらんや』。報じて言はく、「我能くす」。有が云はく、「我れ半兩を施さん」。有が云はく、「我れ一分を施さん」。是の如くして乃し五百人を盡すに至り、咸く隨喜して捨せるに、鄔波難陀告げて曰はく、「諸妹、既に捨心あり、縷は須らく精細なるべし」。彼云はく、「聖者、我等は皆是れ麁縷を撚るの人にして精細なること能はざるなり。然れども一女の能

く細縷を作すあり」。鄔波難陀曰はく、「試に喚び來り看よ」。卽ち便ち喚びて至るに鄔波難陀報じて曰はく、「少女、汝試みに撚り看よ」。彼卽ち爲に撚るに鄔波難陀曰はく、「此は未だ善くなる能はず、更に好く撚り看よ」。是の如く三たびに至るに女人報じて曰はく、「聖者、此を過ぎて已往は我が堪へざる所なり」。鄔波難陀曰はく、「姉妹、汝等も咸く應に斯の如く細撚すべし」。報じて曰はく、「此少女を除きては我等能はざるなり」。鄔波難陀曰はく、「汝豈に其作業を換ふること能はざらんや、此は撚細を爲し汝は撚麁を爲さんには」。報じて言はく、「此女にして許はんには我等は作すに隨さん」。鄔波難陀は少女に報じて曰はく、「汝福を樂はんには可しく爲に之を撚るべし」。彼便ち報じて曰はく、「聖者、若し細縷を撚らんには多時に方に辦ぜん、幸に疾く催すこと勿れ」。鄔波難陀は其が許へるを見已りて呪願して去れり。既にして多日を經て便ち來りて縷を問めしに、諸女悉く皆縷を持して相施せり。鄔波難陀既にして縷を受得して皆與に呪願すらく、「此の施物は是れ心を莊嚴し、是れ心の資助たり、勝定の資粮たり、當に人天上妙の衣服を獲べけん」。時に鄔波難陀は卽ち其縷を持し、還りて寺中に詣り諸苾芻に告げて曰はく、「具壽、此縷の麁細如何を試み看よ」。彼皆報じて曰はく、「極妙の細縷なり、然れども知らず、大德頗く好識師を訓にするや不やを」。鄔波難陀曰はく、「豈に仁等は我を欺輕せざらんや、我若し向者に出家せざりし(時)には、一切伎巧精研せざるなかりき、何に況んや織師の(如き)にして識訓せざらんや」。諸人報じて曰はく、「豈に敢へて相輕んぜんや、處を知へざらんを恐れてなり。若し織師を須めんには、某坊中に於て健頷織師[二七]あり、並に巧婦ありて善く能く氎を織れば、若し此縷を得んには必らず好衣を成ぜん」。報じて言はく、「善い哉具壽、處と好匠とを敎へんには此卽ち是仁我が爲に氎を織れるなり」。鄔波難陀遂に其縷を持して織師の處に詣り、素親友に非ざれば而ち頌を說いて曰はく、

「善人、美譽を騰げんに　遠しと雖悉く知聞して

【二七】健頷織師。藏律に「これこれの近くに織匠なる禿頭夫妻あり…」とあれば、健頷は後の文にも禿頂の語あれば禿頭(khalitya)の義なるべし。

大雪山王の如くに　　　　　人皆共に瞻仰せん。
愚者、癡惑を守らんに　　　近しと雖知聞せず
闇に箭を射る時の如くに　　人皆見ること能はじ」。

「汝今大利益を得、大名稱を獲て室羅伐城に遍からん。試に爲に此縷線の其狀何如を看よ」。彼看て報じて曰はく、「大佳の縷線なり、我若し織らんには當に好氈を成ずべけん」。鄔波難陀曰はく、「賢首、爲に織らんことを」。織師報じて曰はく、「誰ぞ我に價を與ふるは」。鄔波難陀曰はく、「汝諸の識師よ、價常に足せざらんには、未來世に於て應に資糧と作すべし」。時に彼識師は婦面を廻觀せるに、婦便ち告げて曰はく、「仁豈に聞かざらんや、此大德深く相讃歎せらるゝを。可しく宜しく手を施して爲に氈衣を織るべし」。織師報じて曰はく、「聖者。此縷極細なれば多時にして方に得ん、幸に相催ること勿れ」。卽ち爲に呪願して去り、既にして多日を經て方に重ねて來り看たるに、是時織師は其氈を授與せり。時に鄔波難陀は氈を受得し已りて呪願して去り、寺中に還り至りて諸苾芻に示して曰はく、「諸具壽、此氈の其狀如何を試み看よ」。諸人報じて言はく、「大好の白氈なり、若し其更に第二張を得んには、兩重の僧伽胝を刺作して服し、事を省きて住し諸善品を修せんに、誠に亦善い哉」。鄔波難陀曰はく、「具壽、仁等は我れ力能く第二張を得ることなしと謂へりや、仁等試み看よ、我今如何がして其氈を教化せんかを」。晨朝に衣を著け鉢を持し、便ち別門よりして室羅伐城に入り、他よりして縷を覓めて健領織師の所に至り、……廣く說けること前の如し……縷を以て相示すに、彼言はく、「好縷なり、我若し織らんには好上の氈を成ぜん」。「若し爾らば爲に織らんことを」。答へて言はく、「價、何人より出づるなる」。報じて曰はく、「汝織師は修福を解せざれば、當來世に於て貧窮未だ休まざらん、應に可しく更に資粮の業を爲むべし」。報じて言はく、「聖者、前に爲に衣を織りつゝ他の飮食を噉ひたれば、比來還債して猶ほ未だ了すること能はず、今更に虛

しく作さんに事如何せんと欲すべき」。鄔波難陀は彼婦の面を觀ぜるに、夫言はく、「聖者、假令婦は欲せんとも我は實に能はざるなり」。鄔波難陀怒りて告げて曰はく、『汝、健額織師よ、我今汝が禿頂を指して爲に誓はん、「若し我れ汝をして織らしむること能はざらんには、我復鄔波難陀とは名けじ」と』。時に彼織師瞋りて告げて曰はく、『汝、禿沙門、我れ指して爲に誓はん、「我必らず汝が與に氎を織ること能はじ」と』。鄔波難陀即ち瞋怒し思量して去りぬ。時に憍薩羅勝光大王に得意の臣あり、名けて賢善と曰ひ、鄔波難陀とは是れ舊知識なりければ、遂に行いて彼に詣り、既にして門所に至りて之に問うて曰はく、「賢善、在りや不や」。報じて言はく、「市に向へり」。時に鄔波難陀即ち便ち市に就りて之を覓めしに、是時賢善は沽酒家に在りければ、鄔波難陀は其門所に至り、信を遣はして入り喚びて爲に賢善に報ぜしむらく、「鄔波難陀は要めて相見えんと欲せり、可しく蹔く出で來るべし」。使者報知せるに、賢善尋いで出でゝ即ち便ち合掌して云はく、「我れ大德鄔波難陀に敬禮す」。時に鄔波難陀告げて言はく、「賢善、無病長壽ならんことを。我れ比汝常に公事を勤むと謂へるに、寧ぞ知らん閑隙もて酒家に在るを得んとは」。報じて言はく、「聖者、我れ公事に因みて此に來至せり、大德何の緣にて此に至りて相覓むるぞや」。報じて言はく、「我に少縷あり、可しく爲に衣を織るべし、仁當に福を獲べけん」。報じて言はく、「我當に氎を奉ずべし、何ぞ勞はしく織らんや」。鄔波難陀曰はく、「斯れ誠に善事たり、然れども我が此縷は是れ信心物なれば豈に虛しく棄てんや」。時に彼即ち便ち一使者に命じて報じて云はく、『汝去いて當織人に語げよ、「汝等可しく大德鄔波難陀の爲に好白氎を織るべし」と』。鄔波難陀曰はく、「賢善、此亦勞はしく當織者に告ぐるなけん、然り某坊に於て一健額織師あり、並に巧婦あれば、可しく彼をして識らしむべし」。是時賢善即ち使者に命せるらく、『汝今宜しく健額織師所に往いて報じて言ふべし、「賢善は此衣を織らしめんとす」と』。時に彼使者は縷を持して彼に至り告げて曰はく、「大臣賢善は遣はして此縷

を將たらしめぬ、可しく爲に衣を織るべし」。織師は縷を見訖りて卽ち便ち憶識し、使者に報じて言はく、「我が番次ならんには、先に已に織り訖れり」。時に彼使人は縷を持して還り去り、賢善所に至りて具に所由を說けるに、賢善報じて曰はく、『汝去いて之に語げよ、「今、此衣を織れ、後番は相放さん」と』。使者便ち去り語を以て報知せるに、織師答へて曰はく、「大臣賢善は城中に於て權を秉りて有力なり、我寧ろ移去して此に住せざらん、誰か能く次を越えて爲に織作せん」。使者還り去り具に其語を以て賢善に報じ知ら(しめ)しに、賢善復更に使者に報じて曰はく、『汝可しく還りて當織人に語ぐべし、「番次に依りて爲に此氎を織らしむるなり」と』。鄔波難陀聞き已りて告げて曰はく。「餘人能はず、唯健額者のみ」。賢善還使者に令すらく、『汝當に更に健額所に至りて報じて言ふべし、「爲に織れ、我れ汝に價を還さん」と』。使者便ち往くに、鄔波難陀亦卽ち隨ひ出でゝ使者に告げて曰はく、『愚癡人、誰か復汝をして王臣に承事せしめん、汝に多く杖木を與へて柴を擔ぎて立たしむべきなり。豈に片作務を爲して頻に賢善をして勞心せしむべけんや、汝豈に織師所に至り是の如きの說を作すこと能はざらんや、「賢善は汝をして斯の白氎を織らしむ」と。若し「我れ能はず」と言はんには、手を以て髮を綰ね、拳もて脊梁を打ち、若し叫喚せんには其織具を卷いて執作せしむる勿れ。若し其婦女來りて唱喚せん時は、急ぎ頭髻を曳き、牽いて門を出さしめて之に告げて曰へ、「汝今賢善が敎令に違拒せり、勝光大王は必らず當に汝に五百金錢を罰すべけん」。語げて言はん、愚癡人よ、汝若し能く織りて此衣を成ずるを得せ(しめ)んには、彼多く汝に辛苦の直を與へん、何ぞ還往いて空しく劬勞を置くを須ゐん』。時に彼使者は還織師所に至り報じて曰はく、『賢善は是の如きの語を作せり、「汝當に爲に織るべし、我れ汝に價を酬いん」と』。織師答へて曰はく、「我今次を越えて此氎衣を織ること能はじ」。使者は手を以て髮を撮り拳にて脊梁を打ちしに、彼則ち大叫喚せりければ便ち織機を卷き、其婦唱喚せるに遂に其髮を捉へ之を曳いて去り、報じて言はく、「汝

等は大臣の敎命を違拒せり、勝光大王は必らず當に汝に五百金錢を罰すべけん」。婦是を聞き已りて便ち大に驚怖して其夫に告げて曰はく、「我等獄に繫がれんに誰か當に救濟すべき、必らず枷鎖を嬰ひて終亡を取らん、我今宜しく此大氈を織るべし」。織師即ち便ち使者に報じて曰はく、「我を將ゐ去りて彼法官に付ふる勿れ、我當に汝に辛苦の直を與へ、汝が來心に隨ふべし、可しく其線を留むべし」。使者、縷を留めて去りしに、是時織師は其婦に報じて曰はく、「賢首、我今爲に織らんに、其をして縷を失して復衣を成ぜざらしめんか」。婦便ち報じて曰はく、「此形勢豪猛の沙門を看るに、若し惡衣を織らんには豈に肯へて相放さんや」。即ち便ち辛苦して爲に氈衣を識り、既にして衣を織り了るに、鄔波難陀は便ち彼家に就りて索めて其氈を取れり。織師告げて曰はく、「大德、可しく我に飲噉の直を與へざるべけんや」。報じて言はく、「窮人、我より酒を索めんよりは、何ぞ毒を飲み及び糟を噉はざる」。時に彼織師は便ち嫌賤を生じて毀罵の言を出すらく、「沙門釋子は惡業を造作して沙門の法に非じ、如何が自ら縷線を乞ひ、或は因みて法を說き、或は王力に假託して、非親人をして衣を織らしめて共に相惱亂せる」。時に諸苾芻は是語を聞き已りて具に以て佛に白せり。爾の時世尊は苾芻衆を集めて鄔波難陀に問ひたまふに、彼言さく、「實に爾り」。(佛)種々に呵責したまひ、「……廣く說き……乃至、我今其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻、自ら縷線を乞ひ、非親織師をして織りて衣と作さしめんに、若し衣を得んには泥薩祇波逸底迦なり」と」。「若し復苾芻」とは、謂はく、鄔波難陀なり、餘の義は上の如し。「自ら縷を乞ふ」とは、或は一兩半兩等なり。「非親をして……」とは、廣く說けること上の如し。「織師」とは、謂はく、客織人なり。「衣」とは、七種あり、亦上に說けるが如し。「若し衣を得んに」とは、捨墮を犯ずるなり。捨法は上の如し。

此中の犯相、其事云何。苾芻にして非親より縷を乞ひ、非親をして織らしめんに皆惡作を得、衣

を得るの時便ち捨墮を犯す。苾芻にして非親より縷を乞ひ、親をして衣を織らしめんに、乞ふ時惡作にして、衣を得んには無罪なり。苾芻にして親より縷を乞ひ、非親をして織らしめんに、乞ふ時は無犯にして、衣を得んには捨墮なり。苾芻にして親より縷を乞ひ、親をして織らしめんには、二倶に無犯なり。苾芻にして非親より縷を乞ひ、自ら其氈を織らんに、乞ふ時惡作にして衣成ぜんにも亦惡作罪なり。苾芻にして親より縷を乞ひ、自ら其氈を織らんに、乞ふ時無犯にして衣成ぜんには惡作なり。若し價を酬いて織ら(しめ)んには無犯なり。又無犯とは、謂はく、初犯の人、或は癡狂と心亂と痛惱所纏となり。[二八]

【二八】此下聖本には光明皇后の願文あり。

卷の第二十三

勸織師學處第二十四【一】

爾の時薄伽梵、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。時に此城中に一長者あり、妻を娶りて未だ久しからざるに、夫婦二人倶に邪行を作して外と與に私通せり……事廣くは前に非親居士より衣を乞ふ(學處)に具に縁起を說けるが如し……乃至、彼婦は其夫に告げて曰はく、「聖子大德鄔波難陀は頻に我等に於て爲に法要を說けるも、我等は彼に於て未だ敬心を表せざれば、衣食の中宜しく供養を由ぶべきなり」。長者報じて曰く、「賢首、善い哉、應に作すべし」。婦曰はく、「我に細縷あり、某織師をして織りて鉢吒【二】と作さしめ、(鉢吒と言へる謂はく是れ大氎にして袈裟の量と同じきも、總じて一幅と爲す、此方に既に無ければ但衣氎と言へり。前に衣と云へるは梵本に皆鉢吒と言へるなり、此に縵條と云ふ。)持して大德鄔波難陀に與へて其をして披服せしめん」。便ち縷線を以て彼織師に與へて告げて曰はく、「賢首、汝此縷を以て織りて鉢吒を作れ、擬して大德鄔波難陀に奉ぜんとす」。織師曰はく、「是の如し、爲に作らん」。時に彼使女は是說を聞き已りて是の如きの念を作さく、「我れ此言を以て當に大德鄔波難陀に告げ彼をして歡喜せしめん」。時に鄔波難陀は晨朝に衣を著け鉢を持し、城に入り乞食して次に其舍に到りしに、彼使女の門庭を掃灑せるを見ぬ。(彼使女)遙かに鄔波難陀を見るや、箒を放ちて禮して白して言さく、「聖者、我に善言あり敢へて相告げんと欲す」。報じて言はく、「何の事をか道はんと欲せる」。女曰はく、「宅主夫婦は鉢吒を以て大德に奉施せんと欲す」。鄔波難陀曰はく、「世間は貪求にして我も當の一數なること、此の使女は亦復諳知せるか」。卽ち女に告げて曰はく、「汝今我を弄せんとするなりや」。報じて曰はく、「豈に敢へて相弄せんや」。鄔波難陀曰はく、「若し其實ならんには、家長瞋らん時當に爲に儭を求むべし。若し其虛ならんには、多く汝に杖を與へ、還舊に依りて衣食充たざらしめん」。女復報じて曰はく、「若し大德信ぜざらんに

【一】捨墮法第二十四勸織師學處。

【二】鉢吒(Paṭṭa)。條相なき大氎、縵條とも縵衣ともいふ。

は、應に某處の某織師家に往いて目に自ら觀見すべし」。卽ち便ち彼に往いて織師の舍に到り告げて言はく、「賢首、此の鉢咜は誰の然に織らんと欲するなりや」。織師報じて曰はく、「此は大德鄔波難陀の爲なり」。卽ち便ち告げて曰はく、「汝頗し曾て鄔波難陀を識れりや否や」。報じて言はく、「我曾て識らず」。報じて曰はく、「我は是れ鄔波難陀なり、賢首、此の鉢咜は本我が爲に織るなれば、宜しく可しく長伸し復寬廣ならしむべし」。彼便ち答へて曰はく、「聖者、如し其絲少からんには何處に之を求むべき」。報じて言はく、「長者自ら當に相與ふべし、我と亦復當に汝に勞直を與ふべし」。卽ち便ち捨て去り、更に後日に於て衣を著し鉢を持し、城に入り乞食して次に勝鬘夫人所住の宅に至りしに、便ち爲に座を敷き其をして安坐せしめ、夫人は禮足して一面に在りて坐せり、聽法の爲の故に。時に鄔波難陀は卽ち爲に法を說き、旣にして法を聞き已るに白して言さく、「聖者、今日頗し請食を受くる處ありとやせん、門を巡りて乞ふとやせん」。鄔波難陀報じて言はく、「巡りて乞はんとす」。勝鬘夫人便ち是念を作さく、「誰し施食ありたらんには能く我を過らんや」。卽ち便ち鉢を取り好美の團を以て盛滿して授與せり。彼れ受得し已るに願じて言はく、「無病ならんことを」。門を出でゝ去り、卽ち便ち往いて織師の家に到り、報じて言はく、「賢首、汝當に手を展ぶべし」。旣にして展べ已るを見て一美團を以て授與して食せしめ、彼旣にして食し已るに問うて言はく、「氣味何似ぞや」。答へて言はく、「聖者、此の歡喜團は極めて美妙を成ぜり」。問うて言はく、「汝曾て此の美好の食を得たりや」。答へて言はく、「實に未だ曾て食せざりき」。報じて言はく、「可しく衣裾を展ぶべし」。彼卽ち裾を展ぶるに、鉢の美團を以て悉く皆傾與して報じて言はく、「賢首、我が爲に好織せよ、我更に時々に汝が辛苦を知らん、廣長の中に於て更に可しく增益すべし」。報じて言はく、「縷線は誰か當に添へらるべき」。鄔波難陀曰はく、「施主邊に索めよ」。後の時線盡きて施主家に往けるに、時に夫在りて婦無かりしも報じて言はく、「長者、我今縷盡きぬ、當に爲に之に添ふべし」。

【三】歡喜團。歡喜丸なり、律部十、註(二九の八五)參照。

長者卽ち便ち縷を以て相與へぬ。後に還縷盡きて更に家に就りて索めしに、時に婦在りて來無かりければ報じて言はく、「大家、我今縷盡きぬ、更に爲に之に添へよ」。其婦卽ち便ち縷を以て相與へぬ。復還縷盡きて更に家に就りて索めしに、時に正しく屬まりて夫婦皆在りければ報じて言はく、「長者、爲に鉢吒を織るに其縷復盡きぬ、可しく更に相添ふべし」。婦曰はく、「織る所の鉢吒は豈に更に增大せるならんや」。夫、婦に問うて曰はく、「我曾て縷を添へしに汝も亦之に添へたりや」。報じて言はく、「我も添へぬ」。長者曰はく、「豈に鉢吒は倍して更に增廣すべけんや」。織師報じて曰はく、「豈に是れ新增ならんや、初の機を張れる日に大德親しく來りて、廣長の中に於て我をして增益せしめければ、我便ち語を用つて更に增廣せるなり」。婦便ち念じて曰はく、「吾今試みに往いて彼鉢吒の其狀何如を看ん」。卽ち便ち縷を持して織師の宅に至りて其鉢吒を見たるに、極めて甚だ廣大にして堅密嚴好なりければ、卽ち便ち目を努り瞋を含みて告げて曰はく、「我が此上氎は苾芻に與へじ、我當に彼が爲に更に餘氎を織るべし」とて、語げ已りて便ち去りぬ。時に鄔波難陀は時々に來りて問ふらく、「咄、男子、衣了りたらんと欲せるに未だなりや」。織師報じて曰はく、「我れ了らんことを欲せりと雖も仁今未だ了せ(しめ)ざるなり」。鄔波難陀曰はく、「汝の言は何の義ぞや」。報じて言はく、『彼長者婦は鉢吒を觀見して、目を努り瞋を含みて是の如きの語を作せり、「我が此上氎は苾芻に與へじ、我當に彼が爲に更に餘氎を織るべし」。鄔波難陀告げて曰はく、「男子、我れ汝に於て恩情あるを知れりや否や」。報じて曰はく、「極めて知れり、遺られし所の美團食は猶ほ未だ盡きざるなり」。報じて言はく、「男子、我れ彼長者の宅內に在る(時)を見て、汝當に氎を持して彼に至りて相還すべし」。織師曰はく、「聖者宜しく去りて、我れ片時して餘纈を料理し、送りて彼家に至るを待つべし」。鄔波難陀卽ち其宅に往き、門を背にして坐せり。時に長者の妻便ち來りて禮足して門に向うて坐せり。時に彼織師は鉢吒を持して至りしに、其婦遙かに見て手を擧げ、相遮して其をして進まし

めざりき。時に織師は佯りて相見ず面を低れて入り、便ち鉢吒を以て婦の懷内に置いて告げて言はく、「此は是れ鉢吒なり」。時に鄔波難陀は卽ち便ち攬取して其が爲に咒願すらく、「……廣く說けること前の如し……」。婦便ち報じて曰はく、「聖者、長者の來るを待ちて自ら手づから持して施さん」。鄔波難陀曰はく、「我且らく爲に染めんとす、長者若し來らば仙人服を以て如法に相施せ」。婦便ち報じて曰はく、「仙人服は勝るれば、我爲に之を染めん」。卽ち便ち座を離れ、門を出でゝ去りぬ。時に彼織師は婦に從うて直を索めしに、報じて言はく、『聖者、世尊說きたまへるあり、「白色を勝と爲す」と』。報じて曰はく、「男子、汝今我が鉢吒を失ひつゝ更に從うて直を索めんとは。卽ちに宜しく疾く去るべし、其[六]將衣者たる彼に從うて錢を覓めよ」。是時織師卽ち便ち疾く鄔波難陀所に詣り、報じて言はく、「聖者、我に織價を還せ」。報じて言はく、「汝宜しく長者處に向うて求むべし」。卽ち便ち還來りて長者處に至り、從うて織價を索めしに、長者瞋怒して前に同じく發遣せり。復鄔波難陀所に至り從うて衣直を索めしに、報じて言はく、「更に去け、彼當に汝に還すべし」。卽ち便ち復去いて長者に報じて曰はく、「我に衣價を還せ」。彼便ち大に怒りて之に報じて曰はく、「汝若し休め去らんには我亦言はじ。若し更に來らんには當に破れたる瓦椀を以て汝が頸下を繫り、室羅伐城を繞りて人衆に告令すべし」。是語を聞き已るに還鄔波難陀所に至り、告げて言はく、『聖者、彼長者婦は我に期剋すらく、「汝若し停息せんには我亦言はじ、若し更に來らんには當に破れたる瓦椀を以て汝が頸下を繫り、室羅伐城を繞りて人衆に告令すべし」と。唯願はく聖者、我貧人を愍みて當に織價を還さるべし』。鄔波難陀告げて曰はく、「男子、若し他にして我が爲に衣服を織りたらん時、我をして價を還さしめんには我今豈に三衣鉢あらんや。汝にして苦索せんには、可しく來りて共に汝が所得の我が美團の類、直を計して幾多なりやを算すべし。且らく麪價……乃至酥・油・糖・蜜・香物の屬を論ぜんに、算了に至るに及ばゞ其織價に過ぎん」。報じて言はく、「男子、汝が處こそ却つて我に錢を負

【四】攬取。宋・元・明・宮・聖・興本共に覽の字となせるも今改めず、我方へ引きつけて取る義なり。

【五】仙人服。藏律には「仙人の幢」とせり。便ち仙人服とは仙人の標幟にして、壞色せる服は聖者の標幟なる故に今仙人服といへり。

【六】將衣者。衣をもち去れる者。藏律には「汝が鉢吒を與へた其人に對ひて賃銀を求めよ」とあり。

【七】期剋。堅く約して咎むるなり。

へるに、何に因りてか從うて織價を索めんとはする」とて、久しく日中に立て、困るゝに而ち放ち去れり。時に彼織師は既にして脫るゝを得已りて、極めて嫌賤を生じ罵詈を作して言はく、「沙門釋子は厭足を知らず、恩義もて我に與へて更に其價を徵せること、眞沙門に非じ、何の正法かあらん」。諸苾芻聞いて事を以て佛に白すに、佛は此緣を以て苾芻衆を集めて鄔波難陀に問ひたまはく、「汝實に是の如きの不端嚴事を作せりや」。答へて言さく、「實に爾り」。世尊は種々に呵責したまひ、「……乃至、其學處を制せん、應に是の如くに說くべし」、『若し復苾芻、非親居士・居士婦ありて、苾芻の爲に非親織師をして織りて衣を作らしめんに、此苾芻先に請を受けざるに便ち異念を生じ、彼織師の所に詣りて是の如きの言を作さん、「汝今知れりや否や、此衣は我が爲に織るなり、善い哉織師、應に好く織り、淨く梳治し、善く簡擇し、極めて堅打すべし、我當に少多の鉢食或は鉢食の類、或は復食直を以てして相濟給すべけん」と。若し苾芻是の如きの物を以て織師に與へ、求めて衣を得んには泥薩祇波逸底迦なり』。

「若し復苾芻」とは、謂はく、鄔波難陀及び餘の諸類なり。「親・非親」の義及び「七種衣」は、廣く上に說けるが如し。「先に請を受けざるに」とは、謂はく、未だ曾て告知せざるなり。「便ち異念を生ず」とは、謂はく、心に衣を求めんと欲するなり。「彼織師に詣る等」とは、謂はく、自ら其意を述ぶるなり。「我が爲に織る」とは、己身の爲なるを明すなり。「應に好織すべし」とは、衣をして長く善く應量ならしめんと欲するが故なり。「淨く梳治す」とは、衣をして廣く及び鮮白ならしめんと欲するが故なり。「善く簡澤す」とは、謂はく、其結を除きて精細ならしめんが故なり。「極めて堅打す」とは、滑擇及び密緻ならしめんと欲するが故なり。「我當に少多の鉢食を以て」とは、謂はく、五種珂但尼食・五種蒲膳尼食を與ふるなり。「或は鉢食の類を以て」とは、謂はく、生穀等を以て之に與ふるなり。「或は復食直」とは、謂はく、其價を與ふるなり。「苾芻」と言へるは、謂はく、鄔波難陀

【八】 珂但尼食・蒲膳尼食。律部十一、註（三六の一〇三・一〇四）佉陀尼食・蒱闍尼食、並に律部十九、註（一二の二四）噉嚼香味飲食を下參照。

なり。「是の如き物を以て」とは、謂はく、是れ上事なり。「衣を得る」とは、謂はく、衣手に入るゝなり。「泥薩祇」とは、並に上に說けるが如し。

此の中の犯事とは、其相云何。若し苾芻、衣を求めんが爲の故に、座より起ち衣服を整理し、二の五種食等を持し、織師所に至りて之に授與し、勸めて好織せしめんに皆惡作を得、衣を得るの時卽ち捨墮を犯す。親・非親等は、並に上に說けるが如し。

奪衣學處第二十五[九]

爾の時佛、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。時に六衆苾芻の常法として……是の如くなりき。若し他に出家を與へ及び圓具を受けんに、若し彼門徒共住せん時、未だ師主の惡行を行ぜるを知らざらんには便ち與に共住し、若し其れ後に於て其行跡を知らんに卽ち便ち之を棄てゝ、善苾芻と與に而ち同住を爲し、唯佛教へて每日三時に師所に來詣して恭敬禮拜せ(しめ)たまへるを除けり。時に難陀苾芻に一共住弟子あり、名けて達磨と曰ひ、常に慚恥を懷き追悔して心を爲め、諸の學處に於て愛樂尊重せり。彼未だ曾て難陀の惡行を知らざりければ之を共住せるも、既にして行跡を知るに卽ち便ち之を捨てゝ善苾芻と與に而ち同住を爲し、三時に禮するを除けり。時に世尊は具壽阿難陀に命じて曰はく、『汝往いて諸苾芻に告げよ、「世尊は憍薩羅に往いて人間に遊行せんと欲したまへり、若し諸具壽にして隨從せんことを樂はんには、應に衣服を料理すべし」と』。時に具壽阿難陀は佛の敎を奉じ已りて、苾芻所に至りて敎の如くに宣告せり。時に難陀苾芻は是敎を聞き已るに便ち鄔波難陀に告げて曰はく、『世尊に敎あり、「去りて遊行せんと欲す」と。我等此に住まらんに、日に百門を歷て方に能く腹に滿たん。若し我れ佛に隨ひて出でゝ遊行せんには、十八種の希奇利益ありと雖、然も無量百千大衆圍遶すれば、多く濁水を飲み設ひ樹下坐せんにも亦得るに由なけん。我今

【九】捨墮法第二十五奪衣學處。

寧ろ可しく一の故識苾芻を將ゐて、三寶を讃歎して前に在りて去かん。若し是の如くせんには、我等方に安樂にして行ずるを得て多く利養を獲ん』。時に鄔波難陀聞き已りて是の如きの語を作さく、「阿遮利耶、仁今金鉢を捨棄して瓦器を求めんとするや。仁の弟子は名けて達摩と曰ひ、常に慚恥を懷き追悔して心を爲め、諸の學處に於て愛樂奉持しつゝも、彼尚ほ恥を懷いて來らず、餘人豈に相逐ふを肯んぜんや。然り、佛世尊は四攝事を說きたまへり、謂はく、布施・愛語・利行・同事なり。若し此を行ぜんには彼或は來るべけんも、彼等皆無ければ誰か同住するを肯んぜん」。是時達摩に僧伽胝ありて稍多く故破せるに、人あり氎を與へければ更に新を造らんと欲して便ち是念を作さく、『我今當に去いて鄔波駄耶に問うべし、「僧伽胝を造らんと欲す」と』。便ち所得の氎を持して難陀の所に往かんとせるに、時に乞食苾芻あり達摩の去るを見て問うて曰はく、「具壽達摩、何處に之かんと欲するや」。彼便ち報じて言はく、「我に故僧伽胝あるも、今此氎を得たれば往いて、鄔波駄耶に問うて更に新造せんと欲してなり」。乞食苾芻聞いて告げて曰はく、「汝若し更に新大衣を造らんには、此の故物は當に我に與へ來るべし」。報じて言はく、「好し」。是時達摩は難陀の所に至り白して言さく、「鄔波駄耶、我が僧伽胝は故し、今此氎を得たれば新衣を造らんと欲す、故に來りて請白す」。時に鄔波難陀は難陀に報じて曰はく、「阿遮利耶、今正に是れ時なり」。難陀報じて曰はく、「具壽達摩、我に僧伽胝あり、今持して汝に與へん、何ぞ新を造るを用ひん」。達摩報じて曰はく、「鄔波駄耶を須たじ、我但此を縫うて大衣と作さん」。鄔波難陀告げて曰はく、『達摩、〔一〇〕我昔に別に聞けると今時見たると別なり。我比「汝常に慚恥を懷き追悔して心を爲め、諸の學處に於て愛樂奉持せり」と聞けるに、我實には汝が師教に違せるなるを知らざりき。豈に汝が師は相勸むるに惡を爲すべけんや』。是時達摩は尊者の責むるを聞いて、默爾として對ふるなかりければ、難陀便ち僧伽胝を以て授與せるに、彼便ち爲に受けて是の如きの語を作さく、「鄔波駄耶、當に此氎を受けらるべし」。難陀告げて曰

【一〇】本文に我昔別聞今時別見とあり。譯文取意せり。

はく、「具壽達摩、我豈に汝と共に衣を換易せんや、此氎は汝自ら受用せよ」。達摩便ち念ずらく、「我今何が此の癡物を用ひん」。即ち便ち師に白さく、「我今此氎を將つて僧伽に施與せんと欲す。曾て乞食苾芻あり從うて故僧伽胝を求めければ今彼に與へんと欲す」。師曰はく、「意に隨へ」。即ち氎を以て僧に施し、僧伽胝は乞食者に與へぬ。達摩便ち他日に於て僧伽胝を著して親教師の足を禮せるに、是時難陀は達摩に報じて曰はく、『具壽阿難陀は世尊の敎を傳ふらく、「今者人間に向うて遊行せんと欲す、能く隨從せんには可しく衣服を料理すべし」と。我等若し此に住まらんに、日に百門を歷て方に能く腹に滿たん。若し我れ佛に隨ひて出で遊行せんには十八種の希奇利益ありと雖、然も無量百千大衆圍遶すれば、多く濁水を飮み設ひ樹下坐せんにも亦得るに由なけん。我等宜しく應に三寶を讃歎して前に在りて去くべし、若し是の如くせんには我等方に安樂にして行ずるを得て多く利養を獲ん』。達摩報じて曰はく、「鄔波駄耶、若し佛行に從はんには十八種の利あるに、然も鄔波駄耶は將つて過患と爲すや、我今情に樂うて佛世尊に從はん」。難陀報じて曰はく、「具壽、汝我に隨ひ去れ」。達摩報じて曰はく、「鄔波駄耶、我は前行せじ、願はくば佛後に隨はん」。難陀瞋忿して即ち便ち告げて曰はく、「愚癡の物、我豈に福の爲に汝に大衣を與へたらんや、本意、汝我が後に隨うて去かんことを望みしなり、若し去かざらんには我衣を還し來れ、我汝に與へじ」。是時達摩即ち自ら思念すらく、「我寧ろ無衣たらんとも、此六惡行人と共に相隨うて去くこと能はじ、過惡を生ずべければ」。即ちに彼衣を還せり。爾の時世尊は大衆に圍遶せられて……廣く上に說けるが如し……路に隨うて去りたまふに、諸佛常法として將に行かんと欲する時は、猶し象王の如くに全身もて右顧したまふなり、徒衆をして披服に儀に乖かしむること勿らんとてなり。便ち達摩の上下二衣を著して、人間に遊履せんと欲するを見たまへり。見已りて便ち具壽阿難陀に告げて曰はく、「阿難陀、豈に安居の後苾芻は衣利を得ざりしならんや」。阿難陀は佛に白して言さく、「大德、苾芻は衣を得たり」。

佛言はく、「若し衣を得たらんには、何の意にてか達摩苾芻は但上下二衣を著して人間に遊踐せんと欲せる」。時に具壽阿難陀は具に因緣を以てして世尊に白すに、世尊告げて曰はく、「豈に苾芻にして他に衣を與へ已りて更に奪ふあらんや」。爾の時世尊は此因緣を以て難陀に問うて曰はく、「汝、實に衣を奪へりや」。答へて言さく、「實に奪へり」。佛は種々を以て呵責したまひ、「……廣く說けること前の如し……乃至、其學處を制せん、應に是の如くに說くべし」、『若し復苾芻、先に苾芻に衣を與へつゝ、彼れ後時に於て惱瞋罵詈して嫌賤の心を生じ、若しは自ら奪ひ若しは他をして奪はしめんとて報じて言はく、「我衣を還し來れ、汝に與へじ」と。若し衣にして彼身を離れて自ら受用せんには泥薩祇波逸底迦なり』。

「若し復苾芻」とは、謂はく、釋子難陀なり。「苾芻に與ふ」とは、謂はく、是れ達摩なり。「衣」とは、七種あり、前に廣く說けるが如し。「衣を與ふ」とは、謂はく、共住せる門人或は復餘類なり。「後時」とは、謂はく、別日に於てなり。「惱瞋罵詈し嫌賤の心を生ず」とは、謂はく、身と語と心とに瞋恚相を現じて自ら奪ひ人をして彼衣を奪ひ取らしむるなり。「身を離る」とは、謂はく、總べて身を離るゝなり。「自ら受用す」とは、謂はく、己に屬せしむるなり。「泥薩祇波逸底迦」とは、廣く前に說けるが如し。

此中の犯相、其事云何。三種相あり、謂はく、身と語と二俱なるとなり。身とは、若しは先に衣を與へて後に瞋恨を懷きて手づから自ら奪ひ取り、或は牽き或は挽きて然も口に言はざるなり、……乃至、衣角未だ身を離れざる時は惡作罪を得、身を離るゝの時便ち捨墮を招くなり。是を身業と名く。語とは、謂はく、其言に出して彼衣を奪ひて身手を動ぜざるなり。結罪は前に同ず。二俱なりとは、謂はく、身と語とを以てして其衣を奪ふなり、結罪は前に同ず。他をして(奪は)しむと言へるは、若し苾芻をして彼衣を奪はしめん時は、衣未だ身を離れざらんに二俱に惡作、[二] 若し身を

【二】本文に若離身者俱得波逸底迦主有捨過とあり。主有捨過とは、波逸底迦罪の外に、衣主たる苾芻には更に衣を捨せねばならぬ過ありとの意。

離れんには倶に波逸底迦を得、主には捨過あるなり。若し尼をして奪はしめんにも、罪亦此に同じ。無下の三衆は皆惡作を得るなり。若し諸俗人男女をして奪は(しめ)んには、[12]無量罪を得るなり。無犯とは、二種あり、一は難事の爲、二は敎に順ずるが爲なり。難事と言ふは、若し其二師にして[13]己が門徒を恐怖等の處に於て見、或は非時の河岸に在りて險を涉らんに、其失落せんかを恐れて强奪して衣を取らんには此皆過なきなり。敎に順ずと言ふは、若し二師にして己が門徒の惡知識と與に而ち狎習を爲し或は路を同じくして去るを見て、其衣を奪ひ取りて惡を造らしむこと勿らんに、是を敎に順ずと名く。又無犯とは、最初犯の人、或は癡狂と心亂と痛惱所纒となり。

[14]急難施衣學處第二十六

佛、室羅伐城給孤獨園逝多林に在しき。聚落中に於て一長者の信心賢善なるあり、阿蘭若中に於て奉じて僧伽の爲に一住處を造り、種々に莊嚴して悉く皆具足し、六十苾芻ありて此に住せるに、四事供養して豐贍せざるなかりき。是時長者は病に遇ひて身亡りしに、此より已後は供養斷絕せり。時に諸苾芻は其子所に詣り告げて言はく、「賢首、汝が父は寺を造り六十苾芻に供養して衣食豐足せるも、汝今頗し是事を作すことを能くするや不や」。子、之に答へて曰はく、「能く百を施すあり、或は千乃至一億を施すあり、或は自身すら而も濟ふこと能はざるあらん、我今父の如くに供養すること能はじ」。時に諸苾芻は是語を聞き已るに悉く皆捨て去りぬ。時に二の年老苾芻あり、是れ此村人にして出家して俗を離れ、自ら乞食を行じて此寺中に住せり。後に異時に於て北方の商旅は旣にして其寺を見、即ち便ち倶に入り高聲に讃歎して[15]制底を周旋り遍く房宇を觀ぜるに、皆空虛なるを見て便ち是念を作さく、「應に是れ苾芻宴默して住せるなるべし、或は[16]晝日閑林に往詣せるなるべし」。更に復細觀せるに二老者を見たりければ、即ち便ち告げて曰はく、「阿遮梨耶、此寺の苾芻は今

【一二】無量罪。藏律に此語なし。在家には制罪なき故に、業道罪を得るとの意なり。

【一三】藏律には「阿闍梨親敎師の弟子にして怖畏ある方面に(行き)、時ならぬ河の岸又に大壕の岸に行くそのものに向うて、衣を奪ひとらんには……」とあり。

【一四】捨墮法第二十六急難施衣學處。

【一五】制底。支提なり。律部十九、註(五の三七)窣堵波の下參照。

【一六】晝日閑林。藏律には「晝間の修行に往きたること確かなりと思ひて……」とあり。即ち閑靜なる林に行きて日住する爲にとの意なり。

何處に在りや」。即ち上事を以てして具に告知せるに、商主聞き已りて同旅に告げて曰はく、『我れ長夜に於て常に此念ありき、「善い哉、我れ何の時に於てか僧伽の爲に一住處を造り、苾芻を安置して衣食供養するを得べき」と。此寺造り訖るに現に施主なし、我當に補處して衆僧を供養すべし』。即ち便ち一大氎を張り、物を以て上に置きて諸人に告げて曰はく、「君等、若し能く隨喜せられんには、幸に可しく力を量りて各少多を出して共に福事を求むべし」。時に諸の商人は各持して惠施せるに、便ち多物を獲たり。時に商主は老苾芻に告げて曰はく、「阿遮利耶、此物は擬して六十苾芻に供へ、此に於て安居せんに以て衣食の直に充てんとす。此は是れ月の[一七]八日直、此は是れ十四・十五日直、此は是れ病に供ふる醫藥直、此は是れ[一八]衣利なり。好苾芻あらんに、招携して此に住せんことを。我れ夏末に至りて當に更に重ねて來り、一百苾芻に力に隨うて供養すべし」。是語を作し已りて、禮拜して去りぬ。一老苾芻は同伴に報じて曰はく、「今多く利を獲たり、誰か當に藏擧すべき」。報じて言はく、「小者は當に擧むべし」。其時小者は即ち爲に之を擧めぬ。「誰か復當に室羅伐城に往いて諸苾芻を喚び、來りて此に住せ(しむ)べきや」。報じて言はく、「小者なり」。小者答へて曰はく、「我已に衣を掌れり、仁當に自ら去くべし」。時に老苾芻は即ち便ち往いて室羅伐城に詣りて逝多林に向ひぬ。六衆の常法として、恆に一人をして寺の門首に住せしめぬ。時に鄔波難陀は門首に在りて住せるに、遙かに老苾芻の來りて髮は荻花の如くなるを見ぬ。鄔波難陀便ち是念を作さく、「此の老耆宿は何よりしてか來れる」。告げて言はく、「善來善來、大德」。彼告げて曰はく、「阿遮梨耶に敬禮し、鄔波駄耶に敬禮す」。鄔波難陀即ち是念を生ずらく、「此は是れ摩訶羅にして尊卑を辨へざるなり」。即ち之に問うて曰はく、「[一九]老叟、何處より來れる」。答へて曰はく、「我は某處の毗訶羅より來れり」。「告げて言はく、「老叟、是れ毗訶羅なりとやせん、是れ[二〇]毗伽多なりとやせん」。彼便ち問うて言はく、「何をか謂ひて毗訶羅とし、何をか謂ひて毗伽多とせる」。答へて言はく、「衆事豐贍せる

【一七】八日直。每月八日の齋日に供養すべき飲食の錢物。
【一八】衣利。供養衣として收得する分。
【一九】老叟。藏律には摩訶羅(半路修行)に相當するの語を出せり。即ち「愚老苾芻よ」との意。
【二〇】毘伽多。律部十九、註(八の二四)參照。

は是れ毗訶羅、所須闕乏せるは是れ毗伽多なりとす」。報じて言はく、「往昔には毗伽多なりしも、今日は毗訶羅たり」。鄔波難陀曰はく、「何の意にてか是の如き」。報じて曰はく、「北方商人來りて寺中に入り、財を捨て供養して六十人を須むれば、我今故に來りて苾芻衆を喚ばんとなり」。鄔波難陀は斯語を聞き已りて卽ち是念を作さく、「今此老叟をして寺に入らしむる勿れ」。告げて曰はく、「汝此に於て苾芻を〔二一〕誑誘せんと欲せりや、老叟知れりや否や、勝光大王は種々に衣食もて苾芻を供養し、及び勝鬘夫人・〔二二〕行雨夫人並に刹帝利・給孤獨長者・〔二三〕仙授・古舊・毗舍佉母・善生夫人あり、更に衆多の淨信婆羅門・長者・居士等ありて、上座は日々に常に爲に呪願せり。諸有苾芻の未だ來至せざる者は情に樂うて來らんと欲し、現在せる衆僧は歡びて心に住せんことを樂へり。四事供養は曾て闕乏するなく、世尊大師は親しく爲に法を說きたまひ、法食兩途に皆闕少するなし。若し其大衆にして汝來りて苾芻を誑誘せんと欲せるを知らんには、必らず當に汝が與に驅擯羯磨を作すべし。然り我が兄弟は現に六人あり、人各に十弟子あれば、汝を愍まんが爲の故に我等當に行くべし」。時に老苾芻は鄔波難陀に報じて曰はく、「聖者、我れ蹔らく往いて世尊の足を禮して方に故居に還らんと欲す」。鄔波難陀是念を作さく、「若し諸餘の黑鉢の類ありて、斯告を聞かん時は前に在りて去かん」。卽ち便ち報じて曰はく、『老叟、汝豈に聞かざらんや、佛は頌を說いて言へるを、

「諸法は心を首と爲す　心勝れ心速疾に
心淸淨なるに由りての故に　讚歎し幷に身に禮せんに
當に勝妙の樂を受くべし　影の鎭へに形に隨ふが如くなり」

と』。時に鄔波難陀は此語を說き已るに、卽ちに其項を捉へ按へて低頭せしめて(曰はく)、「汝應に南謨佛陀・南謨達摩・南謨僧伽と道ふべし」。彼便ち告げて曰はく、「阿遮梨耶、我今渴乏せり、應に水を求めて飮むべし」。鄔波難陀報じて言はく、「老叟、可しく此に於て住まるべし、我れ汝が缽を以て水

【二一】誑誘、詐り誘ふなり。

【二二】行雨夫人並刹帝利。藏律には「刹帝利種行雨夫人」として(kṣatriyā vārṣikā)に相當する語を出せり。されば本文に勝鬘夫人行雨夫人並刹帝利とあるは、勝鬘夫人、並に刹帝利なる行雨夫人と讀むべきなり。漢譯に再擧刹利夫人とせる所あるは此に因る。

【二三】仙授・古舊。律部十九、註(八の一七・一八)仙授・世主の下參照。

を添へて滿さしむれば此に於て之を飮め」。卽ち便ち水を取め、其をして飮ましめ訖りて報じて言はく、「老叟、卽ち宜しく去るべし、更に久しく留まること莫れ」とて、遠く送りて途に登り其をして返さしむること勿りき。六衆の常法として日暮時に至るに同じく一處に聚まり、善惡事あらんに皆相報知せり。時に鄔波難陀は便ち寺內に入りて六衆に告げて曰はく、「諸具壽、我等何の時にか此辛苦を免るべき」。彼便ち問うて曰はく、「大德、頗し少多の奇異の消息ありしや」。報じて言はく、「有りき。某處聚落に毗訶羅あり、北方商人其所に來至し、情に六十苾芻に供養せんことを樂ひ、衣食豐足して闕少する所なし」。諸人聞き已りて咸云はく、「我去かんも、我等は彼に於て安居を作さんとするや不や」。鄔波難陀曰はく、「彼處に於てして安居を作さじ。我等彼に往かんに、前夏中に於て皆食噉し已り、還此に來至して後安居を作さん」。卽ち門徒を將ゐ路に隨うて去り、既にして彼に至り已るに、舊住の二人遙かに見て來至して報じて言はく、「善來善來、諸具壽」。卽ち便ち房舍臥具及び
二四 諸の小座・安水器物を授與せり。時に六衆は是の如きの議を作さく、「我等遠くより來れるは求覓する所あればなり、其の爲さんとする所の事は宜しく共に觀瞻すべし」。卽ち老苾芻に語げて曰はく、「現に利養あらば可しく將つて出し來るべし」。時に二苾芻は稟性質直なりければ、所有利物は並に將つて出現せるらく、「此は是れ六十苾芻の安居物に供へ、此は常食に供へ、此は是れ月の八日・十四・十五日に費す所の直、此は是れ醫藥の所須及び衣利に供ふるなり」。是時六衆は物を檢見し已りて自ら相謂ひて曰はく、「此二老は慳にして精妙の餐噉を施設して衆僧に供養することを肯んぜざらん、然り此老叟は已に爲に僧家の資具を守護して頗る勞苦を成ぜり、宜しく應に驅役の事を放免すべし」。時に二老人は既にして放免を蒙りて極めて歡悅を生ぜり。六衆相謂はく、「我等應に撿校を能くする者にして、日々の中に能く僧伽の爲に十八種の奇妙の餠果を作りて僧に供養する者を差すべし」。卽ち便ち差して知事人と作せるに、彼れ僧教を受けて日々に常に上妙の飮食を營み、未だ

【二四】諸小座・安水器物。藏律には座と小座と盃等……」とあれば、大小の牀座と飮器並に水瓶等を授けたりとの意、

久しからざるの間に財物罄盡せり。時に知事人は上座の前に於て白して言さく、「大德、僧家の食直今並に已に盡きて唯一日を餘せるのみ」。上座告げて曰はく、「具壽、若し戒不具者ならんには可しく節日を待つべけんも、我等は戒行具足すれば豈に日を待たんや。現に八日・十四日・十五日の供養に擬する者あれば、皆預じめ之を噉はん」。其の受事人は敎に依ひて卽ち營みしに、悉く皆食し訖りたれば、復衆に白して曰さく、「餘は一日の食在るのみ」。上座報じて曰はく、「五取蘊の身は常に病苦に嬰れり、所有藥直は亦可しく之を噉ふべし。現に衣資あれば亦須らく分ち却ふべし、各自ら持ち去りて路に隨うて歸らん」。卽ち便ち相與に其衣直を分ちて、復衆に白して曰さく、「一日の粥在るのみ」。鄔波難陀は知事に告げて曰はく、『老叟を喚び來りて報じて曰へ、「汝本僧を請じて三月內の供養豐足せりと云へるも、未だ一月を滿たざるに悉く皆罄盡せり」と』。彼二答へて曰はく、「豈に施主は日々の中に十八種奇妙の餅果を作りて常に好食を餐はしむべけんや」。上座報じて曰はく、「老叟、食を得るの時は低頭して餐噉しつゝ、今罄盡せりと聞いて嫌賤の言を出さんとは」。鄔波難陀は知事人に告げて曰はく、「此二老叟に衆は應に與に驅擯羯磨を作すべし」。餘ありて復云はく、「汝二老人、疾く當に求懺すべし、若し更に遲れんには、久事低頭して項筋舒說せん」。彼二卽ち便ち衆に對して求懺せるに、補榛伐蘇は大衆に告げて曰はく、「諸具壽、此の二老人は稟性愚直なれば、大衆は慈悲もて可しく共に容恕すべし」。大衆卽ち便ち歡喜を布施せり。鄔波難陀は老叟に報じて曰はく、「此聚落の人は全く信敬なければ、我等は此に於て乞食せんに求め難し。若し更に餘あらんには卽ち可しく擎げ出すべし。必らず其無からんには我等當に行るべし」。彼二答へて曰はく、「大德、更に〔三五〕遺孑なし」。時に六十人は悉く皆路に隨って室羅伐城に往き、卽ち彼に至り已るに咸後夏に坐し、三月旣にして了れり。彼の舊商人は還りて此に來至し、前に同じくして寺に入りて讃歎禮拜し、房を巡りて重ねて二老苾芻を見て問うて言はく、「寺內の苾芻は今何所に在りや」。報じて言はく、「賢

【三五】遺孑。遺餘の義。

首、此に苾芻なきなり」。商人曰はく、『豈に我云はざりしならんや、「六十苾芻を請じて此に於て坐夏せよ」と』。時に二老人は具に事を以て告げしに、商主報じて曰はく、「仁は何處より苾芻を請得せりや」。報じて言はく、「六衆苾芻並に其徒伴なり」。商主報じて曰はく、「仁は大海に往きつゝも假瑠璃を取れり、豈に逝多林に更に餘人なからんや、仁等何に因りてか但六衆を請ぜる」。是時商主及び諸商人は各嫌賤を生ずらく、「沙門釋子は恥愧あることなくして淨法を破壞し、我等初めて信芽を起せるに即ちに摧折せしめたり」。諸苾芻聞いて事を以て佛に白すに、佛言はく、「夏中に分物せんに此過生ずるあり、故に諸苾芻は應に夏中に夏の利物を分つべからず、若し夏中に分たんには越法罪を得ん」。此は是れ緣起にして、尙ほ未だ制戒したまはざりき。

即ち爾の時に於て此城中に於て苾芻尼大世主は常に寂定を修せるに所有門徒も亦皆宴寂に、法與苾芻尼は常に樂うて持經せるに所有門徒も亦經藏を持せり。斯の二人同じく一寺に居せるに、若し大世主の門徒にして定より起ち已らんには、時に法與尼は門徒に告げて曰はく、『諸妹、世尊が諸苾芻尼に出家圓具を聽許したまへるは、皆是れ大世主が勸請の力なり。世尊說きたまへるが如し、「若し人能く他意を護らんには當に多福を生ずべし」と。諸妹、汝等も亦應に無常觀を作すべし』。是時門徒は教に隨うて而ち作せり。若し法與の門徒にして讀誦せん時は、大世主は門徒に告げて曰はく、『諸妹、如來世尊は三大劫に於て諸の苦行を修し、無量百千の六波羅蜜多は悉く皆圓滿して無上智を證したまへり、斯等は皆有情を饒益せんが爲なりき。世尊說きたまへるが如し、「若し人能く他意を護らんには當に多福を生ずべし」と。諸妹、汝等も亦應に[二六]無常經を誦すべし』。是時門徒は教に隨うて而ち作せり。時に二苾芻尼及び諸門徒は相將護せるが故に、所修の善品增進すること能はずして、華に水少きが如くなりき。鄔波索迦あり、毗舍佉と名け、法與苾芻尼に於て深く敬信を生じ、彼れ苾芻尼の所須資具に於て皆意に隨うて與へぬ。時に毗舍佉は曾て一時に於て法與尼の所

【二六】無常經（anitya-sūtra）。三啓經とも三啓無常經ともいふ。律部九、有部律解題（五）參照。

に至り、爲に禮敬を申べんとて既にして其所に至りしに、尼便ち告げて曰はく、「鄔波索迦、多苾芻尼共に一處に在りて安居を作して更に相護惜せんに、所修の善品增進する能はざること花に水少きが如くなり、汝願し苾芻尼衆の與に別に寺を造らんことを能くするや不や」。彼即ち報じて言はく、「聖者、我れ大に物あるも而も其地なし、地は皆王に屬すれば我得るに由なきなり」。法與報じて曰はく、「必らず其能くせんには我れ爲に王に白して其地を望得せん」。毘舍佉曰はく、「若し地を得んには當に爲に寺を造るべし」。時に法與尼は即ち便ち勝鬘夫人所に往詣せるに、是時夫人は法與の來るを見て告げて言はく、「善來善來、聖者、可しく此に坐すべし」。尼既にして坐し已るに、便ち雙足を禮して告げて言はく、「聖者、何の意にてか來るを得たる」。報じて言はく、「夫人、我今諸苾芻尼の爲に一住處を造らんと欲せるも、然も地皆王に屬すれば能く作らんに處なし。我れ地の爲の故に王に白して知らしめんことを欲してなり」。夫人報じて曰はく、「聖者、當に去るべし、我れ爲に王に白さん」。時に法與尼は「病なからんことを」と呪願して、坐よりして去れり。是時夫人は往いて王所に詣り大王に白して言さく、「王は今日に於て大利を獲得せり、聖者法與苾芻尼は王宅に來至したれば」。王言はく、「聖者は何爲ぞ得來れる」。夫人報じて曰はく、「『聖者は意に苾芻尼の爲に一住處を造らんと欲してなり。彼言はく、「大地は皆王に屬す、地を求めんが爲の故に啓白あらんことを欲す」と』。王便ち答へて曰はく、「必らず其聖者にして我が[二七]中宮を須めて將つて造寺せんと欲せんには、我當に捨與して別に居宅を造るべし。若し欲せざらんには、所樂の處に隨うて情に任せて修造せよ」。是時夫人は王敎を得已るに、使をして往いて聖者に報ぜしむらく、「『王今願に隨へり、王は言へり、「必らず其聖者にして我が中宮を須めて將つて寺を造らんと欲せんには、我當に捨與して別に居宅を造るべし。若し欲せざらんには、所樂の處に隨うて情に任せて修造せよ」と』。時に法與尼は是敎を聞き已るに、具に毘舍佉に報じて知らしめぬ。時に[二八]勝軍王に二將帥あり、一は[二九]善劍と名け、

【二七】中宮。藏律には「正しく此處に於て…」とあるのみ。

【二八】勝軍王。波斯匿王にして義淨は勝光王とも勝軍王とも譯せり。

【二九】善劍・善弓。藏律にも梵音を寫さずして譯出せる故に、相當梵名定め難し。

二は善弓と名けぬ。爾の時に當りて「善劍、兵を持して他處に出師せるに、是時彼の婦は外と私通せり。彼家に近き邊に空閑處あり、法與は地を求めて遂に便ち此に至れり。法與報じて曰はく、「此中に造寺せんに形勝愛すべし」。時に當舍佉は卽ち此地に於て寺を造り、興功未だ久しからざるの間に寺便ち成立せり。時に苾芻尼は遂に門徒と與に此に於て居止せり。時に善劍軍は師を旋らして歸故せるに、彼が婦女は意に隨うて遊從しければ、時に彼諸人は尋逐して得已り、將ゐて舍に還り至り杖を以て之を打ちしに、悉く皆號叫して大音聲を出せり。諸尼皆來りて法與に白して曰さく、「聖者、我は天雨を避けて返りて河中に溺れぬ」。時に法與尼は是語を聞き已りて是の如き の念を作さく、「彼の諸人等は善根ありや不や」。卽ち觀察して善根あることを知れり。(復、是の如きの念を作さく、)「誰にか繫屬せる」。(卽ち觀ち觀察して)皆我所に在るを(知り)、卽ち門徒に報じて曰はく、「諸妹、化度せんと欲せんが爲には當に之を忍受すべし」。時に法與尼は遂に瓦盆を以て一處に置き、門徒に告げて曰はく、「諸妹、所有殘食は皆當に此に置くべし」。時に彼諸尼は殘餅食ありければ皆此に安けり。時に小男女來りて寺中に入りしに、若し是れ男なるには、時に法與尼は油を以て手に塗きて自らをして頭を摩でしめ、其殘餅を以てして之を授與せり。若し是れ女なるには、時に法與尼は自ら香油を持して其頂上に塗り、皆殘餅を以て之に與へて食せしめぬ。時に諸男女は餅果を得已りて悉く將ちて家に歸りしに、其母見已りて皆之に問うて曰はく、「汝、何處に於て此餅を得來れる」。答へて云はく、「聖者法與は我に惠みて食せしめぬ」。諸母聞き已りて皆是念を作さく、「此憐愛を觀ずるに、便ち是れ聖者法與は我を助けて兒を養へり」。此事に由りての故に便ち尼處に於て敬信倍深く、各是念を生ずらく、「若し我が夫主更に去いて征行せんに、我等皆當に聖者所に詣りて承事供養すべし」。便ち後の時に於て彼が夫主は軍に從うて去りしに、時に法與尼は彼諸女の、化度を受くるに堪へたるを知りて、便ち門徒をして庭宇を灑掃し新牛糞を以てして之を塗拭し、幷に澡豆及以

淨水を安じ、香花幷に供養具を嚴設せしめ、美音聲の者を差して佛を讃ぜしめぬ。時に彼婦人は夫主去り已るに、皆相呼命して寺中に來り入りて法與所に至りぬ。時に尼見已りて報じて言はく、「善來、姉妹」。彼皆敬禮して共に相問訊せるに、授くるに澡豆を以てし、灌ぐに淨水を以て手を洗はしめ已り、悉く香花を與へて其をして右旋して制底に供養して歌詠讃歎せしめぬ。既にして供養し已るに、時に法與尼は大衆前に於て座に就いて坐せり。時に諸婦女は皆敬を致し已りて、前に當ひて坐せり、法を聽かんが爲の故に。時に法與苾芻尼は衆の根機・界性の差別を觀じ、其意樂に隨うて爲に法を說けるに、彼諸女をして心に開悟を得せしめ、卽ちに座上に於て金剛の智杵を以て二十種薩迦耶見の山を摧破して、皆預流果を得……廣く說けること前の如し……三惡趣を離れて涅槃の道を得、三寶に歸依し五學處を受けて……不殺生乃至、不飲酒なり……鄔波斯迦を成じぬ。時に諸婦女は尼衆を禮し已りて各並に舍に歸り、既にして舍に至り已りて家庭を灑掃し、新牛糞を以て淨く塗拭し訖り、威儀庠序として寂止して居せり。後に異時に於て夫主は軍を廻らせるに、各途中に在りて是念を作さく、「我家中の婦は何の男子と共に非法を行ぜりや」。時に彼諸婦は聟歸還せりと聞いて皆共に出で迎へ、既にして相見え已りて報じて言はく、「善來善來、聖子、辛苦せりや」とて、卽ち各引き還りて其舍宅に至れり。時に彼諸婦は各其夫の與に香油を身に塗り湯水にて沐浴し、供ふるに美食冠帶花纓を以てせり。時に彼諸人は各是念を作さく、「希有なり、今日禮節威儀あるは」。皆婦に問うて曰はく、「何の意にてか今者供給せること常に異れる」。婦各夫に白さく、「聖子知れりや不や、我れ聖者法與苾芻尼の、爲に妙法を說くを蒙り、能く我等をして生死中に於て復流轉すとは雖、極重の煩惱は復現行せんこと猶し往日の如からざらしめたればなり」。時に彼夫主各是念を生ずらく、「聖者法與は能く調へ難きを調へぬ。我が妻室は昔日より來多く邪行を造り、我れ種々に杖楚苦言を以て責罰せるも然も改むること能はざりしに、聖者の、爲に法を說くを蒙れるに由りての故に便ち

調伏するを得たり。此則ち聖者は我に大恩を惠みぬ、我等宜しく應に共に王に白して知ら(しむ)べし」。往いて寺中に至りて聖者を禮拜せんとせるに、時に法與尼は彼根機の、化度を受くるに堪へたるを觀じて、卽ち便ち房宇を掃灑し……廣く說けること前の如し……彼諸人をして皆見諦を得せしめ、希有を讚歎して……前に具に說けるが如し……乃至、三寶に歸依し五學處を受けて是の如きの語を作さく、「聖者、我れ今日より……乃至、故心を以て蟻子の命をも損せじ。然り而して我等は刀を持して自活せり、今時殺を斷ぜんに其如何せんと欲すべき」。尼便ち報じて曰はく、「賢首、無鏃の箭を執り、無弦の弓を持し、手には木刀を把りて害意を生ずること勿れ」。諸人答へて曰はく、「我等奉行せん」。彼諸軍士は既にして見諦し已りて飲酒せず、博奕せず、邪行を行ぜざりければ、斯に由りて家業は受用豐饒に、所有象馬は養餧すること如法なりければ亦皆肥盛せり。後に異時に於て憍薩羅勝光王の邊隅は命に逆らひければ、兵を發して往いて征せるに、去ける所の軍師皆他に敗られ、復將ゐ去かしむるに還沒落に遭へり。時に國の大臣進んで王に白して曰さく、「邊隅の兵盛にして王師日に羸れり、王親しく行かざらんには彼れ剋伐すること難からん」。王は是語を聞いて卽ち便ち宣令して普く諸人に告ぐらく、「我國中に於て刀を持して活命せん者は、悉く皆我に隨ひて彼不臣を伐て」。王に二軍あり、一は善劍と名け、二は善弓と名けぬ。王既にして出で已りて、善劍をして先鋒に、善弓をして後殿たらしめしに、王は前軍の人馬肥盛せるを見て、王、大臣に問うて曰はく、「此は是れ何の軍なる」。大臣白して言さく、「是れ王の善劍軍にして、前鋒として去くなり」。時に王は廻顧して其後軍の人馬羸瘦せるを見て、王は大臣に問うて曰はく、「此は是れ何の軍なる」。大臣白して言さく、「是れ王の善弓軍にして、以て後殿たり」。王曰はく、「卿等豈に軍粮を給せんに平等に與へざるべけんや」。大臣白して言さく、「均平して給與せり」。王曰はく、「喚び來れ」。彼便ち喚びて至るに、王親しく問うて曰はく、「汝が軍、粮を得るに豈に均等せざらんや」。白して言さく、「大王、料を

得ること相似せり」。王曰はく、「何の故に前軍の人馬は肥盛せるに、汝か軍衆は羸痩せること是の如きや」。彼れ王に白して曰さく、「我等若ち無鏃の箭を執り、無弦の弓を持し、手に木刀を把りて傷害するを欲せざれば、所有兵器は賣りて以て食に充てたるに、我等が軍兵は亦皆肥盛せるなり」。王語を聞いて前軍に問うて曰はく、「汝等豈に無鏃の箭を執り、無弦の弓を持し、手に木刀を把りて傷害するを欲せざるべけんや」。白して言さく、「實に爾り」。王曰はく、「汝等豈に將に我れ彼に至らんに他をして殺さしめんと欲せるならんや」。即ち便ち白して言さく、「豈に器仗にして能く鬪戰すべけんや、終には人力を須ちて方に彼軍を破らんのみ」。王聞いて忿怒して告げて云はく、「若し器仗にして能く戰はず、人能く戰はんには、汝等宜しく去りて彼城を降破すべし」。是語を作し已るに王は即ちに駕を廻らせり。時に前軍の人は法與尼の處に詣りて告げて言はく、「聖者、王は我等を遣はして往いて彼城を伐たしめぬ、我等今時何の計をか作さんと欲すべき」。法與報じて曰はく、『賢首、仁等但去いて彼邊城に至れ、必らず當に勝を得べし。然り毎に宿處に於ては[三〇]三啓經を誦せよ。既にして邊隅に至りて彼城郭を圍まんに、即ちに其夜に於て通宵して經を誦し、天等名を稱して爲に呪願せよ、「願はくは此福を以て、資して梵[三一]天此世界主・帝釋天王幷に[三二]四護世及び十八種大藥叉王・[三三]般支迦藥叉大將・[三四]執杖神王の所有眷屬・難陀鄔波難陀大龍王等に及ぼさんことを」と』。時に彼軍人は法與苾芻尼が所說の事を聞き已るに、即ち便ち禮足して歡喜して去り、毎に住まる處に於て三啓經を誦し、既にして彼に至り已るに遍く城廓を圍み、即ちに是日に於て通夜誦經せり。時に彼將軍は法與尼が敎へし所の法に依りて、遂に廣く爲に呪願し、……前に具に說けるが如し……幷に祭食を設けて天神に供養せり。爾の時に當りて北方[三五]多聞天王は須らく衆多藥叉の集處に往くべかりしも、諸軍衆の說ける呪願の聲を聞いて便ち是念を生ずらく、「誰ぞ我名を稱して爲に呪願せるは」。遂に俯して觀察せるに諸軍衆を見たりければ、復是念を作さく、「我が此法弟は非處に驅馳せ

【三〇】 三啓經。無常經なり、三啓と稱する所以は、律部十九、有部律解題(五)參照。

【三一】 梵天此世界主。律部十三、註(八の二三)娑婆世界主梵天王の下參照。

【三二】 四護世。護世の四天王なり。

【三三】 般支迦藥叉大將。毘沙門天王の八大將の一、散脂、半只迦、半支迦とも音譯、毘奈耶雜事(三一)には鬼子母神の夫となす。

【三四】 執杖神王。執杖藥叉即ち門側の金剛力士なり。

【三五】 多聞天王。毘沙門天王なり。

り」。即ち般支迦藥叉將軍に告げて曰はく、「此の軍兵は是我が法弟にして非處に驅役せり、汝等宜しく應に此城を降伏して彼軍衆に付ふべし」。藥叉敬諾して、卽ち便ち斯を去ること遠からざるに軍衆を化作し、象は大山の如く、馬は形象の如く、車は樓閣の如く、人等は藥叉の(如くせり)。時に城內の人遙かに軍の來れるを見て大恐怖を生じ、共に相告げて曰はく、「國と命と何者をか先とせん、國破るゝに更に求めんも、命は斷ぜんに續ぎ難し、宜しく當に命を保つべし、豈に城を顧みんや」。遂に卽ち各兵器を捨てゝ大城門を開き、自ら其頸を繫ぎて求哀して命を乞へり。時に善劍軍は斯事を見已りて各悲憐を起し、殺害を加へずして其將師並に諸の封直を取へ、皆大歡喜して返旆して歸り、其王所に到りて大王に白して言さく、「大王、此は是れ兵衆及び封直の物なり」。王極めて欣慶して軍人に告げて曰はく、「將らす所の封直は用つて勞勤を賞せん、俘虜の諸人は盟を設けて還し放たん」。時に善劍軍人は便ち是念を作さく、「我等、師を出して安隱に歸故せること、斯等は皆是れ聖者法與が威神力なり」。遂に相謂ひて曰はく、「聖者の力に由りて我をして勝を得せしめぬ、今此封直を持して聖者に供養せん」。卽ち便ち物を持して往いて其所に至り、報じて言はく、「聖者、我等命を保ち戰勝ちて言に歸りしに、國王歡喜して賞賜すること豐贍なり、今持して此に至り略丹心を表はさんとす、唯願はくは慈悲もて爲に斯物を受けたまはんことを」。法與報じて曰はく、「賢首、若し三寶に於て供養を興さゞらんには、天上に生まると雖而も貧苦を受けん、汝等宜しく應に佛法僧に於て而ち供養を興すべし、當に汝等をして長夜の中に於て常に安樂を受けしむべけん」。時に彼諸人は斯敎を蒙り已りて皆逝多林に往き、佛及び僧に三月夏安居內に於て所須あらんには悉く皆供給せんことを請じ、日々の中に於て每に食前に於て三寶に供養し、食後時に於て妙法を聽聞し、初夜後夜に繫念思惟せり。後に異時に於て復邊隅にして王命に臣はざるありき。時に王は遂に善弓軍に勅して曰はく、「汝等可しく去いて彼邊隅を伐つべし」。時に善弓軍、大王に白して曰さく、「我兵は羸弱にして

彼軍は強盛なり、可しく彼をして去かしむべし、我更に後番とせん」。王は善劍軍に命じて曰はく、「汝等可しく去いて彼邊隅を伐つべし」。彼軍、王に白さく、「我番は已に了れり、未だ軍行すべからず」。王曰はく、「且らく此番に應ぜよ、後は當に汝を免ずべし」。時に彼軍人は王敎を承け已りて共に相議りて曰はく、「前に彼城を伏せるは是れ藥叉衆の威神力なりき、我今更に去かんに定んで死なんこと疑なし。然り我等は三月内に於て佛及び僧を請じて、所須あるに隨うて悉く皆供給せり、我等宜しく彼に夏衣を奉じて軍に從うて去くべし」。即ち衣物を持して逝多林に往きぬ。時に世尊は宴默して坐したをひければ、諸人は物を持して苾芻所に詣りて白して言さく、「聖者、我等使を被りて往いて邊隅を伐たんとす、彼に於て戰亡せんに再入を期し難からん、此は是れ夏中の施物なり、幸に爲に之を受けたまはんことを」。時に諸苾芻は報じて言はく、「賢首、大師世尊は已に學處を制したまひて、我等に夏内に分衣するを許したまはざれば、我受くることを敢へてせじ」。報じて言はく、「聖者、幸はくは當に受取して一處に置在し、夏了の日を待ちて衆共に之を分たるべし」。諸人は衣を以て一房中に置きて便ち捨てゝ去りぬ。時に彼諸人は先の器仗を持し旅を帥ゐて出でしに、時に給孤獨長者は見て問うて曰はく、「君等は何に之くや」。報じて言はく、「長者、往いて征行せんと欲す」。長者報じて曰はく、「豈に君等は先に已に征還せるには非さらんや」。答へて言はく、「行り了れり」。「若し爾らば何の故に復更に征行するや」。報じて言はく、『王は我等を遣はすらく、「且らく此番に應ぜよ、後は當に相免ずべし」と』。長者報じて曰はく、「且らく此に住せよ、我爲に王に白さん」。是時長者は便ち王所に詣り、王に白して曰さく、「王今何の意にてか善劍軍を使はさんとせる」。王曰はく、「某城叛逆したれば、今往いて之を討たんとて なり」。長者曰はく、「彼は番に當れりや未や」。王言はく、「已に去けり」。長者曰はく、「若し是の如くならんには、何の故にか頻けて行かしめたる」。王曰はく、「後番は放免せん」。長者曰はく、「王今知れりや不や」。無鏃の箭を執り、無弦の弓

【三六】夏衣。安居衣なり、安居三月竟るに僧衆に布施する衣。

を持し、手に木刀を把りて能く他を降すや不やを。然り彼軍人は皆是れ佛子にして、乃し蝗蟻に至るまで故には命を斷たざるなり。前に去いて征討せるは、乃ち是れ藥叉天衆の、彼城を伏せるが爲なりき。今者重ねて行かんに、恐らくは將つて沒落せん、豈に大王は佛子を傷害するに非ざらんや」。是時大王は是れ佛子なるを知りて大臣に告げて曰はく、「當に我敎を宣べて毘盧宅家に告げて知らしむべし。今より已去、征行處あらんに、更に善劒軍人を差遣すること勿れ」。時に諸苾芻は夏安居了りて諸人所に往いて報じて曰はく、「賢首、我れ隨意事訖れり、衣あらんには我に與へよ」。彼便ち報じて曰はく、「聖者、我先に之を與へぬ。彼處にて應に取るべし」。時に諸苾芻は房を開きて物を取らんとせるに、但、螻蟻土封して積みて大聚を成ぜるを見ぬ。時に諸苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、『應に藏衣苾芻を差すべし。若し苾芻にして五法具せざらんには此應に差すべからず、差せんには應に作さ(しむ)べからず。云何が五と爲す、謂はく、愛・恚・怖・癡あると、藏と未藏とを能く曉了せざるとなり。五法具せんには此卽ちに應に差すべく、差せんには應に作さしむべし。云何が五と爲す、謂はく、愛・恚・怖・癡なきと、藏と未藏とを善く能く曉了するとなり。是の如くに應に差すべし、先に當に勸喩すべし。一苾芻をして曰は(しめ)よ、「汝某甲、僧伽の與に夏三月中に於て衣を藏護することを能くするや不や」。若し「能くす」と言はんには、應に坐席を敷き次いで揵稚を鳴らして、言を以て白し訖りて僧伽盡く集まらんに、一苾芻をして白羯磨を作さしむべし』。爾の時世尊は戒を持ち及び戒を尊敬する者、少欲知足にして杜多行を行じ、威儀嚴肅にして量を知りて受け、苾芻所行の法に隨順するを讃歎したまひ、爲に宣說し已りて諸苾芻に告げて曰はく、『前は是れ創制にして此は是れ隨開なり、諸苾芻の爲に其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻前三月夏安居して、十日未だ八月半に至らず未だ滿たずして急施衣あらんに、苾芻須ゐんには應に受くべく、乃し施衣時に至るまで應に畜ふべし。若し過ぎて畜へんには、泥薩祇波逸底迦なり」

【三七】毘盧宅家。律部十九、註（五の一五）參照。

と」。

「苾芻」とは、謂はく、佛法中の人なり。「十日未だ八月半に至らず」とは、謂はく、隨意事を去ること十日あるなり。「前三月に在りて夏安居す」とは、後安居に非ざるなり。「急施衣あらんに」とは、其に五種あり。云何が五と爲す。或は自の病の爲の故に施し、或は他の病者の爲の故に施し、或は將に死なんとする時に施し、或は死亡の爲の故に施し、或は將に行かんとする時に施すなり。「苾芻須ゐんには」とは 謂はく、心に樂ひ欲するなり。「衣」とは、謂はく、七の中の隨一なり。「應に受くべし」とは、謂はく、受畜し已りて隨意に之を分つなり。「乃し施衣時に至るまで應に畜ふべし」とは、謂はく、畢藏するなり。何をか施衣時と謂へる。謂はく、羯恥那衣を張らざるには一月、若し羯恥那衣を張らんには五月、是を謂ひて時と爲し、此を過ぎんには非時なり。若し此時を過ぎたるに、分別を作さずして衣を畜へんには捨墮を犯ず。捨するの法式は……廣く說けること前の如し。

此中の犯相、其事云何。苾芻若し夏內に於て夏の利養を分ち、或は時を過ぎて畜へんには皆捨墮を得ん。若し十日中に於て五種急施衣を得て之を分たんには無犯なり。若し夏中に在りとも或は時に施主自ら手づから而ち施を行ずるを得んことを欲まんには、取るも亦無犯なり。若し其差して藏衣苾芻を得、或は施主にして「我れ行より還りて自ら手づから當に施すべし」と、是の如きの語を作すべからんには、時分を過ぎて畜ふると雖亦無犯なり。又無犯とは、最初犯の人、或は癡狂と心亂と痛惱所纏となり。[三八]

【三八】此下、聖本には光明皇后の願文あり。

卷の第二十四

[一]阿蘭若六夜學處第二十七

爾の時薄伽梵、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。斯を去ること遠からざるに一聚落あり、彼に長者あり大富饒財にして諸の僕使多く、彼れ淨信心ありて意樂賢善なりき。彼れ僧伽の爲に一住處を造りしに、其狀高大にして妙石門あり、周匝せる欄楯は悉く皆嚴飾して生天の梯隥たりければ見る者歡喜せり。此住處に於て六十苾芻を請ぜるに、夏安居し已りて意に隨うて去りぬ。時に彼施主は寺の空虛なるを見て人をして守護せしめ、賊徒をして牀褥等を盜ましむること勿りき。是時復六十苾芻ありて人間に遊行し、斯聚落に屆りて停處を求覓せり。時に一人あり苾芻に報じて曰はく、「聖者、何ぞ寺に住せざる」。答へて言はく、「賢首、何に寺ありや」。答へて言はく、「村外林中に好住處あり」。苾芻便ち往いて守護人を見たるに、彼遙かに見已りて告げて言はく、「善來善來」。即ち便ち次を以て房舍幷及に牀褥・倚枕・坐牀幷に[二]三木柜を給し、告げて言はく、「聖者、可しく先に水を濾すべし、我今暫らく往いて長者に白して知ら(しめ)ん」。至り已りて告げて曰はく、「長者、今仁が福德は倍更に增長せん、六十客苾芻ありて寺所に來至したれば」。長者聞き已るに即ち便ち驚喜して家人に報じて曰はく、「汝等今可しく酥・蜜・沙糖・石榴・石蜜・蒲萄・胡椒・乾薑・蓽茇の、非時漿と作すに堪へたる物を取りて持して寺中に往くべし。今客僧伽來りて住處に至りたれば、非時漿を作して其をして飽飮せしめんと欲す」。家人聞き已るに咸く將って寺に至れり。時に諸苾芻は旣にして水を濾し已り、各住威儀もて隨處に而ち住せり。是時長者は便ち寺中に往き遙かに苾芻の、蓮花叢の寺內に充滿せるが如きを見て、倍信心を益して極めて歸向を加へ、伽他を說いて曰はく、

「若しは村若しは林中　若しは高く若しは下き處に

【一】捨墮法第二十七阿蘭若六夜學處。

【二】三木柜。本文に柜を拒とせるも今改めたり。拒・柜は同意寫なり、三本の木を組み合はせたる濾水器なり。律部十九、註(八の一二)參照。

僧伽居住せんには　　愛樂心を生ぜしむ」。

非時漿を作し調和既にして了りて自ら手づから授與せるに、諸苾芻衆は漿を飽飲し已りければ、僧伽の足を禮し自ら香鑪を執り、諸の僧衆を引いて出で丶制底を遶りて寺中に還歸し、上座の前に居して長跪して住せり。上座は彼が爲に而ち呪願を作し、呪願し已るに長者は白して言さく、「明日中時に唯願はくは聖衆は、我宅中に就りて哀みて微供を受けたまはんことを」。苾芻は之を許ふに、禮足して去りぬ。彼れ明日に於て諸の美膳を辦へて僧伽に供養し、僧伽は食し已るに各住處に歸れり。復中後に於て非時漿を設け、既にして澡漱し已るに爲に妙法を說き、上座は復與に呪願せり。是時長者は手づから香鑪を執り、上座の前に於て大衆に白して曰さく、「聖者、此の住處は我れ身の爲にせず、亦親屬の爲にせず、然り本意は但僧伽の爲に斯住處を造れり、願はくは哀愍して此に於て夏安居せられんことを」。諸苾芻は長者に告げて曰はく、『法主世尊は今現に室羅伐城に在し、時時の中に於て授記して「某甲苾芻は阿羅漢を證せり、某甲苾芻は不淨觀を成ぜり」と說きたまふを聞いて、勝光大王・末利夫人・仙授世主・毗舍佉母及び餘の長者婆羅門等は並に悉く敬信せり。我等彼に至りて若しは法若しは義皆同じく受用せん、我等は往かんと欲す』。長者白して言さく、「法義利を受けんことは唯仁の知る所、願はくは少しく心を留めて此に於て停住したまはんことを、四事供養は當に缺乏なかるべけん」。上座告げて言はく、『諸具壽、世尊說きたまへるが如し、「若し其施主にして敬信あらんには、應に須らく悲愍して信心を增長すべし」と。我今此に於て住せんと欲す』。既にして留意を作し、即ち便ち此内外に於て觀察せるに、遂に香花樹に滿ち美果枝に豐に、淸沼茂林皆愛樂すべきを見たりければ、上座告げて曰はく、「諸具壽、今此住處は花果豐盈せり、若し前安居せんに果實未だ熟せざれば、我等宜しく後安居を作すべし」。是議を作し已りて便ち後安居せり。時に彼長者は唯一寺をのみ造りたれば、所有福業は皆其中に在

き、此聚落及び餘の村坊に於ても更に別寺なかりければ、諸人の福業も亦皆臻湊せり。時に諸苾芻は此に於て安居して多く利養を得たるに隨意事了るも猶ほ未だ分散せざりき。時に迦栗底迦賊あり共に相議りて曰はく、「我等當に何の業を作してか、一歲中に於て劬勞を假らずして衣食を豐足すべき」。是說を作すあり、「我等宜しく應に苾芻物を偷むべし」。餘賊報じて曰はく、「彼は一日中に百の門閫を過り辛苦乞索して僅に軀に充つるを得るなれば、彼何の有する所ぞ」。中に一賊あり苾芻に語委せるが諸人に告げて曰はく、「汝知らずや彼に大に財物あるを。然る所以は知んぬ、此造寺長者は信心淳善にして、唯一寺をのみ造りて所有福業は皆其中に在き、此聚落及び餘の村坊に於ても更に別寺なければ、諸人の福業も亦皆臻湊すればなり。時に諸苾芻は此に於て安居して多く利養を得たり、若し信ぜざらんには可しく共に親觀すべし」。諸人報じて曰はく、「若し爾らば汝可しく先に觀ずべし、我當に後より去くべけん」。報じて言はく、「我且らく先に行かん」。即ち便ち衣服を整理し緩步從容して口に伽他を誦し、制底を旋行して便ち寺內に入りぬ。時に門所に一莫訶羅苾芻あり、彼賊見已りて禮足して問ふらく、「聖者、此は是れ唯が寺なりや、房宇莊嚴して人をして愛樂せしめ、生天を願ふ者の是れ其梯隥たるは」。苾芻報じて言はく、「賢首、是れ某甲長者の興建せる所たり」。問うて言はく、「聖者、此は是れ毗訶羅なりとやせん、是れ毗伽多なりとやせん」。苾芻問うて曰はく、「何をか毗訶羅と謂ひ、何をか毗伽多と謂へる」。報じて曰はく、「若し資具充滿せんに是れ毗訶羅、若し所須缺乏せんに是れ毗伽多なり」。苾芻報じて曰はく、「賢首、若し是の如くならんには、此は是れ毗訶羅にして毗伽多には非じ、此住處に於ては資產豐足すれば」。賊便ち報じて曰はく、「聖者、若し食に足せんには應に土を餐ふべからず、若し衣に足せんには樹皮を著せじ。仁が衣服は應に多少あるべし」。時に莫訶羅は稟性愚直なりければ、便ち賊手を攜へて共に房中に進み、報じて言はく、「汝、架上の衣物を觀ぜよ」。重ねて復問うて言はく、「聖者、此は是れ仁が物とやせん、僧祇

【三】迦栗底迦賊。律部十三、註（五の二七）參照。

【四】僧祇。大衆物の義。

とやせん」。報じて言はく、「賢首、是れ我が私物なり」。問うて言はく、「聖者、仁は是れ上座なりとやせん、是れ法師なりとやせん」。報じて言はく、「賢首、我は上座にも非ず、亦法師にも非じ、我は是れ[五]沙彌にして僧の末に在り」。報じて曰はく、「仁が所有物は我已に之を知れり、然れども衆家に於ては臥具ありや不や」。報じて言はく、「賢首、我れ最下に在りてすら尚ほ七事具足せり、何に況んや僧家をや」。問うて言はく、「聖者、衆家の厨内煮食の物は、瓦器を用ひたりとやせん銅釜を(用ひたり)とやせん」。苾芻即ち便ち其庫屋を示して告げて言はく、「此庫中に於ては銅器を充滿せり」。既にして此を知り已るに賊便ち去らんと欲して報じて言はく、「聖者、向より來仁が善品を廢し我が家業を妨げぬ、今且に辭去せん、後更に諮參せん」。報じて言はく、「好なり、去れ」。賊乃ち禮足して行り、諸賊所に詣りて告げて曰はく、「我れ彼寺に於て財物を觀察せるに、陸地の舟の如くなり、宜しく偷竊すべし」。中に一人あり諸賊に告げて曰はく、『我曾て聞說く、「六十人の善く弓矢を閑へるありて此に於て出家せり」』と。造次に輙ち偷竊を爲すべからず、若し衆集まりて聽經せんに方に可しく寺に入るべし』。別人問うて曰はく、「知らず、何の日にか衆聚まりて聽經するかを」。其の僧に諮委せる人、諸賊に告げて曰はく、「八日已に過ぎぬれば、月の半に當に誦すべけん」。即ち便ち指を屈し日を數へて住して十四日に至り、上座自ら波羅提木叉を說き[六]長淨事を爲し已り、誦經者をして師子座に昇らしめ、纔かに發端を始めて伽他を誦して曰へり、

「佛、給園中に在しき　能く諸の纏惑を斷じ
諸根皆寂定にして　衆に告げて是の如く言へり」。

時に賊徒は門を扣いて喚べるに、苾芻問うて曰はく、「汝は是れ何人ぞや」。報じて言はく、「聖者、我は是れ善男子なり」。時に諸苾芻便ち是念を作さく、「或は聚落の人此に來りて法を聽かんとするならん、我れ爲に門を開かん」。其門既にして開くに、賊徒競ひ入りて爭うて財物を取りければ、苾

【五】前文に苾芻として今沙彌とせり。これ形相は苾芻なるも而も苾芻の性を成ずるを得ざる愚老の苾芻なれば、沙彌と云へり。苾芻の最下位、沙彌の最上位に席次を持てるもの。

【六】長淨事。布薩事なり律部十九、註(八の二七)參照。

芻告げて曰はく、『汝向に報じて「是れ善男子なり」と言へるに、今寺に來り入りて便ち我財を竊まんとは』。賊言はく、「聖者、我に二名あり、外に在りては善男子と名け、寺に入りては賊と名くるなり」。苾芻告げて曰はく、「汝が名を作せる者は是れ好人に非じ」。物を偷み得已りて即ち便ち寺を出でしに、苾芻議して曰はく、『具壽、世尊說きたまへるが如し、「乳を轂らん者は應に盡さしむべからず」と。今此長者にして若し賊に遭へるを見んには、物を出して寺に供へ、復我等に與へて定んで當に傾竭すべけん。宜しく室羅伐城の同梵行處に往いて衣服を求覓すべし』。共に相謂ひて曰はく、「我等は形露せり、如何が涉途せん」。一人告げて曰はく、「晝は草叢に入りて夜に當に涉路すべし」。長者に白さずして是に於て便ち行り、漸く室羅伐城に至れり。彼諸苾芻は初夜後夜に警覺し禪思して善品を勤修せりければ、露形者の來りて門前に至れるを見て憧惶として顧望し、彼諸苾芻遙かに之に問うて曰はく、「汝は露形拔髮の輩なり、何に因りてか斯に至れる、此は僧伽住にして汝が住處には非じ」。答へて言はく、「具壽、我は是れ苾芻にして露形外道には非じ」。復問うて曰はく、「豈に是の如き形相の苾芻あらんや」。答へて曰はく、「賊に偷劫せられ、使せんと欲すとも何ぞ爲ん」。問うて曰はく、「汝が名は何等なりや」。答へて曰はく、「我名は佛護・法護・僧護等なり」。彼便ち答へて曰はく、「善來善來、諸具壽」。即ち爲に門を開き、彼便ち寺に入りしに、或は三衣を與へ、或は裙を與ふるあり、或は[七]僧脚崎を與へ、或は漉水羅を與へ、或は腰條を與へ、或は[八]波怛羅を與へ、其所有に隨うて皆共に周給せり。時に諸苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「若し諸苾芻にして阿蘭若處に住せんには、三衣中に於て應に一衣を留めて俗舍內に置くべし」。佛所敎の如くに蘭若苾芻は三衣中に於て應に一衣を留めて俗舍內に置くべかりければ、時に諸苾芻は佛所敎の如くに衣を以て村に置き、[九]前の制戒に由りて還村中に往いて衣と共宿せり。時に婆羅門居士告げて言はく、「聖者、仁等何の意にてか此に於て宿れる」。報じて言はく、「此に我衣あればなり」。彼便ち報じて曰は

【七】僧脚崎。掩腋衣なり。
【八】波怛羅。鉢なり。
【九】前の制戒とは、捨墮法第二條三衣學處なり。

く、「我等豈に此衣を盜むべけんや、若し相信ぜざらんには宜しく持ち去るべし」。時に諸苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「應に彼に宿すべからず」。時に諸苾芻は明相未出に往いて村中に至りしに、諸女人の露形して臥せるを見ぬ。彼便ち問うて曰はく、「何の故にか聖者は未曉にして來れる」。苾芻報じて曰はく、「此に我衣あればなり」。彼便ち報じて曰はく、「我等豈に此衣を盜むべけんや、若し相信ぜざらんには宜しく持ち去るべし」。時に諸苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「應に夜に往くべからず」。時に諸苾芻便ち村外に至りて明相出を待てるに、遂に賊盜虎狼師子のために驚怖せられき。時に諸苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「應に寺中に於て明相出を待つべし」。時に諸苾芻は三寶事ありて須らく界外に出づべかりしも、皆敢へて去かずして云はく、「我に衣ありて俗舍內に寄ねたれば」。苾芻、佛に白すに、佛言はく、「阿蘭若苾芻は應に六夜を齊りて餘處に向ひ衣を離れて宿するを得べし」。時に六衆苾芻は界外に出でゝ遂に七宿を經たり。諸苾芻告げて曰はく、「具壽、佛は出界離衣六夜を聽したまへり、仁等何に因りての故に七宿を經たる」。答へて言はく、「具壽、遣ちて六夜を經たるに第七夜に至りしなり、豈に酒を飮み蒜を噉ひたらんや」。少欲苾芻は此說を聞き已るに共に嫌賤を生じて是の如きの語を作さく、「佛は六夜離衣宿を得るを聽したまへり、云何が苾芻遂に七宿を經たる」。時に諸苾芻は緣を以て佛に白すに、爾の時世尊は此因緣を以て……乃至、諸苾芻に告げたまはく、『……廣く說けること上の如し……其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復衆多苾芻、阿蘭若處に在りて住して後安居を作さんに、驚怖畏難ある處にては。苾芻は三衣中に於て隨うて一衣を留めんと欲して村舍內に置かんに、若し苾芻にして緣ありて須らく阿蘭若を出づべからんには、六夜を齊りて衣を離れて宿するを得ん、若し過ぎんには泥薩祇波逸底迦なり」と』。

「若し復衆多苾芻」とは、衆多とは謂はく三人已去なり。苾芻とは謂はく是れ六衆なり。「阿蘭若

住處に在りて」とは、村を去ること五百弓、(便ち)一拘盧舍あるを阿蘭若處と名く。四拘盧舍を一踰膳那と名く。七極微より踰膳那に至るまで〔一〇〕十八種差別あり、前に廣く說けるが如し。「住處」とは、謂はく、是れ寺なり。「後安居」とは、謂はく、六月十六日よりして始と爲す。「驚怖畏難ある處」とは、驚とは謂はく賊の來るあらんを恐れ、怖とは謂はく虎豹狼等を怖れ、畏難とは謂はく蚊虻・蛇蠍・風熱等の事なり。「苾芻は三衣中に於て隨うて一衣を留めんと欲して村舍內に置かんに」と言へるは、三衣とは謂はく是れ僧伽胝・嗢呾羅僧伽・安呾婆娑なり。村とは謂はく街衢巷陌に可識あるなり。「置く」とは、安ずるなり。「若し緣ありて須らく界を出づべきには」とは、謂はく三寶事或は別人事あるなり。界を出づるとは謂はく常住處所有の分齊を離るゝなり。「六夜を得ん」とは、謂はく六夜に至り衣を離れて宿するを得るなり、「若し過ぎんに」とは、謂はく七日明相出時に至らんに捨墮罪を犯ずるなり、捨悔の法式は廣く說けること上の如し。

此中の犯相、其事云何。若し苾芻、三衣中に於て一衣を留めんと欲して村舍內に置き、阿蘭若界より離れて六夜を過えんには捨墮罪を得るなり。若し八難の隨一事來るにありて捨て去らんには無犯なり。又無犯とは、謂はく初犯の人、或は癡狂と心亂と痛惱所纏となり。

〔二〕預前求過後用雨浴衣學處第二十八

爾の時佛、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。佛の所言の如くに、苾芻は應に雨浴衣を求むべきなり。時に六衆苾芻は預じめ前に求覓し、過ぎて後も而ち用ひ、事務繁雜して正修を妨廢せり。少欲苾芻遂に嫌賤を生ずらく、「云何が汝等は故に佛言に違せる」。緣を以て佛に白すに、爾の時世尊は此因緣を以て……乃至、諸苾芻に告げたまはく、『……其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻、春殘一月在りて應に雨浴衣を求むべく、後半月來を齊りて應に持用すべし。若

【一〇】十八種差別。極微・微塵・金塵・水塵・兎毛塵・羊毛塵・牛毛塵・隙遊塵・蟣・蝨・穬麥・一指・一肘・一人・一弓・一拘盧舍・一踰繕那なり。十八種とあるも十七種差別なり。藏律には詳記して今の如くに略せす。前註(二一の一七―三一)參照。

【二】捨墮法第二十八預前求過後用雨浴衣學處。所定の時日前に預じめ雨浴衣を求め。又時限過ぎたる後に尙ほ用ふるを制す。

し苾芻未だ春殘一月に至らざるに雨浴衣を求め、後半月に至りて仍ほ持用せんには泥薩祇波逸底迦なり」と』。

「若し復苾芻」とは、謂はく、六衆なり、若しは復更に是の如きの流類あるなり。「春殘一月」とは、謂はく、安居を去ること一月在るあり、即ち是れ四月十六日より五月十五日に至るなり。「應に雨浴衣を求むべし」とは、謂はく、洗浴の物なり。「後半月來を齊りて應に持用すべし」とは、用ふる分齊を指すなり、謂はく、半月在るありて當に隨意事を作すべきなり、謂はく八月一日より已去なり。若し苾芻未だ春殘一月に至らざるに便ち預じめ雨浴衣を求め、後半月に至りて尙ほ持用せんには、得罪は前に同ず。捨悔の法式、廣く上て說けるが如し。

此中の犯相、其事云何。若し苾芻、前安居を作さんと欲せんに、即ち春殘一月に於て雨浴衣を求めん。若し苾芻、後安居を作さんと欲せん者、便ち「彼尙ほ衣を求む、我何が求めざらん」と是念を作して、若し求め得んには捨墮罪を犯ずるなり。若し苾芻、後安居を作さんに、彼れ雨浴衣を持して八月盡くるに至るまで仍ほ尙ほ衣を持せんに、若し前安居人にして「彼尙ほ衣を持して八月盡に至るに、我何が持せざらん」と是の如きの念を作して、若し持せんには捨墮罪を得ん。若し苾芻、各自夏に依りて衣を求めて、衣を持せんには無犯なり。又無犯とは、最初犯の人、或は癡狂と心亂と痛惱所纏となり。

廻衆物入己學處第二十九[二二]

爾の時佛、釋迦處[二三]販葦人聚落に在しき。爾の時一長者あり、自ら信心を起して深く愛敬を生じ、一住處を造りて別人たる聖者羅怙羅に施與せり。時に羅怙羅は此寺中に於て時々に住止せるも、緣務あるに因みて須らく室羅伐城に往くべかりき。是時長者は具壽羅怙羅が其住處を捨し、衣鉢を執

【二二】 捨墮法第二十九廻衆物入己學處。僧伽に施與せる物を方便して己物に入るゝを制す。

【二三】 釋迦處販葦人聚落。此因緣は律部十四、註(二五の五七)の本文には那羅聚落とし、四分律(列六・三一在)には那梨林中とせり。若しこの販葦人聚落と有部藥事(寒四・二二右)の那地迦聚落とを晉譯及び晉譯の別に過ぎないとする時は佛栗氏國附近の村なり。然れども釋迦處とある故に釋迦族の國なるべく、從つて那地迦聚落と同 とするを得ざるが如し。

持して室羅伐城に往けりと聞き、時に彼長者は寺の空虚なるを見て卽ち便ち寺を以て僧伽に捨入せり。時に具壽羅怙羅は事緣既にして了し、卽ち便ち還來して舊住處に詣りしに、「長者は其住處を以て僧伽に施與せり」と說くを聞けり。羅怙羅は斯事を聞き已るに往いて佛所に詣り、雙足を禮し已りて一面に在りて住し、卽ち上緣を以て具に世尊に白さく、「我今之を如何せんと欲すべき」。時に世尊は羅怙羅に告げて曰はく、『汝今可しく長者の處に詣りて是の如きの語を作すべし、「長者、豈に我所に於て身語業に不善處あるを見て嫌賤を生ぜりや」と』。時に羅怙羅は佛の敎を承け已りて、卽ち便ち往いて長者の處に詣り、是の如きの語を作さく、「長者、豈に我所に於て身語業に不善處あるを見て嫌賤を生ぜりや」。是時長者は卽ち便ち禮足して是の如きの語を作さく、「我實に聖者の所に於て身語業に不善處あるを見て嫌賤心を起せるには不じ」。時に羅怙羅は呪願すらく、「長者、無病長壽ならんことを」。卽ち捨て去りて佛所に還り詣り、佛足を頂禮して一面に在りて住し、佛に白して言さく、『世尊、我れ佛の敎を承けて長者所に至り告げて言へり、「長者、豈に我所に於て身語業に不善處あるを見て嫌賤を生ぜりや」。長者は我に答へて云へり、「聖者、我實に聖者の所に於て身語業に不善處あるを見て嫌賤心を生ぜるには不じ」と』。時に具壽阿難陀は佛後に在りて扇を執りて佛を扇げるに、世尊卽ち具壽阿難陀に告げて曰はく、「汝今宜しく販葦人聚落に往いて、諸苾芻に告げて悉く常食堂中に集在せしむべし」。時に具壽阿難陀は命を奉じて去りて具に佛の敎を宣べ、彼苾芻衆を皆常食堂中に集在せしめ已るに、佛所に還り詣り佛足を頂禮して一面に在りて立ち、佛に白して言さく、「世尊、彼聚落中の諸苾芻衆は、我れ佛の敎を奉じて皆已に常食堂中に集在せ(しめ)ぬ、唯願はくは之を知しめしたまはんことを」。爾の時世尊は彼堂中に詣り、所設の座に於て之に就て坐し、諸苾芻に告げて曰はく、「若し施主ありて所施の物を以て一別人に施し、後の時復此物を廻らして一別人に施さんに、此則ち施者非法・受者亦非法にして不淨受用なりと名く。是の如く若し更

に二人に廻與し、或は三人に與へ、或は僧伽に與へんに、斯等は皆施不如法・受不如法にして不淨受用なりと名く。汝等苾芻、若し施主ありて所施の物を以て二別人に施し、後の時復此物を廻らして一別人に施さんに、此則ち施者・受者倶に非法と名け、所有受用は皆是れ不淨なり。是の如く若し更に二人三人に廻與し、或は僧伽に與へんに、施者・受者倶に非法と名け、所有受用は皆是れ不淨なり。汝等苾芻、若し施主ありて所施の物を以て三別人に施し、後の時復此物を廻らして一二三人に施し、或は僧伽に與へんに、施者・受者倶に非法と名け、所有受用は皆是れ不淨なり。汝等苾芻、若し施主ありて所施の物を以て僧伽に施與し、後の時復此物を廻らして一二三人に施與し、餘の僧伽に與へんに、施者・受者倶に非法と名け、所有受用は皆是れ不淨なり。汝等苾芻、若し其僧伽にして破れて二部と爲らんに、先に此部に施せるに、復此物を將つて彼部に廻與せんに、……乃至、皆是れ不淨受用なり。汝等苾芻、若し一人に施して一人に廻與せざらんに、施者・受者皆如法と名け、所有受用も皆清淨と名く。是の如く若し二人・三人・僧伽・此部に施して、更に餘に廻與せざらんには……乃至、受用せんに皆清淨と名くるなり、上に廣く說けるが如し。汝等苾芻、前は是施にして後は非施なり。汝等苾芻、地は王に屬し、物は主に屬し、所有衣鉢等の物は應に苾芻に屬すべきには、施主の所有施寺等の物にして若し破落せるあらんに應に自ら修補すべし、應に此を持して餘人に廻施すべからず。汝等苾芻、應に羅怙羅に先の所住處を與ふべし」。時に諸苾芻は旣にして佛の敎を奉じて、卽ち便ち羅怙羅が先時の住處を授與せり。此は是れ緣起なり、然れども佛世尊は尙ほ未だ戒を制したまはざりき。

佛、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。一乞食比丘あり、一長者の與に三歸依幷に五學處を受けぬ。後に異時に於て復長者の爲に、[一四]七種有事福業を讚說せるに、長者白して言さく、「聖者、我今力に隨うて少多の有事福業を作さんと欲す」。苾芻問うて曰はく、「何等をか作さんと欲せる」。白して

【一四】七種有事福業。律部十九、註（七の二四）參照。

言さく、「我れ佛及び僧苾芻に供へんと欲す」。報じて曰はく、「頗し少許の衣物施ありや不や」。白して言さく、「聖者、我は是れ貧人なれば、但一雙の白氎あるのみ。聖者、可しく我が爲に往いて我が名號を稱して、佛及び僧に明日慈を垂れて我舍に來りて食したまはんことを請ずべし」。時に乞食苾芻は便ち園中に往きしに、諸苾芻の並に皆詳集せるを見たりければ、時に乞食苾芻は長者の名を稱して、佛及び僧に明當に舍に就りて其供養を受けんことを請ぜり。時に諸苾芻は共に相謂ひて曰はく、「此乞食人にして今俗家に於て敎化を成ぜんとは」。時に問うて曰ふあり、「彼長者家には施物ありとやせん、施物なしとやせん」。報じて言はく、「彼は是れ貧人にして一雙の氎ありて持して奉施せんと欲せり」。時に鄔波難陀聞き已りて是念を作さく、「彼人、佛及び僧を請じながら一雙の氎を以て擬して將つて奉施せんとす、彼必らず定んで是れ貴價の衣ならん、我若し此衣を奪ふ能はざらんには、我更に鄔波難陀とは名けじ」。是念を作し已るに卽ち其夜に於て辛苦して明に至り、旣にして天曉け已るに卽ち便ち衣を著し鉢を持して長者の所に到り、彼長者が備に飮食を辦ふるを見て問うて言はく、「長者、何事をか作さんと欲せる」。報じて言はく、「我今膳を具へて佛及び僧に供せんとするなり」。鄔波難陀報じて言はく、「長者、佛善く說きたまへるが如し、『若し衆生ありて日の初分に於て身語心を以て諸の善業を修せんに、當に知るべし、是人を初分善と名く。若し衆生ありて日中時に於て身語心を以て諸の善業を修せんに、當に知るべし、是人を中分善と名く。若し衆生ありて日暮時に於て身語心を以て諸の善業を修せんに、當に知るべし、是人を後分善と名く』と。仁今三業の初善を獲得せん、佛僧に供へんとて自ら手づから營辦するに由りてなり。長者、頗し多少の施ありや」。答へて言はく、「我家貧薄にして但一雙の白氎あるのみなり」。報じて言はく、「長者、暫らく將ち來るべし、我れ其狀を觀ん」。時に彼長者卽ち便ち衣を取るに、報じて言はく、「長者、新物なり、善い哉。然れども長者には捨施の福あるも受用の福なけん。何を以ての故に。佛の

徒衆は千二百五十人あり、汝が一衣を得んとも、更に千二百四十九衣を獲得するを待ち已りて方に共分すべければなり。汝が今の此衣は桁竿上に於て而ち取めて銷盡せんのみ。又佛說きたまへるが如し、「若し時に僧伽にして少食利を得んに、小樹葉の如くに平等に之を行すべし。若し少衣を得んに、應に燈炷と爲して平等に共分すべし」と。長者、汝が所施の衣にして若し共分して張さんには形狀是の如し、何が受用の福利あらん』。長者報じて曰はく、「聖者、我今何の方便を作してか施福及び受用の福を得せしむべき」。鄔波難陀、長者に報じて曰はく、「汝若し能く釋種の中より出家せる者ありて三藏に明閑にして大法師たり、善く能く敷演して辯才無礙ならんに、汝此衣を將つて持して彼に施さんには、便ち能く惠施の福及び受用の福を具足せん」。長者報じて言はく、「聖者、何處に此の如きの福田あるを得て我當に奉施すべき」。鄔波難陀曰はく、「我は卽ち其人なり」。是時長者は便ち其足を禮し、衣を以て授與して報じて言はく、「聖者、願はくは慈愍の故に爲に此衣を受けたまはんことを」。鄔波難陀報じて言はく、「長者、汝は施を辦せりと雖未だ其儀を體せず、當に片時を待ちて佛僧の食し訖るに、此白氎を持して上座の前に在き大衆に告げて隨喜を言ぶべし、然して後當に我に施すべし」。長者報じて曰はく、「我是の如く作さん」。時に彼長者は卽ち便ち庭宇を灑拭し、敷くに座席を以てし、香花を布列して門に水器を安じ、卽ち使者をして佛及び僧を命びて「時至れり」と白言せしめぬ。爾の時世尊及び苾芻僧伽は日の初分に於て衣鉢を執持し、長者家に往いて次に依りて坐したまへり。時に彼長者は衆坐し已るを見て、便ち種々香美の飲食を以て自ら手づから佛及び大衆に供奉し、既にして飽食し已るに長者は卽ち便ち其白氎を持して、大衆前に於て口に隨喜を唱へて鄔波難陀に施與せり。爾の時世尊は自ら爲に呪願し已りて座よりして起ち去り、便ち卽ち寺に歸りたまへり。時に藏衣苾芻は授事人に告げて曰はく、「可しく鄔波難陀處より白氎を索め取るべし」。授事往いて索めて告げて言はく、「大德、今日の施物は可しく我に與へ來るべし」。鄔波難

陀答へて言はく、「具壽、汝爲に氎を持せんに、寺に至らば我に還し來るや」。報じて言はく、「還さじ」。鄔波難陀曰はく、「何(いかん)の意にてか還さゞる」。彼便ち答へて曰はく、「是れ大衆物なればなり」。鄔波難陀告げて言はく、「具壽、汝が衣鉢を何の故にか與へざる、我が衣鉢を將(も)ちて持して僧伽に施さんとすとも、我は汝に與へじ」。彼乞食苾芻は長者家に在りければ長者に告げて曰はく、「仁今何の意にてか此處に雷鳴しつゝ彼處に下雨せる」。長者答へて言はく、「聖者、我に何の過かありし」。苾芻報じて曰はく、「汝先に氎を以て擬して衆僧に施さんとせるに、何に因りてか食し訖るに鄔波難陀に廻與せる」。長者答へて曰はく、『我れ如何せんと欲すべき。大德鄔波難陀は我所に來至して是の如きの言を作さく、「汝に施福あらんも受用の福なけん。何を以ての故に、佛の徒衆は千二百五十人あり、汝が一衣を得んとも更に一千二百四十九衣を獲得するを待ち已りて方に共分すべければ、汝が今の此衣は桁竿上に於てして取(をさ)めて銷盡せんのみ……」と。并に陳ぶらく、「佛は衣食を均分することと小葉・燈炷の如くせよと說きたまへり……乃至廣く說きて……好大德を求めて當に此衣を施すべし、我は卽ち其人なり、宜しく隨喜を唱へて當に我に氎を施すべし」と。我れ此說を聞いて言の如くに便ち與へしなり、豈に過あらんや』。時に乞食苾芻は此語を聞き已りて便ち寺內に往きしに、餘苾芻見て告げて曰はく、「汝乞食人、長時に敎化して一施主を得たるに、彼便ち此處に震雷して別處に下雨せんとは」。乞食者告げて曰はく、『我と長者と共に何の過かあらん、然り一人あり往いて其家に至り長者に報じて曰はく、「汝に施福あらんも受用の福なけん、……廣く說けること上の如し……乃至、隨喜を唱へ已るに當に我に施すべし」と。時に彼長者は言に隨うて作せるなり、我及び彼に於ては何の過かあらん』。時に少欲苾芻あり、此語を聞き已りて極めて嫌賤を生ずらく、「云何が苾芻なる、他の僧に施さん物なるを知りつゝ自ら廻らして己に入れんとは」。時に諸苾芻は緣を以て佛に白すに、爾の時世尊は卽ち此緣を以て苾芻衆を集めて、鄔波難陀に問うて曰はく、「汝

實に僧物を廻らして用つて已に入れたりや」。白して言さく、「實に爾り」。……乃至、廣く說きたまひ……『我今諸苾芻の爲に其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻、他の、衆に與ふる物なるを知りつゝ自ら廻らして已に入れんには泥薩祇波逸底迦なり」と』。

「若し復苾芻」とは、謂はく、鄔波難陀なり、若しは更に斯類あるなり。「知りつゝ」とは、或は自ら知り、或は他に因りて告ぐるなり。「僧伽」とは、謂はく、佛聲聞なり。「衆物」とは、二種物あり、謂はく食利物と衣利物とにして、此處に言へる所は、謂はく是れ衣利なり。「廻らす」とは、物定んで他に屬せるを化して將つて已に入るゝなり。「泥薩祇波逸底迦」とは、……捨悔の法式は廣く上に說けるが如し。

此中の犯相、其事云何。若し苾芻、一苾芻に屬せる物なるを知りつゝ自ら廻らして已に入れんに、廻らす時惡作を得、得んに便ち捨墮なり。是の如く乃至、二人三人或は僧伽に屬せるを知りつつ、自ら廻らして已に入れんに得罪は前に同ず。[一五] 若し苾芻、一苾芻に屬する物なるを知りつゝ、他の一人に廻與せんに、廻らす時惡作を得、得ん時も亦惡作なり。是の如く乃至、一人に屬せるを知りつゝ、二人三人に廻與し、或は僧伽に廻與せんに(自ら已に廻入せんに)得罪は前に同ず。若し苾芻、僧伽に屬する物なるを知りつゝ、一人に廻與せんに、廻らす時惡作を得、得ん時も亦惡作なり。是の如く乃至、僧伽に屬せるを知りつゝ、二人三人に廻與せんに、廻らす時は惡作、得ん時も亦惡作なり。若し苾芻、一僧伽に屬する物なるを知りつゝ、餘の僧伽に廻與せんに、廻らす時は惡作、得ん時も亦惡作なり。若し苾芻僧伽に與ふるを知りて苾芻尼僧伽に廻與し、苾芻尼僧伽に與ふるを知りて苾芻僧伽に廻與し、二部僧伽に與ふる物なるを知りて苾芻僧伽に廻與し、二部僧伽に與ふるを知りて苾芻尼僧伽に廻與し、若しは苾芻僧伽の物なるを知りて二部僧伽に廻與し、苾芻尼僧伽に與ふる物なるを知りて二部僧伽に廻與し、若しは其僧伽破して二部と爲らんに、此部に與ふるなる

【一五】本文に若苾芻知屬一苾芻物廻與他一人廻時得惡作得時亦惡作、如是乃至知屬一人廻與二人三人或廻與僧伽(自廻入已)得罪同前とあり。括孤內の四字は不要なるべきなり。藏律にも此文なし。

を知りて彼部に廻與し、或は此寺に與ふるなるを知りて彼寺に廻與し、此房に與ふるなるを知りて彼房に廻與し、此廊に與ふるなるを知りて彼廊に廻與し、或は房と廊とに於て更互に廻與し、或は此柱間に與ふるを彼柱間に廻與し、或は柱間物を門處に廻與し、或は門物を以て閣上に廻與し……是の如く廣く說きて……乃至、展轉して相廻らさんに皆惡作を得るなり。若し苾芻、此佛像に與ふる物なるを知りて餘の佛像に廻與し、若しは此窣覩波に與ふる物なるを知りて餘の窣覩波に廻與し、若しは踴道の初隥に與ふるなるを知りて第二第三に廻與し、或は塔身に廻與し、或は[一六]簷級に與へ、或は此畔の物を餘畔に廻與し、或は覆鉢に廻與し、或は[一七]方臺・輪相・初級……乃至、寶瓶・法輪・立與に廻與し、或は復此に從へるを廻らして下基に至ら(しめ)んに、上の如く互に廻らさんに皆惡作罪を得ん。若し王力にて廻らさしめんには無犯なり。若し此貧人に與ふる物を彼貧人に廻與せんには惡與罪を得るも、若し覓むるも得ずして廻與せんに無犯なり。若し苾芻、此傍生に與ふる食を彼傍生に廻與せんに惡與罪を得るも、若し覓むるも得ずして廻與せんには無犯なり。若し傍生に與へんと擬せる物を廻らして將つて人に與へ、人に與へんと擬せる物を廻らして傍生に與へんに惡作罪を得ん。若し出家に與ふる物を俗人に廻與し、或は復此を翻ぜんに惡與罪を得ん。若し覓むるも得ざらんには無犯なり。是の如く女・男の半擇迦・苾芻尼及び下の三衆、若しは多若しは少、此と彼と更に相互に廻らさんに、前に准じて應に說くべし。若し覓むるも得ざらんに、本心に違ふと雖餘に與ふるは無犯なり。又無犯とは、謂はく、最初犯の人、或は癡狂と心亂と痛惱所纒となり。

[一八]服過七日藥學處第三十

爾の時佛、王舍城竹林中に在りて住したまひき。爾の時具壽畢隣陀子の弟子門人は、所有諸藥に自ら觸れ他をして觸れしめ、或は[一九]飮食と細末と相雜へ、或は更互に相和し、或は自類相雜糅して

【一六】簷級。藏律には樓閣の最上とせり。
【一七】方臺・輪相等。藏律には兩含とあるのみ。
【一八】捨墮法第三十服過七日藥學處。七日服への限度を過ぎて更に服するを制す。
【一九】飮食と細末。飮食は蒲闍尼食、細末(粉)は佉闍尼食なる故に、兩者を相雜ふるは食體をして混同せしむるの過ある故なり。

一處に在き、應捨と不捨と時と非時とを知らず、情に任せて食を取れり。諸有少欲苾芻は是事を見已りて嫌賤心を起して是の如きの語を作さく、「云何が苾芻なる、所有諸藥に自ら觸れ他をして觸れしめ、或は飲食と相雜へ、或は更互に相和し、或は自類相雜糅して一處に在き、捨と不捨と亦復時と非時とを知らず、情に任せて食を取らんとは」。時に諸苾芻は緣を以て佛に白すに、佛は此緣を以て苾芻衆を集め、知りて而して故に問ひ……廣く說いて……乃至、畢隣陀子の弟子門人に問ひたまはく、「汝等實に爾りや、所有諸藥に自ら觸れ他をして觸れしめ、或は飲食と相雜へ、或は更互に相和し、或は自類相雜糅して一處に在き、捨と不捨と亦復時と非時とを知らず、情に任せて食を取れりとは」。佛に白して言さく、「實に爾り、大德」。時に世尊は種々を以て、多欲にして足せず養ひ難く滿ち難きを呵責し、少欲知足にして養ひ易く滿ち易く、量を知りて受けて杜多行を修するを讃歎して、諸苾芻に告げて曰はく、「……廣く說いて……乃至、我れ十利を觀じて諸弟子の爲に其學處を制せん、應に是の如くに說くべし」、[一〇]『世尊說きたまへるが如し、「諸の病苾芻には所有諸藥は意に隨うて服食するを聽す、謂はく、酥・油・糖蜜なり、七日中に於て應に自ら守持し觸宿して服すべし」と。若し苾芻、七日を過ぎて服せんには、泥薩祇波逸底迦なり』。

「世尊の如し」とは、謂はく、如來應正等覺なり。「說きたまへり」とは、曉示する所あるなり。「病苾芻」とは、謂はく、此法中の苾芻にして身疾病に嬰れるなり。「所有諸藥は（意）樂に隨うて服食す」とは、謂はく、病狀と相宜ひ清淨にして食するに堪ふるなり。「酥」とは、謂はく諸酥なり。「油」とは、謂はく諸油なり。「糖」とは、謂はく沙糖なり。「蜜」とは、謂はく蜂蜜なり。「七日に於て」とは、謂はく七日夜なり。「自ら之を守持し觸宿して食す」とは、謂はく、自ら取りて食するなり。「七日を過ぐ」とは、謂はく、限齊を越ゆるなり。「泥薩祇波逸底迦」とは、此物應に捨すべく、其罪應に說悔すべきが故に、泥薩祇波逸底迦と名く。

【一〇】此に「世尊如說」の四字を置けるは不審なり、諸律戒文になし。

此中の犯相、其事如何。若し苾芻、月の一日に藥を得んに、此藥は卽ち應に七日內に於て自ら守持を作し、或は捨つべく、或は餘人に與ふべきなり。若し持せず、捨せず、餘人に與へずして八日明相出時に至らんに、泥薩祇波逸底迦を得ん。若し苾芻、一日に藥を得ず二日に得ず三日に得て乃し七日に至るまで此藥を得んに、卽ち應に七日內に於て自ら守持を作し、或は捨つべく、或は人に與ふべし。若し持せず、捨せず、餘人に與へずして、八日明相出時に至らんに捨墮罪を得ん。若し苾芻、一日に藥を得、二日に亦得んに、七日內に於て此初日藥を應に守持して、(第)二日藥は或は捨し、或は餘人に與ふべきなり。或は第二日藥を自ら守持を與さんに、初日藥は或は捨し、或は餘人に與ふるなり。若し持せず、捨せず、餘人に與へずして、八日明相出時に至らんに捨墮罪を得ん。若し苾芻、一日二日に於て相對作法の如く、是の如くに二日三日乃至、六七日相對作法にも、餘は上法の如し。若し苾芻、月の一日に衆多藥を得んに、此藥は卽ち應に七日內に於て自ら守持を作し、或は捨し、或は人に與ふべく、若し持せず、捨せず、餘人に與へずして、第八日明相出時に至らんに捨墮罪を得ん。若し苾芻、一日に於けるが如く、是の如くに乃し七日に至りて衆多藥を得んに、此藥應に七日內に於て自ら守持を作し、或は捨し、或は人に與ふべく、若し持せず、捨せず、餘人に與へずして、第八日明相出時に至らんに捨墮罪を得ん。若し苾芻、一日に衆多藥を得、二日に亦衆多藥を得んに、此初日藥は七日內に於て應に守持して、二日藥は或は捨し、或は人に與ふべきなり。或は第二日藥を自ら守持を作さんに、初日藥は或は捨し、或は人に與ふるなり。若し捨せず、餘人に與へずして、第八日明相出時に至らんに捨墮罪を得ん。若し苾芻、一日に衆多藥を得ず、二日亦衆多藥を得ず、乃し第六第七日に至りて方に衆多藥を得んに、第六日藥は七日內に於て應に守持すべく、第七日藥は或は捨し、人に與ふるなり。若し捨せず、人に與へずして第八日明相出時に至らんには捨墮罪を得ん。若し苾芻、所有諸藥に自ら觸れ他をして觸れしめ、或は飮食と細末と相觸れ、

或は更互に相和し、或は同類相雜糅して一處に在いて分別すること能はざらんには、此藥は卽ち應に寺家淨人に與へ或は求寂に施すべし。若し復苾芻、此諸藥に於て自ら觸れず他をして觸れしめず、飮食と細末と相觸れず、亦更互に相和せず、亦同類相雜へず、亦一處に糅在せず、捨と不捨、時と非時とを能く善く分別して、七日內に於て自ら守持を爲し、自ら取りて服食せんには、應に是の如くに守持すべきなり。應に午前に在いて當に手を淨洗して其藥を受取し、一の同梵行者に對して是の如きの說を作すべし、[二一]「具壽、存念したまへ、我は苾芻某甲なり、此病緣ありて淸淨醫藥を我今守持し、七日內に於て自ら服して同梵行者に及ぼさん」と、第二第三に亦是の如くに說くなり。若し已に服すること一日ならんに、卽ち同梵行に告げて云ふなり「我が此病藥は已に服すること一日なり、餘は六日の在るあり、我當に之を服すべし」。是の如く乃し七日に至るまで皆應に告知すべし。若し七日を滿じ已りて尙ほ餘藥あらんに、應に捨して淨人に與へ、或は求寂に與ふべきなり。若し捨せざらんには、第八日明相出時に至りて捨墮罪を犯ずるなり。若し苾芻、捨墮藥あるに人に捨與せず、[二二]間隔を爲さず、罪を說悔せざるに若し更に餘藥を得んには悉く捨墮を犯ず、前染に由りての故なり。若し苾芻、捨墮を犯じて藥已に捨し訖れりと雖、未だ間隔を爲さず、罪未だ說悔せざるに若し更に餘藥を得んには皆捨墮を犯ず、前染に由りての故に。若し苾芻、捨墮を犯じて藥已に捨し訖り已に間隔を爲せりと雖、罪未だ說悔せざるに若し更に餘藥を得んには皆捨墮を犯ず。若し苾芻、藥捨墮を犯じて未だ三事を爲さゞるに、若し更に餘の衣鉢・網絡・腰條を得んに、但是れ沙門所畜の資具活命の物なれども、若し受畜せんには皆捨墮を犯ずるなり、前染に由りてなり。若し苾芻、捨墮を犯じて藥已に捨し、已に間隔を爲し、罪已に說悔せんに、更に餘藥を得んには無犯なり。又無犯とは、最初犯の人、或は癡狂と心亂と痛惱所纏となり。

「諸大德、我已に三十泥薩祇波逸底迦法を說きぬ。今問ふ、諸大德、是中淸淨なりや不や……是の如く三說して……諸大德、是中淸淨なり、默然するが故に、我今是の如くに持つ」と。[二三]

【二一】 本文に具壽存念、我苾芻某甲、有此病緣、淸淨醫藥我今守持、於七日內自服及同梵行者第二第三亦如是說とあり。及同梵行者の文解し難し。百一羯磨(寒五・五八右)にも同文あり。四分律羯磨文に「今於大德邊受」とあるに相當すべき文なるべきも、今明らめ難し。

【二二】 間隔を爲さずとは、有部律攝第八(寒六・四二右)によるに、其物不捨、夜不爲隔、罪不說悔とあり、有犯の物を捨して全一日を隔てゝ後に餘藥を得るならば可なるも、若し全一日を隔てずして更に餘藥を得るならば、其藥は前の惡染に由りて不淨物となるとの意。

【二三】 此下、聖本には光明皇后の願文あり。

卷の第二十五

九十[一]波逸底迦法

總じて頌に攝して曰はく、

「[二]故妄及び種子と　不差幷に數食と
蟲水命と伴行と　傍生と賊と徒食となり」。

初に別じて頌に攝して曰はく、

「妄と毀と及び離間と　發擧と說と同聲と
說罪と得上人と　隨親と輒ちに輕毀するとなり」。

[三]故妄語學處第一

爾の時佛、王舍城羯蘭鐸迦池竹林園中に在しき。爾の時具壽羅怙羅は此城側なる[四]溫泉林に於て住せるに、時に衆多の敬信婆羅門居士等ありて其所に來詣して問うて言はく、「大德、世尊は今者何處に住在したまへりや」。若し佛世尊、竹林中に在さんには、時に羅怙羅は卽ち便ち報じて云はく、「鷲峰山に在せり」。若し鷲峰山に在さんには、報じて云はく、「竹林中に在せり」。若し畢鉢羅窟に在さんには、報じて云はく、「[五]西尼迦窟に在せり」。若し西尼迦窟に在さんには、報じて云はく、「畢鉢羅窟に在せり」。時に彼諸人は求めて佛を禮せんと欲せるも見ゆるを得ること能はず、身體疲倦して極めて勞苦を生じて羅怙羅處に詣れり。時に羅怙羅は諸人に問うて曰はく、「仁等、世尊に見ゆるを得たりや不や」。答へて言はく、「見えざりき」。諸人報じて云はく、「聖者は何に因りてか故に我等を惱ませる」。答へて言はく、「實に爾り、我れ故に相惱ませるなり」。時に彼人各嫌賤を生ぜる

【一】波逸底迦法。律部十九、註（一四の一八）參照。譯して墮法といふ。本卷の後註（一〇）本文參照。
【二】此總頌は九十波逸底迦法戒條中、十條每にその第一條を揭げて略示せるもの、次の別頌は九十條の一々を十條每に頌示せるなり。
【三】墮法第一故妄語學處。
【四】溫泉林（tapodārāma）。
【五】西尼迦窟。律部十九、註（一四の三二）鷹窟の下參照。

に、時に諸苾芻は緣を以て佛に白せり。爾の時世尊は是語を聞き已り、日の初分に於て衣鉢を執持し、王舍城に入りて次第乞食し、本處に還り至りて飯食し訖り、食後時に於て卽ち便ち溫泉林所なる羅怙羅住處に往詣したまへり。時に羅怙羅は遙かに佛の來るを見て佛の爲に座を敷き、卽ち瓶水幷に洗足器を安置し、足手を淨洗し已りて往いて世尊を迎へ、上衣を收取して白して言さく、「善來、世尊、願はくは此に於て坐したまはんことを」。佛便ち座に就いて坐し已り、卽ち瓶水を取りて自ら雙足を洗ひ、洗足器より多水を傾け去り、餘少許を留めて羅怙羅に告げて曰はく、「汝、器中に少水を留めたるを見たりや不や」。佛に白して言さく、「大德、我已に之を見たり」。佛言はく、「羅怙羅、若し苾芻にして故心に妄語して慚恥あることなく亦追悔なからんに、我れ是の如きの愚癡の人を觀じて、說いて沙門の法を乏少せりと爲す」。世尊は復器中の少水を以て總べて地に瀉ぎて羅怙羅に告げて曰はく、「汝、少水盡く地に棄てたるを見たりや不や」。佛に白して言さく、「大德、我已に之を見ぬ」。佛言はく、「羅怙羅、若し苾芻にして故心に妄語して慙恥あることなく亦追悔なからんに、我れ是の如きの愚癡の人を觀じて、說いて沙門の法を棄盡せりと爲す」。世尊は復其器を以て傾側して地に至ら(しめ)て羅怙羅に告げて曰はく、「汝、此器傾側せるを見たりや不や」。佛に白して言さく、「大德、我已に之を見ぬ」。佛言はく、「羅怙羅、若し苾芻にして故心に妄語して慙恥あることなく亦追悔なからんに、我れ是の如きの愚癡の人を觀じて、說いて沙門の法を傾側せりと爲す」。世尊は復其器を以て之を地に覆して羅怙羅に告げて曰はく、「汝、此器覆して地に在けるを見たりや不や」。佛に白して言さく、「大德、我已に之を見ぬ」。佛言はく、『羅怙羅、若し苾芻にして故心に妄語して慙恥あることなく亦追悔なからんに、我れ是の如きの愚癡の人を觀じて、說いて沙門の法を傾覆せりと爲す。復次に羅怙羅、醉象王の如きは大力勢ありて牙は車軸の如く、肥壯勇猛にして善く能く鬪戰するも、戰場中に往いて他と共に戰はん時、四足・兩牙・尾及び脊・脇は悉く皆作用しつゝ、

唯其鼻にして巻いて出さゞるあらんには、羅怙羅よ、此象は護命の爲の故に其鼻を用ひて以て摧かざるなり。後軍象師卽ち念ずらく、「此の象王は身命を護惜せり」と。羅睺羅、若し彼象王にして、共に鬪はん時鼻を出して戰はんには、是時象師は卽ち知るなり、「此象は軀命を悋まず、自軍なりとも他軍なりとも遇はんには便ち殘害して惡として作さゞるなし」と。是の如くに羅怙羅、若し復苾芻にして故心に妄語して慚恥あることなく亦追悔なからんに、我は是人惡として造らざるなしと說くなり』。爾の時世尊は伽他を說いて曰はく、

「若し人實法に違して　　故に虛誑語を作さんに
乃し命終に至る來　　惡として造らざるなけん
寧ろ熱鐵の丸の　　猶し猛火焰の如くなるを呑まんとも
破戒の口を以てして　　他の信心の食を噉はざれ」。

爾の時世尊は復羅怙羅に告げて曰はく、「汝が意に於て云何、何の意にてか世人は手づから明鏡を執れる」。羅怙羅、佛に白して言さく、「世尊、彼れ鏡を執らんには已面の善惡の相を觀ぜんが爲なり」。佛、羅怙羅に告げたまはく、『是の如し是の如し、汝が所有身業の造作は、應に當に數々善く自ら觀察すべし、「我今是の如きの身業を起さんと欲するも、此の身業は自身を害し、幷に他身を害し、是れ不善事是れ苦惡業にして、能く未來に於て苦の異熟を感ずとやせん。(此の身業は)自身を害せず幷に他を害せず、是れ勝善事是れ安樂業にして、能く未來に於て樂の異熟を感ずとやせん」。羅怙羅、若し汝にして此觀察を作さん時、卽ち能く此の身業を了知せん、「我今能く自他を損することを作さんと欲せり、是れ不善事たり是れ苦惡業たり、能く未來に於て苦の異熟を感ぜん。此の身業は應に當に檢攝して卽ち應に作すべからじ」と。羅怙羅、若し汝にして此觀察を作さん時、卽ち能く此の身業を了知せん、「我今能く自他を益することを作さんと欲せり、是れ勝善事たり是れ安樂

業たり、能く未來に於て樂の異熟を感ぜん。此の身業は應に當に發起して其善事を修すべし」と』。復次に佛、羅怙羅に告げたまはく、『汝の所有身業の造作は應に當に數々善く自ら觀察すべし、「我今正しく是の如きの身業を作せるも、此の身業は能く自他を害して當に苦報を受くべければ、卽ち應に作すべからじ」。若しは「……（此の身業は）自他を益して當に樂報を受くべければ、便ち應に修學すべし」と』。復次に佛、羅怙羅に告げたまはく、『汝の所有身業の造作は應に當に數々善く自ら觀察すべし、「我曾て已に是の如きの身業を作せり、此の身業は能く自他を害したれば當に苦報を受くべし。所有罪業は應に佛前に對ひて至誠懇惻もて所作の罪を說くべし。或は清淨の同梵行者の前に於て其愆咎を說いて發露說悔し、將來の禁戒は更に重ねて犯さじ」。若しは「……善業を作して能く自他を益せり、當に樂報を受くべければ應に歡喜心を發し、日夜の中に於て其所作を慶びて放逸を爲すこと勿るべし」』。羅怙羅、身業に於ての作さんと欲し・正しく作し・已に作せるの三時觀察の如くに、當に知るべし語業意業にも亦復是の如きを。羅怙羅、當に知るべし過去・未來及以現在の所有行業は皆意に由りて生ずるを。應に數觀察して妄念を棄捨して常に善心を起すべし。羅怙羅、若し沙門婆羅門等あらんに、身語意業現起せん時に於て、應に善く觀察して極めて清淨ならしめ、常に多く修習して相應して住すべし。羅怙羅、現在に於て三業を觀察して極めて清淨ならしめ相應して住せんが如く、過去・未來にも亦復是の如し。是故に汝今三業の中に於て、恒に善く觀察して極めて清淨ならしめ、相應して住して放逸を爲すこと勿れ』。爾の時世尊は伽他を說いて曰はく、

「羅怙羅、汝當に知るべし　常に三業を觀察して
衆惡を造らしめざらんに　是れ諸佛の敎に順ずるを。
此は是れ聲聞の業なり　汝今應に可しく修すべし
此行を修習せん時　善を長じて諸惡を息めん」。

爾の時世尊は羅怙羅の爲に、示教利喜して是法を說き已りたまふに、時に羅怙羅は佛の雙足を禮して歡喜奉行せり。時に世尊は座よりして去りたまへり。此は是れ緣起にして、尙は未だ制戒したまはざりき。

佛、逝多林に在しき。爾の時[六]法手苾芻は是れ釋迦子にして此に於し住し、善く言說を能くして他論を降伏せり。時に中國に[七]一摩納縛迦あり、求學の爲の故に往いて南方に詣り……事廣く前の第四波羅市迦の劫比羅因緣中に具に說けるが如し。時に摩納縛迦が事ふる所の師主は、是れ南方婆羅門にして博く諸論に通ぜり。摩納縛迦及び諸弟子と與に漸次に遊行し、諸の城邑を經て遂に室羅伐城に至れり。時に彼城中に一婆羅門ありて衆の首たりしが、南方大論師ありて至れりと聞き、諸學徒に告げて曰はく、『汝等知れりや不や、婆羅門あり是れ南方大論師にして、今此に來至して敵論を求めんと欲せるを。若し彼論師にして諸論中よりして義を立てんには、汝等各所習に隨うて共に相酬對すべし。若し能く彼を破せんには、斯ち善哉と曰はん。若し能はざらんには、宜しく當に彼を引いて釋子中に往いて與に論議せしむべし。若し其論師にして能く釋子を破らんに、此卽ち是れ我婆羅門の勝なり。若し其釋子にして彼を伏得せんには、斯ち亦是れ我婆羅門の勝なり。何を以ての故に。能く八方に大名稱を震はしめて、「南方に一大婆羅門あり、善く[八]四明を解し八術に妙通して、來りて激論を求めて室羅伐城に至りしに、城中に人あり能く彼論を摧けり」と云はんも、我等諸人は亦[九]墮負に非されはなり』。時に彼論師は晨朝時に於て衣を以て腹を裹み、手に炬火を執りて室羅伐城に入れり。時に彼城中の婆羅門子は問うて言はく、「大師、何の故にか衣を以て腹を裹める」。論師報じて曰はく、「所受の學業、我腹中に滿つれば、其破裂せんを恐れての故に衣を以て裹めるなり」。又問ふ、「何に因りてか白日中に於て手に炬火を執れる」。論師報じて曰はく、「我れ諸人を見るに愚癡闇昧なれば、今智炬を輝かして開明ならしめんとてなり」。論師卽ち便ち彼學徒と共に更に

【六】法手苾芻（Hastaka）。四分律に象力、十誦律に訶多釋子とせり。藏律も法手に相應せり。

【七】摩納縛迦。年少の淨行者なる義。

【八】四明・八術。律部十九、註（一の七三・七四）參照。

【九】墮負。律部十九、註（九の三七）參照。

相問難し、激論あるの處は人咸口を杜ぎ、城中の學士は悉く皆受屈せり。諸人白して言さく、「大師は何の故に自明を辱しむぞや」。論師報じて曰はく、「豈に此に於て更に他明あるべけんや」。諸人云はく、「有り」。論師曰はく、「彼は是れ何人ぞや」。報じて曰はく、「是れ沙門釋子なり、近日方に興りて四姓中に於て獨尊勝を稱し、多聞辯説は人の共に知れる所たり、師今可しく往いて彼と共に言論すべし」。問うて曰はく、「彼が居は何處なりや」。報じて言はく、「此城中逝多林内に在り」。問うて曰はく、「彼衆中に於て誰をか第一激論の王と爲す」。報じて曰はく、「彼皆博識聰叡にして詞辯分明なり」。是語を作せる時、法手苾芻遇他縁ありて因みて其所に屆りしに、諸人見來りて論師に告げて曰はく、「大師、今可しく且らく諸餘の沙門釋子を置くべし、宜しく應に此法手苾芻と共に以て論難を申ぶべし」。論師即ち便ち苾芻を正視して諸人に告げて曰はく、「略此相を觀ずるに定んで是れ論主ならん」。即ち往いて之に就りて告げて言はく、「苾芻、我れ先師より頗曾て少學せり、仁者と共に聊か論端を叙べんと欲す」。苾芻報じて曰はく、『斯れ誠に大に善し、我比心ありき、「論難を求めんと欲すると、何が當に敵に遇うて虛懷を盡すを得べき」と。仁既にして遠來せること深く吾願に適へり、意に隨うて當に作すべし』。論師問うて曰はく、「何の日にか對談せん」。苾芻報じて曰はく、「明日可しく作すべし」。何處に在いてせんと欲するや」。「某花園に於て」。共に期を作し已りて之を捨てゝ去りぬ。時に彼論師は既にして共に期し已るに、即ち此夜に於て兩宗を研覈し、預じめ科條を設けて徵斥を討尋し、思惟して睡らず天明に至るに迄びぬ。時に法手苾芻は是の如きの念を作さく、「我若し此論師を破得せんとも、亦未だ百家の門を巡りて食方に腹に滿つることを免る能はじ。若し婆羅門にして儻し我を傕かんには、我が所有名稱花冠は悉く皆隱沒せん」。時に婆羅門即ち晨旦に於て、彼花園に趣いて苾芻の其來至せんと欲するを佇望せり。然れども法手は前期に赴かず、久待せるも來らざりければ遂に城内に還れり。是時法手は期を過せるを斟酌して便ち城中

に入り次に行いて乞食せるに、彼婆羅門見て問うて曰はく、「苾芻、何の故に花園に赴かざりしや」。報じて曰はく、「何處の花園ぞや」。婆羅門曰はく、『仁豈に憶せざらんや、昨日共に期して云へるを、「某處に於て將に往復を興さん」と』。法手報じて曰はく、「我は其事を忘れしなり」。婆羅門是念を作さく、『我れ通夜に於て論端を思搆せるに、苾芻は乃し「我曾て憶せず」と云はんとは』。復是念を作さく、「然り、此苾芻は二種に過ぐるなけん、一は是れ情識愚惷なると、二は是れ才辯人に過ぐるとなり」。復之に報じて曰はく、「明日期に赴かん」。報じて云はく、「是の如し」。彼婆羅門は明期時に至りて便ち園內に赴きしに、淹しく留まりて相待てるも還復來らず、企望躊躇して城邑に覆歸せり。是時法手は期を過ぎ已れるを知りて城に入りて乞食せるに、彼婆羅門は見て復問ふらく、「苾芻、何の故にか還期に赴かざりし」。法手報じて曰はく、「我豈に風病ならんや、豈に唯論議の一事のみにして更に餘業なからんや。然り、我每に晨旦に於て大師に承事し、未だ聞かざる所の法は敬心に聽受し、門徒の輩には復自ら敎紹して、還貴人に往いては逢迎して法を說けり」。婆羅門曰はく、「苾芻、應に故心に妄語すべからず」。答へて曰はく、「我實に是の如くなりき」。此法手苾芻は他の論者と共に期して往赴せんことを許ひつゝ而も故に食言せるに由りて、彼論師をして屢勞して往返せしめたれば、諸の外道輩は斯事を聞き已りて各嫌賤を生ずらく、「君等應に知るべし、釋子沙門は故心に妄語し、他の論者と共に契を園中に結びつゝ、故に虛言を作して彼論者をして空しく勞して往復せしめたり」。諸苾芻は聞き已りて具に世尊に白すに、佛は此緣を以て苾芻衆を集めて法手に問うて曰はく、「汝實に是の如きの故妄語事を作して、他と共に期契しつゝ故心に往かざりしや」。答へて言さく、「實に爾り」。世尊は爾の時種々に呵責したまひ、『……乃至、我今諸苾芻の爲に其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻、故に妄語せんには波逸底迦なり」』と』。

「若し復苾芻」とは、謂はく、是れ法手なり、(餘の)義は上に說けるが如し。「故に」とは、謂はく、

故心にして其事を了知せるなり。「妄語」とは、九種妄語・八・七・六・五・四・三・二種（妄語）ありて、差別して同じからず。云何が九種妄語なる。謂はく、無根の他勝・僧伽伐尸沙・波逸底迦・提舍尼・突色訖里多とを以てせると、無根の破戒・破見・破威儀・破正命とを以てして妄語を作すなり。云何が八種妄語なる。謂はく、無根の他勝・僧伽伐尸沙・波逸底迦・提舍尼・突色訖里多を以てせると、無根の見・聞・疑とを以てせるとなり。云何が七種妄語なる。謂はく、無根の破戒・破見・破威儀・破正命とを以てせると、無根の見・聞・疑とを以てせるとなり。云何が六種妄語なる。若し苾芻、妄語を作さんと欲して是の如きの念を生ずらく、「我當に妄語すべし」と。正しく妄語する時是の如きの念を作さく、「我正しく妄語す」と。若し妄語し竟るに是の如きの念を作さく、「我已に妄語せり」と。（及び）無根の見・聞・疑とを以てせるとなり。云何が五種妄語なる。謂はく、無根の五部罪を以てして妄語を作すなり。云何が四種妄語なる。謂はく、無根の破戒・破見・破威儀・破正命を以てせるなり。云何が三種妄語なる。謂はく、無根の見・聞・疑を以てせるなり。又三種妄語あり、是の如きの念を作さく、「我當に妄語すべし、我正しく妄語す、我已に妄語せり」と。云何が二種妄語なる。謂はく、「我正しく妄語す、我已に妄語せり」との（念を作すなり）。一種にして妄語を成ずる者あることなきなり。復五種妄語あり、何者が是なる。自ら妄語して波羅市迦を得るあり、僧伽伐尸沙を得るあり、窣吐羅底也を得るあり、波逸底迦を得るあり、突色訖里多を得るあり。云何が妄語して波羅市迦を得るや。若し苾芻、實に上人法を得ざるに、自ら稱して得たりと言はんに、此の妄語は波羅市迦を得ん。云何が妄語して僧伽伐尸沙を得るや。若し苾芻、彼苾芻の清淨無犯なるを知りつゝ、而も無根他勝法もて謗らんに、此の妄語は僧伽伐尸沙を得ん。云何が妄語して窣吐羅底也を得るや。若し苾芻、僧衆中に在りて故心に妄語して、非法を法と說き、法を非法と說き、非律を律と說き、律を非律と說かんに、此の妄語は窣吐羅底也を得ん。云何が妄語して突色訖里多を得るや。若し苾芻、

半月半月に褒灑陀を作して戒經を誦する時、彼れ「清淨なりや不や」と問はんに、而も實には不清淨にして自ら犯ありと知りつゝ、覆藏心を作して默然して住せんに、此の妄語は突色訖里多を得ん。向の所說の四種の妄語を除ける諸餘の妄語は、悉く波逸底迦を得るなり。「波逸底迦」とは、是れ燒煮墮落の義なり、謂はく犯罪者は地獄・傍生・餓鬼の惡道の中に墮在して燒煮の苦を受くるなり。又此罪は若し慇懃に說いて除かざらんに、便ち能く所有善法を障礙す。此の諸義あり、故に波逸底迦と名くるなり。

此中の犯相、其事云何。因に頌に攝して曰はく、

「若し實には見聞せず　覺せず知らざるに想と
及び疑とにて異說せんに　是れ妄語なり、應に知るべし」。

若し苾芻、見ず・聞かず・覺せず・知らざるに、是の如きの想を作して是の如くに忍可しつゝ、便ち云はく、「我見たり・我聞けり・我覺せり・我知れり」と、是の如くに說かん時語々に皆波逸底迦罪を得ん。若し苾芻、曾て見聞覺知して其事を忘れたるに、是の如きの想を作して是の如くに忍可しつつ、其事を憶せずして而も「忘れず」と云はんに、語語に皆波逸底迦罪を得ん。若し實に見聞覺知しつゝ後遂に疑を生ぜるに……彼れ此想を作して是の如くに忍可しつゝ「見……等に於て疑心あることなし」と言はんに、語々に說く時皆波逸底迦を得ん。若し實に見聞覺知せざるに見等の想ありて、彼れ此解を作しつゝ、後に「我實に見……等あり」と言はんに、語々に說く時皆本罪を得ん。若し實には見ずして聞・覺・知あらんに、彼れ此想を作して是の如くに忍可しつゝ、後に「我見たり、聞等あることなし」と言はんに、語々に說く時皆本罪を得ん。若し實には聞かずして見・覺・知あらんに、彼れ此想を作して是の如くに忍可しつゝ、後に「我聞けり、見・覺・知なし」と言はんに、語に說く時皆本罪を得ん。若し實には覺せずして見・聞・知あらんに、彼れ此想を作して是の如くに

【一〇】波逸底迦の解釋。

忍可しつゝ、後に「我覺せり、見・聞・知なし」と言はんに、語々に說く時皆本罪を得ん。若し實には知らずして見・聞・覺あらんに、是の如きの想を作し是の如くに認可しつゝ、後に「我知れり、見・聞・覺なし」と言はんに、語々に說く時皆本罪を得ん。若し實には見て忘れ、聞・覺・知は忘れざらんに、彼れ此想を作しつゝ、後に「我見て忘れず、聞・覺・知も亦忘れず」と言はんに、語々に說く時皆本罪を得ん。若し實には聞いて忘れ、見・覺・知は忘れざらんに、彼れ此想を作しつゝ、後に「我聞いて忘れず、見・覺・知も亦忘れず」と言はんに、語々に說く時皆本罪を得ん。若し實には覺して忘れ、見聞知は忘れざらんに、彼れ此想を作しつゝ、後に「我覺して忘れず、見聞知も亦忘れず」と言はんに、語々に說く時皆本罪を得ん。若し實には知りて忘れ、見・聞・覺は忘れざらんに、彼れ此想を作しつゝ、後に「我知りて忘れず、見・聞・覺も亦忘れず」と言はんに、語々に說く時皆本罪を得ん。若し實には見て疑ひ、聞・覺・知は疑はざらんに、彼れ此想を作しつゝ、後に「我見て疑はず、聞・覺・知は疑ふ」と言はんに、語々に說く時皆本罪を得ん。若し實には聞いて疑ひ、見・覺・知は疑はざらんに、彼れ此想を作しつゝ、後に「我聞いて疑はず、見・聞・知は疑ふ」と言はんに、語語に說く時皆本罪を得ん。若し實には覺して疑ひ、見・聞・知は疑はざらんに、彼れ此想を作しつゝ、後に「我覺して疑はず、見・聞・知は疑ふ」と言はんに、語々に說く時皆本罪を得ん。若し實には知りて疑ひ、見・聞・覺は疑はざらんに、彼れ此想を作しつゝ、後に「我知りて疑はず、見・聞・覺は疑ふ」と言はんに、語々に說く時皆本罪を得ん。若し實には見ずして不見の想を作し、聞・覺・知ありて聞・覺・知の想を作さんに、彼れ此想を作しつゝ、後に「我見て聞・覺・知せず」と言はんに、說く時本罪を得ん。若し實には聞かずして不聞の想を作し、見・覺・知ありて見・覺・知の想を作さんに、彼れ此想を作しつゝ、後に「我聞けり、見・覺・知せず」と言はんに、說く時本罪を得ん。若し實には覺せずして不覺の想を作し、見・聞・知ありて見・聞・知の想を作さんに、彼れ此想を作しつゝ、後に

「我覺せり、見・聞・知ならず」と言はんに、說く時本罪を得ん。若し實には知らずして不知の想を作し、見・聞・覺の想あらんに、彼れ此想を作しつゝ、後に「我知れり、見・聞・覺ならず」と言はんに、說く時本罪を得ん。若し實には見・聞・覺・知せんに、彼れ此想を作しつゝ、後に「我れ見・聞・覺・知せず」と言はんに、說く時本罪を得ん。若し實には見・聞・覺・知して其事を忘れさらんに、彼れ此想を作しつゝ、後に「我れ見・聞・覺・知せるも其事を忘れたり」と言はんに、說く時本罪を得ん。若し實には見・聞・覺・知して疑心なからんに、彼れ此想を作しつゝ、後に「我れ見・聞・覺・知せるも疑心あり」と言はんに、說く時本罪を得ん。若し實には見・聞・覺・知の想あらんに、彼れ此想を作しつゝ、後に「我れ見・聞・覺・知せず」と言はんに、說く時本罪を得ん。若し實には見て聞・覺・知せざらんに、彼れ此想を作しつゝ、後に「我見ざるも然も聞・覺・知あり」と言はんに、說く時本罪を得ん。若し實には聞いて見・覺・知せざらんに、彼れ此想を作しつゝ、後に「我聞かざるも然も見・覺・知せり」と言はんに、說く時本罪を得ん。若し實には覺して見・聞・知せざらんに、彼れ此想を作しつゝ、後に「我覺せざるも然も見・聞・知せり」と言はんに、說く時本罪を得ん。若し實には知りて見・聞・覺せざらんに、彼れ此想を作しつゝ、後に「我知らざるも然も見・聞・覺せり」と言はんに、說く時本罪を得ん。若し實には見て忘れず、聞・覺・知して忘れんに、彼れ此想を作しつゝ、後に「我見て忘れ、聞・覺・知して忘れず」と言はんに、說く時本罪を得ん。若し實には聞いて忘れず、見・覺・知して忘れんに、彼れ此想を作しつゝ、後に「我聞いて忘れ、見・覺・知して忘れず」と言はんに、說く時本罪を得ん。若し實には覺して忘れず、見・聞・知して忘れんに、彼れ此想を作しつゝ、後に「我覺して忘れ、見・聞・知して忘れず」と言はんに、說く時本罪を得ん。若し實には知りて忘れず、見・聞・覺して忘れんに、彼れ此想を作しつゝ、後に「我知りて忘れ、見・聞・覺して忘れず」と言はんに、說く時本罪を得ん。若し實には見て疑はず、聞・覺・知して疑あらん

に、彼れ此想を作しつゝ、後に「我見て疑あるも、聞・覺・知して疑はず」と言はんに、說く時本罪を得ん。若し實には聞いて疑はず、見・覺・知して疑あらんに、彼れ此想を作しつゝ、後に「我聞いて疑あり、見・覺・知して疑はず」と言はんに、說く時本罪を得ん。若し實には覺して疑はず、見・聞・知して疑あらんに、彼れ此想を作しつゝ、後に「我覺して疑あり、見・聞・知して疑はず」と言はんに、說く時本罪を得ん。若し實には知りて疑はず、見・聞・覺して疑あらんに、彼れ此想を作しつゝ、後に「我知りて疑あり、見・聞・覺して疑はず」と言はんに、說く時本罪を得ん。若し實には見て見想を作し、不聞・不覺・不知に不聞・不覺・不知の想を作さんに、彼れ此想を作しつゝ、後に「我見ざるも然も聞・覺・知あり」と言はんに、說く時本罪を得ん。若し實には聞いて聞想し、見・覺・知せずして見・覺・知せざるの想を作さんに、彼れ此想を作しつゝ、後に「我聞かざるも然も見・覺・知あり」と言はんに、說く時本罪を得ん。若し實には覺して覺想を作し、見・聞・知せざるに見・聞・知せざるの想を作さんに、彼れ此想を作しつゝ、後に「我覺せざるも然も見・聞・知あり」と言はんに、說く時本罪を得ん。若し實に知りて知想を作し、見・聞・覺せざるに見・聞・覺せざるの想を作さんに、彼れ此想を作しつゝ、後に「我知らず、然も見・聞・覺あり」と言はんに、說く時本罪を得ん。若し苾芻、凡そ所有語は、心に違して說かんに皆波逸底迦罪を得、若し心に違せずして說かんには皆無犯なり。又無犯とは、最初犯の人、或は癡狂と心亂と痛惱所纏となり。

〔一〕毀呰語學處第二

爾の時佛、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。時に六衆苾芻は諸苾芻に於て毀呰語を作して眇目・攣躄・背傴・侏儒・太長・太尩・聾盲・瘖瘂・〔二〕柺行・腫脚・禿臂・大頭・〔三〕哆脣・〔四〕齲齒と云へり。是時六衆苾芻は是の如き等の毀呰語を作せるに、時に諸苾芻は聞き已りて慚赧憂愁して樂しまず、讀誦・思惟悉

〔一〕隨法第二毀呰語學處。
〔二〕柺行。宋・元・明・宮本には拐行とす。柺拐共に杖の義なり。偏行者・傍行者をいふ。
〔三〕哆脣。大脣にしてぶらさがれるもの。
〔四〕齲齒。齒相不正なり。

く皆廢闕し憂を懷いて住せり。時に少欲苾芻あり、其事を見已り咸嫌嫌賤を生じて輕毀の言を作さく、「云何が苾芻なる、苾芻處に於て毀呰を作して眇目等……上に說く所の如し……と云はんとは」。時に諸苾芻は緣を以て佛に白すに、爾の時世尊は此因緣を以て苾芻衆を集め……乃至、六衆に問うて曰はく、「汝等は實に毀呰の語を作して、諸苾芻を惱まさんとて眇目……等と云へりや」。六衆答へて曰さく、「實に爾り、大德」。世尊は卽ち便ち種々に呵責したまはく、『……廣く說けること上の如し……乃至、此は沙門の所應作事に非じ。所以は何、汝等當に聽くべし、[一五]往古世時、聚落中に於て一長者あり、妻を娶りて未だ久しからざるに歡愛同居して便ち一女を生み、年漸く長大せり。長者は單身躬ら耕墾を爲せるに、時に居士の子にして父母俱に喪へるあり、常に林野に於て蘇を販ぎて業と爲せり。時に居士の子は其蕪を持して擔ひ、來りて耕處田頭の樹下に至り擔を棄てゝ肩を息めしに、彼長者躬自ら耕作せるを見て、就いて問うて曰はく、「阿舅、何の故にか衰年しつゝ自ら營みて辛苦せる、應に村落に居すべきに翻りて田疇に在らんとは」。報じて言はく、「善來、外甥、我に兄弟なく復子息なければ、自躬ら衣食を耕さゞらんには寧んぞ濟はん」。彼便ち報じて曰はく、「阿舅、我且らく代りて耕さん、仁當に暫らく息ふべし」。卽ち便ち犁を取り其に代りて耕作せり。遂に日午に至り、家中より食來りければ喚んで言はく、「外甥、可しく來りて食を共にすべし」。亦既にして食し已るに報じて言はく、「阿舅、宜しく家に還るべし、然れども我未だ舅の宅處を知らされば、日晡後に至りて當に村外に出で路首にて相迎ふべし」。長者聞き已りて卽ち便ち舍に歸れり。時に居士の子は耕して日晚に至りければ、牛を[一六]青稊に放ち、躬ら草擔を持し幷に柴束を取り、畜を驅りて歸りて彼村隅に至るに、長者は迎へ見えて遂に卽ち相將ゐて其宅所に到れり。時に居士子は[一七]廐廡を掃除して布くに乾土を以てし、幷に火炯を設け多く牛に草を與へぬ。長者見已りて是の如きの念を作さく、「我れ此兒に由りて今安樂を受けぬ、我が小女は當に與へて妻と爲すべし」。其をして

【一五】傍生嫌嫌毀呰因緣譚の一。

【一六】青稊。稊は稗の一種、卽ち青々とせるのびえなり。藏律には「かの居士の子も亦暫く野な耕して、野の一部の方で二牛に食はしめ、晩になつて草を一荷擎げ、かの崖(林隅)に入らんとすると、かの居士も亦彼を迎へて、かの居士は彼を家に連れてきた……」とあり。

【一七】廐廡。うまや、家小屋。

食せしめ已りて報じて云はく、「外甥、當に此に往して家業を勤修すべし、此の小女は汝に授けて妻と爲さん」。報じて言はく、「甚だ善し」。即ち處分に依ひて生業を營作せり。時に彼長者の家に二牛ありて毎に驅便せしめしに、大なるは性調善たりしも、小なるに稟識貪餮にして、復拘制せりと雖犯暴なること是常なりければ、章子は憤を發して石を放ち、遙かに打ちて其一角を折りぬ、因りて即ち號を立てゝ名けて[一八]禿角と爲せり。後に他日に於て尙ほ田苗を犯して、前に同じくして止めざりければ、便ち鎌を放ちて斫らんとして遂に其尾を截てり、因りて即ち名けて禿尾禿角と爲せり。後に異時に於て居士子は長者に告げて言はく、「阿舅、[一九]先に許へる所の親は幸に可しく之を作すべし」。爾の時長者言はく、「善し」。便ち妻に告げて曰はく、「賢首、衣服瓔珞は當に可しく之を辦ふべし、小女久しからずして婚娶を爲さんと欲すれば」。妻便ち問うて曰はく、「曾て未だ人に與へざるに、如何が辦具せん」。長者報じて曰はく、「吾已に人に與へぬ」。妻曰はく、「是誰なりや」。報じて云はく、「此の居士子なり」。妻曰はく、「此人の宗族本委知せず、白胡椒の、生處を了する莫きが如くなるに、如何ぞ女を以て輙ちに婚戚と爲せる。凡そ婚姻せんには親屬還往し飲啗追呼すれば、氏族相應せんに我方に女を與へん」。其妻に報じて曰はく、「賢首、此の居士子我家に至りてより斯が代勞に由りて安樂を受くるを得たり、此若し無からんには還辛苦を嬰へて躬ら耕すを免れざらん」。妻、夫に報じて曰はく、「我實に所愛の女を將つて客報人に與ふること能はじ」。世間の人は多く妻語を用ふれば、是時長者便ち是念を作さく、『我若し報じて「女を與へじ」と云はんには、作人今日便ち我を捨て去り、我還自ら耕犂を執るを免れざれば、今且らく宜しく應に方便を詭設して即ち去らしむこと勿るべし』。時に彼作人は復異時に於て長者に告げて曰はく、「家長、宜しく應に婚姻事を作すべし」。長者報じて曰はく、「外甥、我が親族は其數寬廣にして、聚集せん時多く飲食すれば、宜しく秋熟して稻穀收成するを待つべし」。既にして收穀し已るに復告ぐらく、「婚を成ぜよ」。報じて言は

【一八】禿角。藏律には「破壞されたる角」とせり。

【一九】藏律に「是認せるその通りに作せ」とあり。親は婚姻事の意。

く、「外甥、事、沙糖を須うれば、宜しく甘蔗を待つべし」。收め已るに復告ぐらく、「婚を成ぜよ」。報じて言はく、「外甥、餅麵は是資たり、當に麥熟するを待つべし」。既にして麥を收め已るに復告ぐらく、「婚を成ぜよ」。報じて言はく、「外甥、陳稻將に盡きんとす、可しく新秔を待つべし」。時に居士子は推延を作せるを見て遂に此念を生ずらく、「田實は總じて一時に成ずべきなし、此事由を看るに便ち成ず我を誑くなり。我今宜しく往いて衆人に告ぐべし、若し與へざらんには官に經ひて定を取めん」。便ち衆人に對して告げて云はく、「阿舅、可しく婚姻を作すべし」。諸人聞き已りて長者に告げて曰はく、「許言已に久しきに何ぞ婚を僞さゞる」。是時長者怒りて告げて曰はく、「諸君、當に知るべし、此は是れ我舍の客作人なり、我れ何の緣を以てして女を與へて婚娶せん」。諸人皆「然り」とせり。時に居士子便ち是念を作さく、「我れ錢を得ず復婦を得ず、虛しく歲序を淹めて成功を見るなし、我今宜しく其人を損害して方に意に隨うて去るべし」。便ち二牛を將ゐて半日驅使し、多く杖捶を與へて之を枯樹に繫り、曝すに烈日を以てして方に言に歸らんと欲せり。劫初に近き時は畜も人語を解せり。其牛既にして苦楚に遭ひしに、大牛便ち居士子に告げて曰はく、「咄、男子、汝先には我に於て共に相愛念し、恩父母に同じて我が劬勞を知へしに、何の故にか今時多く杖楚を行じ、之を枯樹に繫り曝すに烈日を以てして我を棄てゝ家に還らんとせる。我れ汝が處に於て何の愆過かある」。男子報じて曰はく、「汝に咎あることなきも然も汝曹が主は我に於て過あればなり」。牛曰はく、「彼に何の過ありや」。男子報じて曰はく、「先に我に女を許ひつゝ今者違信せり」。牛曰はく、「何ぞ官に經はさる」。男子報じて曰はく、「證人なきが爲なり」。牛便ち報じて曰はく、「我等汝が爲に而ち證人と作らん」。男子曰はく、「人語を作すとやせん。牛音を作すとやせん」。牛曰はく、「人語を作さず、我當に相を現じて人をして表知せしむべければ、汝當に盟を爲して人をして表信せしむべし。汝、我を引いて證と爲して人をして表知せしむるに當りては、我兩牛を牽いて廐內

【二〇】陳稻。古き穀米。

【二一】本文に無容田實總一時成、看此事由便成誑我、我今宜可往告衆人、若不與者經官取定……とあり。

に繋りて水草を與ふること莫れ。七日を滿じ已らんに、可しく地中にて水草多き處に於て我を放ちて出さしむべし。乃し傍人來りて信驗を觀るに至るまでは、我等口を噤みて水草を噉はず、我れ相貌を現じて王大臣をして汝が言の實なるを信ぜしめんに、我當に飲噉すべし」。是時男子是計を聞き已るに、卽ち便ち倶に解いて茂草中に放ち、自ら王所に詣り敬を致して王に白さく、「大王、某村長者は女と婚を爲さんことを許へるに、使役多年にして今乃ち飜悔せり」。王、長者を喚びて其虛實を問ふに、長者白して云はく、「我實に許はざりき」。王、男子に問ふらく、「汝に證ありや不や」。王に白して言さく、「有り」。王曰はく、「人なりとやせん、非人なりとやせん」。白して言さく、「非人なり」。王曰はく、「是れ何」。白して言さく、「是れ牛なり」。王曰はく、「人語を作すとやせん、餘語を(作す)とやせん」。白して言さく、「人語を作さじ」。王曰はく、「如何がして證を成ずるや」。白して言さく、「彼に實信ありて人をして表知せしむるなり。其牛、七日中に於て廐内に繋在して水草を與ふること莫れ。七日を滿じ已らば、可しく地中水草多き處に於て牛を放ち出さしむべし、我れ引かんに僞に證せん、必らず奇相ありて……乃至、大王未だ信ぜざる已來は牛終に食はざらん。此若し虛ならんには、我れ死罪に當らん」。王、臣に命じて曰はく、「當に此言に依りて其證驗を看るべし」。大臣、敎を奉じて便ち二牛を取へ、之を廐内に繋りて水草を與へざりき。時に禿尾禿角は大牛に報じて曰はく、「豈に顚倒を期せんや、唯獨我等が日は西方より出づるか、廐中に幽閉して水草を聞がざらんとは」。大牛報じて曰はく、『豈に我は居士子に僞に保證を作さんことを許へるに非ざらんや、「七日中に於て自ら餓えて住し、乃至、王未だ信ぜざる來は水草を食はじ」と』。禿尾禿角は大牛に報じて曰はく、「若し我を放たんには〔三〕逢石をも尙ほ噉はん、況んや水草をや」。大牛報じて曰はく、「此の居士子は我等を愛念して事父母に同ぜり、豈に違信して彼人を誤たすを得んや」。禿尾禿角曰はく、「實に愛念して恩二親に同ぜりと雖、然も常に我を喚びて禿尾禿角と爲せり、我れ

【三】逢石。大いなる石。

喚ぶを聞く時卽ち角を以て其腹を決破せんと欲せり」。大牛聞き已るに默頭して住せり。彼の居士子は時に復來り看て其牛に問うて曰はく、「安隱なるを得たりや不や」。大牛報じて曰はく、『我且に安隱なるも汝は安隱ならず」。居士子曰はく、「何の意にてか此の如き」。大牛曰はく、『此禿尾禿角は是の如きの言を作さく、若し我を放たんには逢石をも尙ほ噉はん、況んや水草をや」と』。居士子曰はく、「若し是の如くなるには、我今夜に於て當に急ぎ逃走すべけん、王に對ひて誑を爲さんに命須臾に在れば」。大牛報じて曰はく、『汝、走ぐるを須ゐざれ、當に禿尾禿角の與に鼻を穿ちて繩を安き、[二三]其紖にて我角に促繫すべし。放出するの日若し彼れ違信して水草を食はんとせん時は、我れ雙角を以て鼻を擧げて上げしむれば、汝卽ちに報じて言へ、「今此二牛は[二四]第五護世に告ぐるならくのみ」と』。世人は共に五種擁護者あることを許へり、謂はく、地・水・火・風・日なり。時に居士子は遂に與に鼻を穿ちしに、禿尾禿角は大牛に報じて曰はく、「仁當に此を觀ずべし、我を苦虐することよ」。大牛曰はく、「與に瓔珞を著くるなり、何の苦かあらん」。便ち拘紖を以て大者の頭に繫れり。七日に至り已りて王及び諸臣は親しく共に水草多き田を觀視して二牛を放ち出せるに、禿尾禿角は既にして水草を見て卽ち便ち食はん欲しければ、是時大牛は遂に雙角を以て小牛の鼻を擧げて日に向うて望めり。王、臣に問うて曰はく、「何の意にてか二牛は日に向うて望める」。時に智臣あり大王に白言すらく、『今此二牛は意に王に啓して說かんと欲せるなり、「如し是事直からずとせんに、我二は證を爲さん」と。亦兼ねては彼の第五護世に、「明明の白日よ、我を助けて證知したまはんことを」と告ぐるならくのみ』。王、是事を見て極めて希有を生じて諸臣に報じて曰はく、「畜生は無知なるに尙ほ能く人の爲に而ち保證を作せり、事既に虛に非じ、宜しく彼女を以て共に婚戚を爲すべし」。便ち二牛を放ちしに、倶に水草を食へり。時に居士子は既にして勝を得已りて、女を娶りて妻と爲せり』。佛、諸苾芻に告げたまはく、「汝等當に知るべし、傍生趣に在りてすら毀呰の言を聞く

【二三】紖。音チン、牛鼻繩なり。

【二四】第五護世。太陽をいふ。本文に今此二牛告第五護世世人共許有五種擁護者謂地水火風日……とあり。

に尙ほ害念を懷けり、況んや復人に於てをや。是故に苾芻、應に惡語して他人を毀呰すべからず」。此は是れ緣起にして、猶ほ未だ制戒したまはざりき。

爾の時世尊は復諸苾芻に告げたまはく、『毀呰語を作さん時は、現在世に於て所作の事業は成就すること能はじ。汝等當に聽くべし、[二五]乃し往古昔に一村中に於て長者ありて住し、[二六]行車を以て業と爲せり。彼に二牸牛あり、一は歡喜と名け、二は美味と名け、春陽時に於て各一子を生じ、毛色斑駮なりき。旣にして漸く長大せるに、歡喜の子は其角廣長たりしも、美味の兒は頭禿げて角なかりき。是時長者は其が爲に字を立てゝ、一は歡喜長角と名け、二は美味禿頭と名けしが、其壯盛なるに及びては倶に氣力ありき。後に異時に於て諸の行車人は牛に飲ますに因みて共に池所に集まりて是の如きの言を作さく、「誰の牛か最勝なる」。各云はく、「我牛は勝れたり」。長者答へて云はく、「我牛は極めて勝れたり」。諸人報じて曰はく、「何を以てしてか知ることを得ん、汝が牛極めて勝るゝことを」。長者曰はく、「可しく峻坂に於て重車を牽かしむべし」。共に盟を立てゝ言はく、「金錢五百を賭けん」。是要を作し已るに、便ち已が牛を將ゐて峻坂處に於て其重車を牽けり。時に彼長者は便ち牛を喚びて曰はく、「歡喜長角、宜しく疾く牽くべし、美味禿頭亦當に急ぎ挽くべし」。時に禿頭牛は毀呰語を聞いて、卽ち便ち却住して肯へて車を挽かず、長者大に怒りて便ち麁杖を以てし之を拷楚せり。餘人報じて曰はく、「汝今豈に此牛を殺さんと欲するならんや、旣にして其如かざらんには宜しく當に放却すべし」。是時長者に便ち五百金錢を輸し、極大忿怒して其二牛に於て多く杖捶を與へ之を枯樹に繫げるに、……畜は人語を解せること已に說けるが如し……是時二牛は長者に告げて曰はく、「仁先に我を養うて事父母に同ぜるに、我に何の過ありてか遂に楚毒を行ぜる」。長者報じて曰はく、「今汝に由りての故に我に五百金錢を罰したればなり」。歡喜長角、長者に報じて曰はく、汝の口過に由りて自ら金錢を罰せるなり、我等に何の咎かあら」。長者曰はく、「我口何の過かある」。

【二五】傍生趣緣毀呰因緣譚の二。

【二六】行車。車を驅るなり。

牛便ち報じし曰はく、「何の故にか衆人の前に對ひて我を毀辱して、好稱を言はずして喚ぶに禿頭と作せる。若し好名を言ひて我を毀呰せざらんには、更に峻坂に於て倍せる重載を牽かん、共に盟要を立てゝ倍して金錢一千を賭けよ」。長者報じて曰はく、「汝今更に倍して我を罰せ(しめ)んと欲せりや」。牛曰はく、「我を毀呰する勿らんには、定んで當に力を盡すべけん」。後に異時に於て各牛に飲ますに因みて……事、前に說けるが如し……長者答へて云はく、「我牛極めて勝れたり」。諸人報じて曰はく、「豈に汝今時更に重罰を求めんとするや」。長者報じて言はく、「設更に我を罰せんに、君等何か失はん、宜しく峻坂に於て重車に倍駕し、金錢一千を賭けて明かに要契を爲すべし」。卽ち言の如くに契りて、牛を以ゐて車を牽いて峻坂を上らしめしに、便ち牛を喚びて曰はく、「歡喜よ、宜しく急ぎ牽くべし、美味よ、當に須らく疾く挽くべし」。二牛聞き已りて便ち喜悅を生じ、力を盡して車を牽いて平地に至らしめぬ。旣にして其勝つを得て便ち金錢一千を獲たり。時に天神あり、虛空中に於て伽他を說いて曰はく、

「極重載ありて　居して峻坂の下に在りしと雖
二牛、心に若ち喜びて　能く此車を牽き出せり。
若ち順意語を陳べたるに　二牛聞いて慶悅し
車を牽いて出づるに難からず　主は千金の賞を獲たり。
是故に常に愛語して　逆耳の言を作すこと勿れ
若し愛語を出さん時　罪なく常に安樂ならん」と』。

佛、諸苾芻に告げたまはく、「彼傍生類すら毀呰を聞かん時、尙ほ能く主の爲に無利益を作せり、何に況んや人に於てをや。是故に苾芻、應に他に於て毀呰語を作すべからず」。爾の時世尊は種々に諸苾芻を呵責したまひ已りて……廣く說けること前の如し……『我今諸弟子の爲に其學處を制せん、

應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻、毀呰語の故に波逸底迦なり」と」。

「苾芻」の義は上の如し。「毀呰語せんには」とは、謂はく、他人に於て毀辱事を爲さんとて、言に出して彰表し、他が領解せん時は波逸底迦罪を得るなり、廣く說けること上の如し。[二七]

【二七】此下聖本には光明皇后の願文あり

卷の第二十六

毀訾語學處第二の餘

此中の犯相、其事云何。

總じて頌に攝して曰はく、

「種族及び工巧と　業と形　相と病との五と
罪及び煩惱類となり　惡罵は後邊と爲す」

別して頌に攝して曰はく、

「種姓と織と毛と針と　鐵・銅及び皮作と
陶師幷に剃髮と　木・竹作幷に奴となり」。

若し苾芻、毀訾語せんとの意を作して、婆羅門種苾芻處に往いて是の如のき語を作さく、「具壽、汝は是れ婆羅門種出家なり、今、沙門に非ず婆羅門に非じ」と。時に彼苾芻、是語を聞き已らんに、隨うて惱むとも惱まざるとも、此苾芻は惡作罪を得ん。若し苾芻、毀訾せんとの意を作して、刹帝利種苾芻處に往いて是の如きの語を作さく、「具壽、汝は是れ刹帝利種出家なり、今、沙門に非ず婆羅門に非じ」。時に彼苾芻、是語を聞き已らんに、隨うて惱むとも惱まざるとも、此苾芻は惡作罪を得ん。若し苾芻、毀訾せんとの意を作して、薜舍種苾芻處に往いて是の如きの語を作さく、「具壽、汝は是れ薜舍種出家なり、今沙門に非ず婆羅門に非じ」。時に彼苾芻、是語を聞き已らんに、隨うて惱むとも惱まざるとも、此苾芻は波逸底迦罪を得ん。若し苾芻、毀訾せんとの意を作して、戍達羅種苾芻處に往いて是の如きの語を作さく、「具壽、汝は是れ戍達羅種出家なり、今沙門に非ず婆羅門に非じ」。時に彼苾芻、是語を聞き已らんに、隨うて惱むとも惱まざるとも、此苾芻は波逸底迦罪を

得ん。若し苾芻、毀呰せんとの意を作して、織師種苾芻處に往いて是の如きの語を作さく、「具壽、汝は織師種出家なり、今、沙門に非ず婆羅門に非じ」。時に彼苾芻是語を聞き已らんに、隨うて惱むとも惱まざるとも、此苾芻は波逸底迦罪を得ん。若し苾芻、毀呰せんとの意を作して、毛作人種苾芻處に往いて是の如きの語を作さく、「具壽、汝は是れ毛作人種出家なり、今、沙門に非ず婆羅門に非じ」。時に彼苾芻は是語を聞き已らんに、隨うて惱むとも惱まざるとも、此苾芻は波逸底迦罪を得ん。若し苾芻、毀呰せんとの意を作して、縫衣種苾芻處に往いて是の如きの語を作さく、「具壽、汝は是れ縫衣種出家なり、今、沙門に非ず婆羅門に非じ」。時に彼苾芻は是語を聞き已らんに、隨うて惱むとも惱まざるとも、此苾芻は波逸底迦罪を得ん。是の如くに……乃至、鐵作種・銅作種・皮作種・陶師種・剃髮種・木匠種・竹師種・奴種も皆應に廣く說くべし、上に准じて應に知るべし。此に種族を論べ訖れり。

若し苾芻、毀呰せんとの意を作して、婆羅門種苾芻處に往いて是の如きの語を作さく、「具壽、汝は是れ婆羅門種出家なり、今、沙門に非ず婆羅門に非ず。汝今宜しく應に自ら工巧及び諸技術を學ぶべし、謂はく、婆羅門の所有威儀法式・執餅を洗淨し及び灰土を取ること、讀誦の規矩・瓮聲蓬聲・四薜陀書・諸の施會を作すこと、施受の方法(等)なり」。時に彼苾芻、是語を聞き已らんに、隨うて惱むとも惱まざるとも、此苾芻は惡作罪を得ん。若し苾芻毀呰せんとの意を作して、剎帝利種苾芻處に往いて是の如きの語を作さく、「具壽、汝は是れ剎希利種出家なり、今、沙門に非ず婆羅門に非ず、汝今宜しく應に自ら工巧及び諸技術若しは剎帝利の所有威儀法式を學ぶべし所謂、象馬車に乘じ、弓箭を執持し、廻轉し、進趣し、鉤を執り、索を執り、攢を排するの類、斬截・斫刺・相扠・相撲・射聲等の術なり」。時に彼苾芻は是語を聞き已らんに、隨うて惱むとも惱まざるとも、此苾芻は惡作罪を得ん。若し苾芻、毀呰せんとの意を作して、薜舍種苾芻處に往いて是の如きの語を作さく、「具

【一】 瓮聲・蓬聲。律部十九、註(九の四〇)の下參照。

【二】 廻轉・進趣・執鉤・執索。藏律によるに、「後へ廻ること(後退法)、槍を廻すこと(前進法)、鉄鉤にて象をならす術(鉤法)、索を用ふる法、大きな矢を射る術……」とあり。

【三】 相扠・相撲・射聲。藏律によるに「髻の結び方、拳の握り方、聲を聞いて射あてること……」とあり。藏律には其他に、急所を射あてること、的を壞さずに射あてること、的に堅く射あてること等を列記せり。

諍・汝は是れ薜舍種出家なり、今、沙門に非ず婆羅門に非ず、汝今、宜しく應に自ら工巧若しは薜舍の所有威儀法式を學ぶべし、所謂、耕田牧牛及び興易等なり」。時に彼苾芻、是語を聞き已らんに、隨うて惱むとも惱まざるとも、此苾芻は波逸底迦罪を得ん。若し苾芻、毀呰せんとの意を作して、戍達羅種苾芻處に往いて是の如きの語を作さく、「具壽、汝は是れ戍達羅種出家なり、沙門に非ず婆羅門に非ず。汝今宜しく應に自ら工巧若しは戍達羅の所有威儀法式を學ぶべし、所謂、樵薪を擔運し諸畜を餧飼するなり」。時に彼苾芻、是語を聞き已らんに、隨うて惱むとも惱まざるとも、而ち彼苾芻は波逸底迦罪を得ん」。若し苾芻、毀呰せんとの意を作して、織師種苾芻處に往いて是の如きの語を作さく、「具壽、汝は是れ織師種出家なり、沙門に非ず婆羅門に非じ。汝今宜しく應に自ら工巧を學ぶべし、所有大氎・小氎及び被蓋物、幷に麻紵衣等なり」。時に彼苾芻は是語を聞き已らんに、隨うて惱むとも惱まざるとも、此苾芻は波逸底迦罪を得ん。若し苾芻、毀呰せんとの意を作して、織毛種苾芻所に往いて是の如きの語を作さく、「具壽、汝は是れ織毛種出家なり、沙門に非ず婆羅門に非じ。汝今宜しく應に自ら工巧を學ぶべし、所謂・大小の氍毹或は厚き或は薄き(或は)方圓の坐褥等なり」。時に彼苾芻、是語を聞き已らんに、隨うて惱むとも惱まざるとも、此苾芻は波逸底迦罪を得ん。若し苾芻、毀呰せんとの意を作して、縫衣種苾芻處に往いて是の如きの語を作さく、「具壽、汝は是れ縫衣種出家なり、沙門に非ず婆羅門に非じ。汝今宜しく應に自ら工巧を學ぶべし、所謂、頭帽・衫襖・大小の裙袴なり」。時に彼苾芻、是語を聞き已らんに、隨うて惱むとも惱まざるとも、而ち此苾芻は波逸底迦罪を得ん。若し苾芻、毀呰せんとの意を作して、鐵師種苾芻所に往いて是の如きの語を作さく、「具壽、汝は是れ鐵師種出家なり、沙門に非ず婆羅門に非じ。汝今宜しく應に自ら工巧を學ぶべし、所謂、大小の鐵鉢・針刀・剃具・斧钁等の物なり」。時に彼苾芻、是語を聞き已らんに、隨うて惱むとも惱まざるとも、而ち此苾芻は波逸底迦罪を得ん。若し苾芻、毀呰せんとの意を

作して、銅作種苾芻所に往いて是の如きの語を作さく、「具壽、汝は是れ銅作種出家なり、沙門に非ず婆羅門に非じ。汝今宜しく應に自ら工巧を學ぶべし、所謂、銅盤・瓶器・鈴鐸等の物なり」。時に彼苾芻、是語を聞き已らんに、隨うて惱むとも惱まざるとも、而ち此苾芻は波逸底迦罪を得ん。若し苾芻、毀呰せんとの意を作して、皮作種苾芻所に往いて是の如きの語を作さく、「具壽、汝は是れ皮作種出家なり、沙門に非ず婆羅門に非じ。汝今宜しく應に自ら工巧を學ぶべし、所謂、富羅・鞋履・鞍韉・坐具等の物なり」。時に彼苾芻は是語を聞き已らんに、隨うて惱むとも惱まざるとも、而ち此苾芻は前に同じて得罪せん。若し苾芻、毀呰せんとの意を作して、陶師種芻苾所に往いて是の如きの語を作さく、「具壽、汝は是れ陶師種出家なり、沙門に非ず婆羅門に非じ。汝今宜しく應に自ら工巧を學ぶべし、所謂、瓶・項・甌器等の物なり」。時に彼芻苾、是語を聞き已らんに、隨うて惱むとも惱まざるとも、而ち此芻苾は前に同じて得罪せん。若し苾芻、毀呰せんとの意を作して、剃髮種苾芻所に往いて是の如きの語を作さく、「具壽、汝は是れ剃髮種出家なり、沙門に非ず婆羅門に非じ。汝は今宜しく應に自ら工巧を學ぶべし、所謂、剃髮・剪爪・料理・卷舒等の事なり」。時に彼苾芻は是語を聞き已らんに、隨うて惱むとも惱まざるとも、卽ち此苾芻は前に同じて得罪せん。若し苾芻、毀呰せんとの意を作して、木作種苾芻所に往いて是の如きの語を作さく、「具壽、汝は是れ木作種出家なり、沙門に非ず婆羅門に非じ。汝今宜しく應に自ら工巧を學ぶべし、所謂、牀座・門窻・屋舍等の事なり」。時に彼苾芻は是語を聞き已らんに、隨うて惱むとも惱まざるとも、而ち此苾芻は前に同じて得罪せん。若し苾芻、毀呰せんとの意を作して竹作種苾芻所に往いて是の如きの語を作さく、「具壽、汝は是れ竹作種出家なり、戒門に非ず婆羅門に非じ。汝今宜しく應に自ら工巧を學ぶべし、所謂、箱箕・席扇・傘蓋・鼻筒等の事なり」。時に彼苾芻、是語を聞き已らんに、隨うて惱むとも惱まざるとも、而ち此苾芻は前に同じて得罪せん。若し苾芻、毀呰せんとの意を作して、奴種苾芻所に往い

て是の如きの語を作さく、「具壽、汝は是れ奴種出家なり、沙門に非ず婆羅門に非じ。汝今宜しく應に自ら工巧を學ぶべし、所與、他の與に足を濯ぎ身を洗ひ驅馳し使役する等の事なり」。時に彼苾芻は是語を聞き已らんに、隨うて惱むとも惱まざるとも、而ち此苾芻は前に同じて得罪せん。此に工巧を論べ訖れり。

若し苾芻、毀呰せんとの意を作して、婆羅門種苾芻所に往いて是の如きの語を作さく、「具壽、汝は是れ婆羅門種出家なり、沙門に非ず婆羅門に非じ。汝今宜しく應に其自業を作すべし、謂はく、婆羅門の所有威義法式、執瓶を洗淨する等の業なり……前に廣く說けるが如し」。時に彼苾芻、是語を聞き已らんに、隨うて惱むとも惱まざるとも、而ち此苾芻は惡作罪を得ん。是の如く刹帝利種をして自業を作さしめ……廣く說けること前の如し……惡作罪を得ん。若しは薜舍・戍達羅及び餘の諸類乃至、奴所作の業は……廣く說くこと前の如くし、事に准じて應に說くに其器具を加ふべし……而ち此苾芻は波逸底迦罪を得ん。此に作業を論べ訖れり。

若し苾芻、毀呰せんとの意を作して、跛躄苾芻所に往いて是の如きの語を作さく、「具壽、汝は是れ跛躄出家なり、沙門に非ず婆羅門に非じ」。時に彼苾芻は是語を聞き已らんに、隨うて惱むとも惱まざるとも、而ち此苾芻は波逸底迦罪を得ん。是の如く乃至、眇目・盲瞎・曲脊・侏儒・聾瘂・柺行の可惡の相貌もて彼に向つて說かん時、彼れ是語を聞かんに、隨うて惱むとも惱まざるとも、而ち此苾芻は皆波逸底迦罪を得ん。此に形相を論べ訖れり。

若し苾芻、毀呰せんとの意を作して、病癩苾芻所に往いて是の如きの語を作さく、「具壽、汝は是れ病癩出家なり、沙門に非ず婆羅門に非じ」。時に彼苾芻は是語を聞き已らんに、隨うて惱むとも惱まざるとも、而ち此苾芻は前に同じて得罪せん。是の如くに身に疥癬・禿瘡・噎饐・變吐・瘕痏・熱癨・風氣・癲狂・水腫・痔漏・[四]瘣等の所有諸病を生ぜんに、若し苾芻、毀呰せんことの意を作して、是の如き

【四】瘣。本文に塊と爲すも、宋・元・明・宮本によりて今改む。瘤病なり。

の病苾芻所に往いて是の如きの語を作さく、「具壽、汝は帶病出家なり、沙門に非ず婆羅門に非じ」。時に彼苾芻、是語を聞き已らんに、隨うて惱むとも惱まざるとも、而ち此苾芻は前に同じて得罪せん。此に病を論べ訖れり。

云何をか罪と爲す。若し苾芻、毀呰せんとの意を作して、苾芻所に往いて是の如きの語を作さく、「具壽、汝は波羅市迦を犯ぜり、沙門に非ず婆羅門に非じ」。時に彼苾芻、是語を聞き已らんに、隨うて惱むとも惱まざるとも、而ち此苾芻は前に同じて得罪せん。是の如くに「汝、僧伽伐尸沙・窣吐羅底也・波逸底迦罪・波羅提提舍尼・突色訖里多を犯ぜり、沙門に非ず婆羅門に非じ」と(語げんに)、時に彼苾芻、是語を聞き已らんに、隨うて惱むとも惱まざるとも、而ち此苾芻は前に同じて得罪せん。此に罪を論べ訖れり。

云何が煩惱なる。若し苾芻、毀呰せんとの意を作して、苾芻所に往いて是の如き語を作さく、「具壽、汝に瞋恚あり、沙門に非ず婆羅門に非じ」。時に彼苾芻、是語を聞き已らんに、隨うて惱むとも惱まざるとも、而ち此苾芻は前に同じて得罪せん。是の如くに「汝に恨・覆・惱・嫉・慳・諂・誑・無羞恥惡行・邪見あり」と(語げんに)、前に同じて得罪せん。是を煩惱と謂ふ。

云何が惡罵なる。若し苾芻、毀呰せんとの意を作して、苾芻所に往いて種々鄙媟の語を作して罵詈を爲さんに、時に彼苾芻は是を聞き已らんに、前に同じて得罪せん。

無犯とは、若し一住處に多くの同名苾芻ありて、若し他に問はん時、他識らざらんには、應に彼に報じて「是は是の如き種類の苾芻なり」と云はんに、悉く皆無犯なり。又無犯とは、謂はく、最初犯の人、或は癡狂と心亂と痛惱所纏となり。

離間語學處第三[五]

【五】 隨法第四離間語學處。

爾の時佛、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。爾の時六衆苾芻は諸苾芻に於て離間語を作せり。時に諸苾芻は共に相怨恨して大慙恥を生じ、各憂悒を懷きて樂住すること能はず、正業・讀誦・思惟を修するを廢し、久しき愛念の心も斯に因りて斷絕せり。時に諸の少欲苾芻は是事を聞き已りて、心に嫌賤を生じて是の如きの語を作さく、「云何が苾芻にして諸苾芻に於て離間語を作せる」。即ち此緣を以て具に世尊に白すに、世尊は此因緣を以て苾芻衆を集め、知りて而して故に問ひたまはく、「六衆苾芻、汝等は實に是の如きの離間語を作せりや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。時に世尊告げて曰はく、「汝、沙門に非ず隨順行に非ず、不淸淨なり不應爲なり、出家人の所應作には非じ」。世尊は種々に呵責し已りて諸苾芻に告げて曰はく、『汝等若し離間語を作さんには、自ら損し他を損せん。汝當に善く聽くべし、[六]乃し往古昔に險林中に於て母師子あり懷妊して住せり。凡そ母師子にして產日に至らんと欲するや、先に多く肉を取りて後に乃ち兒を生むなり。時に母師子は肉を求めんが爲の故に、牛群處に往いて隨逐して行けり。時に牸牛あり新に犢子を生み、子を護らんが爲の故に後に在りて行けり。時に彼師子は便ち牸牛を殺して牽いて險林に往きしに、是時犢子は乳を食らんが爲の故に、死母を逐うて行いて其住所に到れり。師子見已りて便ち是念を作さく、「此小犢兒をも我今亦取らん」。後に更に念を起すらく、「此は殺すを須ゐじ。我若し兒を生まんに、將つて朋友と作して共に歡戲を爲さん」。便ち卽ち兒を生みしに、二倶に乳養して皆漸く長大せり。後に異時に於て母師子患ひければ、命終の際に臨みて並に兩兒を喚び倶に之に告げて曰はく、「汝等二子は一乳の資せる所、我意に差ふなければ義として兄弟を成す。須らく知るべし、人世離間の徒あり諂言を構合して贍部內に滿つるを。我れ終歿の後は宜しく好く相看るべし、背面の言に復聽採すること勿れ」。是語を作し已るに卽ち便ち命終せり。汝諸苾芻、諸法は常爾なり。卽ち、頌に說いて曰へり、

【六】野干、離間ニ獸因緣譚の一。

「積聚せるは皆消散し　崇高は必らず墮落せん
合會せるは終に別離し　有命は咸く死に歸せん」。

時に母師子既にして命過し已るに、其兒は後に於て好樂鹿を取へ、熱肉熱血にて以て自ら資養して日に漸く長大し、其牛は彼師子の力に由りての故に、獲る所の豐草は情に隨うて之を噉ひければ形貌肥壯せり。時に老野干あり、常に師子に隨うて殘食を規覓せり。師子は毎に熱血肉を食し已るに疾く住處に還り、彼大牛と而ち共に歡戲せりければ、所有殘肉は餘獸野干尋いで皆餐噉せり。時に老野干は是の如きの念を作さく、「我試みに此師子王、何處に居止せるかを觀察すべし」。遂に其後を逐ひ、往いて林中に至りしに、牛王と共に歡戲を爲せるを見ぬ。見已りて便ち念ずらく、「此二皆當に倶に我腹に入るべし、我今宜しく離間事を作して其をして相殺さしむべし」。時に彼野干は師子の去れるを待ちて、牛王邊に向うて耳を垂れて住せり。聖方國法として、老者を喚ぶに舅と爲し、少者に名くるに外甥と爲せり。牛、野干の年老なるを見て喚んで言はく、「阿舅、豈に溫風身に吹いて困極して耳を垂れたりとすべけんや」。野干報じて曰はく、「外甥、何ぞ獨溫風の我身體を吹けるのみならんや、更に音息ありて火焔に同ずるあればなり」。牛王報じて曰はく、「消息如何」。野干答へて曰はく、『我聞けり、師子是の如きの語を作せるを、「此肉聚牛能く何處に向はんや、我れ肉なき時、卽ち便ち之を殺して以て口腹に充てんのみ」と』。牛曰はく、『阿舅、此語を作すこと勿れ、我母終る時倶に我に告げて曰はく、「汝二子は一乳の資する所、我意に差ふなし、義、兄弟を成す。須らく知るべし、人世離間の徒の、諂言を構合する(者)贍部内に滿てるを。我れ終歿せん後は宜しく好く相看るべし、背面の言は復聽採すること勿れ」と』。野干報じて曰はく、「外甥、汝が情懷を看るに死日幾もなけん、我れ利益を言ふも而も聽かれざれば」。牛曰はく、「阿舅、何の相貌を以てせんとき、我を殺さんとするなるを知るを得るや」。野干答へて曰はく、「外甥、此の師子、窟よる出づ

【七】聖方國法。大聖出世地方なる國のならはし、卽ち印度の風習としての意。藏律に此一句なし。聖方國法なる語より推するに、義淨三藏が譯出に際し「註」として挿入せるものなるやも計り難し。

【八】音息。惡しきたより。

る時身體を奮迅して三聲して哮吼し四顧して望み、是の如くに次第して汝が前に來至せんに、卽ち此時方に汝を殺さんと欲するを知れ」。是語を作し已るに牛を捨てゝ去り、師子邊に詣り耳を垂れて住せり。師子見已りて問うて言はく、「阿舅、豈に熱風體に觸れて困極して耳を垂れたりとすべけんや」。野干報じて曰はく、「外甥、何ぞ但に熱の我身に逼まれるのみならんや、更に惡言ありて火焰に同ずるあればなり」。師子曰はく「消息如何」。野干答へて曰はく、『外甥、我聞けり、牛王是の如きの語を作せるを、「此の噉草師子能く何處に向はんや、此母昔時に我母を抂殺せり、我今必定して其腹を決破せん」と』。師子報じて曰はく、『阿舅、此語を作すこと勿れ、我母終る時倶に我に告げて曰へり、「汝二子は一乳の資する所、我意に差ふなし、義、兄弟を成ず。須らく知るべし、人世離間の徒の、諂言を搆合して贍部內に滿てるを。我れ終歿せん後は、宜しく好く相看るべし、背面の言は復聽採すること勿れ」と』。野干報じて曰はく、「外甥、汝が意に謂へるを看るに死日幾もなけん、我れ利益を陳ぶるも而も聽かれざれば」。師子曰はく、「阿舅、何の相貌を以てせんとき、我を殺さんとするなるを知るを得るや」。野干答へて曰はく、「外甥、此牛王、窟より出づる時、身體を搖動して聲を出して吼叫し、脚を以て地に爮り、是の如くに次第して汝が前に來至せんに、卽ち此時方に汝を殺さんと欲するを知れ」。是語を作し已るに之を捨てゝ去りぬ。汝等茲獨、牛王と師子とは窟を出づるの時常に斯事を作して、而も皆未だ曾て將つて過咎と爲さゞりき。後に異時に於て師子窟を出でゝ身體を奮迅し、三聲して哮吼し、四顧し望みてて牛前に來り向ひ、牛亦窟を出でゝ身體を動搖し、聲を出して吼叫し、脚を以て地に爮りて師子前に向へるに、此は常の所爲にして曾て意を存せざりしも、其內心に離間の想あるに及びては、彼二は卽ち便ち所作事を記して、牛は師子の相を現じて來るを見て便ち是念を作さく、「此れ我を殺さんと欲するなり」。師子は牛の、其相貌を現ぜるを見て亦是念を作さく、「此れ我を殺さんと欲するなり」。師子卽ち便ち爪を以て彼牛の項に搭け、牛便ち

角を以て師子の腹を決き、須臾の間に二倶に命過せり。時に諸天あり、虚空中に於て伽他を說いて曰はく、

「若し惡人の言を聽かんに　必らず賢善の事なけん
師子と牛と相愛せるに　野干は鬪死せしめぬ」。

汝、諸苾芻、此傍生趣は其の離間の言を聽採して母語を憶せざりしに由りて遂に相殺するに至れり、何に況んや人に於て離間語を作さんをや。是故に汝等は應に他に於て離間事を作すべからず』。此は是れ緣起にして、未だ學處を制したまはざりき。

爾の時世尊は復諸苾芻に告げたまはく、『[九]復次に汝等は更に善く聽くべし。乃し往古昔に大險林に於て、母師子及以母彪ありて皆一兒を養へるも、此林中に於て各相見えざりき。嘗て一時に於て其母師子出行して食を求めしに、時に師子兒は林内に遊行して遂に母彪所居の處に到れり。其彪遙かに見て是の如きの念を作さく、「我當に此を殺して用つて飲食に充つべし」。復更に思念すらく、「此を殺すを須ゐじ、當に我兒と與に以て朋友と爲して共に相歡戲せ(しむ)べし」。時に師子兒は飢の爲に逼まられ、遂に彪處に向ひて共に其乳を飲みぬ。時に彼師子は住處に還歸して其兒を見ざりければ、遂に便ち尋覓して山澤を周行せるに、彪邊に在りて其乳を飲めるを見ぬ。是時母彪は師子の來るを見て遂に奔走せんと欲せるに、師子告げて曰へり、「姊妹、幸に奔馳すること勿れ、汝は我兒に於て能く憐念を生ぜり、我今汝と共に一處に同居せん。若し我出でん時は汝は二子を看よ、汝若し食を覓めんには我れ兩兒を護らん、善惡是れ同じくせんに斯亦佳ならん」。旣にして、筭議を合はせて遂に即ち同居し、便ち兩兒の與に各名號を施して、其師子兒には名けて[一〇]善牙と曰ひ、彪兒には號して[一一]善髆と爲し、倶に同じく育養せるに皆漸くに長成せり。後に異時に於て二母倶に患ひければ、命終の際に臨みて並に兩兒を喚び、倶に之を告げて曰はく、「汝等二子は一乳の資する所なり、我意に

【九】野干、離間二獸因緣譚の二。
【一〇】善牙(Sudanta)。
【一一】善髆(Subāhu)。

差ふなければ義、兄弟を成す。須らく知るべし、離間の輩は世間に充滿するを。我終歿せん後は背面の言は復聽採すること勿れ」。是語を作し已るに卽ち便ち命終せり。汝、諸苾芻、諸法は常爾たり……前に頌を說けるが如し。爾の時二母は俱に命終し已るに、其師子の兒は外に出でゝ食を求め、血肉を飽餐して疾く林藪に歸れり。是時彪子若し出行せん時は、久しくして方に至れり。復異時に於て彪出でゝ食を求めしに、昨の殘肉を食して疾く疾く而ち歸りければ、師子見て怪しみ、便ち之に問うて曰はく、「兄弟よ、汝比餐を求むるに久しくして方に至れるに、何の故にか今者疾く疾く而ち歸れる」。彪曰はく、「我れ餘肉を藏し、疾く噉ひて來れり」。師子告げて曰はく、「豈に復汝は陳臭肉を噉へりとせんや」。答へて言はく、「我噉ふなり」。師子告げて曰はく、「我每に出づる時は好麋鹿の上妙の血肉を取りて飽食して歸り、所有殘餘に心に重ねて顧みるなし」。彪言はく、「兄弟、汝に勇健あれば此が爲を得るに堪へんも、我は力能なければ殘肉を食噉するなり」。師子曰はく、「若し是の如くならんには、食を求むるの時我と同じく去いて、所得の新肉可しく共に俱に餐ふべし」。此籌量を作して每に多く同じく去りぬ。未だ同行せざりし時老野干あり、師子に隨逐して其殘肉を噉へるに、後に彪隨へるを見て野干念を生ずらく、「此二は皆當に俱に我腹に入るゝべし、我今宜しく離間事を作して共をして相殺さしむべし」。時に彼野干は彪なき時を待ちて師子邊に於て耳を垂れて住せるに、師子卽ち便ち野干に問うて曰はく、「阿舅、豈に溫風、身を吹いて困極して耳を垂れたりとすべけんや」。野干報じは曰はく、「外甥、何ぞ獨溫風、我身體を吹けるのみならんや。更に音息ありて事火焰に同ずればなり」。師子報じて曰はく、「此言何の義ぞや」。野干答へて曰はく、『我聞けり、猛彪是の如きの語を作せるを、「此の食草師子は能く何處に向はんや、每に殘肉を以て我に與へて噉はしむれば、我若し便あらば必らず當に之を殺すべし」と』。師子報じて曰はく、『阿舅、此言を作すこと勿れ、我母終らんとせる時俱に我に告げて曰へり、「汝二子は一乳の養せる所、我意に差ふなけ

の言は復聽探すること勿れ」と』。須らく知るべし、離間の輩世間に充滿するを。我れ終歿せん後は背面の言は復聽探すること勿れ」と』。野干報じて曰はく、「外甥、汝が情懷を看るに死日幾もなけん、我れ利益を陳ぶるも汝聽かざれば」。師子曰はく、「阿舅、何の相貌を以てせんに、我を殺さんとするなるを知るを得るや」。野干答へて曰はく、「外甥、此の猛彪、窟より出づる時、身體を奮迅し、三聲に哮吼し、四顧して望み、是の如くに次第して汝が前に來至せんに、卽ち此時心ありて相殺さんとするを知れ」。是語を作し已るに之を捨てゝ去り、猛彪邊に詣り耳を垂れて住せり。彪見て問うて言はく、「阿舅、豈に熱風の體に觸れ、困極して耳を垂れたりとすべけんや」。野干答へて曰はく、「外甥、何ぞ但に熱、我身に逼まれるのみならんや、更に惡言ありて火焰に同ずるあればなり」。猛彪報じて曰はく、「消息如何」。野干答へて曰はく、『外甥、我聞けり、師子是の如きの語を作せるを、「此の食殘の虎は能く何處に向はんや、我をして辛苦して食を求めて之に與へしむるも、我若し便を得んには之を殺して肉を噉はん」と』。彪便ち報じて曰はく、『阿舅、此語を作すこと勿れ、我母終らんとせる時俱に我に告げて曰へり、「汝二子は一乳の資する所、我意に差ふなければ、義、兄弟を成す。須らく知るべし、離間の輩世間に充滿するを。我れ終歿せん後は背面の言は復聽探すること勿れ」と』。野干報じて曰はく、「外甥、汝が意謂を看るに死日幾もなけん、我れ利益を陳ぶるも而も聽かざれば」。彪言はく、「阿舅、何の相貌を以てせんに、我を殺さんとするなるを知るを得るや」。野干答へて曰はく、「外甥、若し師子、窟を出づるの時身體を奮迅し、三聲に哮吼し、四顧して望みて汝が前に來り向ふを見んに、卽ち師子心ありて汝を殺さんとするを知れ」。野干は是語を作し已るに之を捨てゝ去りぬ。汝等苾芻、師子と彪とは窟を出づるの時常に斯事を作せるも、而も未だ曾て將つて過咎と爲さゞりき。後に異時に於て師子、窟を出でゝ身體を奮迅し、三聲に哮吼し、四顧して望みて彪前に來り向ひ、彪も亦窟を出で身體を搖皷し、吼叫三聲し、周廻四望して師子前に向へるに、此

れ常の所爲にして曾て意に存ぜざりしも、其內心に離間の想あるに及びては、彼二は卽ち便ち所作の事を記して、彪は師子の、相を現じて來れるを見て便ち是念を作さく、「此れ我を殺さんと欲するなり」。師子は彪の、其相を現ぜるを見已りて亦是念を作さく、「此れ我を殺さんと欲するなり」。復更に思念すらく、『我は大力ありて勇健無雙なり、此復何ぞ能く我を殺害せん。我今且らく問はん、「何に因りて我を殺さんと欲するかを」と』。伽他を說いて曰はく、

「形容極めて姝妙に　勇健にして奇力多し
善髆、汝應に　惡心もて來りて我を害すべからず」。

彪、語を聞き已りて亦伽他を說いて曰はく、

「形容極めて姝妙に　勇健にして奇力多し
善牙、汝應に　惡心もて來りて我を害すべからず」。

是時善牙は善髆に問うて曰はく、『誰か復相告げて云へる、「我に心ありて殺害を行ぜんと欲せり」と』。善髆答へて曰はく、「此老野干なり」。善髆も時に亦善牙に問うて曰はく、『誰か復相告げて云へる、「我に心ありて殺害を行ぜんと欲せり」と』。善牙答へて曰はく、「此老野干なり」。善牙報じて曰はく、「此惡物、兩邊を鬪亂せるに由りて、我が親知をして幾く相殺さんと欲せしめたり」。卽ち野干を喚び之を撲ちて死なしめき。時に諸天あり、伽他を說いて曰はく、

「他語に因りて　親友を棄捨するを得ざれ
若し他語を聞かん時は　當に須らく善く觀察すべし。
野干、土穴に居して　離間せんとて惡心を起せり
是故に有智人は　應に輙ちに信を生ずべからず。
此の惡癡野干は　妄に鬪亂語を作して

他の親友を離間せり　　殺し去りて心安樂なり」。
汝諸苾芻、此傍生趣すら離間を作す時自ら斷命を招かんとせり、何に況んや人に於てをや。是故に汝等應に他に於て離間事を作すべからず』。爾の時世尊は種々の方便を以て六衆苾芻を呵責して、諸苾芻に告げたまはく、『……廣く說けることを前の如し……乃至、我れ十利を觀じて諸の聲聞弟子の爲に其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻、離間語の故に波逸底迦なり」と』。

「苾芻」とは、義上の如し、此には六衆苾芻若しは更に餘の是の如きの流類あるを謂へるなり。「離間語」とは、若し苾芻、他苾芻處に於て離間せんとの意にて所作言說を作すなり。「波逸底迦を得る」とは、義、上に說けるが如し。

此中の犯相、其事云何。總じて頌に攝して曰はく、

「種族及び工巧と　　業と形相と病との五と
罪及び煩惱類となり　　惡罵は後邊と爲す」。

別して頌に攝して曰く、

「種とは謂はく是四姓より　　乃し奴種に至るなり
工巧事と皆同じ　　作業も亦是の如し
中に於て雜類あり　　織師と毛作と針と
鐵匠と銅作人と　　皮作と陶師種と
剃髮並に木作と　　及以竹作人とにして
類に十一の殊ありて　　奴は最も後に居す」。

若し苾芻、離間せんとの意を作して婆羅門種苾芻所に往いて是の如きの語を作さん、『具壽、苾芻ありて云へり、「汝は是れ婆羅門種出家なれば、沙門に非ず婆羅門に非じ」と』。問うて言はん、「是誰

なりや」。答へて「某甲なり」と云ひて、其名を彰はさんには惡作罪を得ん。說く所、種族ならんにも亦惡作罪なり。剎帝利種も亦此に同じ。若し薜舍等より乃し奴に至るまで、若し其名及以種族を彰はさんには、皆波逸底迦罪を得ん。中に於て廣說せんには、毀呰語學處の如くなり。無犯とは、最初犯の人と癡狂と心亂と痛惱所纏となり。

【二】發擧學處第四

爾の時佛、室羅伐城給孤獨園に在しき。爾の時六衆苾芻は和合衆如法に斷諍し已れるを知りつゝ、更に羯磨に於てして之を發擧せんとて是の如きの語を作さく、「此の諍事は善滅除ならじ、是れ惡斷事なれば更に應に詳審して其が爲に除滅すべし」。時に諸苾芻は、更に斷諍の爲に其事を除滅せんとて、善品を修し讀誦し思惟するを發しければ、少欲苾芻を便ち嫌賤を生じて是の如きの語を作さく、「如何が苾芻、和合衆如法に斷諍し已れるを知りつゝ、更に羯磨に於て發擧せんとてせる……事、上に說けるが如し。時に諸苾芻は此因緣を以て具に世尊に白すに……廣く說けること前の如し……乃至『我れ十利を觀じて諸の聲聞弟子の爲に其學處を制せん、應に是の如くに說くべきなり、「若し復苾芻、和合僧伽が如法に諍事を斷じ已りて除滅せるを知りつゝ、後に羯磨處に於て更に發擧せんには波逸底迦なり」と』。

「苾芻」とは、義上の如し。苾芻とは、謂はく是六衆或は復餘類なり。「知りて」とは、謂はく自ら解了して說いて他人に向ふなり。「和合」とは、謂はく同一味なるなり。「衆」とは、謂はく佛弟子なり。「如法に斷ず」とは、謂はく法の如く律の如く大師の敎の如くするなり。「諍」とは、【三】四諍なり、謂はく評論諍・非言諍・犯罪諍・作事諍なり。「已に除殄せり」とは、謂はく、事消殄せる後なり。「羯磨に於て更に發擧せんに」とは、謂はく、其事を發擧して止息せさらしむるなり。「墮」とは、義

【二】隨法第四發擧學處。

【三】四諍。律部十九、註（一四の五）の本文には鬪諍・非言諍・犯諍・事諍とせり。

上の如し。

此中の犯相、其事云何。若し苾芻、評論諍事に於て評論諍事の想を作し、事除滅せるを知りて除滅の想を作し、或は復疑を生じつゝ、更に發擧せんには波逸底迦なり。事除滅せざるに除滅の想・疑を作して、更に發擧せんには突色訖里多を得ん。若し苾芻、評論諍事に於て非言諍事の想を作し、事除滅せるを知りて除滅の想を作し、或は復疑を生じて、更に發擧せんには波逸底迦なり。餘犯は前に同ず。若し苾芻、評論諍事に於て犯罪諍事の想を作し、事除滅せるを知りて除滅の想を作し、或は復疑を生じて、更に發擧せんには波逸底迦なり。餘犯は前に同ず。若し苾芻、評論諍事に於て事諍事の想を作し、事除滅せるを知りて除滅の想を作し、或は復疑を生ぜんに、得罪は前に同ず。評論諍事を以て初と爲して餘の三諍に望めて四句を爲すが如くに、餘諍を首と爲さんこと此に類して應に知るべく、廣く說せんには總じて十六句あり。[一四]五種別人あり。云何が五と爲す。謂はく、主人と作羯磨人と與欲人と述自見人と客人となり。主人と言へるは、謂はく諍事に於て初中後を了せるなり。作羯磨人とは、謂はく此諍事に於て爲に羯磨を秉れるなり。與欲人とは、謂はく當時に於て而ち其欲を與へたるなり。述自見人とは、謂はく羯磨を作す時其自見を說くなり。客人とは、謂はく諍事に於て初中後を了せざるなり。此五の中に於ける初の三人にして、和合衆が其諍事に於て如法に除殄せるを知りつゝ更に其事を發擧せんには、波逸底迦を得ん。後の二人にして和合斷事に於て更に發擧せんには、突色訖里多を得ん。境と想と句とは常の如し、應に知るべし。又無犯とは、最初犯の人、或は癡狂と心亂と痛惱所纏となり。

[一五]獨與女人說法過五六語學處第五

爾の時佛、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。時に具壽鄔陀夷は善く身相を解せり。日の初分

【一四】五種別人。藏律には「五人あり、もとからこゝに住せる人と、羯磨をなす人と、欲(缺席通知)を與ふる人と、見たことを述ぶる人と、忽然と來れる人……」とあり。

【一五】墮法第五「獨與女人說法過五六語學處。獨りして女人の爲に法を說かんには五六語を齊り、其を越ゆるを制す。

時に於て衣鉢は執持し、室羅伐城に入りて次に行いて乞食して婆羅門居士舍に至りしに、少婦あるを見て問うて曰はく、「汝が姑は何如ぞや」。彼便ち答へて曰はく、「我姑は暴急にして兕の、箭に中れるが如くなり」。鄔陀夷報じて曰はく、〔一六〕「汝が姑には何の過あるなる。彼が兩乳の中間及び隱密處に暴惡の相あるに由りてなり、謂はく〔一七〕黑黶・赤黶及以旋毛なり、是れ此が過なり」。是語を作し已るに食を取りて去りぬ。後に異時に於て復其舍に至りしに、其姑に問うて曰はく、「汝が新婦は性行如何ぞや」。報じて曰はく、「我家の新婦は性多く嬾墮にして恭勤を事とせず、惡罵し好みて瞋り言を出すに麤獷なり」。鄔陀夷報じて曰はく、「新婦には何の過あるなる。……相を說くこと前に同じ……是れ此が過なり」。是語を作し已るに食を取りて去りぬ。時に鄔陀夷は便ち他日に於て、室羅伐城に入り次に行いて乞食し、婆羅門居士家に於て爲に法を說くに因みて其姑に問うて曰はく、「汝が新婦は何如ぞや」。報じて言はく、「聖者、我が新婦は孝なること親女に同じ　、或は小妹の如くなり。鄔陀夷曰はく、「彼が德には非じ、彼が兩乳の中間及び隱密處に良善の相あるに由りてなり、謂はく、〔一八〕瓶・魚・文字盤屈等の相なり、是れ此が德なり」。復他日に於て其新婦に見えしに、問うて言はく、「汝が姑は何如ぞや」。報じて言はく、「我姑は姉の如く母の如し」。鄔陀夷曰はく、「彼が德には非じ、彼が兩乳の中間に……前に具に所有徵相を說けるが如し……あるに由りてなり」と。告げ已るに而ち去れり。彼婦及び姑は後に異時に於て、身體を澡浴せるに因みて共に隱密處を相揩拭して各其相を觀たるに、事、尊者鄔陀夷の言へる所に同じかりき。後の時に及びて鬪諍ありしに因みて共に相期剋せるに、姑は是語を作すらく、「汝敢へて我に對して爭競を爲さんとするや、汝は自ら外の男子と私に交通ありしを知らざらんや」。答へて言はく、「我敢へて盟を設けん、實に是事なきを」。報じて曰はく、「若し是の如くならんには、如何ぞ他の男子をして汝が隱處に黶等の記あるを知らしめたる」。時に新婦は亦姑に報じて曰はく、「我實に無顏にも敢へて相斥觸せん、敢へて道はん、家長は

【一六】本文に汝姑何過由彼兩乳中間及隱密處有暴惡相謂黑黶赤黶及以旋毛是此之過とあり。過は過惡なり。藏律には「姑には何の過惡ありと思ふや」とあり。

【一七】本文に黑黳・赤黳とせるも宋・元・明・宮本によりて黑黶・赤黶に改む。黳はゑくぼ、黶はほくろなり。

【一八】瓶魚文字盤屈等。藏律には「(二四の金色の)鯱の様な)吉祥と、(甘露の水に)滿ちたる寶瓶と、吉慶の種々相と、卍字等がある故に、それによりて此の功德あるなり」とあり。今、瓶とは寶瓶、魚とは鯱の様な吉祥の相、文字盤屈とは卍字の盤屈せるをいへるものならんか。何れも七珍八寶の吉祥相中のものをこゝに出せるなり。

外と交通して他の男子をして其隱處を知らしめぬ、請ふ多言すること勿れ、宜しく斯事を息むべし」。其彼二は共に懺謝し已るに及ひて更に相問うて曰はく、「誰か曾て汝に隱處の相を告げたりや」。答へて言はく、「聖者鄔陀夷なり」。姑云はく、「我も亦曾て鄔陀夷の說くを見たり」。是時彼二は各共に譏嫌すらく、「大德は何に因りてか故に我等を惱ませる」。時に耆老苾芻あり、乞食に因みて次に其家に來至せるに、姑便ち問うて曰はく、「鄔陀夷は何如の人なりや」。苾芻報じて曰はく、「彼は是れ大臣の子、家を捨て俗を棄てたる持戒苾芻なり」。答へて曰はく、「若し是れ持戒苾芻ならんには、何に因りてか女人隱處に黶等の相あるを知るを得たる」。苾芻報じて曰はく、「彼は身相を解すれば黶等あるを知れるなり」。答へて曰はく、「豈に相あらんとも皆人に告げ知らしむべけんや」。苾芻聞き已り寺中に還り至りて諸苾芻に告げ、諸苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「法を說くに由りての故に是の如きの過失あり、今より已去は應に俗家にて女の爲に說法すべからず」。

佛所說の如くに女人の爲に法を說かざりしも、時に諸苾芻は村に入りて乞食せるに、女人白して言さく、「聖者、我が爲に法を說きたまはんことを」。苾芻報じて曰はく、「姊妹、世尊は女の爲に法を說くを許したまはじ」。彼便ち答へて曰はく、「若し仁背へて爲に法を說かざらんには、我亦食を以て相施すこと能はじ」。諸苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、『汝等苾芻應に女人の爲に、五句說法を作して女人に告げて曰ふべし、「姊妹、色は無常なり、……乃至、受・想・行・識は無常なり」と』。苾芻、村に入りて乞食せるに、女人白して言さく、「聖者、我が爲に法を說きたまはんことを」。苾芻は爲に五句說法を作さく、「姊妹、色等は無常なり」。女復請じて曰はく、「更に爲に法を說きたまはんことを」。苾芻報じて曰はく、「姊妹、佛は但此を許して多く說くを聽したまはじ」。女人答へて言はく、「我も亦但少許の飲食を施さん」。諸苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、『與に六句說法を作して報じて言へ、「姊妹、眼は無常なり……乃至、耳・鼻・舌・身・意は無常なり」と』。苾芻、村に入り乞

食せるに、女人白して言さく、「聖者、我が爲に法を說きたまはんことを」。苾芻、爲に六句說法を作さく、「姉妹、眼等は無常なり……」。女復請じて曰はく、「更に爲に法を說きたまはんことを」。苾芻報じて曰はく、「姉妹、佛は但此を許して多く說くを聽したまはじ」。女人答へて言さく、「我も亦但、少許の飮食を施さん」。諸苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「應に男子を置いて意に隨うて多く說くべし」。苾芻乞食して村に入るに女人白して言さく、「聖者、我が爲に法を說きたまはんことを」。苾芻報じて曰はく、「應に男子を喚ぶべし」。白して言さく、「何ぞ丈夫を用ふる」。報じて曰はく、『世尊制戒したまへり、「應に男子に對ひて女の爲に法を說かんに、意に隨うて多く說くべし」と』。女曰はく、「善い哉、我に護者あれば、仁復畏るゝなく、意に隨うて我が爲に法を說くを得るに足らん」。便ち男子を喚ぶに、苾芻は法を說いて去りぬ。時に六衆苾芻は次に行いて乞食し、女人處に到りて報じて言はく、「姉妹、可しく坐すべし、我れ爲に法を說かん」。女人白して言さく、「聖者、小らく住して我れ男子を喚び來るを待て」。六衆報じて曰はく、「何ぞ男子を須ゐん、但一獼猴・鷄・犬・犢子・小兒あらしめよ」。即ち女人の爲に法を說いて去りぬ。時に耆老苾芻あり乞食して至りしに、女人白して言さく、「聖者、我が爲に法を說きたまはんことを」。苾芻報じて言はく、「應に男子を喚ばんに汝が爲に法を說くべし」。女人白して言さく、「聖者、此に獼猴・鷄・犬・犢子・小兒あれば、隨うて一あらん時に即ち法を說くを得ん」。苾芻報じて曰はく、「我れ此の如きの男子に對ひて、女の爲に法を說くべからじ」。苾芻告げて曰はく、「誰か汝等をして此を將つて男に當て、爲に法を說くを教へたる」。女言はく、「聖者六衆は我に教へぬ」。苾芻報じて曰はく、「彼に非ずんば誰か能く斯惡行を作さん」。諸苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「應に有智男子に對はんに、方に可しく法を說くべし」。世尊說きたまへるが如くんば、女人の爲に法を說かんに、應に五六句なるべきなり。時に六衆苾芻は女人の爲に五句法を說く時に故心に六に至り、六句を說く時に故心に七に至れり。時に苾

芻あり、見て報じて曰はく、「具壽、世尊說きたまへるが如くんば、女の爲に法を說かんには、應に五六句なるべきに、何の故にか仁今故に六七に至れる」。六衆報じて曰はく、「豈に六七句たらんとも酒を飮み蒜を噉ひたらんや」。少欲苾芻聞いて嫌賤を生じて是の如きの語を作さく、「世尊說きたまへる好くんば、女の爲に法を說かんには五六句を過ぎざるべきに、云何が六衆苾芻は故に六七語に至れる」。緣を以て佛に白すに、佛は此緣を以て苾芻衆を集め……乃至、六衆に問うて曰はく、「我れ女人の爲に法を說かんには但五六句を制せるに、汝等は故心に六七を說けりや」。答へて言さく、「實に爾り、大德」。佛は種々を以て呵責したまひ……廣く說けること前の如し……乃至、『我今諸弟子の爲に其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻、女人の爲に法を說いて五六語を過ぎんに、有智男子を除き、波逸底迦なり」と』。

「苾芻」とは、義上の如し。此には六衆若しは更に餘の是の如きの流類あるを謂へるなり。「女人」とは、謂はく、是れ有力にして善惡語を解せるなり。「五六語を過ぐるを得ず」とは、若し五句法を說く時に故心に六に至り、若し六句法を說く時故心に七に至るなり。「法」とは、若しは佛說若しは聲聞說なり。「說く」とは、謂はく口に宣陳するなり。「有智男子を除く」とは、謂はく知解なき男子に非ざるなり。「波逸底迦」とは、義亦上の如し。

此中の犯相、其事云何。若し苾芻、上閣中に於て五六句を以て女の爲に法を說いて、故心に六に至り七に至らんに、各波逸底迦を得ん。若し上閣に在りて女の爲に法を說き、已にして下りて中閣に至らんに、時に彼女人も亦隨うて閣を下りて是の如きの語を作さく、「聖者、更に可しく我が爲に法要を宣說すべし」。時に彼苾芻は應に彼に報じて曰ふべし、「姉妹、我已に說き訖れり」。彼云はく、「聖者、更に願はくは我が爲に妙法を宣陳したまはんことを」。時に彼苾芻は應に五六句もて其が爲に法を說くべく、若し六七に至らんに波逸底迦を得ん。是の如くして乃し閣下に至り、或は復門に

至り、或は佛前に至らんに、過ぎて說かん時は皆墮罪を得ん。若し女をして誦せしむる時、或は復彼問ひ、或は復有智女人能く後々に於て轉異問を生ぜんに、應に所問に隨うて之に答へんには無犯なり。又無犯とは、最初犯の人、或は癡狂と心亂と痛惱所纏となり。

[19]與未圓具人同句讀誦學處第六

爾の時佛、室羅伐城逝多林に在しき。時に六衆苾芻は未圓具人と與に句を同じくして讀誦し、其住處に於て大囂聲を作し、婆羅門の諸外論を誦するが如く、又俗衆の學堂中に在りて高聲に習讀するが如くなりき。時に世尊は其住處の音響諠聒せるを聞しめし、便ち阿難陀に告げて曰はく、「何に因りてか住處は大囂聲を作せること、婆羅門の諸外論を誦し、又俗衆の學堂中に在りて高聲に習讀するが如くなる」。時に阿難陀白して言さく、「世尊、此は是れ六衆苾芻、未圓具人と與に句を同じくして讀誦し、爲に此寺中に大音聲を出して、婆羅門等の如くせるなり」。具に其事を陳べしに、佛、阿難陀に告げたまはく、「豈に諸苾芻は未圓具人と與に句を同じくして讀誦せるならんや」。阿難陀、佛に白して言さく、「句を同じくして讀誦せり」。爾の時、世尊は此因緣を以て……前に廣く說けるが如し……乃至、六衆苾芻に問うて曰はく、「汝等實に未圓具人と與に句を同じくして讀誦せりや不や」。佛に白して言さく、「實に爾り、大德」。爾の時世尊は種々を以て呵責したまひ……乃至、『我今諸弟子の爲に其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻、[20]未圓具人と與に句を同じくして讀誦して法を教授せんには波逸底迦なり」と』。

「若し復苾芻」とは、是六衆若しは更に餘に是の如きの流類あるを謂へるなり。「未圓具人」とは、兩種の圓具あり、謂はく苾芻及び苾芻尼なり、餘は並に名けて未圓具者と爲すなり。「句」と言へるは、同句・前句あり。云何が同句なる。謂はく圓具者にして諸惡莫作と云はんに、時に其未圓具者

【一九】墮法第六與未圓具人同句讀誦學處　未だ具足戒を受けざる人と與に句を同じくして讀誦するを制す。

【二〇】本文に未近圓人とあるも後の戒文解釋によりて未圓具人に改む宋・元・明・宮本には未近圓具人とせり。近圓も圓具も共に upasampanna の譯、具足戒を受くることなり。

も便ち共に一時に諸惡莫作と云ふを、是を同句と名く。云何が前句なる。謂はく圓具者にして諸惡莫作と云ひ、聲未だ絶えざる時、其未具者は同聲に此句を道ひ、遂らんに先に在りて諸善奉行と云ふなり、是を前句と名く。云何が同字なる。謂はく圓具者にして惡字を云はん時、其未具者も遂に同時に惡と云ふを、是を同字と名く。云何が前字なる。謂はく圓具者にして惡字を云ひて聲未だ絶えざる時、其未具者は同聲に惡字を道ひ、遂らんに先に在りて莫と云ふなり、是を〔二〕前字と名く。「讀誦」と言へるは、誦して領受するを言ふなり。「法」と言へるは、謂はく佛及び聲聞所説の法なり。「波逸底迦」とは、義上に説けるが如し。

此中の犯相、其事云何。若し苾芻、未圓具人に於て未圓具の想及び疑を作して、與に同句・先句して法を讀誦せんには、根本罪を得ん。若し未圓具人に於て未圓具の想及び疑を作して、與に同字先字して法を讀誦せんには、根本罪を得ん。若し未圓具人に於て圓具の想及び疑を作して、其が與に同句・先句・同字・先字して説かんには、惡作罪を得ん。若し圓具者に於て未圓具の想及び疑を作して、同句・先句・同字・先字して説かんには、惡作罪を得ん。若し圓具に於て圓具の想を作さんには、無犯なり。若しは口吃者、若しは性急者、若しは捷語者は並に無犯なり。若しは誦を教ふる時、若しは問はしめん時は無犯なり。又無犯とは、謂はく、最初犯の人、及び癡狂と心亂と痛惱所纒となり。〔三〕

【二】本文に其未具者同聲道惡字遂在先云何是名前字とあり。何の字は諸惡の次の莫の字の寫誤なるべし。依りて今改めたり。

【三】此下聖本には光明皇后の願文あり。

卷の第二十七

一向未圓具人説麁罪學處第七

爾の時薄伽梵、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。時に衆多苾芻にして或は老、或は少なるあり、未だ欲煩惱を離れざるに由りて、現前に非法を行じて遂に僧伽伐尸沙を犯ぜり。後に律藏を明解せる者に於て之に就いて聽習し、罪を識知し已りて各追悔を生じ、除罪を求欲して卽ち便ち如法に其二遍住及び三摩那𪜈を行じ、便ち衆僧の爲に飮水を供給し、或は爲に扇涼し、或は世尊の髮爪窣覩波所に於て四新瞿味耶を以てして之に塗拭し、幷に餘に作務せり。時に信敬の婆羅門居士等あり、見て議して曰はく、「世間に人あり善く寶玉を別ち、諸寶物の僞濫に非ざるを觀ぜんには方に之を收擧するなり。此諸苾芻も亦復是の如し、善く因果を知りて諸の福業を收め、年老耄せりと雖親しく衆僧の爲に飮水を供給し、幷に諸に作務して勞を辭せざるに、然も此六衆は唯自ら身を養ひて勝福を修せず」。彼諸人衆、輕賤を作せる時、六衆聞き已りて諸人に告げて曰はく、「汝等は彼が情に福を樂ふが故に而ち供給せりと謂へりや。然り、彼は是れ好心もて自ら福業を修せるには非じ、但是れ僧衆が治罰事の與に共をして營作せしむるならくのみ」。諸人問うて曰はく、「彼に何の過ありてか衆は與に治罰せる」。六衆報じて曰はく、「此老苾芻は自ら是の如き是の如きの非法の事を作したればなり」。時に彼婆羅門居士は非法を行ぜるを聞いて、各嫌恥を生じて是の如きの語を作さく、「斯等の老宿にして尙ほ非理を作せり、諸餘の年少に罪あらんこと何ぞ疑はん」。諸の老苾芻は食後時に於て、復窣覩波所に於て前に同じく塗拭せるに、是時六衆は彼老宿苾芻の弟子なる求寂處に詣りて問うて言はく、「具壽、汝等が二師今何處にか去ける」。弟子答へて曰はく、「大德、我が師主は諸の福業を修せり」。沙便ち問うて曰はく、「何の福をか修せる」。答へて曰はく、「世尊の髮爪窣覩波處

【一】隨法第七向未圓具人説麁罪學處。未だ具足戒を受けざる人に向つて、苾芻の罪過を説示するを制す。

【二】遍住。parivāsa の譯、舊律の別住と同じ。[illegible]

【三】摩那𪜈(mānāpya)。舊律の摩那埵なり、義淨三藏は意喜と譯せり。

【四】新瞿味耶。新らしき牛糞、瞿味耶はgomaya 音寫、巨磨とも寫せり。

に於て細爽の牛糞を以てして塗拭を爲せり」。彼弟子等六衆に問うて曰はく、「大德、仁等は何が修福せざる」。六衆報じて曰はく、「汝等知れりや不や、汝が二師は自心に福を求めんとて、窣覩波所に於てして供養を爲せるには非じ、但是れ僧衆が苦治罰の與に其をして受行せしめたるならんのみ」。弟子問うて曰はく、「我が師主は何の罪過を作してか而ち治罰を受けたる」。彼便ち答へて曰はく、「汝が師主は自ら是の如き是の如きの非法事を作したればなり」。時に彼老宿苾芻既にして出罪し已りて、諸求寂をして衆事業を作さしめたるに、彼便ち報じて曰はく、「師等は何ぞ自ら爲さゞる」。師曰はく、「我には【五】不應作なれば」。求寂報じて曰はく、「師等は尙ほ是の如き是の如きの非法事を作せるに、斯等の作業何ぞ合はざる」。師便ち報じて曰はく、「斯過ありしと雖我等は如法に皆已に說除せり、然り此罪事は誰か汝に向うて說ける」。求寂報じて曰はく、「是れ六衆苾芻なり」。時に諸の少欲苾芻は聞いて嫌賤を生ずらく、「云何が苾芻にして未圓具人に於て他の麁罪を說ける」。時に諸苾芻は此因緣を以て具に世尊に白すに、世尊は諸苾芻に告げたまひ……廣く說きて……乃至、六衆に問うて曰はく、「汝等苾芻は實に未圓具人に向うて他の麁罪を說けりや不や」。佛に白して言さく、「大德、實に爾り」。時に世尊は種々を以て呵責したまはく、「……乃至、出家者の所應作には非じ」。既にして呵責し已りて諸苾芻に告げて曰はく、『我れ十利を觀じて諸苾芻の爲に其學處を制せん、應に是の如くに說くべきなり、「若し復苾芻にして他苾芻に麁惡罪あるを知りて、未受近圓人に向うて說かんには波逸底迦なり」と』。

是の如くに世尊は諸苾芻の爲に學處を制したまひ已れり。室羅伐城に苾芻あり名けて【六】廣額と曰ひ、苾芻尼あり名けて【七】松幹と曰へり。時に此二人は諸の俗舍に於て汚家事を作し不善相を現じて、遂に諸人をして徹信を生ぜざらしめぬ。時に諸苾芻は此因緣を以て具に世尊に白すに、世尊告げて曰はく、『汝諸苾芻は應に苾芻を差して、諸俗家に於て諸人に告語して云ふべし、「廣額苾芻・松幹苾

【五】不應作。苾芻としての行法に不相應なる意。

【六】廣額(西藏hphral-ba=引きはなす、ひろがれる意)。
【七】松幹(西藏gsar-ma=聳々せる木の意)。

芻尼の所作は非法なり」と。若し苾芻、五法を具せざらんには卽ち應に差すべからず、設し差せんには亦應に去かしむべからず。云何が五と爲す、愛・恚・癡・怖あると、說く未說とを知らざるとなり。若し五法を具せんには應に差すべく、設し差せんには應に去か(しむ)べきなり。是の如くして應に座を敷いて揵稚を鳴らし、衆既にして集まり已るに言を以て告知すべし。先に當に能くするや(不や)を問ふべし、「汝某甲は諸の俗家に往いて廣額苾芻・松幹苾芻尼が行ぜる所の非法を說くことを能くするや不や」と。彼答へて「能くす」と言はんに、次に一苾芻は白羯磨を爲して應に是の如くに作すべし、「大德僧伽聽きたまへ、此廣額苾芻・松幹苾芻尼は諸の俗家に於て諸の非法を作し、遂に諸人をして敬信を生ぜざらしめぬ。此苾芻某甲は能く諸の俗家に往いて、廣額苾芻・松幹苾芻尼が行ぜる所の非法を說かんとす。若し僧伽時至りて聽さんには僧伽は應に許すべし。僧伽は今此苾芻某甲を差して諸俗家に於て、廣額苾芻・松幹苾芻尼が所行の非法を說かんとするを。白是の如し」。次に羯磨を作さく、「大德僧伽聽きたまへ、此廣額苾芻・松幹苾芻尼は諸の俗家に於て諸の非法を作し、遂に諸人をして敬信を生ぜざらしめぬ。此苾芻某甲は能く俗家に往いて廣額苾芻・松幹苾芻尼が所行の非法を說かんとす。僧伽は今苾芻某甲を差して、諸の俗家に於て說過人と爲し、諸の俗家に於て廣額苾芻・松幹苾芻尼が所行の非法を說かんとす。若し諸具壽にして此苾芻某甲を諸の俗家に於て說過人と爲し、諸の俗家に於て廣額苾芻・松幹苾芻尼が所行の非法を說くことを許さんには默然し、若し許さゞらんには說きたまへ。僧伽は今已に此苾芻某甲を差して諸の俗家に於て說過者と爲し、諸の俗家に向うて廣額苾芻・松幹苾芻尼が所行の非法を說くことを許したまへり、其默然するに由りての故に、我今是の如くに持つ」と。[八]汝等苾芻、我今彼の諸の俗家に於て過を說かんとする苾芻の爲に、其行法を制せん。彼苾芻は應に俗家に至りて是の如きの語を作すべし、「諸仁當に聽くべし、俗家を汙す者あり、出家を汙す者あり、譬へば田畦稻穀の滋茂せるに便ち霜雹に

【八】說過苾芻行法。

遭ひて遂に苗稼をして盡く摧殘せられしめたるが如く、又甘蔗莖幹の敷榮せるに[九]赤節病に遭ひ、遂に損壞して遺餘あることなからしめたるが如くなり。仁等當に知るべし、彼二罪惡の人も亦復是の如し。仁等與に共に雜住を爲して聖教を虧損すること莫れ。當に知るべし、此人は自身に損壞せんこと、猶し燋種の復芽を生ぜざるが如くにして、今聖教法律の中に於て增長すること能はじ。汝等當に如來應供正遍智を觀じ、及び上座を觀ずべし、尊者解了憍陳如・尊者婆澀波・[一〇]尊者無勝・[一一]尊者賢善・尊者大名・尊者名稱・[一二]尊者圓滿・尊者無垢・尊者牛王・[一三]尊者善臂・尊者身子・尊者大目乾連・[一四]尊者俱恥羅・[一五]尊者大准陀・[一六]尊者大迦多演那・尊者嗢頻螺迦攝・尊者那地迦攝・尊者伽耶迦攝・尊者大迦攝・尊者難提、是の如き等の諸大苾芻を汝當に觀察すべし」。時に彼の告令苾芻は、應に俗家に於て是の如くに告げ已らんに卽ち其舍を出づべきなり』。時に廣額苾芻は斯事を聞き已りて便ち是念を作さく、「衆僧は我が爲に彼苾芻を差し、俗家中に向ひて我過失を說かんとす」。卽ち便ち彼苾芻處に詣りて是の如きの語を作さく、「汝、俗家に於て我が過失を說けりや」。彼便ち報じて曰はく、「我れ衆僧の如法教令を得たるのみ」。廣額答へて曰はく、「我れ是事に於て合ふと合はざるとに隨せて、當に汝が腸を破り中腸を決き取り、逝多林を遶りて周匝せしめ、汝が首を斬截し寺門に懸在して[一七]皮油瓶の若くし、衆人をして共に見せしむべけん」。彼れ是語を聞いて卽ち大に驚怖し、諸苾芻に告げて曰はく、「廣額は我に於て相害殺せんと欲せり」。遂に上事を以て具に衆に告げて知らしむらく、「我今更に俗舍に於て其事を陳說すること能はじ」。時に諸苾芻は卽ち此緣を以て具に世尊に白すに、世尊告げて曰はく、「彼の癡人は能く別人を欺かんも[一八]衆を欺くこと能はじ。是に由りて僧伽は應に單白を作して其過を詳說すべし。座を敷いて犍稚を鳴らし、衆既にして集まり已らんに應に言べて告知すべく、一苾芻をして應に是の如くに作さ(しむ)べし」、『大德僧伽聽きたまへ、此廣額苾芻・松幹苾芻尼は、諸の俗家に於て非法事を作し、遂に多人をして敬信を生ぜざらしめたり。今別人にして俗

【九】赤節病。節々の赤くなる病、藏律に「病の赤種性なるものが生じた時……」とあり。

【一〇】尊者無勝。律部十九、註(一二の一八)の本文には馬勝とせり。義淨は兩譯語を用ひたり。

【一一】尊者賢善。五比丘の一人たる跋提耶(跋陀羅とも吠陀羅とも音寫す)の譯、

【一二】尊者圓滿。滿慈なり、律部十九、註(一二の一九)參照。

【一三】尊者善臂。妙臂・善肘・善博とも譯す、耶舍(名稱)四友の一人なり。

【一四】尊者俱恥羅(mahākauṣṭhila)。大拘絺羅なり、有部出家事(寒四・八二右)には俱瑟恥羅とし、出家前に於て時人は長爪梵志と號せりと爲す。

【一五】尊者大准陀(mahācuṇḍa)。舍利弗の弟にして又弟子たり、純陀・均提・周那とも音譯す。

【一六】尊者大迦多演那(mahākatyāyana)。摩訶迦旃延なり、邊方五事の隨方毘尼聽許は此人に依りてなり。

【一七】本文に破油瓶とあるも宋・元・明・宮・聖本によりて皮油瓶に改む。

【一八】衆。僧伽なり。前の別人とは三人已下をいふ。

舍に於て其過咎を說くことを能くするなければ、若し僧伽にして時至らば僧伽は聽許したまへ、僧伽は今若ち廣額苾芻・松幹苾芻尼の諸の俗家に於て非法を作せる處を見て、卽ち應に彼に於て其過失を說くべきを。當に是語を作すべけん、『仁等當に知るべし、此罪惡の苾芻及び苾芻尼は聖敎を虧損せり。當に知るべし、此人は自身に損壞せること猶し燋種の復芽を生ぜざるが如くにして、今、聖敎法律の中に於て增長すること能はじ。汝等當に如來應正遍知を觀じ及び上座解了憍陳如等の諸大苾芻の所有行跡を觀ずべし』と。白是の如し』。

佛所敎の如くに諸大衆をして彼の行處に於て普く俗家に告げしめたるに、時に諸苾芻は諸の俗家に於て、知れると知らざるとに隨せて悉く皆告語し、遂に衆人をして敬信を生ぜざらしめ、乞食者をして飲食求め難からしめぬ。卽ち此緣を以て具に世尊に白すに、世尊告げて曰はく、『諸の俗家にして彼苾芻・苾芻尼の惡行を行ぜるを知れる處に於て當に其過を說くべく、知らざる處に於て此を由ふること勿れ。當に知るべし、僧羯磨せるを除くを』。爾の時世尊は持戒を讃歎し、時に隨うて少欲法を宣說し已りて諸苾芻に告げて曰はく、『前は是れ創制にして此は是れ隨開なり……乃至、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻、他苾芻に麁惡罪あるを知りて、未近圓人に向うて說かんに、僧羯磨せるを除きて波逸底迦なり」と』。

「若し復苾芻」とは、謂はく是れ六衆なり、餘義は上の如し。「圓具」と言へるは、其二種あり、謂はく苾芻・苾芻尼なり、餘は未具と名く。「麁惡」と言へるは、二種あり、謂はく波羅市迦に因みて起ると、及び僧伽伐戸沙に因みて起るとなり。此の麁惡とは二種の相あり、一は[一九]自性麁惡、二は[二〇]因起麁惡なり。「告語」と言へるは、謂はく其事を彰露するなり。「僧羯磨を除く」とは、謂はく大衆の其作法を爲せるを除くなり。「波逸底迦」とは、義上の如し。

此中の犯相、其事云何。若し苾芻知らざる俗家に於て知らさるの想・疑を作しつゝ、彼に向うて

【一九】 自性麁惡。僧殘罪なり。

【二〇】 因起麁惡。波羅夷・僧殘罪に至るべき未遂の方便罪、卽ち偸蘭罪なり。

他の麁悪罪を說かんには墮罪を得ん。若し苾芻、知れる俗家に於て知らざるの想・疑を作しつゝ、彼に向うて說かんには悪作罪を得ん。無犯とは、知らざる俗家に於て先に知れる想を作し、若しは大衆にして其事を詳說し、或は時に人衆普く悉く知聞せること、猶し壁畫の、人共に觀ずる所の如くにして、我獨知りて說くに非ざるには皆過なし。又無犯とは、最初犯の人、或は癡狂と心亂と痛惱所纏となり。

[二一] 實得上人法向未圓具人說學處第八

爾の時佛、[二二]廣嚴城獼猴池側高閣堂中に在しき。時に五百漁人あり、[二三]勝慧河邊に於て侶を結して住せり。彼諸漁人に二大網あり、一は小足と名け、二は大足と名け……廣く說けること前の第四波羅市迦の如し……乃至、此五百人は悉く皆出家し、精勤修習して阿羅漢を得たり。爾の時世尊は[二四]竹林聚落に在せしも、時飢饉に逢ひて乞食得難かりければ、世尊の教を奉じて隨處に安居せるに、彼諸苾芻は俱に本村に往いて安居を作し、各是念を生ずらく、「我等前の時は不實事を以て共に相讚歎して遂に呵責せられしも、我等今時世飢饉に逢ひ乞食求め難ければ、各實德を以て共に相讚歎せんと充濟するを得るに足らん」。遂に親族所に至り是の如きの言を作して乃至告げて云はく、「汝諸眷屬は大に善利を獲ん、汝が聚落中に是の如きの勝妙の僧衆ありて此に於て安居するを得たればなり。此苾芻は無常想を得、無常に於て苦想し……廣く說いて……乃至、八解脫を得たり」と。後に異時に於て彼諸眷屬は來りて相看問せるに、時に諸苾芻は眷屬の來れるを見て、便ち即ち更互に共に相讚歎すらく、「汝諸眷屬は大に善利を獲ん、汝が聚落に近く是の如きの勝上の僧衆ありて此に於て安居するを得たればなり。此苾芻は無常想を得……廣く說きて……乃至、阿羅漢果を得、八解脫を得たり」。時に諸眷屬は既にして說くを聞き已りて白して言さく、「聖者、仁等は是の如きの勝果を得

【二一】墮法第八實得上人法向未圓具人說學處。實に上人法を得たりと雖、その德を具足戒を受けざるものに向ふて說くを制す。
【二二】廣嚴城獼猴池側高閣堂。律部十九、註(七の一・九の二)參照。
【二三】勝慧河。律部十九、註(七の一)參照。
【二四】竹林聚落。律部十九、註(一〇の一)參照。

たりや」。答へて言はく、「皆得たり」。時に俗諸人にして果を得たりと聞ける者は咸愛樂を生じ、自の父母妻子親屬に於て而ち拯濟せざらんとも、諸苾芻に於て各飲食を以て共に相供給せり。然り佛の住世には諸弟子の與に二時に大集したまへり、一は謂はく五月十五日安居せんと欲する時、二は謂はく八月十五日隨意了れる時なり……廣く說けること前の如し……乃至、諸苾芻は三月既にして滿じ作衣已に竟るに、顏色憔悴し形容羸瘦しつゝ衣鉢を執持し竹林村に往いて佛足を禮せんと欲し、既にして村に至り已れり。時に具壽阿難陀は遙かに諸苾芻の來れるを見て、同梵行者に於て憐念の意を起し、遂に善來と唱へて卽ち前んで迎接し、爲に衣鉢・錫杖・君持幷に餘の雜物沙門資具を持して、又問ふらく、「具壽、仁等は何處に安居して而ち來至するを得たる」。「我れ佛栗氏聚落に於て三月安居して今此に來至せり」。阿難陀曰はく、「仁等彼にて安居三月せる內に於て、飲食を乞求して勞苦せざりしや」。答へて曰はく、「彼處に於て安樂住するを得たりと雖、然も飲食を乞ふに甚だ大に艱辛せりき」。時に阿難陀は卽ち便ち報じて曰はく、「實に爾らん、具壽が目驗衰羸して容色憔悴せり、准じて知る、飲食定んで是れ求め難かりしを」。時に捕魚村の五百苾芻は既にして安居し了り、衣鉢を執持して亦此村に至りしに、顏色鮮妙に容貌肥盛なりき。時に阿難陀は卽ち便ち迎接せること前の如くして具に問ふらく、「安居處に於て飲食求め易く安樂行せりや不や」。報じて言はく、「我れ彼に於て住するに實に安樂を得たり、求むる所の飲食も得易くして難からざりき」。阿難陀曰はく、「具壽が目驗肥充して容色光澤せり、准じて知る、飲食定んで是れ求め易かりしを」。時に阿難陀は具に其事を問へるに、彼便ち答へて曰はく、『我は眷屬所に於て自ら相讃歎して云へり、「此苾芻は無常想を得たり……乃至、八解脫を得たり」と』。阿難陀問うて曰はく、「所陳の事は實なりとやせん、虛なりとやせん」。答へて言はく、「是れ實なり」。問うて言はく、「具壽、仁等豈に少飲食の爲に己が所得の上人法を以て人に向うて說くべけんや」。卽ち此緣を以て具に世尊に白すに、世尊

は此に因みて苾芻衆を集め、知りて而して故に問ひたまはく、「……廣く說けること前の如し……汝諸苾芻は飲食の爲の故に己が所得を以て未圓具人に向うて說けりや」。彼れ佛に白して言さく、「實に爾り、大德」。爾の時世尊は卽ち便ち種々に諸苾芻を呵責し已りて、『「……乃至、其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻、實に上人法を得たりとも、未近圓人に向うて說かんには、波逸底迦なり」と』。

「若し復苾芻」とは、謂はく五百漁人苾芻なり、餘の義は上の如し。「實に得たり」とは、謂はく其事是れ實なるなり。「上人法等」とは、並に前の第四他勝及び次前に廣く說けるが如し。

此中の犯相、其事云何。頌に攝して曰はく、

「見想と阿蘭若と　舍中と妙座を受くると
能く自相を知ると　方便して其身を顯はすとなり」。

若し苾芻、虛妄心なく實有の想を作して未圓具人に對ひ、「我れ諸天・龍・藥叉・健達婆・緊捺羅・莫呼洛迦・阿蘇羅・[二五]畢麗多・畢舍遮・[二六]鳩槃荼・羯吒布單那を見たり」と、是の如きの語を作さんには波逸底迦を得ん。若し「我れ[二七]糞掃鬼を見たり」と云はんには、突色訖里多なり。若し苾芻、虛妄心なく實解の想を作して未圓具人に對ひ、「我れ天聲……乃至、羯吒布單那の聲を聞けり」と、是の如きの語を作さんには波逸底迦を得ん。若し「我れ糞掃鬼の聲を聞けり」と云はんには、惡作罪を得ん。若し苾芻、虛妄心なく實解の想を作して、「我れ天處……乃至、羯吒布單那處に詣れり」と、是の如きの語を作さんには、[二八]墮落罪を得ん。若し「糞掃鬼處に詣れり」と言はんには、惡作罪を得ん。此等は前の第四波羅市迦の如くにして咸く應に廣く說くべきなり。中に於て別なるは、前の他勝罪は此には墮落と云ひ、前に麁罪と云へるは此には惡作と云ふなり。又無犯とは、謂はく最初犯の人、或は癡狂と心亂と痛惱所纏となり。

【二五】畢麗多（preta）。餓鬼の總名。
【二六】鳩槃荼（kumbhāṇḍa）。南方增長天王の領鬼、律部十一、註（三四の五七）參照。
【二七】糞掃鬼。塵埃推積の鬼（食肉鬼）なり。
【二八】墮落罪。墮罪卽ち波逸底迦罪なり。

二九 謗廻衆利物學處第九

爾の時佛、王舍城羯蘭鐸迦池竹林園中に在しき。爾の時實力子苾芻は衆に差せられて臥具を分張し及び食次を知らしめられしに、彼れ信心ありて意樂賢善なりければ、衆の爲に撿校して勞苦も辭するなく、自己の所有資生の物は三寶田中及び上行苾芻處に於て悉く皆施與し、是の如く施し已るに自己の三衣は並に皆朽故せり。時に諸苾芻は此事を見已りて共に相議して曰はく、「此の具壽實力子は衆に差せられて臥具を分張し及び食次を知らしめしに、彼れ信心ありて意樂賢善なれば、衆の爲に撿校して勞苦も辭するなく、自己の所有資生の物は三寶田中及び上行苾芻處に於て悉く皆施與し、是の如く施し已るに自己の三衣は並に皆朽故せり。若し其人ありて僧伽に衣を施さんには、當に此衣を以て實力子に與ふべし」。時に僧伽は好白氎を得たれば、時に諸苾芻は卽ち此緣を以て具に世尊に白すに、世尊告げて曰はく、「汝諸苾芻は應に單白を作し和衆して實力子に與ふべし。此衣は誠に過咎なきなり。應に是の如くに作すべし。座席を敷き犍稚を鳴らし常の如くに集僧して應に是の如くに作すべし、『大德僧伽聽きたまへ、此實力子は信敬心ありて意樂賢善なれば、衆の爲に撿校して勞苦も辭するなく、自己の所有資生の物は三寶田中及び上行苾芻に於て悉く皆施盡し、是の如く施し已るに自己の三衣は並に皆朽故せり。今時僧伽は好白氎を得たり、若し僧伽にして時到らば僧伽は聽許したまへ、三〇 僧伽は今詳く此白氎を將つて實力子に與ふることを許はんとするを。白是の如し』」と。時に諸苾芻は佛所敎の如くに便ち單白を爲し、僧の白氎を以て實力子に與へぬ。然るに具壽實力士は友地二苾芻と與に積代の怨讐にして業緣未だ絶えざりければ、苾芻前に於て嫌毀の言を作さく、「諸具壽、何に因りてか衆僧能く利養を得たるに、親識處に隨うて之を廻與せる」。時に諸苾芻は是語を聞き已りて告げて言はく、「具壽、白を作せる時汝豈に集まりて同心して許るに

【二九】 墮法第九謗廻衆利物學處。僧伽に屬する利養物を他に廻らせりと誹謗するを制す。

【三〇】 本文に僧伽今詳許將此白氎與實力子白如是とあり。

はあらざりしならんや」。答へて言はく、「同集せり」。諸苾芻曰はく、「若し爾らば何の意にてか嫌毀の言を作せる」。答へて曰はく、「豈に啼哭も亦得ざるべけんや」。時に諸の少欲苾芻は聞いて嫌恥を生じ衆共に非斥すらく、『云何が苾芻、先に共に同心しつゝ後に便ち異説して、「諸具壽、衆僧利を得たるに親厚處に隨うて別人に廻與せり」と言へる』。時に諸苾芻卽ち此緣を以て具に世尊に白すに、世尊告げて曰はく、『汝友地二人は實に此語を作せりや、「諸具壽、衆僧利を得たるに親厚處に隨うて別人に廻與せり」と』。彼二白して言さく、「實に爾り、大德」。爾の時世尊は種々に呵責したまひ已り……廣く說けること上の如し……乃至、「我今諸苾芻の爲に其學處を制せん、應に是の如くに說くべし」、『若し復苾芻、先に同心して許ひつゝ後に「諸具壽は僧利物を以て親厚處に隨うて別人に廻與せり」と、是說を作さんには波逸底迦なり』。

「若し復苾芻」とは、謂はく友地二人なり、餘の義は上の如し。「先に同心して許へり」とは、謂はく先に其事を許せるなり。「後に是說を作す」とは、謂はく後の時に於て是の如きの語を作すなり。「親厚に隨うて」とは、何が苾芻親厚に……と謂へる、謂はく親教師は弟子に與へ、弟子は親教師に與へ、又軌範師は依止弟子に與へ、依止弟子は軌範師・同親教師・同軌範師及び餘の親友に與ふるなり。「是衆僧」とは、謂はく佛弟子なり。「物利」とは二種あり、一には衣物利、二には飮食利なり。此中の利とは、謂はく是れ衣利にして、已に衆中に至れるなり。「廻與」とは、謂はく僧物を以て轉じて別人に與ふるなり。「波逸底迦」とは、義並に上の如し。

此中の犯相、其事云何。若し苾芻、多少の衆僧利物あるに隨うて先に同心して許ひつゝ、後に「諸具壽は親厚に隨うて衆僧の利物を以て別人に廻與せり」と是說を作さんには、皆波逸底迦を得ん。若し僧實に與へざるに、輒ちに自ら廻與せんには、說く時無犯なり。又無犯とは、最初犯の人、或は癡狂と心亂と痛惱所纒となり。

輕呵戒學處第十 [三一]

爾の時佛、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。佛、諸苾芻に告げたまはく、「汝等半月半月應に波羅提木叉經を說くべし」。時に諸苾芻は佛の所教に隨ひ、半月(半月)に波羅提木叉經を說けり。時に六衆苾芻は四波羅市迦を說くを聞く時は默然して語なかりしも、僧伽伐尸沙を說く時、二不定の時、三十泥薩祇波逸底迦・九十波逸底迦・四波羅底提舍尼・衆多學法・七滅諍法を(說く)の時、六衆苾芻は是の如きの語を作さく、「諸具壽、若し其事を知り及び其人を識らんに、何の故にか我が所有擾𢪃に於て數更に傷損するぞや。仁等此の [三二] 小隨小戒に於て半月半月數宣說する時、諸苾芻をして心に憂惱を生じ追悔を發起せしむるのみ」。時に諸苾芻は是語を聞き已りて報じて言はく、「具壽、我今汝等が爲に每に半月(半月)に於て別解脫經を說くには不じ、然り而して我等は大師の敎を奉じて、是故に說くならくのみ」。時に六衆は此語を聞くと雖仍ほ嫌毀未だ休めずして云はく、「此小隨小戒を說くを用ひて何かせん、諸苾芻をして心に憂惱を生じ追悔を發起せしむるのみ」と。諸苾芻報じて曰はく、「若し聞くを用ひざらんには、汝等先來より何の過失を作してか心に追悔を生ぜる」。時に諸の少欲苾芻は皆嫌恥を生じて是の如きの語を作さく、『云何が汝等は半月(半月)中に於て、四波羅市迦を說くを聞く時默然して說くなく、僧伽伐尸沙……乃至、七滅諍法を說くに及びて便ち是語を作せる、「諸具壽、若し其事を知り及び其人を識らんに……廣く說けること前の如し……乃至、追悔を發起せしむるのみ」と』。時に諸苾芻は卽ち此緣を以て具に世尊に白すに、世尊告げて曰はく、「汝等六衆は說戒の時實に此語を作せりや……」とて、廣く其事を問ひたまふに、答へて言さく、「實に爾り、大德」。世尊種々に呵責したまひ已りて、「……乃至、其學處を制せん、應に是の如くに說くべし」、『若し復苾芻、半月半月戒經を說く時是の如きの語を作さく、「具壽、此の小隨小學

【三一】 墮法第十輕呵戒學處。

【三二】 小隨小戒(巴)khudd-ānukhuddakāni sikkhāpadāni)。小々戒、雜碎戒ともいふ。通常、波羅夷・僧殘を除ける以外の戒條を總稱す。

處を說くを用ひて何か爲ん、是戒を說く時諸苾芻をして心に悪作を生じて惱悔懷憂せしむるのみ」と。若し是の如きを作して戒を輕呵せんには、波逸底迦なり』。

「若し復苾芻」とは、謂はく是六衆なり、餘の義は上の如し。「半月」と言へるは、謂はく一月を兩に分てるなり。「戒」とは、謂はく四他勝より終り七滅諍に至るなり。「經」とは、是れ次第相應の義なり。「說く」とは、謂はく宣說するなり。「時に具壽等」とは、謂はく其情を敍述して憂惱の狀を彰はすなり。「戒を輕呵す」とは、謂はく毀語を出して以て前人に告ぐるなり。「墮」の義は上の如し。

此中の犯相、其事云何。若し苾芻、半月毎に四波羅市迦を說く時、僧伽伐尸沙を說き……乃至、七滅諍を說く時、「具壽、何が此の小隨小戒を說くを須うるぞや、諸苾芻をして心に悪作を生ぜしむるならくのみ」と、是の如きの語を作さんには波逸底迦を得ん。或は「惱悔憂熱を生ず」と(云ひ)、或は「俗事を思憶す」と云ひ、或は「出家を樂はず」と云ひ、或は「歸俗せん」と云ひ、斯等の語を作さんに皆墮罪を得ん。是の如くに應に知るべし、餘の[三]十六事處及び雜事處・尼陀那處・目得迦等の處に於て、及び律教相應の經處及び餘の經處に於て此等を說ける時、若し苾芻にして「具壽、此の小隨小戒を說くを須ゐて何かせん、此を說くの時諸苾芻をして悪作を生ぜしむるのみ」と、是の如きの語を作さんには波逸底迦を得ん。若し餘の經處にて之を宣說せん時、「具壽、此經中の說に依るを用ひて何かせん、是の如きの事は人をして惱悔せしむるのみ」等と、是の如きの語を作さんには悪作罪を得ん。又無犯とは、最初犯の人、或は癡狂と心亂と痛惱所纒となり。

第二に頌に攝して曰はく、

「種子と輕と惱教と　安牀と草褥と牽と
强住と脫脚牀と　澆草と應三二となり」。

【三】十六事處。律部十九、有部律解題の三(p.8,c)參照。

〔三四〕壞生種學處第十一

爾の時佛、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。爾の時一莫訶羅苾芻の愚昧無識なるあり、僧伽の爲に大寺を造立せんと欲して、遂に便ち勝妙の大樹を斬伐せり。時に天神あり樹に依りて住せり。是時此天は初夜分を過ぐるに身光超絕して佛所に來詣し、佛足を頂禮して一面に在りて坐せり。此天の身光周遍して逝多園林を輝耀して佛に白して言さく、「世尊、一年老苾芻あり愚昧無識にして時宜を解せず、僧伽の爲に大寺を造立せんと欲して、遂に便ち形勝の大樹を斬伐せり。此樹は是れ我が久しく依止せる所の舍宅處たりしに、大德、今既に時嚴冬に屬して寒風竹を裂くに稚幼男女は夜に所依なし、惟願はくは世尊慈悲もて我れ何の計を欲すべきかを鑒察したまはんことを」。爾の時世尊は卽ち便ち彼餘の大樹神に命じて之に告げて曰はく、「汝が所住の處に宜しく此無依の天神を容るべし」。時に彼樹神は敎を奉じて安置せり。爾の時世尊は天曉に至り已りて諸苾芻を集め、常の如きの座に於て安庠として坐し已りて諸苾芻に告げたまはく、『昨、夜中に於て一樹神の光明超絕せるあり、我所に來至して我足を禮し已りて一面に在りて坐し、天の身光に由り周遍して逝多園林を輝耀して是の如きの白を作さく、「世尊、一年老の莫訶羅苾芻あり、愚昧無識にして時宜を解せず、僧伽の爲に大寺を造立せんと欲して遂に便ち形勝の大樹を斬伐せり。此樹は是れ我が久しく依止せる所の舍宅處たりしに、大德、今既に時嚴冬に屬して寒風竹を裂くに幼稚男女は夜に所依なし、惟願はくは世尊慈悲もて我れ今時に於て何の計を作さんと欲すべきかを鑒察したまはんことを」。汝等苾芻、此の莫訶羅の所爲は非法なり、彼天神の形勝の大樹を伐りて、彼天神をして共に相嫌賤せしめたること釋子の法に乖けり』。佛、是念を作したまはく、「此苾芻、大樹を斬伐せるに由りて罪過の生ぜるあり」。此を以て緣と爲して（告げたまはく）「今より已後苾芻は應に其樹を斬伐すべからず、

【三四】墮法第十一壞生種學處。

若し斬伐せんには越法罪を得ん」と。此は是れ縁起にして、猶ほ未だ制戒したまはざりき。

佛、曠野林に在しき。世尊の敎の如くんば、苾芻は應に諸樹を斬伐すべからざりき。時に諸の授事苾芻は斯事に緣りての故に、諸の營造に於て咸く皆廢闕せりき。時に世尊は知りて而して故に具壽阿難陀に問うて曰はく、「何の故にか〔二五〕授事苾芻は所有營作悉く皆停息せる」。時に阿難陀は佛に白して言さく、『世尊、佛、室羅伐城に在して諸苾芻に告げたまへり、「應に諸樹を斬伐すべからず」と。此緣に由りての故に、木の求むべきなくして遂に營作を廢せるなり』。佛、阿難陀に告げたまはく、『營作苾芻の所有行法は我今之を說かん。凡そ授事人にして營作の爲の故に將に樹を伐らんとする時は、七八日前に於て〔二六〕彼樹下に在りて曼荼羅を作し、香花を布列し、諸の祭食を設け、三啓經を誦し、耆宿苾芻は應に〔二七〕特欲拏呪願を作し、十善道を說いて善業を讚歎し、復應に告語すべし、「若し此樹に於て舊住せる天神あらば、應に餘處に向うて別に居止を求むべし、此樹今佛法僧寶の爲に營作する所あらんとす、七八日を過ぎ已らんに應に之を斬伐すべけん」。若し樹を伐らん時異相ありて現はれんには、應に爲に施捨の功德を讚歎し慳貪の過を說くべし。若し仍ほ異相を現はさんには、卽ち應に伐るべからず。若し別相なからんには、應に可しく之を伐るべし。若し營作苾芻にして我が制する所の如くに依行せざらんには、越法罪を得ん』。此も亦緣起にして仍ほ未だ制戒したまはざりき。

佛、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。爾の時六衆苾芻は自ら使人と作りて樹木及び諸の生草乃至華果を斬伐し、取るに隨せて用ひしに、時に諸の外道等は是事を見已りて、各嫌恥を生じて是の如きの議を作さく、「此諸の沙門釋子は自ら使人と作りて草木を斬伐せり、然り我〔二八〕俗流婆羅門等……乃至、傭人も亦自ら使人と作りて諸樹を斬伐し及び草等を殺せるに、釋子沙門も亦其事を作せり、復出家せりと雖俗と何の別かあらん、誰か當に是の如きの禿沙門に供養すべけん』。時に諸苾芻は卽

【二五】授事苾芻。維那なり、律部八、註(九の五四)參照。

【二六】藏律には「かの繁れる樹の下に曼荼羅(壇)を作り、香と華と供物(祭食)を布施し、三啓經を讀誦し、功德(特欲拏呪願)を說くことをなし、十善業の道を分別して說くべく、十不善業道の讚歎に非ざるものなるをも又說くべし」とあり。十不善業道の讚歎に非ざるもの」とは、十不善道は是れ墮落の因なるものなることを說くべしとの意なるべし。

【二七】特欲拏呪願(dakṣiṇā-gāthā)。施頌なり。卽ち「飮食已訖、當願衆生、德行充滿、成十種力」の頌の如し。

【二八】俗流婆羅門。藏律には俗流に相應する語なし、我等在俗の婆羅門……と解すべきなり。

ち此緣を以て具に世尊に白すに、世尊は此因緣を以て苾芻衆を集めたまひ、『……問答し呵責して廣く說きたまへること前の如し……諸苾芻の爲に其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻、自ら[三九]種子有情村を壞し、及び他をして壞せしめんには波逸底迦なり」と』。

「若し復苾芻」とは、謂はく六衆なり、餘の義は上の如し。「種子村」とは、五種子あり、一に根種、二に莖種、三に節種、四に開種、五に子種なり。云何が根種なる。謂はく香附子・菖蒲・黃薑・白薑・烏頭附子等の物、此物皆根を種うるに由りて乃し生ず、故に根種と名く。云何が莖種なる。謂はく石榴樹・柳樹・蒲萄樹・菩提樹・烏曇跋羅樹・[四〇]溺屈路陁樹等、此等は皆莖に由りて生ず、故に莖種と名く。云何が節種なる。謂はく甘蔗・竹・葦等、此等は皆節上に由りて生ず、故に節種と名く。云何が開種なる。謂はく蘭香・芸・荽・橘・柚等の子なり、此等の諸子は皆開裂に由りて乃し生ず、故に開種と名く。云何が子種なる。謂はく稻・麥・大麥・諸豆・芥等なり、此等の諸子は子に由りての故に生ず、故に子種と名く。斯等を總じて種子村と名く。云何が「有情村」なる。有情とは、謂はく[四一]臭蝨・蛺蝶・蚊虻・蜣蜋・蟻子・蛇蠍及び諸蜂等にして、此等有情は皆草樹木に依りて窟宅と爲せばなり。若し苾芻、草樹木に於て若しは拔き若しは破り若しは斫截せんに皆波逸底迦なり。（波逸底迦とは、義前に說けるが如し。

此中の犯相、其事云何。頌に攝して曰はく、

「根等に生種の想もてすると　樹と草及び花を斫ると
樹等と經行處と　青苔と瓶・架等となり」。

若し苾芻、根種に於て根種の想を作し、生に生想を作して、自ら斫り人をして斫らしめんに波逸底迦を得ん。若しは疑にも波逸底迦なり。若し乾物に生想・疑を作さんに、倶に惡作罪を得ん。若し苾芻、根種に於て莖種の想・生想及び疑を作して、自ら斫り人をして斫らしめんに皆波逸底迦を得

【三九】種子有情村。種子村と有情村なり。律部八、註（一四の二九）參照。

【四〇】溺屈路施樹（nyagrodha）。尼倶律樹にして無節と譯す。

【四一】臭蝨。蟲なり、蝨の小なるもの。

ん。若し乾物に生想・疑を作して斷壞せん時は、皆惡作罪を得ん。是の如く根種を節種・開種及び子種に望めて皆四番あること前に准じて應に作すべし。又莖種を以て自に望め、及び餘の四に望めて各四番あり、若しは想若しは疑には倶に墮及び惡作を得ること、事に准じて廣說せよ。若し苾芻、五種子に於て自ら使人と作り火中に投著して、「此種子をして悉く皆損壞せしめん」と、是の如きの念を作さんに五墮罪を得、若し損壞せざらんには五惡作罪を得ん。若し苾芻、五種子に於て自ら使人と作り水中に投著して……亦前說の如し。若し苾芻、五種子を以て臼中に安著し、杵を以て擣築して子をして損壞せしめんに五墮罪を得、若し壞せざらんには五惡作を得ん。若し苾芻、五種子を以て乾燥地に置き、或は熱處・灰汁・瞿昧耶及び乾土等に安き、一處に和糅して其をして損壞せしめんに、事に隨うて得罪の輕重は前の如し。若し苾芻、五種子を以て羹臛[四二]餅汁の中に置在して其をして損壞せしめんに、得罪は前に同ず。若し苾芻、一方便を以て樹を斫らんに、斷ぜん時一惡作を得、一墮罪を得ん。若し一下を以て兩樹を斫らんに、斷ぜん時一惡作を得、二墮罪を得ん。苾芻若し一斫を以て多樹を斷ぜん時、一惡作と衆多の墮罪とを得ん。苾芻若し二斫を以て一樹を斷ぜん時は二惡作と一墮罪とを得ん。若し二斫を以て二樹を斷ぜん時は二惡作と二墮罪とを得ん。若し多斫を以て一樹を斷ぜん時は、多惡作と一墮罪とを得ん。若し多斫を以て二樹を斷ぜん時は、多惡作と二墮罪とを得ん。若し多斫を以て多樹を斷ぜん時は、多惡作及び多墮罪を得ん。樹既に爾るが如く、若しは生草及び蓮華等に於ても、事に准じて得罪の多少は前に同ず。若し苾芻、樹根を拔かんには墮罪を得ん。若し樹の皴皮及び不[四三]堅濕處を壞せんに惡作を得、若し堅濕處及び傷破處を壞せんに皆墮罪を得ん。若し苾芻、樹草の生葉を壞せんに墮罪を得、若し黃葉を損せんに惡作罪を得ん。若し未開花を損せんに墮罪を得、若し花已に開けるを壞せんに惡作を得ん。若し果未だ熟せざるを壞せんに墮罪を得、若し已に熟せる者

【四二】餅汁。餅は飯の俗字、飯汁なり。

【四三】不堅濕處・堅濕處。藏律によるに、不堅濕とは朽ちかけて衰へたる處、堅濕とは全く朽ちたる處をいへり。堅は全分、濕は腐朽の義に解すべきなり。

を壞せんに惡作を得ん。若し生草地處に於て熱湯を以て澆ぎ、及び牛糞・泥等を其上に傾瀉して損壞せしめんには皆墮罪を得、若し壞せざらんには皆惡作を得ん。若し物を傾瀉せんとの心を作して、損壞せんとの意なきには悉く皆無犯なり。若し苾芻、生草地に於て經行せん時「草をして損壞せしめん」との是の如きの念を起さんには、所壞の草に隨うて皆墮罪を得ん。若し但經行せんとの心を作さんには無犯なり。若し生草地に於て柴を牽き席を曳いて、壞せしめんと欲せんには墮罪を得、若し壞せんとの心なきには無犯なり。若し青苔地に於て經行せん時も、前の有犯・無犯に同ず。若し此地に於て柴を牽き席及び餘の諸物を曳かんに、得罪は前に同ず。若し水中より浮萍せる葉及び青苔を擧げん時、乃し未だ水を離れざるに至る來は惡作罪を得、水を離れ得んに墮罪を得ん。若し地菌を拔かんに惡作罪を得ん。若し苾芻、瓶・項等の處及び衣服上、若しは辱席等及び衣架等の處に於て、[四四]青衣・白醭ありて生ぜんには、若し損壞心を作さんに皆惡作を得ん。若し人をして[四五]知淨せしめて方に受用せんには無犯なり。若し五生種にして人をして知淨せしめんには亦無犯なり。又無犯とは最初犯の人、或は癡狂と心亂と痛惱所纏となり。[四六]

[四四] 青衣・白醭。青かび・白かびなり。
[四五] 知淨。律語なり、淨を知らしむるとは、淨せしむることなり。
[四六] 此下、聖本には光明皇后の願文あり。

巻の第二十八

【一】嫌毀輕賤學處第十二

爾の時薄伽梵、王舍城羯蘭鐸迦池竹林園中に在しき。時に實力子苾芻は衆に差せられて僧臥具を分ち及び食次を知らしめられき。時に友地二苾芻と實力子とは、積代怨讎の業緣未だ終らざりき。此二苾芻は鄔波難陀と共に一處に言語せるに、時に實力子は傍に在りて過りぬ。時に二苾芻は鄔波難陀に報じて曰はく、「大德、仁若し衆に差せられて臥具を分ち及び食次を知らんには、仁亦我に於て共に相惱亂せんこと實力子の我を欺けるが如くならん」。鄔波難陀告げて曰はく、「具壽、此苾芻は和合衆に差せられて臥具を分ち及び食次を知れるに、汝等共に知りつゝ何に因りてか對面して嫌毀を作せる」。彼二答へて曰はく、「上座、豈に我自ら懊惱啼哭せんこと亦得ざるべけんや」。時に諸の少欲苾芻聞いて嫌恥を生ずらく、「云何が苾芻にして他苾芻の和合衆に差せられて、臥具を分ち及び食次を知れるを知りつゝ對面嫌毀せる」。此因緣を以て具に世尊に白すに、世尊告げて曰はく、『汝等苾芻衆は應に作法して、友地苾芻の對面嫌毀せるを呵責すべし。若し更に餘に是の如きの流類あらんには、亦應に作法して之を呵責すべし。犍稚を鳴らす等……常の如くに僧衆を集め、既にして集まり已るに言を以て白知し、一苾芻をして白羯磨を作さしめよ。應に是の如くに作すべし、「大德僧伽聽きたまへ、此友地二苾芻は和合僧伽が彼苾芻を差して僧伽臥具を分ち及び食次を知れるを知りつゝ、此二苾芻は具壽實力子の前に對ひて嫌毀を作せり。若し僧伽にして時至りて聽さんには僧伽は應に許すべし、僧伽は今友地二苾芻の對面嫌毀せるを呵責せんとするを。白是の如し」と。次いで羯磨を作せ「大德僧伽聽きたまへ、此友地二苾芻は和合僧伽が彼苾芻を差して僧伽臥具を分ち及び食次を知れるを知りつゝ、此二苾芻は具壽實力子の前に對ひて嫌毀を爲せり。僧伽は今友地二

【一】墮法第十二嫌毀輕賤學處。知事苾芻を嫌毀するを制す。

苾芻が對面嫌毀せるを呵責せんとす。若し諸具壽にして友地二苾芻を呵責せんことを聽許せんには默然し、若し許さゞらんには說きたまへ。此は是れ初羯磨なり」。……第二第三も亦是の如くして、「僧伽は今友地二苾芻が對面嫌毀せるを呵責し竟んぬ。僧伽は已に聽許せり、其默然に由りての故に、我今是の如くに持つ」と說くなり』。

時に僧伽は既に友地二人の與に對面嫌毀せるを呵責することを作し已るに、後に異時に於て友地二人は鄔波難陀と共に一處に言話せり。時に實力子は傍に在りて過れるに、彼二便ち鄔波難陀に報じて曰はく、「大德、仁若し衆に差せられて臥具を分ち及び食次を知らんには、仁亦我に於て共に相惱亂せんこと。一人の如似せん」。鄔波難陀告げて曰はく、「汝二人は和合僧が此苾芻を差して僧臥具を分ち及び食次を知れるを知りつゝ、今汝二人は餘事に假託し其名を道はずして嫌毀を作さんとは」。彼二答へて曰はく、「我豈に名及次氏族を牒して嫌賤を爲さんや」。鄔波難陀曰はく、「若し汝にして他名及以氏族を道はずして嫌毀を作すを得んには、我亦是の如く他名を道はずして一切衆を罵らん」。少欲苾芻は是語を聞き已りて共に嫌恥を生じて是の如きの語を作さく、「云何が苾芻にして和合僧差して臥具を分ち及び食次を知れるを知りつゝ、餘事に假託し其名を道はずして對面嫌毀せる」。即ち此緣を以て具に世尊に白すに、世尊告げて曰はく、『汝等苾芻衆は應に作法して、友地二苾芻が餘事に假託し其名を道はずして對面嫌毀せるを責數すべし……前に准じて……應に是の如くに作すべし、「大德僧伽聽きたまへ、此友地二苾芻は和合僧伽が彼苾芻を差して僧伽臥具を分ち及び食次を知れるを知りつゝ、此二苾芻は具壽實力子の前に對ひて、餘事に假託し其名を道はずして對面嫌毀せり。若し僧伽にして時至りて聽さんには僧伽は應に許すべし、僧伽は今友地二苾芻が餘事に假託して對面嫌毀せるを責數せんとするを。白是の如し」。次いで羯磨を作せ、「大德僧伽聽きたまへ、此友地二苾芻は和合僧伽が彼苾芻を差して僧伽臥具を分ち及び食次を知れるを知りつゝ、此

二苾芻は具壽實力子の前に對ひ、餘事に假託して其名を道はずして嫌毀を爲せり。僧伽は今友地二苾芻が餘事に假託して對面嫌毀せるを責數せんとす。若し諸具壽にして友地二苾芻を責數せんことを聽許せんには默然し、若し許さゞらんには說きたまへ。此は是れ初羯磨なり」。……第二第三も亦是の如くして、「僧伽は今友地二苾芻が餘事に假託して對面嫌毀せるを責數し竟んぬ。僧伽は已に許せり、其默然するに由りての故に、我今是の如くに持つ」と說くなり』。

後に異時に於て友地二苾芻は、對面して毀り及び假託して毀れるに由り、僧伽は與に二種の責數羯磨をせるに、此二苾芻は昔の業力に由りて尙ほ猶ほ對面して實力子を毀りて事停息せざりき。時に諸の少欲苾芻は是語を聞き已りて共に嫌恥を生ずらく、「云何が苾芻にして對面して嫌毀し、及び假託して毀れる」。卽ち此緣を以て具に世尊に白すに、世尊は此因緣を以て常の如くに集僧し已り、友地苾芻に告げて曰はく、「汝二人は實に對面・假託して、僧臥具を分ち食次を知れる人を輕毀せりや」。答へて言さく、「實に爾り、大德」。世尊は種々に呵責したまひ……廣く說けること前の如し……乃至『……其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻にして苾芻を嫌毀し輕賤せんには波逸底迦なり」と』。

「若し復苾芻」とは、謂はく友地二人なり、餘の義は上の如し。「嫌毀し輕賤す」とは、謂はく對面して直言し及び餘事に假託して言を以て彰表するなり。「波逸底迦」とは、義、上に說けるが如し。

此中の犯相、其事云何。若し苾芻、僧作法を被りて呵責を爲し已るに、[三]十二種人の、衆に差せられたる者に於て、事未だ停息せざるに、若し嫌毀せんには波逸底迦、若し輕賤せんには波逸底迦、若し嫌毀し輕賤せんには波逸底迦なり。若し復苾芻にして僧作法を被りて呵責を爲し已るに、十二種人の、衆に差せられたる者に於て、事停息せりと雖、而も嫌毀せんには波逸底迦、若し輕賤せんには波逸底迦なり。若し苾芻にして衆僧の作法呵責を被らずして、十二種人の、僧に差せられたる

【三】十二種人。律部十九、註（一の六二）參照。以下の文に於て「事未だ停息せざるに……」とあるは、僧に選出されたる責任未だ解除せざるにとの意なり。「事停息せりと雖」とは、責任解除せられたりと雖との意なり。藏律には比丘僧によりて數へられ、又十二人に列ねられて、未だ加行を捨てざるものを毀呰するならば波逸底迦なり」とあり。

者に於て、事未だ停息せざるに、嫌毀せんには惡作罪を得、若し輕賤せんには惡作罪を得、若し嫌毀し輕賤せんには惡作罪を得ん。若し苾芻にして衆僧の作法呵責を被らずして、十二種人の、衆に差せられたる者に於て、事停息せりと雖、而も嫌毀せんには惡作罪を得、若し輕賤せんには惡作罪を得、若し嫌毀し輕賤せんには惡作罪を得ん。境と想と句との數は事に准じて應に知るべし。又無犯とは、謂はく最初犯の人、或は癡狂と心亂と痛惱所纒となり。

違惱言教學處第十三[三]

佛、憍閃毘國瞿師羅園に在しき。時に闡陀苾芻は衆多の罪を犯しつゝ如法に說悔せざりき。時に諸苾芻は利益安樂して住せしめんと欲して、諸苾芻告げて曰はく、「具壽闡陀、汝自ら犯罪せり、應に如法に說悔すべし」。彼便ち答へて曰はく、「諸具壽、其犯罪したらん者は自ら當に說悔すべけん」。諸苾芻曰はく、「汝自ら犯罪せるに、誰をか說悔せしめんとはする」。闡陀答へて曰はく、「若し追悔せん者は彼自ら當に知るべけん」。諸苾芻曰はく、「汝自ら犯罪せるに、誰をか追悔せしめんとはする」。闡陀答へて曰はく、「諸具壽、仁等犯罪せんに我前に對ひて說悔を爲すこと勿れ、應に餘人に對ひて說悔を爲すべし。何を以ての故に、仁等は皆是れ種々族姓・種々家に生まれて而ち出家を爲せり。譬へば諸樹の莖葉各別なるも風のために吹かれて一處に聚住するが如く、諸具壽等も亦復是の如し、種々族姓・種々家に生まれて而ち出家を爲し、我が世尊大覺を證したまへるに由りての故に、仁等皆來りて共に相依止せるなり」と。是の如きの語を作して敎に違惱せるに。時に少欲苾芻は是語を聞き已りて共に嫌恥を生ずらく、「云何が苾芻、他の如法に敎ふるを見て、時に麁鄙の言を出して共に相違惱せる」。即ち此緣を以て具に世尊に白すに、世尊告げて曰はく、『汝諸苾芻は應に羯磨を作して闡陀苾芻を呵責すべし、若し餘類あらんに亦此に同じて作せ。常の如くに集僧して一

【三】僧法第十三違惱言教學處。衆僧を惱まさんとて故にその言教に違惱するを制す。

苾蒭をして白羯磨を作さしむべし。應に是の如くに作すべし、「大德僧伽聽きたまへ、此闡陀苾蒭は自身に犯罪しつゝ如法に說悔せず。時に諸苾蒭は利益安樂して住せしめんと欲して諸苾蒭如法に告ぐる時、衆教を違拒せり。若し僧伽にして時至りて聽さんには僧伽は應に許ふべし、僧伽は今闡陀苾蒭を呵責せんとするを。白是の如し」。次いで羯磨を作せ、「大德僧伽聽きたまへ、此苾蒭闡陀は自身に犯罪しつゝ如法に悔せず。時に諸苾蒭は利益安樂して住せしめんと欲して諸苾蒭如法に告ぐる時、衆教を違惱せり。僧伽は今闡陀苾蒭の、衆教を違拒せるを呵責せんとす。若し諸具壽にして闡陀苾蒭の、僧伽の敎に違せるを呵責せんことを聽許せんには默然し、若し許さゞらんには說きたまへ」と。……第二第三も亦是の如くして、「僧伽は今闡陀苾蒭の、衆教を違拒せるを呵責し竟んぬ。僧伽は已に聽許せり、其默然するに由りての故に。我今是の如くに持つ」と說くなり』。時に諸苾蒭は佛所敎の如くに羯磨を作し已るに、時に闡陀便ち是念を生ずらく『此は是れ我過なりき、諸人と共に言に相訕荅せるに由りてなり。說ありて云へるが如し、

「諸有智慧人は　善く四種の語を護る
彼山林の鳥を觀ずるに　能く言ふは籠繫せらる」。

と』。已にして是念を作さく、「我今宜しく默して言說することなかるべし」。後に異時に於て復更に犯罪せるに、時に諸苾蒭は利益安樂して住せしめんと欲して告げて言はく、「闡陀、汝今犯罪せり、應に如法悔すべし」。彼便ち言なく默然して相惱まし、乃し再三に至りて語げたるも時に默然して說くことなかりき。少欲苾蒭見て嫌恥して是の如きの語を作さく、「云何が苾蒭、自身に犯罪しつゝ、他の告語せん時默然して相惱ませる」。卽ち此緣を以て具に世尊に白すに、世尊告げて曰はく、『汝等苾蒭衆は應に作法して闡陀苾蒭の默然して相惱ませるを呵責すべし。更に斯類あらんに亦應に作法すべし。常の如くに集僧して、一苾蒭をして白羯磨を作さしめよ、應に是の如くに作すべし、「大

德僧伽聽きたまへ、此闡陀苾芻は自ら衆罪を犯じつゝ如法に悔せず。時に諸苾芻は利益安樂して住せしめんと欲して告げて言はく、具壽闡陀、汝自ら犯罪せり、應に如法に說悔すべしと。彼便ち無言に默然して相惱ませり。若し僧伽時至りて聽さんには僧伽は應に許すべし、僧伽は今闡陀苾芻の默然して相惱ませるを呵責せんとするを。白是の如し」。次いで羯磨を作せ、「大德僧伽聽きたまへ、此闡陀苾芻は自ら衆罪を犯じつゝ如法に悔せず。時に諸苾芻は利益安樂して住せしめんと欲して告げて言はく、具壽闡陀、汝自ら犯罪せり、應に如法に說悔すべしと。時に諸苾芻如法に語ぐる時卽ち便ち無言に默然して相惱ませり。僧伽は今闡陀苾芻の默然して相惱ませるを呵責せんとす。若し諸具壽にして闡陀苾芻の默然して相惱ませるを呵責せんことを聽許せんには默然し、若し許さゞらんには說きたまへ。此は是れ初羯磨なり」。……第二第三にも亦是の如くして、「僧伽は今闡陀苾芻の默然して相惱ませるを呵責し竟んぬ。僧伽は已に聽許せり、其默然せるに由りての故に、我今是の如くに持つ」と說くなり』。諸苾芻は佛の教を受け已りて、闡陀の默然して相惱ませるを呵責せり。時に闡陀は、衆作法して其默惱せるを責めたりと雖、後に異時に於て復自ら罪を造り、諸苾芻は前に同じくして教語せるに、時に彼闡陀は或は言ひ或は默して二俱に相惱ませり。少欲苾芻は是事を見已りて便ち嫌恥を生じて是の如きの語を作さく、「云何が苾芻にして自身に犯罪しつゝ如法悔せず、他が教語せる時若しは語り若しは默して共に相惱亂せる」。卽ち此緣を以て具に世尊に白すに、世尊は此因緣を以て苾芻衆を集めたまひ、……乃至『……諸苾芻の爲に其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻にして言教に違惱せんには波逸底迦なり」と』。

「若し復苾芻」とは、謂はく是れ闡陀なり、餘の義は上の如し。「言教に違惱す」とは、他を惱まさんとの想を作して言を以て表示するなり。「波逸底迦」とは、義上に說けるが如し。

此中の犯相、其事云何。若し苾芻ありて苾芻所に往いて是の如きの語を作さん、「具壽、願し苾芻

の新に鬚髮を剃り、赤色の大衣を著し、物を以て鉢に拌へ、手に錫杖を執り、或は酥・蜜・沙糖・石蜜を以て鉢中に盛滿し、之を擎げて去れるを見たりや」。彼れ問はるゝ時答へて言はん、「我實に是の如き相狀の苾芻を見ず、我苾芻の兩脚にて行き去れるを見たり」。若し苾芻、故に是語を作して、他を惱亂せん時は波逸底迦を得ん。若し他來りて問はん、「頗し……前所說の如き衣鉢形相の苾芻尼にして此より過れりや不や」。報じて言はん、「我實に是の如き形相衣鉢の苾芻尼の此よりして過れるを見ず、但苾芻尼の兩脚にて行き去れるを見たり」。若し苾芻、故に是語を作して、他を惱亂せん時は波逸底迦を得ん。是の如くに乃し四正學女・求寂・求寂女に至りて、前に同じて問答せんに波逸底迦を得ん。若し他來りて問はん、「頗し俗人にして甘蔗・竹葦・柴草・酥油瓶等を擔持して此より過れるを見たりや不や」。彼便ち答へて言はん、「我實に是の如きの人を見ず、但人あり兩脚にて行き去れるを見たり」。若し苾芻にして是惱を作さんには波逸底迦なり。若し問うて言あらん、「頗し俗人男子にして靑黃赤白等の色せる衣を著け、酥瓶等を持して此よりして過れるを見たりや不や」。乃至、報じて云はん、「……但、俗人の兩脚にて行き去れるを見たり」。男子の既に爾るが如くに、女人を見たりや等……廣く說くこと應に知るべし……惱まさんとの心にて說く時は皆墮罪を得るなり。語の既に爾るが如くに、默も亦斯に同じて皆墮罪を得るなり。無犯とは、若し苾芻にして獵人ありて麞鹿等を逐うて寺內に來入せるを見、苾芻見已るに、獵人問うて言はん、「聖者、頗し走鹿ありて此より過れるを見たりや不や」。苾芻應に答へて「我見たり」と言ふべからず。若し是寒時ならんには屠人に報じて曰へ、「賢首、汝可しく暫らく溫室中に入りて少時火に向ふべし」。若し是熱時ならんには報じて言へ、「賢首、汝可しく暫らく涼室に入りて淸冷水を飲みて少時停息すべし」。若し獵者にして「我れ疲倦せず、我れ走鹿を問ふなり」と云はんに、即ち應に先に可しく自ら指甲を觀て彼人に報じて云ふべし、「五諸佉鉢奢弭」と。若し更に問はんには、應に自ら太虛を觀て彼人に

【四】正學女。Śikṣamāṇā（式叉摩那）の譯、律部八、註（二の二二五）參照。舊律にては普通に染心相觸、盜人四錢、斷畜生命、小妄語、非時食、飮酒の六法を學する者とせるも、有部律には六法六隨法を學する者として百一羯磨（寒五・四三右）には、獨在道行、獨渡河水、觸丈夫身、與男子同宿、爲媒嫁事、覆尼重罪を六法とし、更に捉觸己金銀、剃隱處毛、掘生地、故斷生草木、不受而食、食曾觸食の六隨法を學すべしとし、舊律と異なれるは注意すべし。

【五】諸佉鉢奢弭、律部九、註（一四の八四）指甲の下參照。

報じて云ふべし、「[六]納婆鉢奢弭」と。（若し梵音に據るに、諾佉とは是れ爪甲の義、亦是れ不の義なり。鉢奢は是れ見の義、弭は是れ我の義なり。即ち是れ「我れ爪甲を見る」の（義）、亦「我れ見ず」との義に目（ナヅ）くるなり。苾芻眼に爪甲を觀るは即ち是れ妄言せざるを表はすなり。彼人、說いて「無し」と道ふを聞かんに即ちに物を見ざることなしと謂はん。佛、方便を開きたまへるは苦の衆生を救はんとてなり。若し直に譯して「我れ指甲を觀る」と言はんに、道理として「相見ず」との（義）無けん。此が爲に本梵音を留めて、口授して方に能く細解せんとてなり。納婆も亦兩義を兼ぬ、一に太虛に目け、二に不の義を表はすなれば、亦譯して東語と爲すべからず。中に於ての可不は諾佉に准じて之を思へ、具には廣く註せるが如し。即ち此方の「臂上の毛を觀る」とは、「我れ毛を見る」と云ひ、亦是れ其「無」の義に目くるが如きなり。）若し獵者云はん、「我れ指甲及以太虛を問はず、然り可殺の有情の此より過れりや不やを問へるなり」。苾芻即ち應に遍く四方を觀じて是の如きの念を作すべし、「[七]勝義諦に於ては、一切諸行は本より有情なし」。即ち彼に報じて、「我れ有情を見ず」と云はんに、此皆無犯なり。若し苾芻、餘問の時に於て實の如くに說かざらんには、皆墮罪を得ん。又無犯とは、最初犯の人、或は癡狂と心亂と痛惱所纏となり。

時に諸苾芻は咸く皆疑あり、俱に佛所に詣りて佛に白して言さく、「世尊、何の因緣の故に闡陀苾芻は、同梵行者の如法に勸むるを見て、時に語を相用ひずして言を以て惱亂し、遂に僧伽をして作法呵責せしめて斯苦惱を受けたる」。世尊告げて曰はく、「[八]此の闡陀は但に今日諸苾芻を惱まし善友の語に違せるのみには非じ、過去時に於ても亦言に由りての故に、善友を惱亂して自ら辛苦を受けぬ。汝等當に聽くべし。乃往過去に一[九]陂池に於て、衆の鵝群及以諸の鼈ありて同じく共に居止せり。中に一鼈あり、彼二鵝と共に而ち親友を結びて甚だ相憐愛せり。後に異時に於て遇天大旱して陂水將に竭きんとせり。時に彼二鵝は俱に鼈所に至り報じて言はく、「知識よ、汝可しく安隱に此泥中に居すべし、我餘方に向うて更に池水を求めん」。鼈は鵝に告げて曰はく、「汝と與に久居して情義相得たるに、將に厄難に遭ひたればとて我を棄てゝ他行せんとせること、斯れ誠に可ならじ」。鵝曰はく、「其如何せんと欲すべき」。鼈曰はく、「汝等當に可しく我を將ゐて共に去るべし」。鵝曰はく、「若爲がしてか將ゐ去るべき」。鼈曰はく、「汝等共に一杖を銜み、我は中央を齩まんに共に淸池

【六】納婆鉢奢弭。前註參照。

【七】勝義諦（Paramārtha-satya）。眞諦、第一義諦とも稱し、世俗諦(saṁvṛti-satya)に對する語なり。世俗差別見の爲に有情ありと說くも、勝義平等絕妄の上よりは有情あることなしと說く。これ聖智所見の眞諦にして、今も此見地に立ちて即ち「有情の見るべきなし」との考よりして、「有情を見ず」と云ふべしと敎へたるなり。

【八】闡陀遮言惱他本生譚。

【九】陂池。ためいけ。

に至らん、豈に善事に非ざらんや」。鵝曰はく、「我亦、辭するなければ共に相攜帶せん、然れども汝が立性好みて言說を爲して口を護ること能はざれば、必らず當に杖を棄てゝ空中より墜落せん、我等斯を見んに更に憂苦を益さん」。龜曰はく、「我當に口を護り杖を銜みて言はざるべし」。鵝曰はく、「斯れ善計たり」。即ち便ち杖を覓め各一頭を銜みて龜は中央を齩み、空に騰りて飛び去り、遂に一城に至り、市上よりして過ぎぬ。時に彼諸人は虛空中に於て鵝の、龜を持てるを見て各驚怪を生じて共に相告げて曰はく、「仁等、彼二鵝の共に一龜を偷めるを觀よ」と。龜は此聲を聞けるも、默忍して語るなかりき。又一城に到り還市よりして過ぎしに、時に諸の男女は前に同じくして嗟歎せるに、龜便ち自ら念ずらく、「我更に幾時をか此辛苦を忍びて、長く頸項を懸け口を護りて言はざらんや」。即ち便ち報じて言はく、「我自ら去かんと欲せるなり、是れ偷み來れるには非じ」。是語を作せる時、遂に便ち杖を失して地に墮落し、童子共に打ちて命終を致せり。二鵝見已りて情に憂恨を懷き、空を飛びて去りぬ。時に空中に天あり、此事を見已りて而ち頌を說いて曰はく、

「善友利益の言　若し依用すること能はざらんに、
墜落して辛苦を受けん　猶し杖を放てる龜の如し」。

汝等苾芻、異念を生ずること勿れ、昔時の龜とは即ち闡陀是なり、昔時の鵝とは即ち難陀・鄔波難陀是なり。往昔時に於て善友の語を聞きつゝも、肯へて依用せずして遂に命終を致せるに、乃し今時に至りても亦復是の如くに、同梵行者の言に於て肯へて依用せずして、或は言ひ或は默して諸人を惱亂し、僧伽をして作法呵責せしむるを致せり」と。

一〇　在露地安僧敷具學處第十四の一

爾の時佛、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。爾の時、善施長者は佛及び僧に、舍に於て食を受

【一〇】 墮法第十四在露地安僧敷具學處。露地に僧敷具を置きて藏擧せざるを制す。
【一一】 善施長者。須達多長者ならんか、藏律に一人の長者ありとして此名を出さず。

けんことを請ぜり。時に諸苾芻は日の初分に於て衣鉢を執持して長者の家に詣りしに、時に世尊は寺內に在りて住して人をして食を取らしめたまひき。佛、五緣あらんに寺に在りて食したまふなり、云何が五となす、一に自ら宴默を須め、二に諸天の爲に法を說き、三に病者を觀ん爲に、四に僧敷具を觀ぜんが爲に、五に諸苾芻の爲に其學處を制せんとてなり。此時佛は僧敷具を觀じ幷に學處を制せんと欲して、此を緣と爲すに由り寺內に在りて住し、人をして食を取らしめたまひしなり。爾の時世尊は衆僧去りて後に、便ち戶鑰を持して遍く寺內の所有房舍を觀じ、乃し寺外隨近の園林に至るまで普く皆觀察して次いで舊房に至りたまへり。此房中に於て多く敷具ありて露地に置在せるに、忽ち非時の風雨ありて蒙密して至れり。佛、是念を作したまはく、「斯等敷具は皆是れ信心の婆羅門諸居士等が、自ら己身を苦しめ妻子の分を減じて、勝福を求めんが爲に僧伽に施せるなり。而るに諸苾芻は受用せん時其量を知らず、善く守護せずして隨處に棄擲せり」。世尊見已りて神通力を作して風雨を屛除したまふに、而ち重雲あり靉靆として垂布して散ぜず、以て世尊が臥褥を收攝したまふを待てり。時に世尊は自ら敷具を取りて室中に安置し、便ち雨衣を取りて寺外に出で、方に洗沐せんと欲して卽ち神通を攝めたまふに、雷霆して晝も昏く遂に洪雨を降して高下同じく潤へり。佛は身を洗ひ已りて足を洗うて房に入り、宴默して住したまへり。時に[二]取食苾芻は食を持し既にして至りて一邊に安在し、世尊所に詣りて雙足を頂禮せり。世尊の常法として取食人と共に歡言して問訊したまふらく、「苾芻僧伽は所受の飮食に飽滿するを得たりや不や」。答へて言さく、「大德、皆飽滿するを得たり」。卽ち便ち食を以て進んで世尊に奉ぜるに、爾の時世尊は食事既にして訖り、卽ちに房外に出でて齒木を嚼み足を洗ひ已るに旋りて房中に入り宴默して住したまへり。爾の時世尊は日晡時に至り如常の座に於てし、既にして坐定まり已るに諸苾芻に告げて曰はく、「向には僧伽が食に赴ける後に、我れ戶鑰を持して遍く房舍を觀ぜるに、露地に於て多く臥褥を安けるを見

【二】取食苾芻。世尊の爲に食を取り來る苾芻なり。諸苾芻食請に應じて去り、佛一人精舍に留まりたまふ時は、一苾芻は自ら請食を受くると共に、世尊の食を求め來りて獻ぐるなり。

たり。時に天雨らんと欲しければ、我れ神力を以て皆悉く屏除して躬自ら收攝せり」。諸苾芻に告げて曰はく、「諸有施主は自ら己身を苦しめて僧に施せるは福を求めんとてなるに、汝等如法に受用すること能はざらんには、虚しく信施を損せん」。卽ち頌を說いて曰はく、

「他の信施物に於て　　量を知りて受用せんに
自身に安隱を得て　　他の福德をして增さしめん」。

爾の時世尊は足るを知り法に依りて信施物を受用すべきを讃歎し已りて諸苾芻に告げたまはく、『……廣說すること前の如し……乃至、我今諸苾芻の爲に其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻、露地處に於て僧敷具及び諸の牀座を安じ、去る時自ら擧めず人をして擧めしめざらんには、波逸底迦なり」と』。

是の如く世尊は諸苾芻の爲に學處を制したまひ已れり。時に衆多苾芻あり商旅に隨逐して人間に遊行し、遇一城に至れり。此城中に於て苾芻住處ありければ、時に諸苾芻は停止を求めんと欲せり。時に一人ありて苾芻に告げて言はく、「聖者、仁等何ぞ寺に詣りて宿らざる」。答へて言はく、「賢首、我れ商旅に隨へば制して自由ならじ、若し寺に向うて停まらんに行伴便ち失せん」。彼言はく、「聖者、但寺に於て宿れ、商旅去らん時我當に相喚ぶべし」。時に諸苾芻は便ち寺所に詣り、僧臥具を敷いて隨處にして宿せるに、後夜時に於て商旅發ち去りて唯一馱のみありければ、彼人方に覺めて卽ち便ち疾く起きて苾芻を驚喚すらく、「商人已に發ちぬ、仁當に急ぎ去るべし」。時に諸苾芻は其喚聲を聞いて卽ち便ち疾く起き、先に手を洗ひ已りて臥具を分付せるに、既にして時節を延ばしければ商人遂に遠ざかれり。時に諸苾芻は後より尋いて趁へるに、遂に賊に劫はれて衣鉢損失せり。便ち逝多林に至るに、彼の諸苾芻見て告げて曰はく、「善來、仁等は行李安樂なりしや」。報じて言はく、「何ぞ安樂あらん、我は賊に劫はれぬ」。問うて言はく、「何の故なりや」。時に客苾芻具に其事を

答へしに、時に諸苾芻は是事を聞き已り、即ち此緣を以て具に世尊に白すに、世尊告げて曰はく、「設因緣住止處に於て若し苾芻あらんには囑授して去るべし」。時に諸苾芻は既にして佛の敎を聞き、設因緣あるには皆囑授して去れり。爾の時室羅伐城に二長者ありて共に讎隙を爲せるが、一は信心あり、一は信心なかりき。其の信心の者是の如きの念を作さく、「我今何に因りてか怨隙を增長せん、可しく怨惡を捨てゝ出家を爲すべし」。便ち逝多林中に往き、一苾芻に詣りて依止を求めて出家の法を爲めぬ。時に彼無信の長者は一人に隨問すらく、「汝頗し彼某甲長者は今何所に在りやを知れりや」。答へて曰はく、「彼已に俗を捨てゝ出家せり」。問うて言はく、「何處にてなりや」。答へて言はく、「沙門釋子中に在りて」。報じて言はく、「彼處は豈に是れ施無畏城ならんや、我當に彼に於て法を以て治罰して無利事を作さん」。時に彼人は是苾芻の親友なりければ、此語を聞き已るに往いて之に告げて曰はく、「聖者、知れりや不や、彼不信の長者は深く相期剋して是の如きの語を作せり、「豈に逝多林は是れ施無畏城ならんや、我當に彼に往いて法を以て治罰して無利事を作すべし」。苾芻聞き已りて便ち是念を作さく、「我、彼を怖るゝに由りて來りて出家せるに、豈に此處に於て還彼怖に遭はんとは。我今宜しく他方に【一三】迯避すべし」。是念を作し已りて便ち師所に至り白して言さく、「鄔波馱耶、我は彼を怖るゝに由りて而ち出家を求めしに、今聞くならく、彼來りて我を害せんと欲すと」。本師問うて曰はく、「彼は是れ何人ぞや」。答へて曰はく、「是れ舊怨家なり」。師曰はく、「若し是の如くならんには、何處に向はんに其難を免るゝを得んと欲するや」。答へて言はく、「我今王舍城中に向はんと欲す」。師曰はく、「汝が意に隨うて去れ」。即ち便ち師を辭し、衣鉢を執持して發ちて王城に趣きぬ。時に彼不信の長者は逝多林に往いて苾芻に問うて曰はく、「聖者、頗し某甲長者の此に來りて出家せるは、今何處に在るかを知れりや」。答へて曰はく、「已に去れり」。問ふ、「何方に向へる」。答へて曰はく、「王舍城に向へり」。報じて曰はく、「彼も亦是れ施無畏城には非じ、我當に彼に

【一三】迯避。迯は逃の俗字。

往いて無利事を作すべし」。時に彼長者は便ち路粮を持し隨ひ趁ふて去りしに、苾芻は時に依りて去りて非時に去らず、俗人は則ち時と非時とに倶に停息せざりき。其中路に於て一僧寺あり、是時長者は苾芻に趁ひ及びて、遙かに苾芻の、斯寺内に入れるを見て長者自ら念ずらく、「若し寺中に入りて共に語らんと欲せんには、彼に多人ありて必らず當に我を害すべければ、明當に路に在りて我自ら之を〔一四〕知らん」。是念を作し已りて別に息處を求めぬ。時に彼苾芻は天曉に至り已りて諸苾芻に告げて曰はく、「仁等今可しく臥具を觀察すべし、我は前行せんと欲すれば」。苾芻問うて曰はく、「何處に去らんと欲するや」。答へて曰はく、「王城に詣らんと欲す」。苾芻報じて曰はく、「應に此道を尋ねて餘路を行くこと勿れ」。報じて言はく、「好住せよ」。遂に卽ち前行せるに、時に彼長者は旦に寺中に入りて苾芻に問うて曰はく、「某甲苾芻は今何處に在りや」。答へて曰はく、「已に王城に向へり」。問うて曰はく、「何の路を取りて去りしや」。答へて言はく、「此路なり」。時に彼長者は路に隨うて急ぎ去り、苾芻に趁ひ及びて之に告げて曰はく、「咄、禿頭沙門、何處に向はんと欲するぞや」。苾芻答へて曰はく、「賢首、我已に出家せるは怨諍を除かんと欲してなり」。彼便ち答へて曰はく、「我れ今時に於て爲に怨諍を除かん」。卽ち便ち杖を以て苾芻を熟打して幾ど將に死に至らんとし、所持の衣鉢は悉く皆破碎せり。餘に殘命ありければ覆りて寺中に向へるに、苾芻見て問ふらく、「具壽、何に因りてか此困辱の形容を作せる」。便ち苾芻に問うて曰はく、「頗し俗人此に來りて過れるを見たりや否や、彼に何の言かありし」。時に彼苾芻は事を以て具に說き、卽ち諸苾芻に告げて曰はく、「我若し具壽が所向の處を告げざりしならんには、必定して斯の如きの苦惱に遭はざりしならんに」。諸苾芻遂に此緣を以て具に世尊に白すに、世尊告げて曰はく、「時の因緣を除いて餘は當に囑授すべし」。爾の時世尊は戒を持つ者及び戒を尊重する者・少欲知足の者を讃歎したまひ、隨順して法を說き已りて諸苾芻に告げて曰はく、「我十利を觀じ……廣說せること上の如し……前は是れ

〔一四〕知るとは律の譯語にして今は殺さんとの意なり。藏律には「明日我れ殺さん」とせり。

創制、此は是れ隨開なり、諸苾芻の爲に其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻、露地處に於て僧敷具及び諸の牀座を安いて、去る時自ら擧めず人をして擧めしめず、若しは苾芻あるに囑授せざらんには、餘緣の故なるを除きて波逸底迦なり」と。

「若し復苾芻」とは、此法中の人なり、餘の義は上の如し。「僧」とは、謂はく是れ如來聲聞弟子なり。「敷具」とは、謂はく是れ大牀・氈褥・被緂・氍毹・偃枕等なり。「雜物」とは、謂はく是れ小牀・坐[一五]枯及び資具なり。「露地に於て」とは、謂はく覆蓋なき處なり。「去る時」とは、謂はく勢分を離るゝ時なり。具壽鄔波離、佛に白して言さく、「大德、敷具を離るゝ時、遠近(幾)より來を齊りて、名けて勢分と爲すや」。世尊告げて曰はく、「[一六]生聞婆羅門の、菴沒羅樹を種うる法の如し、相去ること七尋に方に一樹を植ゑんに、枝條聳茂して花果繁實せん。[一七]七樹の內にては四十九尋あり。若し敷具を安いて露地に在かん時、此遠近を齊りて當に須らく囑授すべく、此勢分を離れんに卽ち須らく收攝すべし」。「若し自ら擧めず、人をして擧めしめざらんに」とは、謂はく收攝せざるなり。「苾芻あらんに」とは、謂はく現に人ありて囑授すべきに堪ふるなり。五種囑授あり。云何が五と爲す。(1)應に[一八]主人に報じて曰ふべし、「具壽、此は是れ住房なり此房可しく觀察すべし、此は是れ敷具なり此應に可しく[一九]當持すべし、此は是れ房門の鑰なり」。(2)若し其處に於て苾芻なからんには應に求寂に囑すべく、(3)此若し無からんには應に俗人に囑すべし。(4)此若し無からんには應に四方を觀じて好く戶鑰を藏し、然して後方に去るべし。(5)若し中路に於て苾芻に逢見せんには、應に之に報じて曰ふべし、「某處に在りて我れ門鑰を藏せり、汝可しく之を取るべし」と。「時の因緣を除く」とは、謂はく難緣を除くなり。「波逸底迦」とは、義上の如し。

此中の犯相、其事云何。若し苾芻、僧敷具を安きつつ故に囑授せずして捨て去らんには、乃し未だ勢分を離れざるに至る已來は惡作罪を得、若し勢分を離れんに便ち墮罪を得ん。若し初め去る

【一五】坐枯。枯は知林の反、音碪(チン)木を斫る櫍(キり臺)なり。

【一六】生聞婆羅門(巴 Jānu=soṇi)。僧祇律(律部八、趾八の一九二)の七菴婆羅樹界を說く所には一婆羅門とありて名を出さず。

【一七】七樹の內。樹と樹との間は四十二尋なるも、技葉陰覆する間は四十九尋なること左圖の如し。

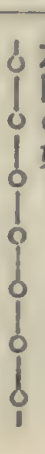

【一八】主人。主人苾芻卽ち寺主(vihārasvāmin)。の義なり。

【一九】當持。宋・元・明・宮本には齋持となす。聖本には貫持とせり。今改めず。主り持つなり。

の時其事を囑するを忘れ、路に在りて憶せんには應に是念を作すべし、『我れ某處に於て僧敷具を安けり、若し同梵行者ありて來りて之を見ん時當に爲に擧攝すべけん』。此の[二〇]行苾芻は應に心念口言すべし、「我更に應に是の如きの事を作すべからず、其所犯の罪は如法に應に悔すべし」。若し其れ路に於て苾芻に逢見せんには、應に告げて言ふべし、『具壽、我れ某處に在りて僧伽所有の敷具を受用せり、汝當に收擧して念ずべし、「此苾芻定んで收攝を爲せり」と』。復應に心念して口に是言を作すべし、「我更に應に是の如きの事を作すべからじ、其所犯の罪は應に如法に悔すべし」と。若し前の住處に到りて方に憶得せんには、應に是念を作すべし、「我れ某處に於て僧臥具を安けり、若し同梵行者ありて來りて之を見ん時、當に爲に收擧すべけん」。此苾芻は應に當に心念して口に是言を作すべし、「我更に應に是の如きの事を作すべからじ」。若し住處に至り、苾芻の彼處に向はんと欲する者あるを見んには、應に告げて言ふべし、『具壽、我れ某寺某處に在りて僧伽所有の敷具を受用せり、汝當に收擧して念ずべし、「此苾芻定んで收攝を爲せり」と』。復應に心念して口に是言を作すべし、「我更に應に是の如きの事を作すべからじ」。若し苾芻、露地處に於て僧敷具を安き、廻りて房中に入り、爲に安坐して亂心を寂止せんと欲し、既にして寂定し已りて方に意に隨うて出でゝ遂に初更に至らんに、若し敷具を損壞せざらんには惡作罪を得、若し損壞せんには墮落罪を得ん。具壽鄔波離、佛に白して言さく、「世尊、大德、凡そ敷具には幾種の損壞ありや」。佛、鄔波離に告げたまはく、「二種壞あり、謂はく風と及び雨となり。若し風吹いて卷攝せんに是を風壞と名け、若し雨濕徹せんに是を雨壞と名く」。若し苾芻、日暮時に於て露(處)に敷具を安き、半更時に至るも收攝せず、自も他も看守せざらんに、若し損壞せざるには惡作を得、若し壞せんには墮罪を得ん。是の如く乃し[二一]一更・一更半・二更・二更半・三更・三更半・四更・四更半・平旦・(西方は夜に三時ありて十稍を分つ。解し難からしむるが故に此方の五更に依りて數と爲せり。尋ぬる者をして知り易からしめんことを冀ふのみ。)日出時・小食時・隅中時・欲午時・正午時・過午時・日角時・晡時・

【二〇】行苾芻。僧敷具を藏擧せずして去りゆける苾芻なり。藏律には「かの比丘は……」とあるのみ。

【二一】藏律には「夜半の更、夜の終りの更、明星未出、明星出、日未出時、日出時、日の四分照せる時、日の八分照せる時、日の半分過ぎざる時、日の半分過ぎたる時、日の四分殘れる時、日の八分殘れる時、日の沈まざる前、日の沈みたる時、星の出でざる前、星の出でたる時……」とあり。此の藏文によりて、小食時とは日の八分照せる時、隅中時とは日の四分照せる時、欲午時とは日の半分過ぎざる時、過午時とは日の半分過ぎたる時、日角時とは日の四分過ぎたる時、晡時とは日の四分殘れる時、晡後時とは日の八分殘れる時、日暮時とは日の沈まざる前、日暮時とは日の沈みたる時に相當するを知るを得る。

晡後時・日暮時に至りて、若し苾芻、此晝夜を齊り、時中に於て僧敷具を安きつゝ即ち觀察せざらんに、若し未だ損壞せざるには惡作罪を得、若し損壞せんには墮落罪を得ん。[三] 頌に攝して曰はんに、

誦經には小牀に居し　因みて師子座を聽せると
俗人、坐物を借らんに　時を觀じて應に借與すべきと
若し是れ彼が與へたる物ならんにも　用ひ訖らんに可しく持ち還るべきと
應に施主の名を書くべきと　情に隨うて佛像を造ると
病者には詳かに瞻侍すると　五種人に囑せざると
受法(者)は師に代りて爲し　依はざらんに皆惡作なると
少年因りて斷食せると　俗坐せんにも見んには應に收むべきと
火水に損與せん時に　先に己物を收むるとなり。

爾の時婆羅門居士等あり、苾芻住處に來至して是の如きの語を作さく、「聖者、可しく我等が爲に妙法を演說すべし」。諸苾芻答へて曰はく、「賢首、世尊は現在したまへり、仁等何に因りてか往いて聽法せざる」。彼云はく、「聖者、唯一大師には來り求むる者衆く、或は天・龍・藥叉・健達婆・阿蘇羅・揭路茶・緊那羅・莫呼洛伽・人・非人等の爲に而ち法要を宣べたまひて、我等造次にも聽受するに緣なれば、仁等宜しく當に我が爲に法を誦すべし」。苾芻報じて曰はく、「世尊は未だ人の爲に法を誦するを許したまはじ」。時に諸苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「應に爲に經を誦すべし」。苾芻、佛に白さく、「如何がして彼が爲に經を誦せんかを知らず」。佛言はく、「應に小座に坐して其が爲に法を誦すべし」。時に給孤獨長者は佛世尊が諸苾芻に座に居して誦經するを許したまへりと聞いて、便ち五百小座を以て僧伽に奉施せり。時に諸苾芻は悉く皆一處に高聲に誦經して、便ち大喧鬧して聽覺し(う)べきことなかりき。時に諸苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「應に一人をし

【三】此頌は次下に種々因緣を述べたるを略攝せるなり。

て衆の爲に誦經せしむべく、餘者は應に聽くべし」。時に彼れ、誰をして誦せしめんと欲せんかを知らざりき、「老とやせん少とやせん」。と。便ち往いて佛に白すに、佛言はく、「應に次第を爲して老より少に至るべし」。時に少年者は便ち行末に在りければ、法要を宣陳せるも諸の聽衆をして心に殷重せさらしめぬ。世尊告げて曰はく、「上座處に於て應に爲に誦經すべし」。法を演ぶるの時耆老苾芻は恭敬の相を失せり。佛言はく、「應に二三上座を除いて、應に坐して誦經すべし」。爾の時に當りて彼法師をして、威肅を乏少して威儀足せざらしめき。佛言はく、「上座處に於て師子座を置きて其をして誦經せしめよ」。登陟するの時稍上下するに難かりき。佛言はく、「若し是れ定處ならんに應に甎を用つて蹋道を爲すべし、若し處不定ならんに應に木梯を爲るべし」。法師、唾を棄てしに、人の爲に嫌はれぬ。佛言はく、「應に唾單を安くべし」。多く飛蠅を集へり。佛言はく、「內に於て草を安き、或は砂土を置け」。久しくして便ち氣臭かりき。佛言はく、「時に當に洗ひ濯ぎ、日に曝して乾かしむべし」。時に聽法者は一行にして坐せるに、行末の人は說法を聞かざりき。佛言はく、「應に兩行と作して其座席を敷き、或は半月形と爲し、或は方池勢と作すべし」。時に信敬の俗人あり、諸苾芻に舍に就りて食せんことを講ぜるに、苾芻許はざりければ、婆羅門居士等白して言さく、「聖者、若し佛世尊未だ世に出でたまざりしには、諸外道輩は是れ我が福田なりき。今佛出世したまひては、仁等は是れ我が勝妙の福田なり。我等來り請ずるに仁許はざらんには、我等豈に善き路糧を棄てゝ他世に向ふべけんや」。時に諸苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「若し人來り請ぜんに應に可しく之を受くべし」。彼れ供を設くる時少座席を缺きければ、苾芻處に至り求め借りて蹔らく用ひんとせるも苾芻與へざりき。佛言はく、「應に與ふべし」。苾芻食し訖るに自ら持して歸らんとせるに、俗人告げて曰はく、「仁等當に去るべし、我自ら持し還さん」。苾芻畏懼して肯へて留與せざりき。佛言はく、「留與せよ」。施主報じて曰はく、「聖者且らく住まりて非時漿を飲みたまへ」。苾芻許はざりき。佛言

はく、「應に住まりて飲み已るに方に行るべし」。時に諸の俗人遇緣事ありて、所留の座は送還するに及ばざりき。佛言はく、「應に取め(來る)べし」。時に諸苾芻は誰を遣はして往いて取めしめんかを知らざりき。佛言はく、「應に犍稚を鳴らして少年者をして取めしむべし」。復俗人あり、供事を設けんが爲に、來りて苾芻(處)に就り所坐物を借りんとせるに、苾芻は與へざりき。彼便報じて曰はく、「我仁等の爲に而ち供養を設け、仁等自ら坐するに何ぞ與へざる」。佛言はく、「應に與ふべし」。時に諸苾芻は食し了りて棄て去りしに、賊のために偷まれき。佛言はく、「應に苾芻をして守護者と爲さしむべし」。其の守護人は俗と同住せるに諸人問うて言はく、「聖者、豈に更に重ねて食を餐はんと欲すべけんや」。苾芻報じて曰はく、「我れ食の爲ならず、坐物を看るならくのみ」。俗人報じて曰はく、『我豈に仁が所留の坐物を偷まんや、若し信ぜらんには可しく自ら持ち將るべし」。彼持ち(去)ること能はざりき。佛言はく、「應に一邊に住すべし、俗人に雜はること勿れ」。時に諸俗人は前に同じく食に喚きぬ。佛言はく、「若し誦經者は應に一邊に在りて誦經して住すべく、若し修定者は應に一邊に在りて端思靜慮して仍ほ生物を觀ずべく、俗徒散じ已らんに當に可しく持ち行るべし」時に殘食及び油・不淨の物にて坐具を汚穢せるありければ、苾芻棄て去りぬ。佛言はく、「若し殘食にて汗さんに應に水を以て洗ふべく、若し油にて汚さんには應に[二三]澡豆を用ふべく、若し不淨にて汚さんには土・牛糞を以て之を揩洗して方に持ち去るべし」。佛の敎へたまふ所の如くせんに、應に誦法者と爲すべきなり。時に諸苾芻は露地にして坐して日光のために迫られぬ。佛言はく、「應に幕もて上を覆ふべし」。時に風雨に遭へるに之を棄てゝ去り、遂に便ち損壞せり。佛言はく、「應に可しく收め入るべし」。誰をして收め(しめ)んかを知らざりき。佛言はく、「大衆して詳く收めよ」。耆年の坐處に於て多く敷設ありしに、老者は力劣くして擎擧すること能はざりき。佛言はく、「少者は應に上座を收むべく、老者は[二四]下行を擧むべし」。物を收め入るゝ時聚めて一處に在き、爛壞せし

【二三】澡豆。毘奈耶雜事第二十五(寒二・二一右)に「安二置水盆・齒木・豆屑所須事一已……」とあれば、澡漱の際にも用ふるものなるべし。律部十三、註(九の三七)參照。
【二四】下行。下は行(ツラナル)る者卽ち少者なり。藏律に「すべて老者のものは若きものによりて干涉せらるべく、若いもの〻物は老者によりて干涉せらるべし……」とあり。

むるを致せり。佛言はく、「分散して安置せよ」。時に諸苾芻は更び經典を誦せざりき。佛言はく、「若しは露(處)にも若しは覆處にも、情に隨うて誦經せよ」。時に諸俗徒の敬信ある者、皆眞珠・寶物・金銀を以て裝校し、上妙の衣服もて師子座を覆ひしに、時に諸苾芻は敢へて座に就かざりき。佛言はく、「俗物想及び無常想を作して坐せん時は過なけん」。時に風雨に遭へるに、苾芻は但僧物を內れて俗の衣裳を棄て、斯に因りて損壞せり。佛言はく、「應に可しく之を內るべし」。時に施主ありて二住處を造り、一は村中に在り、一は蘭若に居せり。其村中の寺は臥具豐饒なりしも、阿蘭若に在りし牀褥は踈寡なりき。後に異時に於て、蘭若中に於て大會を設けんと欲せるに、時に諸苾芻は座席なきを見て、村中の寺に詣り其より暫借せんとせるに彼肯へて與へざりき。佛言はく、「當に與ふべし。若し天雨らんかを疑ひ及び正しく雨らんに、雨の時卽ち與ふべからず。時に路に在りて若し天雨に逢はんに應に樹下に安き、或は牆邊に在りて一を以て上を覆ふべし」。彼れ好なるを用ひて覆へり。佛言はく、「當に惡者を以てして其上を覆ふべし」。供設すること旣にして了れるに、卽ちに送還せずして皆是念を作さく、「彼此皆是れ一施主の物なれば」と。佛言はく、「此は是れ定んで屬すれば應に餘用すべからず」。兩寺の物共に相合雜して辯知すべきこと難かりき。佛言はく、「其物の上に於て應に寺名を書くべく、幷に彼施主の名字を書くべし、云はく、「是れ某甲施物なり」と」。

　時に給孤獨長者は佛所に來詣し、雙足を禮し已りて一面に在りて坐し、佛に白して言さく、「世尊、若し佛世尊が衆首に在りて坐したまふ時は衆便ち威肅なるも、若し坐したまはざる時は衆に威德なし。若し佛世尊にして聽許せられんには、(二五)贍部影像を造りて衆首に置かんと欲す」。世尊告げて曰はく、「意に隨うて當に作りて衆首に置くべし」。時に大衆は露地に在りて坐せるに、遇天雨に逢へり。時に諸苾芻は像を棄てゝ寺に入れり。時に婆羅門居士等あり、見已りて譏笑すらく、「仁等は何

【二五】贍部影像。藏律に「贍部の影を畫する佛身」とあり。佛母摩耶夫人の爲に一夏の間生天說法したまへるに因みて、贍部洲に於て釋尊を仰慕しまつるべき影像を作らんことを請へるよりして此稱呼あるに至れるものなるべし。

の故にか大師を棄擲せる」。佛言はく、「應に俗人及以求寂をして像を移して入れしむべし。若し此皆無からんに、汝諸苾芻は大師の想を作して應に舁き入るべし」。時に衆多苾芻あり、各時患に遇ひしに人の瞻養するなかりき。佛言はく、「若し病者あらんに應に當に瞻視すべし」。佛、瞻病せしめたまへるも、苾芻は誰をして瞻視せしめんかを知らざりき。佛言はく、「應に上座より乃し下座に至るまで並に應に瞻病すべし」。時に耆老苾芻あり、皆來りて疾を問ひければ佇立して住せるに、因りて患苦を生ぜり。佛言はく、「應に坐して彼病人を看るべし」。時に諸苾芻は自ら座を將つて去りしに、不信の俗人見て恠しみ問ふらく、「聖者は今舞樂を觀んと欲するなりや」。苾芻、佛に白すに、佛言はく、「諸の看病者は應に自ら座を持して去くべからず」。其瞻病人は病者の邊に於て多く坐物を置けり。時に六衆苾芻は亦來りて疾を問ひ、病人所に於て多く言話を作せり。時に瞻病人報じて言はく、「具壽、且に宜しく去るべし、病者に供ふるを廢すれば」。六衆報じて曰はく、「汝が意に隨うて作せ、誰か復相遮せん」。報じて言はく、「仁當に觀察るべし、我れ他行せんと欲すれば」。六衆報じて曰はく、「病者若し亡せんには汝は六物を收めんに、何に因りてか我をして病人を看らしむるぞや」。是罵を作し已りて、病者をして雜物を觀察らしめ、即ち便ち出で去れり。時に病人は收攝すること能はず、遂に虧損を致せり。事を以て佛に白すに、佛言はく、「五種人あり應に囑授して其をして觀察せしむべからず。云何が五となす、一に慚恥なき者、二に讎隙ある者、三に年衰老せる者、四に病みて力なき者、五に未だ圓具せざる者となり」。時に具壽鄔波離は世尊に問うて曰さく、「若し二苾芻同じく一座に坐せんに、若し起ち去らん時誰か當に收舉すべき」。佛言はく、「後に在りて起てる者は應に之を收舉すべく、若し一時に起たんには小者は應に收むべく、如し其同歲ならんには應に共に之を舉むべし」。時に親教・軌範の二師は外に出でゝ經行し、弟子門徒は寺內に住在せるに、諸の善品に於て增長すること能はずして、蓮華の水を乏けるが如くなりき。佛言はく、「二師出つ

る時弟子は隨ひ去くべし」。時に彼二師自ら牀座を持し、弟子は後に隨ひて手を垂れて行けり。佛言く、「弟子門人は應に牀座を持して隨逐して去るべし」。時に彼二師は經行處に於て自ら爲に灑掃し、弟子は閑住せり。佛言はく、「弟子門人にして若し其師の掃箒を執れるを見ん時は、弟子は代りて爲して其をして安住せしめよ。若し師にして衆に差せられて灑掃人と爲らんには、代らざるとも過なし」。若ち彼二師〔二六〕針線作を爲せるに、時に弟子は閑住せり。佛言はく、「應に可しく代りて爲すべし、辛苦せしむること勿れ」。師にして衆に差せられて縫衣を作さんには、代らざるも過なし」。時に諸弟子は受業せん時、業を受得し已るに即ち師前に在りて誦習を爲せり。佛言はく、「業を受得し已らんに、應に閑處を離れたる見處に在りて而ち誦習を爲すべし。其の習定者は法を受得し已らんに、可しく餘處に向うて靜慮して心を安んずべし」。若し二師にして衆使と爲れるを見ん時は、亦應に時に隨うて相問うて、彼に代りて執勞すべし。若し二師と共に出でゝ經行せん時、座を將ちて去らんには、應に可しく持ち還るべし。時に彼弟子は前に在りて去り、師は便ち後に在りしに、遇他事ありて隨ひ來るを得ざりき。佛言はく、『弟子還らん時應に師に問うて曰ふべし、「師よ、歸らんと欲するや不や」。若し「歸る」と言はんには、應に座を持ちて去るべく、若し「未だ歸らず」と言はんに、須らく座を持つべからず。汝等苾芻、我が所制の如くに依行せざらんには、皆越法罪なり』〔二七〕。

〔二六〕針線作。縫衣事なり。

〔二七〕此下、聖本には光明皇后の願文あり。

卷の第二十九

不擧敷具學處第十四の餘

[一]爾の時薄伽梵、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。時に長者あり、佛及び僧に舍に就りて食せんことを請ぜり。時に一少年苾芻あり、身心を策勵して諸の善品を修せるが便ち是念を作さく、「今日佛僧は請を受けたれば、我れ城に入りて飮食を乞求せず、且らく當に[二]念誦して[三]臨中に至るを待ちて其請處に赴くべし」。是念を作し已りて便ち座枯を持して寺外に出で、一靜處に詣り情に隨うて作業せり。時に諸苾芻は早く去いて請に赴き、門を鎻して出でゝ施主家に詣れり。時に念誦せる苾芻は時を望みて入らんとして寺門を覩見せるに、閉鎻已に了りければ便ち卽ち念を生ずらく、「我寧ろ食を斷ぜんとも、應に僧の座物を棄てゝ自ら愆咎を招くべからず」。遂に請に赴かずして卽ち便ち斷食せり。彼諸苾芻は食し已りて廻還せるに、此苾芻も亦相隨うて寺に入り、乃至食勢尙ほ存しければ心を善品に繫け、食力既にして盡くるに委脅して臥せり。諸苾芻見て問うて言はく、「具壽、食は是れ他物なるも、腹豈に他ならんや、汝何の故にか食を貪り遂に飽悶せしめ、善品を修するを廢せる」。報じて言はく、「我れ食に赴かざりき、何ぞ飽悶すべけん」。時に諸苾芻は其所以を問ふに、悉く皆具に告げぬ。時に諸苾芻は斯說を聞き已り、事を以て佛に白すに、佛言はく、「苾芻は應に早く去いて請に赴き、他をして食を斷たしむべからず、應に時節を觀じて犍稚を鳴らし、衆僧詳く集まらん、相顧みて去るべし。師主は咸可しく己が門徒は其去くことを知れりや不やを觀ずべし。若し閉門せる已後に苾芻來至して小牀座を有せんには、應に樹下及以牆邊に安いて當に食處に赴くべし。應に造次にも輒ちに斷食を爲すべからず、若し事なきに斷食せんには越法罪を得ん」（斷食とは謂はく食を斷つこと一日なるなり）。時に婆羅門居士あり、寺中に來至して僧の坐物を用ひ、去る時に及び至りて棄てゝ露地

【一】前卷の註（二二）の本文偈頌中「少年因りて斷食せる」とある以下の因緣を述ぶるなり。
【二】念誦。善品を修すると、藏律には「善の方に勤むべしと考へて……」とあり。
【三】臨中。正午近く、卽ち欲午時なり。

に在き、人の收擧するなくして損壞あるを致せり。佛言はく、「若し初に見ん者は卽ち應に收擧すべし」。時に年老羸劣せる苾芻あり、僧坐牀の棄てゝ露地に在けるを見たるも擎擧すること能はざりき。佛言はく、「老者は應に授事人に告げて知ら（しむ）べし。時に苾芻あり、其授事人は應に敬心を作して牀座を擧置すべく、若し擧めざらんには越法罪を得ん」。時に苾芻あり、僧敷具を以て露地に置き、行いて乞食せる後に風雨來るありき。現在苾芻は應に爲に擧むべければ、彼れ食を得已るに憶念して疾く歸りぬ。時に施主あり、敬信心を以て山林中に於て一住處を造れり。時に獵師あり、禽鹿を捕へんが爲に縱に原野を燎き、其火炎盛にして遍く村邑を燒き、遂に來りて寺を燒かんとせり。時に諸苾芻は火の寺を燒かんとせるを見て、卽ち便ち競ひ入りて自の衣鉢を取り、僧祇物に於ては人爲に收むるなかりければ、咸く火化に從へり。施主聞き已りて寺所に來至して苾芻に問うて曰はく、「聖者、物燒けざりしや不や」。苾芻答へて曰はく、「一も燒かざりき」。餘あり報じて曰はく、「但是れ僧物は燒盡し遺すなし」。施主曰はく、『僧物罄盡しつゝ何ぞ「燒けず」と言へる』。苾芻曰はく、「我物は燒けざりしなり」。施主曰はく、「若し僧祇物も亦俱に出せるならんには、豈に善かりしにはあらざらんや。我久しく辛苦して身肉を割くが如くし、妻子の分をも減じて僧田に供養して勝福を冀望せるに、云何が仁等は但自物をのみ收めて僧祇を顧みざりし」。是嫌を作し已りて之を捨てゝ去りぬ。時に諸苾芻は卽ち此緣を以て具に世尊に白すに、世尊告げて曰はく、「若し燒かれん時は亦僧物をも收めよ」。後に他日に於て餘苾芻あり、火のために寺を燒かれしに、佛に「僧物を出さしめよ」との敎あるを聞き、遂に各己が衣物を棄てゝ僧祇を收り出し、自物は並に燒かれて遂に便ち廢缺せり。佛言はく、「自ら缺かんに惱重きこと僧祇に並じからざれば、若し火に燒かれんには先に己物を出して後に僧祇を取めよ」。復火に遭へるあり、諸苾芻等は咸已物を出して外邊に置在し、入りて僧物を取りて未だ出でざるの頃に、所有衣物は賊に盜み將られぬ。佛言はく、「旣に物を出し已らんに

【四】現在苾芻。界内に現前せる苾芻なり。

應に人をして看らしむべし」。時に諸苾芻は强者をして看守らしめ、弱者をして物を出さしめたるに、擎擧すること能はざりき。佛言はく、「弱者をして看らしめ、强者をして物を擎げしめよ」。時に諸芻苾は盛火を見たりと雖、僧祇を損せんことを恐れて便ち入りて物を取り、遂に火に燒かれぬ。佛言はく、「若し火盛なるには卽ち應に入るべからず、物縱ひ燒かれんとも此誠に過なけん」。時に施主あり、山谷中に於て一住處を造りしに、天大雨に遭ひ洪水瀰慢して寺皆漂蕩せり。時に諸苾芻は各己物を出して僧祇を顧みざりき……事並に前に同じ、但水火を以て異と爲せるのみ、廣說應に知るべし。佛言はく、「……我所制の如くに衣行せざらんには越法罪を得ん」。餘の義は上の如し。

[五] 不擧草敷具學處第十五

頌に攝して曰はく、

「南方二苾芻と　西村二住處と
井邊と染むるに草を須うると　經行の稕と瓦盆となり」。

爾の時佛、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。爾の時南方に二苾芻あり、一は老、一は少なりき。佛を禮せんが爲の故に室羅伐城に向ひしに、道に在りて日暮れ、寺に入りて寄宿せり。時に諸苾芻は遙かに老者を見て告げて言はく、「善來、大德」。卽ち次に依りて房及び臥具等を與へ、其少年者には但其房のみを與へて臥具なかりき。此少苾芻は立性勤策なりければ、多く乾草を覓めて立つるに膝と齊しくし、用つて臥物に充てぬ。其老苾芻は便ち是念を作さく、「試めに少者に臥物ありや不やを觀ん」。便ち往いて彼が草敷の厚煗なるを見て卽ち斯念を作さく、「我若し明朝に僧臥具を還さんに恐らくは行途を廢せん、應に臥具を還して此に就りて同宿すべし」。卽ち臥具を還して一處に宵を經、曉に至りて便ち去りぬ。後に衆蟻ありて此草敷に依り、房舍を穿壞せり。時に長者あり、佛

【五】 墮法第十五不擧草敷具學處。

【六】 稕。草稕卽ち束稈なり。

及び僧に舍に就りて食せんことを請ぜり。時に諸苾芻は日の初分に於て衣鉢を執持して長者家に詣りしも、世尊は赴かずして人をして食を取めしめたまへり。五因緣あり……前の露地戒の中に廣說せるが如し……此時佛は僧臥具を觀じ、幷に學處を制せんと欲して、此に由りて緣と爲して寺內に在りて住まり、人をして食を取めしめたまひしなり。爾の時世尊は衆僧去りて後便ち戶鑰を持して、遍く寺中の所有房舍乃至、寺外近住の園林を觀じて次に一房に至りたまふに、其室內に於て草狼籍し諸の蟲蟻多く內外に穴を穿てるを見たまへり。見已りて便ち念じたまはく、「斯等の房舍は皆是れ信心の婆羅門諸居士等が、自ら己身を苦しめ妻子の分を減じて僧田に奉施し、以て勝福を求めんとせるに、而も諸苾芻は之を受用するの時、其量を知らず善く守護せず、遂に蟲蟻をして非分に虧損せしめたり」。世尊は卽ち便ち神通力を以て土と蟻とをして各一邊に在らしめ、便ち[七]網輪具足し百福莊嚴せる勝妙の兩手を以て蟻を捧げて徐に出で、其房外陰涼の地に於て諸蟻を安置して損傷なからしめたまへり。時に世尊は室を灑掃し已り彼糞土を收めて房外に棄て、手足を洗ひ已りて房に入りて宴默したまへり。時に取食苾芻は食を持して旣にして至り……前に廣說せるが如し……乃至、爾の時世尊は食事旣にして訖り、卽ちに房外に出で﹅齒木を嚼み足を洗ひ已り、旋りて房中に入り宴默して住したまへり。爾の時世尊は[八]日晡晚時に常の如きの座に就き、旣にして坐定まり已るに諸苾芻に告げて曰はく、「向には僧伽が食に赴ける後、我れ戶鑰を持して遍く房舍を觀じ……爲せる所の事に隨うて皆具に告知したまひ……汝等苾芻、諸有施主は自ら己身を苦しめ僧に施して福を求めんとせるに、汝等は如法に受用すること能はずして虛しく信施を損ぜり」。卽ち頌を說いて曰はく、

「他の信施物に於て　量を知りて受用せんに
自身に安隱を得て　他の福德をして增さしめん」。

【七】網輪具足。三十二相の一、手足縵網相を具足せるをいふ。手足共にその指間に縵網の纖緯ありて交互連絡すること鵝鴨の如きなり。

【八】日晡晚時。日の八分殘れる時。

爾の時世尊は足るを知り如法に信施物を受用せんことを讃歎し已りて諸苾芻に告げたまはく、「……廣說せること前の如し……乃至、我今諸苾芻の爲に其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻、僧房內に於て若しは草若しは葉もて自ら敷き人をして敷かしめんに、去る時自ら擧めず人をして擧めしめず、若しは苾芻あるに囑授せざらんには、波逸底迦なり」と』。[九]

是の如くに世尊は諸苾芻の爲に學處を制したまひ已るに、時に衆多苾芻あり、諸の商旅と共に人間に遊行して一聚落に到りしに、日既にして將に昏んとしければ、居止(處)を覓めんと欲して一長者に問ふらく、「頗し宿處の相容止するありや不や」、長者答へて曰はく、「先に要契を立てんに方に相容すべし」。苾芻曰はく、「其要とは如何」。長者曰はく、「明、我舍に於て食を受けんに方に行かさん」。報じて言はく、「長者、我れ商旅に依ひたれば事自由ならず、行伴若し停まらんには當に請食を受くべけんも、如し其彼去らんには我即ち隨ひ行かん」。長者曰はく、「斯ち亦善い哉」とて、便ち停處を與へぬ。苾芻、長者に白して曰はく、「仁が舍中に於て臥具ありや不や」。報じて言はく、「有ることとなし」。時に彼苾芻は多く俗人及び諸の求寂ありて共に伴侶と爲しければ、彼皆多く乾草を覓めに用つて臥物に充て、積みて膝と齊しくして一處に同臥せり。時に商旅は星夜に發ち去りしに、苾芻見已りて草を棄てゝ行りぬ。長者明に至りて是の如きの念を作さく、「我れ苾芻を觀ん、若し住するあらんには當に爲に食を辦ふべし」。苾芻を覩ずして草狼籍せるを見たりければ、時に彼長者は夫婦二人して亂草を屛除せるに、幾ど半日を將つてせり。此は是れ緣起なり、猶ほ未だ制戒したまはざりき。

復衆多苾芻あり、諸の商旅に隨うて行りて此村に至り、彼長者に詣りて宿處を求覓せるに、長者報じて言はく、「共に要契を立てんに方に宿を容すべし」。苾芻曰はく、「其要とは如何」。長者曰はく、「乾草を取りて臥物と爲さゞらんには、可しく意に隨うて住まるべし」。苾芻問うて言はく、「長

【九】本文に若有苾芻不囑授除餘緣故波逸底迦とあるも、除餘緣故の四字は宋・元・明・宮・聖本に依りて今削除せり。これ此に出す必要なき故なり。

者の舍中に頗し眠臥具ありや不や」。報じて言はく、「有ることなし」。苾芻曰はく、「堅鞕の地にして若爲が安寢せん」。長者曰はく、「聖者、先に仁等が同梵行人あり我に投じて寄宿せるに、多く乾草を聚めて非分に狼籍し、我夫婦をして亂草を收除するに半日艱辛せしめたれば、此が爲に今時共に要契を爲すならくのみ」。時に諸苾芻は夜に辛苦を受け、明發ちて便ち行り、漸次にして去いて室羅伐に至れり。苾芻之を見て慰問すらく、「安かりしや不や」。報じて言はく、「何がしてか安隱あらん」。彼其故を問へるに、報じて云はく、「一村中に於て草臥を許さざりければ、但鞕地に眠り辛苦して通宵せり」。苾芻問うて曰はく、「汝は何村に於て此辛苦を受けたりや」。報じて言はく、「某處の村に於て」。問うて曰はく、「誰の家にか寄宿せる」。答へて曰はく、「某長者の宅なり」。一人報じて曰はく、「我曾て彼宿にて安隱に草敷せるに、汝何の辜ありてか獨鞕地に遭へる」。苾芻問うて曰はく、「眠れる所の草は誰か爲に收除せる」。報じて曰はく、「我れ天曉け已るに自ら長途を涉たれば、我來れる後に彼當に屛棄せるなるべし」。苾芻報じて曰はく、「斯の惱亂に由りて彼譏嫌を致し、我をして通宵鞕地にして臥せしめたるなり」。時に諸苾芻は此因緣を以て具に世尊に白すに、世尊告げて曰はく、「俗舍に在りと雖草敷を用ひん時は亦應に除棄すべきなり」。佛の敎を聞き已るに、時に衆多苾芻あり商旅に隨逐して人間に遊行して一聚落に至りして、中に長者あり、沙門婆羅門等の爲の故に一客舍を造り、遠く輭草を求めて以て敷具に充てぬ。時に諸苾芻は此に於て宿し已るに、並に此草を將つて糞穢處に棄てゝ各長途に趣けり。長者は天曉に至り已りて往いて苾芻を問へるに、但其草の、不淨地に棄てゝ重ねて收むべからざるを見たるのみなりければ、因りて嫌賤を生ぜり。復衆多苾芻あり、諸の商旅に隨うて行りて此村に至り、彼長者に詣りて住處を求覓せるに、長者報じて言はく、「我に福舍あれば情に隨せて居止せよ」。苾芻問うて曰はく、「頗し多少の眠臥具ありや不や」。答へて言はく、「有ることなし」。苾芻報じて曰はく、「我等如何がしてか堅鞕地に臥せん」。

長者答へて曰はく、「聖者、我れ行客沙門婆羅門等の爲に此福舍を造り、我れ遠處より輭草を求覓し、用つて擬して諸の寄宿客に供承せるも、昔に仁等同梵行者あり此に來りて寄宿せるに、天曉に至り已りて咸く輭草を以て不淨中に棄てぬれば、若し更に求めんと欲すとも卒に得べからざるなり」。時に諸苾芻は便ち鞕地に於て辛苦して宵を經たり。時に此苾芻漸次に遊行して室羅伐に至りしに、彼の諸苾芻問うて言はく、「行李安らかなりしや不や」。報じて言はく、「鞕地に眠臥して何ぞ安樂あらん」。問うて言はく、「何處に於てか宿して此辛苦を受けたる」。報じて言はく、「某村の福舍に於て」。苾芻報じて曰はく、「我曾て彼福舍中に於て宿して、所有臥草は旦に並に之を棄てぬ」。答へて曰はく、「汝草を棄てたるに由りて嫌賤を生ずるを致し、遂に我等をして鞕地に而ち眠らしめたるなり」。時に諸苾芻は卽ち此緣を以て具に世尊に白すに、世尊告げて曰はく、「臥せる所の草は施主に白して知ら(しむ)べし。若し「棄てよ」と云はんには卽ち應に除棄すべく、若し「留めよ」と云はんには語に隨うて應に留むべし。若し言に違せんには越法罪を得ん」。一聚落に於て僧住處あり、此寺中に於て臥具寡少なりき。時に諸苾芻は客に供へんが爲の故に、遂に遠處より臥具草を求めて一房中に安きぬ。時に衆多苾芻あり人間に遊行して此寺に來至し、主人に問うて曰はく、「我れ投宿せんと欲す、頗し多少の臥具物ありや不や」。苾芻報じて曰はく、「此寺先より貧にして好臥具なし、我れ客の爲の故に遠く輭草を求めぬ、必らず嫌はざらんには意に隨せて止宿せよ」。彼既にして宿し已りて草敷を棄てんと欲せるに、主人報じて曰はく、「我れ客の爲の故に遠く此草を求めしなり、實に是れ得難ければ輒ち棄つるに宜なけん」。客苾芻曰はく、「仁等無知なり、自身に犯罪しつゝも我等をして亦犯罪せしめんと欲せりや」。此責を作し已るに、卽ち便ち草を取り外に棄てゝ去りて爛損せしむるを致せり。後に衆多苾芻あり、人間に遊歷して遇此寺に至り、寄宿を求めんと欲して問ふらく、「臥具ありや不や」。主人答へて曰はく、「此に臥具なきなり。我れ客の爲の故に遠く輭草を求め

しも、前に苾芻あり此に來りて投宿して所有草蓐は並に收棄せんと欲し、我等聽さゞりしに、肯へて語に隨はずして反りて相責數し、並に棄てゝ行れり、故に今時に於て更に得べきなきなり」。彼便ち地に臥し、天曉に便ち行りて逝多林に至れり。諸苾芻見て共に相問答し……廣說せること前の如し……乃至、「我れ彼に於て宿して强ひて其草を棄てぬ」。答へて言はく、「此緣に由りの故に來りて寄宿せる者は備に艱辛を受けしなり」。時に諸苾芻は事を以て佛に白すに。佛言はく、「此應に棄つべからず、若し苾芻あらんには囑授して去り、棄てしめんには方に棄て……廣說せること前の如し……。若し此に異らんには越法罪を得ん」。復衆多苾芻あり諸の商旅と共に人間に遊行し、遇井邊に至りて卽ち便ち止宿せり。時に諸苾芻は多く乾草を以てして敷具と爲せり。此を去ること遠からざるに婆羅門ありて宿れり。時に諸の商旅は曉に便ち發ち去りければ、苾芻も婆羅門も咸く草敷を留めて倶に商旅に隨へるに、道にて商旅の遠くよりして來れるに逢へり。時に婆羅門は彼商人に逢うて所求の事皆心に稱ふを得たれば、卽ち商人と共に跡を返して去り、前の井處に至りて便ち宿止を爲せり。時に諸の露形外道ありて苾芻の宿せる處に於て便ち安止を爲せるに、時に露形者は共に相告げて曰はく、「知らず、何物の我身體を齧めるかを」。餘者報じて曰はく、「汝、昨日に於て多く酒糖を噉ひたれば、惡欲尋思の共に相齧齧せるならん」とて、火を持して來り看るに衆蟻あるを見たりければ、便ち是語を作さく、「誰の無智人か曾て此に於て宿しつゝ去る時此草敷を屛擧せざりし」。時に婆羅門聞いて報じて曰はく、「前に釋子ありて此に於て宿り去れり」。露形罵りて曰はく、『沙門釋子は諸人の中に於ては自ら「智あり」と云ひつゝ、停宿の處にては草敷をも擧めざらんとは』。婆羅門曰はく、「沙門釋子は殺生を斷ぜざれば、隨處に卽ち眠りて觀察を作さゞるなり」。斯を去ること遠からざるに鄔波索迦あり、此說を聞くも時に默然して記し、後に苾芻住處に至り具に事を以て告げゝれば、諸苾芻は佛に白すに、佛言はく、「曠野に居すと雖亦草敷を擧めよ」。時に諸苾

芻は是教を聞き已るに、復苾芻あり商旅に隨逐し蘭若村に至りて便ち止宿し、多く乾草を用ひて以て臥具と爲せり。商旅は夜に發ちしに、苾芻は草を棄てんとて時節遲晚し、商人に及ばずして後に在りて行いて便ち賊劫に遭ひ、漸次に方に逝多林に至れり。苾芻見已りて共に相慰問すらく、「行李安らかなりしや不や」。報じて曰はく、「我れ賊に劫はれぬ、何の安隱かあらん」。其の何の故なりやを問ふに、事を以て具に陳べければ、時に諸苾芻は佛に白すに、佛言はく、「蘭若に在りと雖、其草は應に散棄すべからず、可しく一邊に聚めて意に隨うて去るべし。汝諸苾芻、我が制する所の如くに依行せざらんには皆越法罪なり」。

時に諸苾芻は染衣事の爲に、日光處に於て諸の乾草を布きて以て衣服を曬せるに、草を收擧せざりければ蟲蟻多く生ぜり。佛言はく、「染衣既にして了らんに、其草は須らく棄つべし」。復苾芻あり、染衣の爲の故に其草を留めむことを勸めしに、時に彼苾芻は其語を受けずして遂に便ち棄擲せり。佛言はく、「餘にして須うる所あらんには卽ち應に棄つべからず、應に彼人に與ふべし」。後に衣を曬し已るに、肯へて收棄せずして云はく、「我草に非じ」と。佛言はく、『前なるが後なるに與ふる時應に彼に問うて曰ふべし、「草にして若し用ひ訖らんに汝能く棄つるや不や」。若し「能く棄てん」と言はんには應に之に與ふべく、若し「能くせず」と云はんに卽ち須らく與ふべからず』。時に經行處あり、其地堅鞕にして足をして傷損せしめぬ。佛言はく、「應に軟草を布くべし、足をして傷けしむる勿れ」。彼れ草を布き已るに蟲蟻便ち生ぜり。佛言はく、「應に棄つべし」。彼れ日々に棄てゝ正修を妨廢せり。佛言はく、「應に數棄つべからず、時に可しく觀察すべし。若し捨て去らん時は當に須らく總棄すべし」。又經行處に供を設くるの事ありて須らく草稕に坐すべかりしに、前に同じく蟻を致せり。佛言はく、「應に繩を以て繫りて樹枝に挂在すべし」。又經行處に瞿昧耶を以て地上に安在せるに、蟲蟻因りて生ぜり。佛言はく、「破瓦の中に安きて其をして濕さしむる勿れ」。

爾の時世尊は戒を持つと及び戒を尊重すると、少欲知足とを讃歎し已りて諸苾芻に告げたまはく、『前は是れ創制にして此は是れ隨開なり、若し難緣あらんには須らく囑授すべからず。是故に我今諸苾芻の爲に其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻、僧房內に於て若しは草若しは葉を自ら敷き人をして敷かしめ、去る時自ら擧めず人をして擧めしめず、若しは苾芻あるに囑授せざらんには、餘緣の故なるを除きて波逸底迦なり」と』。

「若し復苾芻」とは、謂はく此法中の人なり、餘の義は上の如し。「僧房」とは、謂はく是れ如來弟子の住處にして、中に於て四威儀、行・住・坐・臥を爲すを得るに堪へたるなり。「敷具」とは、謂はく若しは草若しは葉にして、若しは自・他にて敷けるなり。「自ら擧めずして去る」とは、謂はく勢分を離るゝなり。時に具壽鄔波離は佛に白して言さく、「世尊、未だ知らず、何を齊りて是れ敷具の勢分なるかを」。佛言はく、[10]「生聞婆羅門が種樹の法の如し……廣說せること上の如し……四十九尋あり、是を敷具の勢分と名く。……及び五種囑授……乃至、遍く四方を觀じて其戶鑰を藏することは並に廣く說けること上の如し。「苾芻あるに囑授せざらんには」とは、謂はく苾芻あるに而も告語せざるなり。「餘緣の故なるを除き波逸底迦なり」とは、亦上に說けるが如し。

此中の犯相、其事云何。若し苾芻、僧住處に於て若しは草若しは葉を自ら敷き人をして敷かしめて、擧めずして去り、人あるに囑授せずして、乃し未だ勢分を離れざるに至る已來は惡作罪を得、若し勢分を離れんに便ち墮罪を得ん。若し苾芻、初に去らん時其事を囑するを忘れ、路に在りて憶得し、或は時に路に在りて苾芻に逢見し、或は前なる住處に到りて方に始めて憶得し、或は住處に到りて苾芻あるを見て事を以て相囑せんとて心念口言せんこと……並に廣く上に說けるが如し。草敷に二種の壞あり、謂はく風及び蟻なり。風壞とは、謂はく是れ風草を吹いて卷くなり。蟻壞とは、謂はく是れ蟻の、草に穴を穿つなり。若し苾芻、日暮時に於て、僧房中に在りて草敷具を安き、若

【一〇】前卷の註（一六）の本文參照。

しは夜若しは晝の時々に觀察すると、若しは壞と不壞との得罪の輕重とは、廣說せること上の如し。若しは甎地に在り、或は沙石中に在りて、蟲蟻なき處に布くに草敷を以てせんには、設ひ數看ざらんにも此皆無犯なり。又無犯とは、謂はく最初犯の人、或は癡狂と心亂と痛惱所纒となり。

〔二〕强牽苾芻出僧房學處第十六

爾の時佛、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。爾の時具壽鄔陀夷は彼の衆多の少年苾芻處に至り之に勸喩して曰はく、「汝等は我と共に人間に遊行せんに、他宗を降伏して自ら名稱を獲、汝等が欲する所の讀誦・禪思及び衣食利は皆缺くることなからしめん」。時に諸の少年は斯の勸を聞き已るに各各自ら阿遮利耶・鄔波駄耶の所に詣りて白して言さく、「我今二師に請問せん、人間に往いて意に隨うて遊涉せんと欲するを」。彼師問うて曰はく、「汝、誰と共にして以て伴侶と爲さんと欲せる」。報じて云はく、「大德鄔陀夷は我と共に伴と爲るなり」。彼師報じて曰はく、「具壽、彼人は惡性なれば當に汝を惱ますべけん」。復師に白して曰さく、「大德鄔陀夷は善言もて勸喩せること、事父母に同ぜり、豈に當に惱亂すべけんや」。時に彼少年は師言を受けずして、鄔陀夷と共に意を決して去りぬ。時に鄔陀夷は諸の少年と將に界外に出で已りて報じて言はく、「具壽、汝等は豈に依止あることなくして人間に遊歷するを得んや」。即ち並に喚び來り、其をして長跪せしめて依止を說かしめ、方に共に前み行いて、或は三衣帒を以て之に與へて負はしめ、或は鉢盂を與へ、或は雜帒を與へ、或は〔三〕君持淨器を與へ、或は常用の觸瓶を與へ、或は錫杖を與へ、或は皮鞋を與へて、所有資具は悉く擎げ去かしめ、自らは兩手を垂れ上下二衣を著し、諸人を調弄して路に隨うて去り、一聚落の大井に近き邊に至りて、諸門徒と共に憩息を作せり。此聚落内に毗訶羅あり、日晡時に於て便ち犍稚を鳴らせるに、諸人聞き已りて鄔陀夷に白して曰さく、「阿遮利耶、寺にて犍稚を鳴らせり、

〔二〕墮法第十六强牽苾芻出僧房學處。

〔三〕君持(kuṇḍikā)。軍持とも捃稚迦とも音寫す。水瓶なり。南海寄歸傳によるに、水瓶に淨觸の二あり、淨瓶は非時に飲用し、觸瓶は便利せる時に須うるなり。今の文に君持淨器とは飲用にし、常用の觸瓶とは便利時の用にするもの、觸瓶とは穢れたる瓶と解すべきなり。

我等往いて看んとす」。報じて曰はく、「具壽、此或は多く是れ黒鉢の類の、善品を修するを嬾れるが、槌を鳴らして集僧して作務あらんと欲せるなり、我等既にして道路に疲れたれば、誰か能く執作せん」。門徒答へて曰はく、「阿遮利耶、此或は是れ分物の犍稚なるべければ、我は界に及びぬれば其分を得べけん。軌範師の如きは衆に知識せられて大福德あれば財利は求め易からんも、我等少年は誰か當に施さるべき。今寺に入りて彼何の緣なるかを觀ぜんと欲す」。師便ち告げて曰はく、「汝が意に隨うて去れ。若し利あらんには亦我分をも取めよ」。少年入り已りて寺の諸人に問うて云はく、「是れ分臥具の犍稚なりや」。主人は來れるを見て卽ち便ち報じて曰はく、「具壽、汝は臥具を請くるや」。報じて云はく、「我に尊師あり、亦當に授けらるべし」。問うて曰はく、「彼は復是誰なりや」。答へて曰はく、「阿遮利耶鄔陀夷なり」。主人曰はく、「彼も亦受取せよ」とて、卽ち之に總授せり。時に鄔陀夷は彼井邊に於て多く人物を聚め、其が爲に談話して諸人に問うて曰はく、「此は是誰が村なりや、此は是誰が寺なりや、此は是れ誰が塔なりや、此は是れ誰が園なりや」とて、林井浴池牛羊の屬までも目覩せるは皆問へるに、彼便ち具に答へぬ。時に諸の少年共に相議して曰はく、「阿遮利耶は何の故に來ること晚きや」。遂に相告げて曰はく、「其〔一三〕常事を作さん」とて、師の臥處に於て皆爲に敷設し、濯足水・塗足油は一邊に安在し、各自ら洗足して溫堂中に入り、所持の經を誦して隨處に眠臥せり。時に鄔陀夷は既にして日暮れたるを見て方に寺中に入りしに、四顧するも人なかりければ遂に便ち、「具壽、具壽」と大喚せるに、諸人出で看て告げて言はく、「大德鄔陀夷、何の故にか非時に寺內に來り入りて、大聲に叫喚せること牧牛人の如くせる」。主人に答へて曰はく、「我に少年あり前に在りて入れるも、病患あらんを恐れて是故に高聲せるなり」。少年聞き已りて告げて言はく、「阿遮利耶、何に因りてか大喚せる。彼の房中に在りて臥具を敷設し、足を洗塗する物は並に已に具に安じたれば、可しく彼に往いて臥すべし」。怒りて告げて曰はく、「汝等は

【一三】常事。弟子として師に對して爲さねばならぬ事。

誰に白してか洗足等の事を爲せる」。答へて言はく、「軌範は來ること遲かりければ、我等は更相に告白して便ち自ら洗足せるなり」。報じて云はく、「汝可しく寺を出づべし、誰か能く汝が不恭敬にして怖懼するなき懈惰の輩の與に依止師と作らんや」。卽ち便ち强ひて驅りて出さしめたるに、彼は露地に居して寒苦通宵し、既にして天明に至りて倶に言敬を申べて白して言さく、「阿遮利耶、我れ辭去せんと欲す」。鄔陀夷曰はく、「具壽、汝等何に之かんとするや」。答へて言はく、「室羅伐城に還らんとす」。報じて云はく、「且らく住まれ、我當に汝に[一四]瞻病所須を與ふべし」。答へて言はく、「師主、我本より病なきも、仁は病をして生ぜしむ、況んや復病あらんに而ち能く瞻養せんをや」。遂に便ち棄去して逝多林に還りしに、時に鄔陀夷も亦復隨逐して漸く[一五]給園に至れり。時に諸苾芻は少年者の至れるを見て唱へて言はく、「善來、具壽、行李安らかなりしや不や」。報じて言はく、「同梵行者よ、何の安樂かあらん。聖者鄔陀夷は我を驅りて出さしめ、通宵寒苦して僅かに存在するを得たり」。問うて言はく、「何の故なりや」。諸の少年者は具に事を以て白すに、少欲苾芻は是事を聞き已るに共に嫌賤を生ずらく、「云何が苾芻にして他の苾芻を驅りて僧房外に出して故に相惱亂せる」。此因緣を以て具に世尊に白すに、世尊は集僧して鄔陀夷に問うて曰はく、「實に是の如きを作して苾芻を驅遣し、夜に房を出せりや不や」。白して言さく、「實に爾り、大德」。世尊は種々に呵責したまはく、『……廣く說きて……乃至、諸苾芻の爲に其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻、瞋恚喜ばずして、僧住處より苾芻を牽き出し、或は他をして牽き出さしめんに[一六]波逸底迦なり」と』。

是の如くに世尊は諸苾芻の爲に其學處を制したまへり。佛、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。時に苾芻あり土窟房に居りぬ。時に此苾芻は身疾患に嬰りしに、天將に雨らんと欲して五色の雲興りければ、諸苾芻見て報じて言はく、「具壽、宜しく急ぎ出づべし、天將に大雨せんとすれば恐らく

【一四】瞻病所須。病を瞻るに必要なるもの、便ち粥又は七日藥等の隨病食なり。

【一五】給園。給孤獨園の略、逝多林なり。

【一六】本文には波逸底迦の上に除餘條故とあるも前に准じて削除せり。

は土房崩れん」。時に彼病重くして自ら出づる能はず、時に諸苾芻も犯戒を懼れての故に敢へて扶け出さゞりき。天既にして洪雨し土窟遂に崩れて彼病人を壓し、斯に因りて命過せり。佛言はく、『此難緣あらんには應に當に牽出すべし。諸苾芻に告げん、前は是創制にして此は是隨開なり。重ねて學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻、瞋恚喜ばずして、僧住處より苾芻を牽き出し、或は他をして牽き出さしめんには、餘緣の故なるを除き波逸底迦なり」と』。

「若し復苾芻」とは、謂はく鄔陀夷なり、餘の義は上の如し。「僧住處」とは、謂はく佛弟子所住の處なり。「牽出」とは、或は言ひて驅出し或は手を以て牽くに自ら作し人をして(作さ)しむるなり。「餘緣を除く」とは、謂はく難緣を除くなり。「墮」の義は上の如し。

此中の犯相、其事如何。若し苾芻、瞋恚心を以て、僧寺中より若しは自ら驅牽し若しは他をして此法中の苾芻を驅牽して、其をして出さしめんには皆墮罪を得ん。八難緣に遇はんには並に皆無犯なり。又無犯とは、謂はく最初犯の人、或は癡狂と心亂と痛惱所纏となり。

[一七] 强惱觸他學處第十七

佛、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。爾の時具壽鄔陀夷は彼の衆多の年少苾芻處に至り之に勸喩して曰はく、「汝等は我と共に人間に遊行せんに、他宗を降伏して自ら名稱を得ん」。少年は各往いて諮りて師主に白さく、「去りて遊行せんと欲す」。……廣說せること前の如し……乃至、夜に寺中に入り聲を發し大喚して戶を開かしめたるに、彼既にして臥し已りければ肯へて爲に開かざりき。時に鄔陀夷は卽ち便ち脚にて門扉を蹴り、遂に溫堂をして振動せしめぬ。時に諸の少年は共に相議して曰はく、「可しく與に門を開くべし、彼に大力あれば恐らくは當に衆僧の堂舍を損壞すべけん」。遂に與に門を開きしに、彼便ち卽ち入りて少年の牀上に於て身を縱にして倒れ、或は腹を傷くる

【一七】 墮法第十七强惱觸他學處。

あり或は腰を損するあり、或は足を損するありければ、告げて言はく、「阿遮利耶、我痛む、我痛む」。告げて言はく、「若し病むを嫌はんには自ら當に出で去るべし」。少年議して曰はく、「此は大力あれば、若し出でざらんには當に我命を斷つべけん」。卽ち便ち倶に出でゝ露地に而ち臥し、一夜中に於て備に寒苦を受けぬ。旣にして天曉に至りて白して言さく、「阿遮利耶、我今去らんと欲す」。問うて曰はく、「何に之かんとするや」。報じて言はく、「室羅伐城に向はんとす」。報じて云はく、「且らく住まれ、我當に汝に瞻病所須を與ふべし」。……廣說せること前の如し……乃至、室羅伐城に到りて具に苾芻に告げ、苾芻は佛に白すに、佛呵責し已りて諸苾芻に告げたまはく、「我今爲に學處を制せん、應に是の如くに說くべし」、『若し復苾芻、僧住處に於て諸苾芻にして先に此處に住せるを知りつゝ、後に來りて中に於て故に相惱觸せんとて彼臥具に於て若しは坐し若しは臥して、「彼若し苦を生ぜんには自ら當に我を避けて去るべし」と、是の如きの念を作さんには波逸底迦なり』。

「若し復苾芻」とは、謂はく鄔陀夷なり、餘の義は上の如し。「知りつゝ」とは、謂はく其事を了せるなり。「苾芻にして先に此處に住せり」とは、謂はく此法中の人にして先に此中に在りて止宿を爲せるなり。「後に來りて中に於て等」とは、謂はく是れ身を縱にして强ひて坐臥を爲すなり。「彼れ嫌ひて苦痛せんに」とは、謂はく惱まされて樂しまざるなり。「自ら當に我を避けて去るべし」とは、謂はく此を以て緣と爲して餘事に由りてにはあらざるなり。「波逸底迦」とは、義上の如し。

此中の犯相とは、其事云何。若し苾芻、其事を了知しつゝ……向の所說の如し……乃至、我を避けて去れとの(念を生ぜんに)は、皆波逸底迦を得ん。頌に攝して曰はく、

麁食及び好食と　寒と熱と　瓦盆[18]と利と
禪と誦と怖の有と無と　斯に因りて共に相惱ますなり。

爾の時佛、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。時に具壽鄔陀夷は彼の衆多の少年苾芻處に至りて

【一八】瓦盆。後文に對照するに瓦瓫とすべきも、諸本皆瓦盆とせる故に今改めず。盆と瓫と同音義なり。

勸喩して曰はく、「汝等は我と共に人間に遊行せんに……」。……廣說せること上の如し……諸の少年と將に寺に投じて寄宿せんとし……乃至、各自ら洗足して溫堂中に入り、共に相謂ひて曰はく、「我今日に於て麁惡食を噉ひて氣力稍劣れり、應に可しく禪思すべし」とて、卽ち便ち跏趺し繫念して住せり。鄔陀夷は夜に寺中に入り聲を發して大喚すらく、「具壽、(具壽)」。時に少年者は其喚聲を聞いて報じて云はく、「阿遮利耶、我等は溫堂中に在りて端心に禪寂せり」。遂に便ち堂に入りて之に告げて曰はく、『具壽、豈に佛說きたまはざりしならんや、「諸の無知の者は應に定を修すべからず」と。宜しく應に且に起ちて尊經を誦習すべきなり』。遂に遣ちて通宵冷地にして坐せしめ、强ひて誦經せしめぬ。時に諸の少年は旣にして辛苦を受け、曉に而ち告げて曰はく、「阿遮利耶、我れ還歸せんと欲す」。問うて言はく、「何處に向はんと欲するや」。答へて言はく、「室羅伐に向はんとす」。報じて云はく、「且らく住まれ、我當に汝に瞻病所須を與ふべし」。答へて云はく、「師主、我本病なきも仁は病をして生ぜしむ、況んや復疾あらんに而ち能く瞻養せんをや」。遂に棄てゝ去り、乃し給園に至れり。……廣說せること上の如し……苾芻聞き已りて具に世尊に白すに、……乃至、諸苾芻に告げたまはく、「若し苾芻、故に他苾芻を惱まさんには、皆墮罪を得ん」。

又、緣起は前に同じ。中に於て別なるは、……乃至、時に諸の少年苾芻は共に相謂ひて曰はく、「我等今日精妙の食を噉ひて氣力豐足せり、應に可しく房外にて意に隨うて誦經すべし」。卽ち便ち習誦せるに、……乃至、鄔陀夷は見て告げて言はく、『具壽、豈に佛說きたまはざりしならんや、「若し定を習はざらんには智慧生ぜず」と。應に溫堂に入りて坐禪繫念すべし』。遂に通夜に跏趺して坐せしめければ身體疲倦せり。旣にして曉に至り已るに逝多林に還らんとし……乃至、佛、諸苾芻に告げたまへり、「若し苾芻、故に他苾芻を惱まさんには皆墮罪を得ん」と。

又、緣起は前に同じ。中に於て別なるは、……乃至、時に諸の少年苾芻は共に相謂ひて曰はく、

「具壽、今時稍寒なれば、共に溫堂に入りて可しく止宿を爲すべし」。遂に便ち入りて宿せるに、鄔陀夷見て告げて言はく、「具壽、何の故にか室に入れる」。白して言さく、「時寒なれば室に入りて煗を取らんとてなり」。報じて云はく、「汝、熱處に宿せんに恐らくは黃病に染らん。汝等多人して若し其病まんには、我獨して云何が能く爲に瞻侍せん。汝可しく急ぎ出づべし」。遂に露地に而ち住せしめ、冷水もて遍く灑ぎ、扇を以て之を扇ぎ、明に至るまで睡らざらしめき。天曉に至り已りて逝多林に還らんとせるに、……乃至、佛、諸苾芻に告げたまはく、「若し故に他を惱まさんには皆墮罪を得ん」と。

又、緣起は前に同じ。中に於て別なるは、……乃至、少年共に相告げて曰はく、「今時極熱なれば共に[19]疎堂に入りて可しく止宿を爲すべし」。卽ち便ち入りて宿せるに、鄔陀夷見て告げて言はく、「具壽、何の故にか疎室に而ち臥せる」。白して言さく、「時熱して此處は極涼なればなり」。報じて云はく、「汝、涼處に臥せんに或は風に觸れて病を得或は[20]痰癃傷寒せん、我復何ぞ能く汝等に供侍せん」。遂に便ち室に入りて總べて諸窻を閉ぢ、爲に炭火を然して房門は急掩し、毛毯にて通覆して身を縱にして坐壓し、彼をして通夜に眠睡するを得ざらしめき。天曉に至り已りて逝多林に還らんとせるに、……乃至、佛、諸苾芻に告げたまはく、「若し故に他を惱まさんには皆墮罪を得ん」と。

又、緣起は前に同じ。時に鄔陀夷は諸の少年に人間に遊行せんことを勸めしに……「若し隨逐して行かんには皆惱亂せられん」とて、復一人も之と共に伴と爲るなかりければ、遂に便ち單己にて人間に遊歷せり。遇一寺に至りしに、此寺中に於て大小行處なかりき。時に諸苾芻は夜に所須あるには各瓦瓮を安じ、天曉に至り已るに外に於て之を棄てぬ。寺內苾芻は共に鄔陀夷は是れ惡行の者なるを知りければ、竟に苾芻は喚びて房に入れて宿せ(しむ)るなかりしに、便ち是念を作さく、「[21]此の諸黑鉢は我と共に言はざれば、於今、夜中に自ら躓頓を併せ(しめ)ん」。卽ち便ち蹹道を旋昇し

【一九】疎堂。風通しよき堂、卽ち涼房なるべし。

【二〇】痰癃傷寒。痰癃病にてはげしき熱病を患はんとの意。痰癃病は律部十九、註(八の八)參照。

【二一】本文に此諸黑鉢不共我言於今夜中自併躓頓……」とあり。自併躓頓は「覺えておれ、今夜つまづきたふれさせてやらふ」との惡言を放てるものと解すべきであらふ。

て第三層に至りしに、瓦瓮ありて在處に安置せるを見て便ち是念を作さく、「此復豈に是れ破瓦等ならんや」とて、遂に足指を以て夾みて外に棄てぬ。苾芻夜に起きて大小便せんと欲して彼瓦瓮を覓むるに一も得べきなかりければ、遂に上層通水の處に於て其不淨を棄てぬ。天明に至るに及びて諸の信心の輩なる梵志居士は、寺中に來入して禮拜し、虔誠して房宇を巡觀せり。時に鄔陀夷は諸人に告げて曰はく、「汝等當に黑鉢の類恒に惡行を爲して僧田を穢汚し、寺の上層に於て其不淨を棄てたるを觀ずべし」。諸俗人等は聞いて嫌賤を生ぜり。時に諸苾芻は具に以て佛に白すに、佛言はく、「若し諸苾芻にして故心に他を惱まさんには、皆墮罪を得ん」と。

又、緣起は前に同じ。時に鄔陀夷は既に伴侶なかりければ、獨人間に遊びて一寺所に至れり。時に諸苾芻は其惡行を知りて竟に一人の喚び入れて停息せしむるなかりければ、鄔陀夷即ち是念を作さく、『我今宜しく別に方便を設けて彼寺僧を惱まし、諸の黑鉢をして我を知らしむべし、「鄔陀夷は是れ難欺人なり」と』。即ち便ち多く瀉藥を服して、溫堂中に在りて隨處に便利せり。「諸有病者は應に須らく瞻侍すべし」と世尊說きたまへるが如くに、寺中の所有耆老苾芻は皆來りて疾を問へり。問うて言はく、「四大何如ぞや」。答へて曰はく、「困弱せり」。時に老苾芻は蹔らく相問ひ已りて即ち便ち出でんと欲せるに、報じて云はく、「老宿、可しく片時を住むべし」。彼既にして蹔留して即ち還出でんと欲せるに、是の如く三たびに至りければ、耆年報じて曰はく、「鄔陀夷、汝は故心に我を惱亂せんと欲せるなりや」。答へて曰はく、「我れ寺內に入りしも仁は共語せざりしに、蹔時佇立せんこと何事か辭勞せん」。苾芻、佛に白すに、佛言はく、「若し諸苾芻にして故心に他を惱まさんには、皆墮罪を得ん」と。

又、緣起は前に同じ。……廣說せること上の如し……乃至、鄔陀夷は一寺中に到りしに、多く苾芻ありて靜慮を修習せり。時に彼諸人は、鄔陀夷は是れ惡行者なるを知りければ人の共語するなか

時に鄔陀夷は斯事を見已りて惱害心を生ぜり。然り此寺院は始に半功を起せるのみなりければ、時に鄔陀夷は便ち彼造寺人處に往詣して報じて云はく、『長者、既にして信心ありて寺を造らん欲せば何ぞ早く成ぜざる。豈に佛說きたまはざりしならんや。

「若し勸めて善を修せん時は　罪惡の心起らず
福に於て勸めざらんには　心便ち諸惡を造らん」

と』。長者聞き已りて苾芻に告げて曰はく、「聖者、我今多く財物あるも、此處にては匠者卒に求むべからざればなり」。報じて云はく、『長者、世尊に敎あり、「若し營作處にては苾芻は助成せよ」と』。長者曰はく、「若し共に助成せんには斯れ甚だ善しと爲す」。鄔陀夷曰はく、「我當に相助くべし」。卽ち便ち寺に歸り揵稚を打ち已りて自ら作業せり。佛所敎の如くんば、「若し揵稚を聞かんに衆僧應に集まるべし」と。衆既にして總集せるに、鄔陀夷自ら【三】甎壁を擎ぐるを見ぬ。時に諸苾芻も亦共に擎持せるに、悉く皆竟日に執作して休まざりければ、共に相謂ひて曰はく、「具壽、昔より來、此寺は皆勸めて定を習へるに、豈に謂はんや、今日盡く共に營勞せんとは。我等玆を捨てゝ室羅伐に詣らん」。彼の諸の舊人は客苾芻至れるを見て各「善來」を唱へて告げて言はく、『具壽、我聞けり、「彼等は皆並に禪を修せり」と。久しく彼に往いて隨喜して相見えんことを願へるに、仁は何の事ありてか靜慮を修するを廢して此に至るを得たる』。客苾芻報じて曰はく、「往時に彼寺は皆勸めて定を習へるも、今日に至りては盡く共に營勞せり」。問うて曰はく、「何の意にてか此の如き」。答へて曰はく、「鄔陀夷に由りて此の如からしめたり」とて、具に事を以て告げぬ。時に諸苾芻は事を以て佛に白すに、佛言はく、「若し諸苾芻にして故心に他を惱まさんには、皆墮罪を得ん」と。

又、緣起は前に同じ。……乃至、鄔陀夷は一寺中に到りしに、多く苾芻ありて誦習を業と爲せし

【三】 甎壁。甎も壁も共にしきがはらなり。

が、鄔陀夷を見て皆共語せず……寺未だ成就せざりければ……廣く說きて……乃至、彼寺主に告げて諸苾芻をして盡日營作せしめしに、皆捨てゝ去り、往いて給園に至れり。……苾芻、佛に白すに、佛言はく、「……得罪は前に同じ……」と。

又、緣起は前に同じ。……乃至、鄔陀夷は一寺中に到りしに、爾の時に當りて寺に賊怖ありき。時に諸苾芻は鄔陀夷の來れるを見て、其惡行なるを知りて皆共語せざりき。時に鄔陀夷は是事を見已りて、遂に相惱亂せんとて日暮時に至り、大に寺門を開きて閫に當りて立てり。時に授事人報じて云はく、「大德、門に當りて立つこと勿れ、我れ扉を掩はんと欲すれば」。答へて曰はく、「汝の房戶は自ら可しく牢く閉すべけんも、大衆の門は何ぞ汝が事に干らん」。時に諸苾芻は通宵大怖して睡眠するを得ざりき。苾芻佛に白すに、佛言はく、「故心に他を惱まさんに、皆墮罪を得ん」と。

又、緣起は前に同ず。……乃至、鄔陀夷は寺中に到れり。寺は賊怖なかりければ夜多く開門せり。時に苾芻は寺を出でゝ便利せり。時に鄔陀夷は其語らざるを見て便ち忿怒を生じ、遂に牢く其門を閉ぢて閫に當りて臥せり。諸苾芻は夜に便利せんことを須めて、報じて云はく、「大德、復閫に當ること勿れ、我れ便利に出でんとすれば」。答へて言はく、「具壽、汝が房中よりして牆を穿ちて出でよ、我れ行して疲極せり、誰か能く爲に起きん」。時に諸苾芻は既にして出處なかりければ、或は簷前に在りて、或は門屋の下にて、或は水竇處にて、或は中庭に在りて不淨を棄てぬ。天明に至り已りて諸の信心の者は寺に入りて禮拜せるに、時に鄔陀夷は見て告げて曰はく、「仁等、此黑鉢の類の每に寺中に於て糞穢狼籍せるを看よ。仙人の居處、豈に此の如くなるべけんや」。是語を作せる時、諸の俗徒をして共に嫌賤を生ぜしめければ、諸苾芻は佛に白すに、佛言はく、「若し苾芻、故心に他苾芻を惱まさんには、皆波逸底迦罪を得ん」と。又、無犯とは、謂はく、最初犯の人、或は癡狂と心亂と痛惱所纏となり。[二三]

【二三】此下、聖本には光明皇后の願文あり。

卷の第三十

【一】故放身坐臥脫脚牀學處第十八

爾の時薄伽梵、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。時に具壽鄔波難陀は彼の衆多の少年苾芻處に至り勸喩して曰はく、「汝等我と共に人間に遊行せんに、必らず當に他宗を降伏して自ら名稱を獲べく、汝等若し讀誦・禪思及以衣食・病緣所須を欲せんに皆闕くることなからしめん」。時に諸の少年は此勸を聞くと雖、共に鄔波難陀が稟性惡行にして共居するに堪へざるを知りければ、竟に一人の共に同じく去くを許へるはなかりき。時に乞食苾芻あり、其が伴を覓むるを聞いて遂に鄔波難陀に告げて曰はく、「我れ大德と共に人間に遊行せん」。同行人あり、乞食者に報じて曰はく、「此の鄔波難陀は爲人惡行なれば、汝今隨ひ去らんに必らず惱觸に遭はん」。遂に同梵行者に報じて曰はく、「我れ十夏に滿つれば他に依止せず、亦彼に就て學業を受けんことを求めざれば、彼れ我處に於て何の所爲をか欲すべき」。知識報じて曰はく、「語るを相用ゐじ、後に自ら當に知るべし」。勸言を受けずして遂に與に同じく去り、出でゝ界外に至るに、時に鄔波難陀報じて云はく、「乞食者よ、汝可しく我が爲に衣帒を擎持すべし、吾年衰朽しぬれば且に宜しく相助くべし」。乞食者答へて曰はく、「大德、豈に佛法僧寶勝妙の福田を見んもの、持して以て奉施せざるべけんや、而も多く此の惱を生ずる物を畜へんとは」。乞食者に報じて曰はく、「我れ物を擎げしむるに汝持するを肯んぜざるは、亦未だ理に乖かじ。然れども汝は我が二師に非ざるに輙ち相呵責せんこと、斯れ豈に合とせんや」。時に鄔波難陀便ち是念を作さく、「此乞食者は未だ須らく與に語るべからず、且らく忍びて共に去り、後に自ら當に知ら(しむ)べし」。遂に漸(々)に遊行して一聚落に至り、卽ち林外に於て井池邊に詣りて倶に共に憩息せり。村中に寺ありて犍稚を打つの聲せり。時に乞食者は既にして聲を聞き已りて

【一】隨法第十八故放身坐臥脫脚牀學處。わざと身を放ちて脫脚牀に坐臥するを制す。

報じて言はく、「大德、寺にて犍稚を鳴せり、我往いて看んと欲す」。報じて言はく、「具壽、此乃し、多く是れ黒鉢の類の善品を修するを懶れるが、槌を鳴らして集僧して別に作務あらんとするなり、我既に道路に疲れたれば、誰か能く彼と共に執作せん」。乞食者曰はく、「或は是れ利を分つの犍稚ならん、我既に界に及びぬれば理として之を得べけん」。鄔波難陀曰はく、「汝宜しく去るべし、若し是れ利を分つの犍稚ならんには、亦我分をも取めよ」。答へて去はく、「是の如し」。遂に寺中に至りて問ふに、乃し是れ臥具を分つの犍稚なるを知れり。主人苾芻報じて云はく、「阿瑜率漫、宜しく臥具を受くべし」。報じて言はく、「我に大者あり、亦爲に受くるや不や」。問ふ、「彼は是れ誰なりや」。報じて云はく、「是れ大德鄔波難陀なり」。答へて曰はく、「彼人は衆に識知せらるれば亦爲に分を取れ」。卽ち便ち兩人の臥具皆悉く之に受けぬ。時に鄔波難陀は井處に在りて廣く諸人に問ひ、兼ねては爲に法を說けり……具に前に說けるが如し。諸人既にして散ぜるに、時景將に曛ぜんとして便ち寺中に入り、高聲に大喚せり。彼乞食者は閤下の房に在りて戸を閉ぢて臥せるに、喚聲を聞き已りて報じて言はく、「大德、何爲ぞ高聲せる、我れ上房に於て已に爲に眠臥の具を敷置し、及び洗足の物は並に一邊に在けり、彼に就りて應に臥すべし」。報じて言はく、「乞食者よ、可しく爲に房を開くべし、商度するあらんと欲すれば」。彼れ是念を作さく、「若し容して房に入れんに、乃し天明に至るも言未だ了すること能はざらん、我今宜しく臥して與に門を開かざるべし」。報じて言はく、「大德、我れ行に疲極して商量に暇なし、設し平章するあらんには天曉に至るを待て」。時に鄔波難陀は其意止の爲に門を開かざるを知りて、卽ち上房に向ひ洗足して室に入り、問うて曰はく、「塗足油を得んとす、何處に安在せりや」。報じて曰はく、「牀邊近くに在けり」。鄔波難陀は善く聲相を知へければ、其臥處を觀じて卽ち牀脚を移して彼頭邊に安き放身して坐せるに、牀脚をして脫せしめて彼頭を打破せり。報じて云はく、「大德は我頭を打破せり、極めて苦痛たり」。鄔波難陀報じて云は

【二】阿瑜率漫。āyuṣmān の音寫、壽命を持てる者卽ち具壽又は尊者の義なり。

【三】時景。時をはかる日影卽ち時なり。

【四】意止。聖本には止の字を正とするも今改めず。意止は意旨の同音寫なるべし。

く、「乞食者、何の故にか頭破れたる」。彼れ是念を作さく、「我若し苦言せんに或は更に打つべけん」とて、即ち默爾して住せり。天曉に至り已るに便ち往き就り、別れんとて報じて言はく、「大德、我今去らんと欲す」。問うて曰はく、「汝、何に之かんと欲する」。答へて曰はく、「室羅伐城に向はんとす」。報じて云はく、「且らく住まれ、我當に汝に病藥所須を給すべし」。答へて言はく、「大德、我本無病なりしに故に我頭を破せり、設し更に疾あらんに豈に能く瞻養せんや」。是語を說き已るに之を捨てゝ去り、逝多林に還れり。時に同梵行者見て「善來」と唱へ、「安樂なりしや不や」と問へるに、報じて言はく、「頭を打ち破られぬ、何の安樂かありし」とて、具に緣を以て告げしに、時に諸苾芻は是事を聞き已りて共に嫌賤を生ずらく、「云何が苾芻、上棚に在りて臥し、脫脚牀なるを知りつゝ放身して坐し、牀脚をして脫せしめて他の頭を打破せる」。此因緣を以て具に世尊に白すに、世尊は衆を集めて鄔波難陀に問うて曰はく、「實に是の如きの惱亂事を作せりや不や」。白して言さく、「實に爾り」。世尊は種々に呵責したまひ、……廣く說きて……乃至、『諸苾芻の爲に其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻、僧住處に於て重房棚上にて脫脚牀なるを知りつゝ、及び餘の坐物に放身して坐臥せんには波逸底迦なり」と』。

「若し復苾芻」とは、謂はく鄔波難陀なり、餘の義は上の如し。「僧住處」とは、亦上の如し。「知りて」とは、或は時に自ら作し、或は他に敎へらるゝなり。「重房」とは、謂はく重閣の危朽せるに居するなり。「棚上にて脫脚牀なるを……」とは、謂はく此牀脚は上蓋に連らざるなり。「及び餘の諸座に放身して坐臥せんに」とは、謂はく極めて身を縱にして或は坐し或は臥して、故に脚をして出さしめて他人を傷損するなり。「波逸底迦」とは、廣く釋せること上の如し。

此中の犯相、其事云何。若し苾芻、僧房舍に脫脚牀あるを知りつゝ、身を縱にして坐臥して他を惱まさんと欲せんには、皆墮罪を得ん。若し是れ板棚、或は是れ甎地、或は脚に板を以て支へ、

或は時に仰著[五]せんには此皆無犯なり。又無犯とは、謂はく最初犯の人、或は癡狂と心亂と痛惱所纏となり。

用蟲水學處第十九[六]

佛、憍閃毘瞿師羅園に在しき。爾の時具壽闡陀は有蟲水を以て草土・牛糞等に澆ぎしに、諸苾芻見て告げて云はく、「具壽闡陀、有蟲水を以て草土・牛糞等に澆ぐこと勿れ」。闡陀報じて曰はく、「豈に諸の生命は我喚びて將ゐ來れるならんや、豈に復人ありて數へて以て相付せるならんや、豈に去らんと欲せんに我れ行るを聽さゞるべけんや。四海寛長なるに何に因りてか去らざりし、江河池沼盎瓮瓶項、何が走り入らざりし」。諸有少欲苾芻は是語を聞き已りて共に嫌賤を生ずらく、「云何が苾芻、有蟲水を以て將つて草等に澆ぎ、自ら作し人をして(作さ)しめて生命を顧ざる」。時に諸苾芻は緣を以て佛に白すに、佛は此緣を以て諸苾芻を集めて闡陀に問うて曰はく、「汝實に蟲水を用ひ及以人をして草等に澆がしめたりや」。「實に爾り、大德」。世尊は種々を以て出家人の應に作すべき所の事に非じと呵責し、少欲にして戒を尊重する者を讃歎したまひて……廣說せること前の如し……乃至『……其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻、水に蟲あるを知りつゝ自ら草土に澆ぎ、若しは牛糞に和へ、及び人をして澆がしめんには波逸底迦なり」と』。

「若し復苾芻」とは、謂はく是れ闡陀なり、餘の義は上の如し。「知りて」とは、或は自ら知り或は他の告語せるなり。「水」とは、謂はく井池等の水なり。「蟲」とは、二種あり、一は眼所見たり、二は羅所得[七]たり。若しは自ら用ひ、若しは他をして草に澆ぎ土に澆がしめ、若しは牛糞等に和へんには、波逸底迦を得ん。(「波逸底迦」)とは、義上に說けるが如し。

此中の犯相、其事云何。若し苾芻、有蟲水に於て有蟲想を作して、若しは自ら用ひ若しは人をし

【五】仰著。牀をひつくりかへして置けるなり。

【六】隨法第十九用蟲水學處。

【七】羅所得。羅は水羅、水こしなり。

て用ひて草等に澆がしめんに、波逸底迦を得ん。疑にも亦是の如し。若し水に蟲なきに有蟲想を作して用ひん時は惡作罪を得ん。疑にも亦是の如し。若し苾芻、河池水處にて多く蟲魚あり、苾芻殺心にて其水を決き去らんに、隨うて蟲魚の命斷ずるあらん時墮罪を得、若し死なざらんには皆惡作を得ん。若し此水處に於て之を偃きて斷ぜしめ、其下畔に於て隨うて蟲命斷ぜんに、或は時に死なざらんに、得罪は前に同ず。若し殺心なきには無犯なり。又無犯とは、謂はく最初犯の人、或は癡狂と心亂と痛惱所纏となり。

造大寺過限學處第二十[八]

佛、憍閃毘瞿師羅園に在しき。爾の時六衆苾芻は每に他寺に於て輕賤心を生じて是の如きの語を作さく、「此寺崩隤せること猶し客舍・象馬の厩の如し」。諸苾芻聞き已りて告げて言はく、「具壽、仁等は他の住處に於て得て便ち居止し、而も自らは一基石をも安くこと能はざるに、他の處所に依いて強いて譏嫌を作さんとは」。六衆聞き已るに、時に難陀・鄔波難陀は共に相告げて曰はく、『我等常に諸の黑鉢類のために欺輕せらる。云はく、「汝恒に他寺に居して自らに居止するなく、乃至、一石をも安置する能はず」と。我等今應に共に一寺を造り、諸の黑鉢をして曾て未だ覩ざる所たらしむべし』。時に難陀は鄔波難陀に告げて曰はく、「若し我六人皆營作せんには、諸餘の黑鉢は我が瑕疊を得て、「六衆苾芻は善品を修せずして悉く皆營作せり」と、是の如きの說を作して我等が所有施食家に勸めて心をして變ぜしめん。我等宜しく應に六人の内に於て、一人の識性總敏にして善く法を解說せんを揀び取り、能く細針をして鉋杖を引入せしむべし。我等六人、誰ぞ是の如きを能くするは』。鄔波難陀曰はく、「具壽闡陀は衆に識知せられて辯才無礙なれば、是の如きを作すを能くして針杖相隨はん」。阿說迦曰はく、「若し是の如くせんには應に可しく詳く去いて、共に其人に請うて

【八】墮法第二十造大寺過限學處。

勸めて授事と爲すべし」。卽ち便ち詳く去いて闡陀に告げて曰はく、『具壽、當に知るべし、我等は常に諸の黑鉢者のために欺弄せらる。而ち我輩恒に他寺に居して多く譏恥を生ぜり……乃至、自らは一石をも安くこと能はじと云へり、今應に共に一寺を造り、諸の黑鉢をして曾て未だ見聞せざる(所)たらしむべし。我等共に營まんに恐らくは譏議を招いて云はん、「往時の六衆は今傭人と作れり」と』。具に可不を陳べて共に之に請じて曰はく、「大德、仁可しく勇猛の志を發して授事人と作り、諸の僧伽の爲に一住處を造るべし」。報じて云はく、「善い哉、旣に是れ勝田なり、我當に爲に作すべし」。時に闡陀は衆の勸を受け已りて卽ち便ち洗足し、已が房中に入りて結跏して坐し、通宵して寢ずして是の如きの念を作さく、「何の方便を以てしてか我れ僧伽の爲に能く大寺を建てん」。復更に思惟すらく、「今此世間の人天諸衆は世尊所に普く敬信を生ぜり、彼某甲家は馬勝所に於て偏に敬信を生じ、彼家は[九]吠陀羅所に於て、彼家は婆澁波所に於て、彼家は大名所に於て、彼家は滿慈所に於て、彼家は無垢所に於て、彼家は牛王所に於て、彼家は舍利子所に於て、彼家は大目連所に於て、是の如きの及び餘の諸大苾芻にも皆施主ありて別に敬信を生ぜり。我旣にして別に施主の當に憑むべきなければ、誰に告げてか而ち能く造寺せん。時に此城中に一長者あり、大富多財なるも禀性慳悋にして、乃し器を滌げる濁水に至るまで亦人に惠まず。若し能く彼を化して信敬を生ぜしめんに、可しく僧伽の爲に大寺を造成すべけん」。是時闡陀は天明に至り已るに、衣を著け鉢を持し憍閃毘に入りて乞食を行じ、先に餘家に於て麨を乞得し已るに、便ち彼長者家に詣り其舍に入らんと欲せり。時に守門者告げて言はく、「聖者、此は是れ大長者の家なり、宜しく輙ちに入るべきなし」。闡陀報じて曰はく、「佛世尊の(言へる)が如し、乞食せん人は但五處を遮す、一に[一〇]唱令家、二に婬安家、三に酤酒家、四に旃荼羅家、五に王家なり。豈に此家は是れ前の五種なるべけんや」。時に守門人報じて言はく、「聖者は大に譏弄を爲せり、此は唱令……乃至、王家に非じ、然り是れ某甲長者の宅な

【九】吠陀羅。五比丘の一人、跋陀羅なり、律部十九、註(一二の一八)參照。

【一〇】唱令家。律部十九、註(一二の二二)參照。

り、仁須らく入るべからず」。是時闡陀便ち是念を作さく、「衣裾を執らんことを求むとも尚ほ近づくを聽さず、餘物を求めんと欲せんに其得べけんや」。時に一長者あり新に孩理を誕みて大歡慶を爲し、諸の鼓樂を奏し多く舞者を將ゐて門前に在りて過りしに、彼守門者は伎樂を貪り觀て便ち其門を離れければ、是時闡陀は卽ち便ち竊かに入れり。時に彼具壽の威儀庠序として離欲人の如くなりければ、長者遙かに見て告げて曰はく、「善來、大德闡陀、宜しく此に於て坐して暫時居止すべし」。而ち言談の由緒未だ其便を得ざりければ、長者に告げて曰はく、「我已に門を巡りて片麨を乞得せり、仁可しく爲に羅すべし」。長者、婢に告ぐらし、「可しく爲に麨を羅すべし」。其婢爲に羅せり。是時闡陀は羅せる所の麨を觀ぜるに、長者問うて曰はく、「仁、觀んとする所は何ぞ」。闡陀告げて曰はく、「我は蟲を觀んと欲するなり、若し蟲あらんには我應に食すべからざればなり」。長者報じて曰はく、「若し蟲を食せんには當に何の過かあるべき」。報じて曰はく、「世尊言へるが如し、若し殺生せん者は數習ふに由りての故に、身壞命終せんに地獄・餓鬼・傍生に墮して諸の苦惱を受け、設ひ人中に生ぜんとも短命多病なり」と。然り闡陀苾芻は三藏に妙閑にして無礙辯を得、善く時宜を識りて機に應じて法を說きければ、卽ち長者の爲に法要を宣說し、十善を修するを讃じて十惡を行ずるを毀れり。時に彼長者は旣にして法を聞き已るに心に敬信を生じ、卽ち便ち舍に入りて種々上妙の飲食並に諸の異味を辦へしめ、盤器に盛滿して持し來りて供奉せり。闡陀見已りて卽ち便ち念を生ずらく、『我れ聞けり、「[二]木釜一たび煮んに便ち休む」と。若し此施を受けんに卽ち前食ととやせん亦後供とやせん』。而ち之に告げて曰はく、「施主、我已に他所施の麨を受得せり、豈に棄てゝ美食を噉ふべけんや」。長者曰はく、「我等俗法として、先に麁食を得て後に美妙に逢はんに、前の惡食を棄つるも實に愆咎なきなり」。闡陀報じて曰はく、「長者、俗人は無戒なれば意の所爲に隨はんも、我は戒品を受けたれば豈に彼に同じて他の信施を受けつゝ輙ちに輕棄するを得んや」。是時長者は是語

【二】木釜。律部十九、註(一二の二五)參照。

を聞き已るに倍深信を生ぜり。闡陀卽ち便ち見て辭して去らんとせるに、長者告げて曰はく、「大德、時々の間に於て我舍を過り賜はらんことを」。卽ち便ち報じて曰はく、「我實に數々相過るを得んと欲するも而も守門人は猶し暴惡の[二二]琰魔獄卒の如くにして、前進するを聽さゞるなり」。時に長者は守門人を喚びて告げて云はく、「汝、聖者闡陀の入るを見ん時は應に遮止すべからず」。答へて曰はく、「敎に依はん」。是時闡陀便ち卽ち思念すらく、「若し更に餘の黑鉢者の入るあらんに、機宜を識らずして其をして信を失せしめん。我今宜しく預じめ方便を設けて、其をして入らしめざるべし」。守門者に報じて曰はく、「咄、男子、汝今知れりや不や、此家の長者は我れ大緣を以て其をして敬信せしめたるを」。門人報じて曰はく、「我已に之を知れり」。告げて云はく、「汝今より後、諸餘の黑鉢の輩をして輒ちに此門に入らしむる勿れ、若し入るを放さんには、我れ長者をして汝に重杖を與へ、替ふるに別人を以てせしめん」。彼便ち報じて曰はく、「仁が此門に入るをすら我が欲する所に非じ、豈に餘者をして輒ちに進ましめんをや、請ふ慮を爲すこと勿れ」。是時闡陀は時々の間に於て其舍に來詣し、長者夫婦の爲に妙法を宣揚し、三歸を受け五學處を持たしめぬ。時に長者報じて曰はく、「聖者、若し資緣に於て須うる所あらんには、我家中より意に隨うて當に取るべし、請ふ、外の爲にすること勿れ」。時に闡陀は此告を聞くと雖、一も受くる所なかりき。後に異時に於て來りて其宅を過り、彼長者の爲に[二三]七種有事福業を讃說せるに、長者は福利を說くを聞いて深く歡喜を生じ、闡陀に白して言さく、「聖者、我今有事福業を修んと欲す」。答へて言はく、「賢首、今正に是れ時なり、意に隨うて當に作すべし」。長者曰はく、「何事をか作さんと欲すべき」。闡陀報じて曰はく、「可しく衆僧の爲に住處を營造すべし」。長者便ち念ずらく、「我已に屢家貲を將つて奉施せるに、乃し縷線に至るまで曾て受けられず、今時許へりと雖復衆僧の爲なり。此知足を觀ずるに、我深く敬重す」と。白して言さく、「大德、今我が舍内に多く財賄あれば、僧伽の爲に住處を造立するを得ん、然れ

【二二】琰魔獄卒。琰魔王と琰魔卒となり。琰魔王(yama-rāja)は地獄の總司、平等に罪する故に平等王ともいひ、諍を息め罪を息むる故に諍息王ともいふ。もと光明神たりしものが闇黑神となれりとの琰摩變遷說は、別に考ふべきなり。

【二三】七種有事福業。律部十九、註(七の二四)參照。

ども我を助けて撿校するの人なし」。闡陀報じて曰はく、「我れ願はくは汝を助けて斯福事を成ぜん」。時に闡陀は長者に報じて曰はく、「仁今宜しく僧伽處に往詣して大衆に諮問し、我を撿校人と作さんことを求請すべし」。長者報じて云はく、「善い哉、我去かん」。即ち闡陀と與に相隨うて寺に向ひ、大衆中に入り僧足を禮し已りて大衆に敬白すらく、「此聖者闡陀は衆僧の爲に住處を興造せんことを樂へり、我は施主たり、幸に願はくは僧伽は慈悲もて聽許して、差して授事人と作したまはんことを」。爾の時舍利子は衆の上座たり、長者の請を見て便ち是念を作さく、「此六衆輩に比差せられざれば常に僧衆を惱ませり、況んや今差遣せんに相惱まさんこと疑はじ」。報じて言はく、「具壽闡陀、我昔に逝多園林を營造せるも誰か復我を差せる、具壽大准陀は此瞿師羅園を造れるも亦是れ誰か差作ひる。汝若し衆僧の爲に住處を造らんと欲せんには、當に自ら撿校すべし、何ぞ衆差を待たん」。闡陀聞き已るに便ち是念を作さく、「黑鉢の徒は我に見ゆるを欲せず、何に況んや差許して授事人と爲さんをや」。衆既にして差せざりければ、便ち長者と共に倶時に起ち去り、長者家に詣りて多く錢物を取め、作甎人處に往いて告げて云はく、「賢首、汝等豈に一日中に於て、成熟せる甎を以て三層の寺、[一四]一百口の房を造るを能くするや不や」。甎匠答へて曰はく、「若し多く錢物を與へ、衆人して共に爲さんに、此應に辦ずべけん」。即ち多少を索むるに隨うて其錢を給與せり。次に壘甎匠處に向うて告げて云はく、「賢首、汝等豈に一日中に於て熟甎を剗削して三層寺を造ることを能くするや不や」。次に木匠處に向ひて告げて云はく、「賢首、汝等豈に一日中に於て總じて諸の木匠を集めて三層寺を造ることを能くするや不や」。次に泥匠及び畫工處に向ひて、各作す所に隨うて問答せること前の如くし、次いで復多く傭力人を覓めて寺中に將ゐ入れ、功を併せ相助けて三層寺を造り一日にして便ち成ぜり。然れども造寺せる時に下に水竇なく上に泄渠なく、戶中の牕牖皆安置せざれば疎通處なく、形は方篅の若くにして但小門ありて纔かに出入を通ぜるのみなりき。營造既にして訖る

【一四】一百口の房。藏律には「三重層の寺の煉瓦を施與し得るや否や」とありて一百口に相當する語なし。一百の房室なり。

に、便ち往いて彼長者の家に至り報じて云はく、「長者、造寺已に成ぜり、應に慶讃を爲すべし」。長者答へて曰はく、「今時辦ぜざれば明日當に作すべし」。

爾の時世尊は便ち是念を作したまへり、「六衆闡陀所造の寺は後夜分に於て必定して崩隤せん、若し我及び僧衆にして爲に所造の寺を受用せざらんには、彼の施主は寺の崩壞を見て大懊惱を生じ、必らず熱血を歐いて命終を取らん」。世尊、阿難陀に告げて曰はく、『汝今宜しく瞿師羅園の諸苾芻處に於て之に告げて曰ふべし、「汝、諸苾芻、我每に爲に說けり、一五善行を密修して衆罪を發露せよと。汝等にして若し勝定を獲得せるあらんには、當に定力を以て初夜分に於て闡陀所造の寺中に往詣して各善品を修すべし」と』。時に阿難陀は佛の敎を奉じ已りて諸苾芻に告げて曰はく、『諸具壽　世尊に敎あり、「我每に爲に說けり、善行を密修して衆罪を發露せよと。汝等にして若し勝定を獲得せるあらんには、當に定力を以て初夜分に於て闡陀所造の寺中に往詣して各善品を修すべし」と』。時に諸苾芻は是語を聞き已るに、勝定を得たる者は佛所敎の如くに、彼寺中に往いて善品を隨修せり。世尊は便ち一六半夜に於て亦寺中に往いて世俗心を起したまへり。諸佛の常法として、若し世俗心を起したまはんには、帝釋諸天は悉く皆意を知るなり。是時帝釋諸天は佛所に來詣し、佛足を禮し已りて一面に在りて坐せり。佛爲に諸法の無常なるを宣說したまふに、佛足を禮し已りて忽然として現ぜざりき。時に諸苾芻は佛と俱に去りぬ。後夜時に至りて四面に雲起り風驚き雷震ひ、便ち大雨を下して彼寺中に滿ちしに、形、大箭の如くにして水、出處なかりければ、其水浸漬して寺便ち崩倒せり。天明に至り已りて六衆之を聞き、總じて惶怖を生じて悉く皆逃走せり。時に彼施主は卽ち是日に於て種々上妙の飲食を車載し、寺所に來詣して慶讃を申べんと欲して苾芻に問うて曰はく、「我が所造の寺は何者が是なる」。一苾芻の晩暮に出家せるあり、彼六衆と先に瑕隙ありしが長者に報じて曰はく、「此は是れ汝が寺なり、猶し駱駝の蹲伏せるが如くに崩倒せり、汝須らく意を存して已が

【一五】善行を密修してとは、「誇らざれ、自慢せざれ」との意を、辭否定を用ひずして云ひ顯はせるもの、藏律には「汝、善を誇ること勿れ、過罪を發露せよ」とあり。

【一六】半夜。中夜時なり。

寺中に入るべし、門額をして汝が頭髻に觸れしむること勿れ」。長者見已りて是の如きの念を作さく、「我れ珍財を捨つること其數無量なるに、未だ曾て受用せずして遂に崩墮を見んとは」。即ち便ち懊惱して地に悶絕せり。時に諸親族は冷水を以て面に灑ぎしに、少や蘇息するを得たり。世尊は爾の時具壽阿難陀に命じて曰はく、『汝今宜しく往いて彼長者に告げて曰ふべし、「多く施主ありて奉じて如來の爲に房舍を造立せんに、然も佛世尊竟に受用せざらんとも、彼施主に於ては福亦隨うて生ぜん。何に況んや汝が寺は初夜時に於て耆宿德行の苾芻ありて皆入りて受用し、後夜分に於ては世尊自ら往きたまひ、及び帝釋諸天皆來り雲集して汝が寺中に入り、共に爲に受用して妙法を宣說したまへり、汝が福利は無量無邊なり、當に須らく歡喜すべし、憂惱を爲すこと勿れ」と』。時に阿難陀は佛の敎を奉じ已りて長者の所に詣り、具に佛語を以て之に告げしに、長者聞き已りて阿難陀に白して曰さく、「大德、世尊大悲は我寺中に入りて爲に受用したまへりや」。阿難陀曰はく、「已に爲に受用したまへり」。長者曰はく、「大德、若し佛世尊にして我寺中に入りて已に爲に受用したまひしならんには、我能く日々に奉じて世尊の爲に斯住處を造らん」。爾の時長者は諸人に問うて曰はく、「我が善知識なる六衆苾芻は今何處に在りや」。六衆は長者が問へるを傳聞して、皆疾く來至して長者所に到りしに、長者は即ち便ち其が食を請じ已り、便ち新氈を以て人(々)に一張を奉じ、苾芻所須の資具の物は意に隨うて供給せり。時に諸苾芻は是事を見已りて六衆に報じて曰はく、「仁等能く長者の爲に大寺を造立して實に是れ牢固なりき」。六衆答へて曰はく、「汝何が議れる。我等六人は能く長者をして深く敬信を生ぜしめ、復財物を損失せりと雖而も我等に於て敬信彌隆く、供ふるに上氈を以てして人(々)に一氈を奉じ、沙門資具は意に隨うて當に給すべし」。其少欲苾芻は是語を聞き已りて共に嫌賤を生ずらく、「云何が六衆苾芻は、所作の事に於て理應に羞恥すべきに、反りて更に自高せんとは」。時に諸苾芻は即ち此緣を以て具に世尊に白すに、世尊は集僧して六衆に告げ

て曰はく、「汝等は實に是の如きの不端嚴事を作せりや」。六衆白して言さく、「實に爾り、大德」。世尊は種々を以て呵責したまひ……廣說せること前の如し……乃至、『諸苾芻の爲に其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻、大住處を作らんに、門桯邊に於て應に[一七]橫居及び諸の牕牖を安き幷に水竇を安くべく、若し牆を起さん時は是れ濕泥ならんには應に二三重して橫居處を齊るべく、若し過ぎんには波逸底迦なり」と』。

「若し復苾芻」とは、謂はく是れ六衆なり。「大」とは、二種あり、一は施物の大、二は形量の大なり。此は形量の大を謂へり。「住處」と言へるは、謂はく其中に於て行住坐臥の四威儀事を爲すを得るなり。「作る」とは、或は自ら作り或は人を使ふなり。「門樞邊に於て應に橫居及び牕牖・水竇を安くべく、若し牆を起さん時は是れ濕泥ならんに……」とは、始め地を治し基を築きてより牆壁を創起せんに、是れ濕泥なるには應に二三重して其模墼を布くべきなり。若し過ぎて著けんには波逸底迦を得ん。(「波逸底迦」とは)、義を釋すること上の如し。

此中の犯相、其事云何。若し苾芻、僧の爲に大寺を造らんとて、[一八]濕泥墼及び曳泥模を用ひんに、二三重を過ぎて作らんには皆墮罪を得ん。若し是れ熟甎及以石木ならんに、或は施主にして疾く成ずるを得んと欲すべからんには、重數を過ぐると雖並に皆無犯なり。又無犯とは、謂はく最初犯の人、或は癡狂と心亂と痛惱所纏となり。

時に諸苾芻は咸く皆疑ありて世尊に請じて曰さく、「[一九]具壽闡陀が僭差して授事人と作さんことを求めし時、何の因ありての故に尊者舍利弗は方便遮止して作すことを聽さゞりしや」。佛、諸苾芻に告げたまはく、『此舍利子は但に今日善方便を以て闡陀を遮止せるのみには非じ、乃往古昔にも亦曾て遮止せり。汝等應に聽くべし、過去世に於て雪山の中、極めて深險の處に大群鳥ありて依止して住せり。中に鳥王あり共に相統領せるに、疾病に遭へるに因りて遂に命終を致せり。時に諸群鳥既に

【一七】橫居。普通にくわんのきの事なるも、今は窗戶處を調へて堅牢ならしめんが爲に、及び光線の攝取等の爲に施せる橫木をいふ。律部十三、註(六〇九七)參照。

【一八】濕泥墼・曳泥模。藏律に此語なし。瓦とすべき柔かなる泥と泥を曳いて牆壁を作る爲の型とを云へるか。

【一九】闡陀比丘本生譚。

して其主なかりければ、更互に相欺きて不饒益を爲せり。時に諸群鳥は共に一處に集まりて相告げて曰はく、「我等主なからんには久しく存ふべからざれば、鳥王を覓めて同じく灌頂を爲して共に相領立せんと欲す、我何處に於て當に得べけんや」。斯を去ること遠からざるに老鵂鶹あり、衆皆議して曰はく、「此鳥は耆宿にして主たるべきに堪へたり、我等若し扶けんに必らず弘益あらん。此を去ること遠からざるに一鸚鵡あり、稟性聰慧にして善く機宜を識りぬれば、我等共に問はん、鵂鶹を扶けて主と爲さんこと、是事可なりや不やを」。即ち共に鸚鵡の處に往詣して問うて言はく、「鵂鶹を立てゝ主と爲さんと欲するも、是事可なりや不や」。時に鸚鵡は鵂鶹の面を覩じて頌を說いて曰はく、

「我れ鵂鶹を　　以て衆鳥の主と爲すことを愛まず
不瞋の面にして此の如し　　瞋發らんに如何せんと欲すべき」。

時に諸群鳥は此說を聞き已るに立てゝ主と爲さず、便ち鸚鵡を立てゝ以て其主と爲せり。汝、諸苾芻、異念を生ずること勿れ、往時の鸚鵡は卽ち舍利子是なり、老鵂鶹とは卽ち闡陀是なり。昔扶けて主と爲さんとせるも方便して遮止せり、今授事に差せんとして亦方便して聽さゞりしなり」と。

三一 又無犯とは、謂はく最初犯の人と、或は癡狂と心亂と痛惱所纏となり。

第三に頌に攝して曰はく、

「不差と至日暮と　　爲食と二種衣と
同路及び乘船と　　二屛と敎化食となり」。

三二 衆不差輒敎授苾芻尼學處第二十一の一

內中、頌に攝して曰はく、

【三〇】鵂鶹。よたか。

【三一】又無犯とは以下の文は再出なれば不要なり。

【三二】僧法第二十一衆不差敎授苾芻尼學處。苾芻尼敎誡には僧の選差を要す。今僧選差せざるに、自ら勝手に苾芻尼敎授に赴くを制す。

「佛、難鐸迦[23]をして苾芻尼を教誡せしめたまひ

爲に甚深の經を説くに皆阿羅漢を證せり」。

爾の時佛、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。佛は此處に於て夏安居を爲したまひしに、五千苾芻と倶なりき。耆耆の苾芻尼あり、亦此王園寺[24]に在りて安居を作せり、所謂、准陀[25]苾芻尼、民陀[26]苾芻尼、末臘婆[27]苾芻尼、大衣[28]苾芻尼、善行[29]苾芻尼、曠野[30]苾芻尼、明月[31]苾芻尼、安隱[32]苾芻尼、少力[33]苾芻尼喬答彌、蓮花色[34]・大世主[35]苾芻尼等の大聲聞尼にして、咸く此に於て住せり。時に大世主苾芻尼は五百苾芻尼と與に、以て侍從と爲して佛所に往詣し、佛足を禮し已りて一面に在りて坐せり。爾の時世尊は大世主等の爲に法要を宣説して示教利喜し歡慶せしめ已りて告げて言はく、「大主世、時至れり、可しく去るべし」。時に大世主は佛の説法を聞いて頂載し受持し、佛足を禮し已りて卽ち便ち出で去りぬ。爾の時世尊は大世主の出で去れるを見たまひて後諸苾芻に告げて曰はく、「汝等應に知るべし、我今年衰老朽し氣力羸惙しぬれば、復更に能く諸の四衆、苾芻・苾芻尼・鄔波索迦・鄔波斯迦の爲に法要を宣説せじ、汝等今より已去、耆宿苾芻は應に爲に次第して苾芻尼を教授すべし」。時に諸苾芻は佛の敎を聞き已りて、卽ち次第に依りて爲に教授せり。時に具壽難鐸迦は次に當に教授すべかりしも、而も去いて諸尼を教授することを願はざりき。時に大世主苾芻尼は復五百苾芻尼と與に佛所に往詣し……廣説せること前の如し……乃至、佛を禮して出で去りぬ。佛は大世主の出で去れるを見たまひて後阿難陀に告げて曰はく、「今當に次に誰か尼衆を教授すべきや」。阿難陀曰さく、「比來皆是れ耆宿苾芻が更次に教授して今具壽難鐸迦に至りしも、而も情に尼衆を教授することを樂欲せざるなり」。時に難鐸迦も亦佛邊の衆内に在りて住せり。爾の時佛、難鐸迦に告げて曰はく、「汝當に苾芻尼を教授すべし、應に諸尼の爲に法要を宣説すべし。何を以ての故に。難鐸迦、我當に力に隨うて苾芻尼を教授すべければ汝も亦苾芻尼を教授せよ。我れ諸尼の爲に法要を宣説す

【二三】難鐸迦(Nandaka)。舍衛城の人、比丘尼教誡第一と稱せらる。
【二四】王園寺。藏律には「……王苑にて夏安居せり」となり。律部十九、註（一三の三〇）參照。
【二五】准陀。藏律に candak=ari とす。以下の梵音も皆藏律に依る。
【二六】民陀(minda)。
【二七】末臘婆(mada)。
【二八】大衣。藏律になし。
【二九】善行(pathadcara)。pa=tacārāなり。
【三〇】曠野。藏律には「淋しき所に住する」とあり。Āḷa=vikāなり。
【三一】明月(candra)。
【三二】安隱(kṣemā)。差摩比丘尼なり。
【三三】少力。本文に少力苾芻尼喬答彌蓮華色大世主とあり。藏律に依るに少力苾芻尼にあらずして、少力喬答彌苾芻尼即ち瘦瞿曇彌(kṛśāgautamī)なるべきなり。
【三四】蓮華色(utpalavarṇā)。
【三五】大世主(mahāprajāpa=tī-gautamī)。

れば、汝も亦是の如くに法要を宣說せよ。此緣に由りての故に、彼諸尼衆をして大利益を得、大光輝ありて能く廣く增長して究竟處を獲せしめん、汝應に彼尼衆を教ふることを辭すべからず」。時に難鐸迦は佛の教を蒙り已るに默然して受けぬ。時に具壽難鐸迦は夜分を過ぎて天曉に至り已るに、日の初分に於て衣を著け鉢を持し、室羅伐城に入りて次第乞食し、既にして食を得已るに本處に還り至り、飯食し訖るに衣鉢を收め、齒木を嚼み洗足し已り、房中に旋り入りて宴默して住せり。時に難鐸迦は晡後時に於て定よりして起ち、僧伽胝を著し一苾芻を將ゐて以て後從と爲し、王園寺に向うて苾芻尼を教授せんと欲せり。既にして彼に至り已るに、時に諸尼衆遙かに難鐸迦の來るを見て白して言さく、「善來、大德」。卽ち爲に座を敷き其を請じて坐に安けり。時に諸苾芻尼は難鐸迦の足を禮し已りて一面に於て坐せるに、時に難鐸迦は諸苾芻尼に告げて曰はく、『我今諸姉妹の爲に(三六)問答法門を說かん、汝等善く聽いて若し解せんには解せりと言ひ、若し解せざるには解せずと言ひ、義に於て善く解せんには理の如くに修行し、義に於て決せざらんに當に可しく覆問すべし、「大德、此言の義は我未だ解すること能はず」と』。諸苾芻尼は是教を聞き已りて難鐸迦に白して曰さく、「大德、我れ善教を蒙りて深く希有を生じ慶悅已むことなし。是の如く大德は善く我等を教へたまはんに、我等咸く皆所教の事に隨うて問答を爲し、理に順じて修行せん」。時に具壽難鐸迦は諸尼に告げて曰はく、「姉妹、汝は(三七)內眼處に我々所ありと知れりや不や」。諸尼答へて言はく、「大德、我有るを見ず」。又問うて曰はく、「姉妹、眼既に爾るが如く……乃至、耳・鼻・舌・身・意の內處に我々所ありや不や」。答へて言はく、「大德、我有るを見ず。何を以ての故に。大德、我等正行に順修して實に此解を作せり、正慧見を以て內の六處を觀ずるに實に我あることなく、心に信解を生じて我なしと了せるが故に」。時に難鐸迦は諸尼に報じて曰はく、「善い哉、姉妹、善く能く言所詮の義を解了せり、此の內の六處は我々所なしと、是の如くに應に知るべし。又外の色處に於て我々所ありや不や」。諸尼

【三六】問答法門。問答の形式によりて法門を說くなり。

【三七】內眼處。眼根なり、色聲等の外境に對し內眼處といへり。

答へて言はく、「大德、我有るを見ず」。又問うて曰はく、「姉妹、色旣に爾るが如く……乃至、聲・香・味・觸・法の外處に我々所ありや不や」。答へて言はく、「大德、我有るを見ず。何を以ての故に。大德、我等正行に順修して實に此解を作せり、正慧見を以て外の五處を觀ずるに實に我あることなく、心に信解を生じて我なしと了せるが故に」。時に難鞞迦は諸尼に報じて曰はく、「善い哉姉妹、善く能く言所詮の義を解了せり、此の外の六處には我々所なしと、是の如くに應に知るべし。復次に姉妹、眼・色を緣と爲して能く眼識を生ず、此の識性は我々所ありや不や」。大德、有ることなし」。是の如く……乃至、「意・法を緣と爲して能く意識を生ず、此等の識性は我々所ありや不や』。答へて言はく、「有ることなし。何を以ての故に。……上に廣說せるが如し……」。……乃至、是の如くに應に知るべし。復次に姉妹、眼・色を緣と爲して能く眼識を生じ、此三和するに由りて能く觸を生ず、此觸は我々所ありや不や。……乃至、意・法・識の三能く觸を生ず、此觸は我々所ありや不や」。答へて言はく、「有ることなし。何を以ての故に。……上に廣說せるが如し……」。「……乃至、是の如くに應に知るべし。復次に姉妹、此眼・色・識の三和して觸を生ぜんに能く受を生ず、此受に我々所ありや不や。……乃至、後の三も觸に因りて受を生ず、此受に我々所ありや不や」。答へて言はく、「有ることなし。何を以ての故に。……上に廣說せるが如し……」。「……乃至、是の如くに應に知るべし。復次に姉妹、此の眼・色・識の三和して觸を生じ、此觸は受を生じ、此受は愛を生ず、此愛に我々所ありや不や。……乃至、後の三の愛に我々所ありや不や」。答へて言はく、「有ることなし。何を以ての故に。……上に廣說せるが如し……」。『……乃至、是の如くに應に知るべし。姉妹、譬へば器と油と炷及び火とに由りて方に焰ありて生ずるが如し。姉妹、焰無常なるが如く……乃至、火・炷・油・器も皆亦無常なり。姉妹、若し復人ありて是の如きの說を作さん、「器・油・炷・火は是無常なりと雖、然も此等に依りて生ずる所の焰は、定んで是れ堅固にして變壞すべからず、常住の法なり」と。是の如くに

說かん時、此人實語を僞せりと說くべきや不や』。答へて言はく、「大德、斯れ實語に非じ。何を以ての故に。此の器・油等は無常なるが故に、所生の焰豈に是常なるを得んや」。『姉妹、是の如くに內の六處は無常なり。若し復人ありて是の如きの說を作さん、「此の內六處は是無常なりと雖、然も此等に依りて生ずる所の喜・樂は、定んで是れ堅固にして變壞すべからず、常住の法なり」と。是の如くに說かん時、此人實語を僞せりと說くべきや不や』。答へて言はく、『大德、斯れ實語に非じ。何を以ての故に。……乃至、廣說し……[三八]大德、我等正行に順修して實に此解を作せり、正慧見を以て內の六處は皆是無常なりと觀じ、心に信解を生ずらく、「彼々の法生ずるに由りての故に此々の法生じ、彼々の法滅するが故に此々の法滅す」として、終に能く寂靜清涼解脫の處を獲得せり』。難鐸迦は諸尼に報じて曰はく、『善い哉善い哉、姉妹、若し能く言所詮の義を解了せんに、心に信解を生じて是れ無常なりと了し、彼々の法生ずるに由りての故に此々の法生じ、彼々の法滅するが故に此々の法滅すとして、終に能く寂靜清涼解脫の處を獲得せん。復次に姉妹、譬へば大樹の根莖內外枝葉花果貞實具足せるが如し。此の大樹の根は是無常なり……乃至、花葉も皆亦無常なり。若し復人ありて是の如きの說を作さん、「此樹根等は皆悉く無常なり、然り而して樹影は定んで是れ堅固にして變壞すべからず常住の法なり」と。是の如くに說かん時、此人實語を僞せりと說くべきや不や』。答へて言はく、「大德、斯れ實語に非じ。何を以ての故に。此の大樹の根莖枝葉……乃至、花果は皆悉く無常なり、若し根等の所依の物なきには能依の影も皆有ることを得じ」。難鐸迦曰はく、『姉妹、外の六處も皆悉く無常なること亦復是の如し。若し人あり來りて是の如きの語を作さん、「外の六處は皆是無常なり、然り而して此に依りて生ずる所の[三九]樂觸は定んで是れ堅固にして變壞すべからず、常住の法なり」と。是の如くに說かん時、此人實語を僞せりと說くべきや不や』。答へて言はく、「大德、斯れ實語に非じ。何を以ての故に。……廣說せること前の如し……」。『……乃至、終に能く解

【三八】本文に大德我等順修正行實作此解以正慧見觀內六處皆是無常心生信解由彼彼法生故此此法生、彼彼法滅故此此法滅終能獲得寂靜淸凉解脫之處とあり。

【三九】樂觸。藏律には「凡そ彼に依止する所の影は……」とあり。

說の處を獲得せん。復次に姉妹、更に譬喩を說かん、汝等應に聽くべし、諸有智者は譬喩を以ての故に能く其義を解せん。善く牛を屠る人及び諸弟子の、手に利刀を執りて其牛命を斷ち、方便して外皮を剶剝して內肉は皆傷損せず、然も腹中の肝肚腸胃に於て細割斬截して悉く皆除棄し、重ねて其皮を取り周遍して蓋覆せんが如し。姉妹、人ありて見ん時是の如きの語を作さん、「此牛は皮と相連りて別たざれば是れ有命の牛なり」と。此人是れ實語せりと說くべきや不や』。答へて言はく、「大德、斯れ實語に非じ。何を以ての故に。此屠牛人及び餘弟子は手に利刀を執りて牛命を斷ぜる時、皮肉を損せずと雖も、腹中の肝肚腸胃に於て割截除棄し、但重ねて皮を取りて周遍して蓋覆せるなれば、此肉と皮とは相連著せざるなり」。「姉妹、我れ此喩を擧げたるは餘義を曉めんと欲せるなり、理の如くに應に知るべし。言ふ所の牛とは、謂はく有色身麁重の四大にして、父母精血なる[四〇]羯剌羅等の聚集して成就せるなり。復飲食を以て共に相資養し、塗香及び澡浴等に假籍し、終には磨滅に歸して破壞し消散するなり。內肉と言へるは、謂はく內の六處なり。外皮と言へるは、謂はく外の六處なり。腹中の五藏とは、謂はく欲貪等なり。善く牛を屠る人及び餘の弟子と言へるは、謂はく是れ多聞利智なる聲聞弟子なり。利刀と言へるは、謂はく智慧の刀なり、謂はく佛弟子の心に慧劍を持ちて、[四一]彼の相應の繫縛煩惱及び諸の隨惑を斬り、對治損壞して悉く皆除棄するなり。是故に汝等は斯事を了し已らんに、當に勤めて修學すべし、放逸を爲して後に悔恨を生ずること勿れ。姉妹、若し汝等が情に染著し愛樂する所の處に於て當に善く心を防ぐべし、染未だ斷ぜざるが故に。可瞋の境に於て當に善く心を防ぐべし、瞋未だ斷ぜざるが故に。愚癡の境に於て當に善く心を防ぐべし、癡未だ斷ぜざるに由りての故に。[四二]四念住に於て當に善く心を護りて正觀して住すべし。念住を修し已らんに、[四三]七菩提分法に於て應に善く修習し多く爲に修習すべし。菩提分に於て旣にして修習し多く修習し已らんに、[四四]八支道に於て正念に成就して能く[四五]欲漏を除き、欲漏を除き已らんに有

【四〇】羯剌羅(kalala)。胎內五位の一、受胎の初より七日間の位なり。

【四一】本文に斬彼相應繫縛煩惱及諸隨惑對治損壞悉皆除棄……とあり。藏律には「一切の束縛と畏れに臥することゝ、隨惑とに普く取りまかれたるを全く斷ちて切り放し……」と。

【四二】四念住。律部八、註(四の二〇八)參照。

【四三】七菩提分。七覺支なり、律部八、註(四の一六一)參照。

【四四】八支道。八聖道なり、律部八、註(四の一六一)參照。

【四五】欲漏。次の有漏・無明漏とにて三漏といふ。欲漏は欲界の煩惱、有漏は色無色界の一切の煩惱、無明漏は三界の一切の無明をいふ。いづれも衆生を生死に漏落して出離せしめざれば漏といふ。

漏・無明漏は心に當に厭捨すべく、厭捨を生ずるが故に便ち解脫を得、解脫を得已るに解脫智見を證し、卽ちに能く我生は已に盡き梵行は已に立し所作已に辦じ後有を受けずと了達せん。汝等姉妹、是の如くに學すべし」。

爾の時具壽難鐸迦は諸尼衆の爲に示教利喜し、法を宣說し已るに座よりして去れり。旣にして明日に至りしに、時に大世主は五百苾芻尼と與に還佛所に至り、常の威儀の如くして妙法を聽き已るに佛を禮して去りぬ。佛、大世主の出で去れる見て後、諸苾芻に告げて曰はく、『汝等、此の難鐸迦が彼五百苾芻尼の爲に正教正誡して解脫を得せしめたるも、而も未だ究竟を證せざるを觀ぜよ。若し今日に於て命終せんには、我れ彼諸苾芻尼に一の繫縛煩惱にして除斷せざるあるを見ざるも、斯結惑を羈絆と爲すに由りての故に、重ねて此世に來りて更に受生せん。汝等苾芻、譬へば白月十四日の月空中に在らんが如し、人皆觀見して咸悉く疑ありて云はん「此明月は滿とやせん不滿とやせん」と。然も此明月は是れ圓滿ならざるなり、未だ究竟ならざるに由りての故に。是の如く難鐸迦苾芻は彼五百苾芻尼の爲に正教正誡して解脫を得せしめたるも、而も未だ究竟を證せざれば、若し今日に於て命終せんには、我れ彼諸苾芻尼に一の繫縛煩惱にして除斷せざるあるを見ざるも、斯結惑を羈絆と爲すに由りての故に、重ねて此世に來りて更に受生せん』。爾の時世尊は彼五百苾芻尼が不還果を得たるを記し已りて難鐸迦に告げて曰はく、「汝當に諸苾芻尼を教誡して、爲に妙法を說きて速かに出離せしむべし。何を以ての故に。我及び汝によりて諸尼を教誡せんに、其をして解脫せしむればなり」。時に難鐸迦は佛の教を聞き已るに、默然して教を受けぬ。

時に具壽難鐸迦は明白に至り已るに、初分時に於て衣を著け鉢を持し、大城中に入りて次第に乞ひ已り、本處に還り至りて飯食し訖り、衣鉢を收め齒木を嚼み澡漱し已るに、外に於て洗足し房に入りて宴坐せり。日晡時に至りて定よりして起ち、僧伽胝を著し一苾芻を將ゐて以て從者と爲し、

王園寺に詣りて苾芻尼を教授せんと欲せり。既にして彼に至り已るに、時に諸尼衆は遙かに難鐸迦の來るを見て白して言さく、「善來、大德」。卽ち爲に座を敷き、其を請じて坐に安けり。時に諸苾芻尼は難鐸迦の足を禮し已りて一面に於て坐せるに、時に難鐸迦は諸尼衆の爲に法要を宣說して示教利喜し、既にして法を說き已るに坐よりして去れり。時に大世主苾芻尼は五百尼衆と將に世尊所に往いて禮足し已り……廣說せること前の如し……乃至、佛を禮して去りぬ。爾の時世尊は尼衆の去れる後に諸苾芻に告げて曰はく、『汝等、此の難鐸迦苾芻が已に正しく五百苾芻尼を敎誡し、悉く解脫して究竟處を得せしめたるを觀たりや不や。是の諸尼衆にして若し今日に於て命終せんには、我れ彼一人も生死の路に於て重ねて遊履するを見ず、故に今時に於て諸の苦際を盡せり。汝等苾芻、譬へば白月の十五日に至りて月空中に處せんが如し、人皆覩見して復疑を生じて「此明月は滿とやせん不滿とやせん」と云ふなけん。然り此明月は是れ極圓滿なり、究竟せるに由りての故に。是の如く難鐸迦苾芻は彼五百苾芻尼の爲に正敎正誡して、解脫を得て究竟處に至らしめたれば、若し今日に於て命終せんには、流轉の路絕えて復生を受けざるなり』。爾の時世尊は五百苾芻尼は阿羅漢果を得たりと記したまひ已るに、諸苾芻衆は佛の所說を聞いて歡喜信受せり。[四六]

【四六】此下、聖本には光明皇后の願文あり。

卷の第三十一

衆不差輒敎授苾芻尼學處第二十一の二

內、頌に攝して曰く、

六衆の敎は非理なると　[一]大路及び[二]小路と
佛は勝德を彰はさしめて　廣く昔の因緣を說きたまひ
鼠に因りて多財を獲たると　醫王の心に慢を起せると
爲に智馬事を說きたまひて　聖に非ずんば稱量すること勿れとなり」。

爾の時世尊は諸の耆宿苾芻に應に爲に次第して苾芻尼を敎授すべしと令したまへり。時に六衆苾芻は其[三]次日に至りて便ち彼苾芻尼處に往詣し、彼諸尼と共に言話戲笑し、或は身手を以て互に相捫摸せるに、彼尼中に於て愛樂ある者は共に非法を作し、若し愛せざる者は卽ち彼に隨はずして、遂に廊下に於て經行して嫌罵の語を出せり。時に彼苾芻尼にして少欲・持戒を樂へる者は、便ち其事を以て往いて苾芻に白し、苾芻聞き已りて具に世尊に白すに、世尊告げて曰はく、「次第に當れりと雖應に彼六衆苾芻をして尼衆を敎授せしむべからず」。時に彼六衆は此敎を聞くと雖、自ら次第を爲して諸尼を敎授し、還復前の如くに共に非法を作せり。佛言はく、「若し衆差せざるには應に敎授すべからず」。是時六衆は是語を聞き已るに、倶に界外に出でゝ自ら相差遣し、還前過に同じくせり。佛言はく、「應に界外にして相差遣すべからず」。斯語を聞き已るに、是時六衆は便ち界內に於て病者の[四]欲を取めて餘人に問はざりき。佛言はく、『應に是の如くに別衆にて人を差すべからず、十五日[五]褒灑陀時に當りて衆僧普集せんに、應に當に差して敎授尼人を遣はすべし。應に是の如くに差すべし。先に當に能くするやを問ふべし、「汝某甲、苾芻尼を敎授することを能くするや不や」。彼應

[一] 大路(mahāpanthaka)。莫訶半託迦の譯なり。
[二] 小路(cūḍapanthaka)。朱荼半託迦の譯、大路の弟なり。
[三] 次日。已が比丘尼敎誨の順番に當れる日。
[四] 欲。羯磨欲にして淨潔欲に非ず。律部九、註(一七の一四四)羯磨欲の下參照。
[五] 褒灑陀、律部十九、註(一の五九)參照。

に答へて「我能くす」と言はんに、一苾芻をして白羯磨を作さしめよ、應に是の如くに作すべし、[六]「大德僧伽聽きたまへ、此苾芻某甲を教授苾芻尼人と爲さんとす。此某甲に樂うて教授苾芻尼に當らんことを欲せり。若し僧伽にして時至らば僧伽は應に許すべし、僧伽は今苾芻某甲を差して教授苾芻尼と爲さんとするを。此某甲は樂うて教授苾芻尼に當らんと欲すれば。白是の如し」。次いで羯磨を作すなり、「大德僧伽聽きたまへ、此苾芻某甲を教授苾芻尼人と爲さんとす。此某甲は樂うて苾芻尼を教授せんと欲せり。若し僧伽にして許さんには苾芻某甲を差して教授苾芻尼人と爲さんとす。此某甲は樂うて教授苾芻尼に當らんと欲すれば。若し諸具壽にして某甲を差して教授苾芻尼人と爲すことを許さんには默然し、若し許さゞらんには說きたまへ。僧伽は今某甲を差して教授苾芻尼に當つることを許し竟んぬ、其默然するに由りての故に、我今是の如くに持つ」と』。時に諸苾芻は世尊が說いて教授苾芻尼人を差せしめたまへるを聞いて、遂に簡擇せずして卽ち便ち差遣せり。佛言はく、「若し自ら調はざるに能く他を調へ、若し自ら靜まらざるに能く他を靜め、若し自ら安んぜざるに能く他を安んじ、自ら斷滅せざるに能く他を斷滅し、自ら欲泥に陷りて能く他を拯濟せんには、是處あることなけん」。諸苾芻に告げて曰はく、「應に簡擇を爲さずして輒ちに便ち差遣すべからず、若し苾芻、[七]七法を見せんには、衆應に教授苾芻尼に差すべし。云何が七と爲す、一には持戒、二には多聞、三には耆宿位に住し、四には[八]都城語を善くし、五には曾て身を以て苾芻尼を汚さず、六に[九]八他勝法に於て善く分別し、七に[一〇]八尊重法に於て能く善く解釋するとなり。云何をか持戒と名くる。謂はく四波羅市迦法に於て一も虧犯なきなり。云何が多聞なる。謂はく能く善く二部戒經を誦するなり。云何が耆宿位に住するとは。謂はく圓具を受けてより二十夏を滿じ或は復此を過ぎたるなり。[一一]云何が都城語を善くするとは。謂はく能く善く王都の言音を解して、語るに方域に通ずるなり。云何が身を以て苾芻尼を汚さゞるとは。謂はく曾て尼と與に身を以て相觸れ

【六】此羯磨文は百一羯磨中（寒五・六三左）の教授苾芻尼白二よりは略せる所あり。

【七】教授苾芻尼七法具足。

【八】都城語。藏律には「都の語を具せるもの」とあり。

【九】八他勝法。苾芻尼の八波羅市迦法。

【一〇】八尊重法。苾芻尼の八敬法。

【一一】藏律に「如何が都城語を具するといふや。曰はく、王城を都城といひ、その語を具するなり。それが都城語を具するといふことなり」とあり。

ざるなり、設し曾て身觸るゝとも此罪已に如法に說悔せるなり。云何が八他勝法を分別するとは。謂はく初の八に於て善く開遮を識るなり。云何が善く八尊重法を辨するとは。謂はく八事に於て善く能く開演するなり。若し苾芻にして七法を見せんに、衆應に差して教授苾芻尼人と作すべし」。世尊の說きたまへるが如くに、若し七法を具せるには衆應に教授尼衆者に差遣すべかりしに、時に六衆苾芻は差せられざるに便ち行いて教授せり。少欲苾芻聞いて嫌恥を生ずらく、「云何が苾芻、衆に差せられざるに而ち便ち自ら往いて尼衆を教授せる」。此因緣を以て具に世尊に白すに、世尊は此因緣を以て苾芻衆を集め、便ち六衆に問ひたまはく『……廣說前の如くにして種々に訶責し……乃至、我今諸苾芻の爲に其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻、僧差せざるに自ら往いて苾芻尼を教誡せんには波逸底迦なり」と』。

是の如くに世尊は諸苾芻の爲に學處を制したまひ已れり。佛、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。此城中に於て一婆羅門あり、妻を娶りての後婦は生む每に子は便ち卽ち命終せり。後に異時に於て妻復娠あり、時に婆羅門は是事を知り已りて手を以て頰を支へ憂を懷いて坐せるに、鄰家の老母あり其所に來至して告げて言はく、「婆羅門、何の故には憂を懷き頰を支へて住せる」。答へて曰はく、「我婦薄福にして每に所生の子は便ち卽ち命終せり、今復娠あり設生れんとも還死なん、寧ぞ憂へざるを得ん」。老母報じて曰はく、「若し汝が妻誕孕せん日に至らば當に宜しく我を喚ぶべし」。後の時其妻誕生の日に至りければ卽ち老母を喚べるに、母は婦所に至りて一男を誕めるを見ぬ。老母は兒を取り淨く澡浴し已りて、鮮白の氎を持して周帀して身を裹み、上妙の生酥を口內に置れて使女に授與し、告げて云はく、『汝可しく此孩兒を抱へて四衢大路に安くべし。若し沙門婆羅門の行き過ぐるを見ん時、汝應に慇重に敬を致して諸人に告げて言ふべし、「此小孩兒は聖者の足を禮しまつる」と。日暮時に至りて若し命存せんには卽ち可しく持し歸るべく、若し命存せさらんには隨處に當に

【二】開遮。持律上に於ける開許と制遮となり。

棄てゝ汝可しく歸還すべし』。是時使女は敎に隨うて兒を抱へ、四衢大路に往いて道邊に安在せり。諸外道輩は晨朝時に於て諸の天廟を禮せんとて路を涉りて過らんとせるに、是時使女遙かに彼の來るを見て遂に便ち敬を致し、孩兒を指示して告げて言はく、「聖者、此の小孩子は聖者の足を禮しまつる」。彼れ呪願して云はく、「汝が孩子をして無病長壽に、天神をして擁護せしめ、父母の所願をして悉く圓滿ならしめん」。復衆多の耆年苾芻あり室羅伐城に入り乞食を行ぜんと欲して亦此より過らんとせるに、使女之を見て亦前に同じく告白せしに、時に諸苾芻は上の如くに呪願せり。爾の時世尊は日の初分に於て衣を著け鉢を持し、室羅伐城に入りて乞食を行ぜんと欲して亦此より過らんとしたまへり。時に彼使女は世尊の來たまへるを見て、慇重至心に〔一三〕五輪を地に著けて世尊を禮し已り、孩兒を指示して合掌して佛に白さく、「此の小孩子は世尊の足を禮しまつる」。世尊告げて曰はく、「汝が孩子をして無病長壽に、天神をして擁護せしめ、父母の所願をして悉く圓滿ならしめん」。是の如くに敬を致して日暮時に至り、就いて孩子を觀ずるに命尙ほ存せるを見たりければ抱持して舍に歸れり。家人見て問ふらく、「孩子活けりや不や」。報じて言はく、「活くるを得たり」。又問ふらく、「汝、此兒を抱へて何處に安在せりや」。報じて云はく、「大路の傍に在きぬ」。父母欣悅して便ち宗親を集めて大宴樂を爲し、孩兒の與に名號を施立せんと欲せり。諸人議して曰はく、「今此の孩子は初め誕生し已るに之を大路に置けり、宜しく此兒の與に名けて大路(梵に〔一四〕莫訶半託迦と云へり)と名くべし」。此の大路童子は勝資養に由りて身速かに長大し、諸藝を學び、書算等の枝を能くし……廣く上に說けるが如し……婆羅門の所有法式、著衣・噉食・洗淨軌儀、唱誦・音聲に於て咸其妙を盡し、四明論を善くし、〔一五〕六作業を解して大智慧を具し、五百童子ありて其に就いて受學せり。時に婆羅門は離欲すること能はざりき。說ありて云へるが如し、「若し人渴逼まりて便ち鹹水を飮まんに渴更に增多す、如し婬を貪る者習欲せん時貪更に增長す」と。婆羅門は染欲捨せざりければ婦更に娘あり

【一三】五輪。五體なり、右膝・左膝・右手・左手・頭首の二肘二膝と頂とを地に投じて禮する。五處皆圓き故に五輪といひ、敬禮の最上なり。

【一四】莫迦半託迦。mahāpanthaka の音寫、大路と譯す。明本に此註なし。

【一五】六作業。自ら祠祀を解し、他に祠祀を敎へ、自ら讀誦を解し、他に讀誦を敎へ、物を施し、財を受くる方規の六事なり。律部十九、註「九の四〇」參照。

き。將に誕まんとせる時還老母を命べるに、其母至り已り其誕孕を看りて一男を産めるを見、還復前に同じくして淨く洗浴し已り、褁むに白氎を以てして使女に授與して告げて云はく、「可しく此子を持して大道の邊に安き……」とて、前の如くに教示せり。時に彼使女は稟性𡢃墮なりければ、便ち孩子を抱へて小路の邊に置き、沙門・婆羅門・外道・內道及以大師あるを見ては前に同じく指示せるに、皆呪願を爲さく、「……廣く說けること上の如し……」。日暮時に至るも孩兒存活せりければ抱持して舍に歸りしに、父母歡喜して使女に問うて曰はく、『汝、此兒を抱へて何處に安在せりや』。報じて云はく、「小路の傍に安けり」。父母卽ち便ち廣く大會を設けて子の與に名を立てんとせるに、皆云はく、「此兒は長命を求めんと欲して小路の傍に置けり、應に此兒の與に名けて小路（梵に[一六]朱荼半託迦（シユダハンタカ）と云へり。朱荼は是れ小、半託迦は是れ路、舊に周利槃特迦と云へるは訛なり）と爲すべし」。既にして漸く長大せりければ其をして受學せしめんとて、其師先に[一七]悉談章を讀ましむるに、稟性愚鈍にして[一八]談を道ふに悉を忘れ、悉を道ふに談を忘れぬ。時に親教師は其父に報じて曰はく、「我昔曾て衆多の童子を教へしも、未だ曾て此愚鈍の小兒を見ず、大路童子は少しく授けん時領解する所多かりしも、然も此童子は悉を道ふに談を忘れ、談を道ふに悉を忘るれば、我實には其に學問を教ふること能はじ」。父、語を聞き已りて便ち是念を作さく、「一切の婆羅門皆[一九]文學あるには非じ、宜しく其をして明論を闇誦せしむべし」とて、將ゐて明師に付して誦業を教へしめぬ。師乃ち明論を誦せしむるに[二〇]蓬を道ひては瓮を忘れ、瓮を道ひては蓬（此蓬瓮の二聲は是れ婆羅門の四明論中の秘密の字なり、能く多義を含み人神を統攝し、習誦せん者廣く福智を生ず。凡そ厥初學は皆手を以て聲を逐うて其をして誦習せしむるなり。亦闡陀聲と云ふ、是れ節斷の義なり。然して悉・談・蓬・瓮の字は翻ずべからず、是故に其梵韻を存せり）を忘れぬ。是時彼師は其父に告げて曰はく、「我昔曾て衆多童子を教へたりしも、未だ曾て此の愚鈍の小兒を見じ。蓬を道ひては瓮を忘れ、瓮を道ひては蓬を妄る、我實に其をして誦習せしむること能はじ」。時に婆羅門は斯語を聞き已りて復是念を作さく、「一切の婆羅門皆誦習を能くせるには非じ、但[二一]種姓婆羅門と作らんに自然に活くるを得

【一六】朱荼半託迦。cūḍapanthaka の音寫、小路と譯す。明本には此註なし。
【一七】悉談章。悉談（siddhaṃ）とは成就せよかし義、母韻子韻の四十七言を本として十八章の文字及び名句を成就する故に悉談章といふ。南海寄歸傳（四）に西方學法を詳かに述ぶる中、「一には則ち創學悉談章なり、亦悉地羅窣覩と名く、斯れ乃ち小學標章の稱なり。但し成就吉祥を以て目と爲す、本四十九字ありて共に相乘轉して一十八章を成ず」と記せり。
【一八】悉・談。藏律にては sid, dhaṃ とせり。
【一九】文學。藏律の語は lipyakṣarakuśala に相當せり。卽ち善能文字の義なり。
【二〇】蓬・瓮。藏律にては bha Oṃ とせり。
【二一】種姓婆羅門。藏律の語は jātibrāhmaṇa に相當せる故に、かざりなき、眞相卽ちうぶなる婆羅門の義なり。

ん、亦何事か辛苦せん」。此童子稟性愚鈍なりしに由りて、時人皆悉く喚びて愚路と爲せり。父は愚路に於て偏に愛念を鍾め、請召處あるには必らず將に隨逐せり。後に異時に於て父婆羅門は身重病に嬰り、醫藥を加ふと雖漸（々）に就ち衰羸せりければ、大路に告げて曰はく、『我れ世を歿せん後汝には憂慮なきも、然も愚路は無識なれば、爾輕んずること勿れ、安危共に同じくして始終に相濟ひて兄弟の義を盡せ、當に吾語を憶すべし。佛言曰したまへるが如し、

「積聚せるは皆消散し　崇高なるは必らず墮落せん
會合せるは終に別離し　有命は咸く死に歸せん」

と』。是語を說き已りて卽ち便ち命終しければ、二子悲號して具に凶禮を辨へ、林所に送り至り焚燒既にして訖りて憂を懷いて歸れり。是時舍利子及び大目連は五百苾芻と與に憍薩羅國に詣り、人間に遊行して室羅伐城に至りしに、城中の人衆は舍利子及び大目連が五百苾芻と與に此に來至せんと欲すと聞いて出城して迎接せり。爾の時大路は此城外に於て一樹下に在り、五百人を領して其に學業を授けしが、諸大衆の俱に共に出城せるを見て學徒に問うて曰はく、「今此人衆は何處に去かんと欲するなりや」。學徒報じて曰はく、「此諸人衆は舍利子及び大目連が、五百苾芻と與に此に來至せんと欲すと聞いて、共に出でゝ迎候せんとせるなり」。大路問うて曰はく、『彼二人は何の觀るべきありや、我昔聞けり、「彼俱に最上の婆羅門種を棄てゝ、第二族なる刹帝利種沙門喬答摩處に於て出家を爲せり」と。何ぞ迎ふるに足らんや』。彼門人中に摩納縛迦ありて三寶を崇重せるが、前んで師に白して曰さく、「大師。是語を作すこと勿れ、彼は聖果を獲て大威神あり、若し大師にして彼說法を聞かんに、必らず當に隨從して出家を求むべけん」。時に諸學徒は每に〔二二〕假日に於て、或は城市を觀じ、或は〔二三〕仙渠に往き、或は〔二四〕祠薪を取り、或は天廟を禮せり。後に休假に因みて學徒出で行けるに、大路念じて曰はく、「摩納縛迦は佛法を稱讚せり、我今宜しく竊かに往いて之に聽くべし」。便ち

【二二】假日。暇日なり。
【二三】仙渠。藏律の語は tīrthopaspṛśyaka に相當す。卽ち外道の六根を淨めんとて洗浴する處便ち河岸の水浴場にしたし觸れる者の義なり。
【二四】祠薪。藏律の語は samidhāhāraka に相當し、祭祠の爲の燒木を取り來るものとの義なり。

城外に出づるに一苾芻の樹下に經行せるを見たれば、往いて其所に詣り告ぐて言はく、「苾芻、世尊の妙法、爲に多少を說け」。時に彼苾芻は卽ち爲に廣く十惡業道・十善果報を說けるに、大路聞き已りて心に敬信を生じて告げて言はく、「苾芻、我當に久しからずして還更に重ねて來るべし」とて、遂に捨てゝ去りぬ。後の假日に於て重ねて彼苾芻所に詣り還說法を請ぜしに、苾芻は卽ち爲に廣く十二緣生を說けり。彼旣にして聞き已るに倍深信を生じて白して言さく、「聖者、我頗し善說法律に於てして出家を爲さんに、如來所に在りて梵行を修するを得るや不や」。時に彼苾芻は是の如きの念を作さく、「我今宜しく其出家を許して、法輪に駕せしめ法炬を持たしむべし」。婆羅門に告げて曰はく、「汝が意樂に隨はん」。婆羅門曰はく、「我れ此處に於ては衆に知識せられて出家すること能はざれば、當に他方に詣りて出家事を爲すべし」。苾芻遂に卽ち將ゐて餘處に向ひ、而ち出家を與へ幷に圓具を授けて告げて言はく、「具壽、佛所說の如くんば二種の業あり、一には讀誦、二には禪思なり、此二の中に於て汝は何の事を樂ふや」。答へて曰はく、「鄔波馱耶、二種倶に作さん」。便ち晝日に於て衆經を讀誦せるに未だ久しからざるの間に善く三藏に閑に、初・後夜に於て觀察思惟して諸の煩惱を斷じて阿羅漢を證し、三明六通し八解脫を具して、「我生は已に盡きぬ、梵行は已に立し、所作已に辨じ、後有を受けず」との如實知を得、心に障礙なきこと手にて空を撝ふが如く、刀割と香塗とに愛憎起らず、金を觀ずるに土と等しくして異あることなく、諸の名利に於て棄捨せざるなく、釋梵諸天は悉く皆恭敬せり。爾の時大路は旣にして果を得已るに便ち自ら念を生ずらく、「我比讀誦し勤苦思惟して得べき所の者は今已に獲得せり、我今宜しく室羅伐城に往いて世尊の足を禮して承事供養すべし」。遂に五百門徒と與に衣鉢を執持し、漸次に遊歷して室羅伐城に至れり。時に此城人は具壽大路が五百人を將ゐて、憍薩羅より人間に遊行して此に來至せんと欲すと聞き、時に諸大衆は咸く皆出で迎へり。時に彼愚路は兄と別れて後家業日に衰へ、遂に貧窮なるに至り乞

求して活命せしが、衆人の出づるを見て問うて曰はく、「何の意にて諸君は俱に城郭を出づるぞや」。諸人報じて曰はく、「聖者大路は五百人と與に憍薩羅より今此に來至せんとすれば、是故に諸人は出城して迎接せんとてなり」。愚路聞き已るに是の如きの念を作さく、「此諸人等は彼が兄弟に非ず亦宗親にも非ざるに尙ほ出でゝ相迎へんとす、我は是れ其弟なり、何に因りてか去かざらん」。卽ち隨うて俱に出でゝ兄と相見えしに、兄慰問して曰はく、「愚路、汝と久しく別れぬ、若爲が存養せる」。答へて曰はく、「辛苦して活を爲せり」。問うて曰はく、「何ぞ出家せざる」。答へて曰はく、「我既に至愚至鈍なり、誰か我をして出家せしむることを肯んぜん」。大路便ち念ずらく、「知らず、此弟に善根ありや不やを」。因りて卽ち觀察せるに、善根あるを見ぬ。「善根ありと雖、誰と與に相屬すべき」。已に屬せるを觀知し已りて告げて言はく、「可しく來るべし、汝に出家を與へん」。答へて曰く、「善い哉」。便ち出家を與へ幷に圓具を授け、一伽他を授けて勤めて習誦せしむらく、

「身語意業に惡を造らざれ　世間の諸の有情を惱まさゞれ
正念もて欲境の空なるを觀知し　無益の苦は當に遠離すべし」。

爾の時愚路は此伽他を誦せるに、三月を經たりと雖誦得すること能はざりしに、諸牧人あり、其誦聲を聞いて悉く皆闇得せりき。是時愚路は恭敬心を起し、牧人處に詣りて伽他を授けんことを請ぜるに、彼便ち爲に說きぬ。然り諸佛常法として二時中に於て聲聞弟子は悉く皆普く集まれり、一は謂はく五月十五日安居せんと欲する時、二は謂はく八月十五日隨意せん時なり。若し初に於て集來せんには、各師所に於て其學業を受くるなり、所謂思惟と讀誦となり。既にして受得し已るに、便ち城邑聚落に於て而ち安居を作すなり。若し後に集來せんには、曾て受けたる經を試みて更に新業を請ひ、證悟する所あらんには皆悉く白知するなり。時に具壽大路の所有弟子門人は各隨處に安居じ已り、後集時に至り大路の所に詣りて曾て受けたる經を試みて更に新業を請じ、證悟する所あ

りしには皆悉く已知せり。若し愚鈍の者は六衆邊に於て共に相承事せり。爾の時愚路も亦六衆に近づきしに、六衆告げて曰はく、「愚路、汝が同學は各師所に向ひて學業を受けんことを請ぜるに、汝何が去いて新業を請はざる」。答へて曰はく、「我三月に於て一伽他を誦せるも尙ほ得ること能はず、何の暇ありてか新を求めん」。六衆告げて曰はく、『具壽、說を聞かざるべけんや、「所受の業にして若し習はざらんには、日に增して澀を生ぜん」と。豈に伽他を誦得せざるあらんや、汝今宜しく教誦者を求むべし』。是時愚路は苦に勸進せられ、便ち往いて彼の親教師邊に到りて白して言さく、「大師、幸に願はくは我に教誦人を授けたまはんことを」。大路聞き已るに是の如きの念を作さく、「是れ愚路自ら此心を發せりとやせん、是れ傍人の共に相激發せるなりとやせん」。又更に觀察して、他人のために勸奬せられたるを見ぬ。復愚の路を觀ずらく、「勸讃に因りて方に能く化を受くるとやせん、呵責に因りて化度するに堪へたりとやせん」。呵責に由りて方に能く化を受くるを觀じ、遂に乃ち手にて其項を扼へ、推して房より出さしめて責めて曰はく、「汝は是れ至愚・極愚・至鈍・極鈍なり、汝は佛敎に於て何の所爲をか欲すべき」。是時愚路は乃し房外に於て泣涙交胸して長歎して曰はく、「我は俗に在るに非ず復出家に非じ、今艱辛を受くるも何の控告をか欲せん」。世尊の常法として時々の中に於て或は山澗に遊び、或は林藪に遊び、或は屍林に往き、或は寺に遊びたまへり。爾の時世尊は因緣ありての故に大路の房に往かんとし、到り已るに便ち愚路が房外に悲啼せるを見て問うて曰はく、「汝今何の意にてか房外にて悲啼せる」。白して言さく、「世尊、我性愚鈍にして聰慧力なければ、親教師に房外に驅出せられ、既にして俗に居るに非ず復出家にも非じ、今艱辛を受くるも控告せん處もなければなり」。世尊告げて曰はく、「理、是の如くならじ、牟尼の聖敎は是れ汝が師の、三無數大劫に於て備に無量百千の苦行を受けて、[三五]六到彼岸を圓滿し修成せる所より持し來れるには非ずや。然り此聖教は但に是れ我が長時に於て、具に萬行を修して自ら持し來れるなり。汝

【三五】　六到彼岸。布施・持戒・忍辱・精進・禪定・智慧の六波羅蜜行なり。

頗し能く我邊に於て親しく誦を受くるや不や」。爾の時愚路佛に白して言さく、「世尊、我既に至愚・極愚・至鈍・極鈍なり、云何がしてか大師の所に於て親しく學業を受くることを能くせん」。爾の時世尊は伽他もて告げて曰はく、

「愚人自ら愚なりを說かんに　此を名けて智者と爲す
愚者は妄りに智なりと稱す　此を謂ひて眞の愚癡なりとす」。

然れども佛世尊が受學者に於て親しく句字を敎へたまはんこと、是處あることなきなり。爾の時佛、阿難陀に告げて曰はく、「汝可しく愚路を敎授すべし」。時に阿難陀は「唯然り」とて勅を受け、其をして讀誦せしめしに、而も彼は學業を受持すること能はざりき。時に阿難陀は佛所に往詣し、雙足を禮し已りて一面に在りて立ち、佛に白して言さく、「世尊、我既にして親しく大師に侍して法藏を受持したれば、徒衆婆羅門等を指撝して其が爲に法を說かんも、而も我れ愚路に敎ふることを得べきなし」。爾の時世尊は便ち愚路を喚びて兩句の法を授けたまはく、「我れ塵を拂ひ、我れ垢を除かん」と。此亦言に隨うて記憶すること能はざりければ、世尊は見已りて其障の重きを知しめし、敎令し除滅せんとて愚路に告げて曰はく、「汝、諸苾芻の與に鞋履を拂拭することを能くするや不や」。佛に白して言さく、「能くす」。「汝今宜しく去いて諸苾芻の爲に鞋履を拂拭すべし」。即ち敎を奉じて作さんとせるに、諸苾芻は許はざりき。佛言はく、「汝等遮すること勿れ、此人をして業障を除去せしめんと欲するなれば、其兩句法もて汝等は應に敎ふべし」。時に諸苾芻は鞋履を拂はしめて兩句法を敎へしに、愚路精勤して常に此法を誦し、功を積みて已まざりければ、遂に通利なるを得たり。時に愚路苾芻は便ち後夜時に於て是の如きの念を作さく、『世尊は我をして兩句法を誦せしめたまへるも、「我れ塵を拂ひ、我れ垢を除かん」とは、此の字句の其義云何。塵垢とは二あり、一は內にして二は外なり、此の法言は內を表はすとやせん外を表はすやせん、是れ直詮なりとやせ

ん是れ密說なりとやせん』。是思惟を作せるに忽然として啓悟し、善根發起して業障消除し、曾て學はざりし所の三の妙伽他は、卽ち此時に於て心に從うて顯現せり、

「此塵とは是れ欲にして土塵には非じ　此欲を密說して土塵を爲したまへり
智者は能く此欲染を除く　是れ無慚放逸の人には非じ。[二六]
此塵は是れ瞋にして土塵には非じ　此瞋を密說して土塵と爲したまへり
智者は能く此瞋恚を除く　是れ無慚放逸の人には非じ。
此塵は是れ癡にして土塵には非じ　此癡を密說して土塵と爲したまへり
智者は能く此癡毒を除く　是れ無慚放逸の人には非じ」。

爾の時愚路は此頌義を憶し理の如くに修行して三毒を蠲除し、勤勇怠るなくして諸の煩惱を斷じ、須臾の頃に於て阿羅漢果を證し、平等に運心して愛憎二なく、無明の殼を破して永く樊籠を出で、釋梵諸天は尊重供養せり……廣說せること上の如し。卽ち其處に於て跏趺して未だ起たざりしに、大路は因みて行いて其端坐せるを見ぬ。然り阿羅漢も若し觀察せざらんには智見生ぜざるなり。乃ち其臂を牽いて喚んで云はく、「具壽、且らく起きて習誦し、然して後思惟せよ」。愚路苾芻は兄の慈悲とて臂を引いて喚起せるを見て、座より離れずして長く其手を舒ぶること、象王の鼻の如くして隨逐して去りしに、大路は廻顧して希有なるを見已りて問うて言はく、「具壽、汝能く此殊勝の德を證會せりや」。愚路默然して對ふるなかりき。時に彼愚路苾芻は勝果を得已るに、諸の外道輩は共に譏嫌を起せるらく、『沙門喬答摩は自ら「我れ甚深の妙法を證せり、知り難く悟り難く、思量者の能く測る所に非じ、大聰智人にして方に能く解了す」と云へるは、是れ誠に妄說なり。何を以ての故に、今此の愚路は至愚・極愚・至鈍・極鈍なるに尙ほ能く證入せり、何が甚深なる』。世尊知り已りて是の如きの念を作したまはく、「我が此弟子の德は[二七]妙高の若くなるに、云何が諸人は皆嫌謗を起せ

【二六】宋・元・明三本には此次に此塵是貪非土塵、密說此貪爲土塵、智者能除此貪毒、非是無慚放逸人の四句二十八字を加へたり。藏文も三偈なれば、宋・元・明本が四偈とせるは、任意に增補せるものと考へらる。

【二七】妙高。妙高山なり、修迷樓(Sumeru)卽ち須彌山の譯。

る、今者宜しく應に其德を顯揚すべきなり」。爾の時世尊は阿難陀に告げて曰はく、「汝今往いて愚路に勑して苾芻尼を教授せしめよ」。時に阿難陀は佛の教を奉じ已るに愚路の所に詣りて告げて言はく、『具壽、大師に命あり、「具壽をして苾芻尼を教授せしめよ」と』。愚路聞き已りて便ち是念を作さく、「何の意にてか世尊は諸の耆宿大德苾芻を捨てゝ、我をして苾芻尼衆を教授せしめたまへる意我をして自ら勝德を彰はさしめんと欲したまへばなり、今我宜しく應に大師が意を滿たすべきなり」。時に苾芻尼ありて寺中に來り入り、教授師を請ぜんとて授事苾芻に問うて曰はく、「聖者、我等が爲に教授師と作れるは誰なりや」。報じて言はく、「具壽愚路なり」。彼尼聞き已りて自ら相告げて曰はく、「仁可しく諸大德の、女人を輕蔑せるを觀るべし、此の苾芻は三月中に於て一頌をも持たざるに、云何が諸尼を教授せしめんと欲せる。然り彼諸尼には三藏に閑に辯才無礙なるありて是れ大法師なるに、如何ぞ彼をして來りて相教授せしめんとせる。我等、試みに當に就りて其足を禮すべし」。至り已りて敬を致して白して云さく、『阿遮利耶、存念したまへ、王園寺苾芻尼衆は逝多林苾芻僧足を[二八]畔睇して大德に問ひまつる、「少病少惱にして起居輕利に、安樂行したへりや不や」。今我等をして教授師を請ぜしめたまはんことを』。愚路答へて曰はく、「[二九]奧箄迦」。(譯して方便と爲す。此語の意は汝が陳ぶる所は皆是れ涅槃に趣くの方便なることを道へるなり。若し譯して好と爲し、或は爾りと云はんには舊に異ならずと雖、便ち方便の理に乖く。此が爲に時に本字を存せるのみ。)。彼尼聞き已りて自ら相告げて曰はく、『此亦「奧箄迦」と道ふことを解せり』。即ち辭して去り尼寺中に至るに、諸尼問うて曰はく、「姉妹、當に來りて我等を教授せんと欲するは誰なりや」。報じて言はく、「是れ聖者愚路なり」。時に十二衆苾芻尼は斯說を聞き已りて共に相告げて曰はく、「仁等、諸大德の、女人を輕蔑せるを見よ。彼苾芻は三月中に於て一頌をも持たざるに、云何が諸尼を教授せしめんと欲せる。……廣說せること上の如し……」。遂に相告げて曰はく、『姉妹、我等六人は當に師子座の高さ十二肘なるを敷くべく、六人は當に室羅伐城に往いて、諸の聚落衢路の所に於て遍く相告げて諸人

【二八】畔睇。vandana の音寫、敬禮の義とり。

【二九】奧箄迦 aupāyika の音寫、好方便の義なり。好し又は爾りと譯し來りしも、更に此語の意の甚深なるもの顯はれざれば、原音を存すと義淨三藏は註を施しておる。

に令すべし、「當に知るべし、明日王園寺に大法師ありて辯說滯るなく、來りて諸尼を敎授して殊勝の法を說くを。若し能く聽かんには、當に見諦を得て生死の內に於て復輪廻せざるべけん」と。是の如くして諸人來りて其法を聽かんに、愚路苾芻若し當に默然して酬對することあることなからんには大衆嗤笑せん。此緣に由りての故に、諸愚者をして復更に來りて尼衆を敎授せざらしめん」。是議を作し已るに六人は高座を敷設し、六人は遍く坊城に告げて、思惟せる所に隨うて咸く皆作し了れり。爾の時愚路は日の初分に於て衣を著し鉢を攝し、室羅伐城に入りて次に行いて乞食し、既にして食を得已りて本處に還り至り、飮食し訖るに衣鉢を收め洗足し已り、旋りて房中に入り繫念して住し、日晡後に至りて禪定より起ち、一苾芻を將むて王園寺に詣れり。時に彼寺內に無量百千の大衆ありて雲集し、或は先世の善根に警覺せられたるあり、或は現緣に共に相啓悟せるありき。時に彼大衆は具壽愚路の遠くよりして來れるを見て共に相問うて曰はく、「兩人倶に至れり。誰か是れ法師なる」。人あり告げて曰はく、「前なるは是れ法師なり」。時に諸大衆は各輕賤を生じて是の如きの語を作さく、「諸苾芻尼は故心に我を惱ませり、此の愚路は三月內に於て一頌をも持たざりしに、豈に能く敎授して我が爲に法を說かんや」。是說を作せるあり、「我等且らく觀ぜん、若し能く法を說かんに常に可しく之を聽くべく、若し故に相調弄せんには、起ち去らんも損に非ず、去るも亦晚きに非じ」。諸人咸く坐して共に得失を觀ぜり。是時具壽愚路は師子座の高きを見て便ち是念を作さく、「相調弄せりとやせん、敬重せりとやせん」。相惱まさんが(爲)にして心に恭敬なきを觀知しなければ、時に具壽愚路便ち右手を舒ぶること象王の鼻の如くし、其高座を按して卑小ならしめ安詳として座に就けり。是時大衆處寬くして普く見ること能はざりければ、法師卽ち便ち心を斂めて入定し、既にして入定し已るに身を隱して現ぜず、卽ちに東方に於て空に騰りて上り、四威儀を現じて身より水火を出して十八變を作し、南西北方にも亦復是の如くし、神通を現じ已りて

還りて本座に居し、諸苾芻尼に告げて曰はく、「我れ三月に於て一伽他を受けぬ、汝等樂うて其義を聞かんと欲するや不や、假令我七日七夜に於て、一々字句に於て其義を分別せんとも亦未だ盡すこと能はじ」。即ち便ち爲に伽他の義を說くらく、『身語意業に惡を造らずとは、佛は說きたまへり、「有情をして諸の惡業を造らしめざるなり」と。所謂身に三惡を造る、殺と盜と邪婬となり、語に四罪と爲す、妄語と離間語と麤惡語と綺雜語となり、意に三罪を造る、貪と瞋と邪見となり。此等の諸罪は世尊は諸の有情をして心に隨うて造作せしむるを欲したまはざるなり』。是の如く半頌に善く譬喩を爲せるに說未だ了らざる時衆中の一萬二千の有情は皆悉く遠塵離垢して法眼淨を得、眞諦を明見して或は煖法を得、或は頂・忍或は世第一法を得、或は預流・一來・不還を得、或は出家して阿羅漢果を證せるあり、或は聲聞菩提或は獨覺菩提或は無上菩提を發趣せるありき。是時大衆は咸悉く佛法僧寶に歸依して未曾有なりと歎ぜり。爾の時具壽愚路は旣にして諸人の爲に法要を宣說し、示教利喜し已りて座よりして去りしに、苾芻尼衆は歡喜して奉行せり。時に十二衆苾芻尼は所懷を遂げざりければ、默赧して說くことなかりき。時に六衆等は遙かに愚路が外よりして來れるを見て各是念を作さく、「今日愚路は衆多人をして敬信を生ぜざらしめたらん」。六衆は對面して言告すること能はざりければ但從者苾芻に問うて曰はく、「愚路は今日幾人衆をして不信を生ぜしめたりや」。答へて曰はく、「唯希奇ありて曾て一人も心に不信を生ぜるはなかりき。然り佛世尊が婆羅尼斯施鹿林に於て、人天衆の爲に三たび法輪を轉じたまへり。愚路も今時更に復隨轉して、乃し半頌の伽他を說いて猶ほ未だ了らざるに至りて、諸大衆をして果を獲ること無邊に、三菩提に趣き三寶に歸向せしめぬ」。是時愚路は便ち佛所に詣り、佛の雙足を禮して一面に在りて坐せり。爾の時世尊は諸苾芻に告げて曰はく、「汝、諸苾芻、我が聲聞弟子の中に於て心に善く解脫せる者とは、愚路是なり」。爾の時世尊は「持戒は速かに解脫を得んと讚歎し、「破戒は生死に沈溺せん」と毀訾して、諸苾芻に

告げて曰はく、「前は是れ創制、此は是れ隨開なり、我今諸苾芻の爲に重ねて學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻、僧差遣せざるに、自ら往いて苾芻尼を教誡せんには、勝法を獲たるを除き波逸底迦なり」と」。

「若し復苾芻」とは、謂はく是れ六衆なり。「僧」の義は上の如し。「差遣せず」とは、謂はく白二法を作さゞるなり。「苾芻尼」とは、謂はく此法中の尼なり。「教誡」とは、謂はく戒定慧の法を以て之に教授するなり。「勝法を獲たるを除く」とは、若し殊勝の法を得たるには差せざるも過なきなり、是故に「除く」と言へり。餘は上に釋せるが如し。

此中の犯相、其事云何。若し諸苾芻にして界外に於て人を差せんには衆は惡作罪を得、差せられたる人若し往いて教誡せんには墮罪を得ん。若し界內に於て人を差せりと雖、而も褒灑陀日に非らざらんには衆は惡作罪を得、差せられたる人若し往いて教誡せんには墮罪を得ん。若し界內に於て復是れ褒灑陀日なりと雖、然も衆集まらざらんには得罪は前に同ず。若し差法過なからんも、然も持戒に非ざらんには得罪は前に同ず。復持戒なりと雖然も多聞に非ず、未だ二十夏に滿たず、二十夏に滿てりと雖然も善く都城の語を解せるに非ず、善く〔三〇〕方言を解せりと雖然も曾て苾芻尼を行して如法に除悔せず、復清淨なり雖然も八他勝法に於て分別して尼に教示すること能はず、此能く說くと雖然も八尊法に於て分別すること能はざらんに、此等の諸法若し具足せざらんには衆は惡作罪を得差せられたる人は悉く墮罪を得るなり。若し差遣すること如法にして衆德圓滿し、衆僧に過なくして教授せんには無犯なり。若し住處に於て尼を教授する人なからんには、應に〔三一〕略教授法を爲すべし。（便ち）若し苾芻尼來りて教授人を請ぜん時、若しは上座若しは授事人は應に彼に告げて曰ふべし、「姊妹、苾芻尼僧伽は和合清淨にして過犯なきや不や。今此衆中には人の樂ひ往いて尼衆を教授するなければ、汝等僧伽は當に謹愼放逸すること勿るべし」。答へて「奧箄迦」と曰ひて、尼は應

〔三〇〕方言。中方の言、即ち都城語なり。

〔三一〕略教授法。

に禮足して去るべきなり。又無犯とは、謂はく最初犯の人、或は癡狂と心亂と痛惱所纏となり。

時に諸苾芻は咸く皆疑ありければ、世尊を請じて疑惑を斷除せんと欲して佛に白して言さく、「世尊、何の因緣を以て[三二]十二衆苾芻尼ありや、又十二衆苾芻尼は何の故に具壽愚路の與に無利事を作さんと欲して反りて大益を成ぜしや、唯願はくは世尊爲に因緣を說きたまはんことを」。世尊告げて曰はく、『汝等苾芻、但に今日無利を作さんと欲して反りて大益を成ぜるのみには非じ、乃往古昔に斯等の諸尼は無利を作さんと欲して反りて利益を招けり。汝等應に聽くべし。過去世の時一聚落に於て婆羅門あり、妻を娶りて未だ久しからざるに便ち一息を生み、後に復一男を誕み、是の如くして乃し十二子を生むに至れり。年と倶に長大して各並に妻を娶りければ廣く居宅を爲せるに、其母久しからずして染患して命終し、父は旣にして年衰して兩目[三三]青盲にして一ゝ覩る所なかりき。時に彼新婦に見在らざる時は便ち外人と與に邪惡事を行ぜり。婆羅門は善く聲相を知りて行聲を聞かん時は、是は已が子なりと知り是れ他人なりと知れり。彼が行聲を聞くに已が子に非ざるを知りて、即ちに彼新婦を呵叱して曰はく、「汝、是の如くに邪惡行を造ること莫れ」。時に彼新婦は其瞋れるを知り已りて共に相告語すらく、「此婆羅門は當に我等が與に無利事を作すべけん、我今宜しく其美食を絕つべし」。便ち麁飯を與へ、投ずるに醋漿を以てせり。時に婆羅門は年旣に衰耄して噉食に堪へざりければ、時に婆羅門は諸子に告げて曰はく、「汝が諸新婦は我に麁食を與へ、投ずるに醋漿を以てせり、豈に能く命を濟はんや」。時に彼諸子は其婦に告げて曰はく、「汝等何に因りてか父に麁飯を與へ、和するに醋漿を以てせる」。婦、夫に告げて曰はく、「大翁が福盡きたるなり、我等何の過かあらん。每に飯を煮ん時、其釜中に於て投ずるに白米を以てせるも變じて赤飯を成じ、和するに美酪を以てせるも轉じて醋漿と作れるなり」。其夫報じて曰はく、「何ぞ斯理あらん」。妻便ち答へて曰はく、「仁若し信ぜざらんには、當に可しく親しく觀ずべし」。諸婦議して曰はく、「我已に

【三二】十二衆苾芻尼本生譚。宋・元・明・宮本には十二衆苾芻とせるも今改めず。十二衆の名は律に明示せず。

【三三】青盲。あきめくら。

夫に告げぬ、須らく求めて過を免るべし」。遂に陶師處に至り告げて曰はく、「賢首、汝頗し兩枚の瓦釜の、口一にして腹二に、各數升を容るゝを作るを能くするや」。陶師曰はく、「我に倍價を與へんに我當に爲に作るべし」。報じて言はく、「善し」。陶師作し已るに婦即ち直を酬い、持し歸りて翁の爲に食を作すに、私屛處に在りて二釜中に於て一隔內には赤米を投じ、一隔內には醋漿を置れ、既にして夫の前に對ひ、即ち便ち一隔內に白米を投じ一隔內に美酪を置れて二釜俱に熟せり。遂に夫に告げて曰はく、「先に翁に食を與ふるとやせん、君先きに食すとやせん」。夫曰はく、「先に我父に奉ぜん」。其妻即ち一釜中より斟りて赤飯を與へ、次に一釜より酌みて醋漿を與へ、次いで夫邊に至り授くる白糜を以てし、幷に美酪を安きぬ。兒既にして見已りて其父に白して曰さく、「慈父が福德は實に爾く消亡せり、同一釜中に白米を著れ及び美酪を安けるを看たるに、其熟し已るに及びては變じて赤飯醋漿と爲れり」。其父聞き已りて竊かに是念を作さく、「我れ少小よりして欺誑を行ぜず、生計を興立するに皆如法に求財せり、何の故にか今時福業消盡せる、蓋し應に是れ此惡行婦人の自ら詐僞を爲して我を欺けるなるべし」。老翁便ち人在らざる時を伺ひ、獨廚中に入りて諸釜器を摸りしに、便ち闇に兩釜俱腹にして中に隔あるを捉へければ、遂に即ち釜を持ちて之を屛處に藏し、諸子既にして至るに釜を持ちて告げて曰はく、「汝等當に知るべし、我福盡きたるに非じ、釜、福をして盡さしめたるなり」。伽他を說いて曰はく、

「諸子、當に知るべし　他釜は口腹を一にせり
　吾今福業盡きたるは　一釜兩腹より生ぜるを」。

時に彼諸子は斯事を見已りて各其妻を忿り嚴しく楚撻を加へて告げて云はく、「若し更に是の如くせんには、當に重杖を與へ汝を驅りて舍より出すべし」。是時諸婦は是語を聞き已りて遂に相告げて曰はく、「此老婆羅門は兒と共に計校して我を害せんと欲すれば、我等宜しく應に餘の方便を作して

其命根を斷ずべし」。時に弄蛇人あり來りて其宅に入りしに、諸婦問うて曰はく、「毒蛇の賣るありや不や」。答へて曰はく、「何等の蛇を須むるや、死とやせん活とやせん」。報じて言はく、「死者なり」。彼れ是念を作さく、「何の意にてか諸婦は從うて死蛇を索むる、豈に意ありて當に此老婆羅門を殺さんと欲するには非ざらんや」。問うて曰はく、「幾價を酬いんと欲するや」。答へて曰はく、「汝を索むる所に隨さん」。然り諸毒蛇は逼惱せらるゝ時、毒兩處に在り、謂はく頭及び尾なり。蛇師乃ち一黑蛇を出し杖を以て打殺して頭尾を截去し、其中腹を取りて持つて婦人に付へぬ。時に彼は得已るに將りて用つて羹を作り、羹既にして熟し已るに持ちて翁所に至りて白して言さく、「大翁、好肉羹あり能く食するを得るや不や」。時に婆羅門は是念を作さく、「何處にて肉を得て我が與に羹を作れる、豈に方便して我を殺さんと欲せるには非ざらんや」。復是念を作さく、「我今老疾して濟念する者なれば活くるを用ひて何かせん、從うて是ならんとも從うて非ならんとも我當に噉食すべし」。新婦に報じて曰はく、「必らず肉羹あらんには將來せよ、我れ食せん」。食を授與し訖るに、羹氣に由りての故に眼膜便ち開き、漸く物を見るを能くせり。然して詐りて云はく、「我死なんとす、我死なんとす」。諸婦聞き已るに願ずらく、「速かに命終せんことを」。白し言さく、「尙ほ餘羹あり、能く盡く食するや不や」。報じて云はく、「能く食せん」。其婦總じて皆授與せるに、重ねて更に之を食して眼轉明淨に、左右を顧眄して悉く皆明察せりければ、私に心に喜慶しつゝ佯り眠りて起たざりき。彼諸の新婦は眼を患へる時の如くに、婆羅門に對ひつゝ諸の非法を造りしに、婆羅門は杖把り急ぎ起ちて告げて云はく、「我今汝を見たり、復更に然ること勿れ」。是時諸婦は默然して對ふるなかりき。汝等苾芻、異念を生ずること勿れ、昔時の婆羅門とは卽ち愚路是なり、十二婦とは卽ち十二衆苾芻尼是なり。往時に其命を害せんと欲して反りて大利を成ぜり、今時も恥辱せしめんと欲して更に聖德を彰はせり』。

時に諸苾芻は更に復疑ありて世尊に問うて曰さく、[三三]「具壽愚路は先に何の業を作してか人身を受くるを得つゝも至愚至頓なりや」。世尊告げて曰はく、「此の愚路苾芻は曾て作せる所の業、增長して時に熟して果報現前せるなり。汝等苾芻、凡そ諸の有情の自ら作せる所の業の善惡果報は、外界の地水火風に於て其をして成熟せしむるには非じ、但已身の蘊界處の中に於てして自ら成熟するなり」。伽他を說いて曰はく、

「假令百劫を經んとも　所作の業は亡びじ
因緣會遇はん時　果報還自らに受けん」。

『汝等苾芻、乃往過去人壽二萬歲の時に、迦葉波佛ありて世間に出現したまひ、如來・應正等覺・明行足・善逝・世間解・無上士調御丈夫・天人師・佛・薄伽梵なりき。時に聲聞衆二萬人あり、俱に婆羅痆斯國に於て住せり。愚路は是れ彼衆の數たり、三藏に明閑にして大法師と爲れるも、慳性、法を慳みて曾て人に敎へず、乃し四句の伽他に至るまで亦爲に說かざりき。命終の後天宮に生在せるも、彼より死に已りては人趣に墮在して販猪家に生まれ、年漸く長大して屠猪を業と爲せり。其村側に於て一の大河あり、河を渡りて遠からざるに一聚落あり、節會日至りければ屠者念言すらく、「我今若し多く猪を殺して肉を持して賣らんには、儻し交易なからんに肉皆爛壞して錢、損失あらん。宜しく猪命と幷に將ゐて彼村に至るべし、至るの日方に屠りて以て其肉を賣らんに、此に損失なくして利を得ること尤も多からん」。遂に繩を以て猪を縛りて船上に安在せるに、猪は[三四]相蛛觸して船艚を搖動せりければ、其猪及び船は一時に傾沒し、救濟せんに處なくして猪は並に命終せり。時に彼屠人も亦流に隨うて去れり。河岸の邊に於て五百の獨覺あり林に依りて住せり。是時一獨覺あり、水を河濱に取めしに、遙かに一人の流に隨うて下るを見て乃し是念を作さく、「此の流に沿へる者は死にたりとやせん活きたりとやせん」。審細に觀察して是れ活人なるを知り、即ち神通を現じ

【三四】愚路至愚至鈍本生譚。

【三五】蛛觸。蟊觸にして連なり觸るゝなり。

て長く右手を舒ばすこと象王の鼻の如くして其人を牽取し、乾砂潬[三五]に於て面を合はせて去りぬ。時に彼溺人、吐水既にして盡き、卽ち便ち起立して方城を四觀せるに人蹤あるを見ぬ。跡を尋むて行くに獨覺處に至りければ、禮敬を致し已りて衣止して住せんことを求め、日々中に於て諸の獨覺の爲に花を採り果を摘み諸の根葉を取りて、以て相給侍せり。時に彼獨覺は各殘食を以て共に相供濟せり。時に諸の獨覺は咸く跏趺坐して靜慮して住せるに、屠人見已りて亦跏趺を學び、頻修して已まざりければ無想定を得たり。後に於て命終して無想天處に生じ、彼より終り已りて此人中に生ぜるなり。汝、諸苾芻、異念を生ずること勿れ、往時の屠猪人とは卽ち此愚路苾芻是なり。彼れ昔時に法を慳悋して、乃し四句の伽他に至るまでも人の爲に說かず、又多く諸の畜生を屠殺せるに由りての故に、復無想天中に生在せるに由りて、彼業緣に由りて至愚至鈍なるなり。是故に汝等苾芻、應に法を慳むべからず、淸淨心を以て他の爲に法を說かんと、當に是の如くに學すべし。諸の有情に於ては常に悲愍を生じて、邪定を遠離せんと、當に是の如くに學すべし』。[三六]

【三五】乾砂潬。乾ける沙の渚。

【三六】此下、聖本には光明皇后の願文あり。

卷の第三十二

衆不差輒教授苾芻尼學處第二十一の三

爾の時諸苾芻は上の如きの事を見て咸く復疑を生じ、重ねて佛に白して言さく、「世尊、何の意にてか愚路苾芻は少教誡に因りて自ら正勤を發し、生死の中に於て速かに能く出離して究竟安隱の涅槃を得證せる」。世尊告げて曰はく、『汝等當に知るべし、愚路苾芻は但に今日少教誡に因りて能く證悟せるのみには非じ、過去時に於ても亦少教に因りて自ら正勤を發し、大富貴を得て安樂にして住せり。汝等當に聽くべし、乃往古昔、某聚落に於て一長者あり、大富多財にして受用豐足せり。妻を娶りて未だ久しからざるに便ち一子を生み、容貌端正にして……廣說せること前の如し。其婦に告げて曰はく、「賢首、吾今子ありて費用の處多ければ、海中に往いて珍寶を求覓せんと欲す」。妻言はく、「意に隨へ」。長者便ち念ずらく、「我若し多く財物を留めて婦人に與へんには、此必らず驕奢して恐らくは非法を造らん」。遂に便ち少しく與へぬ。此聚落に於て一商主あり、是れ其知識なりければ餘の財貨を持して皆悉く之に寄ねて告げて云はく、「今、經求せんと欲するも還期未だトせず、我婦若し衣食に於て乏くるあらば當に可しく給濟すべし」。即ち財貨を持して大海に入りしに、風に遭ひ舶を破して往いて歸らざりければ、寄ねられたる人は存念を爲さゞりき。時に長者婦は親族の力を假り、及び自ら營爲して其子を養育し、年漸く長大せるに其母に問うて曰はく、「我が父祖は何の生業を作して家道を存するを得たりや」。母、是念を作さく、「我若し報じて海に入りて興易せりと云はんに、或は恐る、此子も亦海中に往き、難に遭うて還らざらんに我れ孤苦を受けんを」。遂に即ち報じて云はく、「汝が祖父は此に於て興易し、以て活命を爲せり」。子、母に白して曰さく、「可しく錢財を與ふべし、我も興易を學ばん」。母之に告げて曰はく、「我れ何處に於てか錢財あること

【一】愚路得道本生譚。鼠金鋪主物語なり。

を得ん、但宗親の貧力を假りて汝を養へり、更に餘物の、汝が所求を遂ぐるなし。然り、某甲商主は是れ汝が父の故舊知識なり、可しく從うて物を覓め意に隨うて經營すべし」。其子聞き已るに商主の處に詣れり。時に商主家に人あり錢を取めんとして三返利を失しければ、彼正しく瞋責して求め入めんとせるも因なかりき。其家の婢使、糞掃を持ち出せるに、中に死鼠あり倶に之を棄てんと欲せり。長者恨を懷いて取錢人に告ぐらく『汝今知れりや不や、世間に人ありて求利に解き者は、此婢が棄つる所の鼠に因りて產業豐盈せんを」。彼長者子遙かに是說を聞いて便ち斯念を作さく、「此の大商主は終に虛言せじ、豈に此死鼠に由りて能く富樂を得ざらんや」。卽ち婢使に隨うて其住止する(所)を觀ずるに、婢は糞鼠を以て坑內に棄てぬ。童子は鼠を取へて大市中に詣りしに、飢猫ありて頸を柱に繫れるを見たりければ、鼠を以て之に示すに彼猫は鼠を見て遂に便ち跳躑せり。是時猫主は童子に告げて曰はく、「可しく死鼠を與ふべし」。童子報じて曰はく、「豈に空言を以てして便ち他物を覓めんや、若し價直を酬いんに我當に鼠を與ふべし」。猫主便ち一棒の豌豆を以て用ひて其直に酬いしに、是時童子は鼠を留めて豆を取り、便ち瓦上に於て之を熬りて熟せしめ、卽ち是念を作さく、「我若し盡く食はんに本物全て無からん」。遂に衣裾を以て豆を裹み、瓶に冷水を持ちて出でて村外に向ひ、賣樵人の停息する處に於て彼が歸還を待ちぬ。時に賣樵者は日晩るゝに倶に至りければ、童子は來るを見て報じて言はく、「大兄、時既に炎暑なり、可しく且らく停息すべし」。時に賣樵人は卽ち便ち暫らく止まりしに、童子遂に熟豆を將つて諸人に行し與へ、授くるに冷水を以てせり。諸人問うて曰はく、「小弟、汝何に去かんと欲するや」。答へて曰はく、「我れ樵を取らんと欲す」。報じて言はく、「我れ旦に城を出でゝ今始めて來至せるに、汝今より若し去かんに暮を齊るも還らず、徒事に艱辛して必らず獲る所なけん」。時に彼諸人は各一樵を減じ、持して以て相惠みぬ。童子は樵を得て合して一擔と爲し市に詣りて之を賣り、所得の貝齒にて並に豌豆を買ひて悉く皆熬熟し、瓶

に冷水を持ちて還舊處に之き、以て樵人を待てり。諸人既にして來るに、前に同じく分布せりければ、樵人見て喜びて言はく、「頼に蘇息せん」と。報じて言はく、「汝當に日々此に於て相看ふべし、我等人各一樵を剰持して以て勞直に酬ゆれば」。童子は此に緣りて遂に多く利を獲たりき。是時童子は諸人に報じて曰はく、「兄等柴を持して市に向ひて賣ること勿れ、總じて我舍に積まんに、我爲に之を賣り計束して價を酬いん」。諸人許可し柴を與へて直を取りぬ。後に異時に於て天陰雨するに遇ひ、霖して過ぐること七日せるに柴價增高して更に多く利を得たり。童子自ら念ずらく、「我れ利を獲たりと雖も終に久長すべきに非じ、柴を賣りて活を爲さんは人の輕賤する所なれば」。即ち諸の雜物を買うて自ら小鋪を爲せるに、利を獲ること轉多かりき。復是念を作さく、「此の雜物は商人の恥づる所なり」。便ち香鋪を置きて價に依ひて賣りしに、倍多錢を獲たりき。復更に思惟すらく、「此は大黑なし」。便ち金鋪を設けしに、利を得ること彌甚くして諸鋪を映蔽せりければ、商人之を嫉み便ち與に號を施して鼠金鋪主と名け、衆共に議りて曰はく、「諸君當に知るべし、此鼠金鋪主の映奪に由りて我等が交易成ぜざるを。我等は宜しく應に共に其所に至り、激して海に入りて多く寶物を求めしめ、此に因りて死にて歸らざらしむるを致すべし」。即ち倶に鋪邊の語聲聞ゆる處に近きて共に議を爲して曰はく、「君等知れりや不や、諸の世間を觀ずるに紹繼せざる人の所爲は日に退くを。譬へば人あり先時に象に乘りしに後には便ち馬に乘り、馬を棄てゝは輿に乘り、復更に輿を棄てゝは步涉して行かんが如し。此鼠金鋪主も亦復是の如し、祖父より已來皆大海に入りて好珍寶を求め、自ら濟ひ人を濟ひて遠近に稱歎せるに、此兒は今日自ら存立せず、小金鋪を開き貝齒交關して辛苦して生を求めんとは。誠なる哉、可しく念ふべきを」。彼れ此語を聞いて便ち諸人に問ふらく、「君等向來談論せるは何事ぞや」。諸人具に事を以て答へしに、是語を聞き已りて默然して家に歸り、其母に問うて曰はく、「我祖父は曾て大海に入り、珍寶を求覓して富商主と爲りしや」。

母、是念を作さく、「豈に此子は他處にて聞知せるに非ざらんや、今我れ應に自ら欺誑を作すべからず、宜しく當に實に依り事を以てすべし」。(便ち)之に告ぐらく、「汝が乃祖・乃父は皆海中に入り、大商主と爲りて人共に稱歎せり」。母に白して言さく、「我今亦海洲に往いて珍寶を求覓せんと欲す」。母曰はく、「汝、須らく去くべからず」。久しからずして更に白すに、母は意の正じきを知りて遂に遮止せざりき。母に許され已るに卽ち令して遍く城邑に告ぐらく、「諸君、若し大海に入りて珍寶を求めんと欲する者あらば、應に鼠金商主に隨ふべし、稅物を輸さずして安隱に去還せん、海に入るの貨は當に可しく預じめ辦ふべし」。時に五百商人あり、告令を聞き已りて各海物を辦へて行期を佇望せり。時に鼠金商主は良晨を卜ひ問めて吉祥事を爲し、遂に諸人と共に諸貨物を將つて車馬に擔運し、往いて海濱に適りぬ。旣にして海に至り已るに諸の興易人は海を望みて怖を生じ、咸く退意ありて舶に昇るを欲せざりき。爾の時商主は人盡く歸らんを恐れて柂師に告げて曰はく、「仁可しく實を以て海中珍貨の物を報じ知らすべし」。柂師卽ち便ち諸人に告げて曰はく、「汝、贍部洲の人よ、各應に善く聽くべし、此大海の中には多く奇貨珍玩の物あり、所謂、末尼・眞珠・吠琉璃寶・珊瑚・貝玉・金・銀・赤珠・右旋妙螺の衆寶一に非じ。汝等若し能く大海中に入りて此寶を得んには、自ら一形に於て歡樂受用し、父母妻子親族知識及び諸の童僕に辛苦者なく、時々の間に於て悉く沙門婆羅門等に給與せんに、當に善處に生ずべき果報は自ら隨ひ、天宮に往くを得ては諸の快樂を受け、勝福を漸修しては涅槃の路に登らん。若し此を樂はん者は宜しく共に舶に昇りて大海中に入るべし」。然り世間の人は富盛を得んと聞いては悉く皆心喜ぶなり。卽ち俱に舶に昇りしに、人多くして舶重かりければ、商主便ち念へらく、「旣にして親勸して上れるも、今者如何がしてか更に舶より下さしめん」。卽ち柂師に告げて曰はく、「汝今宜しく大海中の過患事を說くべし」。是時柂師は商主の語を聞いて卽ち便ち實を以て諸人に告げて曰はく、「贍部洲の人よ、汝等當に聽くべし、此大海中には大

【三】一形。一生涯なり。

怖畏あり、所謂、摩竭大魚は舟を呑み浪を吐き、洪波洄洑し淼漫して邊なく、江豘海豬は在處に難を爲し、黑風卒に起りては山隅に漂泊せ(しめ)、帆を裂き幢を摧きて控告せんに處なく、復[四]青旗海賊ありて非意に忽ち來りて大舶を打破し倶に汝が命を斷ち、遂に汝等をして所愛の身を棄て、父母宗親をして復相見えざらしめん。汝等當に自ら思察すべし、去かざらんに善と爲さんを」。時に諸人衆は怯多くして勇少く、斯告を聞き已るに舶を下る者多かりければ、其舶遂に便ち輕重度に合ひ、三たび告令し已りて便ち沈石を拔くに、長風皷ひ扇りて大舶波を歘ぎ、猶し駛雲の如くに一霎して去り、悉く皆安隱に寶洲に至るを得たり。梅師告げて曰はく、「贍部洲中の所有商客は皆悉く須らく知るべし、此[五]寶洲には多く假琉璃ありて眞寶と相似たり、仁等應に可しく善く爲に試驗して方に之を持るべし、本鄕に至りて方に悔恨を生ずること勿れ。又此寶洲には[六]嗚鶴羅刹ありて依止して住し、若し人を見ん時は諸の方便を作し柔輭の語を出して人を諂誑し、遂に君等をして身命を喪失せしめん。又此洲中には多く是れ醉果あり、人若し食はんには七日中に於て醒覺すること能はず、仁等須らく知りて可しく警愼を爲すべし。又此洲處には多く非人ありて依止して住し、七日中に於ては共に相容忍するも、七日を過ぎ已らんに便ち大風を放ちて商船を吹破するなり」。時に諸商人は是語を聞き已りて各自ら防固し、多く珍寶を收むること稻麻穀豆の如くにして船中に傾置せるに、是時梅師は風を候ひて便ち贍部に還れり。是の如きこと七度して安隱に而ち歸るに、其母告げて曰はく、「汝可しく妻を娶りて家業を安置すべし」。兒、母に白して曰さく、「我れ還債して後方に母教に隨はん」。母、子に告げて曰はく、『汝が祖父先に債息ありしには非じ、何に因りてか今日「還債せん」と云へる』。答へて曰はく、「我自ら有るを知れり」。即ち四寶を以て鼠四枚を造り、復銀盤を以て金粟を盛滿して上に四鼠を置き、父が知識せる商主の家に詣れり。時に彼商主は諸人衆と共に鼠金に論及すらく、「諸君知れりや不や、鼠金商主は大福德あり、若し瓦石を執らんにも盡く金寶

【三】江豘海豬。江豘は失收摩羅即ち鰐魚なり、海豬は海豬即ち海豚（いるか）なり。

【四】青旗海賊。藏律に相當語なし。青旗は酒店の旗じるしなれば此旗を押し立てたる海賊なりとの意ならんか。

【五】寶洲（Ratnadvīpa）。師子州即ち錫蘭島なり。本律第四十八卷參照。

【六】嗚鶴羅刹(Krauñcaku-mārikā)。

を成ず」と。是語を作せる時守門の人商主に告げて曰はく、「鼠金商主は來りて門外に在り」。報じて言はく、「喚び入れよ、遮すに宜なけん」。門人引入せるに、即ち寶鼠金盤を以て前んで商主に奉じて白して言さく、「此は是れ本鼠、此は是れ利直なり」。商主告げて曰はく、「我曾て汝に錢財を與へたるを憶せず、何の或にか今時本利に酬いんと云へる」。答へて曰はく、「我れ爲に之を憶せ(しめ)ん」。便ち往日の棄鼠因緣を以て具に商主に報ぜるに、商主問うて言はく、「汝が是誰が子ぞ」。答へて云はく、「是れ某長者の子なり」。商主曰はく、「汝は卽ち是我が知識の子なり、我宜しく汝に與ふべきなり、豈に汝が酬還をや。汝が父去るの日多少の物を以て我處に置在せるも尙ほ未だ相還さゞりき」。卽ち長女を以て彼に許して妻と爲し、瓔珞もて身を嚴りて其宅に送至せり』。世尊告げて曰はく、「汝等苾芻、異念を生ずること勿れ、往時の商主とは卽ち我身是なり、鼠金商主とは卽ち愚路是なり。我れ往日に於て少因緣を說いて死鼠に言及し、遂に此に因りて大富盛を得せしめたりしに、今時も我れ少しく教授を說けるに因りて、便ち自ら策勵し諸煩惱を斷じて生死の岸を出で、勝妙の果を成じて永く涅槃を證せるなり」。

爾の時具壽愚路は善說法律中に於て出家して果を得たるに、王舍城中に大醫王ありて　侍縛迦と名け、佛世尊が具壽愚路なる至愚至鈍の與に而ち出家を爲したまへりと聞いて便ち是念を作さく、「若し佛世尊が此に來至したまはんには、我當に佛及び苾芻僧伽を請ずべけん、唯愚路を除いて請限に在ら(しめ)じ」。爾の時世尊は諸の有情を化度せんと欲せんが爲の故に、室羅伐より漸々に遊行して王舍城に至り、羯蘭鐸迦竹林園中に住したまへり。時に侍縛迦は佛來至して竹林園に在せりと聞き、佛所に往詣し佛足を禮し已りて却いて一面に坐せるに、佛爲に法要を說いて示教利喜したまへり。旣にして法を聞き已るに座よりして起ち、偏袒右肩し右膝を地に著し合掌恭敬して佛に白して言さく、「世尊、唯願はくは世尊及び苾芻僧伽は明日舍に就いて我が微供を受けたまはんことを」。

【七】侍縛迦。律部八、註(五の一二四)、同九、註(二四の一二)參照。

世尊默然して受けたまふに、時に侍縛迦は親に世尊の威德嚴重なるを覩て、對面して「愚路を除く」と云ふことを敢へてせずして佛を禮して退き、阿難陀の所に往いて敬を致し白して言さく、「大德、我れ明日に於て佛及び僧を請じて微供を設けんと欲せるも、佛德尊重にして親對しては「愚路を除く」と云ふことを敢へてせざりき』。時に阿難陀は侍縛迦に報じて曰はく、「王子が心に隨うて福をして增長せしめん」。時に彼王子は禮足して去りぬ。時に阿難陀は王子去りて後に愚路の所に往いて報じて言はく、「具壽、仁今當に知るべし、侍縛迦王子は明日佛及び僧に舍に就いて食を受けんことを請ぜるも、唯具壽一人を除けるを」。是時愚路は斯語を聞き已るに阿難陀に報じて曰はく、「王子が心に隨うて福をして增長せしめん」。時に彼王子は即ち其夜に於て備に種々上妙の飮食を辦へ、旦に至りて座を敷設して水盆を安置し、使をして佛に白さしむらく、「今食已に辦はれり、唯願はくは時を知りたまはんことを」。爾の時世尊は日の初分に於て衣を著し鉢を持し、大衆隨行して唯愚路を除きて王子の家に詣り、到り已りて水に蟲なきやを觀て洗足し、座に就いて坐したまへり。佛、阿難陀に告げて曰はく、「愚路の坐處は應に可しく爲に留むべし」。時に阿難陀は敎を奉じて處を留めぬ。是時王子は手づから金瓶を執り清水を盛滿して上よりして行さんと欲せるに、爾の時世尊は肯へて爲に受けたまざりければ、侍縛迦は佛に白して言さく、「世尊、何ぞ水を受けたまはざる」。佛言はく、「王子、苾芻僧伽猶ほ未だ普集せざれば」。王子、佛に白さく、「誰ぞ未だ到來せざるは」。佛言はく、「愚路苾芻は尙ほ猶ほ未だ至らず」。王子、佛に白さく、「我は彼を請ぜざりき」。佛言はく、「王子、豈に汝は佛を以て首と爲して普く僧衆を請ぜざりしならんや」。白して言さく、「世尊、普く大衆を請ぜり」。佛言はく、「王子、豈に彼愚路は衆外に在らんや」。王子曰さく、「衆外に在らじ」。佛言はく、「若し是の如くならんには應に可しく往いて喚ぶべし」。侍縛迦便ち是念を作さく、「我れ佛を敬ふが故に人をして往いて喚ばしめんも、尊重して共に飮食を施すこと能はじ」。便ち使者に命

じて曰はく、「汝今可しく竹林中に往いて具壽愚路を喚ぶべし」。是時愚路は竹林中に於て王子が意を知り、遂に千二百五十苾芻を化作して、皆愚路の形容の如くして殊ならざら(しめ)き。使者、寺に至りて具壽愚路、具壽愚路と喚ぶに、時に諸苾芻は一時に咸く使者に應へければ、誰が是れ愚路なりやを知へざりき。便ち卽ち歸還して王子に報じて曰はく、「竹林内の中に滿てる苾芻に於て、我實に誰か是れ愚路なりやを知へざりき」。佛、使者に告げて曰はく、『汝、寺中に往いて是の如きの語を作せ、「是れ眞なる愚路は當に可しく出で來るべし」』。使者尋いで去り竹林中に到りて喚んで言はく、「是れ眞なる愚路は當に可しく出で來るべし」。是時愚路は神通力を以て彼の留處に詣り座に就て坐しぬ。時に侍縛迦は其來れるを見已りて佛及び僧に供へ、次第に食を行して愚路の所に至るに殷重を爲さず、復授與せりと雖信敬心なかりき。世尊便ち念じたまはく、「我が弟子は德、妙高よりも重きに、此の侍縛迦は愚癡を以ての故に而ち自ら傷損せり、我今宜しく其勝德を彰すべし」。爾の時世尊は飯食し訖りたまひければ、時に阿難陀は佛鉢を取らんと欲せるに、世尊は與へたまはざりき。然り、世尊の常法として、若し未だ鉢を收め(しめ)たまはざるには、諸苾芻衆は咸く鉢を收めざるなり。八愚路見へらく、「諸苾芻は飯食し訖るに鉢を收めざるは何の因緣ありや、觀知するに我德を彰はさんと欲してなり」。便ち半座を移して長く其手を舒ぶること象王の鼻の如くし、世尊所に至りて、其鉢を取れり。是時王子は佛邊に在りて立ち、其手を見已りて(念ずらく)、「是れ何の大德にして此神通を現ぜる」。鉢に隨うて行いて形狀を觀ぜんと欲して是れ愚路なるを知り、既にして是を見已りて大懊惱を生じ悶絶して地に躃れぬ。時に諸親族は水を以て面に灑ぐに、方に乃し蘇息せり。便ち愚路に就いて足を執りて頂禮し、求哀懺謝して伽他を說いて曰はく、

「栴檀の性は恒に涼冷なり　嗢鉢羅花は體、鎭に香ばし
金盤は常に妙光明を發ち　吠琉璃寶は常に鮮淨なり

【八】本文に愚路見諸苾芻飯食訖不收鉢者有何因緣觀知欲彰我德……とあり。

【九】本文に嗢鉢羅花體鎭香とあり。藏律の句は nitya-vā-sitamuthalam に相當する故に、「鎭」の字は「常に」の義なり。

罪惡の人は常に恚害す　　　猶し畫石[一〇]の卒に除き難きが如し
聖人は常に妙善と倶なれり　幸に願はくは哀憐して我を容恕したまはんことを」。

爾の時愚路、王子に報じて曰はく、「我常に忍を懷けり、豈に恨心あらんや」。是時王子は便ち佛所に詣り、佛足を禮し已りて敬辭して退きぬ。時に諸苾芻は住處に至り已るに、咸く皆疑ありて世尊に請じて曰さく、「[一一]大德、何の因緣の故に、侍縛迦王子未だ具壽愚路の眞實の德を知らざりし時は卽ち恭敬せず、知り已るに禮足して求哀懺悔せる」。佛、諸苾芻に告げたまはく、『但に今日是の如きの事を作せるのみには非じ、往昔時に於ても亦復是の如くなりき。汝等當に聽くべし。過去世に於て一大王あり、[一二]梵摩達多と名けぬ。時に北方に販馬商客あり、五百匹の馬を驅りて中國に往詣せり。時に彼商主に[一三]一草馬あり、忽ちに因みて娠ありしに、是れ智馬の種なり、懷胎せる日より時に諸の群馬は復嘶鳴せざりき。商主便ち念ずらく、「我が此群馬は病ありとやせん、何に因りてか多日に復嘶鳴せず、亦跳躑せざる」。後の時馬、駒を生み已るに、五百群馬は耳を垂れて住し敢へて噴噎作聲せざりき。是時商主は斯事を見已りて卽ち便ち念を生ずらく、「何に因りてか此薄福の有情ありて馬群内に生ぜる。斯過に由りての故に我が諸馬をして皆悉く患生せしめたり」とて、每に常に此草馬に乘じて上妙の草穀は皆之に與へざりき。漸次に南行して中國の境に至り、一聚落に到れり、名けて[一四]恭侍と曰へり。卽ち此處に於て時に夏雨に逢ひければ、商主便ち念ずらく、「我若し去かんには馬盡く漏蹄し、此に因りて患生じて多く損失あらん、我今宜しく此に於て居停すべし」。既にして停住し已るに、相近き處に於ける村邑諸人は、其工巧に隨うて各奇物を以て持して商主に奉ぜり。既にして夏了に至り商旅は將に行かんとせるに、時に諸の工人は悉く來りて送別せりければ、商主は先の所得に隨うて物に准じて相酬いぬ。時に陶師あり、先に瓦器を以て見えて商主に奉ぜり。其將に去らんとすと聞いて婦之に告げて曰はく、「君今宜しく往いて商主に別るべし、或は憶念して物

【一〇】畫石。藏律の句は Pāṣāṇalekhopamaṃ(石の手文の如し)に相當する故に、畫石とは石上の手文をいへるなり。
【一一】侍縛迦王子本生譚。
【一二】梵摩達多(Brahmadatta)。
【一三】草馬。草は騲の同音寓にして牝馬の義なり。騲は牝畜の通稱なり。
【一四】恭侍。藏律の語は Pūjitā に相當せり。

を以て相酬ゆべけん」。是時陶師は妻の言を聞き已るに、卽ちに泥團を將つて[一五]吉祥印を作り、持して商主に見えしに、商主は見已りて告げて言はく、「男子、汝來ること太だ遲かりき。我に貲財ありしも並に已に去し訖りぬれば、何物を將つて以て念心を表はさんと欲すべき」。然り而して商主は小馬駒に於て情に愛惜なく吉相に非ずと謂ひければ、瓦師に告げて曰はく、「我に今唯此の小馬駒あり、汝若し須ゐんには意に隨うて將ゐ去れ」。瓦師報じて曰はく、「我れ多く功を用ひて諸の器物を造るに、此駒子を將ゐんには之を蹋みて碎かしめん、此は無用の物なり、我に於て何が須ゐん」。爾の時馬駒は是語を聞き已るに、跪いて瓦師に就いて其雙足を舐めければ、瓦師見已りて便ち愛心を生じ、遂に卽ち受取し牽將して舍に至れり。妻見て問うて曰はく、「商主處に往いて何の財物をか得たる」。夫曰はく、「此馬駒を得たり」。妻曰はく、[一六]「苦なる哉此物、勞めて我れ器を作るに、成ずるに隨うて蹋損せん」。駒、此語を聞いて便ち妻所に至りて其雙足を舐めしに、其妻見已りて亦愛心を起せり。時に彼馬駒は諸の生熟の瓦器の間に於て、行步するに周旋して一も損ふ所なかりければ、妻、夫に報じて曰はく、「愛すべし、小駒善く能く意を用ひて、瓦器內を行くに竟に傷損するなし」。是時瓦師遠く去いて土を取めしに、此馬駒子は後に隨ひて行けり。時に彼瓦師は土を盛りて帒に滿たせるに、小駒便ち去いて背を低うして之に就り、瓦師は帒を以て脊に安くに、徐に其土を負うて宅中に還り來れり。夫、妻に告げて曰はく、「愛すべし、馬駒は我に代りて勞苦せり。我れ田中に於て土帒を以て脊に安かんに、汝は舍內に在りて可しく爲に擎げ下すべし」とて、常に稻穰を以て油麻滓に和し、用つて其食に充てぬ。爾の時婆羅痆斯の梵摩達多王に一智馬ありしに疾に因りて終れり。時に邊遠の國にては王馬死にたりと聞き、使を遣はして王に報ずらく、「王今宜しく我國に稅を輸すべし、若し與へざらんには城門を出づること勿れ、若し更に出でんには繩縛して將へ來らん」。王は語を聞くと雖、其物を與へざりければ怖れて城を出でざりき。時に販馬商人は婆羅痆斯國に至りしに、

【一五】……吉祥印。藏律の語はmaṅgalamudrāに相當せり。泥團を以て吉祥のしるしたる七珍八寶中の一を作りて贈れるものなるべし。

【一六】本文に善哉とあるも、宋・元・明・宮本に依りて苦哉に改む。

王既にして北方の馬至れるありて其數極めて多しと聞き、大臣に告げて曰はく、「我れ頃勝を得たるは皆智馬に由りてなり、今時馬死にたるに、乘じて欺輕せらる、我れ幾時をか城内に潜伏せんことを欲すべき、卿等宜しく應に爲に智馬を求むべし」。諸臣は敎を受け、相馬人と共に馬商旅に入りて五百匹馬を觀ぜるに、此諸馬は智馬のために調へられたるを知れり。然り而して遍く求めしも智馬を見ざりき。時に相馬人は其草馬を見て牧馬人に告げて曰はく、「君今知れりや不や、此の草馬は必らず智駒を產みたらんに、何の意にてか見えざる」。共に商主に問うて曰はく、「君、馬衆に於て曾て出賣し或は人に乞へたるありや」。報じて言はく、「曾て馬を賣らじ、然り一駒ありしも將つて不吉と爲し、某城邑に於て瓦師家に乞へぬ」。時に相馬人は諸臣に告げて曰はく、「君等當に知るべし、彼は是れ智馬なるを。商主頑愚にして良駿を別たず、醍醐の上味を棄てゝ無用の酥滓を持てり」。倶に王に白し已りて恭侍城に往き、瓦師所に到りて問うて曰はく、「君今何が此馬駒を用ふるや」。報じて言はく、「我れ土を負はしめんとてなり」。相馬人曰はく、「我れ汝に驢を與へて共に相博換せん」。報じて曰はく、「不可なり」。大臣報じて曰はく、「四牛に車を兼ねんに相換ふるを肯んずるや不や」。報じて言はく、「我れ此駒を愛して車牛に用なきなり」。諸臣曰はく、「汝可しく審思すべし、明當に重ねて來るべし」、とて、即ち便ち辭去せり。馬駒は畜類に居せりと雖、智識人に過ぎ、時を相して動もすれば便ち人語を爲せり。諸臣去りて後馬駒、瓦師に告げて曰はく、「向には人來りて何の所覓をか欲せる」。報じて言はく、「汝を覓めしなり」。『若し相求めたらんには何ぞ之に與へざりし」。仁今應に是の如きの念を作すべからず、「我をして終身、君が爲に土を負はしめん」と。稻糠麻滓もて而ち食に充たんや。若し刹利大王ありて灌頂位を受け、百枝金蓋もて擎げて以て身を覆はんに、是の如きの勝人こそ我當に持負すべく、若し我れ食せん時は金盆内に於て蜜に糠米を和して意に隨うて之を食すべきなれ。若し彼諸人にして明日來至して馬駒を問めんには、仁應に報

じて曰ふべし、「君等何の故にか相輕んぜる。若は智馬を稱するに、詐りて識らずと爲して喚んで馬駒を作せり。若し價を論せんには一億金を索めん、或は可しく金を以て之を俳に盛らんに、我が右足を以て力を盡くして牽き來るべし、若し此を得んには當に以て相與ふべけん」と』諸臣は明日來りて瓦師に問ふらく、「男子、汝が思量未だしや」。答へて曰はく、「我已に思決せり」。曰はく、「馬駒を與ふるや不や」。瓦師即ち智馬の所言を以て悉く皆具に答へして、時に相馬人是語を聞き已るに自ら相謂ひて曰はく、「此の瓦師頑愚寡識なり、寧んぞ此馬の智非智を知らんや。蓋し應に是れ馬の思に恩を報ぜんと欲して、昨夜中に於て其に敎へて計を作さしめたるなるべし」。大臣告げて曰はく、「瓦師、智非智に隨せて可しく價直を論ずべし」。瓦師曰はく、「眞金一億を與へんに當に意に隨ふべし。或は復、袋に滿して金を盛り、馬をして右足にて牽き得せしめんを量と爲さん」。諸臣議して曰はく、「此は大力あれば一倍して金を牽かん、宜しく一億を酬いて斯ち楷定を爲すべし」。諸臣は使を遣はして往いて大王に白さく、「今、智馬を獲たるも金一億を索む」。王、信を得已りて使者に告げて曰はく、「索むること多少なるに隨せて價を與へて將ゐ來れ」。便ち億金を持して使をして馬を取めしめぬ。其使彼に到り既にして金を與へ已るに、便ち智馬を將ゐて婆羅痆斯に至り、馬厩に牽き入れて第一の槽を安き、便ち穬麥并に草を以て之を餧へるに、馬は食ふを肯んぜざりき。王自ら親しく觀じ、其食はざるを見て掌馬人に報じて曰はく、「豈に此智馬先に病ありしならんや」。白して言はく、「大王、馬實に病なし。我今應に問ふべし」。伽他を説いて曰はく、

「汝豈に陶師の舍を憶せざらんや　穀麥水草常に闕乏し
身體羸瘦して唯皮骨のみ　飢虚しては自ら野に田苗を食ひ
日夜に恆に瓦師の意に隨ひ　身常に土を負ひて困辱に遭へるを
今國王乘御の首と爲れり　何に因りてか食はずして憂を懷けるに似たる」。

爾の時智馬は心に不忍を懐き、怒りて報じて曰はく、

「我に迅足ありて心驍勇なり　　詳審の智策は衆も過ぐるなし
所有勝德は汝皆知れるに　　何の故にか人をして共に輕慢せしめたる。
唯汝は能く善惡を知れり　　古法に依て相遵奉せざらんには
我今口を閉ぢて寧ろ當に死すべけん　　他に輕んぜられては而ち生くるを得ざれば。
縱ひ愚人に久しく欺慢せられんとも　　我は分てゝ憂惱心を生ぜざるも
己を知れる者にして暫しも輕を生ぜるを見んには　　我をして愁を懐かしめて活くるを望まじ。

時に掌馬人は此說を聞き已るに大王に白して曰さく、「王今宜しく智馬處て於て古仙法の所爲次第に隨うて之に供給すべし。若し次第に非ざるには必らず食ふを肯んぜざれば」。王曰はく、「如何が次第なる」。答へて曰さく、「應に可しく城を去ること[一七]三驛許あるに道路を平治し幡蓋もて莊嚴すべし。王は四兵を從へて當に自ら迎接すべく、安置する所の處は赤銅鍱を以てして其地に砌し、[一八]東宮太子は自ら千枝の金蓋を擎げて其上を覆ひ、王の長女は金寶もて莊れる拂を執りて爲に蚊蠅を去り、國の大夫人は蜜もて穬米に塗り、盛るに金盤を以てして自ら手づから擎持して用つて其食に充て、第一大臣は親しく金箕を執りて以て其糞を承くるなり」。王曰はく、「斯の如くに供給せんには此即ち是れ王なり、我復何をか用ひん」。掌馬人曰はく、「此は常爾には非じ、但七日を齊りて、延迎の法式として理必らず須らく然るべきなり」。王曰はく、「已に過ぎたるの事は重ねて爲すべからされば、餘の現前せん者は應に如法に作すべし」。即ち廐中に於て馬住處には赤銅鍱を布き、太子は自ら千枝の金蓋を持して其上を覆ひ、王の長女は拂を執りて蠅を祛ひ、國の大夫人は金盤もて食を授け、大臣は箕を執りて其が爲に糞を承けしに、馬は是の如きの微妙の供給を見て即ち便ち噉食せり。時に掌厩人は伽他を說いて曰はく、

【一七】三驛。三由旬なり。
【一八】東宮太子。藏律には「王の長女」とあるのみ。

「大王は今汝が與に　上妙の供給もて事へぬ
須うる所皆意に稱はんに　王に於て當に心を盡すべし」。

馬、彼人に答へて曰はく、「我れ君が言に隨ひて、應に作すべき所の者は心に怠慢することなけん」。爾の時大王は苑園に詣らんと欲せるに、臣は種々殊妙の寶物を以てして鞍轡を爲り、智馬を莊嚴して大王の所に至れり。是時智馬は王の將に御せんとせるを見て、馬便ち脊を偃せぬ。王曰はく、「馬は背を患へりや」。御者答へて曰はく、「此れ背を患へるにはあらじ、王昇り難きを恐れて脊を偃せたる所以なり」。王便ち馬を御して行いて河邊に至るに、馬は進むを肯んぜざりき。王、御者に問うて曰はく、「馬は怖心ありて水に入るを肯んぜざるか」。答へて曰さく、「此れ水を怖れてには非じ、霑濕ありて王身に灑ぎ著かんを恐れ、斯が爲に入らざるなり」。卽ち其尾を結びて盛るに金囊を以てせるに、水を渉りて過ぎぬ。王は苑內に至りて縱逸して住し遂に多日を經たるに、四遠の諸國は王が苑內に住居せるを聞き、多く兵衆を興して來りて城門に投ぜり。王は邊國の兵衆倶に至れりと聞いて、便ち智馬に乘じ後門を取めて城內に入らんと欲せり。其中路に於て一大池あり、名けて名梵と曰ひ、諸の蓮華多くして嗢鉢羅等は其上を彌覆せり。是時智馬は既にして池邊に至り、足にて蓮花を蹈み徐に往いて過ぎしに、城中に入るを得て邊賊逃散せり。時に王大に喜びて諸臣に告げて曰はく、「卿等知れりや不や、若し能く灌頂刹利大王に於て其命を救へる者あらんに、彼れ如何がして以て恩德に酬いんと欲すべきかを」。諸臣白して言さく、「半國を與ふべきなり」。王曰はく、「彼は是れ畜生なり、如何がして其に半國の賞を與ふべき。宜しく應に彼が爲に七日中に於て廣く[一九]無遮を設け、與に[二〇]非時倶物頭會を作し、須むる所の者に隨うて皆悉く之に給すべし」。諸臣は敎を奉じて悉く皆爲に作せり。時に販馬商主は大會を設くるを見て諸人に問うて曰はく、「何の故にか非時に此大會を作せる」。諸人報じて曰はく、「君豈に憶せざらんや、恭侍城に於て一馬駒を以て瓦師に乞へ

【一九】無遮。藏律には「施物を與へ福德をなす」とあり。遮ることなき廣大の惠施なり。
【二〇】非時倶物頭會。藏律には「非時にクムダの聚會を作し……」とあり。kumuda には高き數量の義あれば、非常に廣大なる非時施物の會を作すことなるべしと考へらるゝも、明かに定め難し。

たるを。彼は是れ智馬にして世を擧げて珍と稱す。王は一億金を以て彼に就いて[二一]市得し、能く王命を活せり、斯に緣りて喜慶して故に無遮を設けしなり」。商主聞き已り即ち是念を作さく、「豈に我が留めし駒は是れ其智馬なりしならんや、我今宜しく往いて彼が形容を觀ずべし」。既にして厩所に至るに、智馬見已りて問うて言はく、「商主、賣りし所の衆馬は幾何を獲得せんや、我獨一身にて一億金を以て瓦師に報い訖れり」。商主聞き已るに悶絕して地に躃れ、水もて灑ぎて方に穌りしに、便ち馬足を捧げて謝を申べて去りぬ』。爾の時佛、諸苾芻に告げたまはく、「汝等異念を生ずること勿れ、往時の商主とは即ち時縛迦太子是なり、往時の智馬とは即ち愚路苾芻是なり。往昔の商主は未だ智馬に勝德あるを識らざりし時は便ち輕蔑を生じ、勝德あるを知り已るに懺謝して去れり。今時も侍縛迦未だ愚路に勝德あるを知らざりし時は便ち慢心を生ぜしに、具德を知るに及びては禮足して謝を申べぬ。是故に諸苾芻、凡夫の人は自ら慧目なければ、應に他に於て輒ちに輕慢を生ずべからず、當に智慧を以て隨處に觀察すべし。是の如くに應に學すべし」と。[二二]

[二三]教授苾芻尼至日暮學處第二十二

佛、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。佛、難鐸迦をして苾芻尼を教授し、[二四]並に爲に法を說かしめたまへり。時に蓮華色苾芻尼は五百徒衆と共に、具壽難鐸迦の所に來詣し、倶に禮足し已りて一面に在りて坐し、教授を請じ妙法を宣揚せんことを求めぬ。時に難鐸迦は即ち圓滿せる句義を以て美妙の言辭もて其が爲に法を說けるに、聽く者疲を忘れて遂に日暮に至り、諸尼方に去りて既にして門所に至りしに城門已に閉ぢぬ。時に諸尼衆は「爲に門を開け」と喚べるに、守門者曰はく、「門已に關し訖れり」。尼復告げて曰はく、「汝が父は敬信なるに何に因りてか我を遮せる、當に我が爲に開くべし」。報じて云はく、「門鑰已に王家に付しぬれば能く得るに由なし」。時に諸尼衆は既にし

【二一】市得。買得なり。

【二二】こゝに宋・元・明・宮・聖本には第三攝頌曰の五字、及び不差至日没、爲食二種衣、同路及乘船、二屛教化食の四句二十字を記せり。この二十五字は已に第三十卷に諸本皆出せり、故に又此處に重出せるは怪しむべし。今再錄せず。

【二三】隨法第二十二教授苾芻尼至日暮學處。苾芻尼を教授せんに日暮に至るを制す。

【二四】本文に佛令難鐸迦教授苾芻尼應爲說法とあり。後の第二十三學處の文に準じて應の字を字並の字に改めたり。

て入るを得ざりければ、遂に相告げて曰はく、「斯を去ること遠からざるに空園林あり、可しく共に投じて宿るべし」。世尊說きたまへるが如し、「樹下に居すと雖亦次に依りて共に分て」と。彼便ち次に依りて而ち之を分與すらく、「此は是れ聖者某甲の樹、此は是れ某甲の地なり」。便ち諠聲を作して外に聞徹せしめければ、時に五百盜賊あり、城傍に至りて偷竊を爲さんと欲して彼尼聲を聞き、便ち相告げて曰はく、「未だ可しく城に近づくべからず、且らく當に此諸の老宮人に劫るべし」。時に蓮華色尼は賊至らんとするを觀知して便ち是念を作さく、「〔二五〕群賊をして同梵行に劫りて可惡相を現ぜしむること勿れ、我當に觀察して此諠聲に由りて他の不信を生ぜしむること勿るべし」。五百群賊の來りて竊盜せんと欲せるを觀見して、遂に毘盧宅家軍兵を化作して皷聲四合せるに、賊相告げて曰はく、「此は是れ王軍四面に圍合せるなり、必らず當に我を殺すべし、命須臾に在り、我等宜しく應に四竄して逃走すべし」。賊既にして散じ已るに、時に蓮華色尼は諸尼に告げて曰はく、「姊妹、五百群賊あり、夜に語聲を聞いて來りて相劫らんと欲せるも、我れ神力を以て其をして逃竄せしめぬ。汝等宜しく應に小聲にして分布すべし」。卽ち此に於て宿し、且に乃し城に入れり。時に婆羅門居士等は苾芻尼の外より入り來れるを見て、便ち譏謗を生じて是の如きの語を作さく、「沙門釋子には大に妙法あり、男女雜居しつゝ而も淨行を修すれば」。少欲苾芻聞いて嫌恥を生じ、卽ち此緣を以て具に世尊に白すに、世尊は諸苾芻を集めて難鐸迦に告げて曰はく、「汝實に尼を教授せし時乃し日暮に至りしや」。答へて言さく、「實に爾り」。世尊種々に時宜を知らず寂靜を（修）せざる者を呵責し、時（宜）を知り能く寂靜を修するを讚歎して、諸苾芻に告げて曰く、『我今其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻、衆に差せられて苾芻尼を教誡すと雖、乃し日沒時に至るまで教誡せんには波逸底迦なり」と』。

「若し復苾芻」とは、謂はく難鐸迦なり、餘の義は上の如し。「衆に差せられて」とは、謂はく白

【二五】本文に便作是念勿令群賊劫同梵行現可惡相我當觀察勿使由此諠聲生他不信觀見五百群賊欲來竊盜遂化作……とあり。

二を以てせるなり。「教誡」とは、謂はく三學の法を以て之を教誡するなり。

此中の犯相、其事云何。若し日暮に日暮の想及び疑を(作さん)に皆墮罪を得ん。若し未だ日暮ならざるに日暮の想・疑を作さんに惡作罪を得ん。若しは日暮ならざるに日暮ならざる想を作し、若しは日暮なりと雖暮れざる想を作さんには無犯なり。若し通宵して法を說き、或は寺門相近く、或や城門を閉さゞるには此皆無犯なり。又無犯とは、謂はく最初犯の人、或は癡狂と心亂と痛惱所纏となり。

。時に諸苾芻は世尊に請じて曰さく、「[二六]大德、何の因にて蓮華色尼は五百尼を護りて難賊を免れしめたりや」。佛、諸苾芻に告げたまはく、『但に今日共に相濟免せるのみには非じ。過去時に於ても亦相救濟せり汝等當に聽くべし。乃往過去に聚落中に於て一商主あり、妻を娶りて未だ久しからさるに告げて曰はく、「我今他方に往いて興易經紀せんと欲す」。妻言はく、「善好なり、既にして子息なければ我亦隨行せん」。夫曰はく、「長途險難なり、誰か相供給せん、可しく此に住まるべし、我行に隨ふこと勿れ」。其婦は其遮せらるゝや遂に便ち啼泣せるに、行伴報じて曰はく、「何の意にて啼くを須うるぞや」。答へて言はく、「我相隨はんと欲せるも我を將ゐ去かざれば」。行伴、商主に報じて曰はく、「可しく相隨へ去くべし」。商主曰はく、「誰か相供給せん」。伴曰はく、「我れ爲に供看せん」。即ち便ち將ゐ去れり。既にして長途を涉りて宿して山險に在り、諸人皆睡れるに唯商主の婦一人のみ警覺せり。時に師子あり來りて商營に入りければ、是時婦人は手づから火頭を旋らして師子を趁ひ却けぬ。空中天は見て伽他を說いて曰はく、

「未だ必らずしも諸事業は　男子悉く能く爲すとせず
復是れ女人なりと雖　智あるには師子をも驅らん」

と』。佛、諸苾芻に告げたまはく、「往時の商主婦とは即ち蓮華色苾芻尼是なり、昔時夜に於て諸の

【二六】蓮華・色尼本生譚。

商旅を救ひしに、今復能く五百の諸尼を護りて爲に群賊を驅れり」と。

二七 誘他爲飲食故教授苾芻尼學處第二十三

佛、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。佛、難鐸迦をして苾芻尼を教授し幷に爲に法を説かしめたまふに、時に大世主苾芻尼は五百の徒衆と與に難鐸迦の處に詣り、俱に禮足し已りて請じて法を説かんことを求め、却いて一面に坐せり。時に難鐸迦は深妙の音を以て句義を演說せるに、女人少智にして卒に未だ解すること能はず、怖懼心を懷きて敢へて諸問せざりき。時に大世主及び諸の徒衆は既にして聞法し已り、禮足して去りて便ち佛所に詣り、佛足を禮し已りて一面に在りて坐せり。大世主、佛に白して言さく、『世尊、我等適聖者難迦の鐸所に往いて、請じて法を説かんことを求めぬ。時に彼聖者は深妙の音を以て句義を演說せるに、女人少智にして卒に未だ了すること能はず、怖懼心を懷きて敢へて諸問せざりき。佛所說の如くんば「布施に由りての故に能く無畏を得ん」と。若し佛世尊にして諸尼衆に苾芻邊に於て供養を設くることを許したまはんには、我當に力に隨うて供養を爲すべけん』。佛言はく、「意に隨うて應に作すべし」。時に苾芻尼は何を將つて供養せんかを知らざりき。佛言はく、「應に二八五種正食或は二九五嚼食を以てし、或は腰條等を與ふべし」。時に苾芻尼あり、躬ら乳粥及以美團を持して逝多林に入り、具壽難鐸迦處に詣り。時に六衆苾芻は毎に一人をして寺門の前に在りて經行して住せしめぬ。時に鄔波難陀は寺門の前に於て苾芻尼を見て問うて言はく、「姉妹、持てる所は何物ぞ」。答ふ、「是れ乳粥及以美團なり」。問うて言はく、「誰に與へんと欲する食なりや」。答へて曰はく、「將つて尊者難鐸迦に奉らんとす」。鄔波難陀曰はく、「姉妹、若し我れ鄔波難陀にして常に乳粥及び美團を得んには、我亦常に能く尼衆を教授せん」。次に復尼ありて更に酪粥を持ち、或は諸餅を持てるに、鄔波難陀見て報じて曰はく、「我れ比難鐸迦は如法の心

【二七】 墮法第二十三誘他爲飲食故教授苾芻尼學處。飲食の爲の故に苾芻尼を教授するなりとて他を誘るを制す。

【二八】 五種正食。麨飯・麥豆飯・魚・肉・餅。

【二九】 五嚼食。根・莖・葉・華・果。

を以て尼の爲に法を說けりと謂ひしに、寧ぞ知らん、但小々の飲食因緣の爲に而ち相教授せんとは」。少欲苾芻は是語を聞き已るに便ち嫌恥を生ずらく、『云何が苾芻にして是の如きの語を作せる、「飲食の爲の故に諸尼を教授せり」と』。此因緣を以て具に世尊に白すに、世尊は此を以て苾芻衆を集めて鄔波難陀に問うて曰はく、『汝實に是語を作せりや、「諸苾芻は飲食の爲の故に尼を教授せり」と』。鄔波難陀曰さく、「實に爾り、大德」。世尊種々に呵責したまはく、「……乃至、我今爲に學處を制せん、應に是の如くに說くべし」、『若し復苾芻、諸苾芻に向ひて「汝は飲食供養の爲の故に苾芻尼を教授せり」と、是の如きの語を作さんには波逸底迦なり』。

「若し復苾芻」とは、鄔波難陀なり、餘の義は上の如し。「飲食」とは、謂はく五噉五嚼なり、餘は並に前に同ず。

此中の犯相とは、其事云何。若し苾芻、他の苾芻に向ひて「飲食の爲の故に苾芻尼を教授せり」と、是の如きの語を作さんには、皆波逸底迦なり。若し苾芻にして實に飲食の爲に尼を教授せるを見んには、之を說くも無犯なり。又無犯とは、謂はく最初犯の人、或は癡狂と心亂と痛惱所纒となり。

三〇 與非親苾芻尼衣學處第二十四

佛、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。此城中に於て一長者あり、夫妻共居して更に男女なく、年衰邁するに至りては親舊知識・物產資生悉く皆將に盡きんとせりければ、其婦に告げて曰はく、「賢首、我今年老いて經紀すること能はざれば、出家を求めんと欲す」。婦曰はく、「我も亦出家せん」。報じて言はく、「意に隨へ」。卽ち便ち相隨へて大世主の處に詣り足を頂禮し已りて白して言さく、「聖者、我妻は善說法律に於て出家を求めんと欲せり、唯願はくば聖者、其に出家を與へ幷に圓具

【三〇】墮法第二十四與非親苾芻尼衣學處。非親苾芻尼に衣を與ふるを制す。

を受けたまはんことを」。時に大世主は問うて[三一]難なきを知り、卽ち出家を與へ幷に圓具を受けぬ。時に大世主は其夫に報じて曰はく、「賢首、女人の法として體、愛著多し、仁可しく時々に來りて相看問すべし」。報じて言はく、「甚だ善し」。夫卽ち往いて逝多林中の苾芻處に詣りて出家を求哀せるに、苾芻問ひ已りて卽ち出家を與へ幷に圓具を受けぬ。時に城内の人は長者の出家せるを聞いて希有なりと嗟歎し、諸人皆飮食・衣服・臥具・湯藥を以てして爲に供養して勝福を冀希せり。彼れ異時に於て上服を披著して尼寺中に往いて故二尼[三二]の處に詣りしに、尼禮足し已りて一面に在りて坐し、頻目を擧げて僧伽胝を觀ぜり。是時苾芻報じて言はく、「姉妹、汝が意に此大衣を得んと欲せりや」。答へて曰はく、「必らず盈餘ありて施さんには亦佳なり」。苾芻便ち念ずらく、「此意違き難し、我れ此衣を與へて更に餘者を作らん」とて、卽ち衣を與へて去りぬ。爾の時世尊は阿難陀に告げて曰はく、『汝可しく諸苾芻に告ぐべし、「世尊は人間遊行に向はんと欲したまへり、若し佛に隨うて去かんことを願樂するあらんに、當に衣服を持つべし」と』。時に阿難陀は敎を奉じて告知せるに、世尊は卽ち大衆と與に寂靜に圍遶せられて……上に廣說せるが如し……世尊は摩揭陀國に往かんと欲したまへり。[三三]世尊の常法として、將に出行せんとしたまふ時は、卽ち全身を以て右旋して顧みること大象王の如くして徒衆を觀察したまふなり、諸苾芻の衣服整はざらんかを恐れてなり。(時に)彼苾芻の唯上下二衣を著し、出でゝ遊行せんと欲せるを見たまへり。世尊は見已りて阿難陀に告げて曰はく、「苾芻にして豈に安居處にて[三四]夏衣を得ざるべけんや」。佛に白して言さく、「得たり」。佛言はく、「何の故にか此苾芻は僧伽胝なくして但二衣を著して我に隨うて遊行せんとせる」。時に阿難陀は具に事を以て白すに、世尊告げて曰はく、「苾芻にして衣を以て非親尼に與へたりや」。佛に白して言さく、「與へぬ」。佛言はく、「非親尼の若きは有衣と無衣とを籌量することを知らざれば、得んには時に便ち受けんも、親は則ち爾らじ」。世尊は此因緣を以て彼苾芻に問ひたまはく、「汝實に衣

【三一】難。受戒についての遮難法なり。

【三二】故二尼。本、妻たりし尼。

【三三】本文に世尊常法將出行時卽以全身右旋面顧如大象王觀察徒衆恐諸苾芻衣服不整見彼苾芻唯著上下二衣欲出遊行とあり。

【三四】夏衣。夏とは安居なり。安居竟りて分得せる施衣を夏衣といふ。

を以て非親尼に與へしや」。白して言さく、「實に爾り」。世尊種々に呵責したまはく、『……廣說せること前の如し……乃至、其學處を制せんに、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻、非親苾芻尼に衣を與へんには、換易するを除きて波逸底迦なり」と』。

「若し復苾芻」とは、謂はく此法中なり、餘の義は上の如し。「衣」とは、七種あり、並に上に說けるが如し。

此中の犯相、其事云何。若し非親に於て非親の想・疑を作して衣を與へんには墮罪を得ん。若し親に非親の想・疑を作して衣を與へんには惡作罪を得ん。若し親に親想し、非親に親想して衣を與へんには無犯なり。若しは難に遭ひて衣服なき者を見んに、之に與ふるは無犯なり。或は說法に因み美言を愛樂して大氈を持して施し、或は受戒に因みて施し、或は復賣與し、或は博換して與ふるは(無犯なり)。又無犯とは、謂はく最初犯の人、或は癡狂と心亂と痛惱所纏となり。[三五]

【三五】此下、聖本には光明皇后の願文あり。

卷の第三十三

與非親苾芻尼作衣學處第二十五[一]

爾の時薄伽梵、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。時に笈多苾芻尼は五衣[二]破壞せるに、多く餘衣ありければ便ち是念を作さく、「誰か當に我が爲に大衣を刺作すべき」。是の如く念ぜし時、餘の諸尼あり其所に來至して告げて言はく、「笈多、何の故ぞや、憂色あるに似たるは」。彼便ち報じて言はく、「姉妹、我が五衣並に多く朽故せるも而も僧伽胝は極めて是れ破碎せり、我今多く氎衣あるも、知らず誰をして作さしめんと欲せんかを」。諸尼報じて曰はく、「汝豈に金鉢を持しつゝ他よりして、食を乞はんや、汝に聖者鄔陀夷ありて衆に知識せらる、寧ぞ人の、衣を刺すなきを憂念すべけんや」。報じて言はく、「彼は是れ尊德なり、豈に能く我が爲にせんや」。答へて言はく、「或は汝が爲にすべけん」。報じて曰はく、「彼定んで能はじ」。答へて言はく、「豈に將に涉渡せんとする人にして、水流の聲を聞いて卽ち靴履を脫するあらんや、可しく氎を持して去くべし、或は能く爲に刺さん」。是時笈多は卽ち白氎を持し、鄔陀夷所に往いて禮足して坐せり。時に鄔陀夷は其大氎を見て報じて言はく、「笈多、若し人此の新好の白氎を得て、復僧伽胝衣[三]を刺作し、時に隨ろて受用して諸の善品を修せんに日に增益するあらん」。笈多曰はく、「大德、若し須ゐんには理合に持して奉ずべし、然れども我が大衣は極めて破碎を成じぬれば、今此氎を將つて爲に作衣せんことを憑まんとす」。時に鄔陀夷は便ち斯念を作さく、「我れ與に刺さんには、十二衆尼にして若し衣を刺すあらんに皆來りて我に憑まん、我復何ぞ他の爲に勞苦すべけん。若し刺さゞらんには笈多は恨まん。我今宜しく作法して之を刺すべし、木釜一たび煮んに便ち壞せんが如からしめんに、復更に來りて我をして縫刺せしめざらん」。笈多に報じて曰はく、「可しく氎を留め去るべし」。時に六衆苾芻は來りて大氎を見て問うて言

【一】墮法第二十五與非親苾芻尼作衣學處。非親苾芻尼のために衣を作るを制す。

【二】五衣。三衣と厥蘇洛迦（下裙）と僧脚崎（掩腋衣）となり。

【三】復僧伽胝衣。複は兩重なり、卽ち大衣なり。

はく、「大德、此は是れ誰が髮なりや」。報じて言はく、「是れ所愛人の物なり」。問うて言はく、「誰か是れ所愛なる」。報ずらく、「是れ笈多なり」。「若し是の如くならんには我等も共に爲さん」。卽ち共髮を截ち、尋いで便ち刺し了れり。時に鄔陀夷は此大衣を持して經行處に詣り、五色の線を以て自身と笈多尼と共に相抱ける像を刺作し、便ち大衣を持して房中の架上に置けり。笈多既にして至り衣成ぜりや未やを問へるに、報じて言はく、「衣始めて刺成せり、汝卽ち來至せよ」。遂に便ち衣を以て彼が肩上に置きて告げて曰はく、「乃し未だ染めざるに至る已來は輒ちに開くを得ざれ、開かんには便ち罪を獲ん」。是時笈多は衣を持して去るに、彼が同伴の尼告げて言はく、「笈多、可しく衣を將ち來るべし、我試みに爲に觀ぜん、知らず、尊者は如何が刺作せるかを」。笈多報じて曰はく、「汝開かざるべけんや、聖者鄔陀夷は是の如きの語を作せるを、「乃し未だ染めざるに至る已來は輒ちに衣を開くこと勿れ、若し開かんには罪を得ん」と」。既にして寺內に至るに諸尼報じて曰はく、「我試みに衣を看ん、刺作何似を」。報じて言はく、「聖者鄔陀夷は是の如きの語を作せり、「乃し未だ染めざるに至る已來は應に輒ちに開くべからず、若し開かんには罪を得ん」と」。時に得意の苾芻尼あり、強ひて肩上に就いて大衣を抽取して遂に便ち開張せるに、諸尼見已りて皆大に譏笑して是の如きの語を作さく、「聖者鄔陀夷は久しく笈多と相見ゆること能はざりしに、今日始めて交頸して同居するを得たり」。時に喬答彌大世主は諸尼に報じて曰はく、「汝等は頭上に髮なきも腋下には毛長し、何の歡情ありてか更に諠笑せる」。諸尼白して言さく、「聖者鄔陀夷は非法事を作しければ、斯に由りて笑へるなり」。遂に其故に問へるに、尼は事を以て白せり。時に大世主は諸尼に告げて曰はく、「彼は常に惡行もて聖敎を毀損し、法の河岸をして日に崩隤せしむ」。諸苾芻尼は此因緣を以て諸苾芻に白すに、諸苾芻衆は聞いて嫌恥を生じ、具に以て佛に白せり。佛、鄔陀夷に告げたまはく、「汝實に非親尼の與に衣を作せりや」。白して言さく、「實に爾り、大德」。世尊は諸苾芻を集め、鄔陀夷を呵責し

已りて『……乃至、其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻、非親苾芻尼の與に作衣せんには波逸底迦なり」と』。

「若し復苾芻」とは、謂はく鄔陀夷なり、餘の義は上の如し。此中の犯相とは、其事如何。得罪の輕重の六句は前に同じ。無犯も上の如し。

〔四〕與苾芻尼同道行學處第二十六

佛、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。時に六衆苾芻なる難陀・鄔波難陀は是の如きの念を作して共に相告げて曰はく、「此の諸黑鉢は獼猴脂を用ひて以て其足に塗りて常に四方に遊び、將に行かんと欲する時は他の利養を受け、行より還るの日には復供給を受けて多人愛敬せるに、我等は猶し井蛙の如くに未だ曾て遊歷せず、是故に他の利養を得るに緣なし、我今宜しく姉妹に告げて知ら(しむ)べし」。日の初分に於て衣を著し鉢を持し、十二衆苾芻尼の處に往いて告げて言はく、「姉妹、汝等善住せよ、我れ遊方して隨處に敎化せんと欲す」。時に彼諸尼は聞いて皆啼泣せり。鄔陀夷問うて言はく、「姉妹、何の故に啼泣するぞや」。答へて曰はく、「大德行らんに〔五〕給苑は空虛たれば」。報じて言はく、「姉妹、大師は世に處したまひて百千聖衆あり、汝等何の故にか輒ち空虛たりと謂へる」。答へて曰はく、「諸の黑鉢者は我名を聞かん時すら尙ほ歡喜せず、豈に彼に至らんに我に安坐を許し、賜ふに言談を以てし、爲に妙法を宣ぶべけんや」。鄔波難陀曰はく、「若し是の如くならんには可しく相隨ひ去るべし」。吐羅難陀尼曰はく、「苾芻と尼と與に同じく道行を一にせんこと、是事合ふや不や」。鄔波難陀曰はく、「道理去る合きなり、誰か復相遮せん、多く路糧を辦へて可しく相隨ひ去るべし」。時に苾芻尼は言に隨うて辦へ訖るに、六衆苾芻は衣を著け鉢を持し城に入りて乞食し、既にして食を得已るに尼寺中に往けり。十二衆見て白して言さく、「聖者、可しく小食を爲すべし」。

【四】隨法第二十六與苾芻尼同道行學處。苾芻尼と同道するを制す。

【五】給苑。給孤獨園即ち逝多林なり。

六衆爲に受くるに、所有路糧は悉く皆食盡せり。諸尼に告げて曰はく、「姉妹、汝等が造得せる路糧は應に可しく將來すべし、其好なりや不やを觀ぜん」。尼便ち報じて曰はく、「向者の小食は並に是れ路糧なりしも今已に食盡せり」。六衆曰はく、「若し是の如くならんには、何が長途に共に相支濟するを得ん、更に可しく多く作るべし、若し少乏ならんには當に飢苦を受くべけん」。彼更に營辦して倶に商旅に投ぜり。時に乞食苾芻あり、亦隨ひ去かんと欲せり。諸人報じて曰はく、「斯等六人は並に皆惡行なり、若し同じく去かんには惱まされんこと疑はじ」。乞食者曰はく、「我れ彼よりして受業せず、亦依止して師と爲さゞれば、彼れ何の緣を以てしてか相惱亂せん」。勸言を受けずして遂に即ち同じく去れり。是時六衆既にして界外に至るに、自ら相謂ひて曰はく、「我等何が能く久しく容範を事とせん、宜しく各意に隨うて自の威儀を作すべし」。是時難陀は難陀苾芻尼と、難陀の弟子は尼の弟子と及に、乃至、求寂は求寂女と及に同じく一處に在りて路に隨うて行けり。其鄔波難陀等も亦復是の如くせり。時に婆羅門居士等あり、其合雜せるを見て是の如きの語を作さく、「此は是れ沙門の婦、此は是れ男、此は是れ女、此は是れ兒の婦、此は是れ孫子にして俗と殊ならず、何の正法かあらん」。鄔波難陀聞いて告げて曰はく、「獰惡の婆羅門よ、假令我れ今脚もて汝が咽を蹋み、多く妻子を畜へんとも、法と非法とは何ぞ汝が事に干らん」。時に彼乞食苾芻聞き已りて念を生ずらく、「我寧ろ身死なんとも、誰か能く此惡行の人と共に遊歷を爲さん」。遂に即ち旋り返りて逝多林に至りしに、時に諸苾芻は見て問うて曰はく、「善來、行李安樂なりしや不や」。答へて言はく、「具壽、寧ぞ安樂あらん。我れ六衆と共に同道して行けるに、彼れ惡事を行じて佛法を虧損せり」。問うて曰はく、「彼れ何の事をか作せる」。即ち便ち具に答ふるに、少欲苾芻は聞いて嫌賤を生ずらく、「云何が苾芻にして尼と路を同じくして人間に遊行せる」。此因緣を以て具に世尊に白すに、世尊知り已りて六衆の至るを待ち、衆を集めて問うて曰はく、「汝等六人は實に是の如きの不端嚴事を作せりや」。答へ

て言さく、「實に爾り」。世尊種々に呵責したまはく、『……乃至、其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻にして苾芻尼と與に同じく道行を一にせんには波逸底迦なり」と』。

是の如くに世尊は諸苾芻の爲に學處を制し已りたまひき。佛、給孤獨園に在しき。衆多苾芻尼あり、王舍城に在りて王園寺に於て三月安居し、夏既にして終り已るに給園に詣り世尊の足を禮せんと欲して、出でゝ商旅を求めしに、商人中に於て苾芻あるを見て遂に相謂ひて曰はく、「姉妹、此に苾芻あれば同じく去くべからず、當に更に別に求むべし」。諸商旅中に皆苾芻ありければ復相告げて曰はく、「我れ久しく覓むと雖皆苾芻ありて同行すべからざれば、但遙かに商旅を望みて後に隨うて去かん」。時に苾芻尼は後に在りて行けるに時に伴を趁うも及ばず、便ち盜賊のために衣資を劫奪せられ、漸々に遊行し室羅伐に至りて苾芻尼寺に詣れり。尼既にして見已りて告げて言はく、「姉妹、行李安樂なりしや不や」。答へて曰はく、「寧ぞ安樂あらん、路に在りて賊に遭ひ我衣物を劫はれぬ」。諸尼報じて曰はく、「豈に商旅と同行を與にするなかりしや」。答へて言はく、「有りき」。「若し爾らば何に因りてか賊に遭へる」。答ふ、「苾芻ありて同去すべからざりければ、斯に緣りて後に在りしに遂に賊劫に遭へり」。諸尼曰はく、「九十六種の諸外道類は皆悉く慈愍して女人を棄てざるに、唯佛世尊のみ獨我等を棄てゝ依怙なからしめたまひたれば、賊に劫奪せられしなり」。諸苾芻尼聞き已りて諸苾芻に白し、諸苾芻は佛に白すに、佛言はく、「時の因緣を除かん」と。復異時に於て衆多苾芻あり、商旅に隨逐して人間に遊行せるに飮食に闕くるありき。佛言はく、「應に路糧を持つべし」。佛所敎の如くに路糧を持たんには、諸苾芻は誰をして持ち去かしめんかを知らざりき。佛言はく、「應に男淨人或は女淨人をして、此若し無からんには求寂男・求寂女をして(持ち去か)しむべし。此若し無からんには苾芻・苾芻尼は、應に更互に持ち去り更互に授食すべし」。又衆多苾芻あり、人間に遊行して染患者ありしに、諸苾芻は之を棄てゝ去りぬ。佛言はく、「應に棄て去るべからず、應に可し

く舁きて行くべし」。苾芻、力少くして持ち去ること能はざりき。佛言はく、「若し苾芻尼あらんに、應に共に舁き去るべし」。苾芻は頭に近く、尼は足處に在りしに、便ち染心を生ぜり。佛言はく、「苾芻は足に近く、尼は頭邊に在るべし」。行いて村坊に至りしも、倶に病人を看て乞食を行ぜざりければ、遂に飲食を闕けり。佛言はく、「應に一人を留めて病者を看守し、餘は皆乞食すべし」。若し苾芻尼病まんにも、亦應に此に准じて將ゐ去るべきなり。爾の時世尊は諸苾芻に告げて曰はく、『前は是れ創制、此は是れ隨開なり。……乃至、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻にして苾芻尼と與に、商旅を共にして期行せんには、餘時を除きて波逸底迦なり。餘時とは、謂はく恐怖畏難ある處なり、此は是れ時なり」と』。

「若し復苾芻」とは、謂はく是れ六衆苾芻なり。「尼」とは、謂はく十二衆なり。「期」とは、謂はく同じて伴を結ぶなり。「行」とは、謂はく涉路して行くなり。「時の因緣を除く」とは、謂はく難緣あるには商旅を同じくするを得るも、若し商旅なきには去くを得ること能はざるなり。恐怖畏難……乃至、結罪は並に上に說けるが如し。

此中の犯相、其事云何。若し苾芻にして苾芻尼と共に商旅と路を同じくして行かん時、半牛拘盧舍を越えんに皆惡作を得ん。滿滿拘盧舍に皆墮罪をを得ん。或は村より野に詣り、或は野より村に詣らんに、里數と結罪とは咸く皆此に准ず。又無犯とは、謂はく最初犯の人、或は癡狂と心亂と痛惱所纏となり。

與苾芻尼同乘一船學處第二十七[六]

佛、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。時に六衆苾芻なる難陀・鄔波難陀は共に相謂ひて曰はく、「此の諸黑鉢は獼猴脂を用ひて以て其足に塗り……是の如き等廣說せること前の如し……乃至、十二

【六】墮法第二十七與苾芻尼同乘一船學處。

衆に告げて知ら(しめ)、彼便ち啼泣し、路糧を辦へしめ……遂に共に同船して男女交雜せるに、諸人譏笑せり。諸苾芻は聞いて緣を以て佛に白すに、佛便ち呵責したまはく、『……乃至、其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻にして苾芻尼と與に同じく一船に乘ぜんには波逸底迦なり」」と』。

是の如く世尊は諸苾芻の爲に學處を制し已りて給園中に在しき。斯を去ること遠からざるに河あり、名けて[七]難渡と曰へり。此河外に於て村あり、名けて[八]白鴿と曰ひ、村に長者あり大寺を造立して修營既にして畢りければ僧に施與せんと欲せり。便ち二部僧尼を請じ、彼に就りて供を設けぬ。時に一尼あり善品を勤修せるが是の如きの念を作さく、「我れ今日に於て乞食を行ぜず、且らく當に作業して臨中に至るを待ちて我當に供に赴くべし」。既にして禪・誦を修し、日、中ならんと欲せるを見て遂に河岸に到りしに、諸苾芻先に船上に在るを見ぬ。是時船主報じて言はく、「聖者、宜しく船に上るべし」。尼言はく、「賢首、我れ去くべからざれば宜しく後船を待つべし」。船更に廻り來り、人を取めて將に去らんとして復喚ぶらく、「尼よ、上れ」。尼は苾芻あるを見て復云はく、「後に在らん」。船、彼岸に到るに、纜を繫ぎて去れり。時に苾芻尼は遂に便ち叫びて船人を喚ぶらく、「船人、可しく來りて我を取むべし」。船人肯かざりければ乃し河邊に佇立し、日、午を過ぎたるを見て即ち便ち寺に歸りしに、乃至、食勢尙ほ存しければ能く習誦を爲せるも、飢虛既にして逼まりて一邊に倚臥せり。是時諸尼は供に赴きて廻り已るに此尼に問うて曰はく、「聖者、食は是れ他物なるも腹豈に他ならんや、多食貪餮して飽悶して臥せんとは」。報じて曰はく、「我れ去いて食せざりければ、何の悶か之あらん」。問うて曰はく、「何に因りてか食はざりし」。具に其事を以て諸尼に告語せるに、尼は苾芻に白し、苾芻は佛に白せり。佛言はく、「直渡せんをば除く」。世尊は此因緣を以て諸苾芻に告げて曰はく、「前は是れ創制、此は是れ隨開なり、爲に學處を制せん、應に是の如くに說くべし、

【七】 難渡河。阿致羅筏底河(aciravati)は迅流とも駛流とも譯する故に、義淨はこれを難渡と譯せるにあらざるか。五分律（律部十三、註七の三八）には同樣の緣を引きて阿夷羅河とせり。

【八】 白鴿聚落。明かならず。

「若し復苾芻にして苾芻尼と與に期して一船に乘じて、若しは波に沿ひ若しは流を泝らんには、直渡せんをば除きて波逸底迦なり」と』。

「若し復苾芻」とは、謂はく是れ六衆なり、餘の義は上の如し。「期して一船に乘ず」とは、謂はく共に乘船して津濟處を過ぐるなり。「波に沿ふ」とは、謂はく水を下るなり。「流を泝る」とは、謂はく水を上るなり。「直渡」とは、謂はく正しく傍岸に趣くなり。

此の中犯相、其事如何。若し苾芻にして尼と共に同じく乘船せんに、其遠近を計ると得罪の輕重とは前の道行に同じ。若し篙棹折れて流に隨うて去り、或は復柂折れ、或は〔九〕灘磧を避け、或は柂師にして其語を用ひざらんには、此皆無犯なり。又無犯とは、謂はく初犯の人、或は癡狂と心亂と痛惱所纒となり。

〔一〇〕獨與女人在屛處坐學處第二十八

佛、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。時に具壽鄔陀夷は日の初分に於て衣を著し鉢を持し、城に入りて乞食して次に故二笈多の舍に至れり。是時笈多は遙かに鄔陀夷の來れるを見て、即ち爲に座を敷いて告げて言はく、「善來、聖者、宜しく此に於て坐すべし」。即ち笈多と共に相對ひて坐せり。時に鄔陀夷は其が爲に法を說き昔同歡せるを憶して笈多に告げて曰はく、「汝、昔日彼園中或は天祠處に於て、是の如きの臥具を敷設し、是の如きの燈明を然し、是の如きの飲食を食し、是の如きの歡戲を作せるを憶せりや不や」。答へて言はく、「我れ憶す」。時に乞食苾芻あり亦笈多の舍に至りしに、笈多見已りて是の如きの念を作さく、「我今若し起ちて食を與へんに、恐らくは言談を絕たん」。即ち便ち手を搖ひて去らしめしに、時に鄔陀夷は其が手を搖へるを見て告げて言はく、「笈多、汝は我前に對ひながら情に羞恥なく、便ち外人の與に手もて相搖ひ遣らんとは」。報じて言はく、『聖

【九】灘磧。はやせの石。

【一〇】墮法第二十八獨與女人在屛處坐學處。女人と共に屛處に在りて坐するを制す。

者、我實に外人の與に漫に相搗ひ遣れるにはあらじ。然り乞食苾芻あり來りて食を求めんと欲しければ、我れ是念を作さく、『若し起ちて食を與へんには恐らくは言談を絶たん」とて遂に手を以て搗ひしも、更に別意なかりしなり』。鄔陀夷曰はく、「豈に我れ汝が爲に四聖諦法を説くに、而ち(言)絶えんことを畏れんや。[一一]然り我昔時に於て常に自ら手を擧げて他の乞匃に從ひたれば、斯くも産業を得たるも捨てゝ出家せるに、汝今福事を助成して乞人に惠施すること能はざらんとは」。時に笈多は即ち便ち重ねて乞者を喚び、上妙の飯食を以て授與して鉢に滿せるに、時に乞食者は食を得て便ち去れり。其鄔陀夷は此に於て飯食し訖りて逝多林に歸りしに、彼乞食者便ち是念を作さく、「我今宜しく大德鄔陀夷所に往いて、其が歡喜を助くべし」。彼に往いて告げて言はく、「大德、當に慶喜を生ずべし、我れ今日に於て仁が妙供を受けたれば」。鄔陀夷曰はく、「汝初めに舍に入りては何事を作せるを見たりや」。答へて曰はく、「手を以て遮せるを見ぬ」。問うて曰はく、「後に何の事を作せりや」。答へて曰はく、「彼れ好食を出して持して以て相施せり」。報じて曰はく、「爾の時に當りて我れ舍內に在りければ、汝に食を施さしめしなり」。問うて曰はく、「大德は當の時女人と共に一處に坐したりしや」。答へて言はく、「爾り」。曰はく、「此事合へりや不や」。答ふ、「合ふと合はざるとに從せて、我已に作し訖れり、何ぞ汝が事に干らん。若し汝にして共に容忍する能はざらんには、當に苾芻に告げて其學處を制せ(しむ)べし」。答へて曰はく、「我豈に相捨てんや」。即ち此事を以て諸苾芻に白すに、少欲者は聞いて各嫌恥を生ずらく、「云何が苾芻にして女人と與に屛處に獨坐せる」。時に諸苾芻は此因緣を以て具に世尊に白すに、世尊は……乃至、鄔陀夷に問ひたまはく、『……廣說せること前の如し……其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻にして獨一女人と與に屛處に坐せんには波逸底迦なり」」と』。

「若し復苾芻」とは、謂はく鄔陀夷なり、餘の義は上の如し。「女人」とは、謂はく婬を行ずるに堪

[一一] 藏律には「我れ手を以て擬げること百度を以てして財寶を成就せるに、汝は施物を與へ、福德をなさんとせざるや……」とあり。

へたる女なり。「獨」とは、謂はく第三人なきなり。「屛處」とは、三あり、謂はく牆と柵と及び幔となり。「坐」とは、謂はく一尋内に身を縱にして坐するなり。結罪は前に同じ。

此中の犯相、其事云何。若し苾芻にして獨女人と與に屛處に在り、身を縱にして坐して第三人なからんに波逸底迦を得ん。若し門屋の下に在り、或は房門の前に在り、或は女人をして獨此處に於て諸藥を摩煮せしめ、其門を大開して來往の諸人皆見ることを得んには無犯なり。又無犯とは、謂はく最初犯の人、或は癡狂と心亂と痛惱所纒となり。

[二] 與苾芻尼屛處坐學處第二十九

佛、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。是時笈多既にして出家し已りて、次に授事に當れり。時に諸尼衆は日の初分に於て衣を著し鉢を持して皆乞食を行ぜるに、唯笈多のみありて獨寺に在りて住せり。時に鄔陀夷は城に入り乞食して苾芻尼寺に至れり。是時笈多は躬ら灑掃を爲せるに、寺門の前に於て遙かに鄔陀夷の來れるを見て告げて言はく、「善來、聖者」。卽ち便ち箒を放ち前んで其足を禮して一面に在りて立てり。時に鄔陀夷は便ち爲に法を說き、法を說くこと既に久しくして昔の同歡を憶し笈多に告げて曰はく、「汝憶せりや、往日彼園中に於て……廣說せること前の如し……」。……乃至、答へて言はく、「我れ憶せり」。時に老病の苾芻尼ありて門屋の下に在りて坐せるが是の如きの念を作さく、「此の二人は乃し[三]母嫁時の事に至るまでも、亦共に評論せり」。時既にして延ぶること久しかりしに、笈多報じて曰はく、「聖者、應に去るべし、諸苾芻尼は寺に來り入らんと欲す、掃除せざるを見ては恐らくは嫌恨を生ぜん、我當に掃灑すべし」。鄔陀夷は遂に去りて笈多は掃灑せるに、諸尼見て問ふらく、「地を掃くこと何ぞ少きや」。答へて曰はく、「汝去りてより後、我れ立ちて坐せざりき」。老尼聞き已りて報じて曰はく、「仁等去りて後笈多坐せざりしとは、其事實に爾り。

【二】 隨法第二十九與苾芻尼屛處坐學處。前戒は女人、今は苾芻尼と共に坐するを制す。

【三】 母嫁時。母とは婦女なり、卽ち婦女の嫁せる時の事。

然り、大德鄔陀夷は此に來至して、立ちながら笈多と共に意を恣にして言話し、乃し母嫁に至るまでも亦並に評章せり」。諸苾芻尼は笈多に問うて曰はく、「實に是の如きの不端嚴事を作せりや」。答へて言はく、「實に爾り」。諸尼聞き已りて咸く嫌恥を生ずらく、「云何が苾芻にして苾芻尼と與に、獨屛處に在りて立てる」。此因緣を以て諸苾芻に白し、諸苾芻は佛に白すに、佛は此緣を以て苾芻衆を集めたまひ『……問答呵責は廣說せること前の如し……乃至、爲に學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻にして獨一苾芻尼と與に屛處に坐せんには波逸底迦なり」と』。

「若し復苾芻」とは、謂はく鄔陀夷なり、餘の義は上の如し。「獨」等の義を釋せんことは、廣說せること前の如くなり。此中の犯相は、立・臥に皆犯ず、餘は前に說けるが如し。

[一四]知苾芻尼讃歎得食學處第三十

佛、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。爾の時具壽大迦攝波は城の[一五]東園鹿子母舍に在りき。時に迦攝波は晡後時に於て靜慮より起ちて世尊所に往き、佛足を禮し已りて退いて一面に坐せり。爾の時佛は迦攝波に告げて曰はく、「汝今年衰朽老して所著の布糞掃衣は極めて重滯を成ずれば、此應に棄捨すべし。當に我教に隨ひ、衆に依りて住して別請食及び[一六]施主衣を受くべく、應に刀を以て截ち并に染壞色して之を守持すべし」。時に迦攝波は敎を奉じて歡喜し、佛を禮して去りぬ。此城中に於て一長者あり、長夜中に於て是の如きの念を作さく、「善い哉、大迦攝波は人天の恭敬供養を受くるに合へり、我當に何の時にか己が舍中に於て微供を設け、延請して來りて食せ(しむ)るを得べき」。長者は佛が迦攝波をして衆に依りて住し、并に別請を受けしめたまへりと聞き、往いて其所に詣り禮足し已りて一面に在りて坐せり。時に迦攝波は彼長者の爲に微妙の法を說いて示教利喜せるに、長者便ち念ずらく、「我若し獨大德のみに舍に詣りて食せんことを請ぜんには、或は受くるを肯

【一四】墮法第三十知苾芻尼讃歎得食學處。苾芻尼が讃歎せるに由りて得たるを知りつゝ食す、を制す。

【一五】東園鹿子母舍。東園鹿子母講堂(Pūrvārāma mṛgāra-mātṛ prāsāda)なり。舍衞城外の東部に在る精舍、毘舍佉鹿子母が九倶胝の晴衣を賣りて作り、佛僧伽に奉獻せるもの、上下に五百の室ありしといふ。

【一六】施主衣。居士所施の衣。

んぜざるべけん、我今宜しく通じて四人を請ずべし」。長者卽ち座より起ちて偏袒右肩し合掌禮敬して白して言さく、[一七]「聖者、唯願はくは大德と幷ぬるに四人を已つて、明日家に就りて我が微供を受けたまはんことを」。是時尊者は默然して請を受けぬ。時に彼長者は請を受けたるを見已りて禮足して去り、既にして舍に至り已りて其妻に告げて曰はく、『賢首、我れ長夜に於て是の如きの念を作せり、「善い哉、大迦攝波は人天の恭敬供養を受くるに合へり、我當に何の時にか己が舍中にて微供を設け、延請して來りて食せ(しむ)るを得べき」と。我れ向者に於て大德を延請して通じて四人を已つてせり。明、我舍に來りて爲に供養を受けん、彼已に慈悲もて我請を受けんことを許ひたれば、賢首、宜しく可しく多く淸淨上妙の飮食を辦ふべし』。其妻聞き已るに尋いで皆備に辦ふらく、「應に冷食に合へるは今日に修營し、熱食に堪へたるは明朝當に作すべし」。時に彼長者は明日淸旦に至りて便ち是念を作さく、「我今若し三層舍の下に於て座席を敷設せんに乞食諸人は共に相諠閙せん、若し第三層の上に在らんに烏鳥亂飛して恐らくは飮食を汚さん、宜しく中層に於て其座褥を敷くべし」。既にして敷設し已るに卽ち使者をして往いて白さしむらく、「尊者迦攝波大德、飮食已に辦はれり、幸に願はくは時を知りたまはんことを」。佛所說の如くんば、「若し先首と爲りて他請を受けんには、應に前に在りて赴くべし」と。時に大迦攝波は日の初分に於て通じて四人を已つてして長者の舍に往き、既にして彼に至り已るに便ち中閣に昇りて座に就いて坐せり。是時長者は尊者迦攝波の足を禮し已りて一面に在りて坐せるに、時に大迦攝波は其が爲に法を說きて示敎利喜せり。時に吐羅難陀苾芻尼も亦來りて食を乞はんとて、前に長者の舍に入りて其婦に告げて曰はく、[一八]「妙相、無病長壽なれ、當に好食を施すべし」。長者婦見て報じて言はく、「聖者、今日稍忙はしくして相與ふるに暇なし」。問うて言はく、「何爲ぞ」。答へて曰はく、「尊者大迦攝波は一切人天皆恭敬供養すれば、今我舍內に聊か疎供を設けんとて、彼四人此に來りて食を受けんことを請じたればなり。

【一七】本文に聖者唯願に、德幷已四人明日就家受我微供とあり。十誦律(張三、七五左)には大迦葉・舍利弗・目連・阿那律の四人とせり。

【一八】妙相。藏律によるに su-lakṣaṇa の譯、「よきすがたの者よ」との意。

時將に至らんと欲せり、仁可しく且に去るべし」。尼便ち報じて曰はく、「彼は是れ外道出家にして至愚至鈍なり、多く諸餘の釋迦上族より出家具戒して大法師と爲り、三藏倶に明かに詞辯無礙なるあるに、何が供養せずして乃し餘人に施さんとせる」。時に大迦攝波は此語聲を聞いて是の如きの念を作さく、「此尼をして廣く惡業を作さしむる勿れ」とて、故に謦欬を作せるに、金聲雅亮にして響宅中に遍かりき。尼は妙音を聞いて是れ迦攝波なるを知り、是の如きの語を作さく、「彼大龍象は已に宅中に至れるか」。長者聞き已りて遂に是念を作さく、「前には外道出家にして至愚至鈍なりと云ひつゝ、後には更に說いて是れ大龍象なりと云はんとは」。便ち忿心を起して閣よりして下れり。彼れ閣を下る時急ぎ行いて震ひ響けるに、尼は行聲を聞いて便ち是念を作さく、「此行歩を聽くに響尋常に異れり、必らず當に我に於て無利事を作すべし、宜しく急ぎ出でて我に見えしむる勿れ」。卽ちに裙を擡げ急歩して疾く其舍を出でぬ。長者告げて曰はく、「禿沙門尼、何の故にか逃走せる、更に我宅內に來り入るを得ざれ」。尼遙かに報じて曰はく、「[一九]汝が家は厠の如かれ、獄の如かれ、旃茶羅を停めよかし。我は國王を崇りて宮內の人に同じて障礙あることなければ、汝若し我に觸著せんには當に汝が雙腕を截つべし」。長者告げて曰はく、「禿沙門尼、諸の耆宿尼は王の恩澤を蒙れるも、汝が(如き)貪恚無識の人には非じ、且らく放さん、汝去れ」。長者は自ら種々上妙の飲食を持し、誠を竭して供養せり。飯食旣にして訖りて鉢を收め手を澡ぎて齒木を嚙み已るに、長者及び妻は席を卑うして坐して妙法を說くを聽かんとせり、時に大迦攝波は爲に法要を說き、示教利喜して座よりして去り、住處に至り已りて佛所に往詣し、佛足を禮し已りて却いて一面に坐し、佛に白して言さく、『世尊、我れ佛の教を崇りて衆に依りて住して別請食を受けしめたまへるも、斯に由りて乃し「是れ外道出家にして至愚至鈍なり」と、復「是れ佛弟子中の大龍象たり」と、我れ今日に於て斯の毀・譽を得たり。大德、我れ長夜に於て自ら蘭若に居し、蘭若に住するを讚じ、自ら常に乞食し、

【一九】汝家如厠如獄停旃茶羅我蒙國王同宮內人無有障礙……とあり。藏律には「汝が家は厠と牢とになれかし、汝の家へ旃茶羅どもが侵入せよかし」とあり。よりて如厠……等は、厠の如くあれかしと讀むべきなり。卽ちこれ地獄呪・泥梨呪の如きなり。

常乞食を讃じ、自ら樹下に居し糞掃衣を著し、樹下に居し糞掃衣を著するを讃ぜり』。佛、大迦攝波に告げたまはく、「汝、何の利を見て自ら蘭若に居し蘭若を讃歎し、自ら常乞食し乞食を讃歎し、自ら樹下に居し樹下を讃歎し、自ら糞掃衣を著し糞掃衣を讃歎せる」。大迦攝波、佛に白して言さく、『世尊、我れ二利を見たればなり、云何が二と爲す、一には現世中に於て安樂住するを得、二には未來世に於て能く多人の與に大燈炬と作りて其正路を示すとなり。時に彼諸人は咸く共に聞知して是の如きの語を作さん、「佛世に在せし時は大德苾芻ありて俗を捨てゝ出家し梵行を淨修して、大師の所讃智者の所稱たりき、自らは蘭若に居し……乃至、其正路を示せり」。時に諸苾芻等は是事を聞き已りて各自ら策勵し、說の如くに修行して出道を勤求せんに、彼れ長夜に於て安樂住するを得ん』。是語を說き已るに佛、大迦攝波に告げたまはく、「善い哉善い哉、汝能く是の如くせんに、長夜中に於て未來世の同梵行者の與に大饒益を作し、世間人天等の衆を哀愍して一切を惠利して解脫を得せしめん。迦攝波よ、若し【二〇】杜多行を毀訾する者あらんには我れ其人を毀り、若し杜多行を讃歎する者あらんには我れ其人を讃むるなり。何を以ての故に。迦攝波よ、我れ長夜に於て此杜多を行ずる功德を讃歎し、諸行の中の最なりと稱揚し顯說したればなり。迦攝波よ、汝今日より常に蘭若に住し、他人の蘭若處に住するを讃歎せよ……乃至、廣く說きたまひて……汝等應に當に勤心修學すべし」。時に迦攝波は教を奉じて修習せり。此は是れ緣起にして仍ほ未だ學處を制したまはざりき。

佛、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。時に世飢饉にして乞求するに得難かりき。時に淨信の婆羅門長者居士等あり、諸大德尊宿苾芻に於て常に供養を爲せり。時に六衆苾芻は城に入りて乞食し、十二衆尼の所に詣れり。時に彼諸尼は六衆の至れるを見て報じて言はく、「聖者、座に就いて可しく小食を食すべし」。鄔波難陀曰はく、「誰か當に我に授くべき」。答へて言はく、「我等なり」。報じて曰はく、「今日爾りと雖明朝誰をして(授け)しむべき」。答へて曰はく、「我當に還奉ずべし」。報

【二〇】杜多行。律部十九、註(一の二九)參照。

じて言はく、「姉妹、設此食を得んとも未だ支濟すること能はじ。汝等若し能く我等が意に順ひて饑餒を爲さんとならば、諸の婆羅門等が先に諸大苾芻に供給せんとする所の種々供養を、汝當に彼に勸めて我に廻施せ（しむ）べし。若し能く是の如くして好供給を得んには、我當に支濟すべけん」。時に吐羅難陀尼白して言さく、「聖者、我苾芻尼として此事を作すに合へりや不や」。鄔波難陀曰はく、「深めて是れ作すに合へり、誰か復相遮せん、豈に我等をして餓を受けて死なしめんや」。尼曰はく、「我等教を奉ぜん」。時に吐羅難陀苾芻尼は城に入り乞食して、彼尊者憍陳如が施主の舍に到り、彼舍中に至りて是の如きの語を作さく、「仁 比 誰に於てか食を以て供養せる」。答へて曰はく、「聖者憍陳如に我常に供養せり」。報じて曰はく、「汝若し能く釋 種出家にして三藏に明閑に辯才無礙なる是大法師に於て供養を爲さんには、仁等必らず當に殊勝の福を獲べけん」。彼便ち問うて曰はく、「誰か是れ釋種にして斯の衆徳を具せる」。報じて曰はく、「聖者難陀は即ち其人なり」。答へて曰はく、「我れ教に隨うて作さん」。長者遂に便ち憍陳如の供養を以て廻らして難陀に與へ、是の如くして諸餘の耆宿尊德の所有供養をも悉く皆廻らして六衆苾芻に與へぬ。爾の時六衆は日の初分に於て衣を著し鉢を持し城に入りて乞食し、施食家に至りて諸の飲食を受け、餅果の類は角袋に盛滿し丼に飯鉢を持して住處に還歸せり。諸苾芻見て問うて曰はく、「袋中に盛滿せるは何處より將來せりや」。報じて言はく、「願はくは我姉妹よ、無病長壽ならんことを。彼が教化に緣りて我れ美食を得たれば」。諸苾芻曰はく、「具壽、諸尼をして飲食を教化せしめて受用すべけんや」。答へて曰はく、「何に據りてか合はざる、深めて誠に理に應ぜん、豈に我れ食はずして自ら餓えて死なんや」。少欲苾芻聞いて嫌賤を生ずらく、「云何が苾芻にして苾芻尼をして飲食を教化せしめて受用せる」。此因緣を以て具に世尊に白すに、世尊は乃至、廣く爲に問答したまひ、「……爲に學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻にして、苾芻尼の讃歎因緣にて得たる食なるを知りつゝ食せんには波逸底

迦なり」と。

是の如く世尊は諸苾芻の爲に學處を制したまひ已れり。室羅伐城に一長者ありて二種の業を爲せり、一には謂はく興易、二には謂はく營農なりき。曠野中に於て地を耕すこと既にして訖りて穬麥の種を下し、即ち田處に於て葺いて小廬を作り、復錢財を持して餘處に興易せり。時に乞食苾芻あり人間に遊行して室羅伐に至り、城を出で觀望して彼小廬を見て是の如きの念を作さく、「此處閑靜にして止宿を爲すに堪へたり」。即ち便ち日毎に城に入り乞食しては權く小廬に停まりしに、人氣に由りての故に諸餘の鳥鹿は來りて侵損せず、復時雨を蒙けて苗實極成せり。時に彼長者は他處に經求して安隱に至るを得、貨物を藏擧して洗浴し食し已りて其婦に告げて曰はく、「我れ先時に於て某處の田中に於て穬麥の種を下して遂に經求に出でぬ、知らず今時種を得べきや不や」。遂に田中に往いて見るに苗實成熟せりければ便ち是念を作さく、「我が所種の苗は籬柵を作さず、亦人をして守護を爲さしめざりしに、何の故にか今時非意に成熟せる」。即ち便ち按行せるに人跡あるを見たれば、蹤を尋ねて去いて舊の草廬に至り、戸内を窺ひ觀るに乞食者の跏趺端坐して宴默禪思せるを見ぬ。長者便ち念ずらく、「我田成ずるを得たるは此人の力に由りてなり」。遂に前んで問うて曰はく、「聖者は斯に住せりや」。答へて言はく、「是の如し」。長者告げて言はく、「聖者、此は是我田なり、幸に可しく依住すべし。若し華葉及び齒木を須ゐんには、意に隨うて取るべし、明(日)我家に就りて爲に疎供を受けたまへ」。苾芻報じて曰はく、「我れ是れ乞食人なれば他請を受けざるなり」とて、便ち相許さゞりき。時に彼長者は禮足して去り、既にして家に至り已り婦に報じて曰はく、「賢首、應に倉庫を料理すべし、田麥極成したれば」。婦曰はく、「仁、我を誑さんとするや」。夫曰はく、「我先に種を下して籬柵を安かず、亦人をして守護を爲さしめざりしに今極めて成熟せり、何事か相誑さん、汝疑を致すこと勿れ」。婦其故を問ふに答へて曰はく、「我れ田邊に於て一草室を造りしに、

乞食者あり彼に於て居停し、其力に由りての故に苗實成熟せるなり」。婦曰はく、「若し是の如くならんには何ぞ舍に就いて食を受けんことを請じ來らざりし」。答へて曰はく、『我已に言請せるも彼背へて受けずして自ら云はく、「我は是れ乞食人なれば他請を受けじ」と』。婦曰はく、「彼乞食者は日に百家を歴て乞求に辛苦して方に能く滿腸す、仁慇懃ならざりければ受けざりし所以なり、宜しく更に去いて苦に相邀屈すべし、必らず應に爲に受くべし」。時に彼長者は婦の勸を聞き已りて遂に便ち復去り、至り已るに禮足して白して言さく、「聖者、幸に願はくは慈悲もて明(日)當に宅に就りて我が微供を受けらるべし」。苾芻報じて曰はく、「長者、我は是れ乞食人なれば他請を受けさるなり」。長者報じて曰はく、「願はくは當に意を降して明(日)我家に至り略りて疎食を受けらるべし、所請に違する勿らんことを」。時に乞食人は彼長者の慇懃に已まざるを見て遂に默然して受けしに、長者は受けたるを見て禮足して去れり。既にして舍に至り已るに其婦に告げて曰はく、「賢首、乞食苾芻は已に我請を受け 明日來るを許ひければ應に可しく爲に上妙の飲食を辦ふべし」。其婦聞き已りて卽ち便ち備に辦ふらく、「冷食に堪ふるは今日預じめ爲し、須らく熱食すべきは明日に營作せん」。是時餘の乞食苾芻ありて田中草室の內に來至して乞食者を喚んで曰はく、「可しく來りて共に乞食を行ずべし」。報じて曰はく、「別に長者あり來りて我に食を請じ、時至らんに當に赴くべければ相隨ふに及ばじ」。餘の乞食者是の如き語を作さく、「汝は大福田なれば能く利養を獲て物の爲に受請するなり、時至らば當に行くべし」。爾の時吐羅難陀苾芻尼は日の初分に於て衣を著し鉢を持し、城に入りて乞食し巡りて次に彼の供を設けし家に至れり。便ち其舍に入り長者婦を見て報じて言はく、「妙相、願はくは汝、無病長壽ならんことを。當に我に食を施すべし」。婦人答へて曰はく、「聖者、且らく去れ、我に憂愁あれば食を授くべきなし」。問うて曰はく、「何の憂なりや」。答へて曰はく、「乞食者を請じ、來りて舍に就るを許へるに今既にして至らざれば、其の絕食せんを恐れて

是故に憂を懐けり」。尼便ち報じて曰はく、「我若し喚び來らんに我に食を與ふるや不や」。報じて言はく、「食を與へん」。尼曰はく、「我は食を蒙くと雖、其伴は如何」。報じて言はく、「亦與へん」。「守寺の尼には誰か當に食を與ふべき」。報じて言はく、「亦與へん」。吐羅難陀便ち是念を作さく、「城に入れる乞人は今皆出でんと欲すれば、新に來り入らん者は卽ち是れ其人なり」とて、尼は城門に往いて遙かに望みて住せり。其乞食者は是の如きの念を作さく、「我既に請を受けて乞食を爲さゞれば、且らく善品を修め、時至らんに當に行くべし」。時至らんと欲せるを看て、衣を著し鉢を持し往いて城中に赴けり。時に吐羅難陀見て便ち念へらく、「此の來者は是れ請を受けたる人ならん」。卽ち前んで問うて曰はく、「聖者は某甲舍に於て其請を受けたりや」。答へて言はく、「爾り」。尼曰はく、「我れ彼家に於て已に相讃歎せり」。報じて言はく、「姉妹、我先に汝をして相讃歎せしめたりや」。便ち是念を作さく、『世尊說きたまへるが如くんば、「若し苾芻尼の讃歎して得たる食は、卽ち應に食すべからず」と。我今寧ろ可しく飢を忍びて食を絶つべし、此に緣りての故に而ち其罪を犯ぜじ』。卽ち回り還らんと欲せるに、吐羅難陀は其去らんと欲せるを見て報じて言はく、「聖者、我は仁が名字氏族を知らざれば、云何がしてか輒爾に共に相讃歎せん」。時に乞食者報じて言はく、「姉妹、若し先は是れ實ならんに後は便ち妄語なり、若し後は是れ實ならんに前言は是れ虛なり」。是語を說き已りて遂に本處に還れるに、尼は極めて羞恥して便ち乞食を行ぜり。時に彼苾芻は草室に還歸せるに、乃し食力未だ盡きざるに至る已來は諸の善品を修せるも、食力消え已るに遂に便ち倚臥せり。餘の乞食者來りて之に問うて曰はく、「食は是れ他物なり、腸豈に他ならんや」。答へて言はく、「我れ何の所作をかなせる」。報じて曰はく、「多く貪りて飽食し、遂に諸善品を修すること能はざらしめたれば」。問ふ、「誰か貪りて飽食せる」。答へて曰はく、「汝は是多く貪れるなり」。報じて曰はく、「我曾て食せざりき」。問うて曰はく、「何の因緣ありてなりや」。時に乞食者は具に其事を以て諸苾芻に

白し、諸苾芻は緣を以て佛に白せるに、佛言はく、「施主の先に意ありしを除き、食を受けんに無犯なり」。爾の時世尊は持戒を讃歎し破戒者を呵して諸苾芻に告げて曰はく、『前は是れ創制、此は是れ隨開なり。諸苾芻の爲に其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻尼にして苾芻尼の讃歎因緣にて得たる食なるを知りづゝ食せんに、施主の先に意ありしを除きて波逸底迦なり」と』。

「若し復苾芻」とは、謂はく是れ六衆なり、餘の義は上の如し。「苾芻尼」とは、謂はく吐羅難陀なり。「讃歎」とは、其二種あり、一は持戒を讃歎し、二は多聞を讃歎するなり。「食」とは、二種あり、已に上に說けるが如し。「食せんに」とは、謂はく呑咽するなり。「施主の先に意ありしを除きて」とは、若し施主先に心ありて此苾芻を請ぜるには、設令讃歎せんとも之を食せんに無犯なり。

此中の犯相、其事云何。如し衆多苾芻ありて俗家の請を受けんに、若し苾芻尼先に其舍に往いて是の如きの語を作さん、「仁等供を設くるは何の苾芻を請ぜんとするなりや」。報じて言はく、「某甲なり」。尼曰はく、「何の麨をか行さんと欲せる」。施主報じて曰はく、「麁麨を施さんと欲す」。尼曰はく、「應に細麨を與ふべし、彼苾芻は或る預流果を證得せる者あり、或は一來果を得たる者、或は不還果を得たる者、或は阿羅漢を證得せる者あれば」。尼曰はく、「何の酥をか行さんと欲せる」。報じて曰はく、「羊酥なり」。尼曰はく、「應に牛酥を與ふべし、彼苾芻は四果を得たるが故に」。尼曰く、「何の鹽をか行さんと欲せる」。報じて言はく、「鹼鹽なり」。尼曰はく、「應に石鹽を與ふべし、彼苾芻は四果を得たるが故に」。若し酪漿を行さんには「應に酪漿を與ふべし」と(曰ひ)、……乃至、諸菜餅果悉く皆勸めて勝上の好者を與へ(しめ)、非時に砂糖漿を與へんと欲せるに、尼は「應に石蜜漿を與ふべし」と曰ひ、粟米飯を與へんと欲せるに、尼は「應に粳米飯を與ふべし」と曰ひ、菜羹を與へんと欲せるに、尼は「應に肉羹を與ふべし、彼苾芻は四果を得たるが故に」と曰ひ、若し諸苾芻にして、苾芻尼が彼の主麁食を行さんとするを見ん時、好を行さんことを勸讃して「彼苾芻は勝果

【三】鹼鹽。天地の鹹地より採れる鹽。

を獲得したれば」と讃ぜんに、若し苾芻是の如きの虚相もて讃歎せるを知りつゝ、其食を食せんには皆波逸底迦を得ん。若し苾芻尼にして苾芻を讃歎して、「三藏を持てり、應に好を與ふべし」と云はんに、食せんには惡作罪を得ん。若し苾芻にして實に諸果を得、實に三藏を解せんには、尼讃歎せりと雖之を食せんに無犯なり。又無犯とは、謂はく最初犯の人、或は癡狂と心亂と痛惱所纏となり。〔三〕

【三】此下、聖本には光明皇后の願文あり。